

令和元年（二〇一九年）度
国際仏教学大学院大学
博士学位論文

『提謂波利經』の研究

指導教員 落合 俊典 教授

仏教学研究科 博士課程

学籍番号 一三二一一 新田 優

凡例

- 一、本文・書誌情報の表記は、当用漢字、現代仮名遣いで統一した。ただし固有名詞・引用文等はこの限りではない。
- 二、本文中の暦年は原則として和漢暦にて表記し、西暦を（ ）内に示した。

〔例〕 太平真君七年（四四六）

- 三、巻数・頁数・年号等の数字は、概ね単位語なしの漢数字にて表記した。
- 四、書名・経典名には『 』を附し、章編名や学術雑誌所収論文には「 」を附した。
- 五、原文引用箇所における（ ）は割注を示す。
- 六、叢書の名称、敦煌写本については、左記の通り略称を用いた。

大正 大正新脩大藏経

卍続藏 卍続藏経（台北・中国仏教会影印卍続藏経委員会）

S. スタイン将来イギリス大英図書館蔵敦煌写本

P. ペリオ将来フランス国立図書館蔵敦煌写本

BD. 中国国家図書館蔵敦煌写本

Jx. オルデンベルグ将来ロシア科学アカデミー東洋学研究所サンクトペテルブルグ支部蔵敦煌写本

IU. イスタンブール大学図書館蔵敦煌写本

- 七、『提謂波利経』の経文を引用する際は、原則として写本原文ではなく、訳注篇に掲載した校訂文を用いた。

目次

序論

はじめに	1
第一節 経録・僧伝の整理	2
第二節 先行研究概観	8
第三節 本研究の目的・方法・構成	22

第一章 『提謂波利経』諸本及び引文の整理

はじめに	31
第一節 敦煌本の書誌学的検討	42
第一項 牧田諦亮による敦煌本の紹介とその問題点	42
第二項 書誌学的検討による敦煌本四本の関係	48
第二節 『提謂波利経』引文の整理	65
第一項 身延文庫蔵「大乘義章抄」所引の新出引文紹介	65
第二項 『提謂波利経』引文の整理	74
小結	86
『提謂波利経』本文・引文対照	90

第二章 『提謂波利経』出典考証——『分別善悪所起経』との前後関係の検討——

はじめに	131
第一節 経典・漢籍における『提謂波利経』との同文・類似の文言の検出	132

第二節 『分別善惡所起經』の基礎情報と先行研究	159
第一項 経録にみる『分別善惡所起經』	159
第二項 先行研究概観	161
第三節 飲酒三十六失の比較検討	163
小結	173
第三章 『提謂波利経』本文の特色	
はじめに	175
第一節 提謂・波利の人物像	176
第二節 両舌戒の重視	180
小結	196
附論 五戒配列順序Bの考察	199
第四章 『提謂波利経』撰述の時代背景——太武帝廢仏・文成帝復仏時の国家と仏教——	
はじめに	207
第一節 太武帝による廢仏の概要	207
第二節 先行研究に見る廢仏の原因	211
第三節 廢仏の詔の検討	218
第四節 文成帝による復仏の検討	224
小結	229
第五章 『提謂波利経』撰述の意図	
はじめに	235

第一節	提謂・波利の人物設定の解釈	235
第二節	両舌戒の重視の解釈	238
小結		241

結論		245
----	--	-----

訳注篇

『提謂波利経』卷上	校訂・訳注	252
『提謂波利経』卷下	校訂・訳注	374

参考文献		468
------	--	-----

謝辞

序論

はじめに

本研究は北魏の沙門曇靖によって撰述された上下二巻の疑經（中国撰述經典）『提謂波利經』を対象とする。

經題に見られる「提謂」「波利」とは、仏伝中に登場する二人の商人の名である。二人は積尊の成道後に初めて食を献じ、積尊の勸戒により三宝に帰依して最初の在家信者となった人物として伝えられており、その伝承は種々の仏伝・律典類¹に見られる。本經は二人の伝承を下敷きとして、仏と提謂・波利との問答形式をとり、仏が二人に在家の五戒と中国伝統思想である五行思想とを関連付けて説くものである。

現存する經録における本經の初出は『出三藏記集』であり、「新集疑經偽撰雜錄第三」中に録されることから梁代には既に經録上で疑經と判断されていたことが窺える。以来疑經と判定され、現存する刊本大藏經のいずれにも入藏されていない。疑經は撰者不明で伝えられるものが大半であるが、『提謂波利經』は後述するように經録・僧伝に撰者・撰述地・撰述理由が明記されている。疑經と判断されて以降も、天台智顛の著述をはじめとする諸書に引用され、劉虬が五時の教判で最初の人天教として『提謂波利經』を挙げ²、また『統高僧伝』には『提謂波利經』が民間で広く習われたという記述も見られるなど³、疑經でありながら広く流布していたことが窺える。

ここでは具体的な検討に先立ち、『提謂波利經』研究の基盤となる經録・僧伝における記述の整理を行うと共に、塚本善隆を嚆矢とする『提謂波利經』研究史上の主要な論文を回顧し、その到達点及び問題点を明確にした上で、本研究の目的・構成を述べたい。

第一節 経録・僧伝の整理

まず『提謂波利経』並びにその撰者・曇靖に言及する、経録・僧伝の記述を提示し、『提謂波利経』研究の基盤となる情報を整理確認する。

一、経録

『提謂波利経』に言及する経録は、以下の九つである。

- 『出三蔵記集』卷四・卷五・卷一二（梁・僧祐、五一〇—五一八年撰述）
- 『衆経目録』卷一・卷四（隋・法経、五九四年撰述。以下『法経録』）
- 『歴代三宝紀』卷九・卷一二（隋・費長房、五九七年撰述）
- 『衆経目録』卷四・卷五（隋・彦琮、六〇二年撰述。以下『仁寿録』）
- 『衆経目録』卷四・卷五（唐・静泰、六六三—六六五年撰述）
- 『大唐内典録』卷四（唐・道宣、六六四年撰述）
- 『大周刊定衆経目録』卷一二・卷一五（周・明佺、六九五五年撰述）
- 『開元积教録』卷五、卷一五、卷一八（唐・智昇、七三〇年撰述）
- 『貞元新定积教目録』卷八、卷二五、卷二八（唐・円照、八〇〇年撰述）

以上九部のうち『法経録』と、『仁寿録』以下の六部を合わせた計七部の内容は、『出三蔵記集』・『歴代三宝紀』の記述を踏襲するものであり、新たな記述は見られない。そのため『出三蔵記集』『歴代三宝紀』の原文を提示し、そこから読み取れる情報を整理する（語注を附し、得られた知見の典拠には丸数字を附した）。

『出三藏記集』(梁・僧祐、五一〇—五一八年撰述)

(1) 『出三藏記集』卷四(大正五五、三四頁下)

① 新集續撰失譯雜經錄第一

(…中略…)

提謂經一卷

(2) 『出三藏記集』卷五(大正五五、三九頁上)

② 新集疑經僞撰雜錄第三

(…中略…)

提謂波利經③二卷(④舊別有提謂經一卷。)

右一部、⑤宋孝武時^{※1}、⑥北國^{※2}比丘曇靖撰。

※1 宋孝武時…宋孝武帝は、南朝劉宋の第四代皇帝。四五三—四六四年在位。

※2 北国…北魏を指す。

(提謂波利經二卷(旧舊くは別に提謂經一卷有り。)

右一部、宋孝武の時、北国比丘曇靖撰す。)

(3) 『出三藏記集』卷一二(大正五五、九〇頁下)

法苑雜錄原始集目錄序第七

(…中略…)

⑦ 旋塔圍遶記第一三(出提謂經)

(…中略…)

右二十二首、佛寶集卷第一。

以上、現存する経録における初出である『出三蔵記集』に見られる『提謂波利経』の情報としては、以下の七点が挙げられる。

- ① 「新集續撰失譯雜經録第一」に録されることから失訳の一卷本『提謂経』(真経)が存した。
- ② 「新集疑経偽撰雜録第三」に録されることから『提謂波利経』は疑経である。
- ③ 卷数は二卷。
- ④ 古くは別に一卷本が存在した。
- ⑤ 撰述時代は宋・孝武帝在位(四五三―四六四年)中。
- ⑥ 撰者は北国の比丘曇靖。
- ⑦ 『提謂経』中に「旋塔圍遶記」という章または旋塔圍遶に関する記述があることが、『仏宝集』卷一⁴に記されている。この「提謂経」が一卷本を指すか二卷本を指すかは不明であり、また後述の現存敦煌本『提謂波利経』中には旋塔圍遶に関する記述は見られないが、『提謂波利経』逸文(後述の引文^{②⑤}―^{②⑨})中には旋塔圍遶に言及する記述が見られる。

『歴代三宝紀』(隋・費長房、五九七年撰述)

- (1) 『歴代三宝紀』卷九(大正四九、八五頁中)
提謂波利経二卷(見三蔵記)

右一部合二卷。宋孝武世、元魏沙門釋曇靜^①、^⑧於北臺^②撰。^⑨見其文云、東方太山、漢言代嶽。陰陽交代故云代嶽。於魏世出、只應云魏言、乃曰漢言。不辯^③時代、一妄。太山即此方言、乃以代嶽譯之。兩語相翻、不識梵魏、二妄。其例甚多、不可具述。備在兩卷經文。舊録別載有提謂経一卷。與諸経語同。^⑩但靖^④加足五方五行^⑤、用石糝金。致成疑耳。今以一卷成者爲定。

※1 靜…「靖」の誤りか。

※2 北臺…現・山西省大同市。

※3 辯…宋・元本、宮内庁書陵部本は「辨」とする。

※4 靖…宋元明の三本及び宮内省本は「靜」とする。

※5 五方五行…高麗本は「五方行」とし、宋元明の三本と聖語藏本は「五方五行」とする。「二卷本は、一卷本に曇靖が五方五行思想を加えたものである。」と読む三本・聖語藏本が正しいであろう。『歴代三宝紀』を踏襲する『大唐内典録』においても「五方五行」と改められている。

提謂波利經二卷〈三藏記に見ゆ〉

(右一部合して二卷。宋孝武の世、元魏沙門釋曇靜、北臺に於いて撰す。其の文を見るに云わく、「東方太山、漢に代嶽と云う。陰陽交代するが故に代嶽と云う。」と。魏世に於いて出ずれば、只だ應に魏言と云うべきを、乃ち漢言と曰う。時代を辯ぜざる。一妄なり。太山即ち此方の言なるを、乃ち代嶽を以て之れを譯す。兩語を相い翻にして、梵魏を識らず。一妄なり。其の例甚だ多く、具に述ぶるべからず。備さに兩卷の經文に在り。舊録に別に提謂經一卷有るを載す。諸經と語同じ。但だ靖、五方五行を加足するは、石を用いて金に糅まじうるなり。疑と成すに致るのみ。今一卷と成す者を以て定と爲す。)

(2) 『歴代三宝紀』卷一三(大正四九、一一三頁上)

大乘修多羅失譯錄第二

(…中略…)

提謂經一卷

以上、『出三藏記集』に比べ、以下の情報が追加されている。

⑧ 撰述地は北台(現・山西省大同市)。

⑨ 『提謂波利經』の経説には、上下二卷のいずれにも欺罔が多く見られると言い二例を挙げる。

⑩ 二卷本は一卷本『提謂經』に五行五方思想を加えたものとされる。

ただし⑩「二巻本は一巻本『提謂經』に五行五方思想を加えたものである」についてはやや疑問が残る。一巻本について「舊録に別に提謂經一卷有るを載す」と述べていることから、同書の撰者である費長房は一巻本『提謂經』を実見してはいないようである。⑩の情報の根拠は不明であり、一巻本が現存していないため両者の対比による検証は叶わず、その信憑性に疑念が持たれる。ただし、「東方太山、漢言代嶽。陰陽交代故云代嶽」の引文は後述する敦煌本にも認められ⁵、一巻本を実見した上での記述であることは確認される。

二、僧伝

『提謂波利經』の撰者・曇靖の伝記は、『統高僧伝』巻一「曇暉伝」に附伝として採録されているが、その内容のほとんどが『提謂波利經』についての記述である。内容の大半は『歴代三宝紀』を踏襲しているが、新たに重要な情報が二点見られる。

『統高僧伝』巻一（唐・道宣、六四五年撰述。大正五〇、四二八頁上）

時又有沙門曇靖者。以創開佛日^{※1}、^⑪舊譯諸經竝從焚蕩。人間誘道^{※2}、憑准無因。乃出提謂波利經二卷。意在通悟、而言多妄習。故其文云、東方泰山、漢言代^{※3}嶽。陰陽交代故謂代嶽。出於魏世、乃曰漢言、不辨時代。斯一妄也。太山即此方言、乃以代嶽譯之。兩語相翻。不識梵魏。斯二妄也。其例甚衆、具在經文。尋之可領。舊録別有提謂經一卷。與諸經語同。但靖^{※4}加五方五行、用^{※5}石糝金。疑成僞耳。⑫竝不測其終。隋^{※6}開皇^{※7}關壤^{※8}。往往民間猶習提謂。呂義各持衣鉢、月再興齋。儀範正律、遞相鑑^{※9}。檢。甚具翔集^{※10}云。

※1 佛日：仏の光。仏の徳が無明の闇を破ることを日に例えた語。 ※6 隋：宋・元・明本、宮内庁書陵部本は「隋初」とする。

※2 道：宋・元・明本、宮内庁書陵部本は「導」とする。 ※7 隋開皇：五八一—六〇〇年。

※3 代：宋・元・明本、宮内庁書陵部本は「岱」とする。 ※8 開壤：関中。現・陝西省。

※4 靖：元・明本は「増」とする。 ※9 鑑：宋・元・明本、宮内庁書陵部本は「監」とする。

※5 用：宋・元・明本、宮内庁書陵部本は「同」とする。 ※10 翔集：広く集まる。

(時に又た沙門曇靖なる者有り。以に佛日創開するも、舊譯諸經並びに焚蕩せらるるに從り、人間を誘道するに憑准の因無し。乃ち提謂波利經一卷を出だす。意、通悟に在るも、言、妄習多し。故に其の文に云わく、「東方泰山、漢に代嶽と云う。陰陽交代するが故に代嶽と謂う」と。魏世に於いて出で、乃ち漢言と曰うは、時代を辯せず。斯れ一妄なり。太山即ち此方の言なるを、乃ち代嶽を以て之れを譯す。兩語相い翻にして、梵魏を識らず。斯れ二妄なり。其の例甚だ衆く、具に經文に在り。之れを尋ねて領すべし。舊錄に別に提謂經一卷有り。諸經と語同じ。但だ靖、五方五行を加うるは、石を用いて金に糅うるなり。疑うらくは偽と成すのみ。並びに其の終りを測らず。隋開皇、關壤に往往にして民間猶お提謂を習う。邑義各おの衣鉢を持ちて、月に再び齋を興す。儀、正律を範とし、通いに相い鑑檢す。甚だ具さに翔集すると云う。)

① 『提謂波利經』撰述の理由を、人々の依拠すべき經典が焚蕩されたためであるとす。

② 撰述後百年以上経過した隋・開皇(五八一—六〇〇年)年間においてもなお『提謂波利經』は誦誦され、邑義において衣鉢の所持及び月二回の齋が行われたとする。

以上、二つの情報が加えられている。特に①は『提謂波利經』の撰述理由が明示される重要な記述である。次節で概観する諸先行研究においても『提謂波利經』の撰述意図に言及するにあたってはみな①の記述に依っている。また②の、『出三藏記集』以来疑經とみなされてきた『提謂波利經』が隋・開皇年間(五八一—六〇〇年)には民間において盛行していたことを伝える記述も、注視すべきである。

第二節 先行研究概観

本節では『提謂波利経』に関する主要な論著を概観することで、先行する『提謂波利経』研究の到達点と問題点とを明らかにする。

一九四一年 塚本善隆「支那在家仏教特に庶民仏教の一経典―提謂波利経の歴史―」⁶

通俗的迷信的であるとして中国仏教史上あまり顧みられなかった在家庶民層の仏教こそが度重なる廃仏を乗り越える土台であったと指摘し、その土台を造り上げた北朝における一庶民経典として散逸した『提謂波利経』に着目し、二一条の逸文を紹介する。

曇靖は沙門統曇曜の膝下にあり、曇靖による伝道用仏典の撰述を曇曜が全く関知しなかったとは考えにくいため、『提謂波利経』を「公認の偽経」とであると述べる。その内容は三帰五戒、年三齋・月六齋・八王日等の経説を、月令・五行・泰山・司命等の中国庶民信仰と習合させて説くものであり、道教的仏教と見なす。その撰述の社会背景として、太武帝に重用された寇謙之の道教が仏教の所説儀礼を取り入れた仏教的道教であったこと、また当時の朝廷が仏道両教を併せ崇奉したことを指摘し、曇靖の撰述意図を『続高僧伝』曇靖伝により「廃仏後焚蕩せられた経典の欠を補うため」と読み解く。

宗教としての中国仏教の社会への浸潤とそれが持つ中国仏教史上の意義を「後漢末に黄帝老子の信仰に接近して初めて漢土に伝わった道教的仏教を再興させた」、「同時代の類似の偽経とともに中国庶民間に道教的仏教を弘め、近世まで永く存続せしめた」と述べる。

また天平勝宝六年（七五三）、天平玉字七年（七六三）の正倉院写経文書に『提謂経』二巻書写の記録が見られることから、『提謂波利経』は日本の奈良朝においても書写されていたことを述べる。

一九五六年 道端良秀「中国仏教に於ける五戒と五常の問題」⁷

儒教・道教思想を地盤とする中国への仏教流通の一手段として説かれた五戒と五常との対応を論じるにあたり、両者の一致を説く最初の偽経として『提謂波利経』に着目する。塚本抽出の逸文中で五戒五常の一致を説くものは六条あるが、逸文によってその配当が異なることを指摘し、配当の仕方によって以下のように分類する（太字で示した経は『提謂波利経』逸文）。

第一類…五戒を五常に配合させるもの（五常の順序が正しく、五戒の順序を乱すもの）⁹

↓不殺（仁）・不盜（義）・不婬（礼）・不飲（智）・不妄語（信）『金光明文句』

第二類…五戒を五戒に配合させるもの（五戒の順序が正しく、五常の順序を乱すもの）

↓不殺（仁）・不盜（義）・不婬（礼）・不妄語（信）・不飲（智）『法苑珠林』

第三類…五戒・五常の順序を正しく配合させるもの

↓不殺（仁）・不盜（義）・不婬（礼）・不妄語（智）・不飲（信）『破邪論』

第四類…五戒・五常の順序を乱し配合させるもの

↓不殺（仁）・不盜（智）・不婬（義）・不飲（礼）・不妄語（信）『仁王經疏』¹⁰

またこれらは配合の仕方よりも、五戒を五常に配合するか五常を五戒に配合するかが重要であり、第一類は五戒の順を変え五常に調和させるので仏教を儒教に調和させたもの、第二類は反対に儒教を仏教に調和させたものであると述べる。五戒・五常のそれぞれの配当に確定的な理由はなく、配当の相違については「伝承の間に各々自然に異りを来たしたものであろう」と述べられている。

一九六四年 牧田諦亮「中国仏教における疑經研究序説―敦煌出土疑經類をめぐって―」¹¹

S.2051『提謂波利經』下卷（首欠）の存在に言及する。

一九六八年 牧田諦亮「敦煌本提謂經の研究（上）―安世高譯分別善惡所起經との類似―」¹²

後漢・安世高訳『分別善惡所起經』と『提謂波利經』巻下後半部分の酷似（不殺生により得られる五福、飲酒三六失等）を指摘する。『分別善惡所起經』は『歴代三宝紀』以降安世高訳とされているがその信憑性は薄いと述べ、『分別善惡所起經』はおそらく六朝時代の疑經、文体から見れば『提謂波利經』のほうが古いのではないかと推定する。

また北京図書館本『仏説提謂五戒并威儀』（霜一五、首欠）、ロシアのアジア民族研究所所蔵の敦煌本『提謂波利經』卷下を紹介する。『仏説提謂經』卷下の翻刻及び逸文・『分別善惡所起經』等を用いた校訂文を掲載。

一九七〇年 牧田諦亮「北魏の庶民經典について」¹³

『魏書』釈老志の記述や北魏の經疏類は有識僧侶間に行われた仏教であり、庶民信仰からはかけ離れた政治的色彩が強いものと指摘する。庶民救済の根柢である仏教の本質を探るため、北魏に撰述された疑經『提謂波利經』・『宝車經』・『淨度三昧經』の三經を取り上げてその經説を紹介する。沙門統曇曜を中心として開鑿された雲崗石窟に見られる仏教（主要な漢訳仏典や、仏伝彫刻の思想的根柢『太子瑞應本起經』を中心として展開）は、公式的な仏教石窟構造を規定したものであり、『提謂波利經』等の疑經こそが北魏の実社会に流布し信仰されたものであると述べる。

經録中で数百部を数える疑經類だが、その撰述年代を伝えるものがほとんど存在しない中で上記三種の疑經はそれらを明記する数少ないものであると指摘し、これらがいずれも北魏の時代の撰述であることは、北魏の社会に行われた仏教を考察する上で興味深い事実であると述べる。

『提謂波利經』卷下及び北魏の疑經と推定される『分別善惡所起經』に説かれる飲酒三六失の記述¹⁴等にかがえる身近で具体的な説き方から、北魏の疑經に見る中国社会に信奉された仏教は、僧侶間に誦誦された形式的な漢訳仏典の講解ではなく、儒教中心の中国社会に中国人の仏教として発展するための現実生活に即した經説であったとの見解を示す。

一九七一年 牧田諦亮「敦煌本提謂經の研究（下）——安世高譯分別善惡所起經との類似——」¹⁵

塚本紹介の逸文と新出の敦煌本『提謂波利經』卷下とを比較。逸文中には敦煌本『提謂波利經』と一致しない引用文が見られるが、『法苑珠林』引用の『提謂波利經』は敦煌本『提謂波利經』とほぼ一致することから、『法苑珠林』編纂当時（六六八年）の『提謂波利經』と敦煌本『提謂波利經』卷下とは同一系統であろうと指摘する。

また敦煌本『提謂波利經』卷下によって、『提謂波利經』の経説の概要を記す。「後世の富貴を求めんとする者は」と、仏経らしからぬ記述が見られる点を指摘し、避けるべきはずの「後世の富貴」をまず説き、これを手引きとして最後に「泥洹道を得んと欲する者はこの経を讀め」と締めくくるところに、時代を生きる經典としての特質があるとする。

さらに敦煌本『提謂波利經』卷下に見られる二五善神、六斎日八王日等の経説が『淨度三昧經』や『四天王經』等の経説に類似していることを指摘。

一九七三年 牧田諦亮「ペリオ本「提謂經」について」¹⁶

ペリオ本『提謂波利經』卷上 (P.3732) を紹介する。同写本は卷首・卷尾を欠くため経名が未詳であるが、

・『提謂波利經』卷下である S.2051 (首欠) には全く該当しない。

・五行、五方、五蔵、五戒、五岳などについて詳述している。

・『歴代三宝紀』卷九に『提謂波利經』の文として記載される「見其文云、東方太山、漢言代嶽、陰陽交代、故名代嶽」の一文が、

P.3732 現存一〇一一行に見られる。

・智顛『仁王護国般若経疏』卷二、法琳『弁正論』卷一等に見られる逸文に類似する箇所が見られる。

等の点から、『提謂波利經』卷上であると推定する。また、P.3732 の翻刻を掲載。

一九七六年 牧田諦亮『疑經研究』第四章 提謂經と分別善惡所起經—眞經と疑經—¹⁷

自身の『提謂波利經』関連論文をまとめた形であるが、新たな翻刻資料として「北京本提謂經五戒威儀」(霜字一五号)の後半部分「五戒威儀」を掲載する。

一九七六年 土橋秀高「敦煌資料「仏説提謂五戒経并威儀卷下」について」¹⁸

北京図書館本霜字一五号『仏説提謂五戒経并威儀卷下』の内容及び問題点について論じる。その内容について、前半部分の『提謂波利経』巻下では五戒についての序説に続いて五戒の五福報と五惡の五罪報が列挙され、後半の「五戒威儀」では(一)受五戒者の当行七事、(二)復有五事、(三)次行五事、(四)入寺一事、(五)作礼一〇事、(六)齋日入衆二事、(七)坐七事、(八)布香一四事、(九)入講堂八事、(一〇)繞塔八事、(一一)見仏像七事、(一二)入沙門戸六事、(一三)宿寺五事、(一四)厠五事、(一五)澡手五事、(一六)浴室五事、(一七)温室五事、(一八)見沙門五事、(一九)寺中作飯七事、(二〇)侍沙門飯七事、(二一)請沙門飯七事、(二二)持澡瓶水五事、(二三)持澡槃、(二四)持毛巾五事、(二五)掃地五事、(二六)入市買物六事、(二七)受請飯二二事、(二八)耆老共食五事、(二九)道路五事、(三〇)優婆夷家五事、(三一)不入優婆塞家四事、(三二)居家一六事、(三三)臥六事、(三四)優婆夷入寺一事の三四項目二五〇条を挙げ、これを奉持する者は五福を得、持たざる者は五罪を受けるとして総括的な五福五罪を説くものと解説する。

北京図書館本霜字一五号の問題点として、『提謂波利経』に「五戒威儀」を附しながら、題目を「提謂経卷下并五戒威儀」ではなく「仏説提謂五戒経并威儀」とする点、またS2051が「長者提謂五百人等」とするところを北京図書館本では「長者等五百人」として、「提謂」の名を出さない箇所が見られるという点を挙げる。また北京本の尾題による限りは二巻本『提謂波利経』との関わりを否定することはできないとしながらも、北京図書館本前半とS2051後半との符合する部分が一巻本『提謂波利経』であった可能性に言及する。さらには提謂に限定せず賢者・優婆塞一般のためにまとめられた「五戒と威儀の庶民仏典」とみるほうが、写本の原意に親しいと述べる。

一九八八年 中嶋隆蔵「疑経に見える疾病・養生観の一側面―『提謂経』とその周辺―」¹⁹

『提謂波利経』の身体観が仏教医学において占める位置についての検討、及び智顛の『提謂波利経』受容について論じる。『提謂波利経』の特色として、『提謂波利経』が五行の相生順を「土木火金水(土)」とし、土行と土行に配される両舌戒とが五行五戒の中心であると説き、他の四行四戒を統括するものと位置付ける点を指摘する。

一九八八年 春本秀雄 『提謂波利経』と讖緯思想²⁰

太武帝廢仏を経た文成帝復仏政策の一環として『提謂波利経』を取り上げ、北魏時代に流行した讖緯思想との関係を論じる。現存の『提謂波利経』中に讖緯思想に係る記述はないが、P.3732や『歴代三宝記』の逸文等に複数見られる「漢言」という記述に注目し、『提謂波利経』内で用いられる「漢言」は必ずしも中国古籍を踏まえた表現ではなく、当時通行していた思想を取り入れたもの、「仏言」を布衍補足するものとする²¹。「漢言」についての考察と、北魏社会が讖緯思想を信用していた社会であったという背景から、『提謂波利経』の中に直接的に讖緯思想を見出せずとも、陰陽五行思想として讖緯思想が生息している、と考察する。

一九八九年 春本秀雄 『提謂波利経と五行思想』²²

P.3732に「始星漢言為歳星」というように出る五星の名についてその出典を挙げ、「漢言」とされる「歳星」「熒惑(惑)」「太白」「辰星」「鎮星」は木星・火星・金星・水星・土星にあたるため正しい五行配当であるとする。「漢言」でない「始星」「明星」「金星」「輔星」「尊星」については、「始星」「尊星」は古籍中に見られないとし、「明星」は火星ではなく金星であることから、仏教の五星観と中国の五星観とは異なる、と述べている。五星観が異なるにも関わらずこれを結びつけたのは、当時の人々に仏教を受け入れ易くするためであり、そのために無理にでも当時人々の間で流行していた五行思想を取り入れたものと解釈する。

一九九〇年 鎌田茂雄 『中国仏教史』第四卷 南北朝の仏教(下)「第四章 中国的仏教の萌芽—疑経の成立—」²³

「北朝の疑経」の一つとして『提謂波利経』を紹介する。『提謂波利経』の概要を述べる中で『提謂波利経』巻下の内容について簡述し、以下のような見解を示す。

- ・ 後世の富貴を願う者に対して読むのを勧めることから、商人や庶民の願いを叶える經典である。
- ・ 「仏が涅槃後に五乱を生じること憂う」とある五乱(五道の乱、人民の乱、鬼神の乱、九六種外道の乱、正法の乱)とは、寇謙之による新天師道の教団や太武帝の廢仏、仏教匪の反乱などを指しているのではないかと述べる。

・五乱の世にあつて守戒せず人をけなすならば地獄に墮ちるとの記述について、廃仏後の復仏の時に五戒を厳守した正しい仏教が行われることを願ひ、曇靖がこのように記したと述べる。

一九九〇年 春本秀雄 『提謂波利経』と中華思想²⁴

P.3732 『提謂波利経』中に見られる「漢言」について、『歴代三宝記』や『統高僧伝』が「北魏に撰述された経であるので漢言ではなく魏言とすべきであり、漢言とするのは時代を弁別しない妄謬である」と批判することに対し、「北方拓跋部君長の建国した魏よりも、中華思想の意識により、漢文化の権威をもって「仏言」を「漢言」として解釈し、言い換えたのであると思われる。」との見解を示す。

一九九一年 春本秀雄 「疑経と讖緯思想―特に『提謂波利経』について―」²⁵

自身のそれまでの『提謂波利経』に関する考察を統括し、また『提謂波利経』中に伝統的な五行の相生説と異なる相生順や、経中に述べる五戒と五常の配当に二通りの説が見られることについて、

① 『提謂波利経』の経典自体に何か問題があるのではないか。

② 『提謂波利経』の作者・曇靖の識見に問題があるのではないか。

と、二つの理由を挙げ、また可能性として、『提謂波利経』に見られる五行思想が実際に北魏当時の社会で行われていたのかもしれないと述べる。

一九九六年 蕭登福 『道仏十王地獄説』第二篇、「第四章 敦煌写卷《仏説提謂経》中所見道教思想」第五章 敦煌写卷《仏説提謂経》補完及校訂²⁶

第四章では『提謂波利経』に見られる道教思想の影響として、

- 一、仏教の五戒・五根を中国の五行・五方・五臓等の生剋觀念に当てはめる点
- 二、臓神（五臓に宿る神）が人体に出入して身体を保つことや、死後の魂魄が太山地獄に入るとする点
- 三、本経に見られる首過懺悔や叩頭伏地の方法は道教の影響によるものである
- 四、本経が引く道教の諸説は、後代仏教の六家七宗における本無説を形成するものである
- 五、三長斎・八王日や神祇宮衛の説は、道教の三元八節六斎十直等の説に基づくものである

の五点を提示し、それぞれについて論じる。

第五章では敦煌本『提謂波利経』諸本の整理を目的とし、P.3732（巻上）、S.2051・BD.3715（巻下）、及び『法苑珠林』卷八八・『翻訳名義集』卷七に見られる引文を対象に本経の本文提示・校訂を行う。巻下はS.2051を底本として、BD.3715・『法苑珠林』卷八八の引文を用い校訂を行う。

二〇〇六年 池平紀子「道教と中国撰述経典」²⁷

中国撰述経典が道教に果たした役割を考察するにあたり、その具体例として『提謂波利経』と『太上老君戒経』との関係を取り上げる。両経の共通点として、仏教の五戒を中国伝統思想における気の体系である五行に配当し、「五星」や「五岳」といった自然界の諸要素と関連付け、五臓と結びつけて破戒と身体の疾病との因果関係を説く等の点を挙げるが、『提謂波利経』が『太上老君戒経』に影響を与えたと見なし得る最大の理由として、五戒と五行との対応及びその配当の論理が全く一致していることを指摘する。

また両経の相違点として、『太上老君戒経』中に見られる邪淫戒の強調を指摘する。『提謂波利経』では中央土行に配される両舌戒が特に重視されるが、同じ配当が行われる『太上老君戒経』では両舌戒は強調されず、むしろ邪淫戒が重視されると述べ、当時の道教信者の間で「法」や「奉道」に仮託した性的儀礼等が行われていた可能性を示唆するものと見る。この邪淫戒の重視は『提謂波利経』の『太上老君戒経』における道教的展開の一つであるとみなす。

二〇〇七年 西脇常記『イスタンブール大学図書館所蔵トルファン出土漢語断片研究』「第四章 『提謂経』」²⁸

イスタンブール大学図書館が所蔵するトルファン文書断片群中より、『提謂経』写本の断片 I.U.No.30(verso)を紹介する。該写本は『成説光明定意経注』の紙背文書であり、全六〇行ある内容は P.3732 と重なる。写本の法量、翻刻及び P.3732 との文字の異同、巻末に写本全体のカラー写真を載せる他、写本の形態から推察されることとして、転倒符号・削除符号が施されているため校勘を経たものであること、一行から四〇行（四〇行目は経紙の継ぎ目にあたる）までとそれ以降とは書写者が異なることから破損あるいは遺失部分を後人が補ったものと推測する。さらに書写年代について、字体や経紙の長さから古い時代の特徴を具えていると述べ、唐代写本と言われる P.3732 よりも古いものであると指摘する。

二〇〇八年 池平紀子「仏・道における五戒の受持と二十五神の守護について」²⁹

五戒のうち一戒を受持することに天界より五神が降りその身を護衛し、五戒全てを受持すれば二五神により護衛を受けるという二五神説の淵源や展開を論じるにあたり、この思想が見られる疑経として『四天王経』『浄度三昧経』等と共に『提謂波利経』を取り上げる。同氏は前掲「道教と中国撰述経典」において『提謂波利経』が道教経典『太上老君戒経』に与えた影響を論じるが、五戒受持の重要性を諭す際に二五神説が用いられる点もその影響の一つであると述べる。

二〇一一年 山口大輔(意真)「『提謂波利経』佚文補遺」³⁰

『提謂波利経』の現存テキストとして知られるものは塚本善隆紹介の逸文と牧田諦亮による敦煌本四本であるが、依然として完本は存在しない。そのため塚本・牧田両氏の時代には未運用であった電子大蔵経(CBETA・SAST)を使用して未見の逸文を抄出し、「一、完本不在」、「二、塚本紹介の逸文と敦煌本の対照が未完」、「三、二巻本『提謂波利経』の散逸年代は不明」という三つの問題の解決を試みる。

塚本の抄出対象が主として隋唐代の章疏であつたのに対し、対象時代を広げ、日本における章疏も含み、「敦煌本に未見である」こと等を条件に新たに三条の逸文（いずれも唐・法崇『仏頂尊勝陀羅尼經教跡義記』中のもの）を抄出する³¹。それにより、問題点の一つとする「二巻本『提謂波利經』の散逸時期」について、三逸文を孫引きし得るような『提謂波利經』逸文が、法崇以前の章疏類中に存在しなかったことを以て、「法崇（?—七六三—七六四—?）の生きた八世紀後半までは、少なくとも二巻本『提謂波利經』は存在していた」と推測する。また、これまで活字化されていなかったJk.1657の翻刻を提示。

二〇一一年 曹凌『中国仏教疑偽經綜録』³²

諸文献中に見られる『提謂波利經』引文三四条を提示する。

二〇一二年 山口大輔（意眞）『提謂波利經』散佚部分の教説³³

同氏前掲『提謂波利經』佚文補遺³⁴において発表した三逸文はいずれも行道に関する教説であり、塚本善隆提示の逸文との内容上の関連を指摘し、これらの三逸文と塚本提示の逸文一五条は一つの塊であると推定する。その上でこれらの三逸文が現存『提謂波利經』写本卷上（P.3732）・卷下（S.2051）中に見られないことから、両本の欠損部分に位置すると推測され、『提謂波利經』と内容上の類似が指摘される三巻本『浄度経』を勘案すること³⁵でその位置を卷上（P.3732）の首部と考へ、そこには「仏の放光を尋ねて諸天・龍・鬼神等が集結し、仏に教えを請うためにそれぞれが百匝あるいは三〇匝あるいは一〇匝の行道を為した」との記述があつたであろうと推測する。

二〇一五年 侯広信『提謂波利經』の道教經典に対する影響―『太上老君戒経』を例として³⁴

南北朝期における仏道二教の相互関係の究明を目的として、かねてより影響関係が指摘されている『提謂波利經』と『太上老君戒経』とに着目し、両経の構成・内容の比較を行う。両経ともに完本は存在しないが³⁵、現存写本により参照可能な部分の構成について、『提謂波利經』は①「広説五戒」、②「受戒儀規」、③「持齋守戒」、④「戒師為重」、⑤「因果応報」の五部、『太上老君戒経』は①「受経請戒」、②

「受戒儀規」、③「持齋修道」、④「因果罪報」の四部から成ると分析し、両者ともに説戒・受戒儀規・持齋・因果応報の四つの内容を含み、具体的な記述内容も近似していると述べる。

二〇一五年 侯広信『提謂波利経』研究』（博士論文）

第一章「提謂波利経」概況」では、『提謂波利経』の基礎情報とテキスト（P.3732' S.2051' Jk.1657' BD.3715）を提示する（後に次項「提謂波利経」敦煌写本基礎研究」として発表）。第二章「仏教経典与『提謂波利経』」では、『開解梵志阿毘経』とその異訳にあたる『阿摩書経』（『長阿含経』卷一三に収められる）の内容構成（持戒成道・人天因果・三帰五戒・孝道論・師道論）が『提謂波利経』と類似すると指摘し、それぞれの内容を比較する。また『提謂波利経』中に見られる「爪上土」の譬喩（S.2051'、二五二―二五八行）は、阿含経や涅槃経などに見られる「爪上土」の譬喩を継承したものと述べる。第三章「中土文化与『提謂波利経』」では、（後に次項「提謂波利経」における儒家思想の影響―「五行説」を例として―）として発表）、また、『提謂波利経』における道教的要素（五戒と五常、持齋益算等）、儒教的要素（明師説）を、類似の内容を有する中国典籍と比較し、本経に見られるそれらの箇所は董仲舒の説や『太平経』、『抱朴子』等の影響を受けて成った、儒・仏・道三家の思想の融合の結果と述べる。第四章「『提謂波利経』之歴史影響」では、本経と類似の構造・内容を有する『太上老君戒経』は本経の影響を受けて成立したものであり、両者の経説に共通する「五戒」・「持齋」は当時当時の民衆信仰の様子を示す重要な内容であることを述べる。また、本経は劉虬により教相判釈における「人天教」に位置付けられたことから、劉虬・浄影寺慧遠・慧観らの説を交えて教判をめぐる議論を紹介する。

『提謂波利経』は曇靖が当時流行していた儒・仏・道それぞれの思想を織り交ぜ創作したものであり、また仏教史上においては、教相判釈に人天教として影響を与えたものとして、当時の中国仏教の特色を示す重要な資料であると結ぶ。

二〇一七年 侯広信『提謂波利経』敦煌写本基礎研究』

牧田諦亮・蕭登福・山口大輔らがそれぞれ行った敦煌本『提謂波利經』四本（巻上 P.3732¹ 巻下 S.2051・BD.3715・Jx.1657）の翻刻には誤字脱字があるとして、四本の再翻刻を提示する。牧田諦亮・蕭登福・山口大輔らが異なる翻刻を示している場合は注を付して示し、S.2051に包括される内容を有する BD.3715・Jx.1657 に関しては S.2051 との校訂を行う。

また結語において、BD.3715・Jx.1657 両写本はいずれも S.2051 を簡略した内容であること、² やむに Jx.1657 の末尾と BD.3715 の首部とが内容上接続することから、³ BD.3715・Jx.1657 は同一写本である可能性があると述べる。

二〇一七年 侯広信 『提謂波利經』における儒家思想の影響―「五行説」を例として―³⁷

『提謂波利經』が五戒と儒家の五行説を関連付けて説くことを、南北朝時代における儒仏融合の一例と見る。

『提謂波利經』巻上の「佛言。五戒甚深彌大。其神神妙、無物不生、無所不成、無所不入。九彌八極、細入無間、變化無時、像、無像之像。五戒之神、起四色。之未形故、爲天地之始、萬物之先、衆生之父、大道之根。五戒是也。」（P.3732¹ 一九七―二〇一行）という箇所を引き、本經において五戒は仏教修行者の基本的行動規範という本来の意義を超えて「形而上の本源的かつ恒常的な唯一無二の精神主体に変化している」と指摘し、その五戒が形而下の器世界では五行説に基づく五星・五岳・五臟・五帝・五行の各要素に落とし込むという構造が造り上げられていると述べる。

本經における五行思想の導入は、当時中国在来思想・文化と融合しつつあった仏教がさらなる発展を遂げるため、中国に強い影響力を持つ儒家の学説を吸収した一例であると結論付ける。

以上、『提謂波利經』に関する先行研究を概観した。これにより従来の『提謂波利經』研究の到達点が明らかになると同時に、その問題点も浮上してくる。以下、『提謂波利經』に関する従来の知見と問題点とをテキスト・経説・撰述の意図の三つの視点にまとめ、その上で本研究の目的及び方法を述べる。

一、テキスト

現存『提謂波利経』写本は敦煌本四点、トルファン本二点の計六点が知られる。

・敦煌本

P.3732 ……首尾欠。経題不明。五二四行。

S.2051 ……首欠。尾題「佛説提謂経卷下」。三九八行。

BD.3715 ……首欠。尾題「提謂五戒経并威儀卷下」。三五九行（二〇一行以下『五戒威儀』）。

Jk.1657 ……首尾欠。経題不明。一三行。

・トルファン本

I.J.No.30(verso)…首尾欠。経題不明。六二行。

Ch.2317……首尾欠。経題不明。八行。（インターネットサイト「INTERNATIONAL DUNHUANG PROJECT」上に、二〇一九年二月一日

アクセス最終確認）

塚本善隆による逸文の蒐集より始まった『提謂波利経』研究であるが、その後の牧田諦亮による敦煌本の紹介や西脇常記によるトルファン本の紹介、「INTERNATIONAL DUNHUANG PROJECT」上でのCh.2317の公開は、『提謂波利経』本文を提供するものとして研究を進展させるものである。これらはいずれも断簡であり完本は未だ確認されておらず、近年は現存写本の欠部を補う試みとして、諸文献に見られる『提謂波利経』引文の抽出作業が行われている。その中には敦煌本・トルファン本『提謂波利経』断簡中に含まれないものもあり注目されるが、敦煌本トルファン本との対応は提示されていない。

牧田の敦煌本紹介は現在の『提謂波利經』研究においても基礎的研究として依拠されているが、現在の敦煌本をめぐる研究環境、水準よりすれば検討される余地を有するものである。牧田の研究を批判的に検討し、敦煌本断簡の関係、また断簡と引文との関係を整理するというテキストの基礎的研究は、『提謂波利經』研究の基盤として必要不可欠である。

二、経説

『提謂波利經』の経説に関する従来の研究は、提謂と波利及び五百人の商人に仏が在家の五戒を説くという概略を述べるに留まるものや、あるいは『提謂波利經』の特色とされる中国在来の五行思想や二十五神等の道教思想の導入部分に着目し、他の疑経及び道教経典との関わりを指摘するという個別のテーマ・視点から、関係する箇所を取り上げて検討するに留まっている。本経を主題に据えた研究として侯広信の博士論文『『提謂波利經』研究』があるが、その内容は本経と他の仏典・中国典籍との間で共通する経説に注目したものであり、結論としては本経が儒・仏・道三教交渉の産物であること、南北朝期の中国仏教及び民衆信仰の様相を反映するものであると述べるのみである。『提謂波利經』全体を通して何を主張するのか、その総体は検討対象とされておらず、本文の校訂・現代語訳・訳注研究といった基礎研究もなされていない。こうした研究状況は完本不在というテキスト状況と無関係ではなからう。なお中国思想の導入は『提謂波利經』において注目すべき特色ではあるが、従来の研究はこの点のみに固執するものであり、通常の仏教学の視点より経説の検討は行われていない。

三、撰述の意図

従来の認識では、『提謂波利經』はその撰述よりおよそ二〇〇年を経た『続高僧伝』の「舊譯諸経竝從焚蕩、人間誘道憑准無因。乃出提謂波利經二卷。」(大正五〇、四二八頁上)という記述により、「廢仏後、庶民教化に適した經典が散逸した」ことを撰述の背景とし、在家を対象とした五戒を中国在来の五行思想と関連させて説くことから、曇靖の撰述意図は「庶民層への仏教弘通」にあつたと解釈され、『提謂波利經』を「庶民經典」と位置付けている。

しかし『魏書』釈老志には、

然猶緩宣詔書、遠近皆豫聞知、得各爲計。四方沙門、多亡匿獲免。在京邑者、亦蒙全濟。金銀寶像及諸經論、大得祕藏。

それでも「廃仏実施の」詔書を宣布するのをゆっくりせられたので、遠近のものは皆予め「廃仏のことを」聞知して各々方策を立てることができた。四方の沙門は多く逃亡しかくられて殺害を免れることを得たし、帝都にいる者も救われて身を全うすることができ、金銀の宝像や経論は大いに秘蔵することができた。³⁸

という記述が見られ、經典の散逸状況について『続高僧伝』の記述を盲信して良いものか疑問が残る。

仮に依拠すべき經典が散逸していたとしても、仏教の弘通のために当時すでに批判排斥されていた疑經の撰述という手段が取られるであろうか。散逸經典の補填のみが目的であったならば、廃仏の影響を受けない南朝に流通している漢訳經典を輸入するという手段もあつたはずであり、むしろ一から疑經を撰述するよりも効率的であろう。

また『提謂波利經』が在家の五戒を五行思想と関連させて説くことは経説に明らかであるが、これをそのまま「庶民層への仏教弘通」と解釈して良いものであろうか。五行思想の導入は庶民に平易に五戒を説くためと言われるが、五戒自体は五行を取り入れて説明しなければならぬほど複雑なものではないはずである。

従来の『続高僧伝』による撰述の意図、及びそれに基づく『提謂波利經』の「庶民經典」という位置付けには再検討の必要があるだろう。

第三節 本研究の目的・方法・構成

以上の先行研究の整理と問題点とを踏まえて、本研究は曇靖による『提謂波利經』撰述意図を再検討し、その究明を目的とする。

従来の研究は『提謂波利經』撰述の意図を、撰述後およそ二〇〇年を経る『続高僧伝』の記述により、廃仏後に庶民教化に適した經典が散逸したためとする。この『続高僧伝』の記述により、五戒と五行思想とを関連させて説く経説が、庶民に平易に五戒を説くためと解釈されるなど、『提謂波利經』本文の読解においてもバイアスとして弊害をもたらしている。

それでは、本研究では如何なる方法でその撰述意図を究明すべきであろうか。まず『続高僧伝』の記述を離れて、經典本文そのものに依拠すべきであるが、ここで留意すべきは『提謂波利經』が疑經であるということである。船山徹は疑經について次のように述べる。

偽経は中国仏教史の実態と直結する内容を含み、仏教の中国の変容の現実を解明する上で格好の資料である。中国の仏教徒が数世紀にわたって訳出経典を次々と受容しながら、そのどこに満足しなかったかを偽経はわれわれに告げている。要するに、中国人にとって、経典に明言して欲しいけれども翻訳経典には書かれていないような事柄があり、その場合に、「如是我聞」からはじまる翻訳経典の体裁をかりて、中国人が必要とする内容を記した文献をひそかに作成した人々がいたのだった。こういう事柄を裏付ける経典が欲しいが翻訳経典には求められないという場合、偽経が作成されたのだった。³⁹

疑経の撰述は明確な意図をもって行われたと考えられ、その撰述の意図のもとに新たな創作や追加、編輯が行われる。換言すれば、既存の仏典に見られない新たな創作や追加、編輯箇所こそ、その撰述意図が顕現するはずである。

従来の研究は創作・追加箇所として五行思想や道教思想といった仏教以外の思想のみに着目し、道教経典との関わり等を論じるものだったが、本研究は仏教学の視点に立ち、仏教の経説でありながら通常の仏典には見られない箇所を、曇靖の創作・追加箇所として検出する。その上で、曇靖は何故そのような創作・追加を行ったのか、その創作・追加によりどのような効果を狙ったのかを解読するために、太武帝の廃仏、文成帝の復仏を検討して、曇靖による『提謂波利経』撰述の背景を明らかにする。その背景を踏まえて曇靖の創作・追加箇所を解することにより、曇靖による『提謂波利経』撰述の意図を究明したい。

本論文の構成は、以下の通りである。

序論

はじめに

第一節 経録・僧伝の整理

第二節 先行研究概観

第三節 本研究の目的・方法・構成

第一章 『提謂波利経』諸本及び引文の整理

はじめに

第一節 敦煌本の書誌学的検討

第一項 牧田諦亮による敦煌本の紹介とその問題点

第二項 書誌学的検討による敦煌本四本の関係

第二節 『提謂波利経』引文の整理

第一項 身延文庫蔵「大乘義章抄」所引の newly 引文紹介

第二項 『提謂波利経』引文の整理

小結

『提謂波利経』本文・引文対照

第二章 『提謂波利経』出典考証——『分別善悪所起経』との前後関係の検討——

はじめに

第一節 経典・漢籍における『提謂波利経』との同文・類似の文言の検出

第二節 『分別善悪所起経』の基礎情報と先行研究

第一項 経録にみる『分別善悪所起経』

第二項 先行研究概観

第三節 飲酒三十六失の比較検討

小結

序論

第三章 『提謂波利経』本文の特色

はじめに

第一節 提謂・波利の人物像

第二節 両舌戒の重視

小結

附論 五戒配列順序Bの考察

第四章 『提謂波利経』撰述の時代背景——太武帝廢仏・文成帝復仏時の国家と仏教——

はじめに

第一節 太武帝による廢仏の概要

第二節 先行研究に見る廢仏の原因

第三節 廢仏の詔の検討

第四節 文成帝による復仏の検討

小結

第五章 『提謂波利経』撰述の意図

はじめに

第一節 提謂・波利の人物設定の解釈

第二節 両舌戒の重視の解釈

小結

結論

訳注篇

『提謂波利經』卷上 校訂・訳注

『提謂波利經』卷下 校訂・訳注

参考文献

第一章 『提謂波利經』諸本及び引文の整理」では、『提謂波利經』現存諸本の書誌をまとめて諸本間の関係を明らかにし、さらに引文の整理を行う。特に敦煌本四本については、上巻 P.3732 と下巻 BD.3715・Jx.1657 が僚卷であることを指摘し、既公開の写本画像を利用した字体比較等によって証明する。完本不在という『提謂波利經』のテキスト環境において、写本に加え引文を用いてテキスト整理を行い、可能な限りテキストを復元することで、次章以下の論考ならびに校訂本文の作成、現代語訳、訳注研究の基盤を提示する。

第二章 『提謂波利經』出典考証―『分別善惡所起經』との前後関係の検討―」では、訳注研究において検出した『提謂波利經』との同文・類似の文言の見られる經典を提示する。その中で特に『提謂波利經』との同文を多量に有する『分別善惡所起經』を対象とし、同文箇所を比較することで『提謂波利經』との前後関係を明らかにし、本経が『提謂波利經』を撰述する上で主要な典拠の一つであったという仮説を提示する。

第三章 『提謂波利經』本文の特色」では、読解した『提謂波利經』本文中より通常の仏典（真経）に見られない特異な内容を指摘する。具体的には、

①提謂・波利の人物像として「陰陽を明究し、鑽龜易トす」る者という要素を付加する

②五戒の順序の変更

の二点である。さらに他の經典中で提謂・波利がどのような人物とされるか、また五戒の順序はどのようなものであるかを検討して、これらが『提謂波利經』独自の内容であることを明らかにする。

第四章 『提謂波利經』撰述の時代背景―太武帝廢仏・文成帝復仏時の国家と仏教―」では、『提謂波利經』撰述の時代背景である北魏太武帝廢仏時と文成帝復仏時における国家と仏教の関係を検討する。廢仏は当時の仏教の如何なる側面が問題となり行われたのか、またその問題は

復仏にあたりどのように解決されたのかを明らかにするため、仏教政策に言及する両帝の詔、及び『魏書』や『北史』といった史書等をあわせ読み解く。

第五章『提謂波利經』撰述の意図¹では、第四章にて検討した撰述背景を踏まえて、第三章にて検出した本文の特色を読み解くことで、当時仏教に何が求められて『提謂波利經』が撰述されたのか、その撰述意図を明らかにする。

訳注篇では、従来他の疑經や道教經典との関わりといった個別のテーマ・視点から関係する箇所を抜き出し検討され、総体は検討対象とされてこなかった『提謂波利經』が全体を通して何を主張しているのかを提示する。まず、第一章にて作成した『提謂波利經』本文(敦煌・トルファン本)「引文対照」により、本文を校訂する。上巻は首尾を欠くものままとまった分量で現存するP.3732を底本とし、P.3732に包括される内容を有するI.U.No.30, versoを校訂に用いる。また現存写本が欠く首部については、「大乘義章抄」に引用される逸文と、『釈門正統』にわずかに見られる逸文を用いて補う。下巻はBD.3715・Jx.1657の内容を包括し、かつ両者と比べて誤字脱字の少ないS.2051を底本として、BD.3715とJx.1657とを校訂に用いる。なお下巻も現存写本は首部を欠くが、『法苑珠林』にその欠を補う逸文が見られるため、これを用いる。この校訂本文を用いて、注釈・訓読・訳文を付すことで、『提謂波利經』の現存本文の經説全体を提示する。

¹ 定方晟「商人奉食の伝説について」(『東海大学紀要 文学部』七六、二〇〇二、七五—一八頁)では、提謂波利の登場する仏伝・律典として、Mahāvagga・『五分律』・『四分律』・Jātaka-Nidāna・『修行本起經』・『中本起經』・『太子瑞應本起經』・『普曜經』・Mahāvastu・『仏本行集經』・Lalitavistara・Lalitavistara(チベット語訳)・『方广大莊嚴經』・『過去現在因果經』を、また仏伝・律典以外では『大唐西域記』を挙げる。

² 劉虬の著作は現在伝わらないが、その五時七階の教判は『大乘義章』卷一(大正四四、四六五頁上)に次のように記される。
晉武都山隱士劉虬説言。如來一化所説。無出頓漸。華嚴等經。是其頓教。餘名爲漸。漸中有其五時七階。言五時者。一佛初成道。爲提謂等。説五戒十善人天教門。

³ 『統高僧伝』卷一、大正五〇、四二八頁上。なお『統高僧伝』の記述については後述する。

⁴ 『仏宝集』については他に記録がなく、詳細不明。

⁵ 後掲『提謂波利經』本文(敦煌本・トルファン本)・「引文対照」一〇—一一行。

⁶ 塚本善隆「支那在家仏教特に庶民仏教の一經典—提謂波利經の歴史—」(『東方学報』京都二二—三、一九四一、二九三—三五三頁。後に「支那の在家仏教特に庶民仏教の一經典—提謂波利經の歴史—」として『支那仏教史研究』北魏篇(清水弘文堂書房、一九六九、二九三—三五四頁)に、「中国の在家仏教特に庶民仏教の一經典—提謂波利經の歴史—」として『北朝仏教史研究』(塚本善隆著作集第二卷、大東出版社、一九七四、一八七—二四〇頁)に収録)。

- 7 道端良秀「中国仏教に於ける五戒と五常の問題」(『印度学仏教学研究』四二二、一九五六、四四四—四五三頁)。
- 8 天台智顛の『金光明文句』卷一、『仁王経疏』卷二、『法界次第初門』上之下、吉蔵の『仁王経疏』上一、法琳の『弁正論』卷一、湛然の『止観輔行伝弘決』六之二を挙げる。
- 9 第一類の変形として、「不殺(仁)・不淫(義)・不酒(礼)・不盜(智)・不妄(信)」と配合する法琳『弁正論』を挙げる。五戒の順序が頗る変わっているが、五常に五戒を配するため、第一類の範疇に入るべきだとしている。
- 10 道端は第三類・第四類を第一類「儒教の五常を仏教の五戒に配当するもの(五戒の順序が正しく、五常の順序を乱すもの)」の変形と思われるとするが、根拠は明記せず。
- 11 牧田諦亮「中国仏教における疑経研究序説—敦煌出土疑経類をめぐって—」(『東方学報』京都三五、一九六一、三三七—三九六頁)。
- 12 牧田諦亮「敦煌本提謂経の研究(上)—安世高譯分別善惡所起経との類似—」(『仏教大学大学院研究紀要』一、一九六八、一三七—一八五頁)。
- 13 牧田諦亮「北魏の庶民経典について」(横超慧日編『北魏仏教の研究』平楽寺書店、一九七〇、三七七—四〇六頁)。
- 14 「飲酒の人は三十六失を犯すとして、酒を飲んで酔うことを誡めたところも、酒を飲んで酔えば、子が両親を敬わなくなるし、臣は君を敬わず、君臣不死上下の区別を紊るような事態をおこす、道士沙門を敬わなくなるし、悪酔いをしてはへどを吐き、夫や親のそのさまを見ては妻子もさげすむ。」という飲酒三十六失の記述を挙げ、庶民にわかりやすく身近な例が用いられていると述べる。またこの記述が『分別善惡所起経』と敦煌本『提謂波利経』に「一、二文字のわずかな異同程度の差で全文がおさまられていることを指摘し、「この両経が全く同一の経文を持っている」という事実は、ともに日常生活の倫理経典であることとともに、このことが中国撰述経典発生の重要な理由であることを示唆するものである。」(三九七—三九八頁)と述べる。
- 15 牧田諦亮「敦煌本提謂経の研究(下)—安世高譯分別善惡所起経との類似—」(『仏教大学大学院研究紀要』二、一九七一、一六五—一九七頁)。
- 16 牧田諦亮「ペリオ本『提謂経』について」(藤原弘道先生古稀記念 史学仏教学論集一九七三、一四三—一六二頁)。
- 17 牧田諦亮『疑経研究』第四章 提謂経と分別善惡所起経—眞経と疑経—(京大学人文科学研究所、一九七六、一四八—二二二頁)。後に牧田諦亮著作集第一巻『疑経研究』(臨川書店、二〇一四)として刊行。
- 18 土橋秀高「敦煌資料「仏説提謂五戒経并威儀卷下」について」(『印度学仏教学研究』二五—一、一九七六、一一三—一一七頁)。
- 19 中嶋隆蔵「疑経に見える疾病・養生観の側面—『提謂経』とその周辺—」(坂出祥伸編『中国古代養生思想の総合的研究』平河出版社、一九八八、六四九—六七三頁)。
- 20 春本秀雄「『提謂波利経』と讖緯思想」(『仏教論叢』三三、一九八八、九一—九四頁)。
- 21 『23732』には「佛言。魂者外爲青龍。漢言太歳。」(一六五—一六六行)など、「○○、漢言××」という記述が見られる。この例について春本は、「青龍」と「太歳」はいずれも五行のうち木行に属するもので連関性があると言ひ、「漢言」は「佛言」と相對するものを言うのではなく、「佛言」を布衍補足する表現であるという。
- 22 春本秀雄「提謂波利経と五行思想」(『宗教研究』二七九、一九八九、二二六—二二八頁)。
- 23 鎌田茂雄『中国仏教史』第四卷 南北朝の仏教(下)「第四章 中国的仏教の萌芽—疑経の成立—」(東京大学出版会、一九九〇年初版、二〇〇二年第二刷、一六七—二七三頁)。
- 24 春本秀雄「『提謂波利経』と中華思想」(『宗教研究』二八三、一九九〇、一二六—一二八頁)。
- 25 春本秀雄「疑経と讖緯思想—特に『提謂波利経』について—」(塩入良道先生追悼論文集 天台思想と東アジア文化の研究)山喜房仏書林、一九九一、四三三—四三三頁)。
- 26 『道仏十王地獄説』(新文豊出版社、一九九六、一三七—一三五頁)。
- 27 池平紀子「道教と中国撰述経典」(『道教研究の最先端』大河書房、二〇〇六、三六一—六三三頁)。

- ²⁸ 西脇常記『イスタンブール大学図書館所蔵トルファン出土漢語断片研究』第四章『提謂経』（同志社大学文学部 文化史学科 西脇研究室編集発行、二〇〇七、六一―七二頁）。
- ²⁹ 池平紀子「仏・道における五戒の受持と二十五神の守護について」『東方学』一一六、二〇〇八、五五―七三頁）。
- ³⁰ 山口大輔（意眞）『提謂波利経』佚文補遺一（『仏教学研究』六七、二〇一一、七一―九三頁）。
- ³¹ 塚本紹介の逸文に含まれないものとして六つの逸文を挙げるが、そのうち P.3732 に見られるもの二件、引用者により要略されたと思われるもの一件を除き、三件を新逸文とみなしている。
- ³² 曹凌『中国仏教疑偽経綜録』1038 提謂波利経（上海古籍出版社、二〇一一、五七―八七頁）。
- ³³ 山口大輔（意眞）『提謂波利経』散佚部分の教説（『印度学仏教学研究』二、二〇一二、七六五―七六八頁）。
- ³⁴ 侯広信『提謂波利経』の道教経典に対する影響―『太上老君戒経』を例として（『武蔵大学人間科学研究所年報』四、二〇一五、一一―一三〇頁）。
- ³⁵ 侯によれば、『道蔵』一八冊二〇―二二〇頁に収められる『太上老君戒経』の経文の末尾には「原文缺」という一句があることから、現存の『太上老君戒経』は後部を欠くものとされる。『提謂波利経』の現存状況について詳しくは後述するが、巻上は首尾を、巻下は首部を欠き、完本は発見されていない。
- ³⁶ 侯広信「『提謂波利経』敦煌写本基礎研究」（『宗教研究 2015（春）』宗教文化出版社、二〇一六、七六―一三四頁）。
- ³⁷ 侯広信『提謂波利経』における儒家思想の影響―「五行説」を例として（『東アジア仏教学研究論集』五、二〇一七、三三三―三五七頁）。
- ³⁸ 塚本善隆『魏書釈老志の研究』（塚本善隆著作集第一巻、大東出版社、一九七四）一九五―一九七頁。
- ³⁹ 船山徹『仏典はどう漢訳されたのか―ストラが経典になるとき』（岩波書店、二〇一三）一三一頁。

第一章 『提謂波利経』諸本及び引文の整理

はじめに

『提謂波利経』内容の検討に先立ち、本章では従来のテキスト研究を踏まえて現存する諸本並びに引文を確認・整理することで、検討の基盤となる資料を作成する。

『提謂波利経』二巻は『出三蔵記集』以来疑経と判定され、現存する刊本大蔵経のいずれにも入蔵されていない。『提謂波利経』のテキストに関する研究は一九四一年、塚本善隆が「支那在家仏教特に庶民仏教の一経典―提謂波利経の歴史―」¹⁾において二二条の逸文を紹介したのが最初である。

その後一九六四年から一九七三年にかけて、牧田諦亮により敦煌本四本 (P.3732・S.2051・BD.3715・Tk.1657) が紹介された。これらはいずれも断簡であるが、塚本提示の逸文が引用文であり二次資料であるのに対し、『提謂波利経』本文であり一次資料として『提謂波利経』研究の基盤となるものである。さらに二〇〇七年には西脇常記により、イスタンブール大学図書館所蔵のトルファン写本中より P.3732 と重複する内容を持つ写本 (U.No.30(verso)) が紹介された。

以下にこれらの写本の書誌情報を示す。なお筆者は原本を直接閲覧していないため、影印画像より得られる行数や残欠等以外の情報は各種目録や論著を参照した。参照した目録等については、それぞれの情報の末尾に示す。

【P.3732】

- ・ 所蔵機関……………フランス国立図書館
- ・ 残欠状況……………首尾欠
- ・ 首尾題……………首尾題欠
- ・ 行数……………五二四行 (目録では五二二行とするが、筆者が画像により確認では五二四行)
- ・ 紙数……………二六紙

- ・一紙あたりの行数……二〇―二一行（目録では一紙二行とするが、筆者が画像により確認したところ、全二六紙中一七紙が一紙二〇行であった）
- ・一行あたりの字数……一七字
- ・界線……あり
- ・法量……第一紙紙幅四〇・五cm、第二紙から第二五紙四二・四二・五cm、第二六紙三三・五cm。天界三・八cm、地界三・一cm、界幅一・七cm
- ・書体……楷書体
- ・書写年代……六世紀
- ・備考……別筆（淡墨）による訂正あり

(*Catalogue des Manuscrits chinois de Fouen-houang Fonds Pelliot chinois de la Bibliothèque Nationale* VOLUME IV, Bibliothèque Nationale, Paris, 1991, p.230-p.231)

【S.2051】

- ・所蔵機関……大英図書館
- ・残欠状況……首欠
- ・首尾題……首題欠、尾題「佛説提謂經卷下」
- ・行数……三九八行（『英国国家図書館蔵敦煌遺書』では三九七行とする。尾題の前の空格を数えないためか）
- ・紙数……一五紙
- ・一紙あたりの行数……二八行
- ・一行あたりの字数……一七字
- ・界線……あり
- ・法量……全長七二七・八cm、縦二五cm
- ・書体……楷書体
- ・書写年代……六―七世紀、隋写本

〔英国国家図書館蔵敦煌遺書〕^②、方広鋁主編、広西師範大学出版社、一七一—二〇頁

【BD.3715】

- ・所蔵機関……………中国国家図書館
 - ・残欠状況……………首欠
 - ・装丁……………卷軸装。尾部に原軸（両端黒漆塗り、頂端に朱点有り）有り
 - ・首尾題……………首題欠、尾題「佛説提謂五戒經并威儀卷下」
 - ・行数……………三五九行〔国家図書館蔵敦煌遺書〕では三五八行とする。尾題の前の空格を数えないためか
 - ・紙数……………一八紙
 - ・一紙あたりの行数……………二〇行
 - ・一行あたりの字数……………一七文字
 - ・界線……………あり
 - ・法量……………全長七六五cm、縦二六cm
 - ・書体……………隸楷書体
 - ・書写年代……………五—六世紀、南北朝写本
 - ・備考……………本文は二〇〇行までであり、以下二〇一—三五七行まで「五戒威儀」を附す
- 〔国家図書館蔵敦煌遺書〕第五二冊、中国国家図書館編、北京図書館出版社、一五頁

【Tx.1657】

- ・所蔵機関……………ロシア科学アカデミー東洋学研究所
- ・残欠状況……………首尾欠、天地欠
- ・首尾題……………首尾題欠
- ・行数……………一三行（目録は一二行とする。写本首部、わずかに確認できる残画を一行と数えないためか）

- ・紙数……………一紙未満
- ・一紙あたりの行数…一紙未満の断簡であるため計測不能
- ・一行あたりの字数…一七字
- ・界線……………あり
- ・法量……………全長二四cm、縦・二七cm。天界三・五cm、地界二cm
- ・書体……………隸楷書体
- ・書写年代…………六―七世紀

〔『俄藏敦煌漢文写卷叙録』下冊、メンシコフ主編、袁席箴・陳華平訳、上海古籍出版社、一九九九、四〇四―四〇五頁〕

【I.U.No.30.(verso)】

- ・所蔵機関……………イスタンブール大学図書館
- ・残欠状況……………首尾欠、天地所々破損
- ・首尾題……………首尾題欠
- ・行数……………六二行。なお本断簡は四〇行目と次行の間で紙継ぎがなされるが、P.3732と本断簡とを比較すると、本断簡はP.3732の三九二・三九三行にあたる偈文二行を欠くことが分かる。西脇は「紙の貼り合わせのために欠」とし、二行分の脱落(四一・四二行)も含めて行を数えており、本論もこれに倣う
- ・紙数……………四紙
- ・一紙あたりの行数…影印画像では紙の継ぎ目が分かりにくいいため計測不能
- ・一行あたりの字数…一―四〇行目までは二六字。後人の補填と推測される四一行―六二行(備考参照)までは下部を欠くが、P.3732を用いて欠部を補い計測すると、二〇字前後か
- ・界線……………一―四〇行まで界線なし、後人の補填と推測される四三行―六二行(備考参照)まで、幅一・三cmの界線あり
- ・法量……………全長九二・五cm、縦二四・〇cm
- ・書体……………「家」「民」「師」「戒」など多くの字は隸書体をとどめる

・書写年代……西脇は年代を明記しないが、前半部分（二―四〇行）に関して字体や二四・〇cmという紙幅から古い時代の写本であり、唐代写本とされる P.3732 よりも随分古いものと述べる

・備考……I.U.No.30(recto)『成具光明定意経注』の紙背に書写される。一―四〇行までと四三―六二行（四一・四二行は紙の継ぎ目にあたる。「行数」の項参照）までとは書写者が異なり、後部は破損あるいは遺失部分を後人が補ったものと推測する。また転倒符号（レ）や削除符号（、、）があることから校勘を経たものであることがわかる

（『イスタンブール大学図書館所蔵トルファン出土漢語断片研究』第四章『提謂経』西脇常記、同志社大学文学部文化史学科西脇研究室編集発行、二〇〇七年、六一―七二頁）

以上の五点は先行研究により指摘されている『提謂波利経』写本であるが、さらにもう一点、現在インターネットサイト「INTERNATIONAL DUNHUANG PROJECT」上で公開されている本経断簡を紹介する。ベルリンブランデンブルク人文科学アカデミー所蔵のトルファン本断簡 Ch.2317³である。サイト上では経名は明記されていないが、『提謂波利経』巻上 P.3732・I.U.No.30(v)と内容の一致が確認できるため、『提謂波利経』巻上断簡と推測される⁴。以下に本写本の書誌情報と翻刻を示す。

【Ch.2317】

- ・所蔵機関……ベルリンブランデンブルク人文科学アカデミー
- ・出土場所……新疆ウイグル自治区トルファン市ピチャン県吐溝郷
- ・残欠状況……首尾欠、天地欠
- ・首尾題……首尾題欠
- ・行数……八行
- ・紙数……一紙未満
- ・一紙あたりの行数……一紙未満の断簡であるため計測不能
- ・一行あたりの字数……本断簡は天地を欠くため計測できないが、P.3732により欠部を補って計測すると、一行一七字前後と思われる
- ・界線……あり

・法量……………全長一三・九cm、縦九・七cm

・既知の写本との対応…P.3732の三八二―三八九行、I.U.No.30(㉔)の三三―三八行にあたる

(「INTERNATIONAL DUNHUANG PROJECT」<http://idp.bl.uk/> 二〇一九年二月八日アクセス確認)

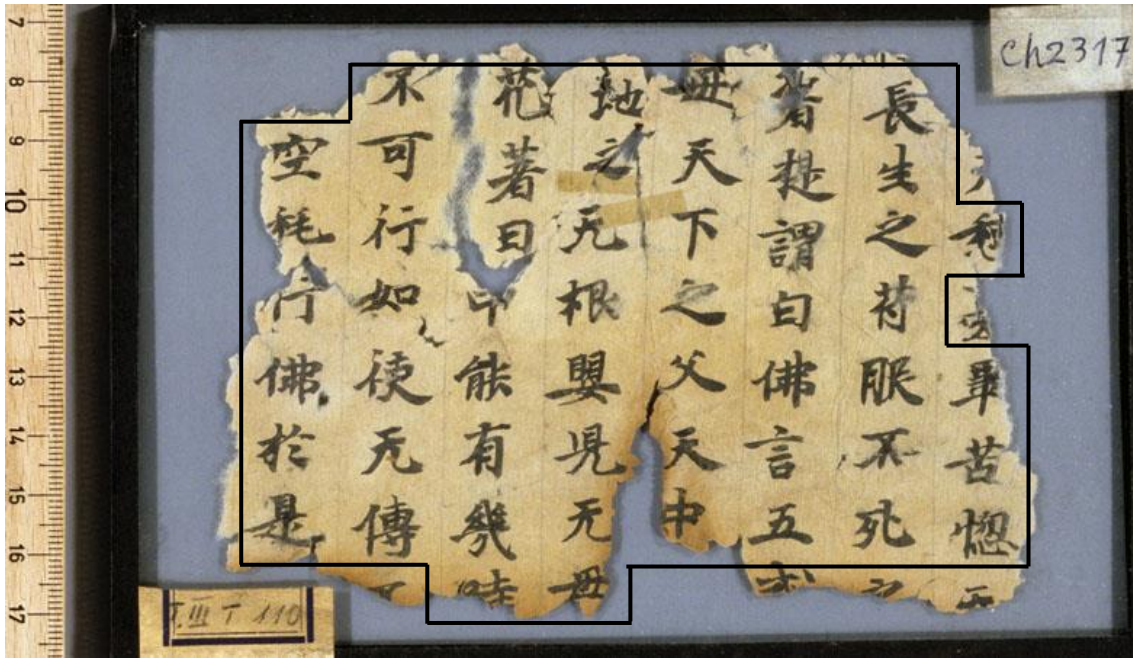
・翻刻

※天地の欠損箇所は■で示す。また破損により判読不能な文字は■で示し、残画や前後の文から推定可能な文字は□内に示す。

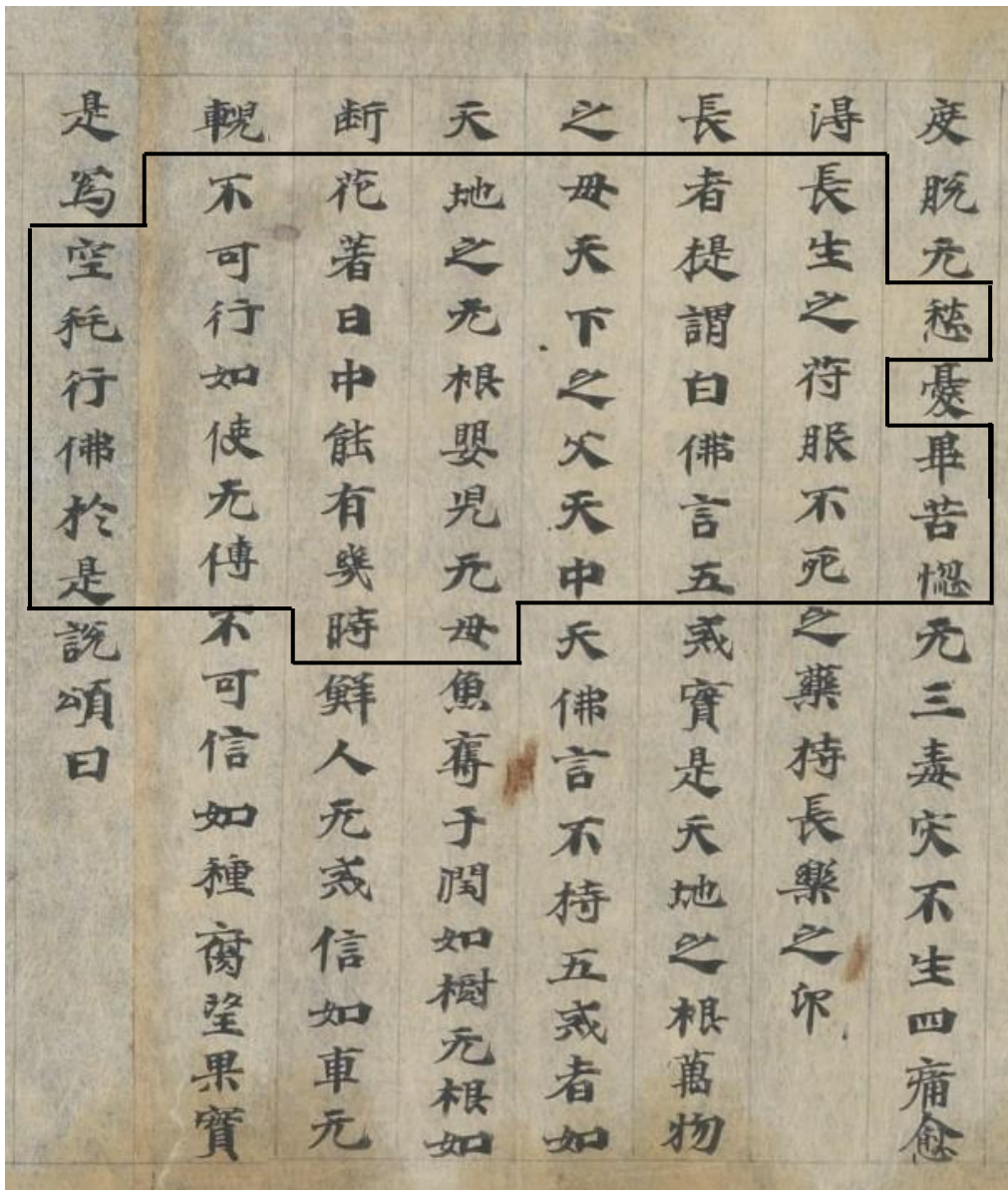
001	□	■	愁	■	畢	苦	惱	■	
002	■	長	生	之	符	服	不	死	■
003	□	者	提	謂	白	佛	言	五	戒
004	□	母	天	下	之	父	天	中	□
005	□	地	之	無	根	嬰	兒	無	母
006	□	花	著	日	中	能	有	幾	時
007	□	不	可	行	如	使	無	傳	■
008	□	空	耗	行	佛	於	是	□	□

本写本は八行程度の天地を欠くごく短い断簡であり、その内容はP.3732・I.U.No.30と重複するため、既知の『提謂波利経』写本の欠部を補うものではない。ただ注目すべきは、Ch.2317とP.3732の該当箇所を比較すると一目瞭然なように(次頁「資料」)、両者の字詰めが全く一致するという点である。

【資料】 Ch.2317 と P.3732 の字詰め・字体比較



Ch.2317
 (画像は INTERNATIONAL DUNHUANG PROJECT
 (<http://idp.bl.uk/> 二〇一九年二月八日アクセス確認)
 公開のものを使用)

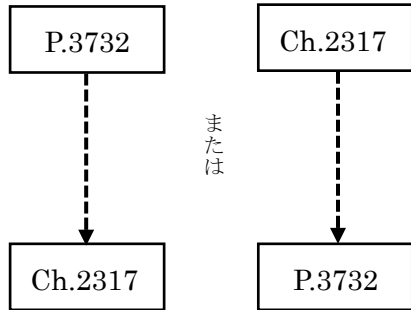


P.3732 三八二—三八九行
 (画像は INTERNATIONAL DUNHUANG PROJECT (画像は INTERNATIONAL DUNHUANG
 PROJECT (<http://idp.bl.uk/> 二〇一九年二月八日アクセス確認) 公開のものを使用)

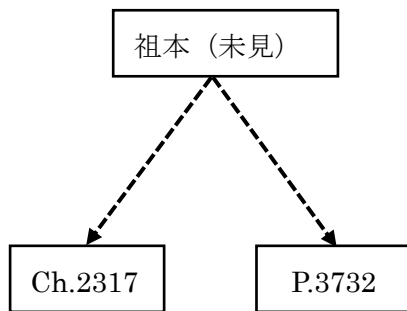
字詰め的一致により、両者間には①「一方を祖本とし、もう一方がそれを書写した」、あるいは②「両者は共通の祖本を持つ」といういずれかの関係が想定される。さらに【資料】の画像により両者が用いる字体を比較すると、「惱」(枠内一行目の四字目)・「服」(枠内二行目の五字目)・「无」(枠内五行目の七字目)・「花」(枠内六行目の一字目)・「能」(枠内六行目の五字目)といった特徴的な字体が共通している。このことも、①あるいは②の想定を傍証するものであろう。

①あるいは②のようなP.3732との関係が想定されることにより、次のことも言える。Ch.2317は首尾題を欠くごく短い断簡であるため、本来であれば『提謂波利経』写本ではなく他文献中の『提謂波利経』引文であるという可能性も否定できない。しかしP.3732と字詰め・字体の一致が確認されることから、両者は同系統の写本であると考えられ、Ch.2317は引文ではなく『提謂波利経』写本の一部と比定される。

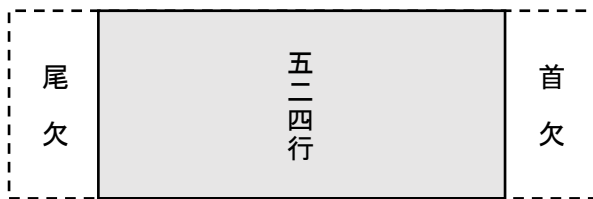
① 一方を祖本とし、もう一方がそれを書写した



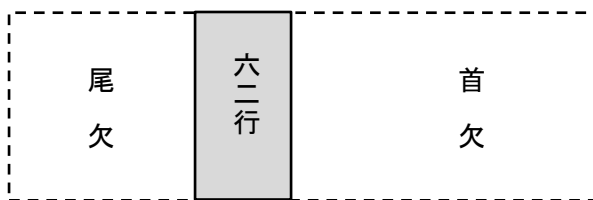
② 両者は共通の祖本を持つ



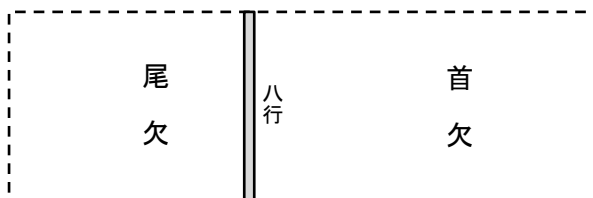
卷上



P.3732



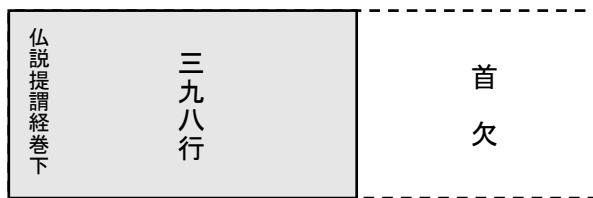
I.U. No.30 (verso)



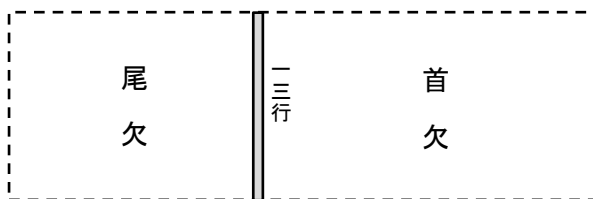
Ch.2317

(新出)

卷下



S.2051



Dx.1657

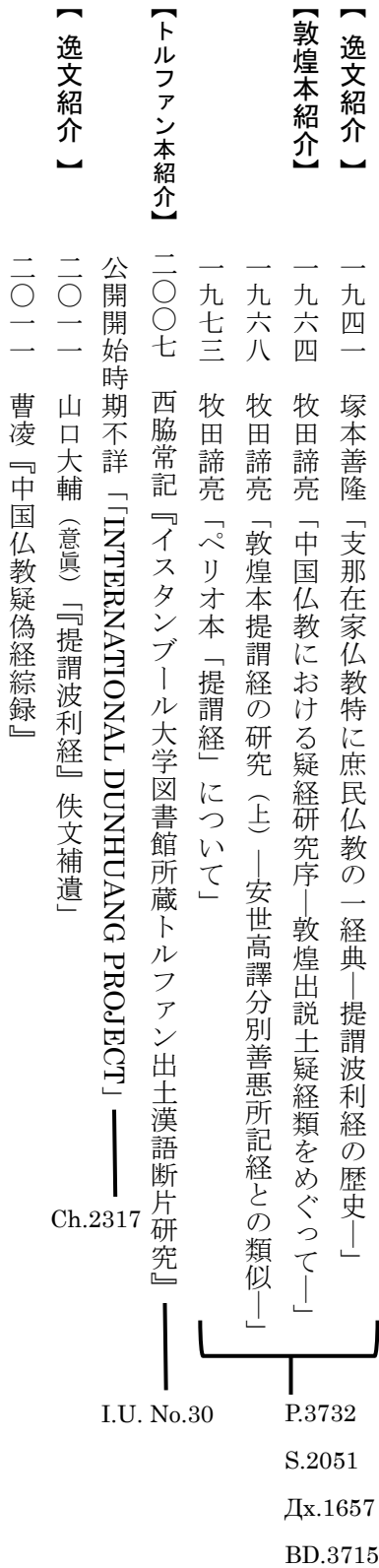
(五戒威儀) ←



BD.3715

以上、従来紹介されてきた本経の写本は全て断簡であり、本経の完本は未だ発見されていない。また、写本以外で本経の散逸部分を補うための逸文蒐集が二〇一一年山口大輔（意眞）『提謂波利経』佚文補遺」、二〇一一年曹凌『中国仏教疑偽経綜録』によって行われているが、依然として散逸部分の補完には至っていない。

○『提謂波利経』テキスト紹介の流れ



『提謂波利経』研究の上で最大の問題は完本の不在にある。従来の『提謂波利経』研究は、『提謂波利経』全体を通じて何を主張するのか、その総体が検討対象とされず、道教との関連や医学方面からの研究等、個別のテーマ・視点から関係する箇所を取り上げての検討に留まっている。こうした研究状況は、完本不在というテキスト状況と無関係ではない。他方、このような個別テーマ・視点での検討は、『提謂波利経』の全体像を問題とするものではなく、諸本の関係やテキスト整理を必要とするものではない。

完本不在というテキスト状況において、本来、断簡である敦煌本四本の相互関係の検討は『提謂波利経』研究の上で重要な課題となるが、牧田以降の『提謂波利経』研究はいずれもその総体を検討対象とするものではなく、個別のテーマという視点より『提謂波利経』を捉えるものであるため、牧田の研究に無批判に依拠しており、従来その検証は行われてこなかった。

本章第一節では『提謂波利経』研究の基盤となる敦煌本四本に関する牧田の研究を取り上げて従来の認識を確認すると共に、その問題点を指摘する。その問題点の反省のもと、従来なされてこなかった敦煌本四本に対する書誌学的検討を行い、四本の関係を明確にする。第二節では塚本・山口・曹三氏によって提示された『提謂波利経』引文の整理を行う。以上の書誌学的検討・整理の成果として現存する敦煌・トルファン本及び引文の対応関係を示した『提謂波利経』本文・引文対照』を章末に附す。

第一節 敦煌本の書誌学的検討

第一項 牧田諦亮による敦煌本の紹介とその問題点

まずは敦煌本四本を紹介する牧田の諸論著を概観し、それらの内容を整理することで、敦煌本『提謂波利経』に対する従来の認識を確認する。

一九六四年「中国仏教における疑経研究序説―敦煌出土疑経類をめぐって―」⁵

【S.2051】

・『提謂波利経』（首欠）の存在に言及する。その情報として、全長二四ft（七三四cm）、巻首を欠く、七世紀初頭の写本であると述べる。

一九六八年「敦煌本提謂経の研究（上）―安世高譯分別善悪所起経との類似―」⁶

【S.2051】

- ・京都大学人文科学研究所に齎されたスタイン文書の引き伸ばし写真を見、その情報を提示する。
- ・ジャイルズ目録を参照し「六百年頃の良好な写本、薄いゴールデン・イエロウ紙（golden yellow paper）、二四呎四分の一」と述べるが、書写年代をジャイルズの判断よりさらに百年後、玄宗の開元年間頃の盛唐期であろうと推測する。
- ・尾題「佛説提謂経卷下」。
- ・塚本逸文と対応する箇所は少なく（塚本逸文二一条中三条が一致。完全一致ではなく、多少の異同あり）、該当しない逸文は『提謂波利経』巻上であるか、または異本の系統に属するものであろうと述べる。
- ・S.2051後半部分と、『分別善悪所起経』の内容とが酷似することを述べる⁷。
- ・S.2051の翻刻を掲載する（塚本提示の逸文、『分別善悪所起経』との対照及び校異を附す）。

【BD.3715】(北京図書館本霜字一五号)

・ 原本、写真等未見。

・ 陳垣『敦煌劫余録』により「北京図書館本霜字十五号は、十八紙 三六〇行の佛説提謂五戒經并威儀(卷下)」、「最初の二行の首と最後の二行の尾とを、「(下持三十) — (寶處卷下)」と記している」と述べる。

・ 『敦煌劫余録』の首尾二行(下持三十) — (宝處卷下)に該当する箇所がS.2051には見られな(こと)し、S.2051とBD.3715との關係を、二巻本『提謂波利經』の異本であろうと述べる。

・ 『敦煌劫余録』に見られる「佛説提謂五戒經并威儀(下卷)の経題により、『法華玄義』卷一〇下の引文、「又五戒經中、二長者得不起法忍、三百人得信忍、二百人得須陀洹果」や、『法華文句』卷四下の引文、「五戒經又云歸命、悉施衆生耳、調達臨終稱南無、未得稱佛、便墮地獄」に見られる「五戒經」、「大乘法苑義林章」卷一の引文、「第一時者、佛初成道、爲提謂波利等五百賈人、但説三歸五戒十善世間因果教、即提謂等五戒本行經是、未有出世善根器故」に見られる「五戒本行經」を同本であろうと述べる。

【Jx.1657】

・ 原本、写真等未見であるが、メンシコフ編アジア民族研究所所蔵中国敦煌写本文献目録第二輯の記述より、その首部「言譬如兩病人終不能相扶持師與弟」と、尾部「□□得譬如二人在須彌山上僉縷下之一人」とを載せ、S.2051に該当箇所があることを述べる。

一九七一年「敦煌本提謂經の研究(下) — 安世高訳分別善惡所起經との類似 —」⁸

【S.2051】

・ S.2051の内容を概説する。

【BD.3715】

・ 尾題「佛説提謂五戒經」について、他の複数の經典中にも「提謂五戒經」(『法華玄義私記』)や「提謂波利五戒經」(『和語灯録日講私記』)等の経名が見られることを勘案し、『提謂波利經』の別称であろうと述べる。

一九七三年「ペリオ本『提謂経』について」。

【P.3732】

- ・フランス国立図書館の敦煌本調査の際、新たな『提謂波利経』写本と思われるP.3732を裏見。
- ・全五二一行¹⁰、首尾欠、経題不明、書写年代を明記しないが唐代写本と判断する。
- ・S.2051『提謂波利経』巻下とは全くの別本と述べる。
- ・塚本逸文のうち『歴代三宝紀』『仁王護国般若経疏』『弁正論』等と一致する箇所が見られることを指摘する。
- ・内容について、五行、五方、五蔵、五戒、五岳などについて詳述していると述べる。
- ・『歴代三宝紀』に、曇靖は一巻本に五方五行を加足して二巻本『提謂波利経』を撰述したとあることから¹¹、S.2051・BD.3715・Jx.1657を巻下とする二巻本『提謂波利経』の巻上に該当するものと推測する。
- ・P.3732の翻刻を提示する。

【BD.3715】

- ・愛知学院大学図書館に収蔵された写真を見、その内容はS.2051と同本であるがBD.3715のほうが相当短く、S.2051を補うものはないと述べる。
- ・S.2051とBD.3715とでは経題は異なるが内容はほぼ同じであることから、『提謂波利経』はその内容に即して「提謂五戒経」と称される場合があったのであろうと推測する。
- ・後半一五六行にわたる「五戒威儀」の内容について簡述。

一九七六年『疑経研究』「提謂経と分別善悪所起経―疑経と真経―」¹²

【BD.3715】

- ・BD.3715後半部「五戒威儀」の翻刻を附す。

現存行数	首題	尾題	巻次の判断	書写年代	翻刻の有無	他本との関係	参照資料
P.3732	首尾欠。五二二行	欠	巻上	唐代	有り	S.2051(巻上)とは別本	一九七三年、フランス国立図書館調査にて実見
S.2051	首欠。行数言及なし	欠	巻下	玄宗の開元年間 (七二二―七四一)頃	有り	BD.3715' Jk.1657を 包括。P.3732とは別本	京都大学人文科学研究所蔵スタイン文書フィルム の引き伸ばし写真
BD.3715	首欠。一八紙三六〇行 (『敦煌劫余録』による)	欠	巻下	言及なし	「五戒威儀」のみ有り	S.2051(巻下)と同本	愛知学院大学図書館に 収蔵される写真
Jk.1657	首尾欠。行数言及無し	欠	巻下	言及なし	無し(『メンシコフ目録』は 首尾計三三文字を記載)	S.2051(巻下)と同本	現物・写真未見。『メンシ コフ目録』の情報による

二、牧田諦亮による敦煌本紹介の問題点

従来、唯一参照可能であった『提謂波利経』テキストである塚本紹介の逸文が二次資料（引文）であり、その内容も全体のいくわずつかであったのに対して、牧田紹介の敦煌本四本は一次資料『提謂波利経』自体の本文）を提供するものとして、塚本紹介の逸文を質・量ともに凌駕し、『提謂波利経』のテキストを拡充させた。現在に至るまで牧田の論文に対する検証はなされておらず、『提謂波利経』の書誌学的研究は依然として牧田を第一線とする状況にある。

しかし、改めて当時の影印写真等の参照状況や氏の見解を検討すると、以下の問題点が指摘できる。

①牧田が写本の現物を実見したのはP.3732のみであり、S.2051・BD.3715は写真を見、Jx.1657に至っては目録上の情報に依るにすぎない

この問題については、牧田当時の敦煌本閲覧環境ではやむをえないことである。しかし現在では敦煌本四本とも影印出版されており、さらにP.3732・S.2051はインターネット上で鮮明なカラー画像が公開されるなど、画像を用いた検討が可能である。

②敦煌本四本間の関係を考慮していない

牧田は四本それぞれの関係について、「佛説提謂経卷下」の尾題を有するS.2051を確実な『提謂波利経』テキストとして、これと本文が一致するJx.1657を同じ『提謂波利経』巻下と比定し、同くS.2051と本文は一致するが尾題が異なるBD.3715も『提謂波利経』巻下と比定、その尾題である「佛説提謂五戒経并威儀卷下」は『提謂波利経』の別称であろうと推測する。またP.3732についてはその内容『歴代三宝紀』に記される特徴を備え、引文と一致することから『提謂波利経』と判断した上で、本文はS.2051とは一致しないため、巻上にあたるものであろうと述べる。

これらはいずれも本文内容による比較であり、遺例（写本）自体の比較は行っていない。もちろん、①で述べたような一九七〇年代当時のテキスト閲覧環境では写本自体の比較は困難であったため、これは牧田の研究の問題点ではなく、テキスト環境が充実したにも関わらず、今なお検討が行われていない現在の研究の問題点と言えよう。

③Jx.1657 は経題不明かつ二三行程程度の断簡であるにも関わらず、S.2051との一致から『提謂波利経』巻下として扱われている。

Jx.1657 は、首尾題を欠く経題不明の断簡である。対照可能なテキストとして「佛説提謂経巻下」の尾題を有するS.2051が存するため、その本文が『提謂波利経』巻下と一致することは確認できるが、しかしわずか二三行程程度の短い断簡であるため、『提謂波利経』本文ではなく他書に引かれる引文部分である可能性も考慮される。S.2051との対照の結果は、多少の文字の異同や出入りがあるものの概ね同内容と言って良いが、引文である可能性は捨てきれない。

④P.3732 は経題不明であるにも関わらず、その内容から『提謂波利経』巻上であろうと紹介されている。

首尾欠のため経題不詳のP.3732を、その内容がいくつかの引文と一致すること、『歴代三玉紀』が挙げる『提謂波利経』の特徴（五行・五方等を詳述している）ことが一致すること、そして巻下にあたるS.2051と本文が一致しないことから、『提謂波利経』の巻上であろうと推測している。牧田はあえて述べないが、P.3732が巻下であるS.2051と同様に仏と提謂・波利との問答に終始することなどからも、P.3732を同経巻上とする判断に一定の信憑性はある。しかし書誌学上、経題不明かつ対照可能な（確実に『提謂波利経』巻上と言える）別テキストが存在するという状況で、同写本を『提謂波利経』巻上と同定できるかと言えば、そうは言いきれない。つまり、巻下であるS.2051の対とするには異本である可能性も残り、また抄出経典であるという可能性も否定できない。

③・④で挙げたJx.1657とP.3732について、現在までに牧田の判断の問題点を指摘する批判はない。しかし残存テキストがわずかに四本しか発見されていない『提謂波利経』に関して、そのうち一本に一次資料（『提謂波利経』本文）であるか否かの疑いがあり、もう一本を『提謂波利経』巻上と断定できないということは、研究の上で留意する必要がある。

また③については、写真版や画像閲覧が容易になった今日、当時のテキスト環境では実現不能であった検討が可能になった。牧田が写真の閲覧にとどまり実見することのなかったS.2051はネット上で鮮明なカラー画像が閲覧でき、BD.3715もその影印が出版された。特に、牧田が目録の情報に依るしかなかったJx.1657の影印が出版されたことは大きい。

これらの問題点及び反省を踏まえ、現在公刊・公開されている影印本・画像を用いた敦煌本『提謂波利経』の書誌学的検討を行う。

第二項 書誌学的検討による敦煌本四本の関係

本項では公刊・公開されている敦煌本四本の影印及び画像に基づき比較検討を行い、従来指摘されてこなかった四本間の書誌的關係について考察する。使用する影印・画像は以下の通りである。

【P.3732】 インターネットサイト 「INTERNATIONAL DUNHUANG PROJECT」 (<http://idp.bl.uk/> 二〇一九年二月八日アクセス確認) 上で公開の画像

【S.2051】 インターネットサイト 「INTERNATIONAL DUNHUANG PROJECT」 (<http://idp.bl.uk/> 二〇一九年二月八日アクセス確認) 上で公開の画像

【BD.3715】 『国家図書館蔵敦煌遺書』第五一冊（任繼愈主編、北京図書館出版社、二〇〇七、三八二―三九二頁）

【Jx.1657】 『俄藏敦煌文献』⑧（孟列夫・錢伯城主編、上海古籍出版社、一九九七、二八〇頁）

一、写経形式の比較

○一紙あたりの行数と一行の字数の比較

画像を用いることで界高や行間、一紙あたりの行数といった写経形式の検討が可能となった。四本それぞれの一紙あたりの行数と、各紙第二行目の字数とを一覧にした【資料1】一紙あたりの行数と一行の字数の比較）。

第一章 『提謂波利經』諸本及び引文の整理

【資料1】一紙あたりの行数と一行の字数の比較

	P.3732(首尾欠)	BD.03715(首欠)	Д x.01657(首尾欠)	S.2051(首欠)
第一紙	20行・17字 (4)	20行・17字	13行・17字 (4)	20行・17字
第二紙	21行・17字	20行・17字		28行・17字
第三紙	21行・17字 (3)	20行・17字		28行・17字
第四紙	21行・17字 (3)	20行・17字		28行・17字
第五紙	21行・17字	21行・17字		28行・17字
第六紙	20行・19字	20行・17字		28行・17字
第七紙	20行・17字	20行・17字		28行・17字
第八紙	21行・17字	20行・17字		28行・17字
第九紙	21行・17字	20行・17字 (3)		28行・17字
第一〇紙	20行・17字	20行・17字		28行・17字
第一一紙	21行・17字	19行・17字		28行・17字
第一二紙	21行・17字	20行・17字 (3)		28行・17字
第一三紙	20行・17字	20行・17字		28行・17字
第一四紙	20行・17字	20行・18字		28行・17字
第一五紙	20行・17字	20行・17字		7行・17字
第一六紙	20行・17字	20行・17字 (3)		
第一七紙	20行・17字	20行・18字		
第一八紙	20行・17字	19行・17字		
第一九紙	20行・17字			
第二〇紙	20行・17字 (6)	20行・17字 (7)	20行・17字 (8)	20行・17字 (9)
第二一紙	20行・17字			
第二二紙	20行・17字			
第二三紙	20行・17字			
第二四紙	20行・17字			
第二五紙	20行・17字			
第二六紙	16行・17字			

※敦煌本『提謂波利經』四写本における一紙あたりの行数・字数を示した。
 ※一行の字数は各紙第二行目を採録した。破損・偈文等の場合は次下を採録し、その行数を()で示す。
 ※P. 3732に見られる後筆は字数算出の対象としない。

それぞれの形態をまとめると次のようになる。

- 【P.3732】 一紙二〇―二二行、一行あたり一七―一九字
【BD.3715】 一紙一九―二〇行、一行あたり一七―一八字
【Jk.1657】 一紙未滿の断簡であるため行数算出不能、一行あたり一七字
【S.2051】 一紙二八行、一行あたり一七字

字数はいずれも概ね一七字前後である。一紙あたりの行数は、P.3732とBD.3715とでは一行前後の差はあるもののほぼ同じであるのに対し、S.2051のみ大きな差が生じた。

○行間の比較

四本を縦に並べ、(それぞれ影印写真の縮尺が不明なため)右端の界線の位置を揃えて界幅が同じになるよう拡大した時の文字の大きさの比較を示す。

【資料2】行間の比較

<p>情也色痛養 情耳聽聲為 為四情身更 是三本本淨 淨<small>人</small>但坐所起 內六情目致 者曰何謂為 作人行得生</p>	<p>P.3732</p>
<p>中不長者等五 劫百劫千劫万 中天佛言億倍 中如是易耳求 可計倍不可為 生生眼人身甚 土以為器燒成 合為本土可得</p>	<p>BD.3715</p>
<p>度脫長者徒謂 甚難天中天 奉行不敢違夫 內者心中皆白 人道如佛言者 一念來一過戒 百心百念以身 不可信是故</p>	<p>Jx.1657</p>
<p>聽作七日施 謂曰佛默然 及五百賈人 上世尊并及 作沙門光衛 白佛言五戒 難為度恐畏 若有善男子</p>	<p>S.2051</p>

一紙あたりの行数と一行の字数の比較と同様、P.3732・BD.3715・Jk.1657の三本は概ね同じであるが、S.2051のみ文字の大きさに違いが見られた。

○文字の大きさと間隔の比較

四本を横に並べて界高を揃え、文字の大きさと間隔の比較を示した。こちらも、S.2051を除く三本は概ね同じである。

【資料3】文字の大きさと間隔の比較

<p>奉 上 世 尊 并 及 討 天 音 身 不 于 音 多 不 不 不 身 作 沙 門 光 衛 世 尊 七 日 七 日 施 訖 長 者 提 謂 白 佛 言 五 戒 為 度 无 極 為 度 无 邊 除 生 死</p>	<p>能 相 度 脫 長 者 提 謂 白 佛 言 甚 微 妙 与 人 五 戒 為 甚 難 天 中 天 人 重 任 大 難 天 中 天</p>	<p>佛 言 人 於 世 間 兩 舌 惡 口 忘 言 自 貢 高 綺 語 誹 謗 聖 道 嫉 賢 妬 能 呷 呷 言 徒 是 得 五 惡 何</p>	<p>節 十 二 法 十 二 月 小 節 三 百 六 十 法 一 歲 三 百 六 十 日 成 就 一 身 王 道 如 此 餘 骨 為 盡 餘</p>
<p>S.2051</p>	<p>Dx.01657</p>	<p>BD.03715</p>	<p>P.3732</p>

【資料4】 S.2051 に基^てく Jx.1657・BD.3715 の接続

Jx.1657(末尾)

S.2051

聞経歡喜一内着心中皆曰佛言一切衆
生欲作行亦係人道知佛言者甚難甚難天
中天人心一念去一念來一過滅一復生心
之殺滑速作无端百心百念以成百身人甚難
護心為身本心不可見不可信是故知人
身難得度世甚危甚難天中佛言如法所
言佛語无有異人身實難得難知一人
在須弥山上織綫下之人在山下持針仰
迎綫使入針鼻中相去三百六十万里復有
隨風猛風吹之寧能使綫值針鼻乎不長
者提謂五百人等皆言不可相值天中无
劫百千万億方劫不能使綫值針鼻中天
天佛言億億方劫不可計劫會復值針鼻乳
中如是易可求人身難得於此百千万億倍
不可計倍不可為喻人身實難得身死欲使
還服人身甚大難得如凡器互取好細未土
以為器燒成可用久久破以棄之欲令還合
為未土可得合不日不可合佛言棄是破器

一内着心中皆曰佛言一切
衆生欲作行亦係人道知佛言者甚難甚難天中天人心
一念去一念來一過滅一復生心之殺滑速作
无端百心百念以成百身人甚難護心為身本心不可見不可信是故知人身難得度世甚危甚難天中佛言如法所言佛語无有異人身實難得難知一人
在須弥山上織綫下之人在山下持針仰迎綫使入針鼻中相去三百六十万里復有隨風猛風吹之寧能使綫值針鼻乎不長者提謂五百人等皆言不可相值天中无劫百千万億方劫不能使綫值針鼻中天天佛言億億方劫不可計劫會復值針鼻乳中如是易可求人身難得於此百千万億倍不可計倍不可為喻人身實難得身死欲使還服人身甚大難得如凡器互取好細未土以為器燒成可用久久破以棄之欲令還合為未土可得合不日不可合佛言棄是破器

若上下持素創造綫使入針鼻中相去三百
三十六万里復有風吹之寧能使綫入針
鼻中不長者等五百人皆言不相值天中无
劫百千万億方劫不能使綫入針鼻
天中佛言億億方劫不可計劫會復值針
乳中如是易可求人身難得於此百千万億倍
不可計倍不可為喻人身實難得身死欲使
還服人身甚大難得如凡器互取好細未土
以為器燒成可用久久破以棄之欲令還
合與未土可得合不日不可合佛言棄是破器

BD.3715 (細部)

二、内容による BD.3715・Jx.1657 の関係

従来、P.3732 は『提謂波利経』卷上、S.2051・BD.3715・

Jx.1657 は卷下とされてきたが、改めてそれぞれの関係を検討する。唯一の卷上であり比較対象がない P.3732 は一旦措き、まず卷下とされる二本を取り上げる。

牧田によれば BD.3715・Jx.1657 の内容はいずれも S.2051 に包括されることが知られるため、S.2051 を基準として BD.3715・Jx.1657 がどこに相当するのか、両本の位置を確認する（資料4 S.2051 に基^てく Jx.1657・BD.3715 の接続）。

Jx.1657 末尾と BD.3715 首部とは、いずれも行間で縦に分断されている。S.2051 の内容と照らすと、Jx.1657 末尾と BD.3715 首部との内容が間断なく接続することがわかる。これは、BD.3715 と Jx.1657 とが本来同一の写本であった可能性を示唆するものである。

三、字体・書風の比較

先に述べた内容による BD.3715 と Jk.1657 との関係の検討にて浮上した、両断簡が本来同一の写本であるという可能性を念頭に置き、四本それぞれに使われる字体や書風を比較検討する。方法としては、四本に共通する文字を画像から切り出し一覧にすることで、使用される字体や書風の特徴を比較し、四本の関係性を考察する〔資料5〕字体・書風の比較。

なお字体・書風の比較に際して注意を要するのが、一本の写本が一人の書写者の手になる写経であるか、という点である。写経の際に複数の書写者が途中で交代して筆をとり、一本の経を完成させるという事例は多々あり、字体・筆致を比較する際にはこの可能性を考慮しなければならない。筆者の見限り、敦煌本四本のうち S.2051・BD.3715・Jk.1657 には、途中で明らかに筆跡が変わったと思われる箇所はなかった。P.3732 に関しても、本文部分は首尾一貫して同一人物の書と認められる。ただし P.3732 には破損裏打ち部分の補写〔図1〕や行外の字句の補入〔図2〕など、後代の別人のものと思われる淡墨の補写訂正が見られたため、これらは比較対象から除いた。

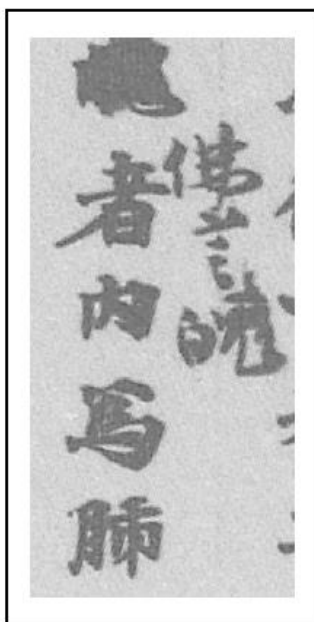
〔図1〕裏打ち補写部分

(P.3732 六八行、三文字目「戒」字)





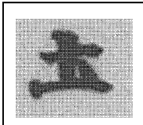





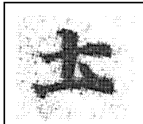










〔図2〕行外補入

(P.3732 一七一行右、「佛言魄」)



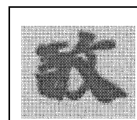

















6. 「師」	5. 「能」	4. 「譬」	3. 「為」	2. 「得」	1. 「復」	
		(なし)				P.3732
I. 273, 12 文字目	I. 340, 14 文字目		I. 334, 13 文字目	I. 089, 11 文字目	I. 286, 11 文字目	
						RD.3715
I. 032, 16 文字目	I. 004, 12 文字目	I. 008, 10 文字目	I. 007, 7 文字目	I. 010, 7 文字目	I. 002, 6 文字目	
						Jx.1657
I. 002, 14 文字目	I. 002, 10 文字目	I. 001, 3 文字目	I. 005, 2 文字目	I. 011, 12 文字目	I. 009, 10 文字目	
						S.2051
I. 068, 2 文字目	I. 176, 13 文字目	I. 227, 17 文字目	I. 184, 3 文字目	I. 029, 12 文字目	I. 081, 8 文字目	

12. 「身」	11. 「病」	10. 「知」	9. 「如」	8. 「念」	7. 「兩」	
						P.3732
I. 090, 12 文字目	I. 035, 9 文字目	I. 508, 4 文字目	I. 204, 4 文字目	I. 176, 13 文字目	I. 160, 15 文字目	
						BD.3715
I. 183, 5 文字目	I. 183, 9 文字目	I. 188, 13 文字目	I. 092, 15 文字目	I. 174, 12 文字目	I. 100, 8 文字目	
						Jx.1657
I. 011, 010 文字目	I. 002, 6 文字目	I. 011, 8 文字目	I. 003, 7 文字目	I. 009, 4 文字目	I. 002, 5 文字目	
						S.2051
I. 046, 1 文字目	I. 036, 5 文字目	I. 384, 9 文字目	I. 055, 3 文字目	I. 182, 6 文字目	I. 349, 8 文字目	

18. 「報」	17. 「多」	16. 「土」	15. 「受」②	14. 「受」①	13. 「天」	P.3732
						
I. 292, 13 文字目	I. 205, 8 文字目	I. 058, 1 文字目	I. 284, 11 文字目	I. 333, 12 文字目	I. 114, 11 文字目	
						BD.3715
I. 017, 6 文字目	I. 015, 16 文字目	I. 009, 2 文字目	I. 035, 6 文字目	I. 036, 13 文字目	I. 071, 11 文字目	
(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)		JX.1657
					I. 008, 13 文字目	
						S.2051
I. 206, 7 文字目	I. 202, 9 文字目	I. 231, 10 文字目	I. 124, 6 文字目	I. 076, 16 文字目	I. 059, 12 文字目	


24. 「解」	23. 「後」	22. 「間」	21. 「兄」	20. 「逆」	19. 「短」	P.3732
						
I. 210, 10 文字目	I. 230, 9 文字目	I. 082, 13 文字目	I. 279, 8 文字目	I. 259, 4 文字目	I. 301, 13 文字目	
						BD.3715
I. 073, 9 文字目	I. 064, 3 文字目	I. 055, 14 文字目	I. 055, 3 文字目	I. 031, 10 文字目	I. 020, 13 文字目	
(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	JX.1657
						S.2051
I. 016. 17 文字目	I. 254. 7 文字目	I. 274. 5 文字目	I. 244. 10 文字目	I. 379. 12 文字目	I. 320. 15 文字目	

30. 「歳」	29. 「極」	28. 「害」	27. 「虫」	26. 「界」	25. 「悪」	P.3732
						
I. 390, 5 文字目	I. 198, 11 文字目	I. 031, 2 文字目	I. 418, 5 文字目	I. 081, 9 文字目	I. 257, 1 文字目	
						BD.3715
I. 083, 11 文字目	I. 082, 10 文字目	I. 081, 16 文字目	I. 081, 13 文字目	I. 076, 16 文字目	I. 037, 11 文字目	
(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	Jx.1657
						S.2051
I. 157, 4 文字目	I. 273, 11 文字目	I. 272, 17 文字目	I. 272, 13 文字目	I. 004, 13 文字目	I. 218, 3 文字目	

36. 「敬」	35. 「分」	34. 「亡」	33. 「老」	32. 「取」	31. 「殺」	P.3732
						
I. 236, 7 文字目	I. 100, 9 文字目	I. 189, 15 文字目	I. 048, 5 文字目	I. 430, 4 文字目	I. 418, 1 文字目	
						BD.3715
I. 102, 4 文字目	I. 092, 17 文字目	I. 092, 1 文字目	I. 091, 2 文字目	I. 086, 9 文字目	I. 085, 3 文字目	
(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	Jx.1657
						S.2051
I. 360, 14 文字目	I. 019, 5 文字目	I. 279, 7 文字目	I. 085, 7 文字目	I. 195, 13 文字目	I. 131, 8 文字目	

42. 「足」	41. 「年」	40. 「喜」	39. 「財」②	38. 「財」①	37. 「亦」	P.3732
I. 126, 7 文字目	I. 514, 17 文字目	I. 307, 3 文字目	I. 042, 1 文字目	I. 301, 10 文字目	I. 038, 2 文字目	
						BD.3715
I. 123, 8 文字目	I. 121, 7 文字目	I. 113, 6 文字目	I. 042, 14 文字目	I. 109, 15 文字目	I. 106, 4 文字目	
						Tx.1657
(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	
						S.2051
I. 316, 6 文字目	I. 314, 1 文字目	I. 304, 5 文字目	I. 283, 1 文字目	I. 239, 5 文字目	I. 014, 9 文字目	

48. 「仰」	47. 「非」	46. 「増」	45. 「形」	44. 「佞」	43. 「明」	P.3732
I. 138, 15 文字目	I. 172, 9 文字目	I. 514, 16 文字目	I. 199, 17 文字目	I. 451, 5 文字目	I. 136, 13 文字目	
						BD.3715
I. 171, 2 文字目	I. 157, 7 文字目	I. 156, 8 文字目	I. 148, 12 文字目	I. 129, 14 文字目	I. 124, 16 文字目	
						Tx.1657
(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	
						S.2051
I. 092, 10 文字目	I. 100, 6 文字目	I. 006, 6 文字目	I. 342, 3 文字目	I. 322, 17 文字目	I. 227, 2 文字目	

52. 「客」	51. 「散」	50. 「礼」	49. 「乱」	P.3732
				
I. 483, 11 文字目	I. 504, 5 文字目	I. 185, 14 文字目	I. 489, 3 文字目	
<hr/>				
				BD.3715
I. 181, 10 文字目	I. 174, 3 文字目	I. 149, 17 文字目	I. 172, 13 文字目	
<hr/>				Jk.1657
				
(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	
<hr/>				
				S.2051
I. 153, 7 文字目	I. 369, 8 文字目	I. 026, 9 文字目	I. 362, 3 文字目	

(※数字は【資料5】の漢字番号)

- 1 「復」…P.3732・BD.3715・Jx.1657は「𠄎(ぢょうにんべん)」が「𠄎(さんずい)」になる。
 2 「得」…1に同じ。
 3 「為」…P.3732・BD.3715・Jx.1657は「𠄎」の二画が特徴的であり、下部の四点も一本の横画になる。
 7 「𠄎」…P.3732・BD.3715・Jx.1657は中央の縦画が一画目の横画から突き出している。
 13 「天」…P.3732・BD.3715・Jx.1657は「𠄎」の三画目の左はらいがやや上向きになる。
 14・15 「受」…P.3732・BD.3715・S.2051ともに「𠄎」の字体が見られた。
 16 「土」…S.2051は、最終画が点ではなく、横に引く形になる。
 17 「多」…P.3732・BD.3715は、上部が特徴的かつ最終画が下に突き抜ける。
 21 「兄」…P.3732・BD.3715は「𠄎」部の最終画が左右に突き出ている。
 24 「解」…P.3732・BD.3715は右の旁が「年」に似た形になり、S.2051は「辛」に似た形になる。
 27 「虫」…P.3732・BD.3715は、縦画の上に点がある。
 30 「歳」…P.3732・BD.3715は「示」部が省略されて三点になる。
 32 「取」…P.3732・BD.3715は「又」部が特徴的な形になる。
 38・39 「財」…P.3732・BD.3715・S.2051ともに「𠄎」の二種の字体が見られた。
 43 「明」…P.3732・BD.3715は「日」と「月」の大きさが同じ。
 46 「増」…P.3732・BD.3715は「土(つちへん)」三画目の最後に一旦筆を止めてから、上に撥ね上げている。
 49 「乱」…P.3732・BD.3715は右のつくりの一点付加されて「𠄎」となっている。
 50 「礼」…S.2051も含めて9に同じ。

比較の結果は次の通りである。

- ・ BD.3715 と Jx.1657 とは使用する字体・書風が酷似しており、上述した内容の接続を勘案すると、両本は本来同一写本であると推定される。
- ・ BD.3715・Jx.1657 は、P.3732 とも字体・書風が酷似することから、P.3732 も BD.3715・Jx.1657 と僚卷であると推測される。

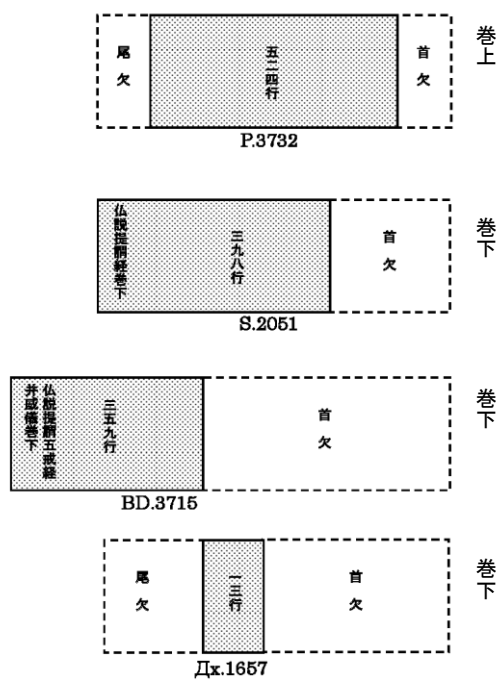
以上の書誌学的検討の結果、『提謂波利経』現存敦煌本四本のうち BD.3715・Jx.1657 間には内容上の接続が確認でき、また両巻と P.3732 の二本間に写経形式と字体・書風の酷似が認められた。この結果から、BD.3715 と Jx.1657 とは本来一連の写本であり、『BD.3715+Jx.1657』（巻下）と P.3732（巻上）とは、本来僚卷であった蓋然性が高いことが言える。

敦煌写本において、現在異なる所蔵機関に収蔵されている複数の写本が本来一具の經典であったという事例は多々あり、『提謂波利経』三本についても、いずれかの時に分断され、それぞれ北京・ロシア・フランスへと運び出されたと推定される。

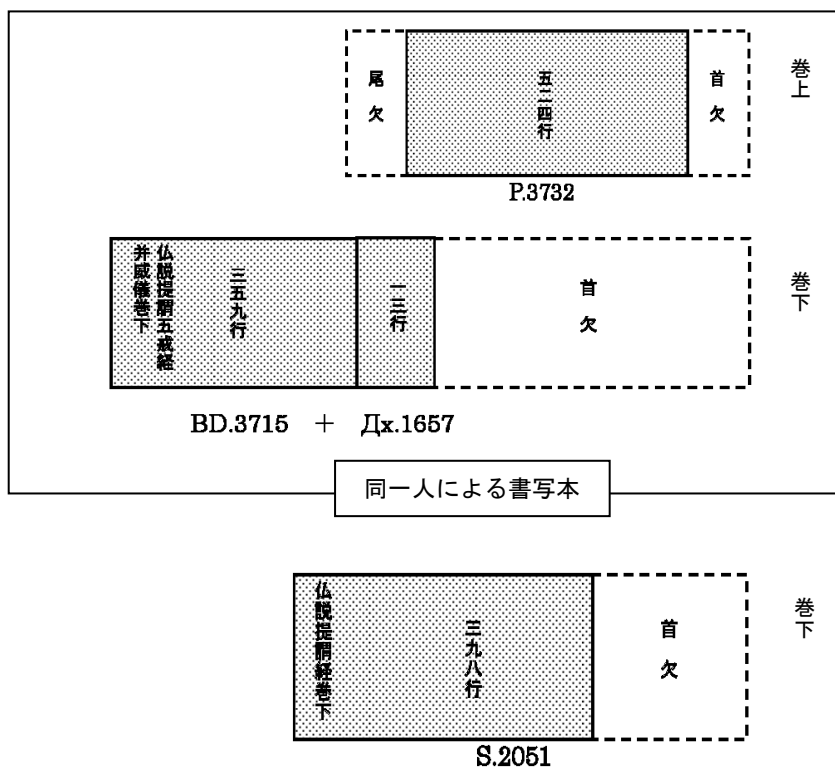
BD.3715 と Jx.1657 とが本来一連の写本であり、さらに P.3732 が僚卷であることと、敦煌本『提謂波利経』四本の関係は以下のように整理される。

- ① 首尾題を欠く Jx.1657 が「提謂五戒経并威儀卷下」と比定され、引文である可能性が解消される。
- ② 従来、内容から『提謂波利経』と推定されるも、首尾題を欠き、対照可能な別テキストも不在であった P.3732 の経題が、「提謂五戒経并威儀（巻上）」と比定される。
- ③ 従来、巻下 (S.2051) と本文が一致しないという消極的理由より巻上と推測されてきた P.3732 が「BD.3715+Jx.1657」と一連の内容を有する本文であることが書誌学的に裏付けられる。
- ④ サンクトペテルブルグ所蔵の敦煌文書中には、トルファンや黒水城等敦煌以外の地域から出土した文書が混淆していることが指摘されており¹³、出土地域の弁別は大きな課題となっているが、Jx.1657 については P.3732 と僚卷であることから、敦煌本と確定できると推定される。

【従来の敦煌本の認識】

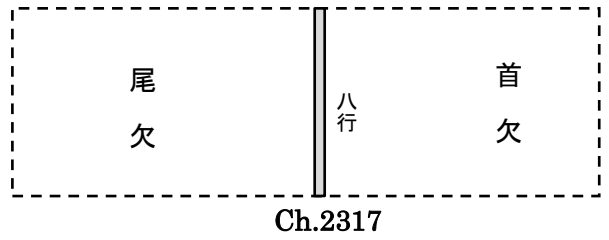
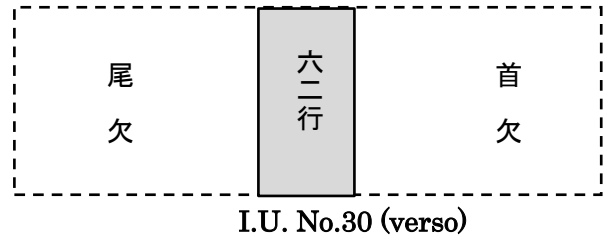
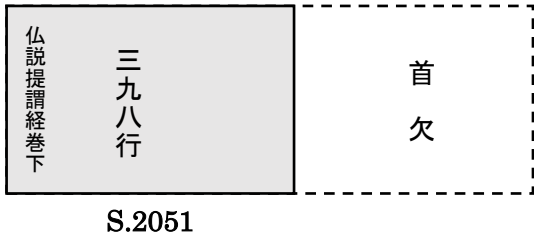
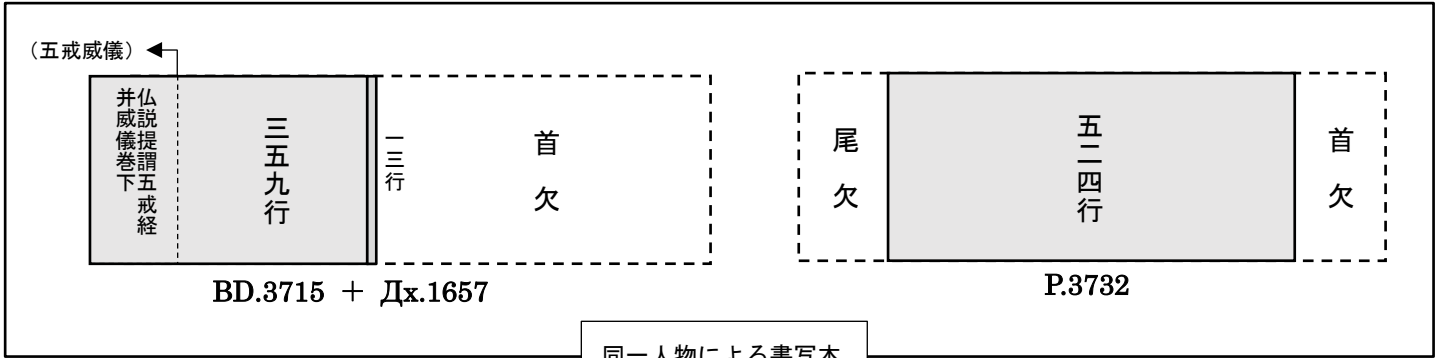


【書誌学的検討、整理の結果】



卷
下

卷
上



第二節 『提謂波利經』引文の整理

現存『提謂波利經』写本の欠部を補う資料として、諸文献中に見られる引文がある。本經の引文は塚本善隆、山口大輔、曹凌三氏によって提示されてきたが¹⁴、それらの中には重複があり、曹提示の引文に関しては敦煌本との対照が行われていない。さらに二〇一七年には、田戸大智「日本における『大乘義章』の受容と展開——附 身延文庫蔵「大乘義章第八抄」所収「二種生死義」翻刻」¹⁵により身延文庫蔵「大乘義章抄」中に新たな本經の引文四条が見られることが指摘されている。完本不在の『提謂波利經』テキストを現状で可能な限り整備するため、新出引文を含めた諸引文の整理を行う必要がある。

そこで本節では、まず「大乘義章抄」に見られる『提謂波利經』の新出四引文の詳細情報およびこの四条より得られる新知見を明らかにした上で、塚本・山口・曹三氏提示の既知の引文とあわせて整理を行い、本經読解のための一資料とする。

第一項 身延文庫蔵「大乘義章抄」所引の新出引文紹介

○「大乘義章抄」とは

まずは「大乘義章抄」について、その概要を述べておく。「大乘義章抄」という名称は、特定の名称を持たない本書に対して田戸が用いた仮称である¹⁶。本論もこれに倣い、「大乘義章抄」と呼称する。田戸大智『『大乘義章』の修学について——論議関連資料を中心に——』によれば、本書は『『大乘義章』の諸項目に関する議論をまとめた論議書¹⁷』であり、天養元年（一一四四）十一月十九日から同月二四日にわたって勧修寺法務・寛信がまとめたものであるという。身延文庫所蔵の本写本は、寛信編輯の「根本本」（天養元年（一一四四）書写）を写した「御室本」（治承元年（一一七七）書写）を、文和四年（一一三五）から延文元年（一二五六）にかけて寥海なる僧侶が書写したものである¹⁸。

本写本の書誌情報は次の通りである。

- ・ 所蔵機関……………身延山久遠寺・身延文庫
- ・ 目録記載……………『身延文庫典籍目録』下、整理番号五九 五―七

- ・書写者 …………… 寥海（未詳）
- ・書写年代 …………… 文和四年（二三五五）—延文元年（一三五六）
- ・帖数 …………… 全二〇帖、現存一三帖（一部合本であるため、冊数としては一一冊）
- ・装丁 …………… 粘綴装
- ・料紙 …………… 楮紙
- ・法量 …………… 縦約二七cm、横約二〇cm¹⁹

○「大乘義章抄」所引『提謂波利經』四引文について

「大乘義章抄」第一抄の九丁裏—一五丁裏には、『提謂波利經』に関する問答が展開されており、問いに対する返答の部分に『提謂波利經』が四箇所引用されている。この四引文については、田戸「日本における『大乘義章』の受容と展開——附身延文庫蔵「大乘義章第八抄」所収「二種生死義」翻刻」に、

また、敦煌本との関連で注目したいのは、「大乘義章第一抄上」に「提謂經上云」として引用される四文の中、三文が『提謂波利經』卷上（P.3782・首欠）にほぼ同定されるだけでなく、残りの一文が首欠の一部を補う逸文である可能性が高いことである。これらの研究については、後日を期したい。²⁰

と言及されるのみであり、四引文の内容は未だ紹介されていない。筆者は昨年、国際仏教学大学院大学附置・日本古写経研究所において田戸大智先生より本書の画像閲覧の機会を賜った。以下、「大乘義章抄」所引の『提謂波利經』引文四条の翻刻及び『提謂波利經』現存写本との対照を行う²¹。

〔凡例〕

・引文は『提謂波利經』における説示順序に並べ、①—④の番号を振った。①に関しては現存写本に一致する文はないが、上巻冒頭の逸文と推測されるため、①と番号を振った。

・（ ）内は「大乘義章抄」の地の文である。
 ・行数は一丁ごとに1から振った。

・判読困難な文字は■で示した。また虫損等により判読困難な文字のうち、残画や前後の文から推定可能な文字は□内に示した。
 ・「大乘義章抄」中には所々小さな丸記号が見られるが、田戸によれば省略記号であるという。翻刻文中では「○」と表記する。

引文①

- 〔九丁裏〕 10 (提謂經上云。) 佛在摩竭提國始成得。佛在元吉樹下
 11 坐定七日、無致食者。時山樹神念言。人無有知佛得
- 〔二〇丁表〕 1 道者。使無數供養、吾當求之。時五百賈人。於道路車
 2 牛種畜、皆頓躓不行。○時五百賈人、皆大怖畏恐不在
 3 ■中。有二長者。一者提謂、二名波利。博學多智。○鑽龜
 4 引易、以占吉凶。語五百賈人曰。莫得恐怖。今此山中有
 5 大樹神、欲得食。祠之。○時有三百人^{五カ}。以待從共行詣樹共
 6 行詣樹[※]。見佛坐於樹下新成佛力。○於是長者乃知波羅
 7 捺斯國有佛出世^{マント}。便前稽首、爲佛作禮。○説偈問言。人尊
 8 所從來、今坐斯樹下。本在何國中。今來毒獸間^{略之}。於
 9 是二長者、聞神語已、及諸賈人即還共和合趣蜜、五百
 10 賈人悉來上佛^{云々}。(次有佛説法。不見起樹下之。)

※「共行詣樹」四字は衍文か。以下、引用の際には特に断りなくこの四字を削る。

・現存写本との対応……：対応箇所なし。現存写本が欠く上巻冒頭の逸文と思われる。なお上巻冒頭のテキストとしては、塚本善隆「支那在家仏教特に庶民仏教の一経典―提謂波利経の歴史―」により『華嚴経疏鈔玄談』卷四所引の逸文が指摘されている²²⁾。

提胃雖說戒善等者彼說。如來在樹王下成道。於七日中、無人知佛得阿耨多羅三藐三菩提。唯提胃波利此二居士。明究陰陽、鑽龜易卜。知佛成道。名爲樹神。提胃獻麩、四天王奉鉢。如來受已。始爲提胃說世間因果。

(正統藏八、二二八丁裏下―二二九丁表上)²³⁾

引文②

二二丁裏 4 (提謂經上云。) 長者提謂曰。願尊神約說五道之行。○佛言。

5 持五戒爲人行。行十善得生天。負責不償、借不歸、■突

6 無道、作奴婢畜之行。慳貪不肯布施、則作餓鬼。不信

7 有佛、不信有比丘僧、○甚廣皆入地獄。○是爲五道之行^{云々}。

・現存写本との対応……：P3732、二二五―二三八行 (傍線部)

長者曰。願勞神說五道行。佛言。持五戒爲人行。行十善得生天。負責不償、借貸不歸、抵突無道、作畜生奴婢。慳貪不肯布施、則作餓鬼。不信有佛、不信有法、不信有比丘僧、不信死當後更生爲人、不信有天福、不信有畜生、奴婢、餓鬼道、不信有地獄、不信有今世後世、不信作善得福、不信作惡得罪、誹謗聖道、妬賢疾能、殺、盜、姪、欺、妄言、兩舌、惡口、呪咀、飲酒、醉亂、不孝父母、爲臣不忠、爲父不仁、爲母不慈、爲君不平、爲臣不順、爲弟不恭、爲兄不敬、爲婦不禮、爲夫不賢、奴婢不良、死入地獄。不孝師父其罪不請、是爲五道行。

引文③

二四丁裏 1 (提謂經上云。) 長者提謂、聞佛廣說人行之本、即得不起法

2 忍。三百人等得信法忍。二百人得須陀洹證。四大王皆

3 得柔順法忍。三百龍王皆得信根。阿須輪衆發無上正眞

4 道意。山神、水神、風神、火神、樹神及閼叉、眞陀羅、摩睺

5 勒等一切諸鬼神、有十信衆。皆得十善之行^{云々}。

・現存写本との対応……P.3732、二二九—二四四行

長者提謂、聞佛廣說人行本、即得不起法忍。三百人得須陀洹證。四天王皆得柔順忍。三百龍王皆得信根。阿須輪衆皆發無上正眞道意。山神、水神、風神、火神及夜叉、眞陀羅、摩休勒等一切諸鬼神、有十億衆。皆得十善之行。

引文④

二三丁表 5 (提謂經上云。) 佛告提謂波利五百賈人等。○從無數劫已來

6 至于今日、在五道中、愚癡、瞋恚、嫉妬。不知佛時、不知經法

7 時、不知比丘僧時。○破塔毀佛像、盜三尊劫。○或殺師父

8 母、○誹謗聖道、或斷妙法。○禁止他人使不入道、身自犯是五

9 逆大罪。○我有重罪。自首、改往修末。懺悔如是、至三。○^{云々}。

・現存写本との対応……P.3732、二六八—二八三行 (傍線部)

佛告提謂波利五百人等。大燒名香、散華供養十方佛。散髮、五體投地、各自稱本字。某甲歸命佛、歸命法、歸命比丘僧。某甲歸命過去佛、歸命現在佛、歸命當來佛。某甲歸命過去七佛、歸命七佛弟子。歸命過去師、歸命現在師、歸命當來師。某宿命從無數劫以來至于今日、在五道中、愚癡、瞋恚、嫉妬。不知佛時、不知法時、不知比丘僧時。不知作惡得罪、不知作善得福、不知有聖道、起惡意向佛、破塔壞寺佛像、盜三尊物、殺真人、鬪亂比丘僧、叛逆害父母、或殺師父、或殺郡主、或殺兄弟及妻子、誹謗聖道、斷法、斷功德、謗說師及父母、道國家惡、禁止人使不入道、身自犯是五逆大罪。復教人見人、爾助其喜。今重罪。今自首、改往脩來、懺悔如是、至三。

四引文を既知の『提謂波利經』テキストと照合した結果、引文②—④は上巻P.3732の文と重複するものであった。P.3732との間に多少文字の異同が見られるが、内容は概ねP.3732と合致する。また引文③が対応するP.3732二二九—二四四行については、従来唐・窺基撰『大乘法苑義林章』巻一や同『妙法蓮華經玄義』巻一〇に引文が見られることが指摘されていたが²⁴、引文③はそれらより詳細によらP.3732本文に近い引文であった。

一方引文①については、現存諸本中に内容が合致する箇所は見られないが、「佛在摩竭提國始成得佛在元吉樹下」という書き出しから現存写本が欠く上巻冒頭にあたるものと推測される。現存上巻の欠部にあたるものとしては、塚本善隆紹介の澄観『華嚴經疏鈔玄談』所引の逸文²⁵がある。『華嚴經疏鈔玄談』所引の文は簡潔で分量も短い。従来は唯一『提謂波利經』の冒頭として知られていた。対して引文①の記述は極めて詳細であり、途中五箇所ある省略を差し引いても、分量は『華嚴經疏鈔玄談』所引の逸文をはるかに上回る。両者を比較することにより、『華嚴經疏鈔玄談』所引の文は引文ではなく取意文であることが判明した。

○引文①―④より得られる新知見

それでは、これら新出の四引文は『提謂波利經』研究にどのように寄与するものであろうか。

P.3732と内容が重複する引文②―④は、引文という二次資料ではあるが、P.3732の読解に資するものと言える。

また引文①は従来冒頭部分とされてきた『華嚴經疏鈔玄談』所引の逸文をはるかに上回る分量を提供する逸文であり、『提謂波利經』テキストの拡充に寄与するものである。以下、この引文①より得られる情報を検討する。

引文①では、仏と提謂・波利が問答を繰り広げる前段として、商主である提謂・波利二人と二人が率いる五百人の商人が、樹神の導きにより成道後七日目の仏に見え、妙蜜を献上する場面が描かれている。この場面は諸仏伝にも描かれるものであるが、引文①には諸仏伝と異なる内容が二点見受けられる。

一つは、提謂・波利二人の人物像を「博學多智」であり「鑽龜易ト」する者と設定する点である。これは『華嚴經疏鈔玄談』取意文にも「明究陰陽、鑽龜易ト」として見られる記述である。他の仏伝類には提謂・波利を「二賈客」や「兄弟二人」と述べる記述は見られるが、「博學多智」「鑽龜易ト」「明究陰陽」やそれに類する記述は見られない。これについては次章で考察を行うためここでは述べない。

もう一つは、「時有三百人^{五カ}、以侍従共行詣樹。見佛坐於樹下新成佛力。」という記述である。提謂らが侍従を伴い仏（大樹神）のもとへ参詣するという記述であるが、原文では侍従の数を「三百人」とする一方、「三二」の右傍には「五カ」という書き込みがある。書き込みは書写者・寥海自身によるものか別人によるものか判別し難いが、いずれにしても「三百人は五百人の誤りではないか」と指摘するものである。前後が省略されているため判然としないが、本引文中の他の箇所においても商人は「五百人」と記されているこ

と、また諸仏伝でも提謂らの率いる商人は五百人とされていることから、書き込みの通り「三百人」が「五百人」の誤写である可能性も考えられる。しかし、『提謂波利經』上巻である P.3732 には次のような箇所が見られる。

長者提謂聞仏廣説人行本、即得不起法忍。三百人得須陀洹證。四天王皆得柔順忍。三百龍王皆得信根。阿須輪衆皆發無上正眞道意。山神、水神、風神、火神及夜叉、眞陀羅、摩休勒等一切諸鬼神、有十億衆。皆得十善之行。

(P.3732 二二九—二四四行)

(長者提謂、佛の人行の本を廣説したもうを聞き、即ち不起法忍を得たり。三百人須陀洹證を得たり。四天王皆な柔順忍を得たり。三百龍王皆な信根を得たり。阿須輪衆皆な無上正眞道意を發せり。山神、水神、風神、火神及び夜叉、眞陀羅、摩休勒等一切諸鬼神、十億衆有り。皆な十善の行を得たり。)

これは仏の説法を聞いた提謂らが果を得る場面であるが、『提謂波利經』現存諸本のうち唯一右記の傍線部のみ、商人の数を「三百人」としている。これだけでは P.3732 も引文①と同様に「五百人」の誤写であるとも考えられる。しかし、P.3732 右記の箇所に該当する「大乘義章抄」の引文③を見ると、

長者提謂聞佛廣説人行之本、即得不起法忍。三百人等得信法忍。二百人得須陀洹證。四天王皆得柔順法忍。三百龍王皆得信根。阿須輪衆發無上正眞道意。山神、水神、風神、火神、樹神及閼叉、眞陀羅、摩睺勒等一切諸鬼神、有十信衆。皆得十善之行云々。

と、「三百人」の次に「二百人」の記述がある。

P.3732 三百人 得須陀洹證。

引文③ 三百人等得信法忍。二百人得須陀洹證。

両者を比較することにより、引文③の「三百人等得信法忍。二百人得須陀洹證。」が本来の経文であり、P.372 は波線部を脱落したものであることが分かる。既知の引文・取意文等にも同様に三百人と二百人に分けて得果を説く記述が見られ²⁶、これらは P.372 が当該箇所を脱文していることを証明するものである。この脱文が明らかになることより、五百人の商人を三百人と二百人に分けて所得の果に差をつけていることが分かる。

三百人所得の信法忍と二百人所得の須陀洹證について、『大乘義章』は『提謂波利經』の得果の場面を引いた後、所得の果それぞれに説明を加えている。

『大乘義章』卷一

提謂波利聞法、獲得不起法忍。時四天王得柔順忍。三百賈人得成信忍。三百龍王得信忍根。阿須輪等發菩提心。山神、樹神、水
火神等、皆得十善、作菩薩道。二百賈人得須陀洹。

不起法忍者、是七地上無生忍也。

柔順忍者、四地上所得忍也。信忍在於初二三地。信忍之根、當應在彼解行終心。菩提心者、解行之初。言得十善作菩薩者、當
應在彼種性已上。亦可在彼賢首已去。須陀洹者、小乘初果。

(大正四四、四六五頁中)

『提謂波利經』と比べると多少文言に差異があるが、三百人所得の「信忍」は菩薩の修行階位の初地・二地・三地にあたり、二百人所得の「須陀洹」は小乗の初果であると説明されている(波線部)。つまり、三百人の方が二百人より高位の果を得ていることになる。得果の場面において五百人のうちの三百人を二百人より高位に置くことは、他の引文・取意文からも看取できる。しかし、その理由には『提謂波利經』現存写本や既知の引文・取意文には見出だせない。そこで先の引文①の記述に注目する。

一者提謂、二名波利。博學多智。○鑽龜引易、以占吉凶。①語五百賈人曰、「莫得恐怖。今此山中有大樹神、欲得食。祠之。」○

②時有三百人。以侍從共行詣樹^摩。見佛坐於樹下新成佛力。○於是長者乃知波羅捺斯國有佛出世^{マント}。便前稽首、爲佛作禮。○説

僞問言。「人尊所從來、今坐斯樹下。本在何國中。今來毒獸間略之」③於是一長者、聞神語已、及諸賈人即還共共和合趣蜜、五百賈人悉來上佛云々。

途中「○」印による省略が多いが、流れを追うと、まず①（提謂・波利）が五百人の商人に「山中で食を欲している大樹神（＝仏）を祠ろう」と呼びかけ、省略をはさみ、②（提謂・波利は）三百人の侍従を伴って菩提樹を詣で、仏が人知を超えた威力を発揮するのを目の当たりにする。そして引文の最後では③提謂・波利は仏の語る言葉聞き終え、諸賈人らと引き返して共に妙蜜を作り、五百人と（再び仏のもとへ）戻って妙蜜を奉る、という流れである。②で提謂・波利と共に仏を詣でたのが「五百人」の誤写ではなく「三百人」だとすれば、P.3732における得果の場面で三百人と二百人とで所得の果に差があった理由に説明がつく。すなわち、提謂らと最初の参詣に同行した三百人は高次の果を得、一方で何らかの理由により最初の参詣には同行せず、③において一度引き返した提謂・波利・三百人と合流して初めて仏のもとへ詣でた二百人が得た果は、三百人の果より低次のものとなったのである。

二百人が二度目の参詣にのみ参加したという証左は「三百人」の他に、③「及諸賈人即還共五カ和合趣蜜、五百賈人悉來上佛」という一文の中にも見受けられる。波線部の「共」が「還りて」にはかからず「妙蜜を和合す」のみにかかっていることは、「提謂・波利と仏を詣でた三百人が一度引き返し、留まっていた二百人と合流して、共に、妙蜜を和合した」のだと理解することができる。また、もう一つの波線部、「五百人悉く来たりて」の「悉」は、「今度は人数を欠くことなく、五百人全員で」というニュアンスと理解できる。

以上、新出『提謂波利經』資料としてトルファン本断簡 Ch.2317 と身延文庫蔵「大乘義章抄」所引の四引文の書誌情報と翻刻文を提示し、両資料から新たに得られる知見を紹介した。

Ch.2317 はごく短い断簡である上に P.3732 との間に文字の異同も見られないため、校訂に資するものではない。しかし、P.3732 と字詰め・字体の一致が確認されることにより、Ch.2317 は引文ではなく新たな『提謂波利經』の写本と考えられ、それは P.3732 と同系統の写本である蓋然性が高い。

「大乘義章抄」所引の四引文は、いずれも途中に省略が多いという難点はあるものの、引文②―④はP.3732との間に多少文字の異同が見られ、一次資料である写本に対して二次資料として校訂に資するものである。

また引文①は、従来『華嚴經疏鈔玄談』巻四の取意文でしか知られていなかった『提謂波利經』上巻冒頭の内容を補うものであり、その内容から、本経では五百人の商人のうち二百人を最初の参詣には向かわせず、後に得る果に差をつけるといふ、諸仏伝に見られない本経独自の経説を有する重要な引文と言える。撰者の曇靖は何を訴えるために商人を二つのグループに分けて果に差をつけたのであろうか。どのような理由で二百人を最初の参詣に向かわせないのか。他の仏典に見られないこの点の究明は、疑経である『提謂波利經』の撰述意図の解明に繋がる可能性を有する重要な検討課題と言える。

また、新出二資料の出現により新たな経文や引文という二次テキストが得られたものの、依然として『提謂波利經』テキスト全体の補完には至っておらず、写本・引文の探索も重要な継続課題である。

第二項 『提謂波利經』引文の整理

ここでは、第一項で詳細を明らかにした「大乘義章抄」所引の四引文と塚本善隆・山口大輔・曹凌三氏提示の引文の整理を行う。

〔凡例〕

- ・ 引文の前後（「提謂經云」「提謂經説」等）は（ ）内に示した。
- ・ 引文①―⑭は現存の敦煌本に一致・類似が見られる引文、もしくは該当箇所がある程度推測可能な逸文（本章末『提謂波利經』本文・引文対照）【引文対照】を参照）であり、引文⑮―⑳④は該当箇所不明の逸文である。①―⑭は『提謂波利經』における説示順に、⑮―⑳④は順不同に番号を振った。
- ・ 「大乘義章抄」所引の引文において判読困難な文字は■で示し、また虫損等により判読困難な文字のうち、残画や前後の文から推定可能な文字は□内に示した。また翻刻文中の「○」記号は、本写本中において小さな丸印で表される省略記号である。
- ・ 塚本・曹提示の『弁正論』の引文、

提謂經云。不殺曰仁。仁主肝木之位。春陽之時、萬物盡生。正月二月、少陽用事。養育群品、好生惡殺。殺者無仁。不邪曰義。義主肺金之位。七月八月、少陰用事。外防嫉妬危身之害。内存性命、竭精之患。禁私不姪。姪者無義。不飲酒曰禮。禮主心火之位。四月五月、太陽用事。天下太熱、萬物發狂。飲酒致醉、心亦發狂。口爲妄語、亂道之本。身致危亡、不盡天命。故禁以酒。酒者無禮。不盜曰智。智主腎水之位。十月十一月、太陰用事。萬物收藏、盜者不順。天以得物藏之。故禁以盜。盜者無智。不妄曰信。信主脾土之位。三月、六月、九月、十二月、中央用事。制御四域惡口。傷人禍在口中。言出則殃至。氣發則形傷。危身速命。故禁以舌。舌者無信。

『弁正論』卷一、大正五二、四九四頁下) 2/7

は、P.3732の二二一六四行の取意文と思われるため除外した。

・山口は逸文二として「提謂經云、心如帝王。皆肉團心也。」(般若心經疏論謀鈔)卷一、卅統藏四一、三三六丁表上)を提示した上で、これを『釈禪波羅蜜次第法門』卷八「心爲大王、上義下仁故。居在百重之内。」(引文④)の要略であるとする。筆者もこれに従い、ここでは採録しない。

①「大乘義章抄」第一帖、平安・寛信

(提謂經上云。)佛在摩竭提國始成得。佛在元吉樹下坐定七日、無致食者。時山樹神念言。人無有知佛得道者。使無數供養、吾當求之。時五百賈人。於道路車牛種畜、皆頓躓不行。○時五百賈人、皆大怖畏恐不在■中。有二長者。一者提謂、二名波利。博學多智。○鑽龜引易、以占吉凶。語五百賈人曰。莫得恐怖。今此山中有大樹神、欲得食。祠之。○時有三百人。以侍從共行詣樹共行詣樹[※]。見佛坐於樹下新成佛力。○於是長者乃知波羅捺斯國有佛出世^{マント}。便前稽首、爲佛作禮。○説偈問言。人尊所從來、今坐斯樹下。本在何國中。今來毒獸間^{略之}。於是二長者、聞神語已、及諸賈人即還共和合趣蜜、五百賈人悉來上佛^{云々}。(次有佛說法。不見起樹下之。)

※ 「共行詣樹」四字は衍文か。

(「大乘義章抄」第一帖、九丁裏―一〇丁表)

② 『釈門正統』卷一、宋・宗鑑

(提謂經。) 受四天王各一石鉢。梵王起七寶堂、帝釋建七寶座、勸請說法。

(正統藏一三〇、三六〇丁表上)

③ 『歷代三寶紀』卷九、隋・費長房

(提謂波利經二卷(…中略…)見其文云。) 東方太山、漢言代嶽。陰陽交代故謂代嶽。

(大正四九、八五頁中)

④ 『釈禪波羅蜜次第法門』卷八、隋・智顗

心爲大王、上義下仁故。居在百重之內。出則有前後左右官屬侍衛。肺爲司馬、肝爲司徒、脾爲司空。腎爲大海。中有神龜。呼吸元氣、行風致雨。通氣四支。四支爲民子。左爲司命、右爲司錄。主錄人命。齊中太一君、亦人之主柱。天大將軍特進君王。主身內萬二千大神。太一有八使者。八卦是也。合爲九卿。三焦關元、爲左社右稷。主姦賊。上焦通氣、入頭中爲宗廟。

(大正四六、五三二頁下)

⑤ 『釈禪波羅蜜次第法門』卷八、隋・智顗

肺爲大夫。在上下捨不義。肝爲尉、仁心在中央稟種種。脾在其間、平五味。腎在下衝四氣、增長七體。成身骨以柱之、髓以膏之、筋以縫之、脈以通之、血以潤之、肉以裹之、皮以覆之。以是因緣、則有頭身手足大分之軀。餘骨爲齒、餘肉爲舌、餘筋爲爪、餘血爲髮、餘皮爲耳。

(大正四六、五三二頁中)

⑥ 『釈禪波羅蜜次第法門』卷八、隋・智顛

小腸爲心府。心赤、小腸亦赤。心爲血氣、小腸亦通血氣。主潤於心入一身故。大腸爲肺府。肺白、大腸亦白。主殺物益肺、成化一身。胃爲脾府。胃黃、脾亦黃。胃亦動作黃間通理、脾臟氣入四支。膀胱爲腎府。腎府黑、膀胱亦黑。通濕氣潤腎。利小行腸故。三焦合爲一府、分各有所主。上焦主通津液。清溫之氣。中焦主通血脈。精神之氣。下焦主通大便之物。三焦主利上下。五臟之神、分治六府。六府之氣、以成五官之神、主治一身。

(大正四六、五三二頁上)

⑦ 『維摩經玄疏』卷五、隋・智顛

(提謂經云。)心是萬行之本、衆靈之源。出入無亂往來無間。統御一身以立道根。

(大正三八、五四八頁中)

⑧ 『大乘法苑義林章』卷一、唐・窺基

(提謂經說。五百價人將受五戒。先懺悔彼五逆十惡謗法等罪。)得四大本淨。五陰本淨。六塵本淨。吾我本淨。

(大正四五、二四八頁上)

⑨ 『大乘義章抄』第一帖、平安・寛信

(提謂經上云。)長者提謂曰。願尊神約說五道之行。○佛言。持五戒爲人行。行十善得生天。負責不償、借不歸、突無道、作奴婢畜之行。慳貪不肯布施、則作餓鬼。不信有佛、不信有比丘僧、○甚廣皆入地獄。○是爲五道之行。(云々。)

(『大乘義章抄』第一帖、一一丁裏)

⑩ 『大乘義章抄』第一帖、平安・寛信

(提謂經上云。)長者提謂、聞佛廣說人行之本、即得不起法忍。三百人等得信法忍。二百人得須陀洹證。四天大王皆得柔順法忍。三百龍王皆得信根。阿須輪衆發無上正真道意。山神、水神、風神、火神、樹神及閻叉、真陀羅、摩睺勒等一切諸鬼神、有十信衆。皆得十善之行。(云々。)

(大乘義章抄「第一帖、一四丁裏)

⑪「大乘義章抄」第一帖、平安・寬信

(提謂經上云。)佛告提謂波利五百賈人等。○從無數劫已來至于今日、在五道中、愚癡、瞋恚、嫉妬。不知佛時、不知經法時、不知比丘僧時。○破塔毀佛像、盜三尊劫○或殺師父母、○誹謗聖道、或斷妙法。○禁止他人使不入道、身自犯是五逆大罪。○我有重罪。自首、改往修末。懺悔如是、至三。○(云々。)

(大乘義章抄「第一帖、一三丁表)

⑫『妙法蓮華經玄義』卷一〇、隋・智顛

(又云。)欲得不死地、當佩長生之符、服不死之藥、持長樂之印。

(大正三三、八〇四頁上)

⑬『梵網經古述記』卷下末、新羅・大賢

(年三長齋者。提謂經云。)正月本齋十五日。五月本齋十五日。九月本齋十五日。三齋因緣、如經廣說。

(大正四〇、七二三頁下)

⑭『義楚六帖』卷六、宋・義楚

(三長齋月(提謂經云(…中略…)))(又白佛言。何故月有六日宜齋。佛曰。八日遣使者下。十四日太子下。十五日四王下。二十三日使者復下。二十九日太子復下。三十日四王復下。皆在世間、錄其善惡。錄籍六卷。五處錄籍、定罪福。是以立六日。須齋助善止惡。)

〔義楚六帖〕古典叢刊之二²⁸、一二二頁下—二八丁裏—一三三頁上—二九丁表

⑮『法苑珠林』卷八八、唐・道世

（又提謂經云。）年三長月六齋、三明日月燈火下及八王日。亦名八節日。竝須禁之（八王日如下述）。若受不妄語戒者、但使心虛。無問境之虛實並犯。

（大正五三、九二八頁中）

⑯『法苑珠林』卷八八、唐・道世（大正五三、九三二頁中—九三三頁上）

（又提謂經云。）提謂長者白佛言。世尊。歲三齋、皆有所因。何以正用正月、五月、九月。六日齋用月八日、十四日、十五日、二十三日、二十九日、三十日。佛言。正月者少陽用事。萬神代位。陰陽交精、萬物萌生、道氣養之。故使太子正月一日持齋。寂然行道、以助和氣長養萬物。故使、竟十五日。五月者太陽用事。萬物代位、草木萌類生畢、百物懷妊未成。成者未壽。皆依道氣。故持五月一日齋、竟十五日。以助道氣、成長萬物。九月者少陰用事。乾坤改位、萬物畢終。衰落無牢。衆生蟄藏、神氣歸本。因道自寧。故持九月一日齋、竟十五日。春者萬物生、夏者萬物長、秋者萬物收、冬者萬物藏。依道生沒。天地有大禁。故使弟子樂善者、避禁持齋救神。故爾。長者提謂、白佛言。三長齋、何以正用一日至十五日。復言。如何名禁。佛言。四時交代、陰陽易位。歲終三覆八校、一月六奏。三界皓皓、五處錄籍衆生行異。五官典領、校定罪福。行之高下品格萬途。諸天、帝釋、太子、使者、日月、鬼神、地獄閻羅、百萬神衆等、俱用正月一日、五月一日、九月一日、四布案行、帝王、臣民、八夷、飛鳥、走獸、鬼龍行之善惡、知與四天王。月八日、十五日、盡三十日。所奏同不。平均天下、使無枉錯。覆校三界衆生罪福多少、所屬福多、卽生天。上卽勅四鎮、五羅大王、司命增壽益算、下閻羅王、攝五官、除罪名定福祿。故使持是三長齋。是故三覆。八校者、八王日是也。亦是天帝釋、輔鎮、五羅四王、地獄王、阿須輪諸天、案行比校定生注死、增減罪福多少。有道意無道意。大意小意。開解不開解。出家不出家。案比口數、皆用八王日。何等八王日。謂立春、春分、立夏、夏至、立秋、秋分、立冬、冬至。是爲八王日。天地諸神、陰陽交代故名八王日。月八日、十四日、十五日、二十三日、二十九日、三十日、皆是天地用事之日。上下弦、望、朔、晦、皆錄命上計之日。故使於此日自守持齋。以還自校、使不犯禁、自致生善處。

（大正五三、九三二頁中—九三三頁上）

⑰『四分比丘尼鈔』卷中之下、唐・道世

(提謂經云。)南者歸、無者命、佛者覺(此云歸命覺也)。又南者禮、無者大、佛者壽(此云禮大壽也)。

(正統藏六四、六九丁裏下)

⑱『妙法蓮華經玄義』卷一〇、隋・智顛

(提謂說五戒十善者(…中略…)又彼經云。)五戒爲諸佛之母。欲求佛道、讀是經。欲求阿羅漢、讀是經。

(大正三三、八〇四頁上)

⑲『法苑珠林』卷三三、唐・道世

(又提謂經云。)如有一人、在須彌山上以織縷下之、一人在下持針迎之。中有旋嵐猛風。吹縷難入針孔。

(大正五三、四五五頁中)

⑳『法華玄義私記』卷一〇、日本鎌倉・証真

(彼經題名提謂五戒經。(…中略…)經云。)佛言。持五戒爲人。行十善生天。不償作畜生。慳貪作餓鬼。破戒入地獄。是爲五道之行。提謂白言。願重說十善行。佛言。十善者、同出天地之數。不殺(仁也)。不盜(智也)。不妄言、綺語、兩舌(信也)。此五行屬天。不貪、不恚、不姪、不惡口(義也)、不飲酒(禮也)。此五行屬地。(乃至)身三、口四、意三、是爲五戒。分得十善。十善惣攝五戒。(云云。)

(『大日本佛教全書』第二冊、三六〇頁下—三六一頁上)

㉑『歸戒要集』卷中、清・弘贊

(故提謂經云。)五戒者、天下大禁忌。若犯五戒、在天則違五星。在地則違五嶽。在方則違五帝。在身則違五藏。如是等世間違犯無量。若約出世。犯五戒者、則破五分法身、及一切佛法。所以者何。五戒是一切大小乘尸羅根本。若犯五戒、則不得更受大小乘

戒也。若能堅持、即是五大施。故佛言、一切施中。施無畏。最爲第一。是故我說五大施者、即是五戒。如是五戒、能令衆生離五怖畏。是五種施。易可修行。自在無礙。不失財物。能得無量無邊福德。離是五施、不能獲得須陀洹果乃至阿耨多羅三藐三菩提。此五通名戒者。以防止爲義。能防惡律儀無作之非、止三業所起之惡。故名防止。(經云。)

(正統藏一〇七、六九丁表上)

②『妙法蓮華經玄義』卷一〇、隋・智顛

(又云。)五戒天地之根、衆靈之源。天持之和陰陽、地持之萬物生。萬物之母、萬神之父、大道之元、泥洹之本。

(大正三三、八〇四頁上)

③『仁王經科疏』卷一、明・真貴

(按古疏引提謂經云。)必說五戒。不言四六者。以五是天下之正數。故謂在天爲五星、在地爲五嶽、在人爲五臟、在陰陽爲五行、在王爲五帝、在世爲五德(卽五常也)、在色爲五色、在法爲五戒也。且以不殺戒配東方。此東方主木。木主仁。仁以養生慈愛爲義。若奉持不失、則此戒之五神、擁護一身。肝臟平和。於其生也。以慈育物。仁及含生。木星順度。於其死也。則上生四天。直超上界。復資成淨業。如其犯也。致木星而陵逼。亡身喪命。失好生於現在。種短命於當來。況此殺業果報。結續無窮。故不殺一戒、宜勤持也。不盜戒配西方。以西方主金。金主義。義則循理不貪之謂。如奉持不失、則此戒之五神、護佑一身。肺臟安寧。於其生也。以德推遷。義濟貧乏。金星呈祥。於其死也。上生忉利、竝往化樂。復資成福業。如其犯也。逢金曜而作祟。神氣困窮、喪廉節於人世。招負乘於毛群。況此盜業果報。酬還不盡。故不盜一戒。須堅持也。不姪戒配南方。以南方主火。火主禮。禮則貞潔不亂之謂。如秉受弗違、則此戒之五神、冥佑一身。心臆澄凝。於其生也。進退合宜。禮謹防閑。火星錫福。於其死也。則徑生夜摩。高昇他化。復勤修梵行。倘缺精持。罹火天而降厄親遭幽危。亂倫理於生前、受銅柱於身後。情知姪業果報。求出無期。故知邪姪一戒、宜心持也。不妄語戒配中方。此中方主土。土主信。信則誠實不虛之謂。如遵依罔貳、則此戒之五神、默相一身。脾臟安康。於其生也。則言可復。信重然諾。土星景佑。於其死也。則上生兜率、高超梵天。復能生功德。一有違犯、感土星而致禍。誣罔證謗。陷欺詐於靈明。膺拔舌於地獄。故知妄言果報。易沈難浮。而妄言一戒、當謹持也。不飲戒配北方。以北方主水。水主智。智則不爲非理之謂。如依循弗違、則此戒之五神、侍衛一身。腎臟滿盈。於其生也。則權寶超群。智照冥徹。水星昭朗。於其死

也。則上生化樂、高步蓮宮。復證斷自在。設或沈湎、感水星而從凶、喪失財產。造濁業而愚生。得癡愚於幽道。終嬰非理果報。苦趣無窮。故知因酒非理之戒、不可不堅持也。

(已統藏九四、四五四丁裏上—四五五丁表上)

②4 『止觀輔行伝弘決』卷六、唐・湛然

(如提謂經中、長者問佛。)何故但五、不說四六。佛言。但說五者、是天地之根、太乙之初、神氣之始。以治天地、制御陰陽、成就萬物。衆生之靈。天持之和陰陽、地持之萬物生。人持之五藏安。天地之神、萬物之祖。是故但五。

(大正四六、三四一頁下)

②5 『止觀輔行伝弘決』六之二、唐・湛然

(又云。)所持五戒者、令成當來五體順世五常五德之法。殺乖仁、盜乖義、淫乖禮、酒乖智、妄乖信。憫傷不殺曰仁。清察不盜曰義。防害不淫曰禮。持心禁酒曰智。非法不言曰信。此五不可造次而虧。不可須臾而廢。君子奉之、以立身用無暫替。故云五戒。

(大正四六、三四一頁下—三四二頁上)

②6 『止觀輔行伝弘決』六之二、唐・湛然

(又云。)不殺過於二儀。不盜如太素。不邪行如虛空。不妄語如四時。

(大正四六、三四二頁上)

②7 『止觀輔行伝弘決』六之二、唐・湛然

(故提謂經云。)不妄語如四時。身遍四根。妄語亦爾。遍於諸根違心說故。火主南方、南方主心、心主舌、舌主夏。酒亂增火。故不飲酒以防於火。

(大正四六、三四二頁上)

⑳ 『類聚三代格』卷二「年分度者事」寛平七年太政官符、日本平安・作者不詳

(提謂經云。) 凡説授戒縁三種所以。一者調和四時寒陰故。二者不違日月亢陽故。三者令就年中穀實故。

(『国史大系』第二五卷、七九頁)

㉑ 『法苑珠林』卷三七、唐・道世

(又提謂經云。) 長者提謂白佛言。散華燒香、然燈禮拜、是爲供養。旋塔得何等福。佛言。旋塔有五福德。一後世得端正好色。二得聲音好。三得生天上。四得生王侯家。五得泥洹道。何因緣得端正好色。由見佛像歡喜故。何緣得聲音好。由旋塔説經故。何緣得生天上。由當旋塔時、意不犯戒故。何緣得生王侯家。由頭面禮佛足故。何緣得泥洹道。由有餘福故。佛言。旋塔有三法。一足舉時當念足舉。二足下時當念足下。三不得左右顧視唾寺中地。

(大正五三、五八二頁下)

㉒ 『仏頂尊勝陀羅尼經教跡義記』卷下、唐・法崇

(提謂經曰。) 行道七匝者、以應七覺分度七世父母也。禮拜者、有其三品。如上所述。

(大正三九、一〇三七頁中)

㉓ 『仏頂尊勝陀羅尼經教跡義記』卷下、唐・法崇

(提謂經云。) 三匝者、應三界滅三世罪、除三毒應三業也。

(大正三九、一〇三七頁中—下)

㉔ 『仏頂尊勝陀羅尼經教跡義記』卷下、唐・法崇

(提謂經云。) 行道有其三品。謂上中下。上者百匝、中者三十匝、下者十匝。以應百年。

(大正三九、一〇四〇頁下)

③③『說經才學鈔』卷五上「因緣処」

(提謂經云。)作石塔、人得七種功德。一生千萬歲功德空。二得甚長命如臺不滅無限。三得那羅延力。四得千萬歲內國王位。五得遠離生死、身如金剛不壞身。六得三明、六通、六果。七得四十九重願。(文。)

〔真福寺善本叢刊〕第三卷³¹、四五一頁下

③④『大乘義章』卷一、隋・淨影寺慧遠

(提謂經說。)諸衆生吾我本淨。吾我本淨、是衆生空。

(大正四四、四六五頁中)

③⑤『大乘義章』卷一、隋・淨影寺慧遠

(又說。)諸法皆歸本無。諸法本無、即是法空。

(大正四四、四六五頁中)

③⑥『金光明經文句』卷一、隋・智顓

(提謂經云。)五戒者天地之大忌。上對五星、下配五嶽、中成五藏。犯之者違天觸地。自伐其身也。又對五常。不殺對仁、不盜對義、不淫對禮、不飲酒對智、不妄語對信、又對五經。不殺對尚書、不淫對春秋、不飲酒對易。又對十善。殺、盜、淫、是身三。妄語攝口四。飲酒攝意三。俗不能護口。略制一不妄語。

(大正三九、五〇頁中)

③⑦『淨心戒觀法』卷上、唐・道世

(如提謂經說。)今得人身、難於龜木。

(大正四五、八二一頁下—八二二頁上)

③⑧ 『法華經玄贊要集』卷四、唐・栖霞

(提謂經一卷者是眞。兩卷者是僞。彼經云。)佛告提謂。現在有佛。未來有法僧。當歸佛法僧寶。歸者依憑救濟之義。能歸依。卽清淨三業。信慙愧爲體。所歸是佛法僧寶。境魔外道、一切鬼神、非可歸依。設歸依者、增長邪見、能令衆生輪迴惡趣。恆受苦惱。不如歸依佛僧寶。偈云。諸有歸依佛。終不墮惡道。捨此人中形。受天清淨身。

(卍統藏五三、二五七丁裏上)

③⑨ 『仏頂尊陀羅尼經教跡義記』卷上、唐・法崇

(又提謂經曰。)不論聽法、但入寺卽得五種功德。一者端正。爲見三寶、心生歡喜故。二者好聲。爲念佛故。三者生天。不餘惡業故。四者尊貴。爲禮一切三寶故。五者得證涅槃。爲有餘福故。第二不見不聞不得利者、有其七種。一者造惡衆生。二者受樂衆生。三者地獄衆生。四者餓鬼衆生。五者畜生衆生。六者病患衆生。七者遠行衆生。第一造惡衆生者貪造十惡五逆。不得聞經云云。第二受樂衆生者、如人間富貴者、衣以羅綺、食以酒肉。若於上界諸天、著三銖衣。五欲樂貪受快樂。不得聞經云云。第三地獄衆生者、爲八地獄四增十六隔等皆有刀山。滿目劍樹。侵身猛火。上燒刀輪、下切貪受苦。故不得聞經云云。第四餓鬼。第五畜生。第六病患。第七遠行。此之四種以義意釋之云云。

(大正三九、一〇一三頁下—一〇一四頁上)

④⑩ 『仏頂尊陀羅尼經教跡義記』卷上、唐・法崇

(提謂經云。)由癡虛受信施四事供養故。故受猪身。

(大正三九、一〇二三頁下)

④⑪ 『仏頂尊陀羅尼經教跡義記』卷上、唐・法崇

(提謂經云。)惡口慳貪故。故受猪身。爲物慳貪。言野干身者。

(大正三九、一〇二三頁下)

④ 『仏頂尊陀羅尼經教跡義記』卷上、唐・法崇

(又提謂經云。) 由奸猾語、故受野狂身。

(大正三九、一〇三頁下)

④ 『仏頂尊陀羅尼經教跡義記』卷上、唐・法崇

(提謂經云。) 由遊戲放逸、故受獼猴身。

(大正三九、一〇三頁下)

④ 『法華經句解』卷一、宋・聞達

(提謂經云。) 初在鹿苑說生滅法、五拘隣等得阿羅漢、八萬諸天發大道心。

(卍統藏四七、四二二丁裏上)

小結

本章では、はじめに既知の『提謂波利經』写本五本(敦煌本四本、トルファン本一本)に新出のCh.2317を加えた計六本の写本の書誌情報を提示し、第一節で現在の『提謂波利經』研究の書誌的基盤となっている牧田諦亮の研究を批判的に検証し、牧田が扱った敦煌本四本の情報を現在公開されている影印画像及び目録を用いて確認し、書誌学的観点から検討することで、敦煌本の関係を整理した。従来、巻下(S.2051)と本文が一致しないという、消極的理由により巻上と推測されてきたP.3732が「BD.3715+Jx.1657」と同一書写本であり、巻上・巻下として本来一具の内容を有するテキストであることが書誌学的に裏付けられた。これにより、P.3732と「BD.3715+Jx.1657」(提謂并五戒經巻下)を通読することが可能となり、「BD.3715+Jx.1657」と同内容を有するS.2051は「BD.3715+Jx.1657」の欠損部分を補填するものと位置付けられる。

第二節では、田戸大智により指摘された「大乘義章抄」に見られる『提謂波利經』引文四条の翻刻を行い、特に本経冒頭と推測される引文①より得られる新知見について論じた。さらにそれらと塚本・山口・曹らによって提示された引文を合わせて整理し、通し

番号を振った。新たな写本・引文が発見されたものの、依然として首尾一貫した『提謂波利經』本文は得られておらず、今後も新たな写本・引文の探求は大きな課題である。

なお、以上の書誌学的検討及びテキスト整理の結果を、『提謂波利經』本文・引文対照』として本章末に付す。

- 1 塚本善隆「支那在家仏教特に庶民仏教の一経典―提謂波利經の歴史―」（『東方学報』京都二二―三、一九四一、二九三―三五三頁。後に「支那の在家仏教特に庶民仏教の一経典―提謂波利經の歴史―」として『支那仏教史研究』北魏篇（清水弘文堂書房、一九六九、二九三―三五四頁）に、「中国の在家仏教特に庶民仏教の一経典―提謂波利經の歴史―」として『北朝仏教史研究』（塚本善隆著作集第二巻、大東出版社、一九七四、一八七―二四〇頁）に収録）。
- 2 『イスタンブール大学図書館所蔵トルファン出土漢語断片研究』（第四章『提謂經』西脇常記、同志社大学文学部文化史学科西脇研究室編集発行、二〇〇七、六一―七二頁）七二頁、注四一・四二。

3 「INTERNATIONAL DUNHUANG PROJECT」(<http://idp.bl.uk/>) 二〇一九年二月八日アクセス確認）。

4 Ch.2317 断簡の存在については、定源（王招國）先生より御教示を頂いた。記してここに謝意を表す。

5 牧田諦亮「中国仏教における疑経研究序説―敦煌出土疑経類をめぐって―」（『東方学報』京都三五、一九六四、三三七―三九六頁）。

6 牧田諦亮「敦煌本提謂經の研究（上）―安世高譯分別善惡所起經との類似―」（『仏教大学院研究紀要』一、一九六八、一三七―一八五頁）。

7 『分別善惡所起經』大正一七。経録上の初出は梁代撰『出三藏記集』失訳雑経録中においてであるが、隋代の『歴代三宝紀』では理由なく後漢の安世高訳とされ、以降その記述が踏襲されている。同論文中で牧田は『歴代三宝紀』の判断は信憑性を欠くと述べられ、また『提謂波利經』との内容比較から、『分別善惡所起經』は『提謂波利經』を模して撰述された疑経であろうと推測する。

8 牧田諦亮「敦煌本提謂經の研究（下）―安世高譯分別善惡所起經との類似―」（『仏教大学院研究紀要』二、一九七一、一六五―一九七頁）。

9 牧田諦亮「ペリオ本『提謂經』について」（『藤原弘道先生古稀記念史学仏教学論集』一九七三、一一四三―一一六二頁）。

10 P.3732 影印をもとに筆者が改めて確認したところ、正しくは五二四行であった。

11 『歴代三宝紀』卷九

「提謂波利經」二卷（見三藏記）

右一部合二卷。宋孝武世。元魏沙門釋曇靜。於北臺撰。見其文云。東方太山漢言代嶽。陰陽交代故云代嶽。於魏世出。只應云魏言。乃曰漢言。不辨時代。一妄。太山卽此方言。乃以代嶽譯之。兩語相翻不識梵魏。二妄。其例甚多不可具述。備在兩卷。經文舊錄別載有提謂經一卷。與諸經語同。但靖加足五方五行。用石糝金致成疑耳。今以一卷成者爲定。

(大正四九、八五頁中)

¹² 牧田諦亮『疑經研究』第四章「提謂經と分別善惡所起經——眞經と疑經——」(京都大学人文科学研究所、一九七六、一四八—二二頁)。

¹³ 栄新江『俄藏敦煌文獻』中的黑水城文獻」(『辨偽与存真——敦煌学論集』上海世紀出版股份有限公司・上海古籍出版社、二〇一〇、一六五—一八〇頁)。岩尾一史「敦煌文書における紛れ込み問題覚書」(『敦煌写本研究年報』六、二〇一二、二三九—二四七頁)。関尾史郎「サンクトペテルブルグ所蔵敦煌文獻をめぐる問題と動向」(『敦煌学国際聯絡委員会通訊』一、敦煌学国際聯絡委員会、二〇〇三、一七三—一七七頁)。

¹⁴ 序論「第二節 先行研究概観」参照。

¹⁵ 田戸大智「日本における『大乘義章』の受容と展開——附身延文庫蔵「大乘義章第八抄」所収「二種生死義」翻刻」(『地論宗の研究』国書刊行会、二〇一七、六一—一六五二頁)。

¹⁶ 田戸大智『大乘義章』の修学について——論議関連資料を中心に——(国際シンポジウム報告書『S1』『東アジア仏教写本研究』国際仏教学大学院大学日本古写経研究所、文科省戦略プロジェクト実行委員会、二〇一五、三九—五九頁) 四三頁によれば、本書は「各帖に差異があるが原表紙に外題「義章第十三抄末」という帖もあり、内題は全帖になく、また「本書は、「第八抄」「第九抄末」等の集成であるため、仮に「大乘義章抄」と名付けた」という。

¹⁷ 田戸大智『大乘義章』三十講について」(『印度学仏教学研究』六一—二〇二二、一五七—一六三頁) 一五七頁。

¹⁸ 前掲田戸大智「大乘義章三十講について」一六一頁。

¹⁹ 装丁・料紙・法量の情報は、前掲田戸大智『大乘義章』の修学について——論議関連資料を中心に——四三頁による。

²⁰ 前掲田戸大智「日本における『大乘義章』の受容と展開——附身延文庫蔵「大乘義章第八抄」所収「二種生死義」翻刻」六三二頁、注三五。

²¹ 本引文の存在や画像閲覧に際しては田戸大智先生より御教示を賜り、翻刻文の掲載にあたっては所蔵機関である身延山久遠寺・身延文庫御当局より掲載許可を賜った。ここに記して謝意を表す。

²² 塚本善隆「支那在家仏教特に庶民仏教の一経典——提謂波利經の歴史——」(『東方学報』京都二二—三、一九四一、一九三—三三三頁初出。後に「中国の在家仏教特に庶民仏教の一経典——提謂波利經の歴史——」として『北魏仏教史研究』塚本善隆著作集第二巻、一九七四、大東出版社、一八七—二四〇頁に再録。以下引用の際の頁数は著作集の頁数による) 二〇二頁。

²³ この引文は他に、澄観『大方広華嚴經隨疏演義鈔』(大正三六、四四頁上) 卷六、宗密『円覚經大疏積義鈔』卷二之上(『統藏一四、二四三丁表上)、道亭『華嚴一乗教義分齊章義苑疏』卷三(『統藏一〇三、一一三丁裏上) にも見られる。

²⁴ 前掲塚本善隆「中国の在家仏教特に庶民仏教の一經典―提謂波利經の歴史―」二〇五―二〇六頁。『大乘法苑義林章』等に見られる引文は注26を参照。
²⁵ 前掲塚本善隆「中国の在家仏教特に庶民仏教の一經典―提謂波利經の歴史―」二〇二頁。
²⁶ 『大乘法苑義林章』卷一

時提謂等得起法忍。三百價人得柔順忍。二百價人得須陀洹果。四天王等得柔順忍。三百龍王得信忍。自餘天等發無上道意。十億天人皆行菩薩十善。

(大正四五、二四八頁上)

『妙法蓮華經玄贊』卷一

時提謂等得起法忍。三百賈人得柔順忍。二百賈人得須陀洹果。四天王等得柔順忍。三百龍王得信忍。自餘天等皆發無上道意。十億天人皆行菩薩十善。

(大正三四、六五五頁上)

『妙法蓮華經玄義』卷一〇

又提謂長者得起法忍。三百人得信忍。二百人得須陀洹。四天王得柔順法忍。龍王得信根。阿須輪衆皆發無上正真道意。

(大正三三、八〇四頁上)

²⁷ 前掲塚本善隆「中国の在家仏教特に庶民仏教の一經典―提謂波利經の歴史―」三二三―三二四頁、山口大輔(意眞)『提謂波利經』佚文補遺」(『仏教学研究』七六、二〇一一、七一―九五頁)七六頁。

²⁸ 『義楚六帖』古典叢刊之二(朋友書店、一九七九)。

²⁹ 『大日本仏教全書』第二一冊(仏書刊行会編纂、名著普及会、一九七八覆刻)。

³⁰ 『国史大系』第二五卷(黒板勝美・国史大系編修会編輯、吉川弘文館、一九六五)。

³¹ 『真福寺善本叢刊』第三卷(第一期、国文学研究資料館編、臨川書店、一九九九)。

『提謂波利経』本文・引文対照

〔凡例〕

- ・本資料は、『提謂波利経』現存諸本と引文の翻刻・対照を試みたものである。
- ・卷上はP.3732 卷下はS.2051を上段に示し、対応するその他諸本と引文は中段・下段に示した。
- ・翻刻に用いた諸本の影印及び画像は以下の通り。

卷上・P.3732

インターネットサイト「INTERNATIONAL DUNHUANG PROJECT」<http://idp.bl.uk/> 公開の画像（二〇一九年二月八日アクセス確認）
・IU.No.30(verso)

卷下・S.2051

インターネットサイト「INTERNATIONAL DUNHUANG PROJECT」<http://idp.bl.uk/> 公開の画像（二〇一九年二月八日アクセス確認）
・Jx.1657 『俄藏敦煌文献』八冊（上海古籍出版社、一九九二、二八〇頁）所載の影印
・BD.3715 『国家図書館蔵敦煌遺書』五一冊（北京図書館出版社、二〇〇七、三八二―三九二頁）所載の影印

- ・行取りは底本の通りとし、行頭に行番号を附した。
- ・字体は原則として正字体に改めた。
- ・破損等により判読不能な文字は「■」で示した。
- ・不明瞭な文字は残画や文脈により翻字し、□を附した。
- ・P.3732には淡墨による訂正（本文とは別筆）が散見される。翻刻には訂正後の本文を示し、訂正前の原文及び訂正の状況は翻刻注として示した。なお翻刻注は「※」で示し、注内容は下段に当該行番号を附して示した。

(首欠)

○卷上首部 (P.3732 001 行以前) にあたると推測される
引文

(提謂經上云) 佛在摩竭提國始成得。佛在元吉樹下坐
定七日、無致食者。時山樹神念言。人無有知佛得道
者。使無數供養、吾當求之。時五百賈人。於道路車牛
種畜、皆頓躓不行。○※時五百賈人、皆大怖畏恐不在
中。有二長者。一者提謂、一名波利。博學多智。○鑽
龜引易、以占吉凶、語五百賈人曰。莫得恐怖。今此山
中有大樹神、欲得食。祠之。○時有三百人。以待從共
行詣樹共行詣樹。見佛坐於樹下新成佛力。○於是長者
乃知波羅捺斯國有佛出世マント。便前稽首、為佛作禮。○
說偈問言。人尊所從來、今坐斯樹下。本在何國中。今
來毒獸間略。於是二長者、聞神語已、及諸賈人即還共
和合趣蜜、五百賈人悉來上佛云。(次有佛說法。不見起
樹下之)

(引文① 平安・寛信「大乘義章抄」第一帖)

(提謂經) 受四天王各一石鉢。梵王起七寶堂、帝釋建
七寶座、勸請說法。

(引文② 宋・宗鑑『釈門正統』卷二)

※「大乘義章抄」逸文中の「○」記号は實際に写本中
に見られる記号で、中略を示すものと思われる。

<p>001 ■「曉難」了難…… 佛一戒有萬萬……</p> <p>002 治在東方盜戒治在北方姪戒治在西方酒</p> <p>003 戒治在南方兩舌戒治在中央在天爲五星</p> <p>004 在地爲五嶽在世爲五帝在陰陽爲五</p> <p>005 行在人爲五藏長者白佛言何等五星</p> <p>006 五嶽五帝五行五藏佛言東方爲始星漢言</p> <p>007 爲歲星南方爲明星漢言爲熒或西方爲金</p> <p>008 星漢言爲太白北方爲輔星漢言辰星中央</p> <p>009 爲尊星漢言鎮星是爲五星東方太山漢言</p> <p>010 代嶽陰陽交代故名代嶽南方霍嶽漢言</p> <p>011 霍者獲也萬物孰成可獲故名霍嶽西方老</p> <p>012 嶽漢言華嶽華者落萬物衰落故名老嶽北方</p> <p>013 長生山漢言恆嶽嶽者山恆者常陰陽久常</p> <p>014 萬物畢終故曰恆山中央和山漢言崇山四</p> <p>015 方之崇可崇道德故曰名嵩山是爲五嶽</p> <p>016 五帝者帝主也東方太暉漢言清帝亦爲浩</p> <p>017 帝南方炎帝漢言赤帝西方浩明帝漢言</p> <p>018 少帝北方振翁漢言顓頊中央五帝漢言</p> <p>019 黃帝是爲五帝五行者東方木南方火西方</p> <p>020 金北方水中央土是爲五行五藏者肝爲木</p> <p>021 心爲火肺爲金脾爲土腎爲水是爲五藏長</p> <p>022 者白佛言東方陽春萬物盡生殺戒治之云</p> <p>023 何四方中央各爾五藏爲之奈何佛言東方</p> <p>024 正月二月仙官次治漢言少陽用事陰陽交</p> <p>025 精萬物盡生之生之類天壽命各有長短人及</p> <p>026 草木各當盡天年天所畜養人取剋絶之</p> <p>027 天地之大禁故殺戒治東方者欲活衆生故</p> <p>028 天之性德殺活生育養衆生以德人物性命</p> <p>029 之疇皆含道氣而有形體者畏死樂生凶惡</p>	<p>(提謂波利經二卷(中略)見其文云)東方泰山、漢言代嶽。陰陽交代故謂代嶽。</p> <p>(引文③ 隋・費長房『歷代三寶紀』卷九)</p>	<p>001.1 影印・カラー画像からは判読困難であるが、写本を裏見した牧田は「離」とするため、牧田に従い「離」とする。</p> <p>001.2 影印・カラー画像からは判読困難であるが、写本を裏見した牧田は「離」とするため、牧田に従い「離」とする。</p> <p>006 「等五」、右傍に淡墨「爲」有り。</p> <p>011 「代」、淡墨にて「岱」と訂正。</p> <p>017 「清」、淡墨にて「青」と訂正。</p> <p>028 「東方者」、淡墨にて「者」を削除。</p>
--	---	--

<p>060 王惡口傷人由舌所言■<small>※</small>身之禍斧在口中</p>		<p>060 判読不能の一字、淡墨にて「斬」と訂正。</p>
<p>059 氣與土神轉命教應時所任尊重爲四戒</p> <p>058 土官次治漢言中央用事制御四戒裏授四</p> <p>057 兩舌戒所以治中央者三月六月九月十二月</p> <p>056 厄在夏病在心脾口舌難語</p> <p>055 亂道之元身致危亡不盡天年爲火官所司</p> <p>054 色之或飲酒者外慢内橋濁翳其聽三十六失</p> <p>053 不醒謂之大醉是以禁酒外防凶變内制貪</p> <p>052 飲酒醉心亦發狂口爲忘<small>※</small>語醉或六欲累世</p> <p>051 大陽用事五月之時天下大熱萬物發狂</p> <p>050 酒戒所以治南方者四月五月火官次治漢言</p> <p>049 風所害鐵官所司厄在秋肺太腸爲病</p> <p>048 年貪姪致老瞋恚致病愚癡致死姪者金</p> <p>047 之害内全性命姪嫉無度髓消腦騫速疾天</p> <p>046 路而姪不避母子故禁姪者外防嫉妬色身</p> <p>045 言少陰用事爲女子則多姪鷄鴨之性當</p> <p>044 姪戒所以治西方者七月八月鐵官次治漢</p> <p>043 惡</p> <p>042 財產散亡厄在冬病在腎旁光三焦心痛色</p> <p>041 瑪瑙七寶之氣盜者枉法剋民爲水官所伺</p> <p>040 防貪濁内以守身七寶金銀琉璃水精車渠</p> <p>039 在下故盜者不順天心得物藏之故禁盜者外</p> <p>038 物亦藏之天地不和故十一月水冰而高微陽</p> <p>037 太陰用事萬物春生夏長秋收冬藏盜者得</p> <p>036 盜戒所<small>※</small>治北方者十月十一月水官次治漢言</p> <p>035 年厄在春仙官所錄病在肝脾面目青黃</p> <p>034 滅壽去福就罪災患日生家人多病不盡天</p> <p>033 留氣救神而不死殺者不仁天神所疾伺命</p> <p>032 命促雖有高官重祿富貴自在不能得強</p> <p>031 者害殺之爲逆天地之生氣神祇校其神令</p>	<p>052 「忘、淡墨にて「妄」と訂正。</p> <p>036 「所治」、淡墨にて右傍に「以」を補入か。</p>	

【卷一 P. 3732】

【引文対照】

【翻刻注】

061 氣越神消形枯自欺取死是以禁欺防外※怨
 禍内以養精淨宅言失則兵至氣損則刑
 062 傷危身速命不盡天年爲土官所司厄在四
 063 季月病在脾胃口破舌白不知食味
 064 長者曰佛言兩舌戒爲最重願除廢之佛告
 065 長者兩舌戒不可廢所任最重所養甚大四
 066 戒之父四母行之※何謂四行四戒者殺戒者木
 067 行盜戒水行姪戒金行酒戒火行兩舌戒土
 068 行在人爲五藏土生木木生火火生金金生
 069 水水生土※四行持之而成木不生火火不
 070 土不榮水不土不停金不土不成生於土死
 071 於土兩舌戒在人爲脾中神主平五味調※五
 072 藏通榮衛氣以養一身脾不治者胃氣不
 073 行水穀不化則成爲病不可廢也五行者
 074 五官也長者曰佛言何謂五官所住遠近
 075 云何在※身中官符在何許佛言五官之神分
 076 在五處治一處者在欲界中二處※在人衆生五
 077 藏中三處在陰陽中四處在龍鬼神中五處
 078 在地獄中五官皆王治諸天人人民皆籍屬五
 079 官五官亦司善捕惡長者聞佛所說怖曰
 080 鳥呼痛哉天中天三界盲冥不知天地之大
 081 禁不知五官之所司捕天地之間乃有禁忌
 082 司捕之負苦哉罪積之人當云何度之佛告
 083 長者提謂今佛出世正爲是五道中人作大
 084 船師度海流人濟三界之難拔生死之根開
 085 甘露門爲大醫王持四種神丹一者三自歸
 086 法藥愈三界病何謂四種神丹※一者三自歸
 087 二者五戒三者六波羅蜜四者三藏二乘法慧
 088 用是四事救度一切行者得安汝莫憂也長
 089 者曰佛言五藏布氣以養一身其意云何佛

061 「防外」、右傍に転倒記号有り。

067 「四母行之」、淡墨にて「母」を削除、「之」の下右傍に「母」を補入し「四行之母」と訂正。

070 「生土四」、淡墨にて右傍に「土」を補入。

072 「調五」、淡墨にて右傍に「和」を補入。

076 「在身」、淡墨にて右傍に「人」を補入。

077 「處在」、淡墨にて右傍に「者」を補入。

086・087 淡墨訂正は左の通り。

086 甘露門爲大醫王持四種神丹一者三自歸法藥愈三界病何謂四種神丹

087 法藥愈神丹三界病何謂四種神丹一者三自歸

原文書写者は086行の「四種神丹」を書写した後に、隣
 の087行と目移りして「二者三自歸」と誤写。校訂者は「二者三
 自歸」を削除すべきところを、目移りによる誤写と気付かず
 「法藥愈三界病何謂四種神丹」を脱落したものと思い補入し
 た、と推測される。

<p>120 心主神外生血脈心色赤血脈亦赤通神氣</p> <p>119 外生筋腸肝爲木肝爲木爲地筋故生筋腸</p> <p>118 志外生骨髓水中有沙石故生骨髓肝主魂</p> <p>117 是諸神稟氣元精以養一身外生七體腎主</p> <p>116 前司徒在後主在中央司空留守宗廟社稷</p> <p>115 可負脩身慎行無得懈怠王者欲出司馬在</p> <p>114 可犯傷神明記之是故知天下不可欺地不</p> <p>113 人身四支與天地等萬物不可犯人身亦不</p> <p>112 宗廟丹田主男子藏精女人藏胞中有曲她</p> <p>111 左社右稷主捕奸賊上焦通氣入頭中爲</p> <p>110 小腸爲元梁使者主逐捕邪氣三焦關元爲</p> <p>109 者漢言八卦神是大倉胃管行厨之官大腸</p> <p>108 特進兵王主身中萬二千大神太一有八使</p> <p>107 錄人命齊中太一君亦人之主柱天大將軍</p> <p>106 雨通氣四支四支爲民子左右司命右有司祿主</p> <p>105 空腎爲大海中有神龜呼吸元氣流行作風</p> <p>104 前後左右官屬肺爲司馬肝爲司徒脾爲司</p> <p>103 王者明上義親仁故故居百之重內出則有</p> <p>102 思腎藏志與知心藏神居中官肝次之心爲</p> <p>101 脾藏者六神之官肝藏魂肺藏魄脾藏意與</p> <p>100 土神於人爲脾脾者分氣授與四藏故謂之</p> <p>099 去萬物故謂之腎兩舌戒屬中央使者名坤</p> <p>098 使者名坎水神於人爲腎腎者萬物終成藏</p> <p>097 蓋萬物覆蓋萬物故謂之肺盜戒屬北方使</p> <p>096 西方使者名兌金神於人爲肺肺者五藏之</p> <p>095 者仁也成養萬物懷任重故謂之心姪戒屬</p> <p>094 也酒戒屬南方使者名離火神於人爲心心</p> <p>093 神於人爲肝腸氣摧動萬物支干故謂之肝</p> <p>092 治五藏生長七體殺戒屬東方使者名震木</p> <p>091 告長者五戒神在外分爲使者漢言八卦內</p>	<p>120 心主神外生血脈心色赤血脈亦赤通神氣</p> <p>119 外生筋腸肝爲木肝爲木爲地筋故生筋腸</p> <p>118 志外生骨髓水中有沙石故生骨髓肝主魂</p> <p>117 是諸神稟氣元精以養一身外生七體腎主</p> <p>116 前司徒在後主在中央司空留守宗廟社稷</p> <p>115 可負脩身慎行無得懈怠王者欲出司馬在</p> <p>114 可犯傷神明記之是故知天下不可欺地不</p> <p>113 人身四支與天地等萬物不可犯人身亦不</p> <p>112 宗廟丹田主男子藏精女人藏胞中有曲她</p> <p>111 左社右稷主捕奸賊上焦通氣入頭中爲</p> <p>110 小腸爲元梁使者主逐捕邪氣三焦關元爲</p> <p>109 者漢言八卦神是大倉胃管行厨之官大腸</p> <p>108 特進兵王主身中萬二千大神太一有八使</p> <p>107 錄人命齊中太一君亦人之主柱天大將軍</p> <p>106 雨通氣四支四支爲民子左右司命右有司祿主</p> <p>105 空腎爲大海中有神龜呼吸元氣流行作風</p> <p>104 前後左右官屬肺爲司馬肝爲司徒脾爲司</p> <p>103 王者明上義親仁故故居百之重內出則有</p> <p>102 思腎藏志與知心藏神居中官肝次之心爲</p> <p>101 脾藏者六神之官肝藏魂肺藏魄脾藏意與</p> <p>100 土神於人爲脾脾者分氣授與四藏故謂之</p> <p>099 去萬物故謂之腎兩舌戒屬中央使者名坤</p> <p>098 使者名坎水神於人爲腎腎者萬物終成藏</p> <p>097 蓋萬物覆蓋萬物故謂之肺盜戒屬北方使</p> <p>096 西方使者名兌金神於人爲肺肺者五藏之</p> <p>095 者仁也成養萬物懷任重故謂之心姪戒屬</p> <p>094 也酒戒屬南方使者名離火神於人爲心心</p> <p>093 神於人爲肝腸氣摧動萬物支干故謂之肝</p> <p>092 治五藏生長七體殺戒屬東方使者名震木</p> <p>091 告長者五戒神在外分爲使者漢言八卦內</p>	<p>心爲大王、上義下仁故。居在百重之內。出則有前後左右官屬侍衛。肺爲司馬、肝爲司徒、脾爲司空。腎爲大海。中有神龜。呼吸元氣。行風致雨。通氣四支。四支爲民子。左爲司命、右爲司祿。主錄人命。齊中太一君、亦人之主柱。天大將軍特進君王。主身內萬二千大神。太一有八使者。八卦是也。合爲九卿。三焦關元、爲左社右稷。主姦賊。上焦通氣、入頭中爲宗廟。</p> <p>〔引文④ 隋・智顛『積禪波羅蜜次第法門』卷八〕</p>	<p>093 「催、淡墨にて「摧」と訂正。</p> <p>103 102 「知、淡墨にて「智」と訂正。</p> <p>「之重、右傍に転倒記号有り。</p> <p>114 「天下」、淡墨にて「下」を削除。</p>
--	--	---	---

【卷一 P. 3732】

【引文対照】

【翻刻注】

<p>121 其道自然故脾主意外生皮膚脾爲土皮膚亦土</p> <p>122 肺爲五大夫在上不捨不義肝舒仁心在中</p> <p>123 中央稟種類脾在間平五味腎在下漸四氣天生萬物骨以柱之髓以槁之筋以纏之皮以裹之頭負法天足方法地腹溫緩法春夏背剛<small>法</small>法秋冬四體法四時鼻口出入氣法山澤谷風目法日月開閉法晝夜鹿骨法山陵大節<small>法</small>法十二月小節<small>法</small>三百六十法一歲三百六十日成就一身王道如此餘骨爲齒餘肉爲舌餘筋爲爪餘血爲髮餘皮爲耳是爲五戒神之微妙成身百事長者白佛言五藏諸神出入所由云何佛言肝神由眼腎神由耳肺神由鼻心神由口脾神由舌長者提謂白佛言當何以知之佛言肝爲木仁慈心有所怒傷眼爲泣出知肝屬眼外明內闇眼</p> <p>136 爲肝候腎爲水內察外闇耳亦內察外闇知腎屬耳耳爲腎候肺五藏之蓋喘息仰之鼻亦通氣喘息知肺屬鼻鼻爲肺候心爲君主總持諸法口爲心使心念口言知心屬口口爲心候脾爲土土生五穀五穀爲五味舌亦知味故知脾屬舌舌爲脾候是爲五藏神分治六府以養萬物</p> <p>143 長者白佛言何謂爲六府六府爲<small>所</small>主佛言膽爲肝府膽成水爲氣舍肝爲木水生木故爲肝府長者白佛言肝<small>仁</small>人怒目張眉楊耶佛言膽者執怒附肝肝主魂爲人強夫仁<small>必</small>有勇勇者必有怒怒者則目張而眉揚小腸爲心府心赤小腸亦赤心生血氣小腸亦通血氣流入百脈以養神氣不受邪故爲心府</p>	<p>肺爲大夫。在上下捨不義。肝爲尉、仁心在中央稟種種。脾在其間、平五味。腎在下衝四氣、增長七體。成身骨以柱之、髓以膏之、筋以縫之、脈以通之、血以潤之、肉以裹之、皮以覆之。以是因緣、則有頭身手足大分之軀。餘骨爲齒、餘肉爲舌、餘筋爲爪、餘血爲髮、餘皮爲耳。</p> <p>(引文⑤) 隋·智顗『釈禪波羅蜜次第法門』卷八</p>	<p>127 「剛法」、淡墨にて右傍に「冷」を補入。</p> <p>144 「爲所」、淡墨にて右傍に「何」を補入。</p> <p>146 「肝仁」、淡墨にて右傍に「者」を補入。</p> <p>147 「強夫仁必」、淡墨にて「夫仁」を削除し右傍に「夫■者」を補入。</p>
---	--	---

<p>180 神在身治五藏在外治萬物は故五行不可</p>		
<p>179 負八卦出<small>〔秘戒〕</small>王者得之以治天下是五戒</p>		<p>179 「秘戒」、淡墨による訂正が見られるが、訂正後も「秘戒」となっている。</p>
<p>178 物玄聖密事於漢言水出六十字以為歷紀</p>		
<p>177 玄武武者神龜居大水之中海亦藏匿寶</p>		
<p>176 言志者内為腎神積精專志藏念萬事外為</p>		
<p>175 立行有信故謂之意長者白佛<small>〔何謂為志佛〕</small></p>		<p>175 「佛何」、淡墨にて右傍に「言」を補入。</p>
<p>174 與本神轉命教令四方統攝一身屬之不忘</p>		
<p>173 佛何謂為意佛言意者内為脾神外為勾陳</p>		
<p>172 寧執我義割斷禁制非法以附禮義長者白</p>		
<p>171 魄<small>〔者〕</small>内為肺神外為白虎寂莫無聲動而自</p>		<p>171 「魄者」、淡墨にて「佛言魄」と訂正。</p>
<p>170 統御一身立道之根長者白佛言何謂為魄</p>		
<p>169 之根出入無孔往來無間泥洹君開虛無門</p>	<p>(提謂經云) 心是萬行之本、衆靈之源。出入無孔往來無間。統御一身以立道根。</p>	
<p>168 言神者内為心神外為朱爵<small>〔太一之元虛無〕</small></p>		<p>168 「爵」か。淡墨にて「雀」と訂正。</p>
<p>167 而自安安以<small>〔一身長者〕</small>白佛言何謂為神佛</p>		<p>167 「安以」、淡墨にて「以養」と訂正。</p>
<p>166 外為青龍漢言太歲内為肺<small>〔神〕</small>運轉無端動</p>		<p>166 「肺」、淡墨にて「肝」と訂正。</p>
<p>165 故令鼻高長者白佛言何謂為魂佛言魂者</p>		
<p>164 中故令眼埤腎在下藏深故令耳埤肺在上</p>		
<p>163 長者白佛言眼埤耳埤鼻獨高何佛言肝在</p>		
<p>162 肺及腎各有兩又為臣故使眼耳鼻各有兩</p>		
<p>161 言心脾為君主君主不得兩故舌與口各一肝</p>		
<p>160 長者白佛言舌與口各一耳鼻眼持兩耶佛</p>		
<p>159 成五官之神主治一身</p>		
<p>158 <small>〔焦〕</small>通大便之物<small>〔焦〕</small>主通利上下六府<small>〔焦〕</small>氣以</p>	<p>(引文⑥ 隋・智顛『積禪波羅蜜次第法門』卷八)</p>	<p>158 「府氣」、淡墨にて右傍に「之」を補入。</p>
<p>157 通津液清溫之氣中<small>〔焦〕</small>主<small>〔焦〕</small>血脈精神之氣下</p>		<p>157 「主血」、淡墨にて右傍に「通」を補入。</p>
<p>156 為腎府三<small>〔焦〕</small>合為一府分<small>〔各有所主〕</small>上<small>〔焦〕</small>主</p>		<p>156 「分」、淡墨にて「外」と訂正。</p>
<p>155 為腎府腎黑潔氣旁光通潔氣潤利小便故</p>		
<p>154 物通榮衛氣流通四支皮毛故為脾府旁光</p>		
<p>153 脾亦黃主意應時動作黃中通理主藏化</p>		<p>152 「謂」、淡墨にて「胃」と訂正。</p>
<p>152 殺物成化一身故為肺府謂<small>〔為〕</small>脾府胃色黃</p>		<p>151 「金主」、淡墨にて右傍に「金」を補入。</p>
<p>151 大腸為肺府肺白為金<small>〔主〕</small>殺物大腸亦白主</p>	<p>黃。胃亦動作黃間通理。脾臟氣入四支。膀胱為腎府。腎府黑、膀胱亦黑。通濕氣潤腎。利小行腸故。三焦合為一府、分各有所主。上焦主通津液。清溫之氣。中焦主通血脈。精神之氣。下焦主通大便之物。三焦主利上下。五臟之神、分治六府。六府之氣、以成五官之神、主治一身。</p>	

<p>181 失失魂者顛失魄者狂失志者忘失意者或 182 失神者死五藏爲五行神氣所治爲五官五 183 官者猶宮舍也<small>※主藏神</small> 184 長者提謂白佛言神在五藏用事云何佛言 185 五藏之神所任各異肝行仁心行禮肺行義 186 腎行智脾行信此五行者天地之大用天失 187 之妖災起地失之萬物不生四時失之陰陽 188 不和王者失之時天下亂人民失之滅性命 189 身危亡神氣失之五藏不治發狂死亡是五 190 事天地之大用人之寶也長者白佛言外治 191 五行云何佛言東方爲木木爲震始垂枝布 192 氣於人爲足產氣在肝南方爲火火爲離離 193 明也視必<small>※</small>明眼睛也西方爲金金爲兌兌爲 194 口口爲言北方爲水水爲坎內<small>※</small>清察察爲聽 195 聽者精在耳中央土土爲坤苞容萬物隨 196 所種生其類土之信也 197 佛言五戒甚深彌大其神神妙無物不生無 198 所不成無所不入九彌八極細入無間變化 199 無時像無像之像五戒之神起四色之未形 200 故爲天地之始萬物之先衆生之父大道之 201 根五戒是也 202 長者提謂白佛言五戒甚深微妙無所不生 203 無所不成無所不就無所不作無所不爲成 204 就本無如來如來之行如五戒五戒如本無 205 本無如多陀阿竭多陀阿竭如本無天中天 206 世人癡盲久矣天中天<small>※</small>如父母生子一一生 207 之至于十數其子長大了不識父母而反畔 208 倍父母<small>※</small>而不知知者怪而嘆之世人如是天 209 中天今我蒙<small>※</small>慈愍之恩聞佛說五戒神寶甘 210 露法門已得四淨法曉解本淨一者眼淨一</p>		<p>183 「猶宮舍也」、淡墨による訂正が見られるが、訂正後も「猶宮舍也」となっている。</p> <p>193 「視必」、淡墨にて右傍に「火」を補入。 194 「内清」、淡墨にて右傍に「爲」を補入。</p> <p>206 「天如」、淡墨にて右傍に「譬」を補入。 208 「母而」、淡墨にて右傍に「畏」を補入。 208 「知」、淡墨にて「智」と訂正。 209 「蒙慈」、淡墨にて右傍に「佛」を補入。</p>
--	--	---

<p>240 239 238 237 236 235 234 233 232 231 230 229 228 227 226 225 224 223 222 221 220 219 218 217 216 215 214 213 212 211</p> <p>長者提謂開佛廣說人行本即得不起法忍 三百人得須陀洹證四天王皆得■順忍</p>	<p>（提謂經上云）長者提謂 開佛廣說人行之本、即得不起法忍。三百人等得信法忍。二百人得須陀洹證</p>	<p>240 判読不能の一字、淡墨にて「柔」と訂正。</p>
<p>大慈哀乞施五戒爲佛弟子</p>	<p>（提謂經説。五百價人將受五戒。先懺悔彼五逆十惡誑法等罪。）得四大本淨。五陰本淨。六塵本淨。吾我本淨。</p>	<p>216 215 214 「爲五陰、淡墨にて右傍に「四事」を補入。 「本也地」、淡墨にて「也」を削除。 「身、淡墨にて「心」と訂正。</p>
<p>佛言善哉善哉佛子四事本淨五陰本淨六衰本淨吾我本淨長者曰何等爲五陰六衰吾我者乎佛言四事者身本也地水火風是也四事合成人身五陰者身本也六衰者六情也色痛養生死識是爲五陰眼視色爲一情耳聽聲爲二情鼻聞臭香爲三情口知味爲四情身更細滑爲五情心常多念爲六情是三本本淨如本無本淨如五戒如本無本淨但坐所起意者外六事色聲香味細滑汚</p>	<p>（提謂經上云）長者提謂曰。願尊神約説五道之行。○佛言。持五戒爲人行。行十善得生天。負責不償、借不歸、■突無道、作奴婢畜之行。慳食不肯布施、則作餓鬼。不信有佛、不信有比丘僧、○……………</p>	<p>221 221 「淨但」、淡墨にて右傍に「人」を補入。 「滑汚」、淡墨にて右傍に「邪念」を補入。</p>
<p>者曰願勞神説五道行</p>	<p>……………</p>	<p>232 231 「鬼不」、淡墨にて右傍に「道」を補入。 「得善福」、淡墨にて「善」を削除。</p>
<p>佛言持五戒爲人行行十善得生天負責不償借貸不歸■愛無道作畜生奴婢慳食不肯布施則作餓鬼不信有佛不信有法不信有比丘僧不信死當後更生爲人不信有天福不信有畜生奴婢餓鬼不信有地獄不信有今世後世不信作善得善■福不信作惡得罪誑聖道妬賢疾能殺盜姪欺妄言兩舌惡口呪咀飲酒醉亂不孝父母爲臣不忠爲父不仁爲母不慈爲君不平爲臣不順爲弟不恭爲兄不敬爲婦不禮爲夫不賢奴婢不良死入地獄不孝師父其罪不請是爲五道行</p>	<p>……………</p>	<p>……………</p>
<p>長者提謂開佛廣說人行本即得不起法忍三百人得須陀洹證四天王皆得■順忍</p>	<p>……………</p>	<p>……………</p>
<p>甚廣皆入地獄。○是爲五道之行。（云々）</p>	<p>……………</p>	<p>……………</p>
<p>（引文⑨）平安・寛信「大乘義章抄」第一帖</p>	<p>……………</p>	<p>……………</p>

<p>241 三百龍王皆得信根阿須輪衆皆發無上正 242 眞道意山神水神風神火神及夜叉眞陀羅 243 摩休勒等一切諸鬼神有十億衆皆得十善 244 之行長者及諸賈人一切天龍鬼神皆起爲 245 佛作禮皆言受佛大恩求受五戒爲佛弟子 246 佛於是便教長者提謂波利等五百賈人歸 247 命十方過去現在當來諸佛長者請戒一一 248 方面歸命燒好雜香各共遙供養十方諸佛 249 長者及五百賈人受佛重戒各還辯具香華 250 以爲供養佛即教長者等燒香散華<small>※</small>自歸命 251 東方億百千佛南方西方北方四維上下一一 252 稽首歸命<small>※</small>法歸命十方現在比丘僧某宿命 253 從無數劫以來周旋五道中愚癡不知所作 254 過惡積罪深重今以五體頭地遙自歸命佛 255 歸命法歸命比丘僧歸命諸菩薩衆歸命諸 256 尊天僧<small>※</small>衆某今重罪自歸首過改注脩來棄 257 惡爲善諸佛平等普慈衆生願垂神耀聽受 258 某悔過使爲弟子乞施五戒以濟危難佛爲 259 如來不逆一切願蒙聽受<small>※</small>三自叩頭向 260 十方亦如是供養自歸頭身託命周<small>■</small><small>※</small>十方 261 十方佛各放神光徹照天地中<small>※</small>外空中散華 262 其墮如雨十方諸佛及釋迦文皆聽爲佛弟 263 子 264 長者及五百賈人天龍鬼神見佛現神皆大 265 歡喜言今蒙大福得值佛興當建精進佛難 266 得值經法難聞皆起作禮拜十方佛及釋迦 267 文長者及五百賈人從佛請戒說佛授三自 268 歸<small>※</small>爲除無數劫中所作罪咎<small>※</small>佛告提謂波利 269 五百人等大燒名香散華供養十方佛散髮 270 五體投地各自稱本字某甲歸命佛歸命法</p>	<p>四天王皆得柔順法忍。三百龍王皆得信根。阿須輪衆 發無上正眞道意。山神、水神、風神、火神、樹神及閻 <small>又</small>、眞陀羅、摩睺勒等一切諸鬼神、有十信衆。皆得十 善之行。(云々) (引文⑩ 平安・寛信「大乘義章抄」第一帖)</p>	<p>250 「華目」、淡墨にて右傍に「遙」を補入。 252 「歸命法」、淡墨にて右傍に「佛歸命」を補入。 256 「僧」、淡墨にて訂正が見られるが、訂正後も 「僧」となっている。 259 「懺」、淡墨にて「悔」と訂正。 260 判読不能の一字、淡墨にて「邊」と訂正。 261 「中」、淡墨にて「内」と訂正。 268 268 「歸爲」、淡墨にて右傍に「依」を補入。 268 「答」、淡墨にて訂正が見られるが、訂正後も 「答」となっている。</p>
---	--	--

301 其喜身自作賊強劫人財輕銓短尺小斗欺
 302 人謂之盜重銓長尺大斗取之謂之劫人身
 303 自劫盜復教人見人輕慢諸天善神詐「言」忘取
 304 人錢財道中拾遺復教人見人爾助其喜身
 305 自忘言兩舌惡口罵詈身自貪情嗜欲姪奸
 306 他人婦女婢使畜生龍鬼神復教人見人爾
 307 助其喜身自忘言兩舌惡口罵詈呪咀證人
 308 入罪見人爾助其喜身自飲酒醉鬪亂凶逆
 309 愚或自欺復教人見人爾助其喜愚癡隨俗
 310 彌流醉於六欲習行顛倒今皆自首過吐瀉
 311 所犯發露不敢藏匿懺三叩投訖復起禮拜
 312 十方佛至心慙愧言不直散華燒香懇懇至
 313 心
 314 復還五體投地某甲歸命佛歸命法歸命比
 315 丘僧歸命諸天僧歸命諸師某從無數劫以
 316 來或作天或作人或作六畜或作鬼神或作
 317 地獄餓鬼中或在天龍阿須輪中或在蟲虻
 318 飛鳥中諸此受身所更之處身行惡口言惡
 319 心念惡六情所犯惡手足所犯惡或行毒殺
 320 人畜狩或行音惡墮人腹中子呪咀天神咀
 321 天日月星辰[■]風雨露身形清使水火日月
 322 星辰對井竈社稷呪咀不淨與人毒痛施人
 323 焚燒山澤乾決江海沒溺城社塢落人民衆
 324 生之類破壞成功射獮羅網捕魚籠繫飛鳥
 325 採巢破卵殘賊衆生斬伐不時身自犯是復
 326 教人見人爾助其喜前世今世所犯罪晝日
 327 所作罪夜所作罪一皆向十方十方佛懺悔目不敢
 328 藏匿十方佛皆天眼徹視知人心所念是故
 329 不敢藏匿設忘未說者皆在懺中身自懺悔
 330 復爲父母兄弟妻子外家五親朋友知識怨

001 知識怨家責主讖令一切人民及七世父母皆令解脫憂苦三叩

【I. U. No. 30 (verso)】

321 判読不能の一字、淡墨にて「雷」と訂正。

360	戒不能行忠孝者終不能持五戒不忠不義	
359	者爲無信罪屬三千先能行忠孝乃能持五	
358	飲酒爲無禮姪者爲無義盜者爲無知兩舌	
357	佛言人不持五戒者爲無五行殺者爲無仁	
356	刑屬五官五官分治五戒	
355	法三十屬三百合三千三千之罪皆屬五刑五	
354	不得流溢宮割刑亦禁人情態不得姪姪正	
353	人命正法二十屬二百中央宮割刑土塞水	
352	大辟刑水滅火盡其性命辟刑亦殺人滅人	
351	木枝杆割刑亦去人枝杆正法百屬千北方	
350	爲火正法百屬千西方爲割刑金亦剋割誅	
349	方割爲贖木刑正法五十屬五百南方墨刑	
348	不持戒不持戒者罪屬五刑何等爲五刑東	
347	不如銓乍低乍仰持戒當行忠孝不行忠孝者爲	
346	弟子法當改心易行棄惡守善盡畢形壽不	
345	後尚當得作佛何況福德受戒已後當如佛	
344	呂利士進高遷長吏歡喜家業諧偶所向如願	
343	五戒是當來佛弟子當爲諸天所擁護現世	
342	子宿命會更奉持五戒爲佛弟子今續復持	
341	令完不犯如毛分者當知是人過去諸佛弟	
340	道德重人乃能持佛戒耳若有人能持五戒	
339	戒至重非凡人所能守持也公侯國王王者	
338	太一之子道之始從五戒養之自致得佛佛	
337	著心中佛戒天地之根萬物之主衆生之母	
336	佛告長者提謂波利等五百人善聽思念內	335・336 335 行の行末「根」の三字ほど下に擦り消し跡あり。本文とは異なる筆跡で「佛説提謂經卷下」と読み取れる。また次の336行の天界部分に、篇名や段落の上に付される「△」符号が見られる。
335	施五戒以治罪根※	
334	大恩苦哉苦哉世尊今乃更生爲人願佛布	
333	拜十方佛散華燒香禮謝言受佛大恩受佈	
332	妻子外家皆令解脫憂苦叩頭懺懺復起禮	332 「懺、淡墨にて「悔」と訂正。
331	家賁主懺悔令一切人民及七世父母兄弟	
019	無義盜者爲無智兩舌者爲無信罪屬三千先能行忠孝乃能持五	
018	飲酒者爲無禮姪姪者爲無義盜者爲無知兩舌	
017	三 百合三、千、之罪皆屬五、刑、屬五、官、分治五戒	
016	割 刑土塞水不流得溢宮割刑亦禁人情態不得姪姪正法三十屬	I. U. No. 30 016 「流得」、右傍に転倒記号あり。
015	割 盡其性命辟刑亦殺人滅人性命正法二十屬二百中央宮	
014	割 木枝杆亦剋割誅木枝杆亦去人枝杆正法百屬千北方大辟刑	
013	爲贖木形正法五十屬五百南方墨刑爲火正法百屬千西方	
012	忠孝不行忠孝者爲不、持、戒、者罪屬五形何等五刑東方	
011	行棄惡守善盡畢形壽不可如銓乍低乍仰持戒當行	
010	向如願當得作佛何況福德也受戒已後當如佛弟子法當破心	
009	爲諸天所擁護現世侶利士進高遷長吏歡喜家業諧偶所	
008	宿命會更奉持五戒爲佛弟子今續復持五戒是當來佛弟子	
007	有人能持五戒今完不犯如毛分者當知是人過去諸佛弟子	
006	非凡人所能守持也公侯國王王者道德重人乃能持佛戒耳	
005	之主衆生之母太一之子道之始從五戒養之自致得佛佛戒之重	
004	者提謂波利等五百人善聽思念內著心中佛戒天地之根萬物神	
003	頭識々復起禮拜十方佛散華燒香禮謝言受佛大恩受師大恩	
002	聖々哉々世尊今乃更生爲人願佛布施五戒以治罪根	

361 不孝不至非佛弟子
 362 佛言三千罪者生屬五刑死屬五官刑在地
 363 獄俗人不行五事不持佛戒亦屬五刑死入
 364 地獄五毒兼備不可申說也人無貴賤有持
 365 佛戒如佛語者生則不憂死則不恐人之罪
 366 福莫大於此五戒持之則為福失之則為罪
 367 罪大無過五逆福大亦無過五戒化義導之
 368 形[※]罔制之防人及恩反恩者則入刑福之所去
 369 罪之所取禮所杖刑之所錄其根一法戒具
 370 乃成爲道戒行爲信爲清爲貞故號清信士
 371 女曰清信女
 372 長者提謂白佛言五戒甚大其義甚深禮義
 373 所成刑罔所禁斷割不義其意云何佛言殺
 374 戒治東方木爲諸侯民之父母也仁惠施於
 375 民故也酒戒治在南方火爲三公輔王者高
 376 明道德故戒治西方金爲大夫主爲王者
 377 誅罪不義盜戒治北方水流行人民爲王者
 378 走使兩古戒治中央土爲四方王爲天下
 379 主故在中央以是治五行絕五道立五根建
 380 五力滅五罪得五福閉五道開五道入五慧
 381 除五暮得五眼見五法證入道要成法橋得
 382 度脫無愁憂畢苦惱無三毒災不生四痛愈
 383 得長生之符服不死之藥持長樂之印
 384 長者提謂白佛言五戒實是天地之根萬物
 385 之母天下之父天中天佛言不持五戒者如
 386 天地之無根嬰兒無母魚奪于潤如樹無根如
 387 斷花著日中能有時鮮人無戒信如車無
 388 輓不可行如使無傳不可信如種腐望果實
 389 是爲空耗行佛於是說頌曰
 390 若人生百歲 皆冥不見佛 不如生須臾 得觀三界尊

021 ■言三千罪者生屬五刑死屬五官刑在地獄俗人不行五事不持佛
 022 戒亦屬五刑死入地獄五毒兼備不可申說也人無貴賤有持佛戒
 023 如佛語者生則不憂死則不恐人之罪福莫大於此五持之則爲福
 024 失之則爲罪、大無過五福無過五禮義成之刑罔制之防人反々恩、
 025 ■則入刑福之所去罪之所取禮之所杖刑之所錄其根一法戒具乃
 026 成爲道戒行爲信爲清爲貞故號清信士女曰清信女
 027 長者提謂白佛言五戒甚大其義甚深禮義所成刑罔所禁斷割不
 028 ■意云何佛言殺戒治東方木爲諸侯民之父母也仁惠施於人
 029 民故也酒戒治南方火爲三公輔王者高明道德故也淫戒治西方金爲
 030 大夫主爲王者誅罰不義賊治北方水流行人民爲王者走使兩古
 031 治中央土爲四方王爲天下主故在中央以是治五行絕五道立五根
 032 建五力滅五罪得五福閉五道開五道入五慧除五暮得五眼見五法證
 033 入道要成法橋得度脫無愁憂畢苦惱無三毒災不生四痛愈得長々生、
 034 ■樂是爲佩長生之符服不死之藥持長生之印
 034 長者提謂白
 035 佛言五戒實是天地之根萬物之母天下之父天中天佛言不持戒
 036 者如天地之根嬰兒無母魚脫于潤如樹無根如斷花著日中能
 037 ■鮮人無戒信如車無輓不可行如使無傳不可信如種腐
 038 望果實是爲空耗行佛於是說頌曰
 039 若人生百歲 皆冥不見佛 不如生須臾 得觀三界尊

368 「形、淡墨にて「刑」と訂正。
 (又云。)欲得不死地、當佩長生之符、服不死之藥、持長樂之印。
 (引文⑫ 隋・智顛『妙法蓮華經玄義』卷一〇)
 【ch.2317】
 001 …… ■愁 ■畢苦惱 ……
 002 …… ■長生之符服不死 ……
 003 …… ■者提謂白佛言五戒 ……
 004 …… 母天下之父天中 ……
 005 …… 地之無根嬰兒無母 ……
 006 …… 花著日中能有時 ……
 007 …… 不可行如使無傳 ……
 008 …… ■空耗行佛於是 ……

<p>420 不得瞋怒殺不得情[*]人殺不得雇人殺不得</p> <p>419 「中蚤」蠕動之類一不得念怨家惡不得念報殺</p> <p>418 殺生禽狩蟲蠹焚燒山澤傷害水姓蚊蟲[■]</p> <p>417 行五事歲三齋月六齋純行五事一者不得</p> <p>416 佛言居家脩道名為優婆塞漢言清信士常</p> <p>415 意身口供勲自守求受戒為優婆塞</p>	<p>414 某已三自歸悔過首無數劫中罪過洗心淨</p> <p>413 名字佛言某甲歸命佛歸命法歸命比丘僧</p> <p>412 行佛告長者提謂波利等五百人各稱生時</p> <p>411 十善諸天受大戒人及鬼神受五戒十善之</p> <p>410 百人戒四天王諸天官屬諸龍鬼神五戒</p> <p>409 斂髮正服又手長跪佛使即時授長者等五</p> <p>408 供養皆言受佛大恩佛告長者等五百人皆</p> <p>407 親百千萬佛甚大歡喜重復禮拜燒香散華</p> <p>406 文佛即授長者及諸天龍鬼神戒長者等得</p> <p>405 一光上有一坐佛諸佛皆言聽與五戒釋迦</p> <p>404 放眉間白毫相五色光煜煜晃晃百千光明其</p> <p>403 聽某某等受五戒十方諸佛面有千億萬佛各</p> <p>402 方禮拜復二自歸命十方諸佛世尊慈哀</p> <p>401 入道場即受五戒佛復教長者等燒香散花</p> <p>400 諸天龍鬼神知五百人心各各聞經結解皆</p> <p>399 乎長者皆言審爾天中天自當知之佛眼見</p> <p>398 行如佛教戒行忠孝持五重戒佛言能爾不</p> <p>397 見佛聞無上甘露之慧從今以去當改心易</p> <p>396 三百歸叩頭求戒皆言我等習惡大久今始</p> <p>395 喜諸天龍神王亦大歡喜皆稱善哉從佛受</p> <p>394 長者提謂及五百賈人聞佛說要法皆大歡</p> <p>393 若人生百歲 不曉三自歸 不如生一日 得聞三自歸</p> <p>392 若人生百歲 懈「下怠」不精進 不如生一日 敬意行精進</p> <p>391 若人生百歲 愚癡不奉戒 不如生一時 點慧守持戒</p>	<p>440 若人生百歲 愚癡不奉戒 不如生一時 點慧守持戒</p> <p>441 (紙縫き部 一行分脱落か)</p> <p>442 長者提謂及五百賈人聞佛說要法皆大歡</p> <p>443 諸天龍神王亦大歡喜皆稱善哉從佛受三</p> <p>444 歸叩頭求戒言我等習惡大久今始見佛得</p> <p>445 聞無上甘露之慧從今已去當改心易行如佛教</p> <p>446 行忠孝持五重戒佛言能審爾[*]天中天自當</p> <p>447 之佛眼見諸天龍鬼神知五百人心各各聞經心開結解</p> <p>448 皆入道場即授五戒佛復教長者等燒香散華</p> <p>449 拜復三自歸命十方諸佛世尊慈哀聽某某等</p> <p>450 十方諸佛百有千億萬佛各放眉間白毫</p> <p>451 五色光煜々晃々百千光明其一光上有一坐佛諸佛</p> <p>452 聽與五戒釋迦文佛即授長者及諸天</p> <p>453 長者等得親百千萬佛甚大歡喜重復</p> <p>454 拜燒香散花供養皆言受佛大恩長者等五</p> <p>455 皆檢髮正服又手長跪佛即使授長者</p> <p>456 人戒四天王諸天官屬諸龍鬼神五戒十善</p> <p>457 受天戒人及鬼神受五戒十善之行</p> <p>458 佛告長者提謂波利等五百人各稱生時</p> <p>459 佛言某甲歸命佛歸命法歸命比丘僧</p> <p>460 首無數劫中罪過洗心淨</p> <p>461 優婆塞</p> <p>462 優婆塞</p>	<p>420 「債、淡墨にて「請」と訂正。</p> <p>418 原文「[■]」(偏左側) + 「蠅虫」(旁右側)、淡墨にて偏を訂正しているが、判読不能。</p> <p>417 「不」あり。</p> <p>416 「不」あり。</p> <p>415 「爾不天」、「不」の右傍に削除記号</p> <p>414 「不」あり。</p> <p>413 「不」あり。</p> <p>412 「不」あり。</p> <p>411 「不」あり。</p> <p>410 「不」あり。</p> <p>409 「不」あり。</p> <p>408 「不」あり。</p> <p>407 「不」あり。</p> <p>406 「不」あり。</p> <p>405 「不」あり。</p> <p>404 「不」あり。</p> <p>403 「不」あり。</p> <p>402 「不」あり。</p> <p>401 「不」あり。</p> <p>400 「不」あり。</p> <p>399 「不」あり。</p> <p>398 「不」あり。</p> <p>397 「不」あり。</p> <p>396 「不」あり。</p> <p>395 「不」あり。</p> <p>394 「不」あり。</p> <p>393 「不」あり。</p> <p>392 「不」あり。</p> <p>391 「不」あり。</p>
--	--	---	---

【卷下 P. 3732】
【I. U. No. 30 (verso)】
【翻刻注】

<p>421 雇人報怨不得行毒藥殺不得呪咀殺不得 422 墮人腹中子不得羅網魚鴉飛鷹走狗彈射 423 禽狩探樸破卵不得食鷄子不得隨分殺受 424 分不得教倩[※]人殺不得與殺者同謀不得與 425 殺者為友見殺者止之不得思殺不得念殺 426 常行慈心愍傷一切衆生之類盡刑壽是為 427 優婆塞持佛一戒 428 佛言優婆塞持佛二戒不得盜不得偷不得 429 貪利他人財物不得迫恐人取錢財不得力 430 勢恐人取錢財不得因官迫怯取錢物不得 431 誣人取錢財不得枉法受求不得和仇受人 432 錢物不得道中什遺不得用輕銓小斗短尺 433 欺人不得長尺大斗重銓侵人受與心當平 434 直不得詐論人取錢財升斗尺寸不得欺人 435 不得持是用欺人一錢以上不得貪利不得 436 教人作賊不得貪利不得教人欺中不得思 437 盜不得念盜不得與盜者為友身自不得犯 438 戒亦不得教人犯戒若見人犯當止之當當 439 念有惠施之心當念三苦一者飢窮苦二者 440 貧賤苦三者惡道苦欲滅是三苦者一歲 441 三布施為除三毒亦滅三苦得三福一者生 442 天上衣食自然二者得豪富三者閉三惡道 443 不得慳惜財貨如是行者是為我優婆塞盡 444 形壽持佛二戒 445 佛言優婆塞持佛三戒盡形壽不得姪姪犯 446 他人婦女不得形相他人婦女顏色分別好 447 醜不得聽他人婦女歌音聲不得願作因緣 448 呼他人婦女共相觀看不得鼓琴音樂歌舞 449 男女相聚合眉語不得言我善與我同歡可 450 得其福不得調「言+疑」他人婦女若行道中與女</p>		<p>424 「倩、淡墨にて「請」と訂正。</p>
---	--	---------------------------

<p>451 人相見者低頭且行不舉頭視顏色形貌起 452 意相利與女人相見者當念女人汚露諸不 453 淨自有婦者目守其婦與婦人合會時不得 454 念他人婦女善可意不得導說他人婦女好 455 惡不得思念他人婦女端政好汝欲形相人 456 人亦形相汝不得教人姪見人姪當止之愼 457 莫與姪人爲友無止宿他人婦女床臥被枕 458 中素聞不端不得往來借求若遠行不得獨 459 宿寮婦人舍若他人男子不在亦不得止宿 460 常當念貞潔之行姪姪者不淨爲種生死根 461 機此敗高節之行身目不得犯亦不得教人 462 是爲我優婆塞持佛三戒盡形壽 463 佛言優婆塞持佛四戒盡形壽不得兩舌不 464 得忘[※]人人罪法中見言者言不見言者言不 465 見心亦當至誠語不得中傷人意欲語妄心 466 澤語徐徐語語時不得瞋怒不得讒人不 467 得傳古相鬪不得媚辭自與不得私癩說人 468 長短不得忘證人事不得先人語不得諍語 469 求勝不得輕易口言不得相調故不得惡口 470 綺語兩舌罵言呪咀不得欺中君主師父母 471 知識不得道說國家師父母妻子之惡不得 472 說道沙門隱士不得受目下婦女小兒僕使 473 虛言論諂媚[※]辭有所枉不得思忘[※]言不得念 474 忘[※]語不得教人見人犯口過當止之不得與 475 忘[※]語人爲友不得稱譽忘[※]言人不得賣舌當 476 念至誠欲語當念佛念戒念師守持心口無 477 犯禁戒口爲禍門言出患入所以滅身由其 478 惡言堅持莫失是爲我優婆塞持佛四戒盡 479 形壽 480 佛言優婆塞持佛五戒盡形壽不得飲酒</p>		<p>464 「忘、淡墨にて」妄と訂正。</p> <p>473 「媚、淡墨にて」媚と訂正。</p> <p>473 「妄、淡墨にて」妄と訂正。</p> <p>474 「妄、淡墨にて」妄と訂正。</p> <p>475 「妄、淡墨にて」妄と訂正。</p> <p>475 「妄、淡墨にて」妄と訂正。</p>
--	--	---

<p>481 不得嘗酒不得思酒不得持酒作味不得 482 以酒施人不得教人飲酒不得入酒舍不得 483 與嗜酒人爲友不得與酒客相故不得過從 484 鬼神家飲食不得食鬼神殘不得教人祭鬼 485 神不得拜天求福不得棄酒飯與鬼不得破 486 鬼神舍不得輕易天龍鬼神不得過婆羅門 487 飲食不得輕易婆羅門勸制有餘行不足不 488 足者仁義禮智信有餘者貪欲也當念點慧 489 無醉亂無失禮無失義無失仁無失慈無悖 490 逆酒爲狂水衆失之原注成諸惡酒有三十六 491 失大失者失志失志者失仁失仁者失義失義 492 者失禮失禮者失信失信者爲失五戒失五 493 戒者則非佛弟子飲酒鬪亂致怨禍皆從酒 494 起見嗜酒者急當離之堅持五戒盡形壽若 495 得土官亦當持五戒入軍亦當持五戒欲出 496 家學亦當持五戒若作沙門亦當持五戒作 497 具足沙門亦當持五戒欲求沙門四道亦當 498 持五戒求菩薩道亦當持五戒戒具道根衆 499 行之主爲衆德本不可失不可離是諸佛母 500 諸佛持五戒積德本自致得佛道有犯五戒 501 者非佛弟子 502 佛言優婆塞已受五戒度世道者當持七日 503 齋思惟念罪考躬責己三時禮拜十方諸佛 504 燒香燃燈散華至誠叩頭伏地通辭首過懺 505 悔一陳辭三叩頭三自陳九叩頭晝夜各三 506 時當讀經行道捨棄一切百種作事死死無 507 犯七日齋新受戒者一天遣二十五神來下監 508 察覆視知爲至誠偷詔耶上至六天凡有百 509 五十天神護之司命校定罪福錄籍上天天 510 曹移閻羅拔籍除死定生除魔鬼神名籍著</p>		
---	--	--

511 爲清信士清信女名入黃歷薄守戒爲善名
 512 繫天曹爲惡者名入四冥室七日夜半諸神
 513 竈君左右契皆還上天具奏帝釋精進如師
 514 教者釋與鎮臣三十二人參議卽勅司命增年
 515 益壽差天善神一戒令五神救助持五戒完
 516 者令二十五神營護門戶所向諧偶七日齋竟
 517 當報恩作福施呪願令諸天神得福力歡喜
 518 并祠鬼神母已後當持九九齋者應九神所
 519 止處除九惚滅九思愈九病故持九齋何等
 520 爲九齋歲三齋月六齋是爲九齋歲三齋者
 521 滅三界想制三流殃斷苦習入盡道治三毒
 522 出三界求三道出三塗應三尊用是故持歲
 523 三齋救三世 ■ 六齋者制六情 ■ ■ ■ ■ ■
 524 六 ■ ■ 中有 (以下欠遺)

(首欠)

○『提謂波利經』卷上末尾 (P.3732 524 行以後) 或いは卷下首部 (S.2051 001 行以前) にあたると推測される逸文 (年三長齋。提謂經云。) 正月本齋十五日。正月本齋十五日。九月本齋十五日。三齋因縁、如經廣説。

(引文⑬ 新羅・太賢『梵網經古跡記』卷下末)

(三長齋月 (提謂經云：中略)) (又白佛言。何故月有六日宜齋。佛曰。八日遣使者下。十四日太子下。十五日四王下。二十三日使者復下。二十九日太子復下。三十日四王復下。皆在世間、録其善惡。録籍八卷。五處録籍、定罪福。是以立六日。須齋助善止惡。)

(引文⑭ 宋・義楚『義楚六帖』卷六)

(又提謂經云。) 年三長月六齋、三明日月燈火下及八王日。亦名八節日。竝須禁之 (八王日如下述)。若受不妄語戒者、但使心虛、無間境之虚實並犯。

(引文⑮ 唐・道世『法苑珠林』卷八八)

(又提謂經云。) 提謂長者白佛言。世尊。歲三齋、皆有所因。何以正用正月、五月、九月。六日齋用月八日、十四日、十五日、二十三日、二十九日、三十日。佛言。正月者少陽用事。萬神代位。陰陽交精。萬物萌生、道氣養之。故使太子正月一日持齋。寂然行道、以助和氣長養萬物。故使、竟十五日。五月者太陽用事。萬物代位、草木萌類生畢、百物懷妊未成。成者未壽。皆依道氣。故持五月一日齋、竟十五日。以助道氣、成長萬物。九月者少陰用事。乾坤改位、萬物畢終。衰落無牢。衆生蟄藏、神氣歸本。因道自寧。故持九月一日齋、竟十五日。春者萬物生、夏者萬物長。秋者萬物收、冬者萬物藏。依道生沒。天地有大禁。故使弟子樂善者、避禁持齋救神。故爾。長者提謂、白佛言。三長齋、何以正用一日至十五日。復言。如何名禁。佛言。四時交代、陰陽易位。歲終三覆八校、一月六奏。三界皓皓、五處録籍衆生行異。五官典領、校定罪福。行之高下品格萬途。諸天、帝釋、太子、使者、日月、鬼神、地獄閻羅、百萬神衆等、俱

(S.2051 E 行四二續)

031 壽者讀是經欲求生天上者讀是經欲求尊
 032 貴者讀是經欲求佛道者讀是經欲求羅漢
 033 道者讀是經欲求點慧者讀是經欲求端政
 034 好者讀是經欲得閉三惡道者讀是經欲得
 035 無怨惡者讀是經不欲作鬼神龍者讀是經
 036 欲却生老病死者讀是經欲得泥洹道者讀
 037 是經奉行如法所願悉可得天神祐之
 038 長者提謂聞佛所說天地神祇聽察驚喜白
 039 佛言幸賴得值佛興聞其法鼓得遠三界苦
 040 願發無上正真道意諸天龍鬼神及賈人一
 041 皆歡喜言蒙佛大恩乃知大禁長者提謂等
 042 乞聽作七日施佛默然聽許梵天知佛意告
 043 提謂曰佛默然以為相許惟宜用時長者提
 044 謂及五百賈人歡喜作百味饌具甘肥脆美
 045 奉上世尊并及諸天龍鬼神天龍鬼神皆化
 046 身作沙門光衛世尊七日七日施訖長者提
 047 謂曰佛言五戒為度無極為度無邊除生死
 048 之難為度恐畏我國人皆樂為善佛未到之
 049 頃若有善男子善女人聞佛五戒歡喜信樂
 050 行者為可轉授與人不願告其意
 051 佛言戒者如船戒師如船師自相能善擲船
 052 曉解水意望風舉帆候知水道能不迷者乃
 053 可作船師不能者莫自強健并沒溺死海水
 054 中了無有救亦無救者若能自守持佛五戒
 055 不犯如毛分者能了解說中行如中事者
 056 乃可授與他人戒授戒之法先當曉為弟子
 057 懺除二品之罪閻浮利地皆是他方清淨佛
 058 國輕繫泥犁此中人宿命皆在他方犯戒之
 059 人罪不逮墮地獄福不逮生天摘來生是是
 060 故師當為弟子除宿命罪至于今日生長以

（提謂說五戒十善者（中略）又彼經云。）五戒為諸佛
 之母。欲求佛道、讀是經。欲求阿羅漢、讀是經。
 （引文⑱ 隋·智顓『妙法蓮華經玄義』卷一〇）

	<p>061 來愚癡所作罪過先授三品懺悔法然後乃 062 授五戒如法與之勿令少短誤脫誤顛倒 063 上著下下著上授戒文不了了又不曉分別 064 十二惡道及十二因緣五道中事不曉護行 065 未達五戒義不了根門不解鵝鴨蟲蟻蚤盲 066 蠅「虫蚤」何行致之是毘卑平生為人時違戒行耶 067 但坐師不明授戒文不了了或其人性強不 068 用師教師不相人趣求名譽用供養故不思 069 惟五道厄難之時身不能自救安能救人妄 070 授人戒俱墮厄難猶如兩病人終不能相救 071 授人戒為重任大難 072 正使沙門持戒持戒不入法律行違法律猶 073 不當為他人師何況戒不了了為不曉持戒 074 不知所行為不曉求度世道猶如盲人不見 075 道復云何欲示人道智所不信不持戒者不 076 曉行之所趣不當妄信弟子亦不當趣受佛 077 戒自大言在我所行耳不在師也是為兩癡 078 俱不得度兩人惡道如人私矯稱為吏私相 079 署置官爵不行沙門慢戒不承至法趣授人 080 戒如人私相署置王者覺之俱兩得罪慢法 081 弟子更相授戒亦復如何況優婆塞若國 082 中無沙門男女樂為善樂戒優婆塞戒俱了 083 了曉解行事有慧慮有權宜曉度人如是具 084 足者自可授與人戒但可教化十方佛比丘 085 僧自可受俗禮老者不宜受禮不得受和南 086 禮當數教令持戒護意守行令脫十惡地得 087 生三善處若後有持律行沙門當牽手授與 088 道人使更受戒後則無優俱兩得度是為助 089 佛化愚亦人之師導善本本立而道生是故 090 知五戒師為重</p>	<p>【引文対照】</p>	<p>【JX: 1657 \ BD: 3715】</p>
--	---	---------------	------------------------------

【卷ノ S 2051】

【引文対照】

【JX: 1657 \ BD: 3715】

<p>091 佛言持五戒大難慙守護心意令不犯道禁 092 可前却如稱乍低乍仰持五戒猶如持五 093 利劍失一劍五劍盡投地傷破人身失一戒 094 爲失五戒傷人神入三惡道無復出期戒師 095 爲生行從三惡道中拔度弟子授人五戒爲 096 已開三惡道爲生從亂劍下救脫弟子爲生 097 從大火中大獲中手牽弟子出之五戒十善 098 師爲重爲以度人若後弟子出家不得宿命 099 本師終不得度雖得餘師終不成就受戒而 100 已行不入律非佛弟子師與弟子俱不相信 101 終不得度 102 佛告提謂我現身般泥洹滅度後世名五亂 103 一者王道亂二者人民亂三者鬼神亂四 104 者九十六種道與佛道奄弊五者正法亂其 105 時沙門不行法戒遊行入出放心無禁設有 106 奉戒沙門自守者衆共非之妄合無端詐誣 107 清白云此沙門私行犯戒外揚清白此爲論 108 諂白衣人民外學之士因共信之衆言能沈 109 木浮石壞人心或人意帝王人民中有黠者 110 乃識真人癡者信之衆言異口同音謗誣守 111 戒清淨之人令守戒者心不得令魔因得其 112 便助動作之遂共鬪諍更相陷墮欲令陷墮 113 惡道令清白意疑不信佛道誹謗沙門因是 114 皆墮地獄受形無竟是爲五亂令法毀滅諸 115 天不悅人民不得大福弟子皆當入淵受形 116 無數劫上智者教守戒自許云我行菩薩道 117 長者提謂白佛言甚難甚難天中天持五戒 118 爲度一切爲閉絕三惡道佛言爲閉絕十惡 119 道一者地獄道二者畜生道三者餓鬼道四 120 者鬼神道五者奴婢道六者毒獸道七者飛</p>		
--	--	--

	<p>121 鳥道人者蚊蠅蠅蟻蟻道九者〔虫蚤〕〔虫十風〕道十 者猪狗道復有二種苦一者龍中苦二者阿 須倫中苦是爲十二惡道用之則度不用之 墮惡道隨行受報持五戒完者得三善道一 者生天上二者生人中三者生十方佛前犯 戒者有十二邪行愚癡致之布施曠惠墮龍 中行五度具足心悔愁毒墮阿須倫中喜論 諂墮鬼神中喜姪逸犯他人婦女爲飛鳥姪 親族爲鷄鴨喜劫人剝脫他人衣服墮蟲中 129 匿慧不語人爲土木中蟲好帶弓刀騎乘後 爲夷人夷人好獠殺後爲豺狼人好舐突負 132 責不償後爲六畜喜著釵華後爲載角蟲喜 133 著長衣後爲長尾蟲喜著木跂後作有甲蟲人 134 喜盜竊惡口後作狗人喜樂牀坐臥食供養 135 無所用心後作猪人喜貪咽後生爲〔虫十蚤〕人喜 136 樂綵服後生爲斑鳥人喜赤口後爲赤〔口十〕〔携一毛〕鳥 137 人喜野盜藏去所有後生爲鼠人喜野田作 138 藏後爲野鼠人喜盜人物後爲野獸人喜負 139 責不償後爲牛馬人喜水中藏物後爲鮫魚 140 人喜含毒惡口喜以水沛人則爲水中毒惡 141 蟲人喜持不淨糟糠之物施人及奴婢後作 142 溷中蟲惡性喜效伎樂後爲彌猴教人布施 143 不可意則怒後爲師子人喜脫人衣冠持頭 144 舐突人及罵詈沙門形笑禿人後使白禿喜 145 臥熱沙上復教人則爲蝮蛇亦墮龍中人喜 146 匿深室惡口讒人人無犯者橫自讒人不自 147 引負復惡口刺人後爲〔虫十罔〕地惡〔虫十風〕又有三事 148 一者從本無中來二者魔中來作惚惚人三 149 者人喜相低〔軍一〕〔軍一〕後爲穢物蟲罪惡爲〔虫十風〕人喜 150 相搔搔後爲土〔虫十風〕人喜故放上下風後爲蚍</p>	<p>【引文対照】</p>	<p>【JX: 1657 \ BD: 3715】</p>
--	---	---------------	------------------------------

151 「虫螫」蟲人喜通惡聲後為鴉鳥人喜禍語後
 152 為野狐負責不償借貸不歸後為奴婢人故
 153 強乞後為終身客人喜睡臥後為螺蚌蜃蠃
 154 蟲凡此三十事并地獄餓鬼合為五十二事為
 155 微妙惡行五戒中事曉解五道中有形之類
 156 曉解行事了乃可中為人師乃可授人戒
 157 佛言千歲欲末時我弟子自共破我法不肯
 158 諦學不隱密道性粗略行之行不入法律終
 159 不得勉三塗之難身自不持戒不行威儀設
 160 見智者說戒威儀入律之行皆言今日世人
 161 何時能知如是行耶求道甚遠不可爾也使
 162 共更相訪效放心散意犯戒慢法已為作罪
 163 復作法中大魔憎上奉法自守戒者當眾雷
 164 同四輩更相謗訕不自知行違流入三牢迷
 165 行致之復於罪中作罪何以故自犯戒復憎
 166 守戒清白者是為罪中之罪惡中之惡者我
 167 般泥洹後弟子雜外學不能專一心不看正
 168 經行不究戒因共往往抄鈔聖典藏本略現
 169 經抄令後學者不知經頭尾不知句義令人
 170 不度亦不得道但用不了故後人不見經本
 171 依抄授人戒戒文不了了不知佛口所出終
 172 不得脫是十二惡道師與弟子自謂得度不
 173 知行違死後俱墮惡道終不得度或師不明
 174 或弟子不奉師戒是故入三惡道
 175 佛言譬如兩病人終不能相扶持師與弟子
 176 不行戒威儀者如兩病人終不能相擔救亦
 177 不能相度脫長者提謂曰佛言甚深微妙與
 178 人五戒為甚難天中天為人重任大難天中
 179 天輒如教奉行不敢違失一事五百賈人
 180 聞經歡喜一一內著心中皆白佛言一切衆

【JX: 1657】
 001
 002 佛言譬如兩病人終不能相扶持師與弟子
 003 行戒威儀者如兩病人終不能相
 004 能相度脫長者提謂曰佛言甚深微妙與人五
 005 戒為甚難天中天為人重任大難天中天
 006 教奉行不敢違失一事
 007 一內著心中皆白佛言一

 一

【經】 S. 2051】

【引文対照】

【Jx. 1657 \ BD. 3715】

<p>181 生欲作行求保人道如佛言者甚難甚難天 182 中天人心一念去一念來一適滅一復生心 183 之狡猾造作無端百心百念以成百身人意難 184 護心爲身本心不可見不可信是故知人 185 身難得度世甚危甚難天中天佛言如汝所 186 言佛語無有異人身實難得譬如二人一 187 人在須彌山上纒縷下之一人在山下持針仰 188 迎縷使入針鼻中相去三百三十六萬里復有 189 隨風猛風吹之寧能使縷值針鼻孔中不長 190 者提謂五百人等皆言不可相值天中天十 191 劫百千億萬劫終不能使縷值針鼻中 192 天佛言億億萬劫不可計劫會復值針鼻孔 193 中如是易耳求人身難得於此百千萬億倍 194 不可計倍不可爲喻人身實難得身死欲使 195 還服人身甚大難譬如瓦器互取好細赤土 196 以爲器燒成可用久久破以棄之欲令還合 197 爲本土可得合不日不可合佛言棄是破器 198 著無人之處日夜風吹久久數千萬劫會 199 還與本土合人死欲還服本人身難於此百 200 千萬倍不可爲喻行戒者少不持戒者多受 201 而不行行而不具故致百畜身皆由其心意 202 難制御故人少百畜多貴人少賤人多好人 203 少醜人多用行戒德者少故也 204 佛言五道之報皆由心生念佛則有佛報 205 心念人則有人報想畜獸作畜獸想飛鳥作 206 飛鳥念惡得惡報念善得善報種病得病報 207 種痛得痛報不種不得種長命得長命種短 208 命得短命種好得好種醜得醜種富得富種 209 貧得貧種苦得苦種樂得樂種福得福種罪 210 得罪作五道行則生五道不作五道行則無</p>	<p>(又提謂經云。) 如有一人、在須彌山上以纒縷下之、 一人在下持針迎之。 中有旋風猛風。 吹縷難入針孔。 (引文⑱ 唐・道世『法苑珠林』卷三)</p>	<p>008 求保人道如佛言者甚難甚難天中天人心 009 念法一念來一適滅一復生心之狡猾造作 010 無端百心百念以身人意難護身爲心本心不 011 不可信是故知人身難得度世甚危 012 天中天佛言如所言佛語不異 013 得譬如二人在須彌山上纒縷下之一人 001 在須彌山上持針迎縷使入針鼻中相去三百 002 三十六萬里復有風風吹之寧能使縷入針 003 鼻中不長者等五百人皆言不相值天中天 004 十劫百劫千劫萬萬劫終不能使縷入針鼻 005 天中天佛言億億萬劫不可計劫會復值針 006 孔中如是易耳求人身難於此百千萬億倍 007 不可計倍不可爲喻人身實難得身死欲使 008 還生服人身甚大難譬如瓦器互取好細 009 赤土以爲器燒成可用久久破以棄之欲令 010 還合爲本土可得合不日不可合佛言棄破器 011 置無人處日夜風吹久久數千萬劫會還本 012 土合人死欲還服本人身難於此百千萬不 013 可爲喻行戒者少不持戒者多受而不行行而 014 不具故致百畜身皆由其心意難制御故人 015 少百畜多貴人少賤人多好人少醜人多乃 016 用行戒德行者少故也 017 佛言五道之報皆由心生念佛則有佛報 018 人則有人報想畜獸作畜獸想飛鳥作飛鳥 019 念惡得惡報念善得善報種病得病種痛得 020 痛不種不得種長命得長命種短命得短命 021 種好得好種醜得醜種富得富種貧 022 得貧種苦得苦種樂得樂種福得福種罪 023 行生五道不作五道則無五道作是則得是</p>
---	---	---

211	五道報作是得是報不作是則無是報罪福	211	報不作是則無是罪福自追如影隨形罪福
212	自追如影隨形罪福錄人毛分不差然人以	212	錄人毛分不差然人以知罪福有報猶如種五
213	知罪福有報猶如人種五穀種麥得麥種麻	213	穀種麥得麥種麻得麻如人負責要當償不
214	得麻如人負責要當償不得不償端見死者	214	得止端見死者故殺不止端見六畜奴婢
215	故殺不止端見六畜奴婢來償責不得止故	215	來償責不止故復貪盜不知足端知有頑闇
216	復貪盜不知足端知有頑闇瘖瘂癡人故飲	216	痾癡人故飲酒不止知是人心迷意閉三毒
217	酒不止當知是人心迷意閉三毒自隨不得	217	自隨未得離三惡道
218	離三惡道苦	218	
219	佛言人在五道墮天生死厄難之地劇逢大	219	佛言人在五道大生死
220	逆賊劇甚於牢獄是故人當求明師善友孝	220	之地厄難厄處地逢大逆賊處甚於牢獄是
221	事三尊信敬善師隨喜善師教當以佛意教	221	故人當求明師善友孝事三尊信敬善師
222	弟子令曉遠罪了理句義教使行戒威儀令	222	隨師教令師當以佛意教弟子令曉遠罪
223	入法律入律行者十萬佛乃受作弟子持戒	223	了理句義教使行戒威儀令人入法律入律行
224	不完不行戒威儀者是人行不入律不入律	224	者十萬佛乃受作弟子持戒不完不行威儀
225	者十方佛不受為非佛弟子不勉三苦毒不	225	是不入律不入律者十方佛不受為非佛弟
226	離十二惡道是為世間小善人耳若人得奉	226	子不勉三苦處不離十二惡道是為世間小
227	道明師守戒清淨無欲道士承事供養者譬	227	善人耳若人得值奉明師守戒清淨無欲道
228	如有不肖之人犯大罪者知某長者與王親	228	士承士供養者譬如不肖人犯大罪知其長
229	厚王大敬之若有所啓王皆用語語有罪之人	229	者與王親厚王大敬之若有所啓王皆用語
230	點慧知長者言行語用使歸命長者從其求	230	有罪之人點慧知長者言行語用使歸命長
231	哀長者慈心教罪人言土俗財貨飲食為之	231	者求哀長者慈心教罪人言土俗財貨飲食
232	重惠當具禮費吾當為汝白王請汝命罪人	232	之屬重惠當具犯費吾當為汝白王請命罪
233	即具所當長者即行啓王王即聽之人得奉	233	人即具所當長者即行啓王王即聽之得奉
234	事明師持戒律道士亦如罪人事於長者雖	234	事明師持戒律道士亦如罪人事於長者雖
235	復有罪所因者強但當隨師教弟子作除殃	235	有罪所因者疆但當隨師教弟子作除殃
236	福除殃滅罪弟子不憂三塗之苦不慮無常慳	236	滅罪弟子不憂三塗之苦不慮無常慳「言盡」但
237	貪但云無所有不肯奉師教死後入地獄悔	237	云無所有不肯奉師教死後入地獄悔毒不
238	毒不可言生時不承用師教不益作善我本	238	可言生時不承用師教不益作善我愚癡愛
239	愚癡愛惜財物遺與妻子恨不益作福我之所	239	惜財物遺與妻子恨不益作福我之所有妻
240	有妻子錢財田宅珍寶盡留世間不能追隨	240	子錢財田宅珍寶盡留世間不能追隨我我

<p>270 佛言人於世間慈心不殺生從不殺生得五</p>	<p>269 恩解脫令得奉行之</p>	<p>268 得罪長者白佛言何等為五福五惡願加大</p>	<p>267 佛佛二界至尊欲令一切得福得度不欲令</p>	<p>266 不親明師不用禁戒著意自致禍殃反更怨</p>	<p>265 謂呼事佛已反更衰喪不知其人作行自違</p>	<p>264 鬼神遂深入死亡不絕世俗凡人不解法者</p>	<p>263 之更相注續更臥更起遂行卜問解奏鬼神</p>	<p>262 不樂司命減壽諸惡鬼神屯守門戶因衰病</p>	<p>261 戒得二十五惡二十五善神去之諸天善神愁憂</p>	<p>260 有二十五福失一戒有五惡五善神去之犯五</p>	<p>259 佛言人持一戒完具者有五福五戒完具者</p>	<p>258 所不識反共非之</p>	<p>257 戒者耳設有能守戒行威儀者此非凡人人</p>	<p>256 惡道中是故未來世時人少有能忍謙苦守</p>	<p>255 浮利地土持戒得度者如我抓上土皆入三</p>	<p>254 比抓上土佛言後世間人作我弟子者如閻</p>	<p>253 取抓上土多也長者白佛言地土甚多奈何</p>	<p>252 佛以抓取地少土語長者曰地土多耶我所</p>	<p>251 悔無所耳</p>	<p>250 師教師是我累劫親父母真師當救我如是</p>	<p>249 兄弟財寶盡留世間不能追救我悔不奉</p>	<p>248 者福二者罪三者師是三者與我相隨父母妻子</p>	<p>247 有三人隨我來師曰何等為三人其人言一</p>	<p>246 如今日師親於父母妻子百億千倍萬倍唯</p>	<p>245 盡在世間不能救我我生時視於師如他人</p>	<p>244 不值我但念父母妻子兄弟宗親奴婢財寶</p>	<p>243 用吾教當知今日誰有益卿者其人言我實</p>	<p>242 來救我者師往語之卿平生時而不相信不</p>	<p>241 我我今獨於是受罪愁毒都無知者亦無有</p>
<p>【引文對照】</p>																													
<p>079 佛言人於世間慈心不殺衆生從不殺得五</p>	<p>078 言何等為五福五惡願加解說令得奉行之</p>	<p>077 欲令一切得福得度不欲令得罪長者白佛</p>	<p>076 用禁戒著意自致禍殃反更怨佛佛三界尊</p>	<p>075 反更衰喪不知其人作行自違不親明師不</p>	<p>074 入死亡不絕世俗凡人不解法者謂事佛已</p>	<p>073 更臥更起遂行卜問解除奉鬼神鬼神遂深</p>	<p>072 減壽諸鬼神屯守門戶因衰病之更相注續</p>	<p>071 二十五惡二十五善神去之諸天愁憂不樂司命</p>	<p>070 有五福失一戒有五惡五善福去之犯五戒得</p>	<p>069 佛言人持一戒完者有五福五戒完者有二十</p>	<p>068 共非之</p>	<p>067 設有能守戒行威儀者此非凡人所不識及</p>	<p>066 是故末世時人少有能忍兼苦者守戒者耳</p>	<p>065 土也持戒者得度者如我介上土皆入惡道</p>	<p>064 佛言後世人不作我弟子者如閻浮利地</p>	<p>063 土多耶長者白佛言地土多奈比介上土也</p>	<p>062 佛以介取地少土語長者言地土多我介上</p>	<p>061 眞師當救我如是悔無所益</p>	<p>060 追救我我悔不奉師教師是我累劫親父母</p>	<p>059 我相隨父母兄弟妻子財寶盡留世間不能</p>	<p>058 人其人曰一者福二者罪三者師是三者與</p>	<p>057 倍千倍萬倍唯有三人隨我來師曰何等三</p>	<p>056 侍於師如他人如今日師親於父母妻子百</p>	<p>055 妻子兄弟宗親奴婢財寶盡在世間我生時</p>	<p>054 如今日誰有益卿者其人言我實不宜父母</p>	<p>053 者師往語之卿平生時不相信不用師教當</p>	<p>052 今獨於此受罪愁毒都無知者無有來救我</p>		

<p>271 福何等為五福一者得長壽二者世世得安 272 隱三者世世不為兵刃虎狼毒蟲之所傷害 273 四者死得上天天上壽無極福五者從天上 274 來下生世間即得長壽今現有百歲無病者 275 皆故世宿命不殺所致樂死不如苦生如是 276 分明慎莫犯殺也 277 佛言人於世間不盜取他人財物道不捨遺 278 心不貪利從是得五福何等為五福一者財 279 物日惜二者不亡遺三者無所畏四者得生 280 天天上多珍寶五者從天上來下生世間常 281 保守其財物縣官盜賊不得侵取今現有保 282 守財物至老者皆是故世宿命不盜取他人 283 財物所致亡無多少令人憂惚少亡遺不如 284 保在如是分明慎莫盜取他人財物也 285 佛言人於世間不犯他人婦女心不念姪從 286 是得五福何等為五福一者不亡錢財二者 287 不畏縣官三者不畏人四者得上天天上 288 玉女作婦五者從天上來下生世間得端政 289 好婦今世現有若干婦皆端政好皆由故 290 世宿命不犯他人婦女所致現在分明 291 慎莫犯他人婦女也 292 佛言人於世間不兩舌讒人不惡口不妄言 293 不綺語從是得五福何等為五一者語言見 294 信二者為人所愛敬三者口氣香好四者死 295 得生天為諸天所敬五者從天上來下生世 296 間為人好口齒他人不敢持惡口污之今現 297 有從生至老不被口語者皆是故世宿命護 298 口善言所致如是分明亦可順口 299 佛言人於世間不飲酒醉從不醉得五福何 300 等為五一者傳言上事進見長吏語言不誤</p>		<p>080 福何等為五福一者身得長壽二者世世安 081 隱三者世世不為兵刃虎狼毒蟲所傷害四 082 者死得上天天上壽無極福五者從天上來下 083 生世間即長壽今現有百歲無病者皆故世 084 宿命不殺所致樂死不知苦生知是分明慎 085 莫犯殺也 086 佛言人於世間不盜取他財物道不什遺心 087 不貪利從是得五福何等為五一者財物日 088 增二者不亡遺三者無所畏四者得上天天上 089 多珍寶五者從天上來下生世間常保守其 090 財物縣官盜賊不得侵取今現有保守財物 091 至老者皆是故世宿命不盜取他人財物所致 092 亡無多少令人憂惚亡遺不如保在如是分 093 明慎勿盜取他人財物 094 佛言人於世間不犯他人婦女心不念姪從 095 是得五福何等為五一者不忘錢財二者不 096 畏縣官三者不畏人四者得生天天天上玉女 097 作婦五者從天來下生世間得端政今尊者 098 頓有若干婦皆端政好皆故世宿命不犯他人 099 婦女所致現在分明慎莫犯他人婦女</p> <p>100 佛言人於世間不兩舌讒人惡口忘言綺語 101 從是得五福何等五一者語言見信二者為 102 人所愛敬三者口氣香好四者死得上天為 103 諸天所敬五者從天上來下生世間為人好 104 口齒他人不敢持惡口污之今現有從生至 105 老不被口語者從故世宿命護口善言所致如 106 是分明亦可慎口也 107 佛言人於世間不飲酒從不飲酒得五福何 108 等為五福一者傳言上事進見長吏言語不</p>
--	--	--

【卷一 S 2051】

【引文對照】

【B0. 3715】

<p>301 士官如意二者家事脩理常有餘財三者賈 借求利疾得常爲人所愛敬四者死得上天 爲諸天所尊敬五者從天上下生世間爲 人淨潔自喜點慧曉事人不飲酒得若干善 304 今現有曉事人自喜皆從故世宿命不飲酒 305 所致如是分明亦可慎酒 306 佛言人於世間喜殺生無慈心從是得五惡 307 何等爲五一者壽命短二者多驚怖三者多 308 怨仇四者死後魂魄當入太山地獄中毒痛 309 考治燒炙脯煮斫刺肌肉屠割破骨求死不 310 得求生不得殺生罪久久乃出五者從地 311 獄中來出生爲人常當短命又從胎傷而死 312 或墮地而死或數十日死或數百日死或一 313 年死或數年死今現有短命人若形殘槩削 314 身體不完具或跛禿癩或盲聾瘡癰或毒鼻 315 塞癰或無手足孔竅不通利皆由故世宿命 316 屠殺射獮羅網捕魚殘殺所致如是分明順 317 莫犯殺 318 佛言人於世間喜偷盜劫人強取他人財物 319 不以道理詐欺取人財物輕稱小升短尺欺 320 人謂之盜長尺大升重稱侵人謂之劫道中 321 拾遺取非其物負責不償借貸不歸持頭低 322 觸人詐誣人因官勢力恐怯人從是得五惡 323 何等爲五一者財物日耗減二者王法所疾 324 覺得當償辜多脫三者身未曾安穩常 325 懷恐怖亦爲自欺身四者死後魂神當入太 326 山地獄中考治無數歲隨所作受罪五者從 327 太山地獄中來出生隨其所負輕重償其宿責 328 或有作奴婢償者或作牛馬驢騾駱駝鳥犬 329 猪羊鷄鵠償者諸下賤禽獸飛鳥魚鱉之屬 330</p>		<p>109 誤士官如意二者家事脩理常有餘財三者 110 假借求利疾得常爲人所愛敬四者死得上 111 天爲諸尊所重五者從天上下生世間爲人 112 淨潔自喜點慧曉事人不飲酒得若干善今 113 現有曉事自喜人皆從故世宿命不飲酒所 114 致如是 115 佛言人於世間殺生無慈心從得五惡何等 116 爲五一者壽命短二者多驚怖三者多仇惡 117 四者死後魂魄當入太山地獄中毒痛考治燒 118 炙脯煮斫刺肌肉求死不得求生不得殺生 119 罪久久乃出五者從地獄中來出生爲人 120 當短命或傷胎而死或墮地死或數十日死 121 或百日死或一年數歲死今現有短命人若 122 刑殘膝削身體不完具或免缺或盲聾音疴 123 鼻塞癰或無手足孔竅不通皆故世宿命 124 屠殺射獮羅網捕魚賊殺所致如是分明慎 125 莫犯殺 126 佛言人於世間喜偷盜劫人強取人財物不 127 以道理誣取人財物輕銓小斗短尺欺人謂 128 之盜長尺大斗重銓侵人謂之劫道中什遺 129 取其物負責不償借貸不歸持頭低觸人詐 130 詭人物因官勢力恐怯人從是得五惡何等 131 爲五一者財物日耗減二者王法所疾覺得當 132 保辜多脫三者身未曾安穩多懷恐怖 133 亦爲自欺身四者死後魂魄當入太山地獄 134 中考治無數歲隨所作受罪五者從太山地獄 135 中來出隨負輕重償其宿責或有作奴婢償 136 或作牛馬驢騾駱駝鳥犬猪羊鷄鵠償者諸 137 下賤禽獸飛鳥魚鱉之屬皆是負責者故經</p>
--	--	---

<p>331 皆是負責者故經言責不腐朽此之謂今世 332 現下賤畜生之屬皆從故世宿命貪利強 333 取他人財物所致畜生艱苦如是現在分明 334 順莫取他人財物 335 佛言人於世間喜姪法犯他人婦女從是得 336 五惡何等為五一者家室不和夫婦數鬪諍 337 亡失財物二者常畏縣官拷治鞭杖從事王 338 法所疾身自當辜拷治鞭榜多得少脫三者 339 亦自欺身常恐畏人四者死後魂神當入太 340 山地獄獄中鬼神燒鐵柱正赤身當抱之但 341 坐犯他人婦女故致是極殃如是數千萬萬 342 歲受形乃竟五者從太山獄中出生當為鷄 343 鶩獸人神無形所著為名今現有鷄鶩當路 344 而姪不避母子亦無節度畜生之屬皆有厭 345 足鷄鶩姪洩獨無厭足皆從故世宿命犯他 346 人婦女故致是鷄鶩鶩鶩之身當為人所食 347 噉如是艱苦不可申說現在分明慎莫犯他 348 人婦女 349 佛言人於世間喜兩舌讒人惡口妄言自貢 350 高綺語誹謗聖道疾賢妬能嗶「口十此」高士從是 351 得五惡何等為五一者多怨憎二者為自欺 352 身從是人皆不信三者數逢非禍四者死後 353 當入太山地獄獄鬼從項中拔出其舌若燒 354 鐵鉤鉤斷其舌求死不得求生不得久久數 355 千萬歲受形乃竟五者從地獄中來出生為 356 人常當惡口口齒兔缺蹇吃重語瘡瘻不能 357 言今現有是曹人輩皆從故世宿命兩舌讒 358 人誹謗聖道所致如是分明亦可慎口 359 佛言人於世間喜飲酒醉從是犯三十六失何 360 等三十六失一者人飲酒醉便子不敬父母臣</p>		<p>138 言責不腐朽此之謂也今現下有下賤畜生之 139 屬皆從故世宿命強取他人財物所致畜生 140 艱苦如是分明慎莫取他財物也 141 佛言人於世間喜姪法犯他人婦女從是得 142 五惡何等為五一者家室不和夫婦數諍亡 143 失財物二者縣官得鞭杖從是王法所疾身 144 自當辜多死少生三者亦自欺身當恐畏人 145 四者死後魂魄當入太山地獄獄鬼燒鐵柱 146 正赤身自抱之坐抱他人婦女故致是極殃 147 如是數千萬劫受刑乃竟五者從太山地獄中 148 出生當為鷄鶩鳥獸人神無形所著為名今 149 現有鷄鶩當路而姪不避母子亦無節禮 150 畜生之屬皆有信足鷄鶩姪洩獨無信足皆 151 由故世宿命犯他人婦女故致是鷄鶩鶩鶩 152 之身當為人所食噉如是艱苦不可申說現 153 在分明莫犯他人婦女也 154 佛言人於世間兩舌惡口忘言自貢高綺語 155 誹謗聖道嫉賢妬能嗶「口十此」言從是得五惡何 156 等為五一者多怨憎二者為自欺從是人皆 157 不信三者數逢非禍四者後當入太山地獄 158 獄鬼從項中拔出其舌若燒鐵鉤其舌求 159 死不得求生不得久久數千萬歲形乃竟五 160 者從地獄中來出生為人常惡口齒兔缺蹇 161 吃重語或音痾不能言今現有是曹人皆從 162 故世宿命兩舌說人誹謗聖道所致如是分 163 明亦可慎口 164 佛言人於世間喜飲酒醉從犯三十六失何等 165 三十六失一者飲酒醉便子不敬父母臣不敬</p>
--	--	--

【卷一 S 2051】

【引文對照】

<p>390 腹焦銅下過去如是求生不得求死不得如</p>		<p>195 者醉從地獄中來出生為人常當愚癡無所</p>
<p>389 中當於獄中常飲銷銅消銅入口口焦入腹</p>		<p>194 腹腹焦銅下去如是數千萬歲形乃竟三十六</p>
<p>388 塔耳三十五者醉便死後魂魄當入太山地獄</p>		<p>193 山地獄中於地獄中當飲銷銅入口口焦入</p>
<p>387 離之二十四者醉便踞視長吏或得鞭榜或得</p>		<p>192 榜或得合明三十五者醉便死後魂魄當入太</p>
<p>386 神皆用酒為惡三十三者醉使親厚知識日遠</p>		<p>191 識日遠離之三十四者醉使倨視長吏或得鞭</p>
<p>385 面或得酒疽瘰癧熱病三十二者醉使天龍鬼</p>		<p>190 龍鬼神皆共用酒為惡三十三者醉使親厚知</p>
<p>384 臥時如死人無所識知三十一者醉使或得雹</p>		<p>189 得雹面或得酒疽瘰癧熱病三十二者醉使天</p>
<p>383 者醉使如狂顛人人見之皆走三十者醉使臥</p>		<p>188 三十者醉使臥時如死人無所識知三十一者或</p>
<p>382 沙門道人二十八者醉使淫泆無所畏避二十九</p>		<p>187 泆無所畏避二十九者醉使顛狂人人見之皆走</p>
<p>381 見其狀二十六者醉使欲前湯虎狼無所畏避</p>		<p>186 敬明經賢者不敬沙門道人二十八者醉使淫</p>
<p>380 身體如被病二十五者醉使吐逆惡露妻子惡</p>		<p>185 無所畏避二十七者醉使不敬佛不敬經法不</p>
<p>379 醉囚語言衝口而出二十四者醉使臥睡覺時</p>		<p>184 露妻子汚見其狀二十六者醉使欲前湯虎狼</p>
<p>378 奴婢之所輕慢二十三者醉使入室視之猶如</p>		<p>183 便臥覺時身體如被病二十五者醉使吐逆惡</p>
<p>377 便不別知識親屬尊卑二十二者醉使為兒客</p>		<p>182 便入室視之如酒囚言語衝口出二十四者醉</p>
<p>376 蠱二十者醉使打撲舍中什物壞之二十一者醉</p>		<p>181 尊卑二十者醉使為兒客所輕易二十三醉</p>
<p>375 使蹋地囉呼驚動四隣十九者醉使妄殺蟲</p>		<p>180 擊舍中什物破壞之二十一者醉使不別親屬</p>
<p>374 十七者醉使人過其傍欲與其鬪十八者醉</p>		<p>179 怖四隣十九者醉使忘殺蟲蠱二十者醉使搗</p>
<p>373 過無狀十六者醉使解衣脫褲褌裸形而走</p>		<p>178 人過其傍故欲共鬪十八者醉蹋地囉呼驚</p>
<p>372 念妻子飢寒十四者醉使惡罵不避王法十</p>		<p>177 者醉使解衣脫褲褌裸形而走十七者醉使</p>
<p>371 所有財物日日消散耗減十三者醉使不憂</p>		<p>176 人舍中牽人婦女語言干悍其過無狀十六</p>
<p>370 便項覆起破傷面目十者醉使賣買常當亂</p>		<p>175 日耗散減十三者醉使不憂念妻子飢寒十</p>
<p>369 亡失所持財物七者醉使坐起不能自端政</p>		<p>174 四者醉使惡罵不比王法十五者醉使妄入</p>
<p>368 八者醉使低仰其頭橫行或墮溝坑九者醉</p>		<p>173 醉使多失事憂治生十二者醉使所有財物</p>
<p>367 便項覆起破傷面目十者醉使賣買常當亂</p>		<p>172 傷破面目十者醉使賣買常當亂誤十一者</p>
<p>366 亡失所持財物七者醉使坐起不能自端政</p>		<p>171 低仰頭橫行或墮溝坑九者醉使頓赴復起</p>
<p>365 有陰私伏匿之事醉使導之五者醉使哭天</p>		<p>170 財物七者醉使坐起不能自端政八者醉使</p>
<p>364 扇社不避忌諱六者醉使臥道中不能復歸</p>		<p>169 忌諱六者醉使臥道中不能復歸或亡失所持</p>
<p>363 常多亂誤三者醉使兩舌多口語四者醉人</p>		<p>168 匿之事醉使道之五者醉使哭天扇社不避</p>
<p>362 不敬君若臣父子無有上下二者醉使言語</p>		<p>167 亂誤三者醉使兩舌多語四者人有音私伏</p>
<p>361 君君臣父子無有上下二者醉使言語常當</p>		<p>166 亂誤三者醉使兩舌多語四者人有音私伏</p>

<p>398 397 396 395 394 393 392 391</p> <p>佛說提謂經卷下</p>	<p>是數千億萬歲受形乃竟三十六者從地獄中 來出生為人常當愚癡無所識知今現有患 癡無所識知人輩皆從故世宿命飲酒醉所 致如是分明亦可順酒酒有三十六失飲酒醉 者皆犯三十六失佛說經訖諸天梵釋諸鬼神 四輩弟子聞佛所說皆大歡喜作禮而去</p>
<p>222 221 220 219 218 217 216 215 214 213 212 211 210 209 208 207 206 205 204 203 202 201</p> <p>佛言賢者優婆塞已受五戒即當行七事何等七事一者當持戒令堅二者持月六齋三者當持歲三齋四者當從師受齋法五者當數到寺中膝六者當誦經七者當行道復有五事一者當念佛二者當念經法三者當念比丘僧四者當念師息五者莫違師教吹行五事一者莫形相沙門二者莫求長短三者若見誤失莫向他人說道四者莫盜罵沙門五者沙門說戒經時不得注聽之</p> <p>入佛圖寺中有十一事一者當嚴正衣服二者入門時莫左右顧視三者莫中心與人語直前禮佛四者若見是非忘呵之五者不得直著禪袴作禮六者不得持刀倚塔七者不得逆塔行人者出入當隨順九者不得帶刀繞塔十者不得持刀作禮十一者一切當行恭敬不應作禮十二事一者沙門投漿時二者沙門飯食時三者沙門座禪時四者沙門睡眠時五者沙門至舍後行還時六者沙門滲「口+束」時七者不得於坐作禮八者不得於床上作禮九者不得逆作禮十者不從師後作禮也</p>	<p>196 197 198 199 200</p> <p>識知今現有愚癡無所識知人皆從故世 中宿命飲酒喜醉所致如是分明亦可慎酒 酒有三十六失飲酒醉者皆犯三十六失佛說經 已諸天梵釋諸天龍鬼神四輩弟子聞佛所 說皆大歡喜作禮而去</p>

- 223 齋日入衆人中有二十二事一者當禮佛二者
224 當禮比丘僧三者當小濡聲四者當隨次坐
225 五者不得更相濡讓六者當遺上坐一人處
226 七者不得與女人併坐八者不得在女人下
227 坐九者不得語咲十者不得著甲沙十一者不
228 得著木跋十二者不唾淨地十三者不得伏
229 坐上十四者若讀經誤不得大咲十五者若
230 賜經當徐徐下錢物莫使有聲十六物不得
231 著指粉香勳衣十七者不得帶持刀杖十八者
232 莫當沙門戶住十九者莫睡臥二十者一心聽
233 經二十一者當念經戒二十二者當隨次起出
234 坐有七事一者莫伸兩足二者莫垂兩足三
235 者莫交兩足四者莫手據地五者莫倚壁六
236 者莫持手住頰七者莫數起
237 布香有十四事一者當次住二者莫先老人
238 與年少三者莫與女人相雜錯四者莫與女
239 人相排湯五者莫調「言」疑 女人六者女人設先
240 布香且使過七者當下竟八者莫與世間人
241 香九者以入比住十者當隨次持香十一者當
242 於塔四角住十二者莫令香煙還自動十三
243 者見前有住人當呼與香十四者莫得再持
244 香
245 入講堂有八事一者莫當門止作禮二者
246 莫併入門三者當隨次作禮四者當隨行住
247 坐五者莫同偈六者莫亂語七者莫亂起八
248 者當還行出
249 繞塔有八事一者當念佛二者當念經戒法
250 三者當念比丘僧四者當低頭視地疊莫踏
251 殺五者莫唾塔上六者莫中止與人語七者
252 若見地有草當拾去莫用足排之八者若見

- 253 有不淨繞塔竟已當糞捨之
- 254 見佛像有七事一者頭面着地作禮二者見像上有萎當去之三者若像上有塵當拂
- 255 試去之四者莫忘訶像好醜五者設拂拭像
- 256 莫持手摩面六者莫棠「ヲ介」指七者當持淨手巾拭之
- 257 入沙門戶有六事一者當三彈指二者如法禮三者莫當戶坐四者莫唾淨地五者莫說世間不急事六者當還向戶出
- 258 宿佛圖寺中有五事一者莫臥沙門牀上二者莫取沙門被枕三者莫調「言ヲ疑」四者莫先臥五者當早起
- 259 至廁左右有五事一者當三彈指二者莫促中人使疾起三者以至廁上復彈指四者莫自視陰五者當澡手
- 260 朝起澡手有五事一者莫偃二者莫背向塔像若師沙門亦莫背向澡手三者莫中止與人語四者莫止爲人作禮五者莫於淨地澡入浴室有五事一者當低頭直入二者莫在沙門上浴三者莫先沙門浴四者莫調「言ヲ疑」五者莫破眾家器物設有所破壞當備償之
- 261 入溫室有五事一者當作比丘僧二者莫忘訶大三者莫唾淨地四者莫亂語五者設起出當還向戶牽閉之
- 262 見沙彌有五事一者當禮如大沙門法二者莫戲埒之三者莫以小兒意待之四者設能說經當聽受五者莫呼名使
- 263 於寺中作飯有七事一者當自助市買二者當顧地牀席三者當雇薪火四者當雇釜竈
- 264 栴槃五者若有所破壞當備償之六莫訶

		<p>283 罵人客七者飯人當令遍自助澡槃 284 侍沙門飯有七事一者當持兩手撻器邊授 285 之二者莫令手著沙門手三者行視上下若 286 短少急先益之四者莫偏有所增益五者持 287 羹飯莫於上語咲六者益羹令汁澤均調七 288 者當具掃帚澡豆澡水 289 請沙門飯有七事一者當令淨潔二者莫先 290 自食三者莫持女人衣被布坐四者莫於兵 291 蘭下坐五者莫先食問經六者莫念窮人經 292 七者莫訶罵人客一切當恭敬 293 持澡瓶鍾水有五事一者當右手持下二者 294 當近左面三者當正下水手中四者水滿手 295 中止後者相視水少當益之莫令住人手持 296 水 297 持澡槃有五事一者莫令澡槃有聲二者 298 莫令近人衣三者莫棄水淨地四者澡未訖 299 莫引去五者已當自澡手 300 持手巾有五事左手持頭右手授人二者莫 301 鄣人口三者莫倚人膝四者拭手未已莫引 302 去五者已當還著故處 303 掃地有五事一者當從上始二者莫背日師 304 上人三者莫汗人足四者當糞棄之草莫去 305 土五者已當自澡手 306 入市買物有六事一者人未買肉莫先買二 307 者斷後餘肉莫盡買三者莫言今日何以無肉 308 四者莫擇生魚求死魚五者莫買鷄子六者 309 莫止人婦人邊調<small>【言上疑】</small> 310 受人請飯有十二事一者當隨衆教令二者 311 坐起老小當相比三者當止意受四者莫 312 語人有所益五者莫先上人食六者莫先止</p>
--	--	--

		<p>313 熟視人七者莫澆汗人席八者莫強相啖九 314 者莫貪味十者莫念今日飯快勝某日十一 315 者若見有不可莫令人知十二者去當讀經 316 念道 317 者老共會平曲直有五事一者莫有所佐 318 助二者老下坐有所語莫以力勢訶止之 319 三者莫自用四者莫畏疆長者五者莫侮未 320 孤寮 321 行道路有五事一者若逢沙門禮如法二 322 者莫隨後呼之三者與語即對不語即退四者 323 語未竟莫背去五者若有急當至誠告乃退 324 到優婆夷家有五事應入一者用病瘦死亡 325 故二者用縣官盜賊水火故三者用福會故 326 四者爲師使故五者若讀經故無伴輩不應 327 夜往 328 不應優婆塞家有四事一者居無老年兼 329 人二者素聞不端良三者飲酒戲會四者 330 莫「穴真」夜往故遇風雨不應入 331 居家有十六事一者朝起澡「口十束」當禮佛像一 332 者若無像者當禮十方佛二者莫持像近妻 333 子牀臥四者燒香莫令有貧若貧無當供 334 齋日五者莫慢經法六者莫持刀兵著像邊 335 七者莫持器物著像承塵上八者莫於前坐世 336 間人飲酒九者莫背像坐十者莫當像前 337 臥十一者設在像前伏當自鄣頭首佛十二 338 者莫單著禪袴拜佛像十三者莫鄣火光 339 十四者莫取佛像前火去十五者設取非當 340 三迴照佛像十六者莫吹火滅 341 暮臥有六事一者當思惟行道二者當誦經 342 三者當言南無佛四者莫念人惡五者當念</p>
--	--	--

343 非常六者當念樂少憂多是菩薩所行
 344 教優婆夷入佛寺有十事一者不得在男子
 345 上坐二者莫形咲人三者莫著脂粉書眉四
 346 者莫繫香著珠環五者莫與男子相咲六者
 347 當隨男子後七者莫相排湯八者布香莫以手
 348 觸人手中九者當隨次持香十者當隨人教
 349 令一心繞塔悔過自責堅持五戒轉身受福
 350 可得男子亦可得佛
 351 賢者優婆塞奉持此二百五十事有五福一
 352 者長離三惡道二者疾見諦三者欲作沙門
 353 易得師四者天龍鬼神常擁護之五者世世
 354 在三寶中若不能奉行之轉相丈持者有五
 355 罪一者墮三惡道二者難見諦三者欲作沙
 356 門難得師四者鬼神繞侵之五者世世不遇
 357 三寶處
 358 (空格)
 359 佛說提謂五戒經并威儀卷下

第二章 『提謂波利經』出典考証 — 『分別善惡所起經』との前後関係の検討—

はじめに

第一章では『提謂波利經』諸本の書誌学的検討、及び新出写本 (G. 331)・逸文 (大乘義章抄) 所引、引文①の翻刻を行い、現時点において使用可能な本経テキストを整理して、『提謂波利經』本文 (敦煌本・トルファン本)・引文対照を作成した。そして整理したテキストを用いて、従来なされていなかった本経の校訂・現代語訳・訳注研究を行い、本論末に訳注篇として附した。この訳注の過程において、本経とごくわずかな経典にしか見られない文言や語句等を複数見出すことができた。

疑経である『提謂波利經』研究の課題の一つに、本経の経文はいかにして撰述されたのか、撰述過程が不明であるという問題がある。『歴代三宝紀』によれば、本経はかつて存在した一卷本『提謂經』(真経)を下地として作られたという¹⁾。しかし一卷本は、少なくとも『出三蔵記集』が編纂された当方で既に散逸しているため、この説を検証することは不可能である。本経の典拠を探るには、本経以前に成立した経典との異同を検討するほか手立てはない。すなわち、本経以前に成立した経典より本経と共通、あるいは類似する文言を蒐集して、特定の経典とのみ文言・語句の類似が見られれば、本経の典拠を特定することができるかもしれない。

このような仮説に基づき、以下、訳注研究において検出した『提謂波利經』と同文や類似の文言が見られる経典を提示する。典拠を探るといふ目的上、ここに挙げるものは本経以前に成立した経典や同時代の経典のみとした。

第一節 經典・漢籍における『提謂波利經』との同文・類似の文言の検出

〔凡例〕

- ・『提謂波利經』本文のうち、他の經典と一致する箇所を太字ゴチックにて示し、他の經典の該当箇所には傍線を付した。
- ・記載の順序は概ね『提謂波利經』における説示順とする。

東方正月、二月、**仙官**次治。漢言少陽用事。陰陽交精、萬物盡生。之生之類、天壽命各有長短。人及草木、各當盡天年。天所畜養、人取剋絶之、天地之大禁。故殺戒治東方。欲活衆生故、天之性德殺活生、育養衆生、以德人物性命之疇。皆含道氣而有形體者、畏死樂生。凶惡者害殺之。爲逆天地之生氣、神祇校其神令命促。雖有高官重祿富貴自在、不能得強留氣救神而不死。殺者不仁、天神所疾、司命減壽。去福就罪、災患日生。家人多病、不盡天年。厄在春、**仙官**所錄。病在肝脾、面目青黃。

盜戒所以治北方者、十月、十一月、**水官**次治。漢言太陰用事。萬物春生、夏長、秋收、冬藏。盜者得物、亦藏之。天地不和。故十一月水冰而高、微陽在下。故盜者不順天心、得物藏之。故禁盜者、外防貪濁、內以守身、七寶、金、銀、琉璃、水精、車渠、瑪瑙、七寶之氣盜者、枉法剋民。爲水官所伺。財產散亡。厄在冬。病在腎、膀胱、三焦。心痛色惡。

姪戒所以治西方者、七月、八月、**鐵官**次治。漢言少陰用事。爲女子則多姪。鷄鴨之性、當路而姪、不避母子。故禁姪者、外防嫉妬色身之害、內全性命。姪嫉無度、髓消腦竄、速疾天年。貪姪致老、瞋恚致病、愚癡致死。姪者金風所害、鐵官所司。厄在秋。肺、太腸、爲病。

酒戒所以治南方者、四月、五月、**火官**次治。漢言太陽用事。五月之時、天下大熱萬物發狂。飲酒醉心亦發狂。口爲妄語、醉惑六欲累世不醒。謂之大醉。是以禁酒、外防凶變、內制貪色之惑。飲酒者、外慢內僞、濁翳其聰。三十六失亂道之元、身致危亡。不盡天年。爲火官所司。厄在夏。病在心脾、口舌難語。

兩舌戒所以治中央者、三月、六月、九月、十二月、**土官**次治。漢言中央用事。制御四戒、稟授四氣。與土神轉命教、應時所任尊重。爲四戒王。惡口傷人、由舌所言。斬身之禍斧在口中。氣越、神消、形枯、自欺取死。是以禁欺、外防怨禍、內以養精、淨宅。言失則兵至、氣損則刑傷。危身速命、不盡天年。爲土官所司。厄在四季月。病在脾胃、口破舌白、不知食味。

『浄度三昧経』卷一（疑経。京都大学所蔵本）、

水官都督、鐵官都督、火官都督、作官都督、土官都督。

『浄度三昧経』卷二（疑経。七寺本）、

〔『中国撰述経典（其之二）』四三—四四頁。翻刻文右傍の「」は、翻刻者による写本の誤字訂正〕

佛告王（白方）。五官者亦大分治溼梨遮（黎庶）。天上五官、主賞善。地獄（中）亦（有五）官、與主五（遣大鬼神王）官收捕罪人。六事罪屬五官。（…中略…）何謂五

官。一者（中）官、主禁殺。二者水官、主禁盜。三者鐵官、主禁姪。四者（土官主禁）兩舌。五者天官、主禁飲酒。犯罪屬地獄。五官呼名、各自

有時。好殺無（慈心口行）惡、爲仙（官）所錄。命在春。好盜貪求（無厭助人爲）水官所錄。命在冬。好姪欲、爲鐵官所錄。姪鬼食其不淨、并飲心血。

病（在）心、肝、（腎）頭、目。命在秋。好酒醉亂、仁義不行、禮教（廢）、爲（天官所）錄。命在夏。好妄言、兩舌、惡口、傳舌、讒人、誹謗聖道、

爲土官所錄。命在季月。五官主人根、人根從五事生、故有五官。乃自然之王（也五官及輔）臣、小王、都錄、監司、廷尉、郵公、伏夜將軍、

五帝、使者、收捕罪人、錄命收神。死者不同、皆依本罪故令不同。

〔『中国撰述経典（其之二）』四三—四四頁。翻刻文右傍の「」は翻刻者による写本の誤字訂正、及びテキスト欠損箇所への推測〕

姪嫉無度、髓消腦燾、速疾夭年。貪姪致老、瞋恚致病、愚癡致死。

（P.3732 四七一—四八行）

『浄度三昧経』卷三（疑経。七寺本）、

信五色、令人目盲、愛色姪奔、令人無色、恒爲姪鬼所守。食噉五藏、飲人心血、令人髓消腦燾、視聽不聽、老病速至、死入地獄。

『中国撰述經典（其之二）』九四頁

飲酒者、外慢內懦、**濁翳其聰**。三十六失亂道之二、身致危亡。

(P.3732, 五四行)

『安般守意經』卷一、序（後漢·安世高訳、吳·康僧会序）、
心逸意散、**濁翳其聰**也。

(大正一五、一六三頁中)

『決罪福經』卷一（疑經）、
燥繞穢濁。**濁翳不聰**。

(大正八五、一三二八頁下)

肺者五藏之蓋、覆蓋萬物。故謂之肺。

(P.3732, 九六—九七行)

『黄帝内經素問』卷一三、病能論篇第四十六（紀元前四—紀元二世紀²⁾）、
帝曰。人之不得偃臥者、何也（謂不得仰臥也）。岐伯曰。**肺者藏之蓋也**（居高布葉四藏下之。故言肺者藏之蓋也）。肺氣盛則脈大、脈大則
不得偃臥。

(四部叢刊初編本『黄帝内經素問』九二頁)

腎爲大海。中有神龜。呼吸元氣、流行作風雨、通氣四支。

(P.3732, 一〇五—一〇六行)

『老子中經』卷上「第十九神仙」（四世紀後半—五世紀中頃³⁾）、
經曰。兩腎間名曰大海。一名弱水。中有神龜。呼吸元氣、流行作爲風雨、通氣四支。

(四部叢刊初編本『雲笈七籤』卷一八所収『老子中經』一三七頁)

臍中太一君、亦人之主。柱天大將軍、特進兵王、主身中萬二千大神。太一有八使者。漢言八卦神是。

(P.3732 一〇七—一〇九行)

『老子中經』卷上、「第十三神仙」(四世紀後半—五世紀中頃)、

經曰。璇璣者、北斗君也。天之侯王也。主制萬二千神、持人命籍。人亦有之、在臍中太一君、人之侯王也。柱天大將軍、特進侯也。主身中萬二千神。中極鄉、璇璣里、姓王、名陽、字靈子。冠三縫之冠、衣絳章單衣。長九分、思之亦長三寸、其大與自身等也。太一君有八使者、八卦神也。

(四部叢刊初編本『雲笈七籤』卷一八所收『老子中經』一三五頁)

『淨度三昧經』卷一(疑經。京都大学所藏本)、

諸天、帝釋、天子、王女、天上諸天尊、神妙諸天神、魔王及官屬、司錄、司命、三十二鎮王、柱天將軍、特進兵王、律法義都、曰公科車赤符郎、功曹使者、天侯太一、四大大王、太子、使者、一時悉皆尋光至佛所、稽首歸命、皆(禮)佛足、繞佛七匝。」

(『中国撰述經典(其之二)』三二頁下。()内は、原文にはなく翻刻者が補った箇所)

大腸、小腸爲元梁使者。主逐捕邪氣。三焦關元爲左社右稷。主捕奸賊。上焦通氣、上入頭中爲宗廟。

(P.3732 一〇九—一一行)

『老子中經』卷上、「第十八神仙」(四世紀後半—五世紀中頃)、

經曰。大腸小腸爲元梁使者。主逐捕邪氣。三焦關元、爲左社右稷。主捕奸賊。上焦元氣上入頭中爲宗廟。

(四部叢刊初編本『雲笈七籤』卷一八所收『老子中經』一三六頁)

『妙法蓮華經馬明菩薩品第三十』(疑經)、

第二天名切利天。名釋提桓因。其四鎮大臣者、四天王是也。三十天者、釋有三十二臣。通釋之身故、有三十三天。釋提桓因在摩尼寶殿上坐時、前面有八臣、後面有八臣、左面有八臣、右面有八臣。四八三十二故、有三十二輔臣。三公者、司徒公、司空公、司馬公。九卿者、八大尚書、八王使者。左社右稷。風伯、雨師、雷公、磔磔。左將軍、右將軍。前將軍、後將軍。四輔武衛、四鎮天王。五羅大王。太子使者。日月、五星、二十八宿、鬼神、將軍、悉帝釋之官僚也。

(大正八五、一四二八頁下)

人身四支與天地等。萬物不可犯，人身亦不可犯。傷神明記之。是故知，天不可欺，地不可負。脩身慎行，無得懈怠。

(P.3732' 一三三—一五五)

『老子中經』卷上、「第十八神仙」(四世紀後半—五世紀中頃)、

兆身與天地等也。天地萬物不可犯觸也。天地之神則知之矣。而人身體四支、亦不可傷也。有痛癢者、神亦知之。由是言之、昭然明矣。天不可欺、地不可負。修身慎行、勿令懈怠也。

(四部叢刊初編本『雲笈七籤』卷一八所收『老子中經』、一三七頁)

天生萬物、骨以柱之、髓以膏之、筋以纏之、皮以裹之。頭負法天、足方法地、腹溫緩法春夏、背剛冷法秋冬。四體法四時、鼻口出入氣法山澤谷風、目法日月開閉法晝夜、鹿骨法山陵、大節十二法十二月、小節三百六十法一歲三百六十日、成就一身。王道如此。餘骨爲齒、餘肉爲舌、餘筋爲爪、餘血爲髮、餘皮爲耳。

(P.3732' 一一四—一三二行)

『春秋繁露』卷一三、「人副天數第五十六」(一說、前漢·董仲舒撰)、

天以終歲之數、成人之身。故小節三百六十六、副日數也。大節十二分、副月數也。內有五藏、副五行數也。外有四肢、副四時數也。乍視乍瞑、副晝夜也。乍剛乍柔、副冬夏也。乍哀乍樂、副陰陽也。心有計慮、副度數也。行有倫理、副天地也。

(四部叢刊初編本『春秋繁露』、七一頁)

太一之元、虛無之根。出入無孔、往來無間。泥洹君、開虛無門、統御一身。

(P.3732' 一六八—一七〇行)

『淨度三昧經』卷一(疑經。京都大學所藏本)、

放逸入三塗、百罪從心生。心爲泥洹君、道在身中。自心致之、不從他人求、何有難于。

〔中国撰述經典（其之二）〕三六頁。翻刻文右傍の「」は、翻刻者による写本の誤字訂正

聞佛說五戒、神寶、甘露法門、已得四淨法、曉解本淨。一者眼淨、二者耳淨、三者口淨、四者身淨。

(P.3732' 1109—1111行)

『成具光明定意經』(後漢・支曜訳)、

善明時則得四淨法。一爲眼淨、二爲身淨、三爲口淨、四爲意淨。

(大正、四五三頁下)

色、痛、養、生死、識、是爲五陰。

(P.3732' 1117行)

『增一阿含經』卷一七(東晉・瞿曇僧伽提婆訳)、

所謂五盛陰是。云何爲五。所謂色、痛、想、行、識陰、是謂名爲擔。

(大正二、六三二頁下)

『大明度經』卷四(吳・支謙訳)、

佛言。諸法甚深。色、痛、痒^{※1}、思想、生死、識、甚深。何等爲五陰甚深。如本無爾故甚深。

※1 「痒」、宋・元・宮は「癢」とする。

(大正八、四九六頁上)

眼視色爲一情、耳聽聲爲二情、鼻聞臭香爲三情、口知味爲四情、身受細滑爲五情、心常多念爲六情。

(P.3732' 1117—1119行)

『增一阿含經』卷三五(東晉・瞿曇僧伽提婆訳)、

耳聞聲、鼻嗅香、舌嘗味、身更細滑、意知法。

(大正二、七四三頁中)

『太子瑞心本起經』卷二(吳·支曜訳)、

皆習五欲。眼貪色、耳貪聲、鼻貪香、舌貪味、身貪細滑。

(大正三、四七八頁中)

『中阿含經』卷四二(東晉·瞿曇僧伽提婆訳)、

六更樂處當知內者、此何因説。謂眼更樂爲見色、耳更樂爲聞聲、鼻更樂爲嗅香、舌更樂爲嘗味、身更樂爲覺觸、意更樂爲知法。

(大正一、六九二頁下)

但坐所起意、著外六事、色、聲、香、味、細滑、邪念、汚內六情。

(P.3732 一一一—一二二行)

『陰持入經註』卷一(吳·陳慧訳)、

眼、耳、鼻、舌、身、心、斯六體。色、聲、香、味、細滑、邪念、所由入矣。

(大正三三、九頁下)

『安般守意經』卷一、序(後漢·安世高訳、吳·康僧会序)、

夫安般者、諸佛之大乘、以濟衆生之漂流也。其事有六、以治六情。情有內外。眼、耳、鼻、舌、身、心、謂之內矣。色、聲、香、味、細滑、邪念、謂之外也。

(大正一五、一六三頁上)

作天行得生天、作人行得生人、作奴婢畜生行生奴婢畜生、作餓鬼行則爲餓鬼、作地獄行則墮地獄。

(P.3732 一一三—一二五行)

『超日明三昧經』卷二(東晉·聶承遠訳)、

大英又問。何謂無所從來、無所從去因緣合成。佛言。作人行者則得為人、作天行者則得爲天、作地獄行則入地獄、作畜生行則受畜生、作餓鬼行則爲餓鬼。無五行則無五道、無五道則無出入。名曰人本。

(大正一五、五四三頁上)

『弟子死復生經』卷一(劉宋・沮渠京声訳)、

入生死度生死、入地獄說經戒、止惡爲善。入餓鬼爲說布施、入畜生爲說姪泆亡人身。上天生爲教諸天、人中爲作法惡爲善。人作地獄行則有地獄想、人作畜生行則有畜生想、人作天行則有天想、人作餓鬼行則有餓鬼想、人作人行則有人想。

(大正一七、八七〇頁上)

京都大学所蔵本『浄度三昧經』卷一(疑經。京都大学所蔵本)、

諸天人民、作天行則得天身、作人行則得人身。龍鬼神平生爲人時、合毒瞋恚、好著巾角叉樹。是爲龍行、死則爲龍。作鬼神行則墮鬼神中。作畜生行墮畜生中。作奴婢行墮奴婢中。作餓鬼行墮餓鬼中。作地獄行則墮地獄。

〔中国撰述經典(其之二)〕三三頁。翻刻文右傍の()は、文意が取れない箇所を翻刻者が推測したもの)

佛言。持五戒爲人行。行十善得生天。負責不償、借貸不歸、抵突無道、作畜生奴婢。

(P.3732' 一一七—一二八行)

『菩薩本行經』卷三(失訳)、

負債不償、借貸不歸、抵突無信、僞慢自大、謗毀三寶、死墮畜生。

(大正三、一一三行中)

『五苦章句』(東晋・竺曇無蘭訳)、

坐犯不與取 借貸無還心
受寄而拒抵 持頭觸突人
展轉畜生中 其苦難縷陳

(大正一七、五四八頁上)

『淨度三昧經』卷一（疑經。京都大学所蔵本）、

員責不償、借貸不歸、持頭極觸人、後爲畜生。

『中国撰述経典（其之二）』三三三頁。翻刻文右傍の（ ）は、文意が取れない箇所を翻刻者が推測したもの。

某宿命從無數劫以來至于今日、在五道中、愚癡、瞋恚、嫉妬。不知佛時、不知法時、不知比丘僧時、不知作惡得罪、不知作善得福、不知有聖道（…後略…）

（P.3732 一七四—一七七行）

『舍利弗悔過經』（西晋・竺法護訳）

當悔過言。某等宿命從無數劫以來、所犯過惡、至今世所犯姪姪、所犯瞋怒、所犯愚癡。不知佛時、不知法時、不知比丘僧時、不知善惡時。

（大正二四、一〇九〇頁上）

『文珠悔過經』（後漢・安世高訳）

衆祐凡人噫其功勳、不能自覺輕智慢聖。自歎其身、求他長短、既身自犯。又勸他人、其順行者教令越法。不知佛時、不知法時、不知僧時、不知善惡時。

（大正一四、四四二下）

某宿命從無數劫以來至于今日、在五道中、愚癡、瞋恚、嫉妬。不知佛時、不知法時、不知比丘僧時、不知作惡得罪、不知作善得福、不知有聖道、起惡意向佛、破塔寺壞佛像、盜三尊物（…後略…）

（P.3732 一七四—一七八行）

『淨度三昧經』卷三（疑經。七寺本）、

五不請罪者、惡意向佛、破塔壞佛像、盜三尊財物、鬪亂比丘僧、證入師父罪。

『中国撰述経典（其之二）』一〇三頁

『大薩遮尼乾子所説經』卷四（北魏・菩提留支訳）、

有五種罪、名爲根本。何等爲五。一者、破壞塔寺、焚燒經像、或取佛物、法物、僧物。

(大正九、三三六頁中)

十方現在佛、比丘僧、受某懺悔。於三尊前、首過**五不請罪**。諸天龍鬼神、皆證知。

(P.3732 一八四—一八五行)

『淨度三昧經』卷三(疑經。七寺本)、

五不請罪者、惡意向佛、破塔壞佛像、盜三尊財物、鬪亂比丘僧、證入師父罪。

(『中国撰述經典(其之二)』一〇三頁)

『決罪福經』卷二(疑經)、

佛言。彼過非新則觀其故。若繫閉囹圄法應死者。人事不通道窮首死。若病醫藥不救。與心立福德力、流行天下赦書爾乃得脫者。當知是人先世犯**五不請罪**。雖地獄刑竟得生爲人。微罪所追故致艱難。大功德生乃得解脫。則知是宿罪。

(大正八五、一三三二頁上)

身自妄言、兩舌、惡口、罵詈、呪咀、**證人入罪**見人、爾助其喜。

(P.3732 三〇七—三〇八行)

『阿含正行經』(後漢・安世高訳)、

無得陰構作惡、無得諍訟。見金銀當如視土、無得妄證人入罪法。無得傳人惡言。轉相鬪語言、無得中傷人意。

(大正二、八八四頁上)

『忠心經』(東晉・竺曇無蘭訳)

無得陰謀作惡、無得諍訟。見金銀當如見土、無得妄證人入罪法。語言無得妄中傷人意。

(大正一七、五五一頁中)

『諫王經』(劉宋・沮渠京声訳)

王熟思之、無念姪姝。無受佞言證人入罪、當受忠諫治以節度、當畏地獄酷治之痛、諸含血之蟲皆貪生活不當殺之。

『沙彌十戒法并威儀』(失記)

沙彌之戒、盡形壽誠信爲本。不得兩舌、惡罵、妄言、綺語。前譽後毀、證人入罪。

(大正一四、七八六頁下)

(大正二四、九二六頁下)

衆生之類、**破壞成功**射獵、羅網捕魚、籠繫飛鳥、採巢破卵。

(P:3732' 三三三行—三三五行)

『梵網經』卷二(後秦·鳩摩羅什記)、

若佛子、不得畜刀仗弓箭、販賣輕秤小斗、因官形勢取人財物、害心繫縛**破壞成功**、長養猫狸猪狗。

(大正二四、一〇〇七頁中)

『大般涅槃經』卷一一(北涼·曇無讖記)、

不作販賣、輕秤小斗、欺誑於人、因他形勢取人財物、害心繫縛**破壞成功**、然明而臥、田宅種植、家業坐肆(…後略…)

(大正一一、四三二頁下)

受戒已後、當如佛弟子法。當**改心易行**。棄惡守善、盡畢形壽。

(P:3732' 三四五—三四六行)

『般泥洹經』卷二(失記)、

自念當與老病死競、**改心易行**、除姪怒癡、思無爲道。

(大正一、一八六頁上)

『出曜經』卷二五(姚秦·竺佉念記)、

鬼王聞之內懷慚愧、**改心易行**、思脩善本。

(大正四、七四七頁中)

『海龍王經』卷四(西晉·竺法護記)、

墮金翅鳥、自首悔過。改心易行、發大道意。

(大正一五、一五二頁上)

受戒已後、當如佛弟子法。當改心易行。棄惡守善、盡畢形壽。

(P.3732' 三四五—三四六行)

『淨度三昧經』卷二(疑經。七寺本)、

士女持齋戒、常令究竟、盡畢形壽。

(『中国撰述經典(其之二)』五八頁)

佛言。人不持五戒者、如天地之無根、嬰兒無母、魚脫于淵。

(P.3732' 三八五—三八六行)

『四願經』後序(吳・支謙訳。なお、後序を有するのは宋・元・明のみ)、

諸爲道者、當信經戒守善以死。不犯惡生、道不可失、德不可離。遠道失德、如兒生無母、魚脫於淵。

(大正一七、五三七頁中)

佛言。人不持五戒者、如天地之無根、嬰兒無母、魚脫于淵。如樹無根。如斷花著日中、能有幾時鮮。

(P.3732' 三八五—三八七行)

『尸迦羅越六方礼經』(後漢・安世高訳)、

賢者不精進 譬如樹無根

根斷枝葉落 何時當復連

採華著日中 能有幾時鮮

(大正一、二五一頁下)

各各聞經、**心開結解**。

(P3732 四〇〇行)

『六度集經』卷七（吳・康僧会訳）、

胞鬪聞之、**心開結解**。其喜無量。

(大正三、四三頁上)

佛言。優婆塞持佛二戒。不得盜。不得偷。不得貪利他人財物。不得迫恐人取錢財。不得力勢恐人取錢財。不得**因官迫怯取錢物**。

(P3732 四二八—四三〇行)

『梵網經』卷二（後秦・鳩摩羅什訳）、

若佛子。不得畜刀仗弓箭、販賣輕秤小斗、**因官形勢取人財物**、害心繫縛破壞成功、長養猫狸猪狗。

(大正二四、一〇〇七頁中)

『善惡因果經』（疑經）、

爲人**因官形勢貪取民物者**、死墮肉山地獄中。

(大正八五、一三八二頁中)

佛言。優婆塞持佛四戒、盡形壽。**不得兩舌。不得妄言人人罪法中。見者言見、不見者言不見。心亦當至誠語。不得中傷人。意欲語、安心擇語徐語。語時、不得瞋怒。**

(P3732 四六三—四六六行)

『惟教三昧經』卷下（疑經）、

沙門不得妄語。不得妄言證人入罪。見者言見、不見者言不見。心亦當至誠語。亦當至成。不得中傷人。意語言、當安心擇語徐語。語時、不得瞋怒、不得念忘語、不得思忘語。

(BD.8869 一五一—一八行。「INTERNATIONAL DUNHUANG PROJECT」(http://idp.bl.uk/database/oo_scroll_h.a4d?uid=17112727;recnum=146333;index=

31019年12月4日アクセス最終確認) 掲載の画像より)

鬼神名籍署爲清信士、清信女、名入黃歷簿。守戒爲善、名繫天曹。爲惡者名入四冥室。

(P.3732 五一〇—五一二行)

『妙法蓮華經馬明菩薩品第三十』(疑經)、

其行善者、入天曹。行惡業者、名人四冥室。

(大正八五、一四二八頁中)

七日夜半、諸神、竈君、左右契、皆還上天、具奏帝釋。

(P.3732 五一一—五一一三行)

『淨度三昧經』卷二(疑經。七寺本)、

八王日者、當先前一日、男女異處守持十法。齋竟後一日夜半、所以爾者、諸天諦釋、四鎮、輔臣、司命、使者、當下思竈君。^(同) 人左右肩^(有)上、左右勢^(勢)。左神男、右神女。男神疏善、女神記惡。先前一日夜半、盡告^(共上天)天上。校定罪福、各自求功諍了、罪福毛分不錯。諸天亦自有歲盡、簿書貪明。^(分) 竈君左右契重。復持九齋所記、校四王所結、知爲同不。

(『中国撰述經典(其之二)』四六一—四七頁。翻刻文右傍の「」は、翻刻者による写本の誤字訂正)

精進如師教者、釋與鎮臣三十二人、參議即勅司命增年益壽、差天善神。

(P.3732 五一一—五一一五行)

『妙法蓮華經馬明菩薩品第三十』(疑經)、

第二天名忉利天。名釋提桓因。其四鎮大臣者、四天王是也。三十天者。釋有三十二臣。通釋之身故、有三十三天。

(大正八五、一四二八頁下)

『浄度三昧経』卷二(疑経。S.4546)

佛告王。八王日者、諸天帝釋、參佐填^釋臣三十二人、四填^釋大王、伺命、伺錄、五羅大王、八王使者、盡出四布覆行。

〔中国撰述経典(其之二)〕四二頁。翻刻文右傍の()は、文意が取れない箇所を翻刻者が推測したもの

九齋者、應九神所止、處除九惱、滅九思、愈九病。

(P.3732 五一八—五一九行)

『浄度三昧経』卷二(疑経。七寺本)

佛授人戒、欲度脱。居家修道、當持五戒行。歲三齋除三毒、月六齋制六賊、九齋除九惱、滅九思、愈九病、^開開絶十二惡道、開十二門、令至泥洹。

〔中国撰述経典(其之二)〕五八頁。翻刻文右傍の【】は、行外に記された誤字訂正。「閉」の異体字か

歲三齋者、滅三界想、制三流殃、斷苦習入盡道。

(P.3732 五二〇—五二一行)

『超日明三昧経』卷二(東晋・聶承遠訳)、

無去來今三世之限、於三塗等、無三界想、無泥洹念、無道無俗、不附不捨、是者乃謂博聞多知。

(大正一五、五四二頁下)

佛言。四時交代、陰陽易位。歲終三覆八校、一月六奏。三界皓皓、五處錄籍衆生行異。五官典領、校定罪福。

(引文⑩ 唐・道世『法苑珠林』卷八八。大正五三、九三二頁下)

『浄度三昧経』卷一(疑経。京都大学所蔵本)、

神明聽察、疏記罪福、不^開尊卑。一月六奏、一歲四覆。

〔中国撰述經典（其之二）〕四〇頁。翻刻文右傍の□は写本の欠損箇所であり、その右傍の「」内は翻刻者が推測した字

佛言。持五戒大難。懃守護心意、令不犯道禁。不可前却、**如稱乍低乍仰。**

(S.2051、九一一九二行)

『道行般若經』卷五（後漢・支婁迦讖訳）、

若復有菩薩、有時欲聞般若波羅蜜、或不欲聞。其心亂數數轉、**如稱乍低乍仰。**

（大正八、四五二頁中—下）

『大明度經』卷四（吳・支謙訳）、

若有欲樂聞時、用是亂故、其心數轉、**如稱乍低乍仰。**

（大正八、四九二頁下）

佛告提謂。我現身般泥洹滅度後、**世名五亂。一者王道亂、二者人民亂、三者寄進亂、四者九十六種道與佛道奄弊亂、五者正法亂。**

(S.2051、一〇一一—一〇四行)

『決罪福經』卷上（疑經）、

慧法菩薩、白佛言。世尊佛泥洹後、當五亂世。一者人民亂。二者王道亂。三者鬼神亂。四者人心憂怖亂。五者道法亂。

（大正八五、一三二八頁下）

佛言。爲閉絕十惡道。一者地獄道、二者畜生道、三者餓鬼道、四者鬼神道、五者奴婢道、六者毒獸道、七者飛鳥道、八者蚊盲蠅蛾蟲蟻道、九者「虫+蚤」「虫+風」道、十者猪狗道。復有二種苦。一者龍中苦、二者阿須倫中苦。是爲**十二惡道**、用之則度。

(S.2051、一一八—一二三行)

『淨度三昧經』卷二（疑經。七寺本）、

佛授人戒、欲度脫。居家修道、當持五戒行。歲三齋除三毒、月六齋制六賊、九齋除九惱、滅九思、愈九病、開絕**十二惡道**、開十二門、令

至泥洹。

〔中国撰述經典（其之二）〕五八頁。翻刻文右傍の「閉」は、写本行外に記された誤字訂正。「閉」の異体字か）

人喜脫人衣冠、持頭觥突人、及罵訶沙門形、笑禿人、後便白禿。

〔S.2051' 一四三—一四四行〕

『浄度三昧経』卷一（疑経。京都大学所蔵本）、

第三十原都王、主治鐵輪獄。燒輪正赤、自然出人頭上。但坐騎度父母、師友、君王、^{〔長〕}夫主及所尊、持頭極觸人、持沙門頭形、^{〔長〕}咲蹇吃禿人、蹈師友父影、火燒人頭、故致此殃。

〔中国撰述經典（其之二）〕三九—四〇頁。翻刻文右傍の（一）は文意が取れない箇所を翻刻者が推測したものであり、「一」は翻刻者による写本の誤字訂正）

種莫命得甚命、種短命得短命。種好得好、種醜得醜。種富得富。種貧得貧。種苦得苦、種樂得樂。種福得福、種罪得罪。作五道行則生五道、不作五道行則無五道報。作是則得是報、不作是則無是報。罪福自追、如影隨形。罪福錄人、毛分不差。然人以知、罪福有報。猶如人種五穀。種麥得麥、種麻得麻。

〔S.2051' 一〇九—一一四頁〕

『浄度三昧経』卷二（疑経。七寺本）、

至其德熟、自受其福。殃福自追、如形影逐人。都無與者。作是得是、自作自得。不作是即無對。亦無所得。一切皆由因緣生。咳兒無過、而有病者、死六者。^{〔長〕}當知、是人宿命故世魚獵、探撈、破印、^{〔卵〕}殺生衆多。故得短命、過生而去。一切罪福、命之長短、苦樂憂喜、皆由種生獲其類報。種福得福、種罪得罪、種長命得長命、種短命得短命、種好得好、種醜得醜。如人種麥得麥、種粟得粟、種麻得麻。隨其本種生其類報。

〔中国撰述經典（其之二）〕五三頁。翻刻文右傍の（一）は文意が取れない箇所を翻刻者が推測したものであり、「一」は翻刻者による写本の誤字訂正）

『兜調經』(失記)、

人於世間作善惡、譬如種穀得穀。種麥得麥、種稻得稻、作善得善、作惡得惡。

(大正一、八八八頁中)

『大般涅槃經』卷一九(北涼・曇無讖訳)、

又復地者名命、獄者名長、以殺生故、得壽命長。故名地獄。大王。是故當知、實無地獄。大王。如種麥得麥、種稻得稻。殺地獄者、還得地獄。殺害於人、應還得人。

(大正一二、四七六頁上)

『正法念處經』卷七〇(元魏・瞿曇般若流支)、

一切衆生以業藏故、由業故、行業故流轉。如其所作善不善業、得如是果。若作善業、生人天中。若不善業、墮於地獄、餓鬼、畜生。以業因緣、得相似果。如種種子。譬如種穀得穀、種麥得麥、稗子生稗。如以種子種於薄地、收果減少。若以種子種之良田、多收果實。如種赤稻、不生餘物。種豆得豆、種甘蔗者則得甘蔗。

(大正一七、四一五頁上)

『小道地經』(後漢・支曜訳)、

道人求向道、要當知、過去念事以過去、莫復念。何以故。復知爲種故。譬如種穀。種稻便念當收稻。種豆便念當收豆。何以故。爲生故。念亦如是。以種念便生。一切聚在十方、待殃禍當受要、不得脫苦。墮殺便種殺。栽盜爲種盜。栽姪爲種姪。栽兩舌爲種兩舌。栽惡口爲種惡口。栽妄言爲種妄言。栽綺語爲種綺語。栽嫉爲種嫉。栽瞋恚爲種瞋恚。栽疑爲種疑。栽念爲種。是故數數爲念、復增念。難得離苦。

(大正一五、二三七頁上)

『分別善惡所起經』(疑經)、

佛言。人求壽得壽、不求壽不得壽。求病得病、不求病不得病。求端正好色、得端正好色。求醜惡色、得醜惡色。求媚得媚、不求媚不得媚。曉道得明經曉道。求愚癡得愚癡。人作善得善。若干福得上天、若爲人得尊貴、亦得端正。若人作惡、得惡若干罪、或入太山地獄中、或墮餓鬼中、或墮畜生中。設得作人、當作下賤貧窮、無所識知、亦復醜惡色。如人種苦得苦實。種甜得甜實。長實譬如種五穀。種稻得稻、種豆得豆。如人作善得善、作惡得惡矣。

(大正一七、五一九頁中—下)

佛以爪取地少土、語長者曰。地土多耶、我所取爪上土多也。長者白佛言。地土甚多。奈何比爪上土。佛言。後世間人、作我弟子者、如闍浮利地土。持戒得度者、如我爪上土。

(S. 2051、1151—1155行)

『純真陀羅所問如來三昧經』卷三(後漢·支婁迦讖譯)、

佛謂。魔莫復啼哭、亦勿致愁。今若伴者亦甚衆多。其有不聞是法者悉是其伴、信樂者少耳。佛以取土著爪甲上。其有信向是法。其數若爪上之土。其有不信者之數、譬若地之土。如地土之數。不信者悉若之侶也。用是故且自歡喜。

(大正一五、三六七頁上)

『雜阿含經』卷一六(劉宋·求那跋陀羅譯)、

爾時世尊、以爪甲擊土已、告諸比丘。於意云何。我爪甲上土爲多、此大地土多。諸比丘白佛言。世尊甲上土甚少耳。此大地土甚多無量、乃至算數譬類不可爲比。佛告比丘。如甲上土者、若諸衆生、形可見者、亦復如是。其形微細、不可見者如大地土。

(大正二、一一四頁上)

『雜阿含經』卷一(失記)、

佛便以爪甲頭取土已取、便告比丘。比丘。知是云何。何等爲多。爪頭土何如地土多。比丘可便報。佛爪甲上土少、不可比地土。無有比、亦非百倍、亦非千倍、亦非萬倍、亦非億倍、亦無有數、亦無有數喻亦無聚、亦不可說譬喻。是地土甚多。佛便告比丘。如是人所不知智黠眼行如地土。如是人所爲智黠眼行如爪上土。

(大正二、四九八頁上)

佛言。人持一戒完具者有五福。五戒完具者有二十五福。失一戒有五惡、五善神去之。犯五戒得二十五惡、二十五善神去之。諸天善神愁憂不樂、司命減壽。諸惡鬼神屯守門戶、因衰病之。更相注續、更臥更起。遂行卜問解奏鬼神、鬼神遂深入、死亡不絕。世俗凡人、不解法者、謂呼事佛已、反更衰喪。

(S. 2051、1159—1165行)

新受戒者、一天遣二十五神來下、監察覆視、知爲至誠、諛諂耶。上至六天、凡有百五十天神護之。

(P.3732 五〇七一—五〇九行)

『旧雜譬喻經』卷一(吳・康僧会訳)、

善男子。護身口心、十善具者、戒有五神。五戒有二十五神。現世衛護令無枉橫、後世自致無爲大道。賈人聞法、重喜無量。後還本國、國中都無佛法、便欲宣化恐無受者、以所受法教化父母兄弟妻子及諸中外、皆便奉法。去賈人土千里有國、民多豐樂寶物饒好。二國否塞絕不復通百餘年中、所以故有闕又居其道中。得人便瞰前後無數、是故斷絕無往來者。賈人自念。吾奉佛戒、如經所道、及有二十五神、見助不疑。聽彼鬼唯一人耳。吾往伏之必獲也。

(大正四、五一〇頁中)

『弁意長者子經』(北魏・法場訳)

若當所生處 天人常奉侍

若其壽終後 二十五神迎

五福自然來 光影甚煒燁

(大正一四、八三七頁下)

『四天王經』(疑經)、

釋勅伺命、增壽益算、遣諸善神、營護其身。隨戒多少。若持一戒、令五神護之。五戒具者、令二十五神營衛門戶、殃疫、衆邪、陰謀消滅。

(大正一五、一一八頁中)

『淨度三昧經』卷二(疑經。七寺本)、

持一戒完者、天令五福護之。持五戒具者、令二十五神榮掾門戶。上至六天、凡有百五十神、幡代擁護、不令衰耗。諸天歡喜、皆言。善

哉。當共護之。如是持戒完具者、十方現在諸佛皆稱嘆。是善男子善女人、臨壽終時、佛皆分身往迎之。不使隨惡道。若戒羸者、當益作福

德、布施、持戒、忍辱、精進、一心、智惠。燃燈、燒香、散花、禮拜。益持齋戒、亦復得度。戒不完者、諸天善神稍遠離之。犯一戒者、

二十五神去之。犯五戒者、百五十神盡棄離遠之。惡鬼稍燒近、因衰病之、耗亂其家。

〔中国撰述經典（其之二）〕五三一—五四頁。翻刻文右傍の（ ）は翻刻者による写本の誤字訂正、（ ）は文意が取れない箇所を翻刻者が推測したもの。

『慢法經』（西晋・法炬訳）、

若其有經、趣掛著壁、或擲床席之上、或著故衣被弊筐器中、或以妻子小兒不淨手弄之、烟熏屋漏、不復瞻視、亦不燒香、燃燈向之作禮、與外經書無異。善神離之、惡鬼得其便、隨逐不置、因衰病之。適得疾病、恐怖猶豫自念言。我初事佛、云何故復疾病也。不能自信、呼使至醫師。醫師卜問解除、鎮厭無益、遂使禱賽邪神、衆過遂增。妖魅惡鬼屯守其門、遂便喪衰死亡、不離門戶。財產衰耗、家室病疾、更相注續、不離床席。命終罪辜、墮涅槃中。當被考治譴罰、無有歲數。

（大正一七、五四三頁上）

守財物至老者、皆是故世宿命。不盜取他人財物所致。亡無多少、令人憂惱、少亡遺不如保在。

（S.2051、二八二—二八四行）

『漸備一切智德經』卷一（西晋・竺法護訳）、

何謂爲二。乏少財業、怨賊劫取。亡無多少、令人憂惱。

（大正一〇、四六六頁下）

佛言。人於世間慈心不殺生。從不殺生得五福。何等爲五福。一者得長壽。二者世世得安隱。三者世世不爲兵刃、虎狼、毒蟲之所傷害。四者死得上天。天上壽、無極福。五者從天上來下生世間、即得長壽。今現有百歲無病者、皆故世宿命。不殺所致。樂死不如苦生。如是分明。慎莫犯殺也。

佛言。人於世間不盜取他人財物、道不拾遺、心不貪利、從是得五福。何等爲五福。一者財物日增。二者不亡遺。三者無所畏。四者得生天。天上多珍寶。五者從天上來下生世間、常保守其財物、縣官盜賊不得侵取。今現有保守財物至老者、皆是故世宿命。不盜取他人財物所致。亡無多少、令人憂惱、少亡遺不如保在。如是分明。慎莫盜取他人財物也。

佛言。人於世間不犯他人婦女、心不念姪、從是得五福。何等爲五福。一者不亡錢財。二者不畏縣官。三者不畏人。四者得上生天、天上玉女作婦。五者從天上來下生世間、得端正好婦。今世現有若干婦皆端正好、皆由故世宿命。不犯他人婦女所致、現在分明。慎莫犯他人婦女也。

佛言。人於世間不兩舌、讒人、不惡口、不妄言、不綺語、從是得五福。何等爲五。一者語言見信。二者爲人所愛敬。三者口氣香好。四者死得生天、爲諸天所敬。五者從天上來下生世間爲人、好口齒、他人不敢持惡口汚之。今現有從生至老不破口語者、皆是故世宿命。護口善言所致、如是分明。亦可慎口。

佛言。人於世間不飲酒醉。從不醉得五福。何等爲五福。一者傳言上事、進見長吏語言不誤、士官如意。二者家事脩理、常有餘財。三者賈借求利疾得、常爲人所愛敬。四者死得上天、爲諸天所尊敬。五者從天上來下生世間爲人、淨潔自喜、黠慧曉事。人不飲酒得若干善。今現有曉事人自喜、皆從故世宿命。不飲酒所致、如是分明。亦可慎酒。

(S.2051、1170—1186行)

『分別善惡所起經』(疑經)、

佛告諸弟子。皆聽。我爲汝陳說善惡之禍福。諸弟子皆長跪叉手言。諾。受教。

佛言。人於世間慈心不殺生、從不殺得五福。何等五。一者壽命增長。二者身安隱。三者不爲兵刃、虎狼、毒蟲所傷害。四者得生天上壽、無極。五者從天上來下生世間、則長壽。今見有百歲者、皆故世宿命。不殺所致。樂死不如苦生。如是分明。慎莫犯殺。

佛言。人於世間不取他人財物、道中不拾遺、心不貪利、從是得五善。何等五。一者財物日增。二者不亡遺。三者無所畏。四者得生天上、多珍寶。五者從天上來下生世間、保守其財產、縣官、盜賊不敢侵犯其財。今現有保財至老者、皆故世宿命。不敢取他人財物所致也。亡無多少、令人憂惱。亡遺不如保在。如是分明。慎莫取他人財物。

佛言。人於世間不犯他人婦女、不念邪僻、從是得五善。何等五。一者不亡費。二者不畏縣官。三者不畏人。四者得上天、天上玉女作婦。五者從天上來下生世間、多端正婦。今尊者見有若干婦端正好色、皆故世宿命。不犯他人婦女所致也。見在分明。慎莫犯他人婦女。

佛言。人於世間不兩舌讒人、不惡口、罵人、不妄言、綺語、從是得五善。何等五。一者語言皆信。二者爲人所愛。三者口氣香好。四者

得上天、爲諸天所敬。五者從天上來下生世間爲人、好口齒、他人不敢以惡語污之。今見有從生至老不被口謗者、皆故世宿命。護口善言所致也。如是分明。慎莫妄讒人。

佛言。人於世間不飲酒醉。從不醉得五善。何等五。一者傳言上事、進見長吏、語言不謬誤、亦仕宦如意。二者家事修治、常有餘財。三者假借求利疾得、亦爲人所敬愛。四者得上天、亦爲諸天所尊重。五者從天上來下生世間、潔白自喜、點慧曉事。皆從故世宿命。不飲酒所致。慎莫飲酒。

(大正一七、五一七上—中)

佛言。人於世間喜殺生、無慈心、從是得五惡。何等爲五。一者壽命短。二者多驚怖。三者多怨仇。四者死後魂魄當入太山地獄中。毒痛考治、燒炙脯煮、斫刺肌肉、屠剝破骨、求生不得、求死不得。殺生罪、大久久乃出。五者從地獄中來出生爲人、常當短命。又從胎傷而死或墮地而死、或數十日死、或數百日死、或一年死、或數年死。今、現有短命人、若刑殘斲創身體不具、或跛禿癩、或盲、聾、瘡癩、或霍鼻塞癰、或無手足孔竅不通利、皆由故世宿命。屠殺射獍、羅網捕魚、殘殺所致、如是分明。慎莫犯殺。

佛言。人於世間喜偷盜、劫人強取他人財物、不以道理詐欺取人財物。輕稱、小升、短尺欺人、謂之盜。長尺、大升、重稱侵人、謂之劫。道中拾遺、取非其物、負責不償、借貸不歸、持頭低觸人、詐誣人、因官勢力恐怯人、從是得五惡。何等爲五。一者財物日耗減。二者王法所疾。覺得、當償辜、多得少脫。三者身、未曾安穩、常懷恐怖、亦爲自欺身。四者死後魂神當入太山地獄中。考治無數歲、隨所作受罪。五者從太山地獄中來出生、隨其所負輕重償其宿責。或有作奴婢僮者、或作牛、馬、驢、騾、駱駝、鳥、犬、猪、羊、雞、鴿、雀、諸下賤、禽獸、飛鳥、魚鱉之屬、皆是負責者。故經言、責不腐朽。此之謂也。今世現有下賤畜生之屬、皆從故世宿命。貪利強取他人財物所致、畜生勤苦。如是現在分明。慎莫犯取他人財物。

佛言。人於世間喜姪淫。犯他人婦女、從是得五惡。何等爲五。一者家室不和、夫婦數鬪諍、亡失財物。二者常畏縣官拷治鞭杖、從事王法、所疾身自、當辜拷治鞭榜、多得少脫。三者亦自欺身、常恐畏人。四者死後魂神當入太山地獄。獄中鬼神燒鐵柱、正赤身當抱之。但坐犯他人婦女故、致是極殃。如是數千萬萬歲、受刑乃竟。五者從太山地獄中出生、當爲鷄、鷲、獸。人神無形、所著爲名。今現有鷄鴿當路而姪。不避母子、亦無節度。畜生之屬、皆有厭足、鷄鷲姪淫獨無厭足。皆從故世宿命。犯他人婦女故致是。鷄鷲鴿鴿_※之身、當爲人所食噉。如是勸

苦、不可申說。現在分明。慎莫犯他人婦女。

佛言。人於世間喜兩舌、讒人、惡口、妄言、自貢高、綺語、誹謗聖道、嫉賢妬能、啤〔口十此〕高士。從是得五惡。何等爲五。一者多怨憎。二者爲自欺身、從是人皆不信。三者數逢非禍。四者死後當入太山地獄。獄鬼、從項中拔出其舌、若燒鐵鉤、鉤斷其舌。求生不得。久久數千萬歲、受刑乃竟。五者從地獄中來出生爲人、常當惡口。口齒兔缺、蹇吃、重語、瘡癩、不能言。今、現有是曹人輩、皆從故世宿命。兩舌、讒人、誹謗聖道所致、如是分明。亦可慎口。

佛言。人於世間喜飲酒醉。從是犯三十六失。何等三十六失。一者人飲酒醉、便子不敬父母、臣不敬君、君臣父子無有上下。二者醉便言語常多亂誤。三者醉便兩舌多口語。四者人有陰私伏匿之事、醉便導之。五者醉便哭天扇社、不避忌諱。六者醉便臥道中不能復歸、亡失所持財物。七者醉便坐起不能自端政。八者醉便低仰其頭橫行、或墮溝坑。九者醉便頓赴復起、破傷面目。十者醉便賣買、常當亂誤。十一者醉便多失事、不憂治生。十二者醉便所有財物、日日消散耗滅。十三者醉便不憂念妻子飢寒。十四者醉便惡罵、不避王法。十五者醉便妄入人舍牽人婦女、語言干悞、其過無狀。十六者醉便解衣脫禪袴、裸形而走。十七者醉使人、過其傍、欲與其鬪。十八者醉便踢地嗔呼、驚動四隣。十九者醉便妄殺蟲蠹。二十者醉便打撲舍中什物壞之。二十一者醉便不別知識、親屬、尊卑。二十二者醉便爲兒客奴婢之所輕慢。二十三醉便家室視之、猶如醉囚。語言衝口而出。二十四者醉便臥睡覺時、身體如被病。二十五者醉便吐逆惡露、妻子惡見其狀。二十六者醉便欲前蕩、虎狼無所畏避。二十七者醉便不敬佛、不敬經法、不敬明經賢者、不敬沙門道人。二十八者醉便淫泆、無所畏避。二十九者醉便如狂顛人。人見之皆走。三十者醉便臥時如死人。無所識知。三十一者醉便或得毫面、或得酒痕、瘻黃、熱病。三十二者醉便天龍鬼神皆用酒爲惡。三十三者醉便親厚知識、日遠離之。三十四者醉便倨視長吏、或得鞭榜、或得塔耳。三十五者醉便死後魂魄當入太山地獄中。當於獄中常飲消銅。消銅、入口口燥、入腹腹燥、銅下過去。如是、求生不得、求死不得。如是數千億萬歲、受形乃竟。三十六者從地獄中來出生爲人、常當愚癡無所識知。今現有愚癡無所識知人輩、皆從故世宿命。飲酒醉所致、如是分明。亦可慎酒。酒有三十六失。飲酒醉者、皆犯三十六失。

(S 2051、三〇七—三九五)

『分別善惡所起經』(疑經)、

佛言。人於世間喜殺生、無慈之心、從是得五惡。何等五。一者壽命短。二者多驚怖。三者多仇怨。四者萬分已後、魂魄入太山地獄中。太山地獄中、毒痛考治、燒炙烝煮、斫刺屠剝、押腸破骨、欲生不得。犯殺罪、大久久乃出。五者從獄中來出生爲人、常當短命。或胎傷而死、或墮地而死、或數百日而死、年數十歲而死者。今見有短命人、若形癩瘡、身體不完、跛蹇禿偻、或盲、聾、瘡癩、軌鼻塞壅、或無

手足孔竅不通、皆由故世宿命。屠殺射獵、羅網捕魚、殘殺蚊虻龜鼈蚤虱所致、如是分明。慎莫犯殺。

佛言。人於世間偷盜劫人、強取他人財物、求利不以道理、欺詐取財物。輕秤、小斗、短尺欺人、若以重秤、大斗、長尺侵人。道中拾遺、取非其財。負債借貸不歸、舐觸以行互人、從是得五惡。何等五。一者財物日耗減。二者王法所疾。覺知、當辜、少有脫者。三者若身未嘗安歸、常懷恐怖、亦自欺身。四者死後魂魄入太山地獄中。太山地獄中、考治數千萬毒。隨所作受罪。五者從獄中來出、隨所負輕重償債。或有作奴婢僮者、或作牛、馬、騾、驢、駱駝僮者、或作猪、羊、鵝、鴨、雞、犬僮者、諸禽獸、魚鼈之屬、皆是負債者。經言、債不腐朽。所謂也。今見有下賤畜生之屬、皆由故世宿命。貪利強取人財物所致也。畜生勤苦、如是見在分明。慎莫取他人財物。

佛言。人於世間姪姪犯他人婦女、從是得五惡。何等五。一者家室不和、夫婦數鬪、數亡錢財。二者畏縣官常與捶杖、從事王法、所疾身、當備辜、多死少生。三者自欺身、常恐畏人。四者入太山地獄中。太山地獄中、鐵柱正赤身常抱之。坐犯他人婦女故得是殃。如是數千萬歲、形乃竟。五者從獄中來出生、爲鷄、鳧、鳥、鴨。人魂魄無形、所著爲名。今見有鷄鳧姪姪、不避母子、亦無節度。亦有犬、馬之貞、狗貞於夫、畜生之屬、皆有信足、而鷄鳧姪姪、獨無止足、皆從故世宿命。姪姪犯他人婦女受是鷄鳧身、當爲人所噉食。如是懃苦、不可數說。如是分明。慎莫犯他人婦女。

佛言。人於世間喜兩舌、讒人。喜惡口、妄言、綺語、自貢高。誹謗聖道、嫉賢妬能、啤咎高才、從是得五惡。何等五。一者多怨憎。二者自欺身、亦從是人皆不信。三者數逢非禍。四者入太山地獄中。太山地獄中有鬼、從人項拔其舌、若以燒鐵鉤其舌斷、若以燒鐵稜刺其咽。欲死不得、欲生不得。不能語言。如是數千萬歲。五者從地獄中來出爲人、惡口齒、或免缺、彌筋、蹇吃、重言、或瘡癩、不能言語。今見有是曹人、皆故世宿命。兩舌讒人、誹謗聖道、所致也。如是分明。亦可慎惡口。

佛言。人於世間喜飲酒醉、得三十六失。何等三十六失。一者人飲酒醉、使子不敬父母、臣不敬君、君臣父子無有上下。二者語言多亂誤。三者醉便兩舌多口。四者人有伏匿隱私之事、醉便道之。五者醉便罵天誦社、不避忌諱。六者便臥道中不能復歸、或亡所持什物。七者醉便不能自正。八者醉便低仰橫行、或墮溝坑。九者醉便鬻頓復起、破傷面目。十者所賣買、謬誤妄觸舐。十一者醉便失事、不憂治生。十二者所有財物耗減。十三者醉便不念妻子飢寒。十四者醉便嚙罵、不避王法。十五者醉便解衣脫褲袴、裸形而走。十六者醉便妄入人家中牽人婦女、語言干亂、其過無狀。十七者人過其傍、欲與共鬪。十八者踴地喚呼、驚動四隣。十九者醉便妄殺蟲豸。二十者醉便搗捶舍中什物破碎之。二十一者醉便家室視之、如醉囚。語言衝口而出。二十二者朋黨惡人。二十三者踈遠賢善。二十四者醉臥覺時、身體如疾病。二十五者醉便吐逆如惡露出、妻子自憎其所狀。二十六者醉便意欲前蕩、象狼無所避。二十七者醉便不敬明經賢者、不敬道士、不敬沙門。二十八者醉便姪姪、無所畏避。二十九者醉便如狂人。人見之皆走。三十者醉便如死人、無所復識知。三十一者醉或得疱面、或得酒病、正萎黃熟。

三十二者天龍鬼神、皆以酒爲惡。三十三者親厚知識、日遠之。三十四者醉便蹲踞視長吏、或得鞭撻、合兩目。三十五者萬分之後當入太山地獄、常銷銅入口焦腹中過下去。如是、求生難得、求死難得、千萬歲。三十六者從地獄中來出生爲人、常愚癡無所識知。今、見有愚癡無所識知人、皆從故世宿命。喜嗜酒所致、如是分明。亦可慎酒。酒有三十六失。人、飲酒皆犯三十六失。

(大正一七、五一八上—下)

以上、ここに列挙したものはあくまで訳注の過程で検出したもの（二十五神、飲酒の三十六失等、先行研究で他経との関係が指摘されているものも含む）であり、全ての語句について他経と比較した結果ではないが、ここに挙げた事例からは次の二点の傾向が認められる。

- ① 本経以前に漢訳された真経との一致のほとんどは語句単位である
- ② 特定の疑経と同文が認められる

①の傾向から、本経は現存する特定の真経をベースとして作成されたものではないと思われる。もし本経が特定の現存する真経をベースとして編輯されたのであれば、その経典と一致する事例は突出するはずである。

②について、真経との一致のほとんどが語句単位であるのに対し、特定の疑経とは複数の同文が認められる。特に『分別善悪所起経』・『浄度三昧経』との一致は顕著であり、そこには直接・間接は不明ながらも『提謂波利経』と何らかの影響関係が見て取れる。ただし問題は、『分別善悪所起経』・『浄度三昧経』が疑経であり、明確な撰述年次が不明な点である。つまり、『提謂波利経』と『分別善悪所起経』・『浄度三昧経』は何らかの影響関係にあるが、前後関係が明らかでないため、『提謂波利経』が『分別善悪所起経』・『浄度三昧経』に影響を与えたのか、あるいは『分別善悪所起経』・『浄度三昧経』が『提謂波利経』に影響を与えたのか判断できない。

しかしこれは逆説的に、前後関係さえ明らかにできれば、『分別善悪所起経』・『浄度三昧経』は『提謂波利経』撰述の重要な要素であるか、あるいは、『分別善悪所起経』・『浄度三昧経』は『提謂波利経』の影響を受けたものとして、その受容を考察する資料であるという位置づけが可能となる。この点において、両経の前後関係の考察は非常に重要な意味を有する。

以下、特に比較材料の多い『分別善悪所起経』を対象とし、『提謂波利経』と比較することでその前後関係を検討し、『分別善悪所起経』が『提謂波利経』撰述の重要な要素であるのか、あるいは『提謂波利経』の受容を示すものであるのかを明らかにする。

第二節 『分別善惡所起經』の基礎情報と先行研究

検討に先立ち、まずは『分別善惡所起經』について経録の記述を確認し、『提謂波利經』と『分別善惡所起經』の関係について言及する先行研究を検証する。

第一項 経録にみる『分別善惡所起經』

『分別善惡所起經』一卷は、前半の散文、後半の韻文から成り、現世の善業により善果を得、悪業により悪果を得る次第を説く。諸経録における記述は以下の通りである。

・『出三藏記集』（梁・僧祐、五一〇—五一八年撰述）、卷四「新集續撰失譯雜經録第一」、
分別善惡所起經一卷

（大正五五、二九頁下）

・『衆経目録』（隋・法経、五九四年撰述。『法経録』）、卷三「衆経失譯三」、
分別善惡所起經一卷（一名十善十惡經）

（大正五五、一三一頁下）

・『歴代三宝紀』（隋・費長房、五九七年撰述）、卷四「譯經後漢」、
分別善惡所起經一卷

（…中略…）

右一百七十六部。合一百九十七卷。安息國王太子名清字世高。

（大正四九、五一頁上—五二頁中）

・『衆経目録』（隋・彦琮、六〇二年撰述。『仁寿録』）、卷三「小乘別生抄」、
分別善惡所起經一卷（一名十善十惡經）

(大正五五、一七〇頁上)

・『衆經目錄』(唐・靜泰、六六三—六六五年撰述。『靜泰錄』)、卷三「小乘別生抄」、
分別善惡所起經一卷(一名十善十惡經)

(大正五五二〇四頁下)

・『大唐內典錄』(唐・道宣、六六四年撰述)、卷一「後漢傳譯佛經錄第一」、
分別善惡所起經

(…中略…)

右並後漢桓帝元嘉元年。有安息國太子。名清字世高。

(大正五五、二二一頁下—二三三頁中)

・『大周刊定衆經目錄』(周・明倫、六九五年撰述)、卷九「小乘重譯經目錄之二」、
分別善惡所起經一卷

右後漢代安世高譯。出長房錄。

(大正五五、四二七頁上)

・同錄、卷一二「大乘闕本」、
分別善惡所起經一卷(一名十善惡經)

(大正五五、四四七頁下)

・『開元釈教錄』(唐・智昇、七三〇年撰述)、卷一「總括群經錄上之一」、安世高訳経の項、
分別善惡所起經一卷(見長房錄)

(…中略…)

右九十五部一百一十五卷(方等要慧下五十四部五十九卷見存無量壽經下四十一部五十六卷闕本)。沙門安清字世高。安息國王正后之太子也。(…後略…)

(大正五五、四八〇頁上—四八一頁上)

・同錄、卷一五「小乘經單譯闕本」、

分別善惡所起經一卷 後漢安息三藏安世高譯（拾遺編入）

（大正五五、六一六頁下）

・同録、卷一五「小乘經單譯闕本」、

分別善惡所起經一卷 後漢安息三藏安世高譯

（大正五五、六四一頁下）

・同録、卷二〇「小乘經單譯」、

分別善惡所起經一卷一十五紙

（…中略…）

上二十二經二十四卷同帙。

（大正五五、六九三頁中—下）

經録における初出は、梁の僧祐による『出三藏記集』である。この段階で『分別善惡所起經』（二卷）は失訳とされ、その成立年代も記されていない。続く隋の法経による『衆經目錄』でも同様に失訳とされている。しかし、隋の費長房による『歴代三宝紀』では「譯經後漢」に載せられ、訳者は安世高と判断される。以降、『仁寿録』・『静泰録』は訳者と成立年代を記さないが、『大唐内典録』・『大周刊定衆經目錄』・『開元釈教録』は『歴代三宝紀』を踏襲し、後漢の安世高訳とする。

第二項 先行研究概観

『提謂波利經』と『分別善惡所起經』の関係に言及する先行研究として、一九六八年、牧田諦亮「敦煌本提謂經の研究（上）」—安世高譯分別善惡所起經との類似—と、一九七一年、同氏「敦煌本提謂經の研究（下）」—安世高譯分別善惡所起經との類似—⁴がある。上述の通り、『分別善惡所起經』は『歴代三宝紀』以降後漢・安世高訳とされる。これに対し、牧田は次のように疑問を呈す。

法経らの『衆經目錄』から三年おくれて、開皇十七年（五九七）に費長房によって上進された『歴代三宝紀』卷二、安世高の条にいたって、

この分別善惡所起經は、多くの疑わしい經とともに安世高訳と冠せられたのである。『出三藏記集』卷二では、安世高所訳の經論は三十部四十卷と推定され、しかもその中、四諦經などの四經は、道安は「安世高の撰に似たり」と、ひかえめな注を施しているほどである。『歴代三宝紀』が何にもとづいて、このような安世高訳と伝える經典を数多く録したのであるうか。⁵

これに加え、『分別善惡所起經』中の訳語を安世高訳『安般守意經』・『八正道經』などに見られる訳語と比較し、漢時の旧訳ではないこと⁶、また道教の発想になる「太山地獄」の語が本經に複数箇所見られること⁷などから、本經は中国撰述の疑經であると述べる。その上で、『提謂波利經』と『分別善惡所起經』の両經間で共通する經説として、五戒のうち一戒を守護することに五福が得られ、一戒を犯せば五惡が降りかかるという「五福五惡」を詳説する箇所と、飲酒し酔うことで身に降りかかる三十六の災いを説く「飲酒三十六失」とを指摘する⁸。この両箇所こそ、第一節で検出した『分別善惡所起經』との一致箇所である。この両者の一致について牧田は、

提謂經卷下の後半と、分別善惡所起經の本文との酷似は、この両經の成立が偶然の一致であるとは到底言うことができないことを示している。⁹

と述べ、両經の成立に関するとの見解を示している。ただし、それがいかなる関係であるのかについては検討されず、両經の前後関係については、

この両經についてはいずれがより古いものであるかについては、確証はないが、經の文体からみて、提謂經がより古いものはないかと推察される。¹⁰

しかも後漢安世高訳と伝えられる分別善惡所起經の方が、提謂經を模して、その本文を転用したのではないかとさえ思われる。¹¹と、具体的な根拠は示さず、經典の文体による印象として述べるだけである。

以上、牧田の研究は、『歴代三宝紀』以降「後漢・安世高訳」とされた『分別善惡所起經』の訳者・成立年代の誤りを明らかにし、さらに『提謂波利經』・『分別善惡所起經』間に共通する經文（「五福五惡」・「飲酒三十六失」）を指摘し、兩經の成立に何らかの関係があることを言及するものではあるが、具体的に兩者の前後関係については何ら検討されていない。

第三節 飲酒三十六失の比較検討

本節では『提謂波利經』と『分別善惡所起經』の間で共通する經文を比較対照することで、その前後関係を検討する。

比較の対象箇所としては、「飲酒三十六失」を取り上げる。飲酒三十六失は、飲酒し酔うことで身に降りかかる三十六の災いを一々に説明するものである。なお飲酒三十六失と類似する經説として、龍樹造・鳩摩羅什訳の『大智度論』卷一三には飲酒三十五失が説かれるが、その内容は『提謂波利經』・『分別善惡所起經』とは大きく異なる。『提謂波利經』と『分別善惡所起經』の内容の一致について牧田は、

この飲酒三十六失についても、提謂經と分別善惡所起經とでは、その三十六失の順序や字句に、いささかの異同はあるが、兩者の經説は全く同一であることは、注目しなければならない。¹²

と述べ、兩經に何らかの関係があるという証左とするが、ここでは論を進め、その差異に着目し、兩經の前後関係を明らかにしたい。

『提謂波利經』・『分別善惡所起經』に見られる飲酒三十六失を比較するため、兩經及び兩經に先行して「飲酒三十五失」の内容を記す『大智度論』における各失の内容の対照表を作成した。

<p>【大智度論】卷一三】大正三五、一五八頁中一下</p> <p>如佛語難提迦優婆塞。酒有三十五失。何等三十五。</p> <p>一者、現世^{※1}財物虛竭、何以故。人飲酒醉、心無節限、用費無度故</p> <p>二者、衆病^{※2}之門</p> <p>三者、鬪諍之本</p> <p>四者、裸露無恥</p> <p>五者、醜名惡聲、人所不敬</p> <p>六者、覆沒智慧</p> <p>七者、應所得物而不得、已所得物而散失</p> <p>八者、伏匿之事、盡向人說</p> <p>九者、種種事業、廢不成辦</p> <p>十者、醉爲愁本、何以故。醉中多失、醒已慚愧、憂愁</p> <p>十一者、身力轉少</p> <p>十二者、身色壞</p> <p>十三者、不知敬父</p> <p>十四者、不知敬母</p> <p>※1 麗「現世」、宋・元・明・宮は「現在世」とする。</p> <p>※2 麗「病」、宋・元・明・宮は「疾」とする。</p>		
	<p>【提謂波利經】卷下 (S.2067) 359-395行</p> <p>佛言。人於世間喜飲酒醉。從是犯三十六失。何等三十六失。</p> <p>一者、人飲酒醉、便子不敬父母、臣不敬君、君臣父子無有上下</p> <p>二者、醉便言語常多亂誤</p> <p>三者、醉便兩舌多口語</p> <p>四者、醉人有陰私伏匿之事、醉便導之</p> <p>五者、醉便哭天扇社、不避忌諱</p> <p>六者、醉便臥道中不能復歸、亡失所持財物</p> <p>七者、醉便坐起不能自端政</p> <p>八者、醉便低仰其頭橫行、或墮溝坑</p> <p>九者、醉便項覆起、破傷面目</p> <p>十者、醉便賣買、常當亂誤</p> <p>十一者、醉便失事、不憂治生</p> <p>十二者、醉便所有財物、日日消散耗減</p> <p>十三者、醉便不憂念妻子飢寒</p> <p>十四者、醉便惡罵、不避王法</p>	
<p>【分別善惡所起經】(大正一七、五一八頁中一下)</p> <p>佛言。人於世間喜飲酒醉、得三十六失。何等三十六失。</p> <p>一者、人飲酒醉、使子不敬父母、臣不敬君、君臣、父子無有上下</p> <p>二者、語言^{※1}多亂誤</p> <p>三者、醉便兩舌多口</p> <p>四者、人有伏匿隱^{※2}私之事、醉便道之</p> <p>五者、醉便罵天溺^{※3}社、不避忌諱</p> <p>六者、便臥道中、不能復歸、或亡所持什物</p> <p>七者、醉便不能自正</p> <p>八者、醉便低仰橫行、或墮溝坑</p> <p>九者、醉便壁頓、復起破傷面目</p> <p>十者、所賣買謬誤妄觸舄</p> <p>十一者、醉便失事、不憂治生</p> <p>十二者、所有財物耗減</p> <p>十三者、醉便不念妻子飢寒</p> <p>十四者、醉便嚙^{※4}罵、不避王法</p> <p>※1 麗「語言」、宋・元・明・宮は「言語」とする。</p> <p>※2 麗「隱」、宋・元・明・宮は「陰」とする。</p> <p>※3 麗「溺」、宋・元・明・宮は「尿」とする。</p> <p>※4 麗「嚙」、宋・元・明・宮は「喚」とする。</p>		

<p>【大智度論】卷二二】 十五者、不敬沙門 十六者、不敬婆羅門 十七者、不敬伯叔及尊長。何以故。醉悶^{※3}惚無所別故 十八者、不尊敬佛 十九者、不敬法 二十者、不敬僧 二十一者、朋黨惡人 二十二者、疎遠賢善 二十三者、作破戒人 二十四者、無慚、無愧 二十五者、不守六情 二十六者、縱色^{※4}放逸 二十七者、人所憎惡、不喜見之 二十八者、貴重親屬及諸知識、所共擯棄 二十九者、行不善法</p> <p>※3 麗「悅」、宋・元・明・宮は「恍」とする。 ※4 麗「色」、元・明は「已」とする。</p>		
<p>【提謂波利經】卷下 (S.2051)】 十五者、醉便妄入人舍牽人婦女、語言干悞其過無狀 十六者、醉便解衣脫禪袴、裸形而走 十七者、醉便人、過其傍、欲與其鬪 十八者、醉便踰地嚙呼、驚動四隣 十九者、醉便妄殺蟲豸 二十者、醉便打扑舍中什物壞之 二十者、醉便不別知識、親屬、尊卑 二十二者、醉便爲兒客奴婢之所輕慢 二十三者、醉便入室視之、猶如醉囚。語言衝口而出 二十四者、醉便臥睡覺時、身體如被病 二十五者、醉便吐逆惡露、妻子惡見其狀 二十六者、醉便欲前湯虎狼無所畏避 二十七者、醉便不敬經法、不敬明經賢者、不敬沙門道人 二十八者、醉便姪洩、無所畏避 二十九者、醉便如狂顛人。人見之皆走</p>		
<p>【分別善惡所起經】 十五者、醉便解衣脫禪袴、裸形而走 十六者、醉便妄入人家^{※5}中、牽人婦女、語言干亂、其過無狀 十七者、人過其傍^{※6}、欲與共鬪 十八者、踢地喚呼、驚動四隣 十九者、醉便妄殺蟲豸 二十者、醉便搗捶舍中什物^{※7}破碎之 二十者、醉便不別知識、親屬、尊卑 二十二者、醉便爲兒客奴婢之所輕慢 二十三者、疎遠賢善 二十四者、醉臥覺時、身體如疾病 二十五者、醉便吐逆、如惡露出、妻子自憎其所狀 二十六者、醉便意欲前蕩、象狼無所避 二十七者、醉便不敬明經賢者、不敬道士、不敬沙門 二十八者、醉便姪洩^{※10}、無所畏避 二十九者、醉便如狂人、人見之皆走</p> <p>※5 麗「家」、宋・元・明・宮は「舍」とする。 ※6 麗「傍」、宋・元・明・宮は「旁」とする。 ※7 麗「什物」、宋・元・明・宮は「什物」とする。 ※8 麗「囚」、宮は「因」とする。 ※9 麗「語言」、宋・元・明・宮は「語語言」とする。 ※10 麗「洩」、宋・元・明・宮は「洩」とする。</p>		

<p>【大智度論】</p> <p>三十者、棄捨善法</p> <p>三十一者、明人、智士所不信用、何以故。酒放逸故</p> <p>三十二者、遠離涅槃</p> <p>三十三者、種狂癡因緣</p> <p>三十四者、身壞命終、墮惡道泥梨中</p> <p>三十五者、若得爲人、所生之處、常當狂騷。如是等種種過失、是故不飲</p>	<p>【提謂波利經】卷下 (S 2051)</p> <p>三十者、醉便臥時如死人。無所識知</p> <p>三十一者、醉便或得靨面、或得酒疽、痿黃、熱病</p> <p>三十二者、醉便天龍鬼神皆用酒爲惡</p> <p>三十三者、醉便親厚知識、日遠離之</p> <p>三十四者、醉便踞視長吏、或得鞭撻、或得塔耳</p> <p>三十五者、醉便死後魂魄當入太山地獄中。當於獄中常飲消銅。消銅、入口口焦、入腹腹焦、銅下過去。如是、求生不得、求死不得。如是數千億萬歲、受形乃竟。</p> <p>三十六者、從地獄中來出生爲人、常當愚癡無所識知。今現有愚癡無所識知人輩、皆從故世宿命。飲酒醉所致、如是分明。亦可順酒。酒有三十六失。飲酒醉者、皆犯三十六失</p>	<p>【分別善惡所起經】</p> <p>三十者、醉便如死人、無所復識知</p> <p>三十一者、醉或得疱^{※11}面、或得酒病、正萎黃熟</p> <p>三十二者、天龍鬼神、皆以酒爲惡</p> <p>三十三者、親厚知識日遠之</p> <p>三十四者、醉便踞視長吏、或得鞭撻^{※12}合兩目</p> <p>三十五者、萬分之後、當入太山地獄、常銷^{※13}銅入口焦腹中過下去、如是求生難得、求死難得千萬歲</p> <p>三十六者、從地獄中來出、生爲人常愚癡、無所識知。今現有愚癡、無所識知人、皆從故世宿命喜嗜酒所致。如是分明、亦可慎酒。酒有三十六失、人飲酒皆犯三十六失</p> <p>※11 麗「疱」、宋・元・明・宮は「醜」、宮は「靨」とする。</p> <p>※12 麗「撻」、宋・元・明・宮は「榜」とする。</p> <p>※13 麗「銷」、宋・元・宮は「消」とする。</p>
---	---	--

牧田が指摘した通り、『提謂波利經』と『分別善惡所起經』の三十六失は、多少字句の相違は見られるものの内容・順序ともほぼ同じであり、両經が直接影響関係を持つか、あるいは共通の典拠を有することは間違いない。

しかし、両經間で明確には相違する箇所も見られる。対照表に枠線と太字で示した二箇所である。まず、一つは、第十五失と第十六失である。

『提謂波利經』(S.2051)

十五者、醉便妄入人舍「去+手」人婦女、語言干悞其過無狀。
十六者、醉便解衣脫褲袴、裸形而走。

『分別善惡所起經』

十五者、醉便解衣脫褲袴、裸形而走。
十六者、醉便妄入人家中、牽人婦女、語言干亂、其過無狀。

これは見比べれば分かる通り、『提謂波利經』の第十五失と『分別善惡所起經』の第十六失、『提謂波利經』の第十六失と『分別善惡所起經』の第十五失とが入れ替わっているものであり、順序の問題を除けば両者の内容は同じである。

もう一つは、第二十一失・第二十二失・第二十三失の間に見られる相違である。

『提謂波利經』(S.2051)

二十一者、醉便不別知識、親屬、尊卑。
二十二者、醉便爲兒客奴婢之所輕慢。
二十三者、醉便家室視之、猶如醉囚。語言衝口而出。

『分別善惡所起經』

二十二者、醉便家室視之如醉囚、語言衝口而出。
二十三者、朋黨惡人。
二十四者、踈遠賢善。

『提謂波利經』の第二十三失と『分別善惡所起經』の第二十一失とは同内容であり、先の第十五失・第十六失の事例と同様、順序の相違である。しかし『提謂波利經』の第二十一失・第二十二失にあたる内容は『分別善惡所起經』には見られず、『分別善惡所起經』の第二十二失・第二十三失にあたる内容も『提謂波利經』には見られない。全三十六失を通して両者に内容上大きな相違が見られるのはこの箇所のみである。両經の影響関係を考察するにあたり、この相違箇所注目する。

まず、『分別善悪所起経』の第二十一失・第二十三失と他の失の内容とを見比べると、第二十二失・第二十三失は他の失よりも明らかに簡潔であり、共に四文字で述べられている。また、先の対照表上段に示した『大智度論』の三十五失を見ると、その第二十一失・第二十二失と同文であることが分かる。

『大智度論』卷一三

『分別善悪所起経』

二十一者、朋黨惡人。

二十二者、朋黨惡人。

二十二者、踈遠賢善。

二十三者、踈遠賢善。

他の三十四失は『提謂波利経』と同内容であるのに対し、この第二十二失・第二十三失のみが唯一異なり、反対にその他の三十四失は全く一致しない『大智度論』と、第二十二失・第二十三失のみが唯一共通する。この異質な箇所は何を意味するものであろうか。

想定されるのは、『分別善悪所起経』の第二十二失・第二十三失の欠落である。現行テキスト(麗・宋・元・明・宮)の異質な形式となる以前、いずれかの段階で『分別善悪所起経』の第二十二失・第二十三失は欠落し、本文を欠いた状態であったと考えられる。その欠落を補填するために飲酒三十五失を説く『大智度論』を依用した。その結果、現行『分別善悪所起経』第二十二失・第二十三失に見られる異質な状況が生じたものと推測する。

この説を補強するものとして、大阪府河内長野の金剛寺一切経本『分別善悪所起経』(鎌倉時代書写)、愛知県名古屋の七寺一切経本『分別善悪所起経』(平安時代書写)の当該箇所を翻刻して示す¹³。

【金剛寺本】

驚動四隣。十九者醉便妄煞虫多。廿者醉便

搗捶舍中什物破碎之。廿一者醉便家室視

之如醉囚、語言衝口而出。廿四者醉臥覺時

【七寺本】

驚動四隣。十九者醉便妄煞虫多。廿者醉便

搗捶舍中什物破碎之。廿一者醉便家室視

之如醉囚、語言衝口而出。廿四者醉臥覺時

(行取りは写本に従った)

両写本とも、第二十二失・第二十三失が欠落していることが分かる。

このような『分別善惡所起經』第二十二失・第二十三失の欠落が、いずれの段階で生じたのかを実証することは難しい。『大正蔵』本の校注によれば、高麗版・宋版・元版・明版・宮内庁書陵部本福州版には『大智度論』第二十一失・第二十二失と同文の第二十二失・第二十三失が見られることから、少なくとも宋版作成の時点では欠落していたものと思われる。

以上の考察より、『分別善惡所起經』第二十二失・第二十三失には欠落があったと考えられるが、次にこの点に着目し『分別善惡所起經』と『提謂波利經』の前後関係を考察したい。

【仮定①】『提謂波利經』↓『分別善惡所起經』

まず、『提謂波利經』が先行して成立し、『分別善惡所起經』がその經文を依用して成立したものと仮定する。この場合、『分別善惡所起經』成立の時点には第二十二失・第二十三失の欠文はなく、『提謂波利經』の經文をうけて第二十一失は「醉便不別知識、親屬、尊卑」、第二十二失は「醉便爲兒客奴婢之所輕慢」、第二十三失は「醉便家室視之、猶如醉囚。語言衝口而出」となるはずである。

その上で、『分別善惡所起經』が何らかの要因により第二十二失・第二十三失の文を欠落したならば、第二十一失はそのまま「醉便不別知識、親屬、尊卑」となるはずである。

『提謂波利經』

- 二十者、醉便打扑舍中什物壞之。→ 『分別善惡所起經』(仮定) 二十者、醉便搗捶舍中付物破碎之。
- 二十一人者、醉便不別知識、親屬、尊卑。→ 二十一人者、醉便不別知識、親屬、尊卑。
- 二十二者、醉便爲兒客奴婢之所輕慢。→ 二十二者、醉便爲兒客奴婢之所輕慢。(欠落)
- 二十三者、醉便家室視之、猶如醉囚。語言衝口而出。→ 二十三者、醉便家室視之、猶如醉囚。語言衝口而出。(欠落)
- 二十四者、醉便臥睡覺時、身體如被病。→ 二十四者、醉臥覺時、身體如疾病。

しかし、実際には現行の『分別善惡所起經』第二十一失は、『提謂波利經』が第二十三失に挙げる「醉便家室視之、猶如醉囚。語言衝口而出」となっており、【仮定①】実状にそぐわない。

『提謂波利經』

- 二十者、醉便打扑舍中什物壞之。→ 『分別善惡所起經』(実状) 二十者、醉便搗捶舍中付物破碎之。
- 二十一人者、醉便不別知識、親屬、尊卑。→ 二十一人者、醉便家室視之、猶如醉囚。語言衝口而出。
- 二十二者、醉便爲兒客奴婢之所輕慢。→ 二十二者、朋黨惡人。(『大智度論』卷一三より依用)
- 二十三者、醉便家室視之、猶如醉囚。語言衝口而出。→ 二十三者、踈遠賢善。(『大智度論』卷一三より依用)
- 二十四者、醉便臥睡覺時、身體如被病。→ 二十四者、醉臥覺時、身體如疾病。

【仮定②】『分別善惡所起經』↓『提謂波利經』

次は反対に、『分別善惡所起經』が先行して成立し、『提謂波利經』がその経文を依用して成立したものと仮定する。仮に『提謂波利經』が『分別善惡所起經』より経文を依用する段階で、すでに『分別善惡所起經』が第二十二失・第二十三失を欠落しており、『大智度論』の第二十一失・第二十二失で補われていたとすれば、『提謂波利經』も第二十二失を「朋黨惡人」、第二十三失を「踈遠賢善」とするはずである。

『分別善惡所起經』

『提謂波利經』(仮定)

- | | | |
|---------------------------|---|-------------------------|
| 二十者、醉便搗捶舍中付物破碎之。 | ↓ | 二十者、醉便搗捶舍中付物破碎之。 |
| 二十一人者、醉便家室視之、猶如醉囚。語言衝口而出。 | ↓ | 二十一人者、醉便家室視之如醉囚、語言衝口而出。 |
| 二十二者、朋黨惡人。(『大智度論』卷一三より依用) | ↓ | 二十二者、朋黨惡人。 |
| 二十三者、踈遠賢善。(『大智度論』卷一三より依用) | ↓ | 二十三者、踈遠賢善。 |
| 二十四者、醉臥覺時、身體如疾病。 | ↓ | 二十四者、醉臥覺時、身體如疾病。 |

『提謂波利經』(実状)

- | |
|--------------------------|
| 二十者、醉便搗捶舍中付物破碎之。 |
| 二十一人者、醉便不別知識、親屬、尊卑。 |
| 二十二者、醉便爲兒客奴婢之所輕慢。 |
| 二十三者、醉便家室視之、猶如醉囚。語言衝口而出。 |
| 二十四者、醉臥覺時、身體如疾病。 |

しかし実際には、『提謂波利經』に『大智度論』より補填された第二十二失・第二十三失はみられない。つまり、『提謂波利經』が『分別善惡所起經』を依用する時点で『分別善惡所起經』には『大智度論』による補填はなく、第二十二失・第二十三失は欠落していたままであったと推測される。

ではつぎに、第二十二失・第二十三失を欠く『分別善悪所起経』を依用し、『提謂波利経』が成立したと仮定する。

『分別善悪所起経』

- 二十者、醉便搥捶舍中付物破碎之。
- 二十二者、醉便入室視之、猶如醉囚。語言、衝口而出。
- 二十三者、欠落
- 二十四者、醉臥覺時、身體如疾病。

『提謂波利経』(仮定)

- 二十者、醉便搥捶舍中付物破碎之。
- 二十二者、醉便入室視之、猶如醉囚。語言衝口而出。
- 二十三者、欠落
- 二十四者、醉臥覺時、身體如疾病。

『分別善悪所起経』

- 二十者、醉便搥捶舍中付物破碎之。
- 二十二者、醉便入室視之、猶如醉囚。語言衝口而出。
- 二十三者、欠落
- 二十四者、醉臥覺時、身體如疾病。

『提謂波利経』(実状)

- 二十者、醉便搥捶舍中付物破碎之。
- 二十二者、醉便不別知識、親屬、尊卑。
- 二十三者、醉便爲兒客奴婢之所輕慢。
- 二十四者、醉臥覺時、身體如疾病。

その場合、『分別善悪所起経』の第二十一失を受け、『提謂波利経』第二十一失は「醉便入室視之、猶如醉囚。語言衝口而出。」となるはずであるが、実際には該当する文は第二十三失となっている。

また欠落している『分別善悪所起経』第二十二失・第二十三失に対しては、『提謂波利経』は当該箇所を創作して補ったものと思われるが、その創作されたと思しき箇所は、第二十一失・第二十二失となっている。

この『分別善悪所起経』第二十一失が『提謂波利経』第二十三失に対応すること、そして『分別善悪所起経』第二十二失・第二十三失の欠落箇所が『提謂波利経』第二十一失・第二十二失に対応するという二つの事象は、『分別善悪所起経』における本来の欠落箇所が第二十一失・

第二十二失であったことを示唆している。これは現行の『分別善惡所起經』第二十二失・第二十三失を補填するのに、『大智度論』の第二十一失・第二十二失が依用されていることとも軌を一にする。

つまり、『分別善惡所起經』の原形は、第二十一失・第二十二失が欠落しており、第二十三失が「醉便家室視之、猶如醉囚。語言衝口而出」であったものと想定される。そのようなテキストに依拠し、新たに第二十一失・第二十二失の欠落を補ったものが現行の『提謂波利經』と推測されるのである。

『分別善惡所起經』（想定される原形）

『提謂波利經』（実状）

二十者、醉便搥捶舍中付物破碎之。	↓	二十者、醉便搥捶舍中付物破碎之。
二十一者 欠落	↓	二十者、醉便不別知識、親屬、尊卑。（創作か）
二十二者 欠落	↓	二十二者、醉便爲兒客奴婢之所輕慢。（創作か）
二十三者、醉便家室視之、猶如醉囚。語言衝口而出。	↓	二十三者、醉便家室視之、猶如醉囚。語言衝口而出。
二十四者、醉臥覺時、身體如疾病。	↓	二十四者、醉臥覺時、身體如疾病。

小結

以上、現行の『分別善惡所起經』・『提謂波利經』にみられる飲酒三十六失の相違箇所に着目し、両經の前後関係を検討した。その結果、『分別善惡所起經』の欠落箇所は、本来第二十一失・第二十二失であり、そのテキストを依用して、『提謂波利經』が成立したと推測される。

なお、『提謂波利經』の三十六失はいずれも冒頭が「醉便……」と定型化され整然としているのに対し、『分別善惡所起經』では、第一・二・四・六・十・十二・十七・十八・二十二・二十三・二十四・三十一・三十二・三十三・三十五・三十六失には「醉便」が付されておらず、定型化は徹底されていない。仮に現行の『提謂波利經』を依用して『分別善惡所起經』が成立したとするならば、あえてこのような整然とした定型化を乱す理由を検討する必要があるだろう。

従来、牧田によって『提謂波利經』と『分別善惡所起經』は何らかの関係を有することが指摘されていたが、本章では両者にみられる飲酒

三十六失の相違より、『分別善惡所起經』を依用して『提謂波利經』が成立したとの仮説を提示した。両者の同文箇所分量よりすれば、『分別善惡所起經』は『提謂波利經』を撰述する上で重要な素材であったと推測される。今後、飲酒三十六失以外の両經の同文箇所に対しても考察を行い、本仮説の検証が必要である。

1 序論、第一節「経録・僧伝の整理」、「歴代三宝紀」の項を参照。

2 龍伯堅著、丸山敏秋訳『黄帝内経概論』は、『黄帝内経素問』の成立について以下のように述べる。

『素問』1書は、戦国時代の数多くの医家が、それまで口にされ耳にされてきた歴代の経験をとって集めて書物にまとめたもので、そこには前漢・後漢の作も混入している。それらのうち最も早い著作時代はおおよそ紀元前4世紀、最も遅いものはおおよそ2世紀の作で、なかには別の3世紀以後の作品も混入している。本書はグループによる作業の成果で、1人の人の手に成るものではない。

(龍伯堅著、丸山敏秋訳『黄帝内経概論』一九八五、東洋学術出版社、二七—二八頁)

3 加藤千恵『老子中経』と内丹思想の源流(『東方宗教』八七、二二—三八頁)一三三頁参照。

4 牧田諦亮「敦煌本提謂経の研究(上)——安世高譯分別善惡所起経との類似——」(『仏教大学院研究紀要』一、一九六八、一三七—一八五頁)・同氏「敦煌本提謂経の研究(下)——安世高譯分別善惡所起経との類似——」(『仏教大学院研究紀要』二、一九七一、一六五—一九七頁)。いずれも後に、牧田諦亮『疑経研究』(第四章 提謂経と分別善惡所起経—眞経と疑経—)(京都大学人文科学研究所、一九七六)に収録され、さらに後、牧田諦亮著作集第一巻『疑経研究』(臨川書店、二〇一四)に収録される。

5 前掲牧田「敦煌本提謂経の研究(下)——安世高譯分別善惡所起経との類似——」一六九頁。

6 前掲牧田「敦煌本提謂経の研究(下)——安世高譯分別善惡所起経との類似——」一九三頁。

7 前掲牧田「敦煌本提謂経の研究(上)——安世高譯分別善惡所起経との類似——」一四一頁。

8 前掲牧田「敦煌本提謂経の研究(上)——安世高譯分別善惡所起経との類似——」一四二頁。

9 前掲牧田諦亮著作集第一巻『疑経研究』、一七四—一七五頁。

10 前掲牧田諦亮著作集第一巻『疑経研究』、一七六頁。

11 前掲牧田「敦煌本提謂経の研究(上)——安世高譯分別善惡所起経との類似——」一四二頁。

12 前掲牧田「敦煌本提謂経の研究(上)——安世高譯分別善惡所起経との類似——」一四二—一四三頁。

13 金剛寺本・七寺本いずれも国際仏教学大学院大学附置日本古写経研究所にて閲覧。

第三章 『提謂波利經』本文の特色

はじめに

序論に述べた通り、疑經の撰述には何らかの明確な意図があり、その撰述意図のもとに新たな創作・追加・編輯が行われる。換言すれば、既存の仏典に見られない新たな創作や追加・編輯箇所こそ、その撰述意図は顕現するはずである。本章では第一章で整理した『提謂波利經』本文と逸文より、既存の仏典に見られない『提謂波利經』独自の経説を曇靖の撰述意図が反映された本文の特色として検出する。

従来『提謂波利經』の特色として、五行思想の導入や道教の天師道との関係（二十五神説）等、中国在来の思想が色濃く反映されていることは既に指摘されている¹⁾。それらは本経が疑經である証左であり、注目すべき点ではあるが、既存の研究はこの点にのみ拘泥している。本章ではこれら中国在来思想との関連という視点を離れ、仏教学の視点より『提謂波利經』を検査した。その結果、仏教の経説でありながら通常の仏典には見られない『提謂波利經』独自の経説として、

- ① 提謂・波利の人物像
- ② 両舌戒の重視

の二点が検出された。以下この二点を取り上げ、それが『提謂波利經』独自のものであり、本文の特色であることを検証する。

第一節 提謂・波利の人物像

『提謂波利經』中、他の仏典にも記される事柄でありながらその内容に差異がある点として、提謂・波利の人物設定が挙げられる。先に述べた通り、提謂・波利とは仏伝中で釈尊に施食し最初に三帰五戒を受けた在家信者であり、『提謂波利經』においては仏の対告衆として仏に幾つかの問いを起こし、説法を請う役割を果たしている。二人がどのような人物とされるかは、經中で二人が最初に登場する場面に記されると推測されるが、現存『提謂波利經』巻上 (P.3732, I.U.No.30v) はいずれも巻首を欠くため確認できない。現存写本から読みとれるのは、

佛於是便教長者提謂波利等五百賈人、歸命十方過去、現在、當來諸佛。

(P.3732、二四六―二四七行)

とあるように、五百人の商人(賈人)の統率者(長者)という情報のみである。

しかし、塚本善隆により指摘されている逸文²⁾に『提謂波利經』首部と推定される部分があり、そこには次のようにある。

『華嚴經疏鈔玄談』卷四(唐、澄觀)

提謂雖説戒善等者彼説。如來在樹王下成道。於七日中、無人知佛得阿耨多羅三藐三菩提。唯提謂波利此二居士。明究陰陽、鑽龜易卜。

(卍統藏八、二二八丁裏下―二二九丁表上)

提謂・波利を「陰陽を明究し、鑽龜(亀の甲羅の亀裂によって吉凶を見る占い)易卜す」る者と設定している³⁾。また身延文庫蔵「大乘義章抄」中に見られる新出逸文(引文①)も『提謂波利經』首部と推定されるものであり、そこには次のようにある。

「大乘義章抄」(引文①、身延文庫蔵「大乘義章抄」第一抄、九丁ウー一〇丁オ)

佛在摩竭提國始成得。佛在元吉樹下坐定七日、無致食者。時山樹神念言。人無有知佛得道者。使無數供養、吾當求之。時五百賈人。於道路車牛、種畜、皆頓躓不行。○時五百賈人、皆大怖畏恐不在■中。有二長者。一者提謂、二名波利。博學多智。○鑽龜引易、以占吉凶。語五百賈人曰。莫得恐怖。今此山中有大樹神、欲得食。祠之。○時有三百人^(五カ)。以侍從共行詣樹共行詣樹。見佛坐於樹下新成佛力。○於是長者乃知波羅捺斯國有佛出世^{マント}。便前稽首、爲佛作禮。

『華嚴經疏鈔玄談』所引の逸文とは多少文言が異なるが、提謂・波利について「鑽龜引易し、以て吉凶を占う」者と設定している。『華嚴經疏鈔玄談』の逸文について塚本は「更にまた、この二居士が「陰陽を明らかにし龜卜易筮もよくする」という、中国の社会で尊敬せられ親しまれる教養を具えたもの、とせられていることも興味深い」と言及するが⁴、以降の研究においては全く注目されていない。

それでは他の仏典において、提謂・波利とはどのような人物とされているのであろうか。提謂・波利が登場する主な仏典より二人の人物像が窺える部分を抜き出し、「明究陰陽、鑽龜易卜」や類似の記述があるかを確認する。

定方晟は「二商人奉食の伝説について」⁵において、經典の伝承過程においてその内容が変容する際の動機を探るといふ目的のもと、提謂・波利の伝承を記す仏典一五点を列挙している。ここではそれらのうち曇靖が参照可能であったもの、すなわち『提謂波利經』撰述年代の上限とされる四五三年以前に訳出された漢訳仏典七点を対象とし、以下撰述時代順に提示する。

『修行本起經』卷二(一九七年、後漢、竺大力・康孟詳共訳)

是時佛在摩竭提界善勝道場貝多樹下、德力降魔、覺慧神靜、三達無礙。度二賈客、提謂波利。授三自歸、及與五戒、爲清信士。

(大正三、四七二頁中)

『中本起經』卷一（二〇七年、後漢、曇果・康孟詳共訳）

一時佛在摩竭提界善勝道場元吉樹下、德力降魔、覺慧神靜、三達無礙。度二賈客、提謂波利。授三自歸、然許五戒、爲清信士。

（大正四、一四七頁下）

『太子瑞応本起經』卷二（二三三―二五三年、吳、支謙訳）

時適有五百賈人。從山一面過、車牛皆躓不行。中有兩大人、一名提謂、二名波利。

（大正三、四七九頁上）

『普曜經』卷七（三〇八年、西晋、竺法護訳）

爾時提謂波利之等、與賈人俱五百爲侶。

（大正三、五二六頁中）

『四分律』卷三一（四〇八年、姚秦、仏陀耶舎・竺仏念共訳）

時有二賈客兄弟二人。一名瓜、二名優波離[※]。

（大正二二、七八一頁下）

※「瓜」は「提謂」の異訳。また「波利」は別に「優婆梨」とも訳されるため、「優波離」はその派生か。「瓜」「優婆梨」は『望月仏教大辞典』『提謂波利』の項による）

『五分律』卷一五（四二四年、劉宋、仏陀什・竺道生共訳）

時有五百賈客。乘五百乘車。中有二大人。一名離謂[※]、二名波利。

※「離謂」は、「提謂」の異訳。(『望月仏教大辞典』「提謂波利」の項による)

(大正二、一〇三頁上)

『過去現在因果經』卷三(四四四—四五三年、劉宋、求那跋陀羅訳)

爾時有五百商人。二人爲主、一名跋陀羅斯那、二名跋陀羅梨※。

(大正三、六四三頁中)

※「跋陀羅斯那」は「提謂」、「跋陀羅梨」は「波利」の異訳(『望月仏教大辞典』「提謂波利」の項による)。

以上、提謂・波利の人物像が記される漢訳經典七点の記述を列挙した。これらを整理すると以下の通りになる。

『修行本起經』……………商人。

『中本起經』……………商人。

『太子瑞応本起經』……………五百人の商人の長。

『普曜經』……………五百人の商人を連れる者。

『四分律』……………兄弟の商人。

『五分律』……………五百人の商人の長。

『過去現在因果經』……………五百人の商人の主。

商人、五百人の商人の主、兄弟等の記述は見られるが、「明究陰陽、鑽龜易卜」やそれに類する記述は見られない。このことから、提謂・波利を「陰陽を明究し、鑽龜易卜する者と設定するのは、『提謂波利經』の特色であると言える。

第二節 両舌戒の重視

これは『提謂波利經』上巻に見られる記述である。上巻では仏が提謂に五戒と五行の配当やそれぞれの役割等を問答形式で説かれるが、その中には以下のように両舌戒を重視する記述が見られる。

長者白佛言。両舌戒爲最重、願除廢之。佛告長者。兩舌戒不可廢。所任最重、所養甚大。四戒之父、四行之母。何謂四行四戒者。殺戒者木行、盜戒水行、姪戒金行、酒戒火行、兩舌戒土行。在人爲五藏。土生木、木生火、火生金、金生水、水生土。土四行持之而成。木不生、火不生、水不生、金不生。生於土、死於土。兩舌戒在人爲脾中神、主平五味。調和五藏、通榮衛氣、以養一身。脾、不治者胃氣不行、水穀不化、則成爲病。不可廢也。

(P.3732 六五—七四行)

長者は仏に申し上げた。

「両舌戒は五戒中で最も厳しいものです。どうかこれを廢していただけませんかでしょうか。」
仏は長者に告げられた。

「両舌戒は廢してはならない。両舌戒が担う役割は最も重く、その育て養う所は甚大である。四戒の父、四行の母である。四戒・四行とは何か。殺戒は木行、偷盜戒は水行、邪姪戒は金行、飲酒戒は火行にあたる。そして、両舌戒は土行にあたるのである。これら五戒・五行は人体においては五臓となる。土は木を生じ、木は火を生じ、火は金を生じ、金は水を生じ、水は土を生じる。そして土行は、他の四行を保持して成立させる役割を担うのである。木は土がなければ生じず、火は土がなければ光を發さず、水は土がなければ形をとどめず、金は土がなければ生み出されない。(万物は)土の上に生まれ、土の上で死すのである。」

両舌戒は、人体においては(五臓それぞれに宿る五臓神のうち)脾臓の中の神であり、五味を治める役割を司る。五臓を調和させ、榮衛の

氣を通すことで、身体を保養する。脾臓が健康でなければ胃が作用せず、水や食物が消化吸収されず、病に罹る。そのため、両舌戒は 廃してはならないのである。」

ここで仏は五行と五戒とを、

五行 ①木行 ②水行 ③金行 ④火行 ⑤土行

— — — — —

五戒 ①殺生 ②偷盜 ③邪淫 ④飲酒 ⑤両舌

と配列し、両舌戒は五行中の土行に当たるとした上で、土行は他の四行を成立せしめる五行中の最重要要素とし、五臓中で土行の位置に当たる脾臓の重要性を例示して、同様に土行に配される両舌戒は他の四行より抜きん出て重要であるため廃止することはできないと説いている。これと同様に、『提謂波利經』中には他にも両舌戒を他の四戒より上位に位置付ける記述が見られる。卷上二四行以降、五戒の性質とそれぞれが治める方角（五方）とを説く内容が続くが、そのうちの両舌戒の記述には、

兩舌戒所以治中央者、三月、六月、九月、十二月、土官次治。漢言中央用事。制御四戒、稟授四氣、與土神轉命教。應時所任尊重。爲四戒王。

両舌戒が中央を治める理由は以下の通りである。中央は三月・六月・九月・十二月にあたり、土官が駐屯して治める。中国では中央が用事すると言う。他の四戒を制御して、四氣（温・熱・冷・寒の四つの気候）を与え、土神のために命令をめぐらせる。時（十二ヶ月）・所（五方）において、要所を任せられる。（両舌戒は）四戒の王である。

とある。

しかし本来、五戒は全て並列であり、いずれの戒が特に重要であるかは問題とされない。強いて五戒のうちで軽重を考えるのであれば、出家の律では飲酒戒を除く殺生・偷盜・邪淫・妄語の四つが最も重い波羅夷罪になることから、飲酒戒のみを下位とし他四戒を上位とするなどは考えられよう。あるいは前述の「十四行持之而成」(P.3732七〇行)や「制御四戒」(P.3732五八行)等のように、一戒が他の四戒に影響を与えるという関係で考えるのであれば、飲酒戒を犯して酩酊すれば他四戒を犯す危険が高まるため、飲酒戒は他四戒全てと影響関係があるとも言える。しかし諸仏典中で両舌戒が他の戒より上位に置かれるという記述は見られず、これは『提謂波利経』のみに見られる特色と言える。

『提謂波利経』が両舌戒を最も重要とする論拠は、五行中で土行を他四行の上に置く「土王(用)説」である。木・火・土・金・水の五要素を森羅万象の成立・運行の元とする五行思想では、五常・五岳・五星・五臟等あらゆる事物を五行に配当してその運行を考えた。しかし五行思想の成立以前に、四方(東西南北)・四季(春夏秋冬)等、元来四要素で成立していたものもある。そこでそれらを五行思想の機序に組み込むに際し、新たにもう一要素を加え、四方には中央、四季には土用と、既存の四要素の上位にあたる枠を設けてこれを土に位置付けたのである⁷⁾。

本経が五戒の中でも両舌戒を重視することは、侯広信『提謂波利経』における儒家思想の影響―「五行説」を例として―⁸⁾においても指摘されている。侯は、本経で提謂が仏に両舌戒の撤廃を願い出る場面(前掲P.3732、六五―七四行)を挙げた上で次のように述べる。

ここではまず、提謂長者が仏陀に「両舌戒」を廃止してほしいと述べるが、仏陀はそれをしりぞける。というのは、その戒が非常に重要だからだという。「両舌戒」は、他の四戒の「父」、他の四行の「母」であり、他の四行が抛り所とする母体であり根本である。そして、他の四戒を統轄し、主導的な役割を果たすことができる、とされる。「両舌戒」は「五行」のうちの「土」に対応する。なお、ここで「四行」と言われているものは、実際は「四戒」のことである。また、「土」が「五行」のなかで独特な地位を占めていることから、「両舌戒」が最重要だったことがうかがわれる。

(…中略…)

五行の各要素間には、本来高低や貴賤、主従の分はなく、お互いに関係し合い、影響し合い、ともに一つの循環体系を形作っていた。しかし、前漢時代にこれに新たな手が加えられた。董仲舒が「五行は土よりも貴きはなし」や「土なる者は五行の主なり」という考え方を打ち出したのである。彼は次のようにいう。

五行莫貴於土。土之於四時無所命者、不與火分功名。木名春、火名夏、金名秋、水名冬。忠臣之義、孝子之行、取之土。土者、五行最貴者也。其義不可以加矣。

これによると、「土」が「五行」のなかで最も「貴」ばれているのは、それが争わず分かち合わないから、すなわち他の「四行」と「功」を争わず、他の「四行」と四季の「名」を分かち合わないからだ、という。また、「忠」、「孝」の義も「土」に由来しているといい、「土」にはこのような高尚な徳行を備えているからこそ、「五行」のなかで最も「貴い」のだ、という。

(…中略…)

『提謂波利經』も「五行は土よりも貴きはなし」、「土なる者は五行の主なり」という以上の考え方を継承している。⁹

本経において両舌戒が他の四戒より上位に位置付けられる根拠として董仲舒『春秋繁露』に説かれる土行の優越を挙げ、『提謂波利經』もその考え方を継承していると述べる。

それでは、本経における両舌戒の重視は土行の重要性が先行するものであり、両舌戒は単に土行の位置に当たするため「四戒之父、四行之母」と言われるという、二義的なものであろうか。そのように理解するには問題がある。

それは五戒の順序の問題である。本経における両舌戒の重視は、五戒の配列上両舌戒が五行における土行と同じ五番目にあたるとい

う前提のもと成り立つものである。しかし諸仏典を見ると、五戒を列挙する際にはきままって「①殺生、②偷盜、③邪婬、④妄語（両舌）¹⁰、⑤飲酒」という、飲酒戒を五番目に配置する順序が用いられている。以下、『大正蔵』律部より五戒を列挙する記述を例示する。五戒それぞれに傍線を付し、丸数字で順序を示した。

『五分律』卷一七、第三分初受戒法下

復應教言。我某甲、盡壽①不殺生、盡壽②不盜、盡壽③不邪婬、盡壽④不妄語、盡壽⑤不飲酒。

（大正二二、一一六頁下）

『弥沙塞羯磨本』卷一

盡形壽①不殺生。是優婆塞戒。能持不（答言、能持）。盡形壽②不偷盜。是優婆塞戒。能持不（答言、能持）。盡形壽③不邪婬。是優婆塞戒。能持不（答言、能持）。盡形壽④不妄語。是優婆塞戒。能持不（答言、能持）。盡形壽⑤不飲酒。是優婆塞戒。能持不（答言、能持）。前四輕重一同具戒。如優婆塞五戒相經說。及有六重二十八輕、如善生等經廣說。然應發願、引行令增。然有經云。設有持戒、不發願者、得少許福。引古證之。

（大正二二、二一六頁中）

『摩訶僧祇律』卷二九、明雜誦跋渠法之七

佛言。汝往教言。我羅睺羅。歸依佛、歸依法、歸依僧。如是三說。我羅睺羅、歸依佛竟、歸依法竟、歸依僧竟、盡壽①不殺生、②不盜、③不邪婬、④不妄語、⑤不飲酒。

（大正二二、四六〇頁中—下）

『四分律』卷五、二不定法

信樂優婆私者。信佛法僧、歸依佛法僧。①不殺生、②不盜、③不邪淫、④不妄語、⑤不飲酒。善憶持事不錯、所說真實而不虛妄。

(大正二二、六〇一頁中)

『曇無德律部雜羯磨』卷一、受戒法第二

盡形壽①不得殺生。是沙彌戒、能持不〈答言、能〉。盡形壽②不得盜。是沙彌戒、能持不〈答言、能〉。盡形壽③不得淫。是沙彌戒、能持不〈答言、能〉。盡形壽④不得妄語。是沙彌戒、能持不〈答言、能〉。盡形壽⑤不得飲酒。是沙彌戒、能持不〈答言、能〉。

(大正二二、一〇四二頁上)

『十誦律』卷二一、七法中受具足戒法第一

汝某甲聽、是佛婆伽婆知見、釋迦牟尼多陀阿伽度、阿羅訶、三藐三佛陀說優婆塞五戒。凡是優婆塞盡壽護持。何等五。盡壽①離殺生、是優婆塞戒。是中盡壽離殺生。若能持當言、能。盡壽②離不與取、是優婆塞戒。是中盡壽離不與取。若能持當言、能。盡壽③離邪淫、是優婆塞戒。是中盡壽離邪淫。若能持當言、能。盡壽④離妄語、是優婆塞戒。是中盡壽離妄語。若能持當言、能。盡壽⑤離飲酒、是優婆塞戒、是中盡壽離飲酒。穀酒、蒲萄酒、甘蔗酒、能放逸酒。若能持當言、能。

(大正二三、一四九頁下)

『十誦羯磨比丘要用』卷一、受三歸五戒文第一

汝某甲聽。是佛婆伽婆、釋迦牟尼多陀阿伽度、阿羅訶、三藐三佛陀爲優婆塞說五戒。凡是優婆塞、當盡壽護持。何等爲五。盡壽①離殺生。是優婆塞戒。是中盡壽離殺生。是事能持不〈答、能〉。盡壽②離不與取。是優婆塞戒。是中盡壽離不與取、是事能持不〈答、能〉。盡壽③離邪淫。是優婆塞戒。是中盡壽離邪淫、是事能持不〈答、能〉。盡壽④離妄語。是優婆塞戒。是中盡壽離妄語、是事能持不〈答、能〉。盡壽⑤離飲酒。是優婆塞戒。是中盡壽離飲酒。穀酒、甘蔗酒、蒲萄酒、一切能放逸酒。是事能持不〈答、能〉。

(大正二三、四九六頁上)

『根本説一切有部毘奈耶』卷一二、媒嫁学処第五

歸依三寶受五學處。①不殺生、②不偷盜、③不欲邪行、④不妄語、⑤不飲諸酒。

(大正二三、六八五頁下)

『沙弥十戒法并威儀』

我羅睺羅、歸依佛、歸依法、歸依僧(如是三説)。我某甲、歸依佛竟、歸依法竟、歸依僧竟(如是三説)。①盡形壽不殺生、②盡形壽不盜、③盡形壽不邪淫、④盡形壽不妄語、⑤盡形壽不飲酒。佛婆伽婆出家、我某甲因和上某甲、隨佛出家(如是三説)。

(大正二四、九二六頁中)

『仏阿毘曇經出家相品』卷二

大德憶念。我某甲、從今日始、盡形壽①捨離殺生、盡形壽②捨離盜、盡形壽③捨離邪淫、盡形壽④捨離妄語、盡形壽⑤捨離飲酒。此等五法。

(大正二四、九六八頁上)

以上のように、諸律典において五戒は「①殺生、②偷盜、③邪淫、④妄語、⑤飲酒」の順序で定型化されており、先の『提謂波利經』における順序は通常の配列順序とは異なるものであることがわかる。

『提謂波利經』における五戒の配列順序が通常の經典と異なる理由としては、単に撰者・曇靖が順序の表記を誤ったか、あるいは當時は流行していたが現在に伝わらない經典の中でその順序が使われておりそれを踏襲したか、ということが考えられる。しかし改めて

本經中で五戒に言及する他の箇所を確認したところ、先に挙げた順序の他に二通り、つまり計三通りもの配列順序が確認された。それぞれ次のとおりである。

- A ① 殺生、② 偷盜、③ 邪淫、④ 飲酒、⑤ 兩舌
- B ① 殺生、② 飲酒、③ 邪淫、④ 偷盜、⑤ 兩舌
- C ① 殺生、② 偷盜、③ 邪淫、④ 兩舌、⑤ 飲酒

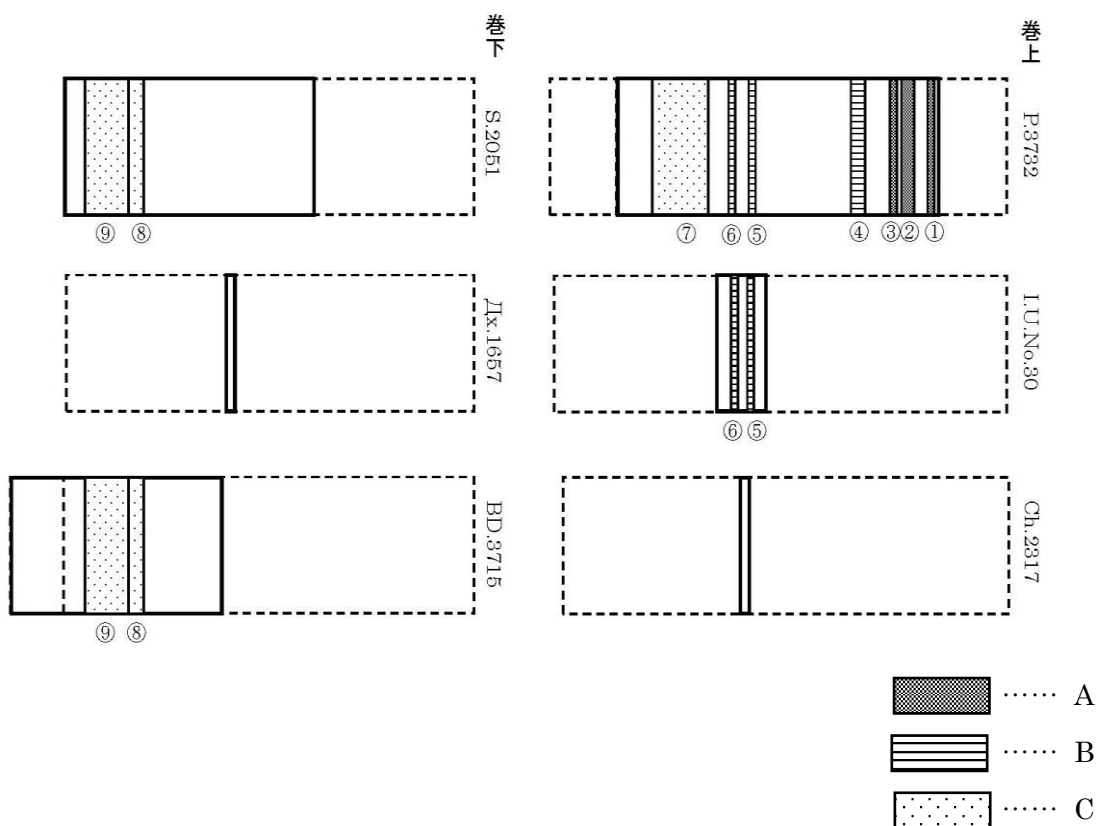
また、本經中それぞれの配列順序が見られる箇所を【表】・【図】に示した。

【表】『提謂波利經』中に見られる五戒の配列順

現存写本における位置		五戒の配列順序		
卷上	①	P.3732 I.002~I.004	殺生・偷盜・邪淫・飲酒・両舌	A
	②	P.3732 I.024~I.064	殺生・偷盜・邪淫・飲酒・両舌	
	③	P.3732 I.067~I.069	殺生・偷盜・邪淫・飲酒・両舌	
	④	P.3732 I.092~I.101	殺生・飲酒・邪淫・偷盜・両舌	B
	⑤	P.3732 I.357~I.359 I.U.No.30 I.018~I.019	殺生・飲酒・邪淫・偷盜・両舌	
	⑥	P.3732 I.373~I.379 I.U.No.30 I.028~I.031	殺生・飲酒・邪淫・偷盜・両舌	C
	⑦	P.3732 I.417~I.494	殺生・偷盜・邪淫・両舌・飲酒	
卷下	⑧	S.2051 I.270~306 BD.3715 I.079~I.114	殺生・偷盜・邪淫・両舌・飲酒	C
	⑨	S.2051 I.307~I.395 BD.3715 I.115~I.198	殺生・偷盜・邪淫・両舌・飲酒	

【図】『提謂波利經』現存写本中における上記【表】A・B・Cの位置

※丸数字は【表】の丸数字と対応



Aは両舌戒を五番目とする順序であるが、Cは先に見た通常の經典における五戒配列順序である。この定型化された配列Cが見られることから、撰者・曇靖は通常の仏典で用いられる五戒の配列順序を知っており、それを知った上で、通常とは異なるA・Bの順序を用いたことが窺える。以下、AとCの順序の比較を行うが、Bの順序については『提謂波利經』における両舌戒の重視を論ずる本節の目的から逸れる内容であるため、本章末「附論 五戒配列順序B（①殺生②偷盜③邪淫④両舌⑤飲酒）の解説」にて論ずることとする。

AとCとを比較すると、両者とも①殺生②偷盜③邪淫までの順序は共通しており、両舌戒と飲酒戒のみが入れ替えられていることが分かる。



またA・Cの配列順序が見られる箇所は、それぞれ以下の通りである。

○ Aの配列順序

- 一、
 ①殺戒治在東方、②盜戒治在北方、③婬戒治在西方、④酒戒治在南方、⑤兩舌戒治在中央。

佛言。東方正月、二月、仙官次治。漢言少陽用事。陰陽交精、萬物盡生。之生之類、天壽命各有長短。人及草木、各當盡天年。天所畜養、人取剋絕之、天地之大禁。故①殺戒治東方。欲活衆生故、天之性德殺活生、育養衆生、以德人物性命之疇。皆含道氣而有形體者、畏死樂生。凶惡者害殺之。爲逆天地之生氣、神祇校其神令命促。雖有高官、重祿、富貴自在、不能得強留氣救神而不死。殺者不仁、天神所疾、司命減壽。去福就罪、災患日生。家人多病、不盡天年。厄在春、仙官所錄。病在肝、脾面目青黃。

②盜戒所以治北方者、十月、十一月、水官次治。漢言太陰用事。萬物春生、夏長、秋收、冬藏。盜者得物、亦藏之。天地不和。故十一月水冰而高、微陽在下。故盜者不順天心、得物藏之。故禁盜者、外防貪濁、內以守身、七寶、金、銀、琉璃、水精、車渠、瑪瑙、七寶之氣盜者、枉法剋民。爲水官所伺。財產散亡。厄在冬。病在腎、膀胱、三焦。心痛色惡。

③姪戒所以治西方者、七月、八月、鐵官次治。漢言少陰用事。爲女子則多姪。鷄鴨之性、當路而姪、不避母子。故禁姪者、外防嫉妬色身之害、內全性命。姪嫉無度、髓消腦燾、速疾天年。貪姪致老、瞋恚致病、愚癡致死。姪者金風所害、鐵官所司。厄在秋。肺、太腸、爲病。

④酒戒所以治南方者、四月、五月、火官次治。漢言太陽用事。五月之時、天下大熱萬物發狂。飲酒醉心亦發狂。口爲妄語、醉惑六欲、累世不醒。謂之大醉。是以禁酒、外防凶變、內制貪色之惑。飲酒者、外慢內懦、濁翳其聰。三十六失亂道之元、身致危亡。不盡天年。爲火官所司。厄在夏。病在心脾、口舌難語。

⑤兩舌戒所以治中央者、三月、六月、九月、十二月、土官次治。漢言中央用事。制御四戒、稟授四氣。與土神轉命教、應時所任尊重。爲四戒王。惡口傷人、由舌所言。斬身之禍斧在口中。氣越、神消、形枯、自欺取死。是以禁欺、外防怨禍、內以養精、淨宅。言失則兵至、氣損則刑傷。危身速命、不盡天年。爲土官所司。厄在四季月。病在脾胃、口破舌白、不知食味。

(P.37732、二四—六四行)

二、何謂四行四戒者。①殺戒者木行、②盜戒水行、③姪戒金行、④酒戒火行。⑤兩舌戒土行。在人爲五藏。

(P.37732、六七—六九行)

〇〇の配列順序

一、

佛言。居家脩道、名爲優婆塞。漢言清信士。常行五事。歲三齋、月六齋、純行五事。一者①不得殺生禽狩蟲蠹、焚燒山澤、傷害水姓、蚊、蟲、蠅、「蟲+蚤」、蠕動之類。一不得念怨家惡。不得念報殺。不得瞋怒殺。不得請人殺。不得雇人殺。不得雇人報怨。不得行毒藥殺。不得呪咀殺。不得墮人腹中子。不得羅網魚、獺飛鷹走狗、彈射禽狩、探櫟破卵。不得食鷄子。不得隨分殺受分。不得教請人殺。不得與殺者同謀。不得與殺者爲友。見殺者止之。不得思殺。不得念殺。常行慈心、愍傷一切衆生之類、盡形壽。是爲優婆塞持佛一戒。

佛言。優婆塞持佛二戒。③不得盜。不得偷。不得貪利他人財物。不得迫恐人取錢財。不得力勢恐人取錢財。不得因官迫怯取錢物。不得誣人取錢財。不得枉法受賂。不得和仇受人錢物。不得道中拾遺。不得用輕銓、小斗、短尺欺人。不得長尺、大斗、重銓侵人。受與心當平直。不得詐詖人取錢財。升斗尺寸不得欺人、不得持是用、欺人一錢以上。不得貪利。不得教人作賊。不得貪利。不得教人欺中。不得思盜。不得念盜。不得與盜者爲友。身自不得犯戒。亦不得教人犯戒。若見人犯、當止之。常當念有惠施之心。當念三苦。一者飢窮苦、二者貧賤苦、三者三惡道苦。欲滅是三苦者、一歲三布施爲除三毒、亦滅三苦、得三福。一者生天上衣食自然。二者得豪富。三者閉三惡道。不得慳惜財貨。如是行者、是爲我優婆塞。盡形壽持佛二戒。

佛言。優婆塞持佛三戒、盡形壽。③不得姪姪犯他人婦女。不得形相他人婦女顏色、分別好醜。不得聽他人婦女歌、音聲。不得顧作因緣呼他人婦女、共相觀看。不得鼓琴、音樂、歌舞、男女相聚合眉語。不得言我善與我同歡可得其福。不得調「言+疑」他人婦女。若行道中與女人相見者、佞頭且行、不舉頭。視顏色形貌、起意相利。與女人相見者、當念女人汚露、諸不淨。自有婦者、自守其婦。與婦人合會時、不得念他人婦女善可意。不得導說他人婦女好惡。不得思念他人婦女端政好。汝欲形相人、人亦形相汝。不得教人姪。見人姪、當止之。慎莫與姪人爲友。無止宿他人婦女床臥被枕中。素聞不端、不得往來借求。若遠行、不得獨宿寮婦人舍。

若他人男子不在、亦不得止宿。常當念貞潔之行。姪姝者不淨、爲種生死。根機此敗。高節之行、身自不得犯。亦不得教人。是爲我優婆塞。持佛三戒、盡形壽。

佛言。優婆塞持佛四戒、盡形壽。④不得兩舌。不得妄言入人罪法中。見者言見、不見者言不見。心亦當至誠語。不得中傷人。意欲語、安心擇語徐徐語。語時、不得瞋怒。不得讒人。不得傳舌相鬪。不得媚辭自與。不得私癩說人長短。不得忘證人事。不得先人語。不得諍語求勝。不得輕易口言。不得相調故。不得惡口、綺語、兩舌、罵詈、呪咀。不得欺中君主、師、父母、知識。不得道說國家、師、父母、妻子之惡。不得說道沙門隱士。不得受目下婦女、小兒、僕使、虛言、論諂、媚辭、有所枉。不得思妄言。不得念妄語。不得教人。見人犯口過、當止之。不得與妄語人爲友。不得稱譽妄言人。不得賣舌。當念至誠。欲語當念佛、念戒、念師。守持心口、無犯禁戒。口爲禍門、言出患入。所以滅身由其惡言。堅持莫失。是爲我優婆塞。持佛四戒、盡形壽。

佛言。優婆塞持佛五戒、盡形壽。⑤不得飲酒。不得嘗酒。不得思酒。不得持酒作味。不得以酒施人。不得教人飲酒。不得入酒舍。不得與嗜酒人爲友。不得與酒客相故。不得過從鬼神家飲食。不得食鬼神殘。不得教人祭鬼神。不得拜天求福。不得棄酒飯與鬼。不得破鬼神舍。不得輕易天龍鬼神。不得過婆羅門飲食。不得輕易婆羅門。勲制有餘行不足。不足者、仁、義、禮、智、信。有餘者貪欲也。當念點慧。無醉亂。無失禮。無失義。無失仁。無失慈。無悖逆。酒爲狂水。衆失之原、注成諸惡。酒有三十六失。大失者失志。失志者失仁。失仁者失義。失義者失禮。失禮者失信。失信者爲失五戒。失五戒者則非佛弟子。飲酒鬪亂致怨禍。皆從酒起。見嗜酒者、急當離之。堅持五戒、盡形壽。

(P.3732, 四一六一—四九四行)

二、

佛言。人於世間慈心①不殺生。從不殺生得五福。何等爲五福。一者得長壽。二者世世得安隱。三者世世不爲兵刃、虎狼、毒蟲之所傷害。四者死得上天。天上壽、無極福。五者從天上來下生世間、卽得長壽。今現有百歲無病者、皆故世宿命。不殺所致。樂死不苦生、如是分明。慎莫犯殺也。

佛言。人於世間②不盜取他人財物、道不拾遺、心不貪利、從是得五福。何等爲五福。一者財物日增。二者不亡遺。三者無所畏。四者得生天。天上多珍寶。五者從天上來下生世間、常保守其財物、縣官盜賊不得侵取。今現有保守財物至老者、皆是故世宿命。不盜取他人財物所致。亡無多少、令人憂惱。少亡遺不如保在、如是分明。慎莫盜取他人財物也。

佛言。人於世間③不犯他人婦女、心不念姪、從是得五福。何等爲五福。一者不亡錢財。二者不畏縣官。三者不畏人。四者得上生天、天上玉女作婦。五者從天上來下生世間、得端政好婦。今世現有若干婦皆端政好、皆由故世宿命。不犯他人婦女所致、現在分明。慎莫犯他人婦女也。

佛言。人於世間④不兩舌、讒人、不惡口、不妄言、不綺語、從是得五福。何等爲五。一者語言見信。二者爲人所愛敬。三者口氣香好。四者死得生天、爲諸天所敬。五者從天上來下生世間爲人、好口齒、他人不敢持惡口汚之。今現有從生至老不被口語者、皆是故世宿命。護口善言所致、如是分明。亦可慎口。

佛言。人於世間⑤不飲酒醉。從不醉得五福。何等爲五福。一者傳言上事、進見長吏語言不誤、士官如意。二者家事脩理、常有餘財。三者賈借求利疾得、常爲人所愛敬。四者死得上天、爲諸天所尊敬。五者從天上來下生世間爲人、淨潔自喜、黠慧曉事。人不飲酒得若干善。今現有曉事人自喜、皆從故世宿命。不飲酒所致、如是分明。亦可慎酒。

(S 2951、1170—1106行)

三、

佛言。人於世間喜①殺生、無慈心、從是得五惡。何等爲五。一者壽命短。二者多驚怖。三者多怨仇。四者死後魂魄當入太山地獄中。毒痛考治、燒炙脯煮、斫刺肌肉、屠剝破骨、求死不得、求生不得。殺生罪、大久久乃出。五者從地獄中來出生爲人、常當短命。又從胎傷而死、或墮地而死、或數十日死、或數百日死、或一年死、或數年死。今現有短命人、若刑殘槩創身體不完具、或跛禿癩或盲、聾、瘖瘂、或霍鼻塞癱、或無手足孔竅不通利、皆由故世宿命。屠殺射獮、羅網捕魚、殘殺所致、如是分明。慎莫犯殺。

佛言。人於世間喜②偷盜、劫人強取他人財物、不以道理詐欺取人財物。輕稱、小升、短尺欺人、謂之盜。長尺、大升、重稱侵人、謂之劫。道中拾遺、取非其物、負責不償、借貸不歸、持頭低觸人、詐誣人、因官勢力恐怯人、從是得五惡。何等爲五。一者財

物日耗減。二者王法所疾。覺得、當償辜、多得少脫。三者身未曾安穩、常懷恐怖、亦爲自欺身。四者死後魂神當入太山地獄中。考治無數歲、隨所作受罪。五者從太山地獄中來出生、隨其所負輕重償其宿責。或有作奴婢償者、或作牛、馬、驢、騾、駝、鳥、犬、猪、羊、鷄、鴿、禽獸、飛鳥、魚鱉之屬、皆是負責者。故經言、責不腐朽。此之謂也。今世現有下賤畜生之屬、皆從故世宿命。貪利強取他人財物所致、畜生勤苦。如是現在分明。慎莫犯取他人財物。

佛言。人於世間喜^③姪^淫。犯他人婦女、從是得五惡。何等爲五。一者家室不和、夫婦數鬪諍、亡失財物。二者常畏縣官拷治鞭杖、從事王法所疾身自、當辜拷治鞭榜、多得少脫。三者亦自欺身、常恐畏人。四者死後魂神當入太山地獄。獄中鬼神燒鐵柱、正赤身當抱之。但坐犯他人婦女故、致是極殃。如是數千萬萬歲、受刑乃竟。五者從太山地獄中出生、當爲鷄鶩獸。人神無形、所著爲名。今現有鷄鶩、當路而姪。不避母子、亦無節度。畜生之屬、皆有厭足、鷄鶩姪^淫獨無厭足。皆從故世宿命。犯他人婦女故致是。鷄鶩鶩鶩之身、當爲人所食噉。如是勤苦、不可申說。現在分明。慎莫犯他人婦女。

佛言。人於世間喜^④兩舌、讒人、惡口、妄言、自貢高、綺語、誹謗聖道、嫉賢妬能、啤「口+此」高士、從是得五惡。何等爲五。一者多怨憎。二者爲自欺身、從是人皆不信。三者數逢非禍。四者死後當入太山地獄。獄鬼從項中拔出其舌、若燒鐵鉤、鉤斷其舌。求死不得、求生不得。久久數千萬歲、受刑乃竟。五者從地獄中來出生爲人、常當惡口。口齒兔缺、蹇吃、重語、瘡癩、不能言。今現有是曹人輩、皆從故世宿命。兩舌、讒人、誹謗聖道所致、如是分明。亦可慎口。

佛言。人於世間喜^⑤飲酒醉。從是犯三十六失。何等三十六失。一者人飲酒醉、便子不敬父母、臣不敬君、君臣父子無有上下。二者醉便言語常多亂誤。三者醉便兩舌多口語。四者人有陰私伏匿之事、醉便導之。五者醉便哭天扇社、不避忌諱。六者醉便臥道中、不能復歸、亡失所持財物。七者醉便坐起不能自端政。八者醉便低仰其頭橫行、或墮溝坑。九者醉便頓赴復起、破傷面目。十者醉便賣買、常當亂誤。十一者醉便多失事、不憂治生。十二者醉便所有財物、日日消散耗減。十三者醉便不憂念妻子飢寒。十四者醉便惡罵不避王法。十五者醉便妄入人舍牽人婦女、語言干悞、其過無狀。十六者醉便解衣脫禪袴、裸形而走。十七者醉便人、過其傍、欲與其鬪。十八者醉便踢地嚙呼、驚動四隣。十九者醉便妄殺蟲蟲。二十者醉便打撲舍中什物壞之。二十一者醉便不別知識、親屬、尊卑。二十二者醉便爲兒客奴婢之所輕慢。二十三者醉便家室視之、猶如醉囚。語言、衝口而出。二十四者醉便臥睡覺時、身體如被

病。二十五者醉便吐逆惡露、妻子惡見其狀。二十六者醉便欲前蕩、虎狼無所畏避。二十七者醉便不敬佛、不敬經法、不敬明經賢者、不敬沙門道人。二十八者醉便姪洩、無所畏避。二十九者醉便如狂顛人。人見之皆走。三十者醉便臥時如死人。無所識知。三十一者醉便或得靨面、或得酒疽、痿黃、熱病。三十二者醉便天龍鬼神、皆用酒爲惡。三十三者醉便親厚知識、日遠離之。三十四者醉便倨視長吏、或得鞭撻、或得塔耳。三十五者醉便死後魂魄當入太山地獄中。當於獄中常飲消銅。消銅入口口焦、入腹腹焦、銅下過去。如是求生不得、求死不得。如是數千億萬歲、受刑乃竟。三十六者從地獄中來出生爲人、常當愚癡無所識知。今現有愚癡無所識知人輩、皆從故世宿命。飲酒醉所致、如是分明。亦可慎酒。酒有三十六失。飲酒醉者、皆犯三十六失。

(S.2051、三〇七—三九四行)

Aはいずれも、五戒を五行あるいは五方と関連付けて述べる箇所である。対してCは、いずれも五戒を犯してはいけないという戒めや、守戒によって得られる五つの福德(五福)、犯戒によって降りかかる五つの災厄(五悪)について説くものであり、五戒を五行と関連付けて説くものではない。五戒を五行・五方と関連付けて説く箇所においてのみ、飲酒戒を四番目、両舌戒を五番目とする配列が用いられていることがわかる。

Aの三例において見られる五戒と五行の配当は、次の通りである。

五戒	殺生	偷盜	邪淫	飲酒	両舌
五行	木行	水行	金行	火行	土行
五方	東方	北方	西方	南方	中央

五戒を五行・五方に配当する記述においてのみ飲酒戒と両舌戒とを入れ替えるということは、本来「両舌―火行―南方」・「飲酒―土行―中央」となるべきところを、「飲酒―火行―南方」・「両舌―土行―中央」と配当するためと推測される。このAの順序改変により、本来であれば火行に当たる両舌戒が土行に配当され、さらに土王説の論理を用いて「四戒の父」「四戒の王」と位置付けることが可能となる。つまり、土王説に基づき両舌戒の優越を説くという本経独自の経説は、五戒と五行の配当上土行にあたるのがたまたま両舌戒であったという二義的なものではなく、「両舌戒の優越を説く」という明確な意図のもと、通常の五戒配列順序に手を加えて説かれたものであると言える。曇靖は両舌戒の重要性を読者に強く訴えるため、土行を上位に置いて他四行をその下に並列とする土王説の構図を利用し、本来並列であるはずの五戒の中で両舌戒を土行の位置に移動させることにより、その価値を他の四戒より高次に位置けたのである。

小結

以上、『提謂波利経』の撰述意図を推論する上で重要と思われる本文中の特色として、

- ① 提謂・波利の人物像
- ② 両舌戒の重視

の二点を検出した。

① 提謂・波利を「陰陽を明究し、鑽龜易卜す」る者とするのは逸文に基づく情報ではあるが、土王説の援用により提謂・波利の説話を載せる他の主要な經典中に見られない要素が付加されていることには注意を要する。対告衆の人物像という、他の漢訳經典に倣えば

良い所をあえて変更するのであるから、撰述者の何らかの意図が反映されていると考えられる。

② 両舌戒の重視は、五戒中で特に両舌戒を重視して他の四戒より上位に位置付けるものであるが、五戒に価値判断の生じる五行との対応を述べる箇所においてのみ通常の仏典に見られない「①殺生、②偷盜、③邪淫、④飲酒、⑤両舌」の順序に入れ替えており、そこには明確に両舌戒を重視するという意図が看取された。

この二点の特色は何を意味するのであろうか。②について、侯広信は先にも挙げた『提謂波利經』における儒家思想の影響―「五行説」を例として―において次のように述べる。

この經典の作成は、北魏の太武帝による廢仏と深く関係しています。廢仏の際に、寺や塔が破壊され、多くの經典が焼かれ、仏教は甚大な被害を受けました。そこで、後に文成帝が仏法を復興したとき、中国の僧侶は政治的な要素が仏教に与える影響を考慮せざるを得ませんでした。当時の世俗の政權は、儒家の學説を統治思想としていました。そこで、仏教は自ら進んで儒家思想との調整を図ることにしたのです。すなわち、儒家思想と融合して「五行―五戒」という対応関係を作るとともに、その対応関係に沿った記述形式を取り、「土者五行之主」という原則にしたがって、「両舌戒」を「五戒之主」とする考え方を打ち出しました。これは仏教が自らの発展の行く末を案じつつ、当時の儒家が持っていた主導的な地位に照らして行なった調整であり、また仏教が中国在来の思想を吸収し融合したことを積極的に示すものであり、仏教が中国化したことを具体的に表わすものでもあります。¹¹

侯は本經における両舌戒の重視について、廢仏を経た仏教がその後の生存策として儒家思想を取り入れるにあたり「五行―五戒」という対応関係を作り、儒家の土王説の原則にしたがって両舌戒を「五戒之主」としたと述べる。しかし、『提謂波利經』該箇所において五戒の順序が通常と異なるという点は見落としている。曇靖は単に五戒を五行に配当して土王説の原則のもとたまたま土行にあたる両舌戒の価値を高めたのではなく、はじめから両舌戒の優越を説くという意図を持って五戒の順序に編輯を加え、両舌戒の優越を主張するために土王説を利用したのである。

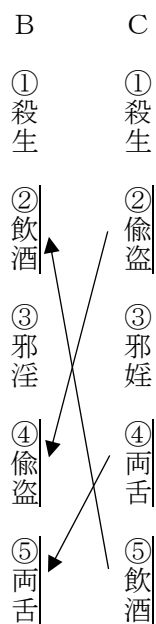
提謂・波利を「陰陽を明究し、鑽龜易卜す」る者とし、五戒の中で特に両舌戒を重視することで、曇靖は何を説きたかったのであるうか。それを読解するには、その経説が説かれた当時の状況を認識し、その状況において曇靖の追加・編輯した特色を解釈する必要がある。そこで次章では『提謂波利経』撰述の背景として、太武帝の廢仏・文成帝の復仏を検討する。

附論 五戒配列順序Bの考察

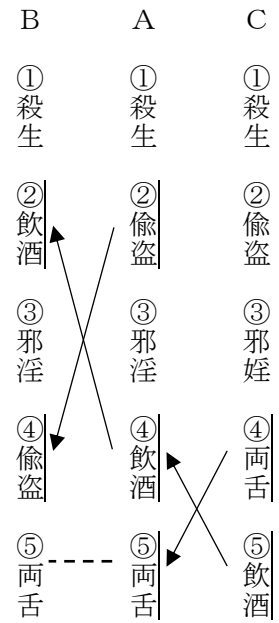
ここでは本章第二節において論じた『提謂波利經』中に見られる三通りの五戒配列順序のうち、該節では検討を行わなかったB（①殺生、②飲酒、③邪淫、④偷盜、⑤両舌）の順序が生じた理由について考察する。

本章第二節では、C（①殺生②偷盜③邪淫④両舌⑤飲酒）は通常の經典に見られる定型化された順序であり、A（①殺生②偷盜③邪淫④飲酒⑤両舌）は土王説を援用して両舌戒の価値を高めるという目的のもと、両舌戒を五行中の土行と同じ五番目に置くために、Cとベースとしつつ通常では五番目にあたる飲酒戒と四番目の両舌戒とを入れ替えたものであると述べた。

それでは、Bはどのような理由により生じた順序であろうか。Bを通常の順序であるCと比較すると、偷盜戒・両舌戒・飲酒戒の三つが入れ替わっていることが分かる。



しかし、間にAを踏まえると次のようになる。



Aは通常の順序であるCをベースとして両舌戒と飲酒戒を入れ替えたものであるが、BはそのAをベースとして、さらに偷盜戒と飲酒戒を入れ替えていることが分かる。

次に、Bの順序がいかなる文脈で用いられているのかを確認する。

- 一、
 ① 殺戒屬東方、使者名震。木神於人爲肝。腸氣催動、萬物支干故謂之肝也。
 ② 酒戒屬南方、使者名離。火神於人爲心。心者仁也。成養萬物、懷任重。故謂之心。
 ③ 姪戒屬西方、使者名兌。金神於人爲肺。肺者五藏之蓋、覆蓋萬物。故謂之肺。
 ④ 盜戒屬北方、使者名坎。水神於人爲腎。腎者萬物終成、藏去萬物。故謂之腎。
 ⑤ 兩舌戒屬中央、使者名坤。土神於人爲脾。脾者分氣授與四藏。故謂之脾。

(P.3732 九一一〇一行)

- 二、佛言。人不持五戒者、爲無五行。
 ① 殺者爲無仁。
 ② 飲酒爲無禮。
 ③ 姪者爲無義。
 ④ 盜者爲無智。
 ⑤ 兩舌者爲無信。罪屬三千。

(P.3732 三五七—三五九行)

三、佛言。①殺戒治東方。木爲諸侯、民之父母也。仁惠恩施於人民故也。②酒戒治在南方。火爲三公。輔王者、高明道德故也。③姪戒治西方。金爲大夫。主爲王者、誅罰不義。④盜戒治北方。水流行、人民爲王者走使。⑤兩舌戒治中央。土爲四方王。王爲天下主故、在中央。

(P.3732 二七三—二七九行)

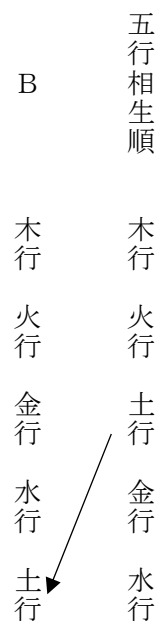
Aと同様、五戒を五行・五方・五常などと関連付けて述べる箇所である。注目すべきは、Bでは五戒のみならず五行・五方の順序も入れ替えが行われており、それにより五戒の順序が変わっても、五戒・五行・五方の配当自体はAと何ら変わらないという点である。

A	五戒	殺生	偷盜	邪淫	飲酒	兩舌	B	五戒	殺生	飲酒	邪淫	偷盜	兩舌
	五行	—	—	—	—	—		五行	—	—	—	—	—
	木行	水行	金行	火行	土行		五行	木行	火行	金行	水行	土行	
五方	東方	—	—	—	—		五方	東方	—	—	—	—	
	北方	西方	南方	中央			南方	西方	北方	中央			

配当がAと変わらないということは、Bにおける飲酒戒・偷盜戒の順序変更は特定の意味を付加するものではなく、単なる順序の相違であることが分かる。それではAが飲酒戒と兩舌戒を入れ替えてはいるが通常の五戒順序Cを基準とするのに対し、Bは如何なる基準で配列されているのであろうか。

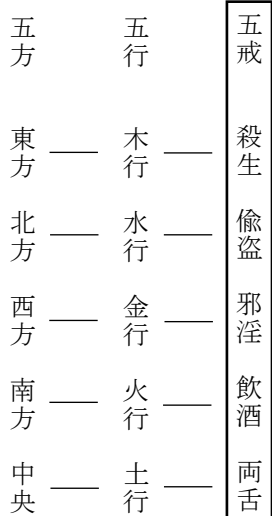
AからBへの順序変更理由として考えられるのは、五行の順序の整理である。中国で五行思想に言及する文献は古来数多くあるが、中でも主要とされる『漢書』五行志（後漢・班固撰）や『五行大義』（隋、蕭吉撰）では、「①木行、②火行、③土行、④金行、⑤水行」の順序で述べられている¹²。これは五行の相生（木は火を生じ、火は土を生じ、土は金を生じ、金は水を生じ、水は木を生ずという、互いに生み出し

合い循環する関係) 順である。Bと比較すると土行のみBでは五番目、相生順では三番目と異なるが、これは先に述べた通り土王説に基づき土行と他四行という関係で述べられるためと思われる。

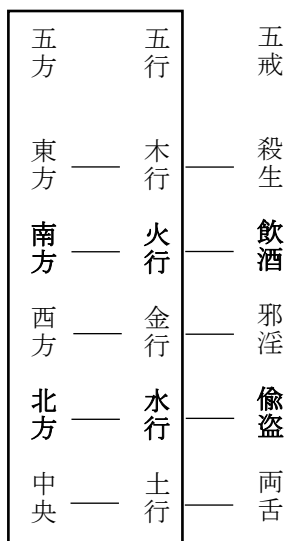


このように、Bの順序は五行相生順によって説明がつく。つまりAの配列は五戒の順序を基準としたもの、Bの配列は五行の順序を基準としたものであり、両者の配列の相違はこの基準に由来するものと言える。

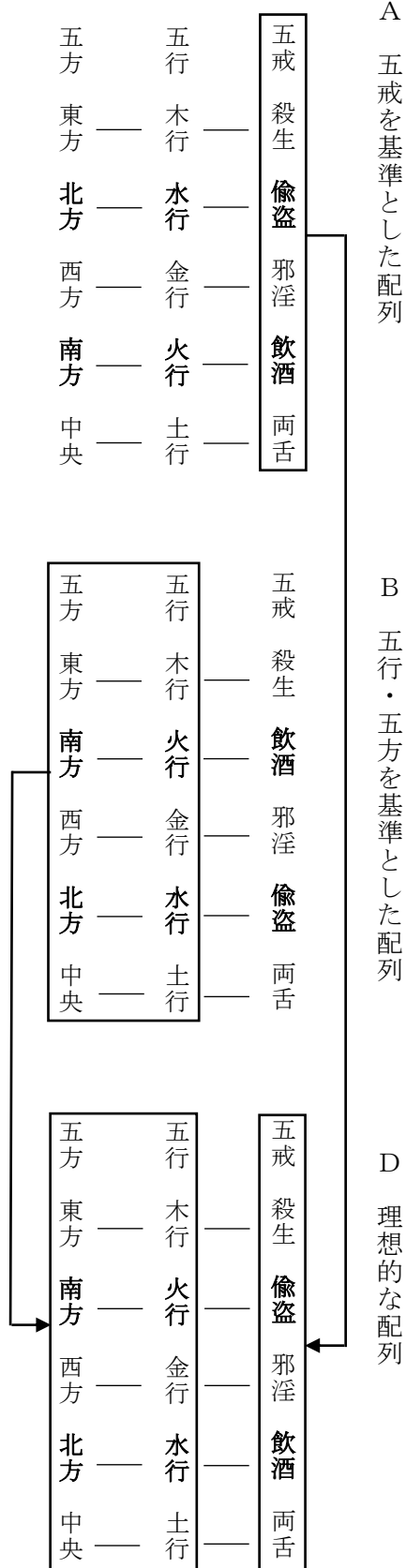
A 五戒を基準とした配列



B 五行・五方を基準とした配列



ただ問題は、何故五戒（殺生・偷盜・邪淫・飲酒・両舌）を五行・五方（木・火・金・水・土、東方・南方・西方・北方・中央）にそのまま配当しないのか、という点である。曇靖の意図が両舌戒の重視にあるならば、土行に両舌戒が配当されれば済むはずであり、他の四戒は土行・中央を除く四行・四方のいずれに配当しても問題はないと考えられる。そうであるならば、「A五戒を基準とした配列（殺生・偷盜・邪淫・飲酒・両舌）」と「B五行・五方を基準とした配列（木・火・金・水・土、東方・南方・西方・北方・中央）」をそのまま配当することで、五戒の順序にも五行・五方の順序にも適した理想的な配列Dを作ることが可能であったはずである。Aの配列とBの配列の相違は、それをなさなかった故に生じたものと言える。



Dの配当を用いれば、両舌戒の土行への配当、五戒の順序、五行相生順と、全ての問題が解決されるはずである。曇靖はなぜDの順を用いなかっただのであろうか。Dの配当には何らかの問題があり、A・B二通りの配当を作る必要があったものと考えられる。

そこで、右図にA・BとDとの差異を太字で示した。A・Bでは「偷盜―水行―北方」「飲酒―火行―南方」と配列されているが、Dの配当を行うとこれが崩れ、「偷盜―火行―南方」「飲酒―水行―北方」となる。つまり五戒と五方・五行の配当に際して「両舌戒―

土行―中央」と配当すると共に、「飲酒―火行―南方」「偷盜―水行―北方」の配当を行わなければならない理由があったことが推測される。

「飲酒―火行―南方」「偷盜―水行―北方」の両者、特に「飲酒―火行―南方」に着目することで、一つの仮説が導き出される。五行思想では木・火・土・金・水の五要素を五岳・五星・五臟等、万物の成立や運行の元とするが、そこには味覚すなわち五味の配当も行われる。五味と五行の配当は次の通りである。

五行	木行	火行	土行	金行	水行
五味	酸	苦	甘	辛	鹹 ¹⁾

太字部分、五味の中には酒があり、火行に配当されている。中国において酒は五行思想に基づいて火行に配当されるものであるため、『提謂波利經』においても「飲酒―火行―南方」という配当は崩すことができなかつたのであろう。なお『止観輔行伝弘決』（唐・湛然）に見られる本經の引文（引文⑦）にも、飲酒と火の結びつきに言及する次のような文言がある。

不妄語如四時。身遍四根。妄語亦爾。遍於諸根違心説故。火主南方、南方主心、心主舌、舌主夏。酒亂増火。故不飲酒以防於火。

（大正四六、三四二頁上）

「飲酒―火行―南方」の配当を保つために、五戒と五行・五方の配当は同一でありながら五戒の順序を基準とした配列Aと、五行・五方の順序を基準とした配列Bとが派生したものと推測される。

¹ 池平紀子「道教と中国撰述経典」(『道教研究の最先端』大河書房、二〇〇六、三六一―六三頁)、池平紀子「仏・道における五戒の受持と二十五神の守護について」(『東方学』一一六、二〇〇八、五五―七三頁)、侯広信『提謂波利經』の道教経典に対する影響―『太上老君戒経』を例として(『武蔵大学人間科学研究所年報』四、二〇一五、一一―一三〇頁)。

² 前掲塚本善隆「中国の在家仏教特に庶民仏教の一経典―提謂波利經の歴史―」二〇二頁。

³ 類似の内容を持つ逸文は他に以下三点が確認される。

『大方広仏華嚴経随疏演義鈔』卷六、唐、澄観(大正三六、四四頁上)、
如來在樹王下成道。於七日中、無人知佛得阿耨三菩提。唯提謂波利此二居士。明究陰陽、鑽龜易卜。知佛成道。名樹神。提胃獻麩。四天王奉鉢。如來受已。始爲提胃說世間因果。

『円覚経大疏釈義鈔』卷二之上、唐、宗密(卍統藏一四、二四三丁表上)、

提胃經說。如來在樹王下成道。於七日中無人知。唯提謂波利二居士。明究陰陽、鑽龜易卜。

『華嚴一乗教義分齊章義苑疏』卷三、宋、道亭(卍統藏一〇三、一一三丁裏上)、

提謂經說。如來成道七日、無人知佛得阿耨多羅三藐三菩提。唯提謂波利此二居士。明究陰陽、鑽龜易卜。

⁴ 前掲塚本善隆「中国の在家仏教特に庶民仏教の一経典―提謂波利經の歴史―」二二一頁。

⁵ 定方晟「二商人奉食の伝説について」(『東海大学紀要 文学部』七六、七五―一八頁)。

⁶ 道端良秀『中国仏教史の研究』(法蔵館、一九七〇年)「七章 仏教と酒―毒酒と薬酒―」二一四―二一五頁に以下のようである。

不飲酒戒は、寺家の信者が守らねばならない、五戒の一つである。不殺生、不偷盜、不邪淫、不妄語、の四戒と、第五の不飲酒戒との五戒であつて、出家教団においては、前の四戒の一つでも犯したなら、直ちに出家教団を追放されて、還俗せしめられるのである。

第五の不飲酒戒は、前四戒とは、性格の異なるもので、インドでも前四戒は他の教団でも等しく禁止されていた戒律であるが、この不飲酒戒だけは、仏教独自のものであったのである。従つてこの戒は、前四戒ほどの重い罰を、加えるとはなかつたが、飲酒によつて、他の四戒も自然に犯される可能性が多いところから、五戒の内に入れて、これを実行せしめようとした。

⁷ 島邦男『五行思想と礼記月令の研究』第五章「第二節 土王説と五行相生説」三〇〇―三一頁(汲古書院、一九七一年)では、『管子』四時篇の祖本より、

中央曰土、土德實、輔四時出入、以風雨節、土益力、土生皮肌膚、其德、和平用均、中正無私、實輔四時、春羸育、夏養長、秋聚收、冬閉藏、大寒乃極、國家乃昌、四方乃服、此謂歲德。

の文を引き、土は特定の時節ではなく充実を徳とするものであり、四時を実輔するものと述べている。

⁸ 侯広信『提謂波利經』における儒家思想の影響―「五行説」を例として―(『東アジア仏教学術論集』五、二〇一七、三三三―三五七頁)。

⁹ 前掲侯広信『提謂波利經』における儒家思想の影響―「五行説」を例として―三四〇―三四四頁。

¹⁰ 以下に列挙する諸律典がいずれも五戒の一つとして「妄語」を挙げるのに対し、『提謂波利經』はこれを「両舌」としている。以下に検討する五戒順序とあわせてこの点にも留意する必要があるが、便宜上この問題はひとまず置いて五戒順序にのみ注目し、「両舌」を用いる理由については第五章で述べる。

¹¹ 前掲侯広信『提謂波利經』における儒家思想の影響―「五行説」を例として―三五六頁。

¹² 『漢書』卷二七上、五行志の冒頭には、

經曰、初一日五行。五行、一曰水、二曰火、三曰木、四曰金、五曰土。

の順で列挙されるが、富谷至・吉川忠夫訳注『漢書五行志』（平凡社、一九八六）三三―三四頁の注（1）によれば、「経」は『尚書』（『書経』）洪範篇の文章である。この順序について、平澤歩『漢代経学に於ける五行説の変遷』（東京大学大学院博士論文、二〇一四、<http://wanibeer.web.fc2.com/hakron/index.html>）二〇一九年二月八日アクセス確認）一三頁には、『尚書』より先に引用した「経曰」以下の五行順を引用した上で、

これは、「五行」として「木・火・土・金・水」の全てを挙げる初期の例であり、後世の五行説では、この記述を元にして様々な言説が展開されている。しかし、陳其元が述べているように、ここでの「五行」は元々はそれほど抽象的な概念ではなく、具体的な物質・味を述べるのみだったと考える方が良いだろう。少なくとも、ここに分類概念としての意味は見出せず、また相生・相克の記述もない。

後世にしばしば問題となるのが、この洪範で列挙される五行の順序である。相生の順であれば「木・火・土・金・水」、相克の順であれば「土・木・金・火・水」である。しかし、洪範における五行の順序は、そのいずれでもない。おそらく、相生・相克の観念と無関係であったためであろう。と述べる。『漢書』五行志では先の『尚書』引用の後、五行の各要素について詳述する箇所において、

説曰木、東方也。（…中略…）説曰、火、南方、揚光輝爲明者也。（…中略…）説曰、土、中央、生萬物者也。（…中略…）金、西方、萬物既成、殺氣之始也。（…中略…）説曰、水、北方、終藏萬物者也。

と、「①木、②火、③土、④金、⑤水」の相生順で列挙されている。

中村璋八『五行大義』（中国古典新書、明德出版社、二〇〇九年一五版）六三―六六頁、

木者觸也。（…中略…）火之爲言化也。（…中略…）土之爲言吐也。（…中略…）金者禁也。（…中略…）水準也。（…後略…）

¹³ 前掲中村璋八『五行大義』一三二頁、

鄭玄云、五味醯酸、酒苦、蜜甘、薑辛、塩鹹。

第四章 『提謂波利經』撰述の時代背景 —太武帝廢仏・文成帝復仏時の国家と仏教—

はじめに

『提謂波利經』の撰述意図について、従来の説では『統高僧伝』の記述に基づき、廢仏により經典が散逸したために作られたとされている。疑經撰述の目的が散逸した經典の補填であるという説には首肯できないが¹、太武帝の廢仏を経た文成帝の復仏を歴史的背景として撰述されたことは間違いない。中国で撰述された疑經は、インド起源の原典を翻訳した真經とは異なっており、その内容に時代が反映されるものであり、換言すればその読解には撰述背景の理解が不可欠であると言える。

本章では、『提謂波利經』撰述の背景として太武帝の廢仏から文成帝による復仏を一連のものとして捉え、まず太武帝の廢仏に着目し、先行研究を踏まえつつその原因を検討することで、仏教の如何なる点が問題視され弾圧されたのかを明らかにする。その上で文成帝による復仏がその問題点に対して如何なる対応をとるものであったのかを明らかにする。

第一節 太武帝による廢仏の概要

太武帝の廢仏は、中国仏教史上で最初に行われた国家による廢仏毀釈であり、三武一宗の法難²の一つである。『魏書』世祖紀第四下、太平真君七年三月の記事に次のようにある。

三月、詔諸州坑沙門、毀諸佛像。

(三月、詔して諸州の沙門を穴埋めにし、仏像を破壊させた。)

(中華書局本『魏書』第二冊、一〇〇頁)

帝紀の記述は極めて簡潔であるが、『魏書』積老志では廢仏前後の様子を含めて次のように記される。

會蓋吳反杏城、關中騷動。帝乃西伐至於長安。先是、長安沙門、種麥寺內、御驕牧馬於麥中。帝入觀馬。沙門飲從官酒。從官入其便室、見大有弓矢矛楯、出以奏聞。帝怒曰、此非沙門所用、當與蓋吳通謀、規害人耳。命有司案誅一寺、閱其財產、大得釀酒具及州郡牧守富人所寄藏物、蓋以萬計。又爲屈室、與貴室女私行淫亂。

帝既忿沙門非法。浩時從行、因進其說。詔誅長安沙門、焚破佛像、勅留臺、下四方令、一依長安行事。

(…中略…)

時、恭宗爲太子監國。素敬佛道。頻上表、陳刑殺沙門之濫、又非圖像之罪、今罷其道、杜諸寺門、世不修奉、土木丹青、自然毀滅。如是再三、不許。乃下詔曰、

昔、後漢荒君、信惑邪僞、老假睡夢、事胡妖鬼、以亂天常。自古九州之中、無此也。夸誕大言、不本人情、叔季之世、闇君亂主、莫不眩焉。由是政教不行、禮義大壞、鬼道熾盛。視王者之法、蔑如也。自此以來、代經亂禍、天罰亟行、生民死盡、五服之內、鞠爲丘墟、千里蕭條、不見人迹、皆由於此。朕承天緒、屬當窮運之弊、欲除僞定眞、復羲・農之治。其一切盪除胡神、滅其蹤迹、庶無謝於風氏矣。自今以後、敢有事胡神、及造形像泥人銅人者、門誅。雖言胡神、間今胡人、共云無有。皆是前世漢人、無賴子弟、劉元眞・呂伯彊之徒、接[※]乞胡之誕言、用老莊之虛假、附而益之。皆非眞實。至使王法廢而不行。蓋大姦之魁也。有非常之人、然後能行非常之事。非朕孰能去此歷代之僞物。有司宣告征鎮諸軍刺史、諸有佛圖形像及胡經、盡皆擊破焚燒、沙門無少長悉坑之。

是歲眞君七年三月也。

恭宗言雖不用、然猶緩宣詔書、遠近皆豫聞知、得各爲計。四方沙門、多亡匿獲免。在京邑者、亦蒙全濟。金銀寶像及諸經論、大得祕藏。而土木宮塔、聲教所及、莫不畢毀矣。始謙之與浩同從車駕。苦與浩諍、浩不肯。謂浩曰、卿今促年受戮、滅門戶矣。後四

年、浩誅備五刑。時年七十。

浩既誅死、帝頗悔之。業已行、難中修復。恭宗潛欲興之、未敢言也。佛淪廢。終帝世、積七八年。然禁稍寬弛、篤信之家、得密奉事、沙門專至者、猶竊法服誦習焉。唯不得顯行於京都矣。

※諸本接字なし、『広弘明集』により補う。(塚本注)

(たまたま、蓋呉が杏城(陝西)で反乱をおこしたので、関中の地方はさわがしく不穏となった。帝はそこで西の方に向けて長安にいたった。これより先、長安の沙門たちは麦を寺内に種えていた。寺の馬丁たちがこの麦畑の中で馬を牧養していた。帝が寺に入って馬を観ると、沙門は「帝の」従官たちに酒を飲まして接待した。この従官が僧たちの私室に入って弓矢矛盾などの武器が大量に蔵せられているのを見て、帝にその由を申し上げた。帝は怒って、これらの武器は沙門の平常用うるものではない、まさにおそらくは蓋呉と通謀して、世人を害することをはからんとするものであるとした。そこで役人に命じて一寺をしらべ責め、その財産を検閲したところ、大量の醸酒具や州郡の地方長官や富豪の寄託した隠匿物資がみつげ出され、「しかもそれが」万をもって数えるほどもあった。また密室がつくってあって、貴族の女子とひそかに淫乱の行為をやっていた。

帝はすでに沙門の非法をおこっていた。時しも崔浩は帝に随従しており、「この機を逸せず」自説(仏教廢滅)を進言した。「よって」詔して長安の沙門を誅し仏像を焚きこぼった。留台(太子晃)に勅して四方に命令を下して、長安と同様に廢仏の事を行わしめたのである。

(…中略…)

当時、恭宗が太子監国であった(国務をとっていた)。もともとから仏道を敬っていた人であったので、頻りに上表して沙門を刑殺することがひどすぎることを陳情した。また寺や仏像の罪ではない。今仏教を廢して諸寺を杜し、世々修奉しないことにすれば、仏教の建造物や赤青の彩色を加えた諸莊嚴も、自然に毀滅するではありませんかと申し上げた。かくの如きことを陳情せらるること再三であったが、帝は許さなかった。そして詔を下して曰く、むかし、後漢の荒君(明帝)は邪偽を信じてこれに惑い、妄りに睡夢にかこつけて胡(蛮人)の妖鬼(仏)に事えて天の常道(五常)を乱した。古より九州の中(中国)には、かかるものはなかったのである。「その教は」ありもせぬことや大げさなことを言っていて、人情に本づくものではないのだが、末の世には闇君乱主が眩惑せられないものはない。これによって「国家の」政教が行われず、礼義が大いに壞れ、鬼道(仏教)が盛んとなって王者の法を見ても蔑ろにするようになった。これより以来、代々乱禍をへて天罰がしばしば行われ、人民が死に尽し、五服(王化の及ぶ)の内も、交

通の路はふさがりとだえて荒野となり、千里蕭条として人迹を見ざるに至ったが、それは皆ここに原因しているのである。

朕は天緒を承けたが、たまたま窮運の弊時に当たっているので、偽（仏教）を除き真を定めて、「古の」伏羲神農の治に復したいと思う。いま、すべて胡神（仏）を盪除し、その蹤迹を滅ぼしてしまったならば、「中国の最古の聖帝」風氏（伏羲の姓）にも申しわけができるというものであろう。今から以後、あえて胡神に事えるもの、及び泥や銅の仏像を造るものは一門を誅する。胡神というけれども、今の胡人に問うに何れもあることなしといっている。皆是れ前代の漢人無頼の子弟である劉元真や呂伯彊の徒が、乞食の胡人（仏若しくは西域僧）のほらつぱちをうけついで、老荘の虚仮の説をもつて附会し増益したものである。まったく真実ではない。王者の法をして廃して行わざるに至らしめた。蓋し大姦物の首魁である。非常の人あつて然る後に非常の事を行い得るものである。朕に非ずして、たれかよくこの歴代の偽物（仏教）を除去し得ようや。有司は征鎮諸軍や諸州の刺史に、あらゆる寺も仏像も及び胡經（仏典）も尽く皆たたきつぶし焼いてしまい、沙門は年齢の少長をとわず悉くこれを坑殺してしまえと宣告せよ、と。

この年は太平真君七年（四四六）三月であった。

恭宗は申しあげたことは用いられなかったけれども、それでも「廢仏実施の」詔書を宣布するのをゆっくりせられたので、遠近のものは皆予め「廢仏のことを」聞き知して各々方策を立てることができた。四方の沙門は多く逃亡しかくられて殺害を免れることを得たし、帝都にいる者も救われて身を全うすることができ、金銀の宝像や経論は大いに秘蔵することができた。しかし土木の寺塔は、廢仏の命令の及ぶ限り、畢く毀たれないものはなかった。

始め寇謙之は崔浩といつしよに世祖のみ車に随行していた。「謙之は廢仏はいけないとして」、いろいろと崔浩と論争したが、崔浩は承知しなかった。謙之は崔浩につけて曰った。あなたは今に寿命をちぢめて刑戮をうけ、一門を滅ぼしますよと。後四年たつて、崔浩は一門が殺されるという極刑に処せられた。時に年七十であった。

崔浩が誅死してから、世祖はよほど廢仏のことを後悔したが、すでに事が実行せられていて、途中で仏教の修復へかえることはむづかしかった。

「太子の」恭宗も心ひそかに仏教を再興したいと思っていたが、未だ敢ていうにはいたらなかった。仏教が淪廢せられるには、世祖の世を終るまで七・八年間をかさねた。然し禁令がややゆるやかとなり、「仏教を」篤信する家では密かに奉事することができたし、沙門の「仏道に」ひたすら精進する者は、猶ひそかに法服をきて仏經を誦習していた。ただ帝都に於いては、おもてむきに「仏教を」行うことはできなかった。

（塚本善隆『魏書釈老志の研究』⁴ 一八四—一九七頁）

廢仏の契機は、蓋呉（河西回廊一帯にあった民族）が杏城（現・陝西省）で反乱を起こし、太武帝自らその討伐へ赴く途中、長安の寺院で蓋呉と共謀し世人を害さんとする沙門らの実態を目にしたことであつた。墮落した長安沙門への太武帝の憤りと、従軍していた廢仏派の家臣・崔浩による仏教毀滅の進言によって、まず長安沙門が誅され、続いて北魏全体への廢仏の詔が出された。仏教を信奉していた太子の拓跋晃は、帝の廢仏が過激すぎると諫めたが、帝の廢仏の意は固く、寺院・仏像・仏典を焼き払い沙門を生き埋めにするよう命が下された。

廢仏の状況については、詔の宣布が緩慢であつたため、仏像や經典は秘蔵することができたという。しかし隠匿することができない寺院等の土木建築物は、悉く毀されてしまった。廢仏は太武帝の崩御までの七、八年間にわたつて行われたが、禁令はしだいに緩やかになっていった。帝都では表向きには仏事は行われなかったが、密かに仏教を奉じる者はあつたようである。

釈老志の廢仏に関する記述は以上であり、四五二年二月に太武帝が崩御すると、その年一二月に文成帝によって仏教復興の詔が出された。

第二節 先行研究に見る廢仏の原因

それでは従来の研究では、廢仏の原因についてどのように分析されているのか。直海玄哲は「北魏太武帝廢仏考」⁵の中で、廢仏の原因を論じる先行研究を次のようにまとめている。

境野黄洋氏は、廢仏が道教徒の力によってなされたものとされ、道端良秀氏は、その原因を道仏二教の争い、北方民族と漢民族と

の闘争、国家財政上の問題、教団の墮落の四点によると分析されている。また、横超慧日氏は、最大の原因は国家の治安であり、思想に根拠するものではないとして道仏二教の問題より離れて、この事件を考えられた。そして、湯用彤氏は、主因を道仏二教の争いとしながらも、司徒崔浩（三八一年―四五〇年）の働きを重視され、塚本善隆氏は、崔浩をこの廃仏断行の中心人物として位置づけられた。

これらの先行研究は、異なる視点により行われてはいるが、横超を除けば、いずれも太武帝の新天師道への傾倒に端を発する「道仏の争い」に帰着するものである。

新天師道とは、道士・寇謙之（三六五年頃―四四八年）によって創始された道教教団である。寇謙之は字を輔真と言い、上谷郡（現・北京市）の出身である。神瑞二年（四二五）一〇月乙卯、嵩山（河南省登封県北部）での修行中に太上老君（老子が神格化された時の尊称）の来臨に合い、道教を清整し後漢の張陵（生年不明―一七七年）が創始した天師道の誤りを正すよう命じられた。泰常八年（四二三）一〇月戊戌、嵩岳にて牧土上師李譜文の来臨にあい、嵩岳が統べる広漢平土方万里の土地と『籙図真經』六〇巻を授けられ、「輔₁佐北方泰平真君（北方泰平真君を輔佐せよ）」との命を受けた。

「北方泰平真君」とは、北魏の皇帝を指すとされる。塚本善隆は、

北方泰平真君は、暗に北方の平城（大同）を都としている北魏皇帝をさしているであろう。前文に、寇謙之が授けられた嵩岳の統べる広漢平土方万里というのも、華北、北魏の領域をさすものであろう。換言すれば嵩山の道士寇謙之は、北魏における道教の首長として、北魏皇帝を輔佐し教化する使命をもつものと自信し自覚し、これを天神から授けられた使命として宣揚したものであろう。

と指摘している。李譜文より与えられた「北魏皇帝を輔佐し教化する使命」に従い、寇謙之は当時の北魏皇帝である太武帝に見えた。初めは朝廷・民間ともに寇謙之の言に半信半疑であった。そこで寇謙之を後押ししたのが、後に太武帝の右腕として朝廷内で権勢を振るう崔浩であった。寇謙之に師事していた崔浩は、帝に謙之を用いるよう進言し、受け入れられた。かくして太武帝は寇謙之を迎え、京師・平城に天師道場を建て、五層の道壇を築いて道士一二〇人に衣食を与え礼拝や厨会を設けるなど、次第に彼の新天師道に傾倒していった。帝は夏（五世紀初期、現・内蒙古自治区オルドス市近辺を支配した匈奴民族国家）の討伐にあたって寇謙之に神意を尋ね、四四〇年には年号を太平真君と改め、太平真君三年（四四二）には道壇に登って符録（修行の段階に応じて天師から授けられる免状）を受け、道教君主となるに至った⁸。

塚本善隆は、廢仏はこうした太武帝の道教君主化による道仏の衝突と、胡族国家北魏の漢化を推進する漢人司徒・崔浩とによって行われたものであり、とりわけ崔浩の果たした役割が大きいのと述べる⁹。

崔浩（三八一—四五〇年）、字は伯淵、漢族名門清河（河北）の崔氏の出身である。北魏第二代皇帝・明元帝に重用されるが、明元帝が崩御して太武帝が即位すると、朝廷内の反対勢力によって一度排斥させられた。この失意の時に平城に向かう寇謙之と出会い、道の教えを受けるうちに意気投合し、始光二年（四二四）三月、寇謙之と結託した崔浩は朝廷への進出を果たした。その後は相次ぐ軍事遠征で成果を上げ、再び北魏朝廷における地位を確立していった¹⁰。

崔浩は胡族国家である北魏に仕えながらも、その政治的理想は儒教思想に基づく国家体制の構築にあつた¹¹。塚本は、漢族伝統政治を理想とする崔浩の仏教観を、次のように述べる。

崔浩・寇謙之の提携頗る固く、太武帝は道教君主となり、両者への信賴益々厚きを加えている。所で今や北魏国政の実権を握れる崔浩も寇謙之に師事する道教信奉者であつたらしいが、しかし彼の本領殊に政治家としての本領は、中国古典に見らるる如き五等爵以下士農工商の階級制度によつて秩序を保たれる政治の実現にあり、いわゆる礼によつて秩序づけられる文化社会の建設であり、胡族帝王の国を漢族儒士を治者階級とする漢文化化された国家たらしめんとすることにあり。

(…中略…)

崔浩の理想とする周の社会には、仏教教団はなかったし、漢族文化を以って統治せんとする中華意識の強い尚古思想の強い儒士たる彼が、胡族に出ずる仏教を蔑視し排斥するのは当然である。漢族儒士の政治は、極端に云えば庶民から政権を奪い、思想を封じ、いわゆる民を愚にして、唯忠実な被治者階級として、国家の生産部門と税役とを担当して勤勞せんことを要求するものである。

崔浩にとっては、国家の生産と税役の外に、一階級一勢力をなし、而も民に特殊な思想と信仰とを与えて団結を生ぜしめるが如き 仏教は、国家に無益であるのみならず、虚誕をもって国を惑わす有害の存在であった。妻が読む仏典を焚きすてその灰を廁中にす てたという程の、崔浩の仏教嫌いは、彼の道教信仰にもよること乍ら、それよりも寧ろ、漢族名門を治者階級とする儒教的政治国家を唯一の正しいものとする政治的見地から来るものである。この点は彼が師事する寇謙之が、仏を神仙の一として認めている人であり、崔浩の極端な廢仏毀釈には反対していることによっても知られる。

(塚本善隆『北朝仏教史研究』五五―五七頁)

崔浩の反仏教の立場は新天師道への信奉に基づくものではなく、仏教の流行が国家の生産性を低下させ、儒教国家では本来国が統制すべき民衆に不要な信仰・団結性をもたらすことを恐れてのものと分析している。そうした強い政治理念を持つ崔浩が朝廷で権力を強めていた時に、反乱を起こした蓋呉と長安沙門の通謀が明らかとなり、崔浩は期を逃さず太武帝に廢仏を訴えた。こうして廢仏は武功を第一とする太武帝と、漢族名門の名誉と権益の回復を図る崔浩によって行われたものであると、塚本は分析する¹²⁾。

佐藤智水は塚本の説に対し、

塚本氏の右の結論は至極妥当な見解と思われるが、なお且つ、右のような漢化の方針を有する崔浩が五世紀前半の北魏国家を領導することを可能にした史的構造とは何か、また、その後の仏教の展開にどのような影響を与えたか、という問題がなお残されている

るように思われる。

と課題を提示し、また、

廢仏が太武帝の新天師道（寇謙之の道教）への傾斜と密接な関連があることは、これまでほぼ共通した認識になっている。また廢仏政策の主たる推進者が崔浩であるとしても崔浩一人の力では到底なしえないことである。すなわち、廢仏政策は崔浩・太武帝・寇謙之の三者の結びつきがあつてはじめて可能になったと考えられる。この三者がどのような背景のもとに結びついたか、と言う疑問もまた前述の課題と深くかかわるものである。

（佐藤智水『北魏仏教史論考』「第一章 北魏前期の政治と宗教」一頁）

と述べた上で、廢仏の背景を次のように分析する。

廢仏事件の背景と原因については、太武帝の廢仏は北魏皇帝権の専制化の過程で惹き起こされたものといえる。北魏王朝は、部族連合時代↓「胡族国家」的段階↓中国的専制国家へという展開の過程において、祭祀体制も遊牧社会伝統のシャーマニズム的祭祀から胡漢の両支配層をつなぐような礼教的祭祀への展開が必要となったが、太武帝の支持を得た崔浩は、官僚体制を整備する傍ら、北魏君主を支える礼教的祭祀として寇謙之の新天師道を採用し、神異的仏教を排除し、儒教倫理を体得した漢族士人の主導する中国的国家へ変革しようとした。寇謙之の新天師道は、聖なる君主を奉戴しその君主を支えて大道をこの末世に敷き広める、というきわめて国家宗教的色彩の強い、上からの宗教改革によって民衆の俗信や迷信を清整しようとする内容を持っていた。これに対し、ややもすれば教団としてのまとまりに欠け、仏の神異力を標榜し君主の胡族的性格に依存していた仏教が、国家体制の変

（佐藤智水『北魏仏教史論考』「第一章 北魏前期の政治と宗教」二頁）

容に応じきれなかったのも当然だったといえよう。

(佐藤智水『北魏仏教史論考』第六章 蓋呉の反乱と廢仏 六四―六五頁)

廢仏の背景として、北魏皇帝権の専制化に伴って祭祀体制変革の必要が生じたことを指摘し、五胡十六国時代より神異性をもって国家に用いられた仏教が排斥されて、寇謙之によって教理・教団の清整が行われた新天師道が国家宗教の位置を占めたものと述べる。

また、廢仏における崔浩の役割を重視する塚本の論に対して、直海玄哲は次のように述べる。

塚本氏の研究は、先行研究の中で最も精緻であり、傾聴しなければならない。しかし、『魏書』「釈老志」(『魏書』の紀伝志については、以下『魏書』の名を略す。)や『仏祖統紀』などの史料によると、太武帝が元来仏教に好意を示していたことが知られ、また太武帝より先の道武(太祖、在位三八六―四〇九年)、明元(太宗、在位四〇九―四三三年)両帝も仏教を崇めたという記事が「釈老志」に見えることより考えて、国策が全く転回してしまった事情を、ひとり崔浩の仕業として良いものであるか。私は、廢仏毀釈の実施に崔浩の果たした役割を否定するものではないが、同時に、王法と仏法の関係が歴史的に変遷していく過程において、仏法が為政者の宗教政策に如何に適合し得なかったかを検討する必要を感じるのである。すなわち、北魏という異民族政権がどのように仏教を受容しようとしているのかを明らかにしなければ、この事件を正しく中国仏教史上に位置づけることができないと考えるのである。

(直海玄哲「北魏太武帝廢仏考」二四頁)

直海は以下、『高僧伝』神異篇に見られる五胡十六国時代の僧侶(仏図澄・単道開・涉公・曇曜・曇始ら)が国主に対し神異をもって教化しようとしたことから、北魏による華北統一以前の五胡諸国に行われた仏教が神異的仏教であったと述べる。すぐれた智謀や未来予言等に

よって国政の助言をした神異僧は国王側にとって有益であり、国家は仏教にそうした神異的側面を求めた。北魏建国当初まで続いた仏教の政治利用が太武帝の代に廢仏政策に転じた理由として、王法が求めた神異的要素を仏教側は提供することができず、代わって新たに現れた新天師道が太武帝に宗教的権威を与え、国家の要求を満たしたためであると指摘し、「為政者の宗教に対する要求と、それに応えることのできなかつた仏教との食い違いが、この廢仏の第一の契機であつたと考えられる」と結論する。

同じく仏教の神異的要素に着目した春本秀雄は、「北魏太武帝の廢仏と凶讖禁絶についての一試論」¹³において廢仏の原因を仏教と凶讖との関連に求める。春本は、安居香山が「漢魏六朝時代に於ける凶讖と仏教—特に僧伝を中心として—」¹⁴において、沙門と師巫とを併せ禁じる太平真君五年正月戊申の詔「愚民無識、信惑妖邪、私養師巫、挾藏讖記陰陽圖緯方伎之書。又沙門之徒、假西戎虛誕、生致妖孽。非所以壹齊政化、布淳德於天下也。自王公已下至於庶人、有私養沙門、師巫及金銀工巧之人在其家者、皆遣詣官曹、不得容匿」の背景には師巫や沙門による徴驗的・呪術的行為が社会的に相当な弊害をもたらしていたであろうこと、そしてそれが太平真君七年（四四六）の廢仏の遠因となつたと推察されていることに注目し、廢仏の前年に起こつた蓋呉の反乱に際する「滅虜者呉也（北魏を滅ぼすのは蓋呉である）」¹⁵という謠言の流布こそが廢仏の原因であるとす。

以上、廢仏の原因としては道仏の衝突、崔浩の存在、北魏国家の政策転換、謠言の流布等、種々の要素が挙げられている。廢仏の原因はそのうちのいずれかというわけではなく、それら種々の要素が重なつた結果と考えられる。

ただひとつ明らかなことは、蓋呉討伐に際して發覺した長安沙門と蓋呉との密通が、廢仏の契機となつたことである。しかし、当事者の長安沙門が反逆罪で罰せられるのは当然として、その累が諸州の沙門に及ぶのは何故であろうか。廢仏は如何なる論理によって行われたのか。次節では、廢仏の一次資料である太平真君七年三月の詔を読解することで、国家が如何なる論理で廢仏を実行したのかを検討する。

第三節 廢仏の詔の検討

太平真君七年三月に下された廢仏の詔は、①後漢荒君（明帝）の故事、②仏教による弊害、③廢仏の宣告、の三つの内容から構成されている。

①昔、後漢荒君、信惑邪僞、老假睡夢、事胡妖鬼、以亂天常。自古九州之中、無此也。夸誕大言、不本人情、叔季之世、闇君亂主、莫不眩焉。由是政教不行、禮義大壞、鬼道熾盛。視王者之法、蔑如也。②自此以來、代經亂禍、天罰亟行、生民死盡、五服之內、鞠爲丘墟、千里蕭條、不見人迹、皆由於此。③朕承天緒、屬當窮運之弊、欲除僞定眞、復義・農之治。其一切盪除胡神、滅其蹤迹、庶無謝於風氏矣。自今以後、敢有事胡神、及造形像泥人銅人者、門誅。雖言胡神、聞今胡人、共云無有。皆是前世漢人、無賴子弟、劉元眞・呂伯彊之徒、接_※乞胡之誕言、用老莊之虛假、附而益之。皆非眞實。至使王法廢而不行。蓋大姦之魁也。有非常之人、然後能行非常之事。非朕孰能去此歷代之僞物。有司宣告征鎮諸軍刺史、諸有佛圖形像及胡經、盡皆擊破焚燒、沙門無少長悉坑之。

※諸本接字なし、『広弘明集』により補う。（塚本注）

①むかし、後漢の荒君（明帝）は邪僞を信じてこれに惑い、妄りに睡夢にかこつけて胡（蛮人）の妖鬼（仏）に事えて天の常道（五常）を乱した。古より九州の中（中国）には、かかるものはなかったのである。「その教は」ありもせぬことや大げさなことを言っていて、人情に本づくものではないのだが、末の世には闇君亂主が眩惑せられないものはない。これによって「国家の」政教が行われず、礼義が大いに壞れ、鬼道（仏教）が盛んとなつて王者の法を見ても蔑ろにするようになった。②これより以来、代々乱禍をへて天罰がしばしば行なわれ、人民が死に尽し、五服（王化の及ぶ）の内も、交通の路はふさがりとだえて荒野となり、千里蕭条として人迹を見ざるに至つたが、それは皆ここに原因しているのである。③朕は天緒を承けたが、たまたま窮運の弊時に当たっているので、僞（仏教）を除き眞を定めて、「古の」伏羲神農の治に復したいと思う。いま、すべて胡神（仏）を盪除し、その蹤迹を滅ぼしてしまつたならば、「中国の最古の聖帝」風氏（伏羲の姓）にも申しわけができるというものである。今から以後、あえて

胡神に事えるもの、及び泥や銅の仏像を造るものは一門を誅する。胡神というけれども、今の胡人に問うに何れもあることなしと云っている。皆是れ前代の漢人無頼の子弟である劉元真や呂伯彊の徒が、乞食の胡人（仏若しくは西域僧）のほらつばちをうけついで、老莊の虚仮の説をもつて附会し増益したものである。まったく真実ではない。王者の法をして廢して行わざるに至らしめた。蓋し大姦物の首魁である。非常の人あつて然る後に非常の事を行い得るものである。朕に非ずして、たれかよくこの歴代の偽物（仏教）を除去し得ようや。有司は征鎮諸軍や諸州の刺史に、あらゆる寺も仏像も及び胡經（仏典）も尽く皆たたきつぶし焼いてしまい、沙門は年齢の少長をとわず悉くこれを坑殺してしまえと宣告せよ

（塚本善隆『魏書釈老志の研究』一九〇—一九四頁）

右の詔において、

朕承天緒、屬當窮運之弊、欲除偽、定眞、復義・農之治。

（朕は天緒を承けたが、たまたま窮運の弊時に当っているので、偽（仏教）を除き眞を定めて、「古の」伏羲神農の治に復したいと思う。）

非朕孰能去此歴代之偽物。

（朕に非ずして、たれかよくこの歴代の偽物（仏教）を除去し得ようや。）

とあり、仏教を「偽」として、これを取り除かんとする旨が述べられる。何故、仏教が「偽」「偽物」とされるのか。「偽」「偽物」とは、何を指しているのか。両文の前（波線部）には次のように述べられている。

夸誕大言、不本人情、叔季之世、闇君亂主、莫不眩焉。由是政教不行、禮義大壞、鬼道熾盛。視王者之法、蔑如也。

（その教は「あり、もせぬことや、大げさなことを言っていて、人情に本づくものではないのだが、末の世には闇君亂主が眩惑せられないものはない。）

これによって「国家の」政教が行われず、礼義が大いに壊れ、鬼道（仏教）が盛んとなって王者の法を見ても蔑ろにするようになった。）

接乞胡之誕言、用老莊之虛假、附而益之。皆非眞實。至使王法廢而不行。蓋大姦之魁也。

（乞食の胡人（仏若しくは西域僧）のほらつばちをうけついで、老莊の虚仮の説をもって附会し増益したものである。まったく眞実ではない。王者の法をして廢して行わざるに至らしめた。蓋し大姦物の首魁である。）

そこには「夸誕大言」「誕言」と言う同義の単語が見られ、それによって「政教不行、禮義大壞、鬼道熾盛。視王者之法、蔑如也」、「至使王法廢而不行」とされる。つまり、太武帝は、仏教は根拠のないでたらめであって、政教を乱し王法を行わざらしめるものとみなしており、「仏教の「夸誕大言」「誕言」が王法を乱す」という論理で廢仏が行われている。それでは、ここで問題視されている仏教の「夸誕大言」「誕言」とは、具体的にどのような内容であり、何を指すのであろうか。

廢仏の詔に先行する太平眞君五年（四四四）の詔には、以下のように述べられる。

愚民無識、信惑妖邪、私養師巫、挾藏識記陰陽圖緯方伎之書。又沙門之徒、假西戎虛誕、生致妖孽。非所以壹齊政化、布淳德於天下也。自王公已下至於庶人、有私養沙門、師巫及金銀工巧之人在其家者、皆遣詣官曹、不得容匿。限今年二月十五日、過期不出、師巫沙門身死、主人門誅。明相宣告、咸使聞知。

（中華書局本『魏書』第一冊、世祖紀第四下、九七頁）

（愚民には知識がなく、荒唐無稽なことを妄信して、私に師巫を養い、識記（未来予言の書）・陰陽・図緯・方伎（医書や養生書、占術書の総称）の書を隠し持つ。また沙門らは西戎（西方の民族）のでたらめを利用して妖孽（禍の前兆）を生ぜしめる。政化を一つにととのえ、天下に淳徳を広めることに反する。王公より庶民に至るまで、私に沙門や師巫、金銀を扱う工人を養い家に居らしめる者はみな官曹に申し出るようにし、隠匿してはならない。（申し出の）期限は今年の二月一五日とし、期限を過ぎてなお申し出ない場合は、師巫・沙門の首をはね、主人は一族を誅す。この令を明らか

に宣告し、みなに聞かせせよ。)

廢仏に二年二ヶ月ほど先行するこの詔にも、「西戎の虚誕」は「妖孽を生致」し「政化を一つにととのえ、天下に淳徳を広めることに反する」ものであるとして、廢仏の詔と同様の論理で沙門、並びにそのその私養が取り締まられている。

注目すべきは、「非所以壹齊政化、布淳徳於天下也(政化を一つにととのえ、天下に淳徳を広めることに反する)」ものとして、「又沙門之徒、假西戎虚誕、生致妖孽」と、「私養師巫、挾藏讖記陰陽圖緯方伎之書」(二重線部)とが並列して挙げられていることである。ここに挙げられる「讖記」や「凶緯」とは、讖緯の書の類である。

安居香山の『緯書と中国の神秘思想』によれば、讖緯とは「讖」と「緯」と二つの内容に分かれる。「讖」とは天文占等によって禍福吉凶を占う未来予言の書、「緯」とは儒家の經典である四書五経の類を指す「経書」(たていと)に対する「よこいと」であり、経書の内容を補う解釈書とされる¹⁶。「緯書」「凶讖」「凶緯」等の名称があるが、いずれもこの讖緯を指すものである。ここで言われる讖記・凶緯は、「讖」の意味である未来予言の内容を指すものであろう。

呂宗力(李雲・中村敏子訳)「両晋南北朝より隋に至る凶讖を禁絶する歴史の真相」¹⁷は北魏における禁讖の一つとしてこの沙門と讖緯とを併せ禁ずる詔を挙げ、禁讖令が出された原因について、太武帝が先にも述べた「滅虜者呉也(北魏を滅ぼすのは蓋呉である)」という讖言への警戒に加え、帝の腹心劉潔による讖緯を利用した謀反¹⁸が影響したものと推測する。太平真君四年(四四三)、劉潔が右丞の張嵩に、劉氏が国家を継ぐことができるかという凶讖(予言)を求めたことが公となり、実際に張嵩の家より緯書が発見されたため、両者は三族を誅された。太平真君五年(四四四)正月の禁讖令は、この事件の後少なくとも一年以内に発布されたのであり、そこに見られる「讖記陰陽凶緯方伎之書」の取り締まりは、劉潔の讖緯による謀反に起因するものと推定される。

それでは、讖緯を行う師巫と沙門とが併記されているのは何故か。安居香山は「漢魏六朝時代に於ける凶讖と仏教―特に僧伝を中心として―」において、「讖記凶緯方伎之書」の挾藏の禁止と併せて沙門と師巫の私養も禁じられたことから、当時の沙門らも師巫同様に徴驗的呪術的行為を行い、凶讖方伎の書にも依ったであろうと推測し、僧伝資料を中心として僧侶と凶讖との関係を指摘する。僧侶

が讖緯やそれに類することを行っていた例として、康僧会、仏図澄、釈法願、釈僧含、釈超達の伝を挙げるが、中でも特に康僧会伝の、

爲人弘雅有識量、篤志好學、明練三藏、博覽六典、天文圖緯多所貫涉。¹⁹

という記述や、仏図澄伝の、

志弘大法、善誦神呪、能役使鬼物、以麻油雜胭脂塗掌、千里外事、皆徹見掌中、如對面焉。²⁰

という記述には明確に「圖緯」「神呪」という言葉が見られ、当時の高僧が図讖や呪術に通じていたことが分かる。また釈超達伝には、

未詳其氏、元魏中行業僧也。多學問、有知解。帝禁圖讖尤急、所在搜訪。有人誣達有之、乃收付滎陽獄。時魏博陵公、檢勘窮効、達以實告。大怒以車輪繫頸、嚴防衛之。自知無活路、專念觀世音。²¹

と、北魏二度目の禁讖令が出された孝文帝の世に沙門である超達が図讖を秘匿していたために捕えられ投獄されたことが記されており、これに対し安居は、

已に図讖禁絶は、それまでに幾度かなされている。にも拘わらず、超達の如き僧侶がいたと言う事は、当時の僧侶達が、如何に図讖に深い関心を寄せて居たかを、窺い知ることが出来るであろう。²²

と、禁止令が出されても依然として図讖を行う僧侶がいたほど、僧侶と讖緯との関係が密接であったものと考察している。

以上、太平真君四年の劉潔の反乱に起因する太平真君五年正月の禁讖令に「私養師巫、挾藏讖記陰陽圖緯方伎之書」と「又沙門之徒、假西戎虚誕、生致妖孽」が併記されること、さらに当時の僧侶が讖緯やそれに類する行為を行っていたことを勘案するならば、ここで「又沙門之徒、假西戎虚誕、生致妖孽」と述べられる「虚誕」も、讖緯に類する呪術・予言と解釈され、革命・反乱をもたらすものとして禁ぜられたことが窺える。それは「妖孽」という言葉からも証されよう。「妖孽」とは、『中庸』に「国家将亡、必有妖孽」²³とあるように、国家滅亡の前兆として使われる表現である。

このように、

太平真君四年（四四三） 劉潔謀反を企図し、張嵩に凶讖を求める

太平真君五年（四四四） 正月、師巫と沙門との私養を禁ずる詔の發布

太平真君六年（四四五） 九月、蓋呉が杏城（陝西）にて反乱する。蓋呉と長安沙門との通謀が発覚

太平真君七年（四四六） 三月、廢仏詔の發布

という流れ、特に七年三月の廢仏詔と同様の表現・論理が認められる五年正月の詔を勘案するならば、沙門が反乱を起こした蓋呉と通謀していたことを受けて下された七年の廢仏詔に見られる「夸誕大言」「誕言」という表現も、凶讖に類する内容と解釈され、反乱をもたらすものとして、大逆罪を取り締まる目的で廢仏詔が出されたと見ることができると言える。

以上、廢仏の一次資料である太平真君七年の詔を、それに先行する太平真君五年の詔との関連に着目し読解することにより、廢仏が実行された論理を考察した。廢仏詔に見られる「夸誕大言」「誕言」は凶讖に類する内容と解釈され、仏教の有する神異的側面が王法を乱すもの、反乱をもたらすものとして一斉に取り締まられたと言える²⁴。

第四節 文成帝による復仏の検討

四五二年二月、太武帝が宦官の宗愛によって殺害され、その年の一〇月に文成帝が即位した。文成帝は前代太武帝の廢仏政策から一転し、仏教復興の政策を行った。『魏書』積老志は、文成帝即位の二ヶ月後の一二月に出された以下の詔を収録する。

高宗踐極、下詔曰、

①夫爲帝王者、必祇奉明靈、顯彰仁道。其能惠著生民、濟益群品者、雖在古昔、猶序其風烈。是以春秋嘉崇明之禮、祭典載功施之族。況釋迦如來、功濟大千、惠流塵境、等[※]生死者、歎其達觀、覽文義者、貴其妙明。助王政之禁律、益仁智之善性、排斥群邪、開演正覺。故前代已來、莫不崇尚、亦我國家常所尊事也。②世祖太武皇帝、開廣邊洗、德澤遐及、沙門道士善行純誠、惠始之倫、無遠不至。風義相感、往往如林。夫山海之深、怪物多有、姦淫之徒、得容假託、講寺之中、致有兇黨。

是以先朝因其瑕釁、戮其有罪。有司失旨、一切禁斷。景穆皇帝、每爲慨然、值軍國多事、未遑修復。③朕承洪緒、君臨萬邦、思述先志、以隆斯道。今制諸州郡縣、於衆居之所、各聽建佛圖一區、任其財用、不制會限。其好樂道法、欲爲沙門、不問長幼、出於良家、性行素篤、無諸嫌穢、鄉里所明者、聽其出家。率大州五十、小州四十人、其郡遙遠臺者十人。各當局分、皆足以化惡就善、播揚道教也。

※『北山録』『仏祖歴代通載』所引の文は尋に作る。等生死者ならば生と死とを等しくみて死を恐れぬ達觀の人の義であろう。訳には尋をとつておいた。(塚本注)

(高宗が帝位について(四五二)、詔を下して曰く、

①帝王たる者は必ず「天地日月山川の神の」みたまをつつしみ奉じて、仁道を顕彰せねばならぬ。だから仁恵が人民に顕著であり、もろもろの生類を濟い利益するものは、古昔にあつてもその立派ないさおしがのべ記されている。だから、『春秋』には神明の祭祀を尊崇することを善いこととしており、『礼記』の祭法には、功を民に施した者は則ち之を祀る等のことをのせている。況や釈迦如來の功は大千世界を濟い、恵は六根の対象になるも

のすべての世界、つまり全生物の上に流れている。生死の問題を尋究する者は、「釈迦の生死についての」達観を歎じ、「説かれた教、即ち経の」文義をみるものは、その妙明の教を貴ぶ。「仏教は」王政の禁律を助け仁智の善性を益し、群邪を排斥し正しい覺りを開き演べるものであるから、前代以来崇尚せざるはなく、亦我が国家も常に尊事した所である。②世祖太武帝は、辺境地方に領土を開き広め、徳沢も遠く及んだから、沙門や道士の善行純誠なること恵始の如きは人は遠くからでも来り、その風義（立派な人格）に感じていつも林の如く人が多く集った。いったい山海の深い所には怪物が多くいるものであるように、「宏大な仏教には」姦淫の徒が仏教に名をかり得て、「長安の寺のように」講寺の中に兇党がいるようなことになった。

そこで先朝（世祖太武帝）はそのわるい所をしらべあげて、その有罪者を殺戮せしめられた。然るに役人はその本来の旨を失って、すべての仏教を禁断してしまった。「わが父」景穆皇帝（太子晃）は、いつもこの為になげいておられたが、たまたま軍事国事が多忙であったので未だ修復にいとまもなかった。③朕は皇位を継承して万邦に君臨したので、先代の志を祖述してこの仏道を隆盛にしたいと思う。今諸州郡県に詔を出して、多くの人の住んでいる所では、各々寺一つを建てることをゆるし、その費用は自由に任せて制限をしない。仏法を好み沙門となりたいものは長幼を問わず、良家に出づる者で性行素篤にして諸の嫌疑や悪行なく（これを）郷里のものが証明するならば、その出家を聽せ。「その数は」一りつに大州五十人、小州四十人、郡の、都（平城）から遙遠なものは十人とする。「この僧数で」各（三級）の地域地域で布教すれば、いずれも、悪を化し善に就かしめて、仏教を播揚するに十分である、と。

（塚本善隆『魏書釈老志の研究』一九九—二〇二頁）

右の復仏詔は①仏教を尊崇すべき所以、②太武帝廢仏の釈明、③復仏の宣告の内容により構成されている。①仏教は王法を助けるものとして尊崇すべきと述べ、②前代の廢仏は本来仏教の名を借り悪事を行う輩を取り締まるものであったが、役人が本旨を取り違えて仏教自体を廢毀してしまったものと釈明し、③仏教復興を宣言する、という流れである。

この詔において注意を要するのは、傍線で示した、

助王政之禁律、益仁智之善性、排斥群邪、開演正覺、

〔仏教は〕王政の禁律を助け仁智の善性を益し、群邪を排斥し正しい覺りを開き演べるものであるから、

という箇所である。「助王政之禁律」の文言は、太武帝が太平真君七年の詔において仏教を「至使王法廢而不行（王者の法をして廢して行わざるに至らしめる）」ものとしたことを想起させる。太武帝は仏教を「国家統治を妨げるもの」とみなして廢仏を實行したが、文成帝は仏教を「国家統治に資するもの」と位置付けて復仏を行ったことがわかる。

それでは、太武帝が危惧し、廢仏の要因にもなった仏教側の問題、すなわち仏教の神異的側面が反乱につながるという危険性は解消されたのであろうか。問題となった仏教の神異的側面は、仏教の中国伝来以来行われてきたものであり、北魏仏教の一つの特徴であった。廢仏によって取り締まられた仏教の神異的側面であったが、復仏以降それらが無効化したとは考えにくい。現に五世紀後期には仏教反乱が頻発しており²⁵、そのうちの一つである沙門法秀の反乱は、『魏書』高祖紀に、

法秀妖詐亂常、妄說符瑞、蘭臺御史張求等一百餘人、招結奴隸、謀爲大逆。

（中華書局本『魏書』第一冊、高祖紀第七上、一五〇頁）

とあるように、怪異を偽って常道を乱し、符瑞（吉祥）を偽作して謀反を企図するものであったという。仏教の神異的側面と国家との軋轢は一時的な廢仏では解決することができず、この問題は文成帝の世にもなお残されていたものと考えられる。

太武帝が廢仏をもってこれに対処したように、文成帝もまた何らかの対策を講ずる必要があったはずである。そしてその対策の一端は、復仏詔の波線で示した記述から窺うことができる。

今制諸州郡縣、於衆居之所、各聽建佛圖一區、任其財用、不制會限。其好樂道法、欲爲沙門、不問長幼、出於良家、性行素篤、無諸嫌疑、鄉里所明者、聽其出家。率大州五十、小州四十人、其郡遙遠臺者十人。各當局分、皆足以化惡就善、播揚道教也。

(今諸州郡県に詔を出して、多くの人の住んでいる所では、各々寺一つを建てることをゆるし、その費用は自由に任せて制限をしない。仏法を好み沙門となりたいものは長幼を問わず、良家に出づる者で性行素篤にして諸の嫌疑や悪行なく「これを」郷里のものが証明するならば、その出家を聴せ。「その数は」一りつに大州五十人、小州四十人、郡の、都(平城)から遙遠なものは十人とする。「この僧数で」各(三級)の地域地域で布教すれば、いずれも、悪を化し善に就かして、仏教を播揚するに十分である。)

仏教を復興するにあたって信仰の拠り所となる寺院の数を制限し、出家者数を地域ごとに細かく定めている。さらに出家を願う者があれば、良家の出身かつ品行方正であることを郷里の者が証明した場合に限って出家を許すとあり、復仏は無条件に仏教の信仰を許可したのではなく、国家が定めた制限内で行われたことがわかる。

ここに、太武帝とは異なる文成帝の統治政策が看取される。すなわち、太武帝は反乱の原因を有する仏教を廃絶することで国家を統治しようとしたのに対し、文成帝は仏教を国家の管理下に置くことで反乱へ結びつくことを警戒しつつ、それを「助王政之禁律(王政の禁律を助ける)」として、被支配者層統治に利用するという政策をとったのである。

その思想的根拠となるのが、「皇帝即如来」という論理である。皇帝を仏として国家仏教体制の頂点に位置付ける思想は、既に明元帝時の道人統である沙門法果において見られたが²⁾、復仏後にはこの思想が一層推し進められた。『魏書』釈老志には、

是年、詔有司、爲石像、令如帝身。既成、顔上足下、各有黑石、冥同帝體上下黑子。論者以爲純誠所感。

興光元年秋、勅有司、於五緞大寺内、爲太祖已下五帝、鑄釋迦立像五、各長一丈六尺、都用赤金二萬五千斤。

(「仏教復興の詔を出した」この年(四五二)に有司に詔して、石像をつくり帝の身「の大きさ」に等しくさせた。既に出来上ると、顔上と足下に黒石があつて、冥々のうちに帝の体の上下のほくろと一致していた。論者は純誠が「仏に」感じたのだとなした。

興光元年(四五四)秋に、有司に勅して、五緞大寺内に太祖以下五帝の為に釈迦立像五を鑄た。各像は長さ一丈六尺、全部で銅二万五千斤を用いた。)

(塚本善隆『魏書釈老志の研究』二〇四—二〇五頁)

とあり、北魏歴代皇帝の姿になぞらえた五体の仏像を造像したことが記される。さらに、四六〇年に開鑿された雲岡石窟も、五体の大仏窟を中心とした皇帝崇拜の場であったと推定されている²⁷。この「皇帝即如来」の論理によって、仏教教団をそのまま国家体制へと組み込む象徴的行為として、『魏書』釈老志には、

於修復日、即反沙門。其同輩五人、帝乃親爲下髮。師賢仍爲道人統。

（仏教再興の「許された」日に、【師賢は】すぐに沙門にかえった。その「日沙門となった」同輩五人を、帝が親しく髪を下してやった。師賢はもとのように道人統となった。）

（塚本善隆『魏書釈老志の研究』二〇三頁。【】内は筆者による補説）

と、復仏のまさにその日に文成帝自らが道人統師賢ら五名の剃髪を執り行ったことが記されている。このように、「北魏では中央政府のもとに組織された仏教行政機構（昭玄曹）の長官（沙門統）や次官（都維那または維那）を国家が任命し、その最高権力者として北魏皇帝が頂点に立つ構造であった。州郡における仏寺の数、僧尼の数も中央政府は常に把握し、僧尼は国家の地方官や民生官のように国民を教化し、導いた」²⁸のであり、復仏詔に見られる州郡における仏寺・沙門数の規定も、仏教を被支配者層の統治に利用したものと捉えられるのである。

文成帝が前代に引き続いて廃仏政策をとらなかった理由は、北魏建国当初より官民に尊崇されてきた仏教²⁹を廃するという政策が、当時の実情と乖離していたためであろう。『魏書』釈老志は、廃仏後数年、復仏に至る以前の様子を次のように記す。

浩既誅死、帝頗悔之。業[※]已行、難中修復。恭宗潛欲興之、未敢言也。佛淪廢。終帝世、積七八年。然禁稍寬弛、篤信之家、得密奉事、沙門專至者、猶竊法服誦習焉。唯不得顯行於京都矣。

※『広弘明集』の所引では、「然事已行」に作る。業は事に改める方が読み易い。(塚本注)

(崔浩が誅死してから、世祖はよほど廢仏のことを後悔したが、すでに事が実行せられていて、途中で仏教の修復へかえることはむづかかった。

〔太子の〕恭宗も心ひそかに仏教を再興したいと思っていたが、未だ敢ていうにはいたらなかった。仏教が淪廢せられるには、世祖の世を終るまで

七・八年をかさねた。然し禁令がややゆるやかとなり、「仏教を」篤信する家では密かに奉事することができたし、沙門の「仏道に」ひたすら精進する者は、猶ひそかに法服をきて仏経を誦習していた。ただ帝都に於いては、おもてむきに「仏教を」行うことはできなかった。)

(塚本善隆『魏書釈老志の研究』一九五—一九七頁)

廢仏が当時の北魏国家に適していなかったことが窺われる記述であり、このような実情を受け、文成帝の即位を機に政策転換がなされたであろう。しかし廢仏詔を取り消せば、同時に仏教が反乱につながる危険性に対しても何らかの対処が求められることになる。その結果として成立したのが、国家の管理統制下に置かれた仏教であった。

小結

以上、『提謂波利経』撰述の背景として太武帝廢仏と文成帝復仏を一連のものと捉え検討することにより、当時の仏教が内在する問題を明らかにし、廢仏・復仏を為政者によるその問題への対処と位置付けた。

太平真君七年における廢仏令の直接の契機は、蓋呉の反乱と沙門との通謀の発覚にあるが、その背景には「滅虜者呉也(北魏を滅ぼすのは蓋呉である)」という謠言があり、また廢仏に先行する太平真君五年の讖緯・沙門私養禁止令の背景には劉潔による凶讖を用いた謀反未遂事件があった。特に後者からは、当時予言や呪術をもって権力者に重用されていた神異的仏教が、晋代以降その革命的性格により禁令が下されるようになった讖緯と同等視されていたことが窺える。太武帝による廢仏は讖緯に類する神異的仏教への対策であり、国家の治安問題として行われたのであって、決して一時の怒りによるものでなかった。そのことは七年の廢仏詔中に、

有非常之人、然後能行非常之事。非朕孰能去此歷代之偽物。

(非常の人あつて然る後に非常の事を行い得るものである。朕に非ずして、たれかよくこの歴代の偽物(仏教)を除去し得ようや。)

(塚本善隆『魏書釈老志の研究』一九〇—一九四頁)

と、太武帝自身も廃仏という対処が異例で常ならざるものということを確認した上での決断であつたことから窺えよう。

しかし、当時既に官民の間に広く流布し信仰されていた仏教を廃絶するということは、時代に適した方策とは言えなかつたようであり、続く文成帝は早くも政策の転換を迫られた。仏教の信仰を認めつつ、その反乱につながる要素を抑えるべく文成帝が行つたのは、国家による仏教の監督・制御の強化であり、それは仏教を利用した国家統治でもあつた。

疑経である『提謂波利経』が撰述されたのは、まさに仏教が国家の監督下で行われ、国家統治に利用された文成帝の世においてであつた。

次章では、本章で検討した撰述背景を踏まえ、第三章で明らかにした『提謂波利経』の特色を読み解くことで、曇靖による『提謂波利経』撰述の意図を明らかにする。

¹ 序論第二節「三、撰述の意図」参照。

² 三武一宗の法難とは、中国で行われた四つの大規模な廃仏である。北魏の太武帝、北周の武帝、唐の武宗、後周の世宗の時に行われたため、それぞれの皇帝の諡号から「三武一宗」と呼ばれる。

³ 『魏書』本文では、当該箇所には次の文が入る。

又詔曰、彼沙門者、假西戎虚誕、妄生妖孽、非所以一齊政化、布淳德於天下也。自王公已下、有私養沙門者、皆送官曹、不得隱匿。限今年二月十五日、過期不出、沙門身死、容止者誅一門。

(また詔していう。沙門なるものは西戎の虚誕を仮つて、妄りに妖孽(不祥のこと)を生じるもので、政化をひとしくして「天子の」淳徳(あついでぐみ)を天下に布くゆえんものではない。王公を始めとしてそれ以下のもので、ひそかに「その家で」沙門を養っている者は、すべて官曹に送りどどけよ。隠匿することを許さない。今年二月十五日を期限として、その時期を過ぎて送り出さなないものは、沙門は死罪とし、容止している者は一族を誅する。)

この詔は太平真君五年の詔の抄出であり、塚本善隆は『魏書釈老志の研究』一八六頁の註(5)において、「蓋吳討伐以前のこの詔がここにはさみ入れられては、歴史的経過を混乱せしめる。」と指摘しているため、中略してここに注記するにとどめた。

⁴ 塚本善隆『魏書釈老志の研究』(塚本善隆著作集第二卷、大東出版社、一九七四)。

⁵ 直海玄哲「北魏太武帝廢仏考」、『仏教史研究』一九二〇、一九八四、二二一—二三八頁、二二二頁。

⁶ 牧土上師李譜文については、『魏書』釈老志に、

泰常八年十月戊戌、有牧土上師李譜文、來臨嵩嶽。云、老君之玄孫、昔居代郡桑乾、以漢武之世得道、爲牧土宮主、領治三十六土、人鬼之政。

(泰常八年(四二二)十月戊戌、牧土上師李譜文が嵩嶽に來臨していわれた。老君の玄孫であり、昔、代郡の桑乾に居り、漢の武帝の世に得道し、牧土宮主となり、三十六土の人鬼の政を領地している。)

とある。(塚本善隆『魏書釈老志の研究』三一五—三一八頁)。

⁷ 福井康順「魏書釈老志」部(対訳)、『横超慧日編』北魏仏教の研究』平楽寺書店、一九七〇、四五三—四九一頁、四七八頁の校異(14)によれば、百

納本二十四史は「轉佐」、「広弘明集」は「輔佐」とするといい、『広弘明集』の「輔佐」をとる。百納本を底本とする塚本善隆『魏書釈老志の研究』の三二七頁註(5)では、「転佐は輔佐の誤写かも知れないが、そのままにしておく」と言う。本稿では「輔」をとる。

⁸ 以上の寇謙之に関する事跡は、『魏書』釈老志 老部(塚本善隆『魏書釈老志の研究』三〇五—三三〇頁)による。

⁹ 塚本善隆『北朝仏教史研究』(塚本善隆著作集第二卷、大東出版社、一九七四)「北魏太武帝の廢仏毀釈」三七—六六頁(初出は『支那仏教史研究』北魏篇、清水弘文堂書房、一九六九、九七—一三〇頁)。

¹⁰ 以上の崔浩に関する事跡は、塚本善隆『北朝仏教史研究』第二章 北魏太武帝の廢仏毀釈 三七—六六頁、佐藤智水『北魏仏教史論考』(岡山大学文学部研究叢書一五、岡山大学文学部、一九九八)第一章 北魏前期の政治と宗教 第三節 漢人官僚 崔浩(一九—二八頁)による。

¹¹ 崔浩の理想とする政治について、佐藤智水は前掲『北魏仏教史論考』第一章 北魏前期の政治と宗教 第三節 漢人官僚 崔浩(二二—二四頁)において、『魏書』の「崔浩伝」を引き次のように述べる。

宋の劉裕の死報が届くと明元帝は遠征軍を派遣し、自らも救援軍を率いて親征した。このとき崔浩は相州刺史を拝し、左光祿大夫(従一品中)を加えられ、謀主として帝に従った。滑台・虎牢・洛陽を陥して平城へ帰還する途次、一行は洛陽から西河・太原(山西省)へ北上する経路を取った。その時のこととして、「崔浩伝」は次のような記事を載せている。

登憩高陵之上、下臨河流、傍覽川域、慨然有感、遂与同僚論五等・郡県之是非、考秦始皇・漢武帝之違失。好古識治、時伏其言。(中略)浩乃著書二十余篇、上推太初、下尽秦漢變弊之迹、大旨先以復五等爲本。

その大意は、黄河支流の滔々たる流れと広大な黄土高原を眺めているうちに、勃然として慨嘆の情が沸き起り、同僚と共に国家のあるべき体制について「五等・郡県之是非」を論じ、遂には秦の始皇帝や漢の武帝の相違欠点にまで論及した、という。国家体制の問題である。のち崔浩は書二十篇を著したが、その要点は

「先以復五等爲本」とあり、崔浩の理想とする体制とは五等爵(公・侯・伯・子・男の爵位)を基本とする周代の封建制であったことがわかる。これを現実の異民族北魏王朝に適用することをこの頃(四二三年)すでに浩は構想していたとみなしてよいだろう。また、当時崔浩は自らを張良に比していた(崔浩伝)というから、浩の構想では彼自身が君主になるのではなく、自らを君主を支える知謀の臣と位置づけていたことも窺われる。

¹² 廢仏の原因を道仏の衝突と認めつつ、崔浩をその中心人物とする塚本と同様の説として、湯用彤『漢魏兩晋南北朝仏教史』(二〇世紀仏学經典文庫、麻天祥主編、武漢大学出版社、二〇〇八。なお本書の初出は一九三八年、商務印書館)「太武帝毀法」(三三六—三三八頁)や、久保田暲遠『中国儒道仏三教史論』(国書刊行会、一九八六。一九三七原本発行)第九章「北魏太武帝の廢仏に就いて」(一一三—一四九頁)がある。

¹³ 春本秀雄「北魏太武帝の廢仏と凶讖禁絶についての一試論」、『緯学研究論叢—安居香山博士追悼—』平河出版社、一九九三、二九九—三二四頁)。

14 安居香山「漢魏六朝時代に於ける図讖と仏教―特に僧伝を中心として―」（塚本博士頌壽記念『仏教史学論集』一九六一、八五五―八六八頁）。

15 『宋書』索虜伝、

先是、虜中謠言、滅虜者吳也。燾甚惡之。二十三年、北地瀘水人蓋吳、年二十九、於杏城天臺舉兵反虜、諸戎夷普並響應、有衆十餘萬。燾聞吳反惡其名、累遣軍擊之輒敗。

（中華書局本『宋書』第八冊、二二三―二三九頁）

佐藤智水はこの謠言について、前掲『北魏仏教史論考』の「第六節 蓋吳の反乱と廢仏」六二頁の註（4）において、「この流言は「魏と吳の対決」という三国鼎立時代のイメージを借りて、ある種の真実味を帯びながら人々に伝わったのであろう。」と述べられる。

16 安居香山『緯書と中国の神秘思想』（平河出版社、一九八八第一刷、一九九四第二刷）「第一章 漢代思想の流れと緯書」1 緯書とは何か（二〇―二三頁）。

17 呂宗力著、李雲・中村敏子訳「兩晋南北朝より隋に至る図讖を禁絶する歴史の真相」（『中村璋八博士古稀記念 東洋学論集』汲古書院、一九九六、二四三―三〇一頁）。

18 『魏書』卷二八、列伝第一六「劉潔」（中華書局本『魏書』第二冊、六八六―六八九頁）。前掲呂宗力「兩晋南北朝より隋に至る図讖を禁絶する歴史の真相」二五八頁では、劉潔謀反の顛末を以下のように述べる。

太平真君四年（四四三）柔然を伐つことを討議したが、劉潔は反対した。が、太武は崔浩の議を採り入れた。劉潔は自分の案を採らないことを恨み、詔を改めて期日を変更した。それにより、諸將軍が時間通りに集まらず、この戦役は失敗した。太武がかんかんとなった丁度その時に、劉潔が詔を変えた事もばれてしまった。太武は帰途で劉潔を逮捕しよう命じた。その後、この事件はますます複雑になった。また右丞の張嵩を遣わし、図讖を求めた。問うに「劉氏応王、継国家後、我審有名姓不。」と。嵩、答えて曰く「有姓而無名。」と。事がばれた後、嵩家を家宅搜索し、やはり讖書があった。潔、嵩等、三族を皆殺しにされた。劉家は財産が莫大であった。太武は後になっても、それに触れるたび、怒り止まらなかった。

19 『出三藏記集』卷一三「康僧會傳第四」（大正五五、九六頁中）。

20 『高僧伝』卷九、神異上「竺佛圖澄一」（大正五〇、三八三頁中）。

21 『統高僧伝』卷二五、感通上「魏榮陽沙門釋超達傳二」（大正五〇、六四四頁中）。

22 前掲安居香山「漢魏六朝時代に於ける図讖と仏教―特に僧伝を中心として―」八六五頁。

23 中華書局本『四書章句集注』「中庸章句」三三頁。

24 なお、仏教が王法を乱すもの、反乱をもたらす大逆罪として禁ぜられたことは、「自今以後、敢有事胡神、及造形像泥人銅人者、門誅」と、廢仏の詔に見られる刑罰「門誅」からも窺える。これについては別稿を期したい。

25 延興三年（四七三）の沙門惠隱の反乱、太和五年（四八一）の沙門法秀の反乱、太和一四年（四九〇）の沙門司馬惠御（『北史』は御、恵とする）の反乱と、五世紀後期には沙門による反乱が三件続発したという。前掲塚本善隆『北朝仏教史研究』「第五 北魏の仏教匪」三三 大同後期・孝文帝時代の仏教匪」一五一―一六〇頁を参照。

26 『魏書』積老志には以下のような記述が見られる。

初法果每言、太祖明叡好道、即是當今如來。沙門宣應盡禮。遂常致拜。謂人曰、能鴻道者人主也。我非拜天子、乃是禮佛耳。
（もとと法果はいつも言っていた。「太祖は明叡にして仏道を好まれる君主である。即ちこれは現在の如來である。沙門は宜しく礼をつくすべきである」と。かくて常に礼拝を致していた。そして人に「よく道を弘める者は人主である。我は天子を拜しているのではなくして、まったく仏を礼拝しているのである」といつていた。）

（塚本善隆『魏書積老志の研究』一五五頁）

²⁷ 石松日奈子は『北魏仏教造像史の研究』（ブリュッケ、二〇〇五）「第四章 北魏平城時代の仏教造像（一）——徒民仏教と廢仏」「第一節 平城仏教の形成——徒民仏教と皇帝崇拜」（二） 皇帝即如来の思想」五七—五八頁において、次のように述べる。

建国以前の鮮卑拓跋部においても、英雄的大人（部族王）を敬い、祀る風習が認められた。建国の英雄である太祖を仏陀に等しいと明言し、皇帝を国家仏教体制の頂点に位置づけた法果の思想は、大人崇拜という北魏の胡族的な特性に合致し、その後の北魏仏教の根幹となっていく。とくに、四四六年の厳しい廢仏を経た後にこの体制はいつそう強化され、復仏を宣言した新主文成帝と沙門統師賢、それに続く曇曜のもとで、次々と皇帝崇拜の造像が実現されていった。『魏書』 釈老志によれば、四五二年の復仏直後には帝身の如き石像が造られ、四四四年には太祖以下五帝のために丈六釈迦像五体が鑄造された。さらに、四六〇年に開鑿された武州塞の石窟（雲岡石窟）も五体の大仏窟を中心とし、皇帝崇拜の場であったと推定される（後略）

²⁸ 石松日奈子『北魏仏教造像史の研究』「第五章 北魏平城時代の仏教造像（二）——復仏と雲岡石窟」「第一節 復仏と平城造像の盛行」（二） 国家仏教政策と皇帝崇拜の結合」八七頁。

²⁹ 兼子秀利「北魏前期の仏教」（『田村博士頌寿 東洋史論叢』田村博士退官記念事業会、一九六八、二二—二三—三四頁）、前掲塚本善隆『北朝仏教史研究』「第一 北魏建国時代の仏教政策と河北の仏教」一一—三六頁。

第五章 『提謂波利經』撰述の意図

はじめに

他の經典に見られる提謂・波利の伝承は、五百商人を率いる提謂・波利二人の商主が成道後の仏に見えて食を献じ、二人が仏に帰依して五戒を授かるというものであるが、本論第三章では他の經典に見られない『提謂波利經』の特色として、①提謂・波利の人物設定、②両舌戒の重視、の二点を指摘した。提謂・波利の人物設定を「陰陽を明究し、鑽龜易卜す」る者とし、通常は並列であるはずの五戒の中で、特に両舌戒を重視する、といった既存の經典に見られない要素を付加することで、撰者である曇靖は何を主張したかったのか。

本章では、第四章で検討した撰述の背景を踏まえて、第三章で明らかにした『提謂波利經』の特色二点を読み解くことにより、曇靖による『提謂波利經』撰述意図を明らかにする。

第一節 提謂・波利の人物設定の解釈

まず、提謂・波利の人物像として設定される「陰陽を明究し、鑽龜易卜す」という記述に着目したい。第三章にて検討した通り、提謂・波利の伝承は通常、

『修行本起經』……………商人

『中本起經』……………商人

『太子瑞応本起經』……………五百人の商人の長

『普曜經』……………五百人の商人を連れる者

『四分律』……兄弟の商人。また、前世では知識であった
『五分律』……五百人の商人の長。また、前世では善知識であった
『過去現在因果経』……五百人の商人の主

と、いずれも二人を商人とするものである。しかし、第一章で紹介した「大乘義章抄」所引の逸文には、

有二長者。一者提謂、二名波利。博學多智。○鑽龜引易、以占吉凶。

（「大乘義章抄」第一帖、一〇丁表）

とあり、また、『華嚴経疏鈔玄談』卷四などに見られる本経の逸文にも、

唯提胃波利此二居士。明究陰陽、鑽龜易卜。

（『華嚴経疏鈔玄談』卷四。正統蔵八、二二八丁下—二二九丁上）

と、提謂・波利の人物像を「陰陽を明究し、鑽龜易卜する者とする、他の經典に見られない独自の設定がなされている。何故、このような人物像の設定を付加する必要があったのか。この点について塚本善隆は、

今曇靖の『提謂波利経』撰述の目的は、俗人への説法の便宜に利用せんとするものであり、殊に庶民教化に用いる経たらしめんとするにある。かかる経を、「仏の最初の信者となった商人の一人に対する仏の説法」という形で撰述したことは、商人が中国の階級観念では、卑く見られる庶民階級であり、而も当時商人の富力の増大頓に著しかった時代におくるものとして、頗る巧妙であり有効な方法であったといえる。（…中略…）更にまた、この二居士が、「陰陽を明かにし、龜卜易筮もよくする」という、中国の社会で

尊敬せられ親しまれる教養を具えたもの、とせられていることも興味深い。

(塚本善隆『北朝仏教史研究』121-122頁。傍点筆者)

と、提謂・波利を「中国社会で尊敬せられ親しまれる教養を具えたもの」と捉えている。その背景には「俗人への説法の便宜に利用せんとするものであり、殊に庶民教化に用いる経」という、塚本の『提謂波利経』観が窺えるが、果たしてそれは正しいのであろうか。

第四章において『提謂波利経』撰述の背景として検討した太平真君五年(四四四)の詔には、次のような記述が見られた。

愚民無識、信惑妖邪、私養師巫、挾藏讖記陰陽圖緯方伎之書。又沙門之徒、假西戎虚誕、生致妖孽。非所以壹齊政化、布淳徳於天下也。

(中華書局本『魏書』第一冊、世祖紀第四下、九七頁)

(愚民には知識がなく、荒唐無稽なことを妄信して、私に師巫を養い、讖記(未来予言の書)・陰陽・図緯・方伎(医書や養生書、占術書の総称)の書を隠し持つ。また沙門らは西戎(西方の民族)のでたらめを利用して妖孽(禍の前兆)を生ぜしめる。政化を一つにとのえ、天下に淳徳を広めることに反する)。

沙門・師巫の存在と共に「政化を一つにとのえ、天下に淳徳を広めることに反する」行為として、「讖記(未来予言の書)・陰陽・図緯・方伎(医書や養生書、占術書の総称)の書」、つまり讖緯の類の書を隠匿することを禁止する詔である。「陰陽」・「方伎」とは、まさに『提謂波利経』において提謂・波利二人が通曉していたとされる「陰陽」・「鑽龜易卜」と同等のものである。

この詔に見られる「讖記陰陽図緯方伎之書」の取り締まりが前年に起こった劉潔の讖緯による反乱に起因することは、前章で述べた通りである。つまり『提謂波利経』では提謂・波利の二人を、当時王法を妨げ、反乱につながる要因として危険視されていた陰陽・鑽龜・易卜を行う者と設定し、その二人が仏に帰依し、仏が二人に対して説法教化する、という構図をとるものと解釈される。『提謂波利

『經』撰述当時の背景を踏まえるならば、提謂・波利を「陰陽を明究し、鑽龜易卜する者とする人物像の設定は、塚本の言うような「中国社会で尊敬せられ親しまれる教養を具えたもの」ではなく、国家への反乱につながる不穏分子と解釈されるものであるが、何故、説法の対象者である対告衆をこのように設定する必要があるのか。国家への反乱につながる不穏分子に、一体何が説かれるのか。次に、説法の内容に見られた特色に着目したい。

第二節 両舌戒の重視の解釈

第三章にて詳述した通り、仏が二人に説く経説の特色として、両舌戒の重視が挙げられる。『提謂波利經』では、

長者白佛言。兩舌戒爲最重、願除廢之。佛告長者。兩舌戒不可廢。所任最重、所養甚大。四戒之父、四行之母。

(P.3732、六五—六七行)

(長者は仏に申し上げた。

「両舌戒は五戒中で最も厳しいものです。どうかこれを廢していただけませんか。）」

仏は長者に告げられた。

「両舌戒は廢してはならない。両舌戒が担う役割は最も重く、その育て養う所は甚大である。四戒の父、四行の母である。」

と述べられ、また、五戒に価値判断の生じる五行との対応を述べる箇所においてのみ、他の仏典に見られない「①殺生、②偷盜、③邪淫、④飲酒、⑤兩舌」の順序に入れ替えるという、明確に両舌戒を重視する意図が看取された。

何故、五戒中で両舌戒のみが重視されるのか。通常両舌戒は、

兩舌乖離、傳此向彼、傳彼向此、遞相破壞、令和合者離。離者歡喜。是名兩舌。

〔雜阿含經〕卷三七。大正二、二七一頁下)

※ 遞：宋・元・明本は「遞」とし、麗本は「遍」とする。

(兩舌をもつて乖離させ、此方のことを彼方に伝え、彼方のことを此方に伝えて、おたがいの関係を破壊させ、和合する者を離間させる。両者が離れば、それを歡喜する。このことを兩舌という。)

兩舌者、彼此鬪亂令他破也。

〔四分律刪繁補闕行事鈔〕卷二。大正四〇、七五頁上)

(兩舌とは、彼れと此れとを鬪亂させて他を破ることである。)

等、二枚舌や離間語とされ、和合を離し鬪亂させる言説と規定される。では『提謂波利經』中で戒められる離間語、和合を離し鬪亂させる言説とは、具体的にどのようなものであろうか。

廢仏の目的が、反乱につながる讖緯に類するものとみなされた仏教の神異的側面の取り締まりにあったこと、復仏にあたって「皇帝即如来」論理を用い仏教を国家体制下に組み込み管理したという『提謂波利經』撰述の背景、並びに提謂・波利の人物像を「陰陽を明究し、鑽龜易卜す」とすることを勘案するならば、和合を離し鬪亂させる言説とは、仏(皇帝)の僧伽(国家)の和合を乱す言説、すなわち廢仏の詔に見られた「夸誕大言」・「誕言」同様、讖緯に類するものと解釈される。

つまり「陰陽を明究し、鑽龜易卜す」る提謂・波利に対して、仏が兩舌戒を強調して説くことは、太平真君五年の詔に見られた讖緯の禁止と同義のものと捉えられるが、重要な点はそれが仏教の教説、仏教の論理において取り締まられている点にある。ここに、国家反逆に通ずる「仏教の神異的側面」への対処という、『提謂波利經』撰述の意図が明らかになる。それは廢仏という弾圧的対処ではなく、仏教の論理を用いて解決しようとする、懐柔的対処であった。復仏の詔に見られる「仏法は王法を助けるもの」という文言は、単

なる美辞麗句ではなく、国家統治に仏教を利用する政策を端的に表明するものであり、疑経である『提謂波利経』が何ら取り締まりを受けずに流布したのはこのためであろう。

曇靖による『提謂波利経』撰述の意図が、国家の統治政策に沿った讖緯の戒めにあつたということは、経中の他の記述からも窺うことができる。例えば卷上には、

某宿命從無數劫以來至于今日、在五道中、愚癡、瞋恚、嫉妬。不知佛時、不知法時、不知比丘僧時、不知作惡得罪、不知作善得福、不知有聖道、起惡意向佛、破塔寺壞佛像、盜三尊物、殺真人、鬪亂比丘僧、叛逆害父母、或殺師父、或殺郡主、或殺兄弟及妻子、誹謗聖道、斷法、斷功德、謗說師及父母、道國家惡、禁止人使不入道、身自犯是五逆大罪。

(P.3732、二七四—二八一)

(某甲は、仏に帰命し、法に帰命し、比丘僧に帰命します。過去仏に帰命し、現在仏に帰命し、当来仏に帰命します。某甲は、過去七仏に帰命し、過去七仏の弟子に帰命し、過去の師に帰命し、現在の師に帰命し、未来の師に帰命します。某甲は過去無數劫より今日に至るまで、五道の中に在り、愚癡であり、憎悪し、他人を妬みました。仏時を知らず、法時を知らず、比丘僧時を知らず、悪しき行いをすれば罪を得ることを知らず、善き行いをすれば福を得ることを知らず、聖道が有ることを知らず、悪意を起こして仏に向け、塔寺を破り、仏像を壊し、三尊物を盗み、真人を殺し、サンガを鬪乱させ、叛逆して父母を傷つけ、あるいはまた師や父を殺し、あるいは兄弟や妻子を殺し、聖道を誹謗し、仏法を断ち、功德を断ち、師や父母を謗り、国家の悪口を言い、禁止して人を仏道に入れないようにし、自ら五逆の大罪を犯しました。)

不得道說國家、師、父母、妻子之惡。

(P.3732、四七一)

(國家・師・父母・妻子の悪口を言つてはならない。)

等、禁止すべき悪事を述べる文脈の中で「国家の悪口を言う」ことが数カ所挙げられる。これも国家に対する謀反を抑制する意図をもつて加えられた文言と捉えることができ、同様に師や父母と共に「郡主」の殺害を戒めるのも、国家統治という視点からの文言と思われる。

これらはいずれも国家を誹謗する言説を戒めるものであり、『提謂波利経』における両舌戒が、具体的には国家統治を乱す讖緯を戒めるものであったという先の推論の証左となる。

小結

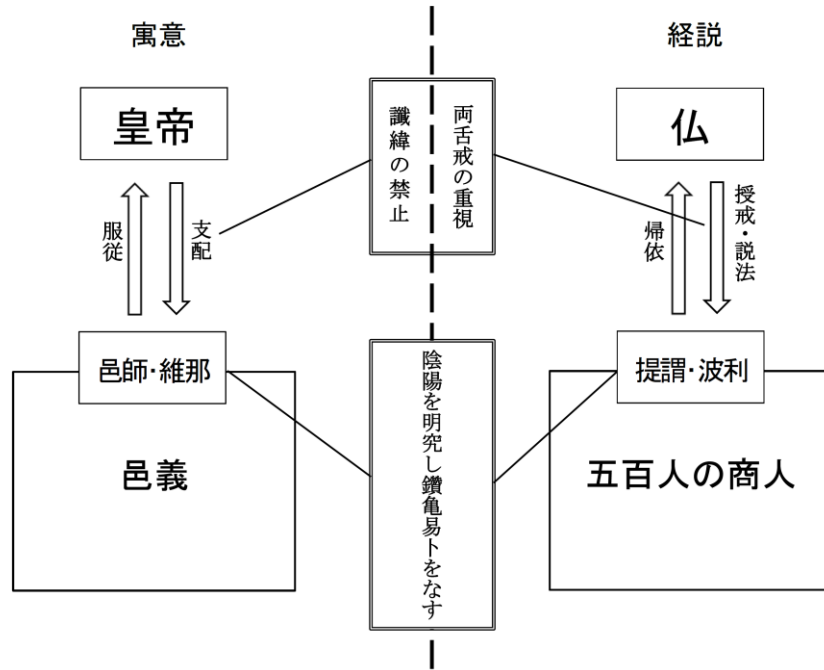
以上、第三章で指摘した『提謂波利経』の特色①「提謂・波利を、陰陽を明究し鑽龜易卜する者と設定する」、②「両舌戒の重視」の二点を、第四章で検討した時代背景を踏まえることで、次のように解釈した。

- ① 提謂・波利を、陰陽を明究し鑽龜易卜する者と設定する
↓ 陰陽や鑽龜易卜は讖緯・謠言と同等のもの。本経では、提謂・波利を当時反乱の要因となる危険分子と設定している
- ② 両舌戒の重視
↓ 両舌とは「和合を乱し鬪乱を生む言説」であり、当時取り締まられていた讖緯・謠言に通じる。本経では仏が提謂・波利に強くそれらの禁止を説く

『提謂波利経』撰述の意図は「廃仏による散逸經典の補填」であり、「民衆教化のために撰述された」という従来の認識を離れ、「仏法は王法を助けるもの」として「皇帝即如来」の論理の下、仏教を国家統治に利用しようとした復仏政策のさなかに撰述された疑経と

して『提謂波利經』を読む時、「提謂・波利が仏に奉食し、仏より五戒を受けて在家信者となる」という経説には、別の意味合いが見出される。

仏は皇帝であり、仏の教化を受けて在家の五戒を授かる提謂・波利及び五百商人は、北魏当時において活動が盛んであった呂義（在家信者の信仰団体）であり、提謂・波利はその主導的立場である邑師・維那に相当する²と考えられる。その上で、「陰陽を明究し、鑽龜易卜す」という提謂・波利に対して、仏が和合を離し鬪乱させる言説を禁ずる両舌戒の大切さを説くことは、仏教の論理により皇帝が在家信者の信仰団体の主導的立場である邑師・維那に対して、反乱につながる言説である讖緯を禁ずるものと読み解くことができる。仏教を廃することで統治するのではなく、仏教を利用し、在家信者の信仰団体をそのまま皇帝の支配下とするイデオロギーとして政治的意図のもとに撰述されたのが『提謂波利經』であり、それは従来言われる「庶民經典」・「民衆經典」ではなく、主権者の意に沿った「国家仏教經典」として位置付けられるものである。



【『提謂波利經』の経説と寓意】

1 塚本善隆『北朝仏教史研究』（塚本善隆著作集第二巻、大東出版社、一九七四）。

2 佐藤智水は、

邑義で注目すべきもう一点は都維那・維那という役職の名称である。最古の邑義史料にすでに維那がみられる。都維那は数人の維那のまとめ役と思われるが、都維那・維那ともにほとんどすべて在俗者である。ところで北魏では都維那・維那は初め国家の教団統制機関（昭玄曹）に所属する僧官名として登場し、彼らはすべて出家僧であった。

〔北魏仏教史論考〕岡山大学文学部研究叢書一五、一九九八、一一九頁〕
と、国家の教団統制機関と在家信徒団体の役職に共に「都維那」・「維那」の役職名が用いられることに注目する。佐藤はこの名称の転用について、当時の教団指導者には邑義を出家教団（僧伽）の末端に位置付ける構想があったものと述べるが、皇帝を仏としてその下に仏教教団を監督するという国家統治構造を踏まえるならば、「教団指導者（維那・都維那）―僧伽―邑義指導者（維那・都維那）―邑義」というよりも「皇帝（仏）―教団指導者（維那・都維那）―僧伽／皇帝（仏）―邑義指導者（維那・都維那）―邑義」という構想が、皇帝によってなされたものと考えることができであろう。

結論

以上、本論は『提謂波利經』の研究」と題して、『提謂波利經』のテキスト整理・訳注・撰述意図の解明を行った。

第一章では、『提謂波利經』新出写本 Ch.2317 と、「大乘義章抄」に見られる四点の新出引文（うち一点は逸文）を紹介・翻刻した上で、既知の写本・引文と合わせて整理し、現状において可能な限りテキストを復元した。また整理したテキストを用いて、『提謂波利經』の本文を校訂し、訓読・訳注を行った。その成果は訳注篇として本論末に附した。

第二章では、訳注の過程で検出した他經と共通する経説や類似の文言を提示し、中でも同文が多量に見られる『分別善惡所起經』を取り上げて、両經の関係を考察した。本經と『分別善惡所起經』との間に何らかの影響関係が窺えることは、すでに牧田諦亮により指摘されていたが、具体的な検証は行われていなかった。本論では両經に見られる「飲酒三十六失」の内容を比較し、『大智度論』に見られる「飲酒三十五失」を勘案することで、現行の『分別善惡所起經』に見られる第二十二失・第二十三失が本来の内容とは異なるものであることを明かした。そしてそこに着目することで、『提謂波利經』が『分別善惡所起經』を素材として撰述されたものであるとの仮説を示した。

第三章では、他經との共通点に着目した第二章とは反対に、「疑經の撰述意図は既存の仏典に見られない編輯・創作箇所こそ顕現する」という前提のもと、訳注の過程で検出された他經には見出せない独自の経説二点に着目し、それらが本当に他經には見られない経説であるのかを検証した。

一つは提謂・波利の人物像を「陰陽を明究し、鑽龜易卜する者と設定するものであり、提謂・波利が登場する仏伝・律典における二人の人物像との比較によって、これが本經独自の経説であることを証明した。

もう一点は、五戒中で特に両舌戒を重視する経説である。本經は両舌戒を重視する理論として、中国在来思想である土王説を援用し、五戒を五行に配当して、土行にあたる両舌戒を五戒中の長とする。しかし、本經中には全部で三通りの五戒配列順序がみられ、五

戒を五行に配当する文脈でのみ、両舌戒の位置を変えて土行に配していることが分かった。このことにより、本経における両舌戒の重視は、配列上偶然に土行と両舌戒が一致するという二義的なものではなく、明確な意図によるものであることを明らかにした。

第四章では、第三章で検出した本経独自の経説を、時代背景を踏まえて読み解くため、『提謂波利経』撰述に前後して行われた北魏太武帝による廃仏と、続く文成帝による復仏の実情を考察した。

太武帝による廃仏の直接の契機は、反乱を起こした蓋呉と沙門との通牒の発覚であるが、廃仏に先行して、反乱の原因となる讖緯と沙門の私養とが並び禁じられる詔勅が出されたことなどから、当時の仏教の呪術的・神異的側面が讖緯と同等視され警戒されたという背景が浮き彫りとなった。

そうして廃仏は行われたが、当時官民に浸透していた仏教の禁絶は実情にそぐうものではなかったようであり、続く文成帝は一転して復仏を宣言した。さらに禁令を解くのみならず、沙門統を置き、「仏教は王政を助けるもの」として、国家の監督下で仏教を統治に用いる姿勢を示した。『提謂波利経』はまさに文成帝により仏教が国家統治に用いられた時期に撰述されたものであり、第三章で検出した本経独自の経説を読み解くには、反乱の原因となる讖緯と仏教の同一視、仏教の国家統治利用の二点を勘案する必要があることを示唆した。

第五章では、第四章で考察した時代背景を踏まえ、第三章で検出した『提謂波利経』独自の経説を解釈することで、曇靖による『提謂波利経』の撰述意図は、仏教を利用した国家統治のイデオロギーの表明にあると考察した。本経の対告衆であり五百人の商人の長者である提謂・波利を讖緯を行う者とし、その二人に仏が両舌戒の守持を強調し、かつ五戒を授け仏弟子とするという構図は、すなわち当時「皇帝即如来」と言われ如来に譬えられた皇帝が、反乱の原因となる讖緯をかたく戒めるものである。また五百人の商人団は当時の邑義にあたり、その長者である提謂・波利は、邑義を統轄する邑師・維那にあたるものと解釈される。仏による五戒の授与は皇帝による支配であり、提謂・波利及び五百人の商人の帰依は皇帝への服従の寓意であるという見解を示した。

最後に、『提謂波利経』研究における今後の課題と展望を述べて、本論の結びとしたい。

・テキストに関する課題

まずテキストについては、本論第一章において現存諸本・佚文を整理対照したことで、完本不在という課題は残されたものの、諸本の関係ならびに対応箇所が明確となり、校訂本文の作成、訓読・訳注を提示し得た。読解困難で保留とした箇所もままあるが、『提謂波利経』研究の基盤となるテキストを提示し得たことは、従来、通読され総体が研究対象とされることのなかった『提謂波利経』研究において一助となろう。

今後は敦煌本の実見による敦煌本諸本の関係の実証、敦煌・トルファン文献中における未知の『提謂波利経』本文の探索、日本古写経中における『提謂波利経』写本の探索、欠部を補う佚文の収集等、完本不在の課題に対し取り組みたい。

・出典考証に関する課題

第二章において本経と共通する経説を有する『分別善悪所起経』を取り上げ、両経の影響関係の考察を試みたが、本論では「飲酒三十六失」の一部を比較考察するに留まった。今後は他の共通箇所検討対象とし、本論で示した仮説の検証を試みたい。

また第二章に一覧を示した通り、『分別善悪所起経』以外にも本経との影響関係が窺える経典（特に疑経類）は複数存在する。当初、本論では共通の経説を有する他経を検出することで、『提謂波利経』の撰述にあたり曇靖が依拠した経典を特定することを目的の一つとしていた。しかし実際に本経との共通・類似箇所が見られたのはほとんどが疑経か、あるいは漢訳経典の体裁をとるものの中国撰述が疑われるものであり、これらに対しては『分別善悪所起経』と同様、本経との前後関係の検討より始めなければならない。今後、これらの経文との比較を通して、さらに『提謂波利経』の成立過程を検討していきたい。

・時代背景に関する課題

『提謂波利経』撰述の時代背景である北魏史については、今回保留とした点として以下の三点が挙げられる。

- ① 北魏による周辺諸国の征服に伴い行われた徙民政策とその弊害
- ② 北魏において盛んであった在家信者による信仰団体「邑義」の役割
- ③ 太平真君七年の廢仏詔において仏教信者に課された刑罰「門誅」について¹

①の徙民とは、いわゆる移民政策である。北魏は建国初期より度重なる国外征伐を行い、征服民を京師大同に移民させ奴隸として奉仕させる政策を行ってきた。塚本善隆は『北朝仏教史研究』第四章「北魏の僧祇戸・仏凶戸」において、献文帝（在位四六五―四七一年）時における山東地方征伐後、京師の「平齊戸」に移された征服民が極めて悲惨な生活を強いられたことを述べている²。太武帝時の北涼征伐の際にも、涼州民三万余戸の移民が行われた。自国を滅ぼした北魏に連行されて過酷な生活を強いられた征服民らの不満は、太武帝・文成帝が危惧した民衆蜂起につながりかねない。平齊戸が後に僧祇戸として仏教制度下に組み込まれることは注視すべきであり、仏教を利用した民衆統治策という視点からは無視できないものである。徙民が統治問題に如何に関連するものか、今後検討を重ねたい。

②の邑義とは、先にも述べたが在家仏教信者の信仰団体である。邑義の活動状況や内部構造について、北魏造像銘研究の成果等に依りつつ、結論に述べた『提謂波利経』の構造と北魏国家の統治構造とを考察する手掛かりとしたい。

③の「門誅」とは、族滅（連座）の範囲の一つであり、罪人本人からその父母・配偶者・兄弟・子の一門を誅するという、非常に重い刑罰である。松下憲一は「北魏崔浩国史事件―法制からの再検討―」³において、非常に興味深い考察を行っている。太平真君一年（四五〇）、太武帝政権下で権勢を振るった崔浩が、国史の編纂にあたり、帝室の意にそぐわない拓跋部の歴史を書き連ねたために処刑され、一門から姻戚に至るまで族滅されるという出来事があった⁴。松下は崔浩が族滅にまで至った罪状を検討するにあたって、『魏

書』中に見られる族滅に至った事例を抽出し検討しており、各事例には「皇帝・国家に対する犯罪」、すなわち大逆罪という罪状が共通することを見出した。廢仏に際して仏教信奉者に課された罪状が大逆罪であれば、当時の仏教が国家統治を乱すものとして取り締まられたという推論の傍証となる。

本論は曇靖による撰述意図の解明に焦点を絞り、『提謂波利經』が国家仏教經典であることを論じた。この結論は自ずと、『提謂波利經』の読解に背景である北魏の制度・文化問題への理解・認識を求めるものである。今後それらを踏まえて、より広範な視点から読解・検討を行うことにより、『提謂波利經』研究を深化させたい。本論文は、その起点に位置するものである。

¹ 「自今以後、敢有事胡人、及造形像泥人銅人者、門誅。」（中華書局本『魏書』第八冊、積老志十第二十、三〇三四頁）

² 塚本善隆『北朝仏教史研究』（塚本善隆著作集第二卷、大東出版社、一九七四）、第四章「北魏の僧祇戸・仏囟戸」、一「仏祖統紀以来の平斉戸の解釈の誤り」（一〇二―一〇七頁）、二「平斉戸から僧祇戸へ」（一〇七―一一二頁）。

³ 松下憲一「北魏崔浩国史事件―法制からの再検討―」（『東洋史研究』六九―二、二〇一〇、二〇五―二三二頁）。

⁴ 『魏書』卷三五、列伝第二十三、崔浩（中華書局本『魏書』第三冊、八〇七頁）。

訳
注
篇

『提謂波利経』卷上 校訂・訳注

〔凡例〕

- ・本稿は現存する『提謂波利経』卷上写本のうち、最も分量の多い P.3732 (巻首・巻尾欠) を底本とし、I.U.No.30・Ch.2317 (いずれも P.3732 に包括される内容を有するもの) を校本に用いて、訳注を試みたものである。
- ・適宜「校訂文」を区切り、「校注」・「注釈」・「訓読」・「訳文」を付した。
- ・本論第一章に掲載した翻刻文(原文)に校訂を加え、句読点を付して「校訂文」に示した。校本または本文と重複する引文がある場合は「校訂文」の下に示した。
- ・「校訂文」の行取りは P.3732 に従い、各行頭に行数を示した。
- ・「校訂文」と「訓読」の字体には概ね旧字体を用い、「注釈」や「訳文」には新字体を用いた。
- ・校注番号は「※1」、注釈番号は「①」で示した。
- ・破損等により判読不能な文字は「■」で示し、残画や前後の文脈から推測可能な文字は□内に示した。
- ・「訓読」・「訳文」において読解上の注記が必要な場合は ≪ 内 に示した。
- ・また、前後の本文の欠損や、語義が未詳で訓訳が困難な箇所等については、【 】内に原文のまま示した。
- ・『大正蔵』からの引用に際し、底本(高麗版。「麗」と略称する)と校本(宋版・元版・明版・宮内庁図書寮本ほか。それぞれ「宋」・「元」・「明」・「宮」と略称する)に異同がある場合は、原則として底本を採用した。校本を採用する場合のみ、校本の異同を注記した。
- ・P.3732 は首欠であり、現在『提謂波利経』上巻首部にあたる写本は得られていない。しかし、本論第一章にて紹介した引文①(「大乘義章抄」所引)は、その内容からほぼ確実に本経冒頭にあたるかと推測されるため、本経冒頭部分として訳注を行った。引文①の翻刻は本論第一章を参照。

【引文①（「大乘義章抄」所引）】

〔校訂文〕

- 10 佛在摩竭提國^①始成得^②。佛在元吉樹^③下
 11 坐定七日、無致食者。時山樹神^④念言。人無有知佛得
 01 道者。使無數供養、吾當求之。時五百賈人。於道路^車
 02 牛種畜、皆頓躓不行。○^{※1}時五百賈人、皆大怖畏恐不在
 03 ■中。有二長者。一者提謂、二名波利^⑤。博學多智。○鑽龜
 04 引易^⑥、以占吉凶。語五百賈人曰。莫得恐怖。今此山中有
 05 大樹神、欲得食。祠之。○時有三^{※2}百人。以待從共行詣樹^{※3}。
 06 見佛坐於樹下新成佛力。○於是長者乃知波羅
 07 捺斯國^⑦有佛出世^{マシト}。便前稽首、爲佛作禮。○説偈問言。人尊^⑧
 08 所從來、今坐斯樹下。本在何國中。今來毒獸間^{略之}。於^於
 09 是二長者、聞神語已、及諸賈人即還共和合麩^{※4}蜜^⑨、五百
 10 賈人悉來上佛^{云々}。（次有佛説法。不見起樹下之。^⑩）
 「（九丁ウ）
 「（十丁オ）」

〔校注〕

- ※1 「○」印は、写本上に見られる中略記号。
 ※2 「三」、右傍に「五カ」とあり。これについては本論第一章第二節の第一項、
 「○引文①―④より得られる新知見」を参照。
 ※3 原文「共行詣樹共行詣樹」。「共行詣樹」の四字は衍字と思われるため、こ
 れを削る。
 ※4 原文「趣蜜」、意に拠りて「麩蜜」と改む。

〔注釈〕

①【摩竭提國】Magadhaの音訳語。マガダ国。

②【成得】悟りを得ること。成道。

③【元吉樹】菩提樹。

④【樹神】樹木に宿る神。

⑤【有二長者。一者提謂、二名波利】提謂・波利は本経の対告者であり、諸仏伝においては成道後の仏に初めて食を献じた二人の商人とされる。諸仏伝に見られる提謂・波利については、本論第四章第一節「提謂・波利の人物像」を参照。

⑥【鑽龜引易】「鑽龜」とは、亀の甲羅を焼いてできた亀裂によって吉凶を見る占い。「引易」とは筮竹による占いをすること。

⑦【波羅捺斯國】カーシー国の首都・ワラーナシー (varanasi) の音訳語。

⑧【人尊】人々の中で最も尊い人。釈尊を指す。

⑨【麩蜜】麩(小麦を炒って粉にしたもの)を蜜と混ぜ合わせた食べ物。なお諸仏伝においても、提謂・波利が成道後の仏に最初に麩蜜を献上する場面が描かれ

〔訓読〕

佛、摩竭提國に在して始めて成得せり。佛、元吉樹下に在して坐定すること七日、食を致す者無し。時に山の樹神念じて言わく。

「人に佛の得道するを知る者有ること無し。無数の供養をせしめんと、吾れ當に之れを求む。」

時に五百賈人あり。道路に於いて車牛種畜、皆な頓躓して行かず。

(○中略)

時に五百賈人、皆な大いに怖畏して恐れ【不在■中】。二長者有り。一には提謂、二には波利と名づく。博學多智なり。

(○中略)

鑽龜引易し、以て吉凶を占う。五百賈人に語りて曰わく。

「恐怖を得ること莫かれ。今、此の山中に大樹神有りて、食を得んと欲す。之れを祠まつらん。」

ている。『太子瑞応本起経』卷二、

時適有五百賈人。從山一面過、車牛皆躓不行。中有兩大人。一名提謂、二名波利。(…中略…)神現光像言。今世有佛、在此優留國界尼連禪水邊、未有獻食者。汝曹幸先能有善意、必獲大福。賈人聞佛名、皆喜言。佛必獨大尊。天神所敬、非凡品也。即和麩蜜俱詣樹下、稽首上佛。

(大正三、四七九頁上)

⑩【次有佛説法。不見起樹下之。】「起樹下」は、仏伝において仏の成道後に記される五比丘への説法(初転法輪)を指すか。『中本起経』卷一、

時五人者、皆在波羅奈國。於時如來始起樹下。相好嚴儀、明耀於世、威神

震動。見者喜悅、徑詣波羅奈國。(後略)

(大正四、一四七頁下)

(○中略)

時に三百人有り。侍従を以いて共に樹を行詣せり。佛の樹下に坐して新たに佛力を成すを見ゆ。

(○中略)

是に於いて長者乃ち波羅捺斯國に佛の世に出でますこと有るを知れり。便ち前みて稽首し、佛の爲めに作禮す。

(○中略)

偈を説き問いて言わく。

人尊の従りて來たる所 今は斯の樹下に坐したもう

本と何くの國中に在すか 今は毒獸間に來られたり之れを略す

是に於いて二長者、神語を聞き已り、諸賈人と即ち還りて共に麩蜜を和合し、五百賈人悉く來たりて佛に上るたてまつ云々。

(次に佛の説法有り。樹下に起つ之れ見ず。)

〔訳文〕

仏はマガダ國で初めて成道された。仏は菩提樹の下で七日間坐定したが、食を供養する者はいなかった。その時、山の樹神は次のように念じた。

「仏が得道されたことを知る人はまだいない。仏に数多の供養がなされることが私の望みである。」

ちようどその時、五百人の商人団がいた。(樹神の念によって)車を引く牛や家畜がみな路上で躓き、進めなくなってしまった。

(○中略)

五百人の商人はみな恐怖に驅られ、【不在■中】。(商人の中に)二人の長者がいた。一人は提謂、もう一人は波利といった。二人は博學で、多くの知識を持っていた。

(○中略)

(提謂・波利は) 鑽龜や易によって吉凶を占う者である。二人は五百人の商人に次のように語った。

「恐れることはない。今、この山中には大樹神がいて、食を欲しておられるのだ。大樹神をお祀りしよう。」

(○中略)

提謂と波利は三百人の侍従を率いて樹神のもとへ詣でたところ、仏が樹下に坐して人知を超えた威力を發揮するのを目の当たりにした。

(○中略)

そこで長者は波羅捺斯国に仏が出世したことを知ったのである。すぐに進み出て稽首し、仏に作礼した。

(○中略)

偈を説き次のように問うた。《前後に中略があるため、説偈者は不明》

仏はどこから来られたのか 今はこの樹の下に坐しておられる

以前はどここの国に居られたのか 今以下省略は毒獸の間に来られている

二長者は神妙な言葉を聞き終わると、すぐに商人らと共に引き返して、みなで麁蜜を混ぜ合わせた食事を用意し、五百人みなで(仏のもと

へ) 戻り、(麁蜜を) 仏に奉云々上した。

(次に仏の説法があるが、樹下における初転法輪の場面は見られない。)

【引文②『釈門正統』卷一、宋・宗鑑】

〔校訂文〕

(提謂經。)

受^{※1}四天王各一石鉢。梵王起七寶堂、帝釋建七寶座、勸請說法^①。

〔校注〕

※1 「受」の前、「佛」あるいは「世尊」等の語が脱落しているか。

〔注釈〕

①【受四天王各一石鉢。梵王起七寶堂、帝釋建七寶座、勸請說法。】仏伝には、提謂・波利が成道後の仏に妙蜜を献上する際に、四天王が現れ鉢を出だして供する場面が描かれる。『太子瑞応本起経』卷二、

一名提謂、二名波利。怖還與衆人俱詣樹神請福、神現光像言。(…中略…)

即和妙蜜、俱詣樹下、稽首上佛。佛念先古諸佛哀受人施法皆持鉢、不宜如

餘道人手受食也。時四天王、即遙知佛當用鉢。如人屈伸^{※1}臂頃、俱到頰那

山上、如意所念、石中自然出四鉢。香淨潔無穢。四天王各取一鉢、還共上

佛。願哀賈人、令得大福。方有鐵鉢。後弟子當用食。佛念取一鉢不快餘三

意。便悉受四鉢、累置左手中、右手按之、合成一鉢、令四際現。佛受妙蜜、

告諸賈人。

※1 麗は「申」、宋・元・明は「伸」とする。意に抛りて「伸」と改む。

(大正三、四七九頁上―中)

しかし、仏伝には提謂・波利奉食の場面に「梵王起七寶堂、帝釋建七寶座」という記述はみられない。『大唐西域記』卷八「摩揭陀國上」には「梵王起七寶堂、帝釋建七寶座」の文が見られるが、それは提謂・波利が仏を詣でる以前の場面で

ある。

菩提樹西不遠、大精舍中、有鑰石佛像。飾以奇珍、東面而立。前有青石、

奇文異采。是昔如來初成正覺、梵王起七寶堂、帝釋建七寶座。佛於其上七

日思惟、放異光明照菩提樹。去聖悠遠、寶變為石。

(大正五一、九一六頁下)

この仏伝との相違が、『提謂波利経』独自の経説である可能性もある。しかし、そもそも引文②は本経の撰述からかなり時代の下る宋代に初めて引かれたものであり、その信憑性についても考慮する必要がある。

〔訓読〕

(提謂經。)

四天王各おの一石鉢を受く。梵王七寶堂を起こし、帝釋七寶座を建て、説法を勸請せり。

〔訳文〕

(提謂經 (には以下のようにある。))

(仏は) 四天王各々が献上した石鉢を受け取った。梵天は七宝堂を建て、帝釈天は七宝座を建て、(仏に) 説法を請うた。

【P.3732】

〔校訂文〕

001 ■■曉難^{※1}了離^{※2}……………

002 佛一戒有萬萬…………… (殺) (戒) ※3

003 治在東方、盜戒治在北方、姪戒治在西方、酒

004 戒治在南方、兩舌戒治在中央。在天爲五星^①、

005 在地爲五嶽^②、在世爲五帝^③、在陰陽爲五

006 行^④、在人爲五藏^{※4}^⑤。長者白佛言。何等爲五^{※5}星、

007 五嶽、五帝、五行、五藏。佛言。東方爲始星、漢言

008 爲歲星。南方爲明星、漢言爲熒惑^{※6}。西方爲金

009 星、漢言爲太白。北方爲輔星、漢言辰星。中央

010 爲尊星、漢言鎮星。是爲五星^⑥。東方太山^{※7}、漢言

011 代^{※8}。嶽。陰陽交代^⑦故名^{※9}代嶽^⑧。南方霍嶽。漢言

012 霍者獲也。萬物熟成可獲、故名霍嶽^⑨。西方老

013 嶽、漢言華嶽。華者落。萬物衰落故名老嶽^⑩。北方

014 長生山、漢言恒嶽。嶽者山。恒者常。陰陽久常、

015 萬物畢終。故曰恒山^⑪。中央和山、漢言崇山。四

016 方之崇。可崇道德。故曰名嵩山^⑫。是爲五嶽。

017 五帝者帝主也。東方太暉、漢言青^{※10}帝。亦爲浩

018 帝。南方炎帝、漢言赤帝。西方浩明帝、漢言

019 少帝。北方振翁、漢言顓頊。中央五帝、漢言

020 黃帝。是爲五帝^⑬。五行者、東方木、南方火、西方

(提謂波利經二卷(…中略…)見其文云。)

東方泰山、漢言代嶽。陰陽交代故謂代嶽。

(引文③ 隋費長房『歷代三寶紀』卷九)

021 金、北方水、中央土、是爲五行。五藏者、肝爲木、
022 心爲火、肺爲金、脾爲土、腎爲水、是爲五藏。(長)

〔校注〕

※1 影印・カラー画像からは判読困難であるが、写本を実見した牧田は「難」とするため、牧田に従い「難」とする。

※2 影印・カラー画像からは判読困難であるが、写本を実見した牧田は「離」とするため、「離」とする。

※3 二行目下部、破損により判読不能。以下「…治在東方、盜戒治在北方、姪戒治在西方、酒戒在南方、兩古戒在中央」と五戒を五方に配当する記述が続くため、二行目末の二字を「殺戒」と推測する。

※4 「藏」は「臟」に通ず。

『白虎通德論』卷八、情性

五藏者何也。謂肝、心、肺、腎、脾也。

〔注釈〕

①【五星】中国において、五行思想に基づいて定められた五つの星。歳星(木星)、熒星(火星)、填星(土星)、太白(金星)、辰星(水星)の五星をいう(中華書局本『漢書』第五冊、天文志第六、一二八〇—一二八五頁を参照)。

②【五嶽】五行思想に基づき定められた五つの山。東の泰山(山東省)、西の華山(陝西省)、南の衡山(湖南省)、北の恒山(山西省)、中央の嵩山(河南省)の五山をいう。『爾雅』卷中、積山第一一、

泰山爲東嶽、華山爲西嶽、霍山爲南嶽(即天柱山)、恒山爲北嶽(常山)、

(四部叢刊初編本『白虎通德論』、六〇頁上)

「五臟」を「五藏」と表記する文献は多数見られるため、以下本経中で「臟」の意味で用いられる「藏」は「校訂文」・「訓読」では改めず「藏」と表記し、「訳文」のみ「臟」と表記する。

※5 原文「等五」、右傍に淡墨にて「爲」あり。「爲」を補い、「等爲五」とする。

※6 原文「或」、意に抛りて「惑」と改む。

※7 「太山」、『歷代三寶紀』(引文③)は「泰山」とする。

※8 原文「代」、淡墨にて「岱」と訂正されるが、原文通り「代」とする。⑧【東方太山、漢言代嶽。陰陽交代故名代嶽】を参照。

※9 「名」、『歷代三寶紀』(引文③)は「謂」とする。

※10 原文「清」、淡墨にて「青」と訂正あり。意に抛りて「青」と改む。

嵩高爲中嶽(大室山也)。

(四部叢刊初編本『爾雅』郭璞注、一六頁下)

③【五帝】中国古代の五人の聖帝。注⑬【東方太暉……是爲五帝】参照。

④【五行】木・火・土・金・水の五元素。中国では古代より、この五元素が循環することで万物万象が成り立つと考えられており、季節(五時)・方角(五方)・人体(五官・五臟)等あらゆる物事が五行に配される。『尚書』卷七、洪範第六、

一、五行。一曰水、二曰火、三曰木、四曰金、五曰土。水曰潤下、火曰炎上、木曰曲直、金曰從革、土爰稼穡。潤下作鹹、炎上作苦、曲直作酸、從

革作辛、稼穡作甘。

(※ 細注略)

(四部叢刊初編本『尚書』、四六頁上)

⑤【五藏】五臟。肝臟・心臓・脾臓・肺臓・腎臓の五つの臓器。

⑥【東方爲始星、漢言爲歳星。南方爲明星、漢言爲熒惑。西方爲金星、漢言爲太白。北方爲輔星、漢言辰星。中央爲尊星、漢言鎮星。是爲五星】ここでは「始星・明星・金星・輔星・尊星」、また「漢に言わく」として「歳星・熒惑・太白・辰星・鎮星」と、二通りの五星が挙げられている。「漢言」の五星は『漢書』等における五星と一致する。しかし、「始星・明星・金星・輔星・尊星」を五星とする文献は管見の限り見られない。

⑦【陰陽交代】中国では、万物の始まりには太一（太乙ともいう）という根源となる気があり、陰と陽の気が交互にあらわれることで、万物の生滅や季節の交代、自然界のサイクルが行われるとされる。『風俗通義』卷一〇、山沢第一〇、五岳、

岱者長也。萬物之始、陰陽交代、雲觸石而出、膚寸而合、不崇朝而徧雨天
下。其惟泰山乎。故爲五嶽之長。

(四部叢刊初編本『風俗通義』、六九頁)

⑧【東方太山、漢言代嶽。陰陽交代故名代嶽】「太山」は五岳の一つ、東岳・泰山（山東省）の別称。泰山は岱嶽・岱宗・代宗などとも称される。また、写本では淡墨により「漢言岱嶽」と訂正されているが（校注※8参照）、以下の本文に山名の由来が「陰陽交代故名代嶽」と説明されるため、原文通り「代嶽」とする。『風俗通義』卷一〇、山沢第一〇、五岳、

東方泰山。詩云。泰山巖巖、魯邦所瞻。尊曰岱宗。岱者長也。萬物之始、

陰陽交代。雲觸石而出、膚寸而合、不崇朝而徧雨天下、其惟泰山乎。故爲五嶽之長。

(四部叢刊初編本『風俗通義』、六九頁)

『白虎通德論』卷五、巡狩、

東方爲岱宗者、言萬物更相代於東方也。

(四部叢刊初編本『白虎通德論』、四五頁)

⑨【南方霍嶽。漢言霍者獲也。萬物熟成可獲、故名霍嶽】「霍嶽」は五岳の一つ、南岳・衡山（湖南省）の別称。『風俗通義』卷一〇、山澤第一〇、五岳、
南方衡山、一名霍。霍者萬物盛長。

(四部叢刊初編本『風俗通義』、六九頁)

『白虎通德論』卷五、巡狩、

南方霍山者、霍之爲言護也。言萬物護也。太陽用事、護養萬物也。

(四部叢刊初編本『白虎通德論』、四五頁)

⑩【西方老嶽、漢言華嶽。華者落。萬物衰落、故名老嶽】「華岳」は五岳の一つ、西岳・華山（陝西省。華山とも言う）のこと。「老岳」については未詳。華岳という名称の由来について、

西方華山。華者華也。萬物滋熟、變華於西方也。

『風俗通義』卷一〇、山澤第一〇。四部叢刊初編本『風俗通義』、六九頁)

や、

西方爲華山者。華之爲言獲也。言萬物成熟可得獲也。

『白虎通德論』卷五、巡狩。四部叢刊初編本『白虎通德論』、四五頁)

等と説明するものはあるが、「華者落。萬物衰落、故名老嶽」とする文献は管見の限り見られない。

⑪【北方長生山、漢言恒嶽。岳者山。恒者常。陰陽久常、萬物畢終。故曰恒山】

「恒嶽」は五岳の一つ、北岳・恒山（山西省）のこと。長生山については未詳。
『初学記』卷五、地部上、恒山六の細注に、

恒山第六（…中略…）（白虎通云、北方爲常山者何。陰終陽始、其道常久。故曰常山。）

（欽定四庫全書本『初学記』第三冊、一九丁表）

とあるが、現行の『白虎通徳論』卷五、巡狩には、

北方爲恒山。恒者常也。萬物伏藏於北方。有常也。

（四部叢刊初編本『白虎通徳論』、四五頁）

とあるのみで、「陰終陽始、其道常久。」という記述は見られない。

⑫【中央和山、漢言崇山。四方之崇、可崇道徳。故曰名嵩山】「嵩山」は五岳の一つ、中央・嵩山（河南省）。「崇山」とも称される。「和山」については未詳。

『白虎通徳論』卷五、巡狩、

中央爲嵩山。言其後大之也。

（四部叢刊初編本『白虎通徳論』、四五頁）

『風俗通義』卷一〇、五岳、
中央曰嵩高。嵩者高也。

（四部叢刊初編本『風俗通義』、六九頁）

⑬【東方太皞、漢言青帝。亦爲浩帝。南方炎帝、漢言赤帝。西方浩明帝、漢言少帝。北方振翁、漢言顓頊。中央五帝、漢言黃帝。是爲五帝】「五帝」とは、中国古代の五人の聖帝。誰を五帝とするかは諸説あり、『礼記』月令篇は「太皞、炎帝、黃帝、少皞、顓頊」とし、『史記』五帝紀は「黃帝・顓頊・帝嚳・堯・舜」とし、『周易』繫辭伝・下では「伏羲・神農・黃帝・堯・舜」とする。

本経では「太皞、炎帝、浩明帝、振翁、五帝」と、また「漢言」として「青帝（浩帝）、赤帝、少帝、顓頊、黃帝」の二通りが挙げられているが、いずれも他の文献には見られない組み合わせである。

〔訓読〕

【■ 曉難了離……佛一戒有萬萬……】

（殺戒）東方に在りて治め、盜戒北方に在りて治め、姪戒西方に在りて治め、酒戒南方に在りて治め、兩舌戒中央に在りて治む。天に在りては五星と爲り、地に在りては五嶽と爲り、世に在りては五帝と爲り、陰陽に在りては五行と爲り、人に在りては五藏と爲る。「長者佛に白して言さく。

「何等をか五星・五嶽・五帝・五行・五藏と爲すや。」

佛言わく。

「東方始星と爲し、漢言には歳星と爲す。南方明星と爲し、漢言には熒惑と爲す。西方金星と爲し、漢言には太白と爲す。北方輔星と爲し、

漢言には辰星とす。中央尊星と爲し、漢言には鎮星とす。是れを五星と爲す。

東方は太山、漢には代嶽と言う。陰陽交代するが故に代嶽と名づく。南方は霍嶽。漢に霍と言うは獲なり。萬物熟成して獲すべし、故に霍嶽と名づく。西方は老嶽、漢には華嶽と言う。華は落なり。萬物衰落するが故に老嶽と名づく。北方は長生山、漢には恒嶽と言う。嶽は山、恒は常なり。陰陽久常にして、萬物畢終す。故に恒山と曰う。中央は和山、漢には崇山と言う。四方より崇し。道德は崇ぶべし。故に高山と名づくと曰う。是れを五嶽と爲す。

五帝とは帝主なり。東方は太暉、漢には青帝と言う。亦た浩帝と爲す。南方は炎帝、漢には赤帝と言う。西方は浩明帝、漢には少帝と言う。北方は振翁、漢には顛頊と言う。中央は五帝、漢には黄帝と言う。是れを五帝と爲す。

五行とは、東方木、南方火、西方金、北方水、中央土なり。是れを五行と爲す。

五藏とは、肝を木と爲し、心を火と爲し、肺を金と爲し、脾を土と爲し、腎を水と爲す。是れを五藏と爲す。」

〔訳文〕

【■ ■ 曉難了離……佛一戒有萬萬……】

(殺戒は) 東方を治め、盜戒は北方を治め、姪戒は西方を治め、酒戒は南方を治め、両舌戒は中央を治める。天にあつては五星となり、地にあつては五岳となり、世の中にあつては五帝となり、陰陽にあつては五行となり、人にあつては五臟となる。」

長者は仏に申し上げた。

「何を五星・五岳・五帝・五行・五臟となすのでしょうか。」

仏は仰った。

「東方を始星とする。中国では歳星という。南方を明星とする。中国では熒惑という。西方を金星とする。中国では太白という。北方を輔星とする。中国では辰星という。中央を尊星とする。中国では鎮星という。これらが五星である。」

東方は太山(泰山)、中国では代岳という。陰陽は交代することから、代岳と名付ける。南方は霍岳。中国で、「霍」には「獲る」の意味がある。萬物は熟成してから収獲するべきであることから、霍岳と名付ける。西方は老岳、中国では華岳という。「華」は「落」である。萬物は衰落することから、老岳と名付ける。北方は長生山、中国では恒岳という。「岳」は「山」であり、「恒」は「常」である。陰陽(の運行)は永遠であり、萬物はそれによって終わりを迎える。だから、恒山と言うのである。中央は和山、中国では崇山という。四方の(山の)中で(最

も) 崇高なものであり、道徳は崇めるべきものであることから、嵩山と言うのである。これらが五岳である。

五帝とは帝主のことである。東方は太皞、中国では青帝、または浩帝と言う。南方は炎帝、中国の言葉では赤帝と言う。西方は浩明帝、中国では少帝と言う。北方は振翁、中国では顓頊と言う。中央は五帝、中国では黄帝と言う。これらが五帝である。

五行とは何か。東方は木、南方は火、西方は金、北方は水、中央は土。これらが五行である。

五臓とは、肝臓を木行に、心臓を火行に、肺臓を金行に、脾臓を土行に、腎臓を水行に配する。これらが五臓である。」

〔校訂文〕

- 022 (心爲火、肺爲金、脾爲土、腎爲水、是爲五藏。)長
023 者白佛言。東方陽春^①、萬物盡生。殺戒治之云
024 何。四方中央各爾。五藏爲之奈何。佛言。東方
025 正月、二月、仙官^②次治。漢言少陽^③用事^④。陰陽交
026 精、萬物盡生。之生之類、天壽命各有長短。人及
027 草木、各當盡天年^⑤。天所畜養、人取剋絕^⑥之、
028 天地之大禁。故殺戒治東方^⑦。欲活衆生故、
029 天之性德^⑧殺活生、育養衆生、以德人物性命
030 之疇^⑨。皆含道氣而有形體者、畏死樂生。凶惡
031 者害殺之。爲逆天地之生氣、神祇^⑩校其神令
032 命促。雖有高官、重祿^⑪、富貴自在、不能得強
033 留氣救神而不死。殺者不仁、天神所疾、司命^⑫
034 減壽。去福就罪、災患日生。家人多病、不盡天
035 年。厄在春、仙官所錄。病在肝脾、面目青黃。
036 盜戒所以治^⑬。北方者、十月、十一月、水官^⑭次治。漢言
037 太陰^⑮用事。萬物春生、夏長、秋收、冬藏^⑯。盜者得
038 物、亦藏之。天地不和。故十一月水冰而高、微陽^⑰
039 在下。故盜者不順天心^⑱、得物藏之。故禁盜者、外
040 防貪濁^⑲、內以守身^⑳、七寶、金、銀、琉璃、水精、車渠、
041 瑪瑙、七寶^㉑之氣盜者、枉法剋民。爲水官所伺。
042 財產散亡。厄在冬。病在腎、膀胱^㉒、三焦^㉓。心痛色
043 惡。

- 044 姪戒所以治西方者、七月、八月、鐵官^②次治。漢
 045 言少陰^②用事。爲女子則多姪。鷄鴨之性^③、當
 046 路而姪、不避母子^④。故禁姪者、外防嫉妬色身
 047 之害、內全性命^⑤。姪嫉無度、髓消腦騫^⑥、速疾天
 048 年。貪姪致老、瞋恚致病、愚癡致死。姪者金
 049 風^⑦所害、鐵官所司。厄在秋。肺、大腸^⑧、爲病。
 050 酒戒所以治南方者、四月、五月、火官^⑨次治。漢言
 051 太陽^⑩用事。五月之時、天下大熱萬物發狂。
 052 飲酒醉心亦發狂。口爲妄^⑪語、醉惑^⑫六欲^⑬、累世
 053 不醒。謂之大醉。是以禁酒、外防凶變^⑭、內制貪
 054 色之惑^⑮。飲酒者、外慢內懦、濁翳其聰^⑯。三十六失^⑰
 055 亂道之元、身致危亡、不盡天年。爲火官所司。
 056 厄在夏。病在心脾、口舌難語。
 057 兩舌戒所以治中央者、三月、六月、九月、十二月、
 058 土官^⑱次治。漢言中央^⑲用事。制御四戒、稟授^⑳四
 059 氣^㉑、與土神^㉒轉命教。應時所任尊重。爲四戒
 060 王。惡口傷人、由舌所言。斬^㉓身之禍斧在口中。
 061 氣越、神消、形枯、自欺取死。是以禁欺、外防^㉔怨
 062 禍、內以養精^㉕、淨宅。言失則兵至、氣損則刑
 063 傷^㉖。危身速命、不盡天年。爲土官所司。厄在四
 064 季月^㉗。病在脾胃、口破舌白、不知食味。

〔校注〕

- ※1 原文「東方者」、淡墨にて「者」が削除される。
- ※2 原文「伺」。意に拠りて「司」と改む。
- ※3 原文「所治」、右傍に淡墨にて「以」あり。「以」を補い、「所以治」とする。
- ※4 原文「旁光」、意に拠りて「膀胱」と改む。
- ※5 原文「焦」、意に拠りて「焦」と改む。
- ※6 原文「太腸」。意に拠りて「大腸」と改む。
- ※7 原文「太陽」。意に拠りて「太陽」と改む。

〔注釈〕

①【陽春】あたたかな春の季節。

②【仙官】『浄度三昧経』では、仙官・水官・鉄官・土官・天官を「五官」と総称する。『浄度三昧経』卷二（七寺本）、

佛告王（白之）。五官者亦大分治泥梨遮。天上五官、主賞善。地獄（中）亦（有）五官、

與主五（道天鬼神主）收捕罪人。六事罪屬五官。

（…中略…）

何謂五官。一者（上）官、主禁殺。二者水官、主禁盜。三者鐵官、主禁姪。四者（上）官、主禁淫。五者天官、主禁飲酒。犯罪屬地獄。五官呼名、各自有時。好殺無（惡心口行）惡、爲仙（官）所錄。命在春。好盜貪求（無厭劫人爲）水官所錄。命在冬。好姪欲、爲鐵官所錄。姪鬼食其不淨、并飲心血。病（在）心、肝、（腎）頭、目。命在秋。好酒醉亂、仁義不行、禮教（廢）、爲（天官所）錄。命在夏。好妄言、兩舌、惡口、傳舌、讒人、誹謗聖道、爲土官所錄。命在季月。五官主人根、人根從五事生、故有五官。乃自然之王（也五官及輔）臣、小王、都錄、監司、廷尉、郵公、伏夜將軍、五帝、使者、收捕罪人、錄命收神。死者不

- ※8 原文「忘」、淡墨にて「妄」と訂正あり。意に拠りて「妄」と改む。
- ※9 原文「或」、意に拠りて「惑」と改む。
- ※10 原文「或」、意に拠りて「惑」と改む。
- ※11 原文「聽」、意に拠りて「聰」と改む。
- ※12 原文判読不能の一字、淡墨にて「斬」と訂正あり。
- ※13 原文「防外」、右傍に転倒記号有り。「外防」と改む。

同、皆依本罪故令不同。

『中国撰述経典（其之二）』四三―四四頁。翻刻文右傍の「」は翻刻者による写本の誤字訂正、及びテキスト欠損箇所（の）の推測

上記の『浄度三昧経』の文によれば、五官とは黎庶（庶民）の統治にあたる官であり、天上の五官と地獄の五官がいる。仙官は禁殺、水官は禁盜、鉄官は禁姪、土官は禁両舌、天官は禁飲酒を司るといふ。

『提謂波利経』においても殺戒―仙官（025行）、盜戒―水官（036行）、姪戒―鉄官（044行）、酒戒―火官（050行）、両舌戒―土官（058行）という五戒と五官の配当が見られる。飲酒戒にあたる五官を、『提謂波利経』は火官、『浄度三昧経』は天官とする点のみ異なるが、両経に見られる五官は同一の概念を指すものと思われる。

なお、『浄度三昧経』卷一（京大蔵本）では、「五官」という総称は示されないが、

水官都督、鐵官都督、火官都督、作官都督、土官都督。

『中国撰述經典（其之二）』四三—四四頁。翻刻文右傍の「」は、翻刻

者による写本の誤字訂正）

と、七寺本の卷二とは二箇所相違のある五官の名称を挙げる。また『経律異相』や『法苑珠林』に見られる『浄度三昧経』引文では「仙官」を「鮮官」とするなど、五官の名称には多少異同が見られる。『経律異相』卷四九、

五官禁止人作罪六。五官者。一、鮮官禁殺。二、水官禁盜。三、鐵官禁姪。

四、土官禁兩舌。五、天官禁止酒（出浄度三昧経）。

（大正五三、二五九頁中）

『法苑珠林』卷七、

又浄度三昧経云。復有三十地獄。各有主典不煩具錄。但列五官名字者。一者鮮官禁殺。二者水官禁盜。三者鐵官禁姪。四者土官禁兩舌。五者天官禁酒。

（大正五三、三二七中）

③【少陽】易の四象のうちの一つ。

④【用事】政治や祭祀を行う。

⑤【天年】天から与えられた寿命。

⑥【剋絶】「剋」は「刻」に通ず。ここでは、天が決めた寿命を奪うという意か。

⑦【性徳】個人が有する氣質と徳行の意か。

⑧【疇】「籌」に通ず。数取りの意。

⑨【神祇】天の神と地の神。

⑩【重祿】多額の俸祿。

⑪【司命】人の行いの善悪により、その寿命を増減する神。

⑫【水官】注②【仙官】を参照。

⑬【太陰】易の四象のうちの一つ。

⑭【萬物春生、夏長、秋收、冬藏】『黄帝内経靈枢』卷七、順氣一日分爲四時第四十四、

岐伯曰。春生、夏長、秋收、冬藏。

（四部叢刊初編本『靈枢経』、七七頁）

⑮【微陽】微弱な陽のひかり。――

⑯【天心】天意。

⑰【貪濁】貪りに汚れた。

⑱【守身】品性と節操を守る。

⑲【内以守身七寶金、銀、琉璃、水精、車渠、瑪瑙、七寶】原文のままでは文意が通らず、また七宝のうち一つが欠けているため、何らかの誤脱があると思われる。なお、

成佛已來、凡歷十劫。其佛國土、自然七寶。金、銀、琉璃、珊瑚、琥珀、

車渠、瑪瑙、合成爲地。

（大正一一、二七〇頁、上）

また、七宝の内容は經典によつて差異がある。定方晟「七宝について」を参照（『印度学仏教学研究』二四—一、一九七五、八四—九一）。

⑳【三焦】六腑の一つであり、上焦・中焦・下焦の三つの器官の総称。上焦は胃の上にある飲食物を胃にとどけ、中焦は胃の中にある飲食物を消化し、下焦は膀胱の上にある排泄をする。『白虎通徳論』卷八、情性、

三焦者、包絡府也。水穀之道路、氣之所終始也。故上焦若竅、中焦若編、下焦若瀆。

（四部叢刊初編本『白虎通徳論』、六一頁）

②①【鐵官】注②【仙官】を参照。

②②【少陰】易の四象のうちの一つ。

②③【鷄鴨之性】鷄や鴨など鳥類が姪な性質を持つとする記述は、他の仏典にも見られる（次項「不避母子」も参照）。『仏説罪福報心経』卷一、

憙姪他人婦女者、死入地獄、男抱銅柱、女臥鐵床。出生爲人墮鷄鴨中。

（大正一七、五六二頁下）

②④【不避母子】『分別善惡所起経』、

今見有鷄鳧姪姪、不避母子、亦無節度。

（大正一七、五一八頁中）

②⑤【性命】万物が天から授かった命。天命。

②⑥【髓消腦騫】『浄度三昧経』卷三（七寺本）、

信五色、令人目盲、愛色姪奔、令人無色、恒爲姪鬼所守。食噉五藏、飲人心血、令人髓消腦騫、視聽不聽、老病速至、死入地獄。

（『中国撰述経典（其之二）』九四頁）

②⑦【金風】秋風。

②⑧【火官】注②【仙官】を参照。

②⑨【太陽】易の四象のうちの一つ。

③⑩【六欲】目・耳・鼻・舌・身・意の六つの感覚器官から生じる欲望。

③⑪【凶變】物事が悪い方向へ変わる事。

③⑫【濁翳其聰】「濁翳」は、覆い隠すの意。『浄度三昧経』卷二（七寺本）、
流沙俗人、本所不知、本所不曉。肉眼濁翳、不見天神鬼王。

（『中国撰述経典（其之二）』四四頁）

原文は「濁翳其聰」であるが、『仏説大安般守意経』卷一、康僧会序に、
心逸意散、濁翳其聰也。

（大正一五、一六三頁中）

と、また『決罪福経』卷一に、
燥繞穢濁。濁翳不聰。

（大正八五、一三二八頁下）

とあることから、「聰」は「聰」の誤写と推測する。

③⑬【三十六失】飲酒することによって起こる三十六の災禍。詳細は本論第二章を参照。

③⑭【土官】注②【仙官】を参照。

③⑮【中央】ここでは、易の四象（太陽・太陰・少陽・少陰）を五行に対応させるため、数合わせに「中央」を用いたか。

③⑯【稟授】与える事。

③⑰【四氣】春夏秋冬、四季それぞれの気候。温・熱・冷・寒を指す。

③⑱【土神】五行神の中の土神を指すか。P.373²、100行にも、五行神のひとりとして土神が出る。

③⑲【養精】精神を保養すること。

④⑰【刑傷】殺傷のこと。

④⑱【四季月】季月とは、四季それぞれの季節の最後の月の意。すなわち、三月・六月・九月・十二月を指す。

〔訓読〕

長者、佛に白して言さく。

「東方陽春、萬物盡く生ず。殺戒の之れを治むるとは云何。四方と中央各おの爾しかり。五藏之れを爲すととは奈何ぞ。」
佛言わく。

「東方正月・二月、仙官やど次りて治む、漢に少陽用事と言う。陰陽交精し、萬物盡く生ず。之の生の類、天の壽命各おの長短有り。人より草木に及ぶまで、各おの當に天年を盡くすべし。天の畜養する所、人取りて之れを剋絶するは、天地の大禁なり。故に殺戒東方を治む。衆生を活かさんと欲するが故に、天は性徳もちを之いて生を殺活し、衆生を育養するに、徳を以て人物の性命の疇とす。皆な道氣を含みて形體有る者は、死を畏れ生を樂う。凶惡なる者は之れを害殺す。爲し天地の生氣に逆らわば、神祇其の神を校べて促を命ぜしむ。高官、重祿有りて、富貴自在と雖も、強いて氣を留め神を救いて不死を得ることあたわず。殺は仁ならず、天神の疾む所にして、司命は壽を減ず。福を去りて罪に就き、災患ひび日に生ず。家人は多病にして、天年を盡くさず。厄は春に在り、仙官の錄する所なり。病は肝・脾に在りて、面目青黃なり。

盜戒の北方を治むる所以は、十月・十一月、水官次りて治む。漢に太陰用事と言う。萬物春に生じ、夏に長じ、秋に收し、冬に藏す。盜とは物を得、亦た之れを藏するなり。天地の不和なり。故に十一月は水氷りて高く、微陽の下に在り。故に盜は天心に順わず、物を得て之れを藏す。故に盜を禁ずるは、外には貪濁を防ぎ、内には守身をな以す。《以下、何らかの脱文があるか》七寶は金・銀・琉璃・水精・車渠・瑪瑙なり。七寶を之れ氣こい盜むは、法を枉げ民を剋するなり。水官の伺う所爲り。財産散亡す。厄は冬に在り。病は腎・膀胱・三焦に在り。心痛み色惡し。

姪戒の西方を治むる所以は、七月・八月、鐵官次りて治む。漢に少陽用事と言う。女子爲るは則ち多姪なり。鷄鳴の性、路に當りて姪し、

母子を避けず。故に姪を禁ずるは、外には嫉妬色身の害を防ぎ、内には性命を全うす。姪嫉すること度無くば、髓は消え腦は驚^かけ、天年を速疾す。貪姪は老を致し、瞋恚は病を致し、愚痴は死を致す。姪は金風の害する所にして、鐵官の司る所なり。厄は秋に在り。肺・大腸、病と爲る。

酒戒の南方を治むる所以は、四月・五月、火官次りて治む。漢に太陽用事と言う。五月の時、天下大いに熱して萬物發狂す。飲酒して酔えば心も亦た發狂す。口に妄語を爲し、六欲に醉惑し、累世に醒めず。之れを大酔と謂う。是を以て酒を禁じ、外に凶變を防ぎ、内に貪色の惑を制す。飲酒せば外に慢^{おこ}り内に懦^{おこ}りて、其の聽を濁翳す。三十六失は亂道の元にして、身に危亡を致し、天年を盡さず。火官の司る所と爲る。

厄は夏に在り。病は心・脾に在り。口舌語ることを難し。

兩舌戒の中央を治むる所以は、三月・六月・九月・十二月、土官次りて治む。漢に中央用事と言う。四戒を制御し、四氣を稟授し、土神の與^ために命教を轉ず。時所に應じて尊重なるを任ず。四戒の王爲り。惡口の人を傷するは、舌の言う所に由る。斬身の禍斧は口中に在り。氣越^ちり、神消え、形枯れ、自ら欺きて死を取る。是を以て欺を禁じ、外には怨禍を防ぎ、内には養精^なを以し、淨宅せよ。言失すれば則ち兵至り、氣損ずれば則ち刑傷す。身を危うくし命を速め、天年を盡くさず。土官の司る所と爲る。厄は四季月に在り。病は脾・胃に在り、口破れ舌白くして、食味を知らず。」

〔訳文〕

長者は仏に申し上げた。

「東方の陽春に、万物はみな生じる。どうして殺戒がこの東方を治めるのでしょうか。四方と中央についても同じです。五臓がこれをなすとはどういうことでしょうか。」

仏は仰った。

「東方は正月・二月にあたり、仙官が駐屯して治める。中国では少陽が用事すると言う。万物は陰陽が互いに交わることによって生まれるの

である。生きとし生けるものが天から与えられた寿命は各々長短が決まっておき、人から草木に及ぶまで、各々天の定めた寿命を全うすべきである。天が養う寿命を人が奪って絶やすことは、天地の大禁である。そのため、殺戒が（万物の生じるところである）東方を治めるのである。衆生を生かすために、天は各個人の気質と徳行によつて生殺を決め、衆生を育て養うために、その者の徳をもつて寿命を計算する数取りとした。道気を含み形を持つ者はみな、死を畏れて生を好む。凶悪な性質を持つ者は殺害する。もし天地の生氣に逆らおうとするならば、天地の神はその人の靈魂を計算して、命じて命を縮めさせる。高官や高給取りは、財産に不自由することはなくとも、無理に生氣を留めて魂魄を救済し、不死を得ることはできない。殺は仁に反し、天神の憂う所であり、殺生をすれば司命が寿命を減ずる。福を遠ざけて罪に近づき、災いが日ごとに生じる。家人は病気がちになり、天寿を全うすることができない。その災厄は春におこり、仙官の録す所となる。肝臓・脾臓を病み、顔色は緑色になる。

盜戒が北方を治める理由は以下の通りである。北方は十月・十一月にあたり、水官が駐屯して治める。中国では太陰が用事すると言う。万物は春に生まれて夏に育ち、秋に収穫して冬に貯蔵するものである。盜人は物を手に入れ、またそれを隠すので、天と地が調和しなくなる。だから十一月はほのかな陽の下に厚く氷が張るのである。だから偷盜とは天意に反して物を奪い、隠すことなのである。そういうわけで、偷盜を禁止することは、外には腐敗を防ぎ、内にはその身を守る。《以下、何らかの脱文があるか》七宝とは、金・銀・琉璃・水精・車渠・瑪瑙のことである。七宝を欲しがり盗むことは、法をゆがめて民を抑圧することである。それは水官の監視する所である。財産を散失させる。（偷盜戒を犯すことによる）災厄は冬におこり、腎臓・膀胱・三焦を病み、心臓を痛めて顔色が悪くなる。

姪戒が西方を治める理由は以下の通りである。西方は七月・八月にあたり、鉄官が駐屯して治める。中国では少陽が用事すると言う。女子とは多分に姪らな性を持つものである。鶏や鴨と同類の性質であり、路の上でも姦淫し、母や子であっても見境がない。そのため姪佚を禁止することは、外には嫉妬・情欲の害を防ぎ、内には天の定めた寿命を全うさせる。節度なくみだらな行いをすれば、髓は融けて消え脳は欠けて、天寿が尽きるのを速める。姪を貪れば老い、忿怒すれば病に罹り、愚痴を言えば死にいたる。みだらな行いをすれば秋風の害する所となり、それは鉄官の監視する所である。（姪戒を犯すことによる）災厄は秋におこり、肺臓・大腸を病む。

酒戒が南方を治める理由は以下の通りである。南方は四月・五月にあたり、火官が駐屯して治める。中国では太陽が用事すると言う。五月の頃、天下は大いに熱を帯び、万物が発狂する。酒を飲んで酔えば、心もまた発狂する。嘘偽りを口にし、六欲に酔惑し、ずっと醒めることがない。これを大酔と言う。そういうわけで酒を禁止して、外には災禍を防ぎ、内には好色の氣を抑えるのである。飲酒すれば外では怠惰に、内では驕慢になり、判断能力が鈍る。（飲酒による）三十六の過失は乱道の元であり、身の破滅をまねき、天寿を全うすることができなくなる。

これは火官の監視する所である。(飲酒戒を犯すことによる)災厄は夏におこり、心臓・脾臓を病み、舌が回らなくなる。

両舌戒が中央を治める理由は以下の通りである。中央は三月・六月・九月・十二月にあたり、土官が駐屯して治める。中国では中央が用事すると言う。他の四戒を制御し、四氣(温・熱・冷・寒の四つの気候)を与えて、土神のために命令をめぐらせる。時(十二月)・所(五方)において、要所を任される。両舌戒は四戒の王である。悪口が人を傷つけるのは、舌のせいである。斬身の禍斧は口中にある。両舌をすれば氣は散り、靈魂は消え、姿形は枯れてしまい、自分で自分を欺いてやがて死をえらぶこととなる。こういわけで欺瞞を禁止し、外には怨恨による禍を防ぎ、内には精神力を養い、家宅を浄めなさい。失言すれば兵に攻め込まれ、氣を損なえば刑に処されて傷を負う。身を危うくして寿命を短くし、天寿を全うすることができない。これは土官の監視する所である。(両舌戒を犯すことによる)災厄は四季月(三月・六月・九月・十二月)におこる。脾臓と胃腸を病み、口内を患い舌が白くなって、食物の味がわからなくなる。」

〔校訂文〕

- 065 長者白佛言。兩舌戒爲最重、願除廢之。佛告
066 長者。兩舌戒不可廢。所任最重、所養甚大。四
067 戒之父、四行之母^{※1}。何謂四行四戒者。殺戒者木
068 行、盜戒水行、姪戒金行、酒戒火行。兩舌戒土
069 行。在人爲五藏。土生木、木生火、火生金、金生
070 水、水生土。土四^{※2}行持之而成。木不土不生、火不
071 土不煖、水不土不停、金不土不成。生於土、死
072 於土。兩舌戒在人爲脾中神、主平五味^①。調和^{※3}五
073 藏、通榮衛^②氣、以養一身。脾不治者胃氣不
074 行、水穀^③不化、則成爲病。不可廢也。五行者
075 五官^④也。長者白佛言。何謂五官。所住遠近
076 云何。在人身^{※4}中官府在何許。佛言。五官之神、分
077 在五處治。一處者^{※5}在欲界中、二處者在人衆生五
078 藏中、三處在陰陽中、四處在龍鬼神中、五處
079 在地獄中。五官皆王治諸天人民、皆籍屬五
080 官。五官亦司善捕惡。(長者聞佛所說、怖曰。)

〔校注〕

- ※1 原文「四母行之」、淡墨にて「母」が削除され、「之」の右傍に「母」が挿入される。淡墨に従い、「四行之母」と改める。
- ※2 原文「土四」、右傍に淡墨にて「土」あり。「土」を補い、「土土四」とする。
- ※3 原文「調」、右傍に淡墨にて「和」あり。「和」を補い、「調和」とする。

- ※4 原文「身」、右傍に淡墨にて「人」あり。「人」を補い、「人身」とする。
- ※5 原文「處」、右傍に淡墨にて「者」あり。「者」を補い、「處者」とする。

〔注釈〕

①【五味】酸味・苦味・甘味・辛味・塩味の五つの味覚。『五行大義』卷三、

鄭玄云、五味醯酸、酒苦、蜜甘、薑辛、塩鹹。

(中村璋八『五行大義』一三二頁)

人受氣于穀、穀入于胃、以傳與肺。五藏六府皆以受氣、其清者爲營、濁者爲衛。營在脈中、衛在脈外。

(四部叢刊初編本『靈樞經』、四七―四八頁)

②【榮衛】榮氣と衛氣。榮氣とは、脾・胃のはたらきにより水と穀物の清らかな

部分から生成されて中焦に出る血液の流れであり、衛氣とは水と穀物の濁った部分から生成されて下焦に出る血液の流れをいう。『黄帝内經靈樞』卷四「榮衛

生会第一八」、

③【水穀】水と穀物。

④【五官】「五官」については、P.373 025 行、注②【仙官】を参照。

〔訓読〕

長者、佛に白して言さく。

「兩舌戒、最重なるが爲めに、願わくば之れを除廢せんことを。」

佛、長者に告げたまう。

「兩舌戒、廢すべからず。任ずる所は最も重く、養う所は甚大なり。四戒の父、四行の母なり。

何をか四行四戒と謂う。殺戒は木行、盜戒は水行、姪戒は金行、酒戒は火行なり。兩舌戒は土行なり。人に在りては五藏と爲す。土は木を生じ、木は火を生じ、火は金を生じ、金は水を生じ、水は土を生ず。土は四行之れを持して成す。木は土なくして生ぜず、火は土なくして成ならず、水は土なくして停まらず、金は土なくして成らず。土に於いて生じ、土に於いて死す。

兩舌戒、人に在りては脾中の神と爲り、五味を平らぐを主る。五藏を調和し、榮衛の氣を通し、以て一身を養う。脾、治まらざれば胃の

氣行かず、水穀化せざれば、則ち病と成爲る。廢すべからざるなり。五行は五官なり。」

長者、佛に白して言さく。

「何をか五官と謂う。住する所の遠近や云何。人身中に在りては官府何許に在りしか。」

佛言わく。

「五官の神、分かれて五處に在りて治む。一處は欲界中に在り、二處は人衆生五藏中に在り、三處は陰陽中に在り、四處は龍鬼神中に在り、五處は地獄中に在る。五官は皆な王にして諸天人民を治め、皆な籍は五官に屬す。五官は亦た善を司りて惡を捕う。」

〔訳文〕

長者は仏に申し上げた。

「両舌戒は五戒中で最も厳しいものです。どうかこれを廢していただけませんかでしょうか。」

仏は長者に告げられた。

「両舌戒は廢してはならない。両舌戒が担う役割は最も重く、その育て養う所は甚大である。四戒の父、四行の母である。

四戒・四行とは何か。殺生戒は木行、偷盜戒は水行、邪淫戒は金行、飲酒戒は火行にあたる。そして、両舌戒は土行にあたるのである。これら五戒・五行は、人体においては五臟となる。土は木を生じ、木は火を生じ、火は金を生じ、金は水を生じ、水は土を生じる。そして土行は、他の四行を保持して成立させる役割を担うのである。木は土がなければ生じず、火は土がなければ光を發さず、水は土がなければ形をとどめず、金は土がなければ生み出されない。(万物は)土の上生まれ、土の上で死すのである。

両舌戒は、人体においては(五臟それぞれに宿る五臟神のうち)脾臟の中の神であり、五味を治める役割を司る。五臟を調和させ、榮衛の氣を通すことで、身体を保養する。脾臟が健康でなければ胃が作用せず、水や食物が消化吸収されず、病に罹る。そのため、両舌戒は廢してはならないのである。五行は五官なのである。」

長者は仏に言申し上げた。

「五官とは何でしょうか。五官がそれぞれ住するところはどのくらい離れているのでしょうか。また人体において、その官府はどこにあるのでしょうか。」

仏は仰った。

「五官の神は、五箇所に分かれてそれぞれ統治を行う。一処は欲界中であり、二処は人衆生五藏中であり、三処は陰陽中であり、四処は龍鬼

神中であり、五処は地獄中である。五官はそれぞれ王であり、諸天人民を治める。諸天人民は、みな五官に属するのである。五官はまた善を司り、悪を捕らえもする。」

〔校訂文〕

- (080 官五官亦司善捕惡) 長者聞佛所説、怖曰。
 081 烏呼痛哉。天中天^①。三界盲冥^②、不知天地之大
 082 禁、不知五官之所司捕。天地之間乃有禁忌、
 083 司捕之負、苦哉。罪積之人、當云何度之。佛告
 084 長者提謂。今佛出世、正爲是五道中人、作大
 085 船師^③度海流人。濟三界之難、拔生死之根、開
 086 甘露門。爲大醫王^④持四種神丹^⑤、法藥^⑥愈三
 087 界病。何謂四種神丹^{※1}。一者三自歸、
 088 二者五戒、三者六波羅蜜、四者三藏三乘法慧。
 089 用是四事救度一切行者得安。汝莫憂也。(長)

〔校注〕

※1 原文「四種神丹一者三自歸／法藥愈三界病何謂四種神丹」。

086 甘露門爲大醫王持四種神丹法藥愈三界病何謂四種一者三自歸

087 法藥愈神丹三界病何謂四種神丹^{※1}一者三自歸

086 行の「二者三自歸」の右傍に、淡墨にて「法藥愈三界病何謂四種神丹」とあ

〔注釈〕

り。おそらく原文書写者は086行の「四種神丹」までを書写した後に、隣の087行と目移りして、「二者三自歸」と誤写。校訂者は「一者三自歸」を削除すべきところを、目移りによる誤写と気付かず、「法藥愈三界病何謂四種神丹」を脱文したものと思ひ、補入したか。よって086行の「二者三自歸」を削除し、「四種神丹法藥愈三界病何謂四種神丹」とする。

①【中天天】諸天の上にある天。仏の称号。

②【盲冥】真理を知る智慧のない者。

③【大船師】仏の異名。仏が衆生を度することを、此岸の人を彼岸へと大海を渡す船頭に譬えて言う。『大般泥洹經』卷六、

譬如船師乘船度人。到彼岸已還度餘人。諸佛如來亦復如是。乘摩訶衍般泥洹船、隨彼衆生應受化者而濟度之。般泥洹已復於餘處度諸衆生。是故如來名大船師。

(大正一一、八九四頁上)

④【大醫王】仏の異名。仏が法により衆生の苦悩を除くことを、病人に薬を与えて病を治す優秀な医者に譬えて言う。『增一阿含經』卷四九、

如來不度者度、不脱者脱、不般涅槃者令般涅槃、無救護者與作覆蔭、盲者作眼目、與諸疾病作大醫王。

(大正一一、八一六頁下)

⑤【四種神丹】神丹は中国においては神仙の靈薬を指すが、仏典においては *masūi* (薬の名。音写は摩祇、摩地等) の訳語として使われる場合がある。『大

明度經』卷二、

譬若有藥。其名神丹。有蛇索食、道逢虫物。蛇欲噉虫、即到神丹藥所、蛇聞藥香即還去。何以故。是藥力所却。

(大正八、四八三頁下)

『一切經音義』卷九、

摩祇(長安品作摩蛇、小品經作摩醯。皆梵語訛也。明度經作神丹。此言也。)

(大正五四、三五七下)

本經では087—088行にかけて、四種神丹として三百婦・五戒・六波羅蜜・三蔵を挙げるが、本經を複數箇所引用する『釈禪波羅蜜次第法門』の卷八では、

如來爲化三界四生故、說四諦、十二因緣、六波羅蜜。當知此三法藥神丹、悉是對治衆生五臟五根陰故說。

(大正四六、五三三頁中)

と、四諦・十二因緣・六波羅蜜を「三法藥神丹」として挙げる。

⑥【法藥】世人の病を治す教え。法の薬。

〔訓読〕

長者、佛の説く所を聞き、怖れて曰さく。

「烏呼痛むべきや。中天天。三界の盲冥、天地の大禁を知らず、五官の司捕する所を知らず。天地の間に乃ち禁忌有りて、司捕の負、苦なるかな。罪を積するの人、當に之れを度するに云何とすべし。」

佛、長者提謂に告げたまう。

「今、佛出世し、正に是なる五道中の人の爲め、大船師と作りて海流の人を度さん。三界の難を濟し、生死の根を跋し、甘露門を開かん。」

大醫王と爲りて四種の神丹を持し、法薬もて三界の病を愈やさん。何をか四種神丹と謂う。一は三自歸、二は五戒、三は六波羅蜜、四は三藏、三乗の法慧なり。是の四事を用いて一切の行者を救度し安を得さしめん。汝、憂うこと莫かれ。」

〔訳文〕

長者は仏の説く言葉を聞き、怖れをなして申し上げた。

「ああ、何と苦しいことでしょう。天中天よ。三界の道理に盲昧なる者たちは、天地の大禁を知らず、五官が司り捕える所（善悪）も知りません。天と地の間には禁忌があり、それを犯していないかと五官に監視される重圧はなんと苦しいものでしょう。罪を積んでしまった者は、如何にして済度されるのでしょうか。」

仏は長者提謂に告げたまうた。

「今、仏が世に出で、あらゆる五道の中の人々のために、大船の船師となって海流をただよう人を救度しよう。三界の禍難から救済し、生死の迷いの根を引き抜き、涅槃へと通じる甘露門を開こう。名医となって四種の神丹を持ち、仏法という薬によって三界の病を癒やそう。四種の神丹とは、一に三自歸、二に五戒、三に六波羅蜜、四に三藏（經・律・論）・三乗（声聞・縁覚・菩薩）の真実の智慧である。この四つを用いてすべての行者を世俗の苦から救済し、安樂を与えよう。あなたは何も憂うことなどない。」

〔校訂文〕

- (089 用是四事救度一切行者得安。汝莫憂也。) 長者白佛言。五藏布氣以養一身、其意云何。佛告長者。五戒神、在外分爲使者。漢言八卦^①。內治五藏、生長七體^②。殺戒屬東方、使者名震^③。木神於人爲肝。腸氣催^{※1}動、萬物支^④干。故謂之肝也。酒戒屬南方、使者名離^⑤。火神於人爲心。心者仁也。成養萬物、懷任^⑥重。故謂之心。姪戒屬西方、使者名兌^⑦。金神於人爲肺。肺者五藏之蓋^⑧、覆蓋^⑨萬物^{※2}。故謂之肺。盜戒屬北方、使者^{※3}名坎^⑩。水神於人爲腎。腎者萬物終成、藏去^⑪萬物。故謂之腎。兩舌戒屬中央、使者名坤^⑫。土神於人爲脾。脾者分氣授與四藏。故謂之脾。藏者六神之官。肝藏魂、肺藏魄、脾藏意與思、腎藏志與智^{※4}、心臟神^⑬。居中宮^{※5}、肝次之。心爲王者^{※6}、明上義。親^{※7}仁故。故居百重之內^{※8}。出則有前後左右官屬^{※9}。肺爲司馬、肝爲司徒、脾爲司空、腎爲大海。中有神龜。呼吸元氣、流行作風雨^{※10}、通氣四支。四支爲民子^⑭。左有司命、右有司錄^{※11}。主錄人命。臍^{※12}中太一君^⑮、亦人之主。柱天大將軍、持進兵王^{※13}、主身中^{※14}萬二千大神。太一有八使者。漢言八卦神是^{※15}。大倉^⑯胃菅、行廚^⑰之官。大腸、小腸爲元梁使者^⑱。主逐捕邪氣^{※16}。三焦關元^⑲爲

心爲大王、上義下仁故。居在百重之內。出則有前後左右官屬侍衛。肺爲司馬、肝爲司徒、脾爲司空。腎爲大海。中有神龜。呼吸元氣、行風致雨。通氣四支。四支爲民子。左爲司命、右爲司錄。主錄人命。齊中太一君、亦人之主柱。天大將軍特進君王。主身內萬二千大神。太一有八使者。八卦是也。合爲九卿。三焦關元、爲左社右稷。主姦賊。上焦通氣、入頭中爲宗廟。

(引文④ 隋智顓『積禪波羅蜜次第法門』卷八)

- 111 左社右稷^②。主捕奸賊^{※17}。上焦通氣，上^{※18}入頭中爲
 112 宗廟^③。丹田^④主男子藏精、女人藏胞。中有曲虵。
 113 人身四支與天地等。萬物不可犯，人身亦不
 114 可犯。傷神明記之。是故知、天^{※19}不可欺、地不
 115 可負。脩身慎行、無得懈怠^⑤。王者欲出、司馬在
 116 前、司徒在後、主在中央。司空留守宗廟社稷。
 117 是諸神、稟氣^⑥元精^⑦、以養一身、外生七體。腎主
 118 志、外生骨髓。水中有沙石故、生骨髓。肝主魂、
 119 外生筋腸。肝爲木^{※20}。木爲地筋。故生筋腸。
 120 心主神、外生血脈。心色赤、血脈亦赤。通神氣
 121 其道自然故。脾主意、外生肥膚。脾爲土、肥膚
 122 亦土^⑧。
 123 肺爲五大夫。在上下^{※21}、捨不義。肝舒仁。心在中
 124 央稟種類。脾在間平五味、腎在下漸四氣。天
 125 生萬物、骨以柱之、髓以膏^{※22}之、筋以纏之、皮以
 126 裹之。頭負法天、足方法地、腹溫緩法春夏、背
 127 剛冷法^{※23}秋冬。四體法四時、鼻口出入氣法山澤
 128 谷風、目法日月開閉法晝夜、鹿骨法山陵、大
 129 節十二法十二月、小節三百六十法一歲三
 130 百六十日、成就一身^⑨。王道如此。餘骨爲齒、餘
 131 肉爲舌、餘筋爲爪、餘血爲髮、餘皮爲耳。是爲
 132 五戒神之微妙、成身百事。（長者白佛言。五藏）

肺爲大夫。在上下捨不義。肝爲尉、仁心在中央稟種種。脾在
 其間、平五味。腎在下衝四氣、增長七體成身。骨以柱之、髓以
 膏之、筋以縫之、脈以通之、血以潤之、肉以裹之、皮以覆之。
 以是因緣、則有頭身手足大分之軀。餘骨爲齒、餘肉爲舌、
 餘筋爲爪、餘血爲髮、餘皮爲耳。

（引文^⑤ 隋 智顛『積禪波羅蜜次第法門』卷八）

〔校注〕

- ※1 「催」、淡墨にて「摧」と訂正されるが、「催」が正しいか。
- ※2 原文「萬物覆蓋萬物」。傍線部の「萬物」二字を衍字とみて、これを削除する。
- ※3 原文「使使者」。「使」一字を衍字とみて、これを削除する。
- ※4 原文「知」、淡墨にて「智」と訂正あり。意に抛りて「智」と改む。
- ※5 原文「官」。意に抛りて「宮」と改む。
- ※6 「王者」、『釈禪波羅蜜次第法門』（引文④）は「大王」とする。
- ※7 原文「親」、『釈禪波羅蜜次第法門』（引文④）は「下」とする。
- ※8 原文「故居百之重内」、「之重」の右傍に淡墨転倒記号あり。「重之」と改む。
- なお、『釈禪波羅蜜次第法門』（引文④）は「故居在百重之内」とする。
- ※9 「官屬」、『釈禪波羅蜜次第法門』（引文④）は「官屬侍衛」とする。
- ※10 「流行作風雨」、『釈禪波羅蜜次第法門』（引文④）は「行風致雨」とする。
- ※11 原文「左右司命、右有司録」、意に抛りて「左有司命、右有司録」と改む。
- 『釈禪波羅蜜次第法門』は「左爲司命、右爲司録」とする。
- ※12 原文「齊」。意に抛りて「臍」と改む。
- ※13 「兵王」、『釈禪波羅蜜次第法門』（引文④）は「君主」とする。

〔注釈〕

- ①【八卦】伏羲が作り出したと伝わる八つの形象。易の基本であり、方角・身体・五行・自然現象等、森羅万象を表す。
- ②【七體】眼・耳・口・鼻の、七つの孔。『国語』卷一六、鄭語第十六、

- ※14 「中」、『釈禪波羅蜜次第法門』（引文④）は「内」とする。
- ※15 「漢言八卦神是」、『釈禪波羅蜜次第法門』（引文④）は「八卦是也」とする。

- ※16 『釈禪波羅蜜次第法門』（引文④）は「大倉胃菅、行廚之官。大腸小腸、爲元梁使者。主逐捕邪氣」を欠き、「合爲九卿」とする。
- ※17 「主捕奸賊」、『釈禪波羅蜜次第法門』（引文④）は「主姦賊」とする。
- ※18 『釈禪波羅蜜次第法門』（引文④）は「上」を欠く。
- ※19 原文「天下」、淡墨にて「下」が削除される。
- ※20 原文「肝爲木。肝爲木爲地筋」。傍線部の「肝爲」二字を衍字とみて、これを削除する。
- ※21 原文「不」、『釈禪波羅蜜次第法門』（引文⑤）は「下」とする。意に抛りて「下」と改む。
- ※22 原文「槁」、『釈禪波羅蜜次第法門』（引文⑤）は「膏」とする。意に抛りて「膏」に改む。
- ※23 原文「剛法」、右傍に淡墨にて「冷」あり。「冷」を補い、「剛冷法」とする。

是以和五味以調口、更四支以衛體（剛疆也）、和六律以聰耳（聰和則聰）、正七體以役心（役、營也。七體、七竅也。目爲心視、耳爲心聽、口爲心談、鼻爲心芳也）。

(四部叢刊初編本『国語』、一一〇頁)

③【震】八卦の一つ。

④【支】「支」は「幹」に通ず。ここでは「幹」「根幹」の意か。

⑤【離】八卦の一つ。

⑥【懷任】いだく。ふところに保つ。

⑦【兌】八卦の一つ。

⑧【肺者五藏之蓋】『黄帝内経素問』卷一三、病能論篇第四十六、

帝曰。人之不得偃臥者、何也(謂不得仰臥也)。岐伯曰。肺者藏之蓋也(居高布葉四藏下之。故言肺者藏之蓋也)。肺氣盛則脈大、脈大則不得偃臥。

(四部叢刊初編本『黄帝内経素問』、九二頁)

⑨【覆蓋】覆い隠して蓋をする。

⑩【坎】八卦の一つ。

⑪【藏去】しまっておくこと。

⑫【坤】八卦の一つ。

⑬【肝藏魂、肺藏魄、脾藏意與思、腎藏志與智、心藏神】『老子道德経』卷上、河上公注、

谷神不死(谷、養也。人能養神則不死也。神、謂五藏之神也。肝藏魂、肺藏魄、心藏神、腎藏精、脾藏志。五藏盡傷、則五神去矣)

(四部叢刊初編本『老子道德経』、五頁)

⑭【心爲王者、明上義。親仁故。故居百重之内。出則有前後左右官屬。肺爲司馬、肝爲司徒、脾爲司空、腎爲大海。中有神龜。呼吸元氣、流行作風雨、通氣四支。四支爲民子】(ここでは五臟を「心臓―王、肺臓―司馬、肝臓―司徒、脾臓―司空、腎臓―大海、四支(四肢)―民子」と擬えている。司馬・司徒・司空とは中国の

官職であり、合わせて三公と称される。古くは太師・太傅・太保とされ、天子の側に居り政務について議論を行い、国家組織を統括する役割を担っていた。『漢書』卷一九、百官公卿表上、

太師、太傅、太保、是爲三公。蓋參天子、坐而議政、無不總統、故不以一職爲官名。(…中略…)或説司馬主天、司徒主人、司空主土、是爲三公。

(中華書局本『漢書』第三冊、七二二頁)

「腎爲大海。中有神龜。呼吸元氣、流行作風雨、通氣四支。」とは、『老子中経』卷上「第十九神仙」に、ある経の引用として、

經曰。兩腎間名曰大海。一名弱水。中有神龜。呼吸元氣、流行作爲風雨、通氣四支。

(四部叢刊初編本『雲笈七籤』卷一八所収『老子中経』、一三七頁)

とある。これについて加藤千恵『老子中経』と内丹思想の源流』では、

龜の呼吸をまねて長生きする話が『史記』亀策列伝、『抱朴子』対俗篇等に見られるが、『老子中経』では、長生のシンボルである龜そのものを体内に設置することによって、長存をはかろうとしたものと思われる。

(加藤千恵『老子中経』と内丹思想の源流』『東方宗教』八七、一九九六、二一―三八頁)二七頁上)

と述べる。

⑮【臍中太一君】「臍中」は「へそ」の意。「太一君」は「太一」「太乙」ともい、中国では古代より天地万物を創造する根源の氣とされている。『老子中経』卷上、「第十三神仙」、

經曰。璇璣者、北斗君也。天之侯王也。主制萬二千神、持人命籍。人亦有之、在臍中太一君、人之侯王也。

(四部叢刊初編本『雲笈七籤』卷一八所収『老子中経』、一三五頁)

⑩【柱天大將軍、持進兵王】『老子中経』卷上に「柱天大將軍、持進侯也」と見られる(次項、注⑩【主録人命…】参照)ほか、『浄度三昧経』卷一(京都大学所蔵本)に、

諸天、帝釋、天子、王女、天上諸大尊、神妙諸天神、魔王及官屬、司録、司命、三十二鎮王、柱天將軍、特進兵王、律法義都、(後略)

(『中国撰述経典(其之二)』三二頁下)

と、類似の語(傍線部)が見られる。

⑪【主録人命、臍中太一君、亦人之主。柱天大將軍、持進兵王、主身中萬二千大神。太一有八使者。漢言八卦神是】『老子中経』卷上、「第十三神仙」、

經曰。璇璣者、北斗君也。天之侯王也。主制萬二千神、持人命籍。人亦有之、在臍中太一君、人之侯王也。柱天大將軍、特進侯也。主身中萬二千神、中極郷、璇璣里、姓王、名陽、字靈子。冠三縫之冠、衣絳章單衣。長九分、思之亦長三寸、其大與自身等也。太一君有八使者、八卦神也。

(四部叢刊初編本『雲笈七籤』卷一八所収『老子中経』、一三五頁)

⑫【大倉】「太倉」ともいう。国家の穀物庫のこと。

⑬【行廚】ここでは調理場の意か。『老子中経』卷上、「第四十七神仙」、

師曰。胃者、太倉也。諸神皆就太倉中飲食。中黄金釜、金甌、玉女小童、主給使之。故呼曰黄裳子。致行廚矣。

(四部叢刊初編本『雲笈七籤』卷一八所収『老子中経』、一四四頁)

⑭【元梁使者】『老子中経』に見られる。注⑭【大腸小腸、爲元梁使者…】を参照。

⑮【關元】下丹田の別名。下丹田については、注⑮【丹田】を参照。

⑯【左社右稷】社は土地神、稷は穀神(穀物や農業に関する神々)のこと。「左社右稷」については未詳。『老子中経』に見られる(注⑯【大腸小腸、爲元梁使者…】を参照)ほか、『妙法蓮華経馬明菩薩品第三十』が帝釈天の下の官僚組織として挙げる官名の中にも見られる。『妙法蓮華経馬明菩薩品第三十』

第二天名切利天。名釋提桓因。其四鎮大臣者、四天王是也。三十天者、釋有三十二臣。通釋之身故、有三十三天。釋提桓因在摩尼寶殿上坐時、前面有八臣、後面有八臣、左面有八臣、右面有八臣。四八三十二故、有三十二輔臣。三公者、司徒公、司空公、司馬公。九卿者、八大尚書、八王使者。左社右稷。風伯、雨師、雷公、磬礮。左將軍、右將軍。前將軍、後將軍。四輔武衛、四鎮天王。五羅大王。太子使者。日月、五星、二十八宿、鬼神、將軍、悉帝釋之官僚也。

(大正八五、一四二八頁下)

⑰【大腸小腸、爲元梁使者。主逐捕邪氣。三焦關元、爲左社右稷、主捕奸賊。上焦通氣、上入頭中爲宗廟】『老子中経』卷上、「第十八神仙」、

經曰。大腸小腸爲元梁使者。主逐捕邪氣。三焦關元、爲左社右稷、主捕奸賊。上焦元氣上入頭中爲宗廟。

(四部叢刊初編本『雲笈七籤』卷一八所収『老子中経』、一三六頁)

⑱【丹田】へその下三寸ほどのところにあり、全身の気が集中する場所。上丹田(眉間)・中丹田(心臓の下)・下丹田(へその下)の三箇所あるとされるが、特に丹田というときには「下丹田」を指す。

⑲【人身四支與天地等。萬物不可犯、人身亦不可犯。傷神明記之。是故知天不可欺、地不可負。脩身慎行、無得懈怠】『老子中経』卷上、「第十八神仙」、

兆身與天地等也。天地萬物不可犯觸也。天地之神則知之矣。而人身體四支、

亦不可傷也。有痛癢者、神亦知之。由是言之、昭然明矣。天不可欺、地不可負。修身慎行、勿令懈怠也。

(四部叢刊初編本『雲笈七籤』卷一八所収『老子中經』、一三七頁)

②6【稟氣】氣を受ける。

②7【元精】天地が生み出す精气。

②8【外生七體】腎主志、外生骨髓。水中有沙石故、生骨髓。肝主魂。外生筋腸。肝爲木。木爲地筋。故生筋腸。心主神。外生血脈。心色赤。血脈亦赤。通神氣其道自然故。脾主意。外生皮膚。脾爲土。肥膚亦土。『釈禪波羅蜜次第法門』卷八に、以下の取意文と思しき箇所がある。

府臟相資、出生七體。腎生二體。一骨、二髓。腎屬於水。以水内有砂石。故即骨之義也。肝生二體。一筋、二腸。肝爲木。木爲地筋。故生筋腸也。心生血脈。心色赤。屬血以通神氣其道自然。脾生肌膚。脾爲土。肌膚亦土。肺生於皮。肺在衆臟之上故。皮亦是一身之上。是爲五臟能生七體。亦名七支。

(大正四六、五三二頁中)

(ここでは五臟が七体を生ぜしめることが説かれている。『釈禪波羅蜜次第法門』は『提謂波利經』を複数箇所引用しており、この文も『提謂波利經』からの取

〔訓読〕

長者、佛に白して言さく。

「五藏の氣を布きて以て一身を養うとは、其の意や云何。」
佛、長者に告げたまう。

「五戒神、外に在りては分かれて使者と爲る。漢には八卦と言う。内には五藏を治め、七體を生長す。

意である可能性がある。

なお、傍線部「肺生…」は、P.3732 には見られない文である。(つまり P.3732 では、五藏のうち腎・肝・心・脾の四藏には言及するが、肺臟所生の身体部位については書かれていない。傍線部(あるいは傍線部を含む右の全文)は智顛が『提謂波利經』以外の文献から援用したものである可能性もあるが、一方で本来『提謂波利經』には傍線部の文も含まれるが、P.3732 がこれを脱文している可能性もある。

②9【腹温緩法春夏、背剛冷法秋冬。四體法四時、鼻口出入氣法山澤谷風、目法日月開閉法晝夜、髀骨法山陵、大節十二法十二月、小節三百六十法一歳三百六十日、成就一身】『春秋繁露』卷一三、「人副天數第五十六」、

天以終歳之數、成人之身。故小節三百六十六、副日數也。大節十二分、副月數也。内有五藏、副五行數也。外有四肢、副四時數也。乍視乍瞑、副晝夜也。乍剛乍柔、副冬夏也。乍哀乍樂、副陰陽也。心有計慮、副度數也。行有倫理、副天地也。

(四部叢刊初編本『春秋繁露』、七一頁)

殺戒東方に屬し、使者を震と名づく。木神、人に於いては肝爲り。腸氣の動きを催し、萬物の干を支う。故に之れを肝と謂うなり。酒戒南方に屬し、使者を離と名づく。火神、人に於いては心爲り。心は仁なり。萬物を成養し、重きを懷任す。故に之れを心と謂う。姪戒西方に屬し、使者を兌と名づく。金神、人に於いては肺爲り。肺は五藏の蓋なりて、萬物を覆蓋す。故に之れを肺と謂う。盜戒北方に屬し、使者を坎と名づく。水神、人に於いては腎爲り。腎は萬物の終成にして、萬物を藏去す。故に之れを腎と謂う。

兩舌戒中央に屬し、使者を坤と名づく。土神、人に於いては脾爲り。脾は氣を分かちて四藏に授與す。故に之れを脾と謂う。藏とは六神の官なり。肝藏は魂、肺藏は魄、脾藏は意と思、腎藏は志と智、心藏は神なり。中宮に居り、肝之れに次ぐ。心を王と爲すは、上義に明らかなり。仁に親しむが故に。故に百重の内に居す。出づれば則ち前後左右に官屬有り。肺を司馬と爲し、肝を司徒と爲し、脾を司空と爲し、腎を大海と爲す。中に神龜有り。元氣を呼吸し、流行して風雨を作し、四支に氣を通す。四支は民子爲り。左には司命有りて、右には司録有り。人命を録するを主る。臍中の太一君、亦た人の主なり。柱天大將軍・持進兵王《未詳》爲り。身中の萬二千大神を主る。太一に八使者有り。漢に八卦神と言は是れなり。大倉は胃の管、行廚の官なり。大腸・小腸は元梁使者《未詳》爲り。邪氣を逐捕するを主る。三焦關元は左社右稷爲り。奸賊を捕うるを主る。上焦は氣を通し、上りて頭中に入り、宗廟と爲る。丹田は男子の精を藏し、女人の胞を藏するを主る。中に曲蛇有り。人身四支と天地とは等し。萬物犯すべからず、人身も亦た犯すべからず。傷さば神明之れを記す。是の故に知る、天を欺くべからず、地に負くべからずと。脩身慎行して、懈怠を得ること無かれ。

王者出でんと欲するに、司馬は前に在り、司徒は後に在り、主は中央に在り。司空は留まりて宗廟社稷を守る。是れ諸神、元精を稟氣して、以て一身を養い、外に七體を生ず。

腎は志を主り、外には骨髓を生ず。水中に沙石有るが故に、骨髓を生ず。

肝は魂を主り、外には筋腸を生ず。肝は木爲り。木は地の筋爲り。故に筋腸を生ず。

心は神を主り、外には血脈を生ず。心の色は赤く、血脈も亦た赤なり。神氣を其の道に通すは自然なるが故に。

脾は意を主り、外には肥膚を生ず。脾は土爲り、肥膚も亦た土なり。

肺は五大夫爲り。上下に在りて、不義を捨つ《未詳》。肝は仁を舒べるなり《未詳》。

心は中央に在りて【稟種類】《未詳》。脾は間に在りて五味を平らげ、腎は下に在りて四氣を漸ぐ。

天は萬物を生ずるに、骨以て之れを柱え、髓以て之れを膏し、筋以て之れを纏わり、皮以て之れを裹む。頭を負うには天に法り、足を負うには地に法り、腹の温緩なるは春夏に法り、背の剛冷なるは秋冬に法る。四體は四時に法り、鼻・口の氣を出入するには山澤の谷風に法り、目は日月に法りて開閉するに晝夜に法り、髄骨は山陵に法り、大節十二は十二月に法り、小節三百六十は一歳三百六十日に法りて、一身を成就す。王道も此くの如し。餘骨を齒と爲し、餘肉を舌と爲し、餘筋を爪と爲し、餘血を髮と爲し、餘皮を耳と爲す。是れ五戒神の微妙にして、成身の百事爲り。」

「訳文」

長者は仏に申し上げた。

「五臓が（榮衛の）氣を体内に広めることで体を保養するとは、どういうことでしょうか。」

仏は長者に告げたまうた。

「五戒神は、体外においては分散して使者となる。中国ではこれを八卦と言う。体内において五臓の状態を整え、七体を生み出し成長させる。殺生戒は東方に属し、その使者を震と名付ける。木神は人体においては肝臓となる。腸氣の活動を催して、万物の根幹を支える。そのため肝というのである。

飲酒戒は南方に属し、その使者を離と名付ける。火神は人体においては心臓となる。心は仁である。万物を生み出して養育するという重責を背負う。そのため心というのである。

邪淫戒は西方に属し、その使者を兌と名付ける。金神は人体においては肺臓となる。肺臓は五臓の蓋であって、万物を覆って蓋をする。そのため肺というのである。

偷盜戒は北方に属し、その使者を坎と名付ける。水神は人体においては腎臓となる。腎は万物が成熟するところであり、（その成熟した）万物を蔵するため、腎というのである。

両舌戒は中央に属し、その使者を坤と名付ける。土神は人体においては脾臓となる。脾臓は氣を分散して他の四臓に与えるため、脾というのである。

蔵とは六神の官《未詳》である。肝臓は魂、肺臓は魄、脾臓は意と思、腎臓は志と智、心臓は神にあたる。（心臓は王として）宮中に居り、肝

臟は心臓に次いで重要である。心臓を王とするのは、さきに述べた通りである。みな（五常のうちで心臓に対応する）仁に親しむため、（心臓も王も）まわりを百重に囲まれてその中に居るのである。そこから出れば、前後左右に属官が駐屯している。肺臓を司馬、肝臓を司徒、脾臓を司空とし、腎臓は大海とする。（大海の）中には神亀が居る。神亀は元氣（精氣）を吸ったり吐いたりして体内にめぐらせ、それによって風雨を生じさせて、四肢に気を通す。四肢は民にあたる。心臓の左には司命がおり、右には司録がいる。司命・司録は、人の命の長短を記録する役割を担う。また臍中にいる太一君は、人の主である。柱天大將軍・持進兵王（未詳）は、体の中の万二千大神を統率する。太一は八人の使者を有している。漢で八卦神と言うのは、この八使者のことである。大倉（太倉）は胃の管であり、調理をつかさどる官である。大腸・小腸は、元梁使者（未詳）である。邪氣を追って捕える役割を担う。三焦と関元（下丹田）は、左社右稷である。奸賊を捕える役割を担う。（三焦のうちの上焦は体内に気を通す。その気は上って頭に入り、宗廟をつくる。丹田は男子においては精を蔵し、女子においては胞（胎児を包む膜）を蔵する役割を担う。その中には曲蛇が住んでいる。人身・四肢と天地は同等のものである。（天地に存在する）万物を害してはならず、人身もまた害してはならない。害すれば、神はそれを記録する。このことから、天を欺いてはならない、地に背いてはならないと知るのである。修身して節度のある行動をし、怠けてはならない。

王者が宮城の外に出る時には、前方に司馬を配置し、後方には司徒を配置する。主である王者を中央に置くのである。司空は宮城に留まって、宗廟や社稷を守る。

諸神は天地が生み出す精氣を（人体に）与えることで人体を保養し、肉体においては七体を育む。

腎臓は志を主り、肉体においては骨髓を作るはたらきをする。水中には沙石があるため、（水行にあたる腎臓は）骨髓を作るのである。

肝臓は魂を主り、肉体においては筋や腸を作るはたらきをする。肝臓は（五行の）木にあたる。木は地の筋（木が地で筋のように根を張ることを指すか）である。そのため肝臓も、身体においては筋や腸を作るのである。

心臓は神を主り、肉体においては血脈をつくるはたらきをする。心臓の色は赤であり、血脈もまた赤色である。（心臓がつかさどる）神の気（心臓と同じ色である）血脈の道に通すのは、自然の道理である。

脾臓は意をつかさどる。肉体においては肥膚を作るはたらきをする。脾臓は（五行の）土にあたる。肥膚もまた土である。

肺臓は五大夫である。上下にあつて不義を捨てて（未詳）。肝臓は仁を叙べる（未詳）。

心臓は中央にあり、【稟種類】（未詳）。脾臓は中間にあつて五味を調和させ、腎臓は下方にあつて四氣（温・暖・寒・冷）を流入させる。

天は万物（の肉体）を生み出す際、骨で体を支え、骨髓で骨を膏し、筋でそれを纏わり、皮でそれらを包む。頭を身体の上に頂くには天の

あり方を手本とし、兩足を並べるには地のあり方を手本とする。腹は春夏を手本とすため温かくてやわらかく、背中は秋冬を手本とするため堅くて熱を持たない。四肢をつくるには四時を手本とする。鼻や口から空気を出入するには山沢の谷風を手本とし、目は日月を手本として、またその開閉には昼夜を手本とする。大まかな骨格をつくるには山陵を手本とし、大きな十二の関節は十二ヶ月を手本とし、細かな関節三百六十は一年三百六十日を手本として、身体を形成するのである。王道を成すにも、これと同じ法則を用いる。さらに余った骨で歯をつくり、余った肉で舌をつくり、余った筋で爪をつくり、余った血で髪をつくり、余った皮で耳をつくる。これらが五戒神のなす神妙不可思議なわざであり、万物の身体を形成する際の手順である。」

〔校訂文〕

- (132 五戒神之微妙成身百事) 長者白佛言。五藏
 133 諸神出入所由云何。佛言。肝神由眼、腎神由
 134 耳、肺神由鼻、心神由口、脾神由舌。長者提謂、
 135 白佛言。當何以知之。佛言。肝爲木。仁慈心、有
 136 所愍傷、眼爲泣出。知肝屬眼。外明內闇。眼
 137 爲肝候。腎爲水。內察外闇。耳亦內察外闇。知
 138 腎屬耳。耳爲腎候。肺五藏之蓋^①。喘息仰之。鼻
 139 亦通氣喘息。知肺屬鼻。鼻爲肺候。心爲君主。
 140 總持諸法。口爲心使。心念口言。知心屬口。口
 141 爲心候。脾爲土。土生五穀、五穀爲五味。舌亦
 142 知味故、知脾屬舌。舌爲脾候。是爲五藏神。分
 143 治六府^{※1}、以養萬物。

〔校注〕

※1 「府」は「腑」に通ず。『白虎通德論』卷八、情性、

六府者何謂也。謂大腸小腸胃膀胱三焦膽也。府者爲藏官府也。

(四部叢刊初編本『白虎通德論』、六一頁)

「六腑」を「六府」と表記する文献は多数見られるため、以下本経中で「腑」の

〔注釈〕

① 【肺五藏之蓋】 P.3732、096—097行にも「肺者五藏之蓋」とある。注⑧【肺者五藏之蓋】を参照。

意味で用いられる「府」は〔校訂文〕・〔訓読〕では改めず「府」と表記し、〔訳文〕のみ「腑」と表記する。

〔訓読〕

長者、佛に白して言さく。

「五藏の諸神の出入する所由や云何。」
佛言わく。

「肝神は眼由り、腎神は耳由り、肺神は鼻由り、心神は口由り、脾神は舌由り。」

長者提謂、佛に白して言さく。

「當に何を以て之れを知るべし。」
佛言わく。

「肝は木爲り。仁慈の心、愍傷する所有らば、眼は泣なみたを出だす。肝の眼に屬するを知る。外には明らかにして内には闇し。眼は肝の候爲り。

腎は水爲り。内には察あきらかにして外には闇し。耳も亦た内には察あきらかにして外には闇し。腎の耳に屬するを知る。耳は腎の候爲り。

肺は五藏の蓋なり。喘息するに之れを仰ぐ。鼻も亦た氣を通して喘息す。肺の鼻に屬するを知る。鼻は肺の候爲り。

心は君主爲り。諸法を總持す。口は心の使爲り。心の念ずるを口が言う。心の口に屬するを知る。口は心の候爲り。

脾は土爲り。土は五穀を生じ、五穀は五味を爲す。舌も亦た味を知るが故に、脾の舌に屬するを知る。舌は脾の候爲り。
是れ五藏神爲り。六府を分治し、以て萬物を養う。」

〔訳文〕

長者は仏に申し上げた。

「五臓に宿る諸神が出入する所はどこにあるのでしょうか。」
仏は仰った。

「肝神は眼から、腎神は耳から、肺神は鼻から、心神は口から、脾神は舌から出入する。」

長者提謂は仏に申し上げた。

「それはどうして分かるのでしょうか。」

仏は仰った。

「肝臓は（五行の）木である。（肝臓が行う）仁慈の心は、憐憫することがあれば眼から涙を出だす。このことから、肝臓と眼が繋がっていることを知ることができるのである。（涙が出ることから、肝臓が眼より出入りすることは）外から見て分かるが、内にはその出入りは分からない。眼は肝臓の辺侯（＝辺境を偵察する兵士）である。」

腎臓は（五行の）水にあたる。腎臓は内にはそのはたらきが分かるが、外から見たのでは分からない。耳も同様に、（音が聞こえることから）内にはその出入りが分かるが、（眼から涙が出るのとは違って）外からでは出入りは分からない。これにより、腎臓が耳に属すると知ることができるのである。耳は腎臓の辺侯である。」

肺臓は五臓の蓋である。呼吸をする時には肺臓を仰ぐ。鼻もまた空気を通して呼吸する器官である。このことから、肺臓が鼻に属すると知ることができるのである。鼻は肺臓の辺侯である。」

心臓は君主であり、諸法をすべて具えている。口は心臓の使いである。心に思ったことを、口が言葉として発する。これにより、心臓が口に属すると知ることができるのである。口は辺侯である。」

脾臓は（五行の）土にあたる。土は五穀を生じ、五穀は五味となる。舌もまた味を知覚する器官であることから、脾臓が舌に属すると知ることができるのである。舌は脾の辺侯である。」

これらが五臓神である。この五臓神が分かれて六腑を治めることで、万物を保養するのである。」

〔校訂文〕

- 144 長者白佛言。何謂爲六府。六府爲何所^{※1}主。佛言。
 145 膽爲肝府。膽成水爲氣舍。肝爲木。水生木故
 146 爲肝府。長者白佛言。肝者仁^{※2}①、人怒目張眉楊耶。
 147 佛言。膽者執怒附肝。肝主魂、爲人強。夫仁者必^{※3}。
 148 有勇。勇者必有怒。怒者則目張而眉楊^②。小腸
 149 爲心府。心赤、小腸亦赤。心生血氣。小腸亦通
 150 血氣流入百脈、以養神氣不受邪。故爲心府。
 151 大腸爲肺府。肺白、爲金。金主^{※4}殺物^③。大腸亦白、主
 152 殺物、成化一身故爲肺府。胃^{※5}爲脾府。胃色黃。
 153 脾亦黃、主意。意應時動作、黃中通理^④。主藏化
 154 物、通榮衛氣、流通四支皮毛故爲脾府。膀胱^{※6}。
 155 爲腎府。腎黑、潔氣。膀胱^{※7}通潔氣^⑤、潤利小便故
 156 爲腎府。三焦^{※8}合爲一府、分^{※9}各有所主。上焦主
 157 通津液、清溫之氣。中焦主通血^{※10}脈精神之氣。下
 158 焦通大便之物。三焦主通利^⑥上下。六府之氣^{※11}、以
 159 成五官之神、主治一身。

〔校注〕

- ※1 原文「爲所」、右傍に淡墨にて「何」あり。「何」を補い、「爲何所」とする。
 ※2 原文「肝仁」、右傍に淡墨にて「者」あり。「者」を補い、「肝者仁」とする。
 ※3 原文「強夫仁必」、淡墨にて「夫仁」が削除され、その右傍に「夫仁者」と書かれる。淡墨に従い、「強夫仁者必」と改める。

小腸爲心府。心赤、小腸亦赤。心爲血氣、小腸亦通血氣。主潤於心入一身故。大腸爲肺府。肺白、大腸亦白。主殺物益肺、成化一身。胃爲脾府。胃黃、脾亦黃。胃亦動作黃間通理、脾臟氣入四支。膀胱爲腎府。腎府黑、膀胱亦黑。通濕氣潤腎。利小行腸故。三焦合爲一府、分各有所主。上焦主通津液。清溫之氣。中焦主通血脈。精神之氣。下焦主通大便之物。三焦主利上下。五臟之神、分治六府。六府之氣、以成五官之神、主治一身。

(引文⑥ 隋 智顛『釈禪波羅蜜次第法門』卷八)

- ※4 原文「金主」、右傍に淡墨にて「金」あり。「金」を補い、「金金主」とする。
 ※5 原文「謂」、淡墨にて「胃」と訂正あり。意に拠りて「胃」と改む。
 ※6 原文「旁光」、意に拠りて「膀胱」と改む。
 ※7 原文「旁光」、意に拠りて「膀胱」と改む。

※8 原文では「焦」に人偏（「イ」）がつく。「焦」の異体字か。なお156―158行に見られる五箇所の「焦」すべてに人偏がつくが、煩を避けるため一々に注記はしない。
※9 「分」、淡墨にて「外」と訂正されるが、「分」が正しいか。なお『釈禪波羅蜜次第法門』も「分」とする。

〔注釈〕

① 【肝者仁】 P.373a、135―136行に次のようにある。

肝爲木。仁慈心、有所愍傷、眼爲泣出。

② 【膽者執怒附肝。肝主魂、爲人強。夫者必有勇。勇者必有怒。怒者則目張而眉楊】『白虎通德論』卷八、情性、

膽者肝之府也。肝者木之精也。主仁。仁者不忍、故以肝膽二者必有勇也。肝膽異趣。何以知相爲府也。肝者木之精也。木之爲言牧也。人怒無不色青目脈張者、是其効也。

（四部叢刊初編本『白虎通德論』、六一頁）

③ 【金主殺物】『春秋繁露』卷一一、五行之義四十二、

五行之隨、各如其序、五行之官、各致其能。是故木居東方而主春氣、火居南方而主夏氣、金居西方而主秋氣、水居北方而主冬氣。是故木主生而金主

〔訓読〕

長者、佛に白して言さく。

「何をか六府と爲すと謂う。六府は何の主る所と爲す。」
佛言わく。

※10 原文「主血」、右傍に淡墨にて「通」あり。『釈禪波羅蜜次第法門』にも「通」あり。「通」を補い、「主通氣」とする。
※11 原文「府氣」、右傍に淡墨にて「之」あり。『釈禪波羅蜜次第法門』にも「之」あり。「之」を補い、「府之氣」とする。

殺、火主暑而水主寒、使人必以其序、官人必以其能、天之數也。

（四部叢刊初編本『春秋繁露』、六〇頁）

④ 【黃中通理】五行説に基づく五色（緑・赤・黄・白・黒）のうち黄が中央で最も尊く、他の四色は四方にあたるという道理に通じていること。物事の道理をわきまえていること。『周易』坤、

君子黃中通理、正位居體。

（中華書局本『周易訳注』一七頁）

⑤ 【潔氣】「潔」は湿潤なさま。湿氣の意か。

⑥ 【通利】物を滑らかに通す。

「膽は肝府爲り。膽は水を成して氣を爲す舎なり。肝は木爲り。水は木を生ずるが故に肝府と爲す。」
長者、佛に白して言さく。

「肝は仁なるも、人、怒れば目張り眉楊がらんや。」
佛言わく。

「膽は怒を執りて肝に附く。肝は魂を主り、人をして強たらしむ。夫れ仁には必ずや勇有り。勇には必ずや怒有り。怒れば則ち目張りて眉を楊ぐ。」

小腸は心府爲り。心は赤く、小腸も亦た赤し。心は血氣を生ず。小腸も亦た血氣を通して百脈に流入せしめ、以て神氣を養い邪を受けず。故に心府と爲す。

大腸は肺府爲り。肺は白く、金爲り。金は物を殺ぼすを主る。大腸も亦た白く、物を殺ぼすを主りて、一身を成化するが故に肺府と爲す。

胃は脾府爲り。胃の色は黄なり。脾も亦た黄なりて、意を主る。意は時に應じて動作し、黄中にして理に通ず。藏して物を化するを主り、榮衛の氣を通して、四支・皮毛に流通するが故に脾府と爲す。

膀胱は腎府爲り。腎は黒く、溼氣あり。膀胱は溼氣を通し、小便を潤し利するが故に腎府爲り。

三焦合して一府と爲すが、分かつては各おの主る所有り。上焦は津液・清温の氣を通すを主る。中焦は血脈に精神の氣を通すを主る。下焦は大便の物を通すを主る。三焦は上下の通利を主る。

六府の氣、以て五官の神と成り、一身を治むるを主る。」

〔訳文〕

長者は仏に申し上げた。

「何を六腑とするのでしようか。また六腑とは、どういった役割を主るところなのでしようか。」

仏は仰った。

「胆は肝臓の府である。胆は水を生み出して氣を作るところである。肝臓は（五行の）木にあたる。水は木を生み出すものであるため、（胆を）肝臓の府とするのである。」

長者は仏に申し上げた。

「肝臓は仁慈の心をつかさどると仰いました。それでは、人が怒った時に目を見張り、眉を持ち上げることがあるのは何故でしょうか。」
仏は仰った。

「胆は怒りをとらえて肝臓へ送るはたらきをする。肝臓は魂を主り、人を強壯にする。そもそも仁とは、勇猛さをそなえるものである。勇猛さはまた怒りをそなえている。だから怒れば目を見張り、眉ががりあがるのである。」

小腸は心臓の府である。心臓は赤く、小腸もまた同様に赤い。心臓は血気を生じ、小腸もまた血気を通して数多の脈に流すことで、精神を保養して邪気を受けつけないようにする。だから小腸を心臓の府とするのである。」

大腸は肺臓の府である。肺臓は白く、(五行では)金にあたる。金は物を滅ぼすことを主る。大腸もまた白く、物を滅ぼすことを主り、身体を形成する。だから肺の府とするのである。」

胃は脾臓の府である。胃は黄色である。脾臓もまた黄色であり、意を主る。意はその時々に応じて動作し、(五色の中の)黄が中心であるという物事の正統を知り、道理に通じている。(胃は)食物をその中に収めて消化吸収することを主り、体内に榮衛の気を通して、四肢と皮膚や毛に流通させる。だから脾臓の府とするのである。」

膀胱は腎臓の府である。腎臓は黒く、水分を多く含む。膀胱も水気を通し、小便を排泄するため、腎臓の府とするのである。」

三焦は(三つの器官を)合わせて一つの府とするが、それぞれ別に主るものがある。上焦は、体液と清く温かな気を通すはたらきを主る。中焦は血脈に精神の気を通すはたらきを主る。下焦は大便を通すはたらきを主る。三焦は体内の水分・食物を上下にスムーズに通すはたらきを主るのである。」

六腑の生み出す気は五官の神となり、身体を治めることを主る。」

〔校訂文〕

- 160 長者白佛言。舌與口、各一。耳、鼻、眼持兩耶。佛
161 言。心、脾爲君主。君主不得兩故、舌與口各一。肝、
162 肺及腎、各有兩、又爲臣。故使眼、耳、鼻各有兩。
163 長者白佛言。眼埤^①、耳癭^②。鼻獨高何。佛言。肝在
164 中故、令眼埤。腎在下藏深故、令耳癭。肺在上
165 故、令鼻高。長者白佛言。何謂爲魂。佛言。魂者
166 外爲青龍。漢言太歲。內爲肝^①神、運轉無端、動
167 而自安、以養^②一身。長者白佛言。何謂爲神。佛
168 言。神者內爲心神。外爲朱雀^③。太一之元、虛無
169 之根。^④出入無孔^⑤、往來無間。泥洹君^⑥、開虛無門^⑦、
170 統御一身。立道之根^⑦。長者白佛言。何謂爲魄。
171 佛言。魄者^⑧內爲肺神。外爲白虎。寂莫無聲、動而自
172 寧。執我義^④割斷、禁制非法以附禮義。長者白
173 佛。何謂爲意。佛言。意者內爲脾神。外爲勾陳。
174 與本神^⑤轉命、教令四方、統攝一身。屬之不忘、
175 立行有信。故謂之意。長者白佛言^⑨。何謂爲志。佛
176 言。志者內爲腎神。積精^⑥專志、藏念萬事。外爲
177 玄武。玄武者神龜。居大水之中。海亦藏匿寶
178 物。玄聖密事。於漢言水出六十字、以爲歷紀^⑦。
179 負八卦出祕戒^⑩、王者得之以治天下。是五戒
180 神在身治五藏、在外治萬物。是故五行不可
181 失。失魂者顛、失魄者狂、失意者忘、失志者惑^⑪、

（提謂經云）心是萬行之本、衆靈之源。

出入無亂往來無間。統御一身以立道根。

（引文^⑦）隋智顛『維摩經玄疏』卷五

182 失神者死。五藏爲五行。神氣所治爲五官。五
183 官者猶宮舍也^⑨。主藏神。

〔校注〕

※1 原文「肺」、淡墨にて「肝」と訂正あり。意に抛りて「肝」と改む。
※2 原文「安以」、淡墨にて「以養」と訂正あり。淡墨に従い、「以養」と改める。

※3 原文「爵」か。淡墨にて「雀」と訂正あり。意に抛りて「雀」と改む。
※4 『維摩經玄疏』(引文⑦)には、「出入」の前に「心是萬行之本、衆靈之源。」の一〇字がある。

※5 『維摩經玄疏』(引文⑦)は「孔」を「亂」とする。

※6 『維摩經玄疏』(引文⑦)は「泥洹君、開虛無門」を欠く。

※7 『維摩經玄疏』(引文⑦)は「立道之根」を「以立道根」とする。

※8 原文「魄者」、淡墨にて「魄」が削除され「佛言魄」が補入される。淡墨に従い、「佛言魂者」と改める。

〔注釈〕

①【埤】低い。

②【瘰】わきに出た腫物。山の高く険しいさま。

③【泥洹君】『浄度三昧經』卷一(京都大学所蔵本)、

放逸入三塗、百罪從心生。心爲泥洹君、道在身中。自心致之、不從他人求、

何有難^平于。

〔中国撰述經典(其之二)〕三六頁。翻刻文右傍の「一」は、翻刻者によ

※9 原文「佛」、右傍に淡墨にて「言」あり。「言」を補い、「佛言」とする。
※10 原文「秘戒」、淡墨による訂正が見られるが、訂正後も「秘戒」とされている。

※11 原文「失意者忘、失意者或」。しかし173―175行に「意者(…中略…)屬之不忘」とあり、また165―179行に見られる説示順序は魂・神・魄・意・志であることから「失意者忘、失意者或」の誤りと思われる。また、「惑」は原文では「或」であるが、意に抛りて改め、「失意者忘、失意者惑」とする。

※12 原文「猶宮舍也」、淡墨による訂正が見られるが、訂正後も「猶宮舍也」とされている。

る写本の誤字訂正)

④【我義】未詳。

⑤【本神】未詳。

⑥【積精】精気を積み蓄えること。

⑦【漢言水出六十字以爲歴紀】河図(古代中国の伏羲の時代、黄河から現れた竜馬の背に描かれていた図。これをもとに八卦が作られたという)・洛書(禹王の

時代、洛水から現れた神亀の背に描かれていた文書^⑧の伝説に関するものか。

「歴史」は代を歴ること。「六十字」とは、これを以て歴史となすという文脈から、六十干支のことを指すか。

⑧【負八卦出秘戒】前項と同様、河図・洛書に関するものか。直前に「水出六十字以爲歴史」、すなわち六十干支をもって歳月を数えたという文言があることか

〔訓読〕

長者、佛に白して言さく。

「舌と口と、各おのの一つなり。耳・鼻・眼は兩つ持するか。」

佛言わく。

「心・脾は君主爲り。君主は兩つ得ざるが故に、舌と口と各おの一つなり。肝・肺及び腎、各おの兩つ有るは、又た臣爲り。故に眼・耳・鼻をして各おの兩つ有らしめるなり。」

長者、佛に白して言さく。

「眼は埤にして、耳は瘰なり。鼻の獨り高きは何ぞや。」

佛言わく。

「肝は中に在るが故に、眼を埤たらしむ。腎は下に在りて藏すること深なるが故に、耳を瘰たらしむ。肺は上に在るが故に、鼻を高からしむ。」

長者、佛に白して言さく。

「何をか謂いて魂と爲す。」

佛言わく。

「魂は外には青龍爲り。漢には太歳と言う。内には肝神と爲り、運轉すること無端にして、動じて自らを安んじ、以て一身を養う。」

ら、時間に対して空間を意味するものと思われる。また八卦は掛の組み合わせによって万物万象をあらわすことから、ここでいう「戒」とは「万象の境界」を意味するものか。

⑨【宮舎】宮中の宿舎。

長者、佛に白して言さく。

「何をか謂いて神と爲す。」

佛言わく。

「神は内には心神爲り。外には朱雀爲り。太一の元、虚無の根なり。出入するに孔無くとも、往來すること無間なり。泥洹君、虚無の門を開きて、一身を統御す。立道の根なり。」

長者、佛に白して言さく。

「何をか謂いて魄と爲す。」

佛言わく。

「魄は内には肺神爲り。外には白虎爲り。寂莫にして聲無く、動じて自らを寧んず。我義を執りて割斷し、非法を禁制して以て禮義を附す。」

長者、佛に白さく。

「何をか謂いて意と爲す。」

佛言わく。

「意は内には脾神爲り。外には勾陳爲り。本神に與して命を轉じ（あるいは「本神の與めに命を轉じ」か）、四方を教令して、一身を統攝す。之れに屬さば忘せず、行を立つるに信有り。故に意と謂う。」

長者、佛に白して言さく。

「何をか謂いて志と爲す。」

佛言わく。

「志は内には腎神爲り。積精に專志し、萬事を念ずるを藏す。外には玄武爲り。玄武とは神龜なり。大水の中に居す。海も亦た寶物を藏匿す。」

聖は玄にして事は密なり。漢に於いては水より六十字を出だし、以て歴紀と爲す。八卦を負いて祕戒を出だし、王者は之れを得て以て天下を治むると言う。

是れ五戒神の身に在りては五藏を治め、外に在りては萬物を治むるなり。是の故に五行を失うべからず。魂を失えば顛^{たお}れ、魄を失えば狂い、志を失えば忘れ、意を失えば惑い、神を失えば死す。五藏は五行爲り。神氣の治むる所は五官爲り。五官とは猶お宮舎のごとし。神を藏するを主る。」

「訳文」

長者は仏に申し上げた。

「舌と口は各々一つしかありません。どうして耳・鼻・眼は二つずつあるのでしょうか。」

仏は仰った。

「心臓と脾臓は君主にあたる。君主は二者並び立つことはない。そのため（心臓・脾臓と対応する）舌と口もそれぞれ一つなのである。肝臓・肺臓・腎臓がそれぞれ二つあるのは、これらが臣下にあたるからである。なので（肝臓・肺臓・腎臓に対応する）眼・耳・鼻はそれぞれ二つずつあるのである。」

長者は仏に申し上げた。

「眼は低く、耳はわきに出ています。ただ鼻だけが高いのは何故でしょうか。」

仏は仰った。

「肝臓は（他の臓器に囲まれて）内にあるため、眼は押し窪んでいるのである。腎臓は下の方に深く隠れているため、耳はわきに出ているのである。肺臓は上の方にあるため、鼻は高いのである。」

長者は仏に申し上げた。

「魂とは何でしょうか。」

仏は仰った。

「魂は体外では青龍にあたる。中国では太歳という。体内では肝神にあたり、際限なく運行し、動くことで自らの身を養生して、人体を養う。」

長者は仏に申し上げた。

「神とは何でしょうか。」

仏は仰った。

「神は体内では心神にあたり、体外では朱雀にあたる。太一のはじまりであり、虚無の根源である。出入りする穴はなくとも、絶え間なく往来する。泥洹君《未詳》は虚無門を開いて、身体を統御する。立道の根本である。」

長者は仏に申し上げた。

「魄とは何でしょうか。」

仏は仰った。

「魄とは体内では肺神にあたり、体外では白虎にあたる。ひっそりとして音を発さず、動くことで自らの身をやすらかにする。我義《未詳》をとらえて割断し、法にはずれた行ないを禁じて、礼儀を授ける。」

長者は仏に申し上げた。

「意とは何でしょうか。」

仏は仰った。

「意は体内では脾神にあたり、体外では勾陳にあたる。本神《未詳》を輔けて命令を出し《あるいは「本神のために命令を出し」か》、四方を教令して、身体を統攝する。意を身に帯びていればものを忘れることなく、行動には信がそなわる。だから意というのである。」

長者は仏に申し上げた。

「志とは何でしょうか。」

仏は仰った。

「志は体内では腎神にあたる。精気を蓄積することに専念し、あらゆることに考えをめぐらす（という性質を）内に秘める。体外では玄武にあたる。玄武とは神亀である。神亀は大水の中に居り、海もまた宝物を蔵匿している。聖なるものは奥深くて計り知れず、それが顕現することとは密かである。中国では水中より六十文字（六十干支のことか？）が出現し、それをもって年数を記した。（神亀が）八卦を背負って秘められた戒（万象の境界）を出だし、王者はそれを得て天下を治めたという。」

これらのことが、五戒神が体内においては（五臓神となって）五臓を治め、体外には万物を治めるということである。そのため、五行を失ってはならないのである。魂を失うと顛倒し、魄を失うと狂乱し、意を失うと忘却し、志を失うと惑い、神を失えば死ぬ。五臓は五行である。神気が治めるところは五官である。五官とはちょうど宮舎のようなものであり、神気を蔵するはたらきを主る。」

〔校訂文〕

- 184 長者提謂、白佛言。神在五藏用事云何。佛言。
185 五藏之神、所任各異。肝行仁、心行禮、肺行義、
186 腎行智、脾行信。此五行者天地之大用。天失
187 之妖災^①起、地失之萬物不生、四時失之陰陽
188 不和、王者失之天下亂、人民失之滅性命^②。
189 身危亡、神氣失之五藏不治、發狂死亡。是五
190 事、天地之大用、人之寶也。長者白佛言。外治
191 五行云何。佛言。東方爲木。木爲震。始垂枝布
192 氣。於人爲足。產氣^③在肝。南方爲火。火爲離。離
193 明也。視火必^{※1}明、眼精也。西方爲金。金爲兌。兌爲
194 口。口爲言。北方爲水。水爲坎。內爲清^{※2}、察^④。察爲聽。
195 聽者精在耳中。中央土。土爲坤。苞容萬物、隨
196 所種生其類。土之信也。
197 佛言。五戒甚深彌大。其神神妙、無物不生、無
198 所不成、無所不入。九州^{※3}八極^⑤、細入無間、變化
199 無時、像、無像之像。五戒之神、起四色。之未形
200 故、爲天地之始、萬物之先、衆生之父、大道之
201 根。五戒是也。

〔校注〕

※1 原文「視必」、右傍に淡墨にて「火」あり。「火」を補い、「視火必」とする。
※2 原文「内清」、右傍に淡墨にて「爲」あり。「爲」を補い、「内爲清」とする。

※3 原文「九州」。意に拠りて「九州」と改む。

〔注釈〕

- ①【妖災】自然の理に反した災害。天変地異。
②【性命】性命（万物が天から授かった命。天命）と同じ意か。
③【産氣】万物を生み出すはたらきを持つ氣。
④【清察】よく調べ、よく見分けること。
⑤【九州八極】九州は古代に中国全土を分けて九つの州（冀州・兗州・青州・徐州・揚州・荊州・予州・梁州）としたもの、八極は八方（東・西・南・北・乾・坤・艮・巽）の果ての辺境の地。

〔訓読〕

長者提謂、佛に白して言さく。

「神の五藏に在りて用事するとは云何。」

佛言わく。

「五藏の神、任う所各おの異なれり。肝は仁を行じ、心は禮を行じ、肺は義を行じ、腎は智を行じ、脾は信を行ず。

此の五行は天地の大用なり。天、之れを失えば妖災起き、地、之れを失えば萬物生ぜず、四時、之れを失えば陰陽和せず、王者、之れを失えば時に天下亂れ、人民、之れを失えば性命を滅して身は危亡し、神氣、之れを失えば五藏治まらず、發狂して死亡す。是の五事、天地の大用にして、人の寶なり。」

長者、佛に白して言さく。

「外には五行を治むるとは云何。」

佛言わく。

「東方は木爲り。木は震爲り。始めに枝を垂れ氣を布く。人に於いては足と爲る。産氣は肝に在り。南方は火爲り。火は離爲り。離は明なり。火を視れば必ず明なるは、眼の精あるなり。」

西方は金爲り。金は兌爲り。兌は口爲り。口は言を爲すなり。

北方は水爲り。水は坎爲り。内には清察を爲す。察は聽爲り。聽は精、耳中に在るなり。

中央は土なり。土は坤爲り。萬物を苞容し、種うる所に隨いて其の類を生ず。土は之れ信なり。」

佛言わく。

「五戒は甚深なりて彌いよいよ大なり。其の神は神妙にして、生ぜざる物無く、成さざる所無く、入らざる所無し。九州八極、細に入ること無間にして、變化すること無時にして、像・無像の像なり。五戒の神、四色を起す。之れ未だ形ならざるが故に、天地の始め、萬物の先、衆生の父、大道の根爲り。五戒是れなり。」

〔訳文〕

長者提謂は仏に申し上げた。

「神が五臓にあつて物事を行うとは、どういうことでしょうか。」
仏は仰った。

「五臓の神の役割は、各々異なる。肝は仁を行い、心は禮を行い、肺は義を行い、腎は智を行い、脾は信を行う。この五つは天地の間において重要な事柄である。天がこれらを失えば妖災が起き、地がこれらを失えば万物が生成されなくなり、四時がこれらを失えば陰陽が調和せず、王者がこれらを失った時には天下は乱れ、人民がこれらを失えば天命を失い身が危機にさらされ、神気がこれらを失えば五臓のはたらきが乱れ、発狂して死に至る。これらの五事は天地の重要な作用であり、人の宝である。」

長者は仏に申し上げた。

「外には五行を治めるとは、どういうことでしょうか。」
仏は仰った。

「東方は木であり、木は（八卦では）震にあたる。始めに枝を垂れて、氣を広めるはたらきをする。人体においては足にあたる。万物を生み

出す気は肝臓にあるのである。

南方は火であり、火は（八卦では）離にあたる。離は明である。火を見れば必ず明るいのは、眼において火の精気がはたらくからである。西方は金であり、金は（八卦では）兌にあたる。兌は（人体においては）口にあたる。口は言葉を発する。

北方は水であり、水は（八卦では）坎にあたる。体内では清察を行う。察は聴である。聴はその精気を耳の中に有する。

中央は土であり、土は（八卦では）坤にあたる。万物を包み込んで、植えたものを成長させる。土は信である。」

また仏は仰った。

「五戒はまことに奥深く非常に大きいものである。その神霊は神妙であり、生み出せないものではなく、実現できないことはなく、入り込めないところはない。九州八極のどんなに細かいところでも隙間なく入り込み、常に姿を変え、形を持ったり持たなかったりする。五戒の神霊は四色（地・水・火・風。四大）を発生させる。これはまだ物質を形成する前の段階であるから、天地の始まりであり、あらゆるものの始まりであり、衆生の父であり、大道の根である。五戒とはかくなるものである。」

〔校訂文〕

- 202 長者提謂白佛言。五戒甚深微妙、無所不生、
203 無所不成、無所不就、無所不作、無所不爲、成
204 就本無如來。如來之行如五戒。五戒如本無^①。
205 本無如多陀阿竭^②。多陀阿竭如本無。天中天。
206 世人癡盲久矣。天中天。譬如^{※1}父母生子、一一生
207 之至于十數、其子長大了、不識父母而反畔^③。
208 倍父母而^{※2}不信。知^{※3}者怪而嘆之。世人如是。天
209 中天。今我蒙佛慈^{※4}愍之恩、聞佛說五戒、神寶、甘
210 露法門、已得四淨法、曉解本淨。一者眼淨、二
211 者耳淨、三者口淨、四者身淨^④。受佛大恩^{※5}。願以
212 大慈、哀乞施五戒爲佛弟子。
213 佛言。善哉善哉。佛子四事本淨^{※6}、五陰本淨、六
214 衰^{※7}本淨、吾我本淨。長者曰。何等爲四事、五陰^{※8}、六衰
215 吾我者乎。佛言。四事者身本也^{※9}。地、水、火、風、是
216 也^⑤。四事合成人身。五陰者心^{※10}本也。六衰者六
217 情也。色、痛、養、生死、識、是爲五陰^⑥。眼視色爲一
218 情、耳聽聲爲二情、鼻聞鼻香爲三情、口知味
219 爲四情、身更細滑^⑦爲五情、心常多念爲六情。
220 是三本本淨^{※11}、如五戒、如本無。本
221 淨人^{※12}、但坐所起意、著外六事、色、聲、香、味、細滑、邪念^{※13}⑧、
222 內六情。因致大罪、種五道本。本根從心生。長
223 者曰。何謂爲五道本耶。佛言。作天行得生天、

(提謂經說。五百價人將受五戒。先懺悔彼五逆十惡謗法等罪。)

得四大本淨。五陰本淨。六塵本淨。吾我本淨。

(引文⑧ 唐窺基『大乘法苑義林章』卷一)

- 224 作人行得生人、作奴婢畜生行生奴婢畜生、
 225 作餓鬼行則爲餓鬼、作地獄行則墮地獄^⑨。長
 者^{※14}曰。願勞神^{※15}說^{※16}五道行^{※17}。
 226 佛言。持五戒爲人行。行十善^⑩得生天。負責不
 227 償、借貸^{※18}不歸^⑪、抵突^⑫無道、作畜生奴婢^{※19}。慳貪不
 228 肯布施、則作餓鬼。不信有佛、不信有法^{※20}、不信
 229 有比丘僧、不信死當後更生爲人、不信有天
 230 福、不信有畜生、奴婢、餓鬼道^{※21}、不信有地獄、不信
 231 有今世後世、不信作善得^{※22}福、不信作惡得
 232 罪、誹謗聖道、妬賢疾能、殺、盜、姪、欺、妄言、兩舌、
 233 惡口、呪咀、飲酒、醉亂、不孝父母、爲臣不忠、爲
 234 父不仁、爲母不慈、爲君不平、爲臣不順、爲
 235 弟不恭、爲兄不敬、爲婦不禮、爲夫不賢、奴婢
 236 不良、死入地獄^{※23}。不孝師父其罪不請、是爲五
 237 道行^{※24}。

(提謂經上云。)長者提謂曰。願尊神約說五道之行。
 ○佛言。持五戒爲人行。行十善得生天。負責不償、借不歸、
 突無道、作奴婢畜之行。慳貪不肯布施、則作餓鬼。不信有佛、
 不信有比丘僧、○^{※以下中略}
 (引文^⑨ 平安 寬信「大乘義章抄」第一帖)

甚廣皆入地獄。○是爲五道之行。(云々。)

(引文^⑨ 平安 寬信「大乘義章抄」第一帖)

〔校注〕

- ※1 原文「如」、右傍に淡墨にて「譬」あり。「譬」を補い、「譬如」とする。
 ※2 「母而」、淡墨にて右傍に「畏」を補入し「母畏而」とするが、「母而」が正しいか。
 ※3 「知」、淡墨にて「智」と訂正されるが、「知」が正しいか。
 ※4 原文「蒙慈」、右傍に淡墨にて「佛」あり。「佛」を補い、「蒙佛慈」とする。
 ※5 原文「息」、意に抛りて「恩」と改む。
 ※6 「四事本淨」、「大乘法苑義林章」(引文^⑧)は「得四大本淨」とする。
 ※7 「衰」、「大乘法苑義林章」(引文^⑧)は「塵」とする。
 ※8 原文「爲五陰」、右傍に淡墨にて「四事」あり。「四事」を補い、「爲四事五陰」とする。
 ※9 淡墨にて「也」が削除されるが、原文のままが正しいか。
 ※10 原文「身」、淡墨にて「心」と訂正あり。意に抛りて「心」と改む。

※11 原文「是三本本淨、如本無本淨如五戒、如本無、本淨但坐…」。下線部を
 衍文とみて「是三本本淨、如五戒、如本無。本淨但坐」と改める。
 ※12 原文「淨」、右傍に淡墨にて「人」あり。「人」を補い、「淨人」とする。
 ※13 原文「細滑」、右傍に淡墨にて「邪念」あり。「邪念」を補い、「細滑邪念」
 とする。

※14 「長者」、「大乘義章抄」(引文⑨)は「長者提謂」とする。
 ※15 「勞神」、「大乘義章抄」(引文⑨)は「尊神」とする。
 ※16 「神説」、「大乘義章抄」(引文⑨)は「神約説」とする。
 ※17 「五道行」、「大乘義章抄」(引文⑨)は「五行之道」とする。

〔注釈〕

①【本無】本来無であること。

②【多陀阿竭】*tathagata*の音訳語。「多陀阿伽度」と音訳されることが多い。
 如来の意。

③【反畔】そむくこと。「畔」は「叛」に通ず。

④【已得四淨法、曉解本淨。一者眼淨、二者耳淨、三者口淨、四者身淨】本經で
 は「二者眼淨、二者耳淨、三者口淨、四者身淨」の四つを挙げるが、他經にこれ
 と一致するものは見られない。最も近いものとしては『成具光明定意經』が挙げ
 る、以下の四淨である。

善明時則得四淨法。一爲眼淨、二爲身淨、三爲口淨、四爲意淨。

(大正一五、四五三頁下)

⑤【四事者身本也。地、水、火、風、是也】「地・水・火・風」を挙げるることか

※18 「大乘義章抄」(引文⑨)は「貸」を欠く。

※19 「畜生奴婢」、「大乘義章抄」(引文⑨)は「奴婢畜之行」とする。

※20 「大乘義章抄」(引文⑨)は「不信有法」を欠く。

※21 原文「餓鬼」、右傍に淡墨にて「道」あり。「道」を補い、「餓鬼道」とす
 る。

※22 原文「得善」、淡墨にて「善」が削除される。意に抛りて「善」を削除す
 る。

※23 「死入地獄」、「大乘義章抄」(引文⑨)は「甚廣皆入地獄」とする。

※24 「五道行」、「大乘義章抄」(引文⑨)は「五行之道」とする。

ら、「四事」は「四大」を指すものと思われる。仏教において身体を成り立たせ
 る四つの元素とされる。『中阿含經』卷七、

諸賢、云何色盛陰。謂有色。彼一切四大及四大造。諸賢、云何四大。謂地
 界、水、火、風界。

(大正一、四六四頁下)

⑥【五陰者心本也。……色、痛、養、生死、識、是爲五陰】五陰は本来「色・受・
 想・行・識」であり、「色・痛・養・生死・識」を挙げる例は他に見られない。
 近しい事例としては、古訳經典に見られる「色・痛・想・行・識」と、「色・痛
 痒・思想・生死・識」がある。『增一阿含經』卷一七、

所謂五盛陰是。云何爲五。所謂色、痛、想、行、識陰、是謂名爲擔。

(大正二、六三一頁下)

『大明度經』卷四、

佛言。諸法甚深。色、痛痒^{※1}、思想、生死、識、甚深。何等爲五陰甚深。如本無爾故甚深。

※1 「痒」、宋・元・宮は「癢」とする。

(大正八、四九六頁上)

⑦【身更細滑】「細滑」は感覺器官によって知覚されるものをいい、五境(色・声・香・味・触)の第五である「触」にあたる。「更」もまた「触」の意を持つ。

『増一阿含經』卷三五、

耳聞聲、鼻嗅香、舌嘗味、身更細滑、意知法。

(大正二、七四三頁中)

『中阿含經』卷四二、

六更樂處當知内者、此何因說。謂眼更樂爲見色、耳更樂爲聞聲、鼻更樂爲嗅香、舌更樂爲嘗味、身更樂爲覺觸、意更樂爲知法。

(大正一、六九二頁下)

⑧【色・聲・香・味・細滑・邪念】六根の知覚対象である六境、色・声・香・味・触・法を指す。『提謂波利經』と同様に第五・第六を細滑・邪念とする事例としては、『出三藏記集』卷六、康僧会による「安般守意經序」などがある。

夫安般者、諸佛之大乘。以濟衆生之漂流也。其事有六、以治六情。情有内外。眼、耳、鼻、口、身、心。謂之内矣。色、聲、香、味、細滑、邪念。謂之外也。

(大正五五、四三頁上)

⑨【作天行得生天、作人行得生人、作奴婢畜生行生奴婢畜生、作餓鬼行則爲餓鬼、作地獄行則墮地獄】天行・人行・奴婢畜生行・餓鬼行・地獄行は、西晋・聶承遠

訳『超日明三昧經』、劉宋・沮渠京声訳『弟子死復生經』、『淨度三昧經』に見られる。

『超日明三昧經』卷二、

大英又問。何謂無所從來無、所從去因緣合成。佛言。作人行者則得爲人、作天行者則得爲天、作地獄行則入地獄、作畜生行則受畜生、作餓鬼行則爲餓鬼。無五行則無五道、無五道則無出入。名曰人本。

(大正一五、五四三頁上)

『弟子死復生經』卷一、

人作地獄行則有地獄想、人作畜生行則有畜生想、人作天行則有天想、人作餓鬼行則有餓鬼想、人作人行則有人想。

(大正一七、八七〇頁上)

京都大学所蔵本『淨度三昧經』卷一(京都大学所蔵本)、

諸天人民、作天行則得天身、作人行則得人身。龍鬼神平生爲人時、合毒瞋恚、好著巾角叉樹。是爲龍行、死則爲龍。作鬼神行則墮鬼神中。作畜生行墮畜生中。作奴婢行墮奴婢中。作餓鬼行墮餓鬼中。作地獄行則墮地獄。

『中国撰述經典(其之二)』三三頁。翻刻文右傍の()は、文意が取れない箇所を翻刻者が推測したもの。

⑩【勞神】精神を疲労させる。

⑪【十善】不殺生・不偷盜・不邪淫・不妄語・不両舌・不惡口・不綺語・不貪欲・不瞋恚・不邪見。十悪を行わないこと。

⑫【負責不償、借貸不歸】『淨度三昧經』卷一(京都大学所蔵本)、

員責不償、借貸不歸、持頭極觸人、後爲畜生。

『中国撰述經典(其之二)』三三頁。翻刻文右傍の()は、文意が取れ

ない箇所を翻刻者が推測したもの

(大正四〇、一四一頁中)

⑬【抵突】ぶつかる、突進するの意か。『四分律刪繫補欠行事鈔』卷三、

違心必瞋繫綴胸。抱望當圖剝、猶牛羊之抵突。

〔訓読〕

長者提謂、佛に白して言さく。

「五戒は甚深微妙にして、生ぜざる所無く、成さざる所無く、就かざる所無く、作らざる所無く、爲さざる所無くして、本無如來を成就す。如來の行は五戒の如し。五戒は本無の如し。本無は多陀阿竭の如し。多陀阿竭は本無の如し。天中天。世人癡盲なること久し。天中天。譬うるに父母が子を生み、一一に之れを生みて十數に至り、其の子長大おほしたるも、父母を識しらずして反畔するが如し。父母に倍そむき畏れて信ぜず。知る者、怪しみて之れを嘆く。世人是くの如し。天中天。今、我れ佛より慈愍の恩を蒙り、佛の説きたもう五戒・神寶・甘露の法門を聞き、已に四淨法を得て、本淨を曉解せり。一は眼淨、二は耳淨、三は口淨、四は身淨なり。佛の大恩を受けたり。願わくば大慈を以て、五戒を施し佛弟子と爲さんことを哀乞す。」

佛言わく。

「善哉善哉。佛子の四事本もとより淨く、五陰本より淨く、六衰本より淨く、吾我本より淨し。」

長者曰わく。

「何等を四事・五陰・六衰・吾我と爲すや。」

佛言わく。

「四事とは身の本なり。地・水・火・風、是れなり。四事を合して人身おのを成す。五陰とは心の本なり。六衰とは六情なり。色・痛・養・生死・識、是れ五陰と爲す。眼の色を視るを一情と爲し、耳の聲を聽くを二情と爲し、鼻の鼻香を聞くを三情と爲し、口の味を知るを四情と爲し、身の細滑を受くるを五情と爲し、心の常に多念なるを六情と爲す。」

是の三本の本より淨きこと、五戒の如し、本無の如し。本より淨なる人、但だ坐するも起する所の意は、外の六事、色・聲・香・味・細滑・邪念に著し、内の六情を汚す。因りて大罪を致し、五道の本を種う。本根は心従り生ず。」

長者曰わく。

「何をか謂いて五道の本と爲すや。」

佛言わく。

「天行を作せば天に生ずるを得、人行を作せば人に生ずるを得、奴婢畜生行を作せば奴婢畜生に生じ、餓鬼行を作せば則ち餓鬼と爲り、地獄行を作せば則ち地獄に墮つ。」

長者曰わく。

「願わくば勞神もて五道の行を説かんことを。」

佛言わく。

「五戒を持つるは人行爲り。十善を行ぜば天に生ずるを得。負責して償わず、借貸して歸さず、抵突すること道無くば、畜生奴婢と作る。慳貪して敢て布施せざれば、則ち餓鬼と作る。佛の有るを信ぜず、法の有るを信ぜず、比丘僧の有るを信ぜず、死して當に後に更に生じて人と爲るべきを信ぜず、天福の有るを信ぜず、畜生・奴婢・餓鬼道の有るを信ぜず、地獄の有るを信ぜず、今世の後に世の有るを信ぜず、善を作せば福を得るを信ぜず、惡を作せば罪を得るを信ぜず、聖道を誹謗し、賢を妬み能あるを疾み、殺・盜・姪・欺・妄言・兩舌・惡口・呪咀・飲酒・醉亂し、父母に不孝し、臣爲りて忠ならず、父爲りて仁ならず、母爲りて慈ならず、君爲りて平ならず、臣爲りて順ならず、弟爲りて恭ならず、兄爲りて敬ならず、婦爲りて禮ならず、夫爲りて賢ならず、奴婢にして不良ならば、死して地獄に入る。師父に不孝にして其の罪を請げざるを、是れ五道の行と爲す。」

〔訳文〕

長者提謂は仏に申し上げた。

「五戒は非常に深遠で神妙なものであり、生み出せないものではなく、完成できないものではなく、成就させられないものではなく、作り出せないものではなく、なし得ないことはなく、本無如来を成就する。如来の行とは五戒のようである。五戒は本無である。本無は多陀阿竭であり、多陀阿竭は本無である。天中天よ。世間の人々が痴盲になってすでに久しい。天中天よ。譬えるならば、父母が子を生むようなものです。一人また一人と生んで数十人となり、その子が成長し、父母と知らずに反抗する。父母にそむいて信じない。(両者の関係を)知る者はそれをいぶかしがって歎きます。世間の人々は今、このような状態なのです。天中天よ。今、私は仏より慈悲の恩をこうむり、仏が五戒・神宝・甘露の法門を説かれるのを聞き、すでに四つの浄法を得て、本浄を明らかに理解しました。四つの浄法とは、一つは眼浄、二つは耳浄、三つは口浄、四つは身浄です。(このように)仏の大神恩をこうむりました。願わくば大いなる慈悲の御心によって私に五戒を施し、仏弟子としてください。」

仏は仰った。

「よろしい、よろしい。仏弟子の四事はもとより淨いものである。五陰はもとより淨いものである。六衰はもとより淨いものである。吾我はもとより淨いものである。」

長者は申し上げた。

「何をもつて四事・五陰・六衰・吾我とするのでしょうか。《提謂はここで四事・五陰・六衰・吾我について問う。しかし以下、仏の返答では、四事・五陰・六衰については答えるが、吾我には言及しない。また後に「是三本本淨」(これら三つはもとより淨いものである)とあることから、本来の文には提謂の問いに「吾我」は含まれていない可能性がある》」

仏は仰った。

「四事とは身体を成り立たせるもとである。地・水・火・風のことである。四事を合わせて人身を成すのである。五陰とは心を成り立たせるもとであり、六衰とは六情のことである。五陰とは色・痛・養・生死・識である。六情とは、眼で物を視ることが一情、耳で音を聴くことが二情、鼻で匂いを嗅ぐことが三情、口で味を知ることが四情、体で物を触ることが五情、心が常に多くの物事を思うことが六情、この六つである。

これら三つが本来清淨であることは、まさに五戒のようであり、本無のようである。本来清淨な人であっても、無意識のうちに生じてしま

った意がはたらく時には、外（知覚対象）の六事、すなわち色・声・香・味・細滑・邪念に執着して、内の六情を汚す。これにより大罪を引き起こし、五道に生まれる原因を植え付ける。原因は心より生じるのである。」

長者は申し上げた。

「五道に生まれる原因とは何でしょうか。」

仏は仰った。

「天行を行えば天に生じ、人行を行えば人に生じ、奴婢畜生行を行えば奴婢畜生に生じ、餓鬼行を行えば餓鬼となり、地獄行を行えば地獄に堕ちる。」

長者は申し上げた。

「願わくば我々のために労をとり、五道の行をお説き下さい。」

仏は仰った。

「五戒を守持することが人行である。十善を行えば天に生じることができる。責任を負っているのに果たさず、借りて返さず、誰彼かまわずぶつかれば、畜生奴婢となる。食欲で物を惜しみ進んで布施をしなければ、餓鬼となる。仏が有ることを信じず、法が有ることを信じず、比丘僧が有ることを信じず、死後にまた生まれて人となることを信じず、天福が有ることを信じず、畜生・奴婢・餓鬼道が有ることを信じず、地獄が有ることを信じず、今世の後に来世が有ることを信じず、善い行いをすれば福を得ることを信じず、悪い行いをすれば罪を得ることを信じず、聖道を誹謗し、賢者を妬み能力のある者を憎み、殺生・偷盗・邪淫・欺瞞・妄言・両舌・悪口・呪咀・飲酒・醉乱等の行為をし、父母に孝行をせず、臣下の身でありながら忠義をつくさず、父の身でありながら仁にそむく行いをし、母の身でありながら慈しまず、君主の身でありながら公平でなく、臣下の身でありながら従順でなく、弟の身でありながらやまい順うことがなく、兄の身でありながらやまい愛することがなく、婦人の身でありながら礼節を欠き、夫の身でありながら賢明でなく、奴婢の身でありながら品行がよくなければ、死後に地獄に入る。師父に不孝であってその罪を告白しないことが、五道の行なのである。」

〔校訂文〕

- 239 長者提謂、聞佛廣說人行本^{※1}、即得不起法忍^①。
- 240 三百人等得信法忍^②。二百人^{※2}得須陀洹證^③。四天王^{※3}皆得柔^{※4}順忍^{※5}④。
- 241 三百龍王皆得信根^⑤。阿須輪衆皆^{※6}發無上正
- 242 眞道意^⑥。山神、水神、風神、火神及^{※7}夜^{※8}。又^⑦、眞陀羅^⑧、
- 243 摩休^{※9}、勒^⑨等一切諸鬼神、有十億^{※10}衆。皆得十善
- 244 之行。長者及諸賈人、一切天龍鬼神、皆起爲
- 245 佛作禮。皆言。受佛大恩、求受五戒爲佛弟子。
- 246 佛於是便教長者提謂波利等五百賈人、歸
- 247 命十方過去、現在、當來諸佛。長者請戒一一
- 248 方面、歸命、燒好雜香^⑩、各共遙供養十方諸佛。
- 249 長者及五百賈人、受佛重戒、各還辯具^⑪香華、
- 250 以爲供養。佛即教長者等燒香散華、遙自^{※11}歸命
- 251 東方億百千佛、南方、西方、北方、四維^⑫上下一一
- 252 稽首。歸命佛、歸命法^{※12}、歸命十方現在比丘僧。某宿命
- 253 從無數劫以來、周旋五道中。愚癡不知所作
- 254 過惡、積罪深重。今以五體投^{※13}地、遙自歸命佛、
- 255 歸命法、歸命比丘僧、歸命諸菩薩衆、歸命諸
- 256 尊天僧^{※14}衆。某今重罪。自歸首過、改往^{※15}脩來、棄
- 257 惡爲善。諸佛平等、普慈衆生。願垂神耀^⑬、聽受
- 258 某悔過、使爲弟子。乞施五戒、以濟危難。佛爲
- 259 如來、不逆一切。願蒙聽受懺悔^{※16}。三自叩頭、向
- 260 十方亦如是供養、自歸、投^{※17}身託命。周邊^{※18}十方

(提謂經上云) 長者提謂、聞佛廣說人行之本、即得不起法忍。三百人等得信法忍。二百人得須陀洹證。四天王皆得柔順法忍。三百龍王皆得信根。阿須輪衆發無上正眞道意。山神、水神、風神、火神、樹神及閼叉、眞陀羅、摩睺勒等一切諸鬼神、有十信衆。皆得十善之行。(云々)

(引文^⑩ 平安 寬信「大乘義章抄」第一帖)

- 261 佛^{※19}、各放神光、徹照天地内^{※20}外。空中散華、
 262 其墮如雨。十方諸佛及釋迦文^④、皆聽爲佛弟
 263 子。

〔校注〕

- ※1 「人行本」、「大乘義章抄」(引文⑩)は「人行之本」とする。
 ※2 原文「三百人得須陀洹證」、「大乘義章抄」(引文⑩)は「三百人等得信法忍」。
 「二百人得須陀洹證」とする。P.3732は傍線部「等得信法忍。二百人」を脱文し
 たものとみて、これを補う。
 ※3 「四天王」、「大乘義章抄」(引文⑩)は「四天大王」とする。
 ※4 原文判読不能の一字、淡墨にて「柔」と訂正あり。
 ※5 「柔順忍」、「大乘義章抄」(引文⑩)は「柔順法忍」とする。
 ※6 「大乘義章抄」(引文⑩)は「皆」を欠く。
 ※7 「火神及」、「大乘義章抄」(引文⑩)は「火神樹神及」とする。
 ※8 「夜」、「大乘義章抄」(引文⑩)は「閑」とする。
 ※9 「休」、「大乘義章抄」(引文⑩)は「睽」とする。
 ※10 「億」、「大乘義章抄」(引文⑩)は「信」とする。

〔注釈〕

- ① 【不起法忍】無生法忍ともいう。不生不滅の眞実を悟ること。
 ② 【信法忍】信忍ともいう。眞理を確信すること。
 ③ 【須陀洹證】預流果の異訳。小乘仏教における修行の四階位、四果(預流果・

- ※11 原文「自」、右傍に淡墨にて「遙」あり。「遙」を補い、「遙自」とする。
 ※12 原文「歸命法」、右傍に淡墨にて「佛歸命」あり。「佛歸命」を補い、「歸
 命佛歸命法」とする。
 ※13 原文「頭」、意に抛りて「投」と改む。
 ※14 原文「僧」、淡墨にて訂正が見られるが、訂正後も「僧」となっている。
 ※15 原文「注」、意に抛りて「往」に改む。
 ※16 原文「懺懺」、淡墨にて「懺悔」と訂正あり。意に抛りて「懺悔」と改む。
 ※17 原文「頭」、意に抛りて「投」と改む。
 ※18 原文判読不能の一字、淡墨にて「邊」と訂正あり。意に抛りて「邊」と改
 む。
 ※19 原文「十方十方佛」。「十方」二字を衍字とみて、これを削除する。
 ※20 原文「中」、淡墨にて「内」と訂正あり。意に抛りて「内」と改む。

- 一來果・不還果・阿羅漢果)の初果。
 ④ 【柔順忍】すなおに眞理に順うこと。
 ⑤ 【信根】五根(信・精進・念・定・慧、悟りを得るために必要な五つの機根)

のひとつ。

⑥【無上正眞道意】阿耨多羅三藐三菩提の異訳。この上ない悟り。

并及旃檀、諸妙沈水、多伽羅等天諸末香、自餘更有種種雜香、散太子、復有塗香末香燒香。

⑦【夜叉】yaksaの音訳語。藥叉とも訳される。もともとはインドの鬼神であつたが、仏教に取り入れられ天龍八部衆のひとつとなつた。

(大正三、七三三頁上)

⑧【眞陀羅】Kinaraの音訳語。藥師十二神將のひとつ。真達羅大將。

⑪【辯具】道具を揃える。調達する。

⑨【摩休勒】mahoragaの音訳語。摩睺羅迦とも訳される。天龍八部衆のひとつであり、人身蛇頭の蛇神。

⑫【四維】四方のすみ。巽(南東)・坤(南西)・艮(北東)・乾(北西)。

⑬【神耀】精神を發露させる。

⑭【釋迦文】釈迦牟尼の異訳。

⑩【雜香】さまざまな香の意か。『仏本行集經』卷一七、

〔訓読〕

長者提謂、佛の人行の本を廣説するを聞きて、即ち不起法忍を得たり。三百人等は信法忍を得たり。二百人は須陀洹證を得たり。四天王は皆な柔順忍を得たり。三百龍王は皆な信根を得たり。阿須輪衆は皆な無上正眞道意を發せり。山神・水神・風神・火神及び夜叉・眞陀羅・摩休勒等一切諸鬼神、十億衆有り。皆な十善の行を得たり。

長者及び諸賈人、一切天龍鬼神、皆な起ちて佛に作禮を爲せり。皆な言わく。

「佛の大恩を受け、五戒を受けて佛弟子と爲ることを求めん。」

佛、是に於いて便ち長者提謂波利等五百賈人をして、十方過去・現在・當來諸佛に歸命せしむ。長者、一一の方面に戒を請い、歸命し、好き雜香を燒き、各おの共に遙か十方諸佛を供養せり。長者及び五百賈人、佛の重戒を受け、各おの還た香華を辯具し、以て供養を爲せり。佛、即ち長者等をして燒香散華せしめ、遙かに自ら東方億百千佛に歸命せしめ、南方・西方・北方、四維上下一一に稽首せしめたり。佛に歸命せしめ、法に歸命せしめ、十方現在比丘僧に歸命せしめたり。

「某、宿命無數劫従り以來、五道中を周旋せり。愚癡にして過惡を作す所、積罪すること深重なるを知らず。今、五體投地を以て、遙かに自ら佛に歸命し、法に歸命し、比丘僧に歸命し、諸菩薩衆に歸命し、諸尊天僧衆に歸命す。某は今、重罪たり。自ら歸して首過し、往を改め

來を脩し、惡を棄て善を爲す。諸佛は平等にして、普く衆生を慈しむ。願わくば神耀を垂れ、某の悔過を聽受し、弟子爲らしめんことを。五戒を施し、以て危難を濟わんことを乞う。佛の如來爲るは、一切を逆しつげざるなり。願わくば蒙の懺悔を聽受しつしたまえ。」

三たび自ら叩頭し、十方に向かつて亦た是くの如く供養自歸し、投身託命せり。周邊の十方佛、各おの神光を放ち、天地内外を徹照せり。空中に散華し、其の墮つること雨の如し。十方諸佛及び釋迦文、皆な佛弟子と爲ることを聽せり。

〔訳文〕

長者提謂は、仏が人道に生まれる因として五戒を説かれたのを聞くと、たちまち不起法忍を得た。三百人は須陀洹証を得た。四天王はみな柔順忍を得た。三百の龍王らはみな信根を得た。阿須輪衆はみな無上正眞道意をおこした。山神・水神・風神・火神および夜叉・眞陀羅・摩休勒等、十億の諸鬼神は、みな十善の行を得た。

長者及び諸賈人、一切の天龍鬼神らは、みな立ち上がり、仏に作礼して言った。

「仏より大恩をこうむり、五戒を受けて仏弟子となりたく存じます。」

そこで仏は長者提謂・波利等五百賈人に、十方の過去、現在、當來諸仏に帰命させた。長者は十方それぞれに一々に戒を請い、帰命し、質の良い雑香を焚き、(五百賈人ら)それぞれに遙か彼方の十方諸仏を供養させた。長者及び五百賈人らは仏よりこの重要な戒を受けると、各々が再び香華をとりそろえ、それらを用いて供養した。仏は長者らに焼香や散華をさせ、遙か東方の億百千佛に帰命させ、南方、西方、北方の四維と上下それぞれ一々に稽首させ、仏に帰命させ、法に帰命させ、十方現在比丘僧に帰命させた。

「某は前世から無数劫以來、五道の中をめぐりさまよっておりました。愚痴であるため、罪を犯してそれが深く重く積み重なっていることを知りませんでした。今、五体投地をもつて自ら遙か遠くの仏に帰命し、法に帰命し、比丘僧に帰命し、諸菩薩衆に帰命し、諸尊天僧衆に帰命致します。私は今、重罪を背負っておりません。帰命して犯した罪を告白し、過去の行為を改めて未來のために身を修め、惡を棄てて善行をします。諸仏は平等であり、普く衆生を慈しまれます。願わくばこの上ない輝きを施し、某の罪の告白を聞き入れ、仏弟子として下さい。五戒を施して、危難をお濟い下さい。仏が如来である由来は、あらゆる者をしりぞけないためです。どうか私の懺悔をお聞き入れください。」

(提謂らは)自ら三たび叩頭し、十方に向かつてまた同様に供養し帰命し、投身託命した。十方の仏は各おの神光を放ち、天地内外すべてを照らした。空中に散華し、その落ちるさまは雨のようである。十方諸仏および釈迦牟尼は、みなが仏弟子となることを許した。

〔校訂文〕

- 264 長者及五百賈人、天龍鬼神、見佛現神^①、皆大
 265 歡喜言。今蒙大福、得值佛興。當建精進。佛難
 266 得值、經法難聞。皆起作禮拜十方佛及釋迦
 267 文。長者及五百賈人、從佛請戒說。佛授三自
 268 歸依^{※1}、爲除無數劫中所作罪咎^{※2}。佛告提謂波利
 269 五百人^{※3}等。大燒名香、散華供養十方佛。散髮、
 270 五體投地、各自稱本字。某甲歸命佛、歸命法、
 271 歸命比丘僧。某甲歸命過去佛、歸命現在佛、
 272 歸命當來佛。某甲歸命過去七佛、歸命七佛
 273 弟子、歸命過去師、歸命現在師、歸命當來師。
 274 某宿命從無數劫以^{※4}來至于今日、在五道中、
 275 愚癡、瞋恚、嫉妬。不知佛時、不知法^{※5}時、不知比
 276 丘僧時^②、不知作惡得罪、不知作善得福、不知
 277 有聖道、起惡意向佛、破塔寺壞^{※6}佛像^{※7}、盜三尊
 278 物^{※8}、殺真人、鬪亂比丘僧、叛逆害父母、或殺師
 279 父^{※9}、或殺郡^{※10}主、或殺兄弟及妻子、誹謗聖道、斷
 280 法^{※11}、斷功德、謗說師及父母、道國家惡、禁止人^{※12}
 281 使不入道、身自^{※13}犯是五逆大罪。復教人見人^{※14}、爾
 282 助其喜。今^{※15}重罪。今^{※16}自首、改往脩來^{※17}、懺悔^{※18}。如是
 283 至三、復起禮拜十方佛、燒香散華、至心三悔
 284 過言。十方現在佛、比丘僧、受某懺悔。於三
 285 尊前、首過五不請罪^④。諸天龍鬼神、皆證知。
- (提謂經上云。) 佛告提謂波利五百賈人等。○^{※以下中略}
 (引文^⑪ 平安 寬信「大乘義章抄」第一帖)
- 從無數劫已來至于今日、在五道中、愚癡、瞋恚、嫉妬。
 不知佛時、不知經法時、不知比丘僧時。○^{※以下中略}
 破塔毀佛像、盜三尊劫。○^{※以下中略}
 或殺師父母、○誹謗聖道、或斷妙法。○^{※以下中略}
 禁止他人使不入道、身自犯是五逆大罪。○^{※以下中略}
 我有重罪。自首、改往修來。懺悔如是、至三。○(云々。)
 (引文^⑪ 平安 寬信「大乘義章抄」第一帖)

- 286 某今日、於佛前首五逆罪。復還五體投地。某
- 287 甲、歸命佛、歸命法、歸命比丘僧。某甲歸命過
- 288 去七佛、歸命過去七佛弟子^{※19}、歸命過去
- 289 諸師、歸命現在諸師。願加威神^⑤、受某懺悔、原
- 290 除^⑥無數劫中罪逆^{※20}。某愚癡不知有大福、不知有
- 291 地獄、不知有畜生、奴婢、餓鬼道、不知死後更
- 292 生、不知今世、後世、不知罪福有報。輕慢道德、
- 293 誣罔^⑦良善、詐「言十意」^⑧取人錢財。貪、姪、瞋、恚、愚、癡、嫉
- 294 妬、呪、咀、身三、口四、意三^{※21}、所犯二十惡逆之罪、今皆
- 295 自首。不敢復犯。懺悔^{※22}宿命愚癡。或殺祖父母、
- 296 或殺師父母、或姪祖母姊妹、或姪母姊妹、或
- 297 姪外家^⑨。慙愧懺悔。不敢藏匿。今從十方佛、求
- 298 哀除罪懺悔^{※23}。復起供養禮拜、訖復還五體投
- 299 地、歸命佛、歸命法、歸命比丘僧。某自殺生、復
- 300 教人殺生、助其喜。身自盜、教人盜、見人盜、助
- 301 其喜。身自作賊、強劫人財。輕銓、短尺、小斗欺
- 302 人。謂之盜。重銓、長尺、大斗取之。謂之劫^⑩。人身
- 303 自劫盜、復教人見人。輕慢諸天善神、詐「言十意」取
- 304 人錢財、道中拾遺、復教人見人、爾助其喜。身
- 305 自妄^{※24}言、兩舌、惡口、罵詈、身自貪情嗜欲、姪奸
- 306 他人婦女、婢使、畜生、龍鬼神。復教人見人、爾
- 307 助其喜。身自妄^{※25}言、兩舌、惡口、罵詈、呪咀、證人
- 308 入罪^⑪見人、爾助其喜。身自飲酒、醉鬪亂、凶逆、

- 309 愚惑^{※26}、自欺、復教人見人、爾助其喜。愚癡隨俗、
 310 彌流^⑩、醉於六欲、習行顛倒。今皆自首過、吐瀉
 311 所犯。發露不敢藏匿。懺三叩頭^{※27}、訖復起禮拜
 312 十方佛、至心慙愧。言不直。散華燒香、懇懇至
 313 心。

〔校注〕

- ※1 原文「歸」、右傍に淡墨にて「依」あり。「依」を補い。「歸依」とする。
 ※2 「答」、淡墨にて訂正が見られるが、訂正後も「答」となっている。
 ※3 「百人」、「大乘義章抄」(引文⑩)は「百賈人」とする。
 ※4 「以」、「大乘義章抄」(引文⑩)は「已」とする。
 ※5 「知法」、「大乘義章抄」(引文⑩)は「知經法」とする。
 ※6 「寺壞」、淡墨にて右傍に転倒符号があるが、「寺壞」のままのほうが正しいか。
 ※7 「破塔寺壞佛像」、「大乘義章抄」(引文⑩)は「破塔毀佛像」とする。
 ※8 「物」、「大乘義章抄」(引文⑩)は「劫」とする。
 ※9 「父」、「大乘義章抄」(引文⑩)は「父母」とする。
 ※10 原文「群」、淡墨にて「郡」と訂正あり。意に抛りて「郡」と改む。
 ※11 「斷法」、「大乘義章抄」(引文⑩)は「或斷妙法」とする。
 ※12 「禁止人」、「大乘義章抄」(引文⑩)は「禁止他人」とする。
 ※13 原文「自」、右傍に淡墨にて「身」あり。「身」を補い、「身自」とする。
 ※14 原文「人」か。淡墨による訂正が見られるが、訂正後も「人」となっている。
 ※15 「今」、「大乘義章抄」(引文⑩)は「我有」とする。
 ※16 「大乘義章抄」(引文⑩)は「今」を欠く。
 ※17 「脩來」、「大乘義章抄」(引文⑩)は「脩未」とする。
 ※18 原文「懺懺」、淡墨にて「懺悔」と訂正あり。意に抛りて「懺悔」と改む。
 ※19 原文「歸命過去七佛弟子」、歸命過去七佛弟子。下線部の「弟子」二字を衍字とみて、これを削除する。
 ※20 原文「罪」、右傍に淡墨にて「逆」あり。「逆」を補入し、「罪逆」とする。
 ※21 原文「意」、右傍に淡墨にて「三」あり。「三」を補入し、「意三」とする。
 ※22 原文「懺懺」、淡墨にて「懺悔」と訂正あり。意に抛りて「懺悔」と改む。
 ※23 原文「懺懺」、淡墨にて「懺悔」と訂正あり。意に抛りて「懺悔」と改む。
 ※24 原文「忘」、「妄」の誤りと思われるため、「妄」と改める。なお、P.3732、473行・475行にも「忘言」とされる箇所があるが、この二箇所は淡墨にて「妄」と訂正されている。
 ※25 原文「忘」、意に抛りて「妄」と改む。
 ※26 原文「或」、意に抛りて「惑」と改む。
 ※27 原文「投」、意に抛りて「頭」と改む。

〔注釈〕

①【見佛現神】曹魏・白延訳『須頼経』、

釋梵四天王、無數百千天、悉從佛而來。王及吏民、見佛現神。

(大正一一、五四頁中)

②【不知佛時、不知法時、不知比丘時】「佛時」・「法時」・「僧時」については未詳。その他の用例としては、『舍利弗悔過経』卷一に次のようにある。

當悔過言。某等宿命從無數劫以來、所犯過惡、至今世所犯姪姪、所犯曠怒、所犯愚癡。不知佛時、不知法時、不知比丘僧時、不知善惡時。

(大正二四、一〇九〇頁上)

③【起惡意向佛、破塔壞寺佛像竊三尊物】『淨度三昧経』卷三(七寺本)、五不請罪者。惡意向佛、破塔壞佛像、盜三尊財物。

(『中国撰述経典(其之二)』一〇三頁)

『大薩遮尼乾子所説経』卷四

有五種罪、名爲根本。何等爲五。一者、破壞塔寺、焚燒經像、或取佛物、法物、僧物。

(大正九、三三六頁中)

④【五不請罪】「五逆大罪」と同じか。なお、『淨度三昧経』卷三(七寺本)には次のようにある。

五不請罪者、惡意向佛、破塔壞佛像、盜三尊財物、鬪亂比丘僧、證入師父

罪。

(『中国撰述経典(其之二)』一〇三頁)

⑤【威神】不思議な力。超人的な力。

⑥【原除】赦免する。

⑦【誣罔】騙す、いつわる。

⑧【詐「言十忌」】「言十忌」の字については未詳。前後の文脈等から、「詐「言十忌」」で「騙す」「詐欺をはたらく」という意か。

⑨【外家】外戚。

⑩【輕銓、短尺、小斗欺人。謂之盜。重銓、長尺、大斗取之。謂之劫】『舍利弗悔過経』

身自輕稱、小斗、短尺欺人。以重稱、大斗、長尺侵人。

(大正二四、一〇九〇中)

⑪【證人入罪】『阿含正行経』、

無得陰搆作惡、無得諍訟。見金銀當如視土、無得妄證人入罪法。無得傳人惡言。轉相鬪語言、無得中傷人意。

(大正二、八八四頁上)

⑫【彌流】病が長引くさま。彌留ともいう。

〔訓読〕

長者及び五百賈人、天龍鬼神、佛の現神に見え、皆な大歡喜して言わく。

「今、大福を蒙りて、佛の興るに値^あうを得たり。當に精進を建つべし。佛は値^あうを得ること難く、經法は聞き難し。」
皆な起ちて十方佛及び釋迦文に禮拜を作せり。

長者及び五百賈人、佛に従いて戒を説くこと請う。佛は三自歸依を授け、無數劫中に作す所の罪咎を除かんと爲す。佛、提謂波利五百人等に告ぐ。

「大いに名香を燒き、散華して十方佛を供養せよ。散髮し、五體投地して、各おの自ら本字を稱えよ。」

『某甲は佛に歸命し、法に歸命し、比丘僧に歸命す。某甲は過去佛に歸命し、現在佛に歸命し、當來佛に歸命す。某甲は過去七佛に歸命し、七佛弟子に歸命し、過去師に歸命し、現在師に歸命し、當來師に歸命す。某甲は宿命無數劫從り以來今日に至るまで、五道中に在りて、愚癡・瞋恚・嫉妬せり。佛時を知らず、法時を知らず、比丘僧時を知らず、惡を作せば罪を得るを知らず、善を作せば福を得るを知らず、聖道の有るを知らず、惡意を起こして佛に向け、塔寺を破し仏像を壞し、三尊物を盜み、眞人を殺し、比丘僧を鬪亂し、叛逆して父母を害し、或いは師父を殺し、或いは郡主を殺し、或いは兄弟及び妻子を殺し、聖道を誹謗し、法を斷ち、功德を斷ち、師及び父母を謗説し、國家を惡しく道い、禁止して人を道に入らざらしめ、身自^{みずか}らは是の五逆の大罪を犯せり。復た人をして人を見、爾^{しか}く助けて其れを喜べり。今、重罪たり。今、自首して、往を改め來を脩め、懺悔す。』
是くの如くすること三たびに至らば、復た起ちて十方佛に禮拜し、燒香散華し、至心に三たび悔過して言わく。
『十方の現在佛、比丘僧、某の懺悔を受けたまえ。三尊の前に於いて、五不請罪を首過す。諸天龍鬼神、皆な證知したまえ。某は今日、佛前に於いて五逆罪を首^つぐ。』

復^ま還た五體投地せよ。

『某甲は佛に歸命し、法に歸命し、比丘僧に歸命す。某甲は過去七佛に歸命し、過去七佛弟子に歸命し、過去諸師に歸命し、現在諸師に歸命

す。願わくば威神を加え、某の懺悔を受け、無數劫中の罪逆を原除せんことを。某は愚癡にして大福の有るを知らず、地獄の有るを知らず、畜生・奴婢・餓鬼道の有るを知らず、死後更に生ずるを知らず、今世・後世を知らず、罪福に報い有ることを知らず。道徳を輕慢し、良善なるを誣罔し、詐「言怠」して人の錢財を取れり。貪・姪・瞋・恚・愚・癡・嫉・妬・呪・咀、身三・口四・意三、犯す所の二十惡逆の罪、今、皆な自首す。敢えて復た犯さず。宿命の愚癡を懺悔す。或いは祖父母を殺し、或いは師父母を殺し、或いは祖母の姉妹を姪し、或いは母の姉妹を姪し、或いは外家を姪せり。慙愧して懺悔す。敢えて藏匿せず。今、十方佛に従い、求哀して罪を除かんと懺悔す。』

復た起ちて供養禮拜し、訖らば復還た五體投地し、佛に歸命し、法に歸命し、比丘僧に歸命せよ。

『某は自ら殺生し、復た人に殺生するを教え、助けて其れを喜べり。身自ら盜み、人に盜むを教え、人に盜むを見めて、助けて其れを喜べり。身自ら賊と作り、強いて人の財を劫めたり。輕銓・短尺・小斗もて人を欺く。之れを盜と謂う。重銓・長尺・大斗もて之れを取る。之れを劫と謂う。人、身自ら劫盜し、復た人に教えて人に見む。諸天の善神を輕慢し、詐「言怠」して人の錢財を取り、道中にて拾遺し、復た人に教えて人に見め、爾く助けて其れを喜べり。身自ら妄言・兩舌・惡口・罵詈訾し、身自ら貪情・嗜欲して、他人の婦女・婢使・畜生・龍鬼神を姪奸せり。復た人に教えて人に見め、爾く助けて其れを喜べり。身自ら妄言・兩舌・惡口・罵詈訾・呪咀し、證して人を罪に入れて人に見め、爾く助けて其れを喜べり。身自ら飲酒し、酔いて鬪亂・凶逆・愚惑・自欺し、復た人に教えて人に見め、爾く助けて其れを喜べり。愚癡にして隨俗・彌流し、六欲に酔い、習行して顛倒せり。今、皆な自ら首過し、犯す所を吐瀉す。發露して敢えて藏匿せず。』

懺して三たび叩頭し、訖らば復た起ちて十方佛に禮拜し、至心に慙愧せよ。言いて直さざれ。散華燒香し、懇懇と至心せよ。」

〔訳文〕

長者及び五百賈人・天龍・鬼神は、仏が實際に姿を現した場面に出会うことができ、みな大いに歡喜して言った。

「今、大いなる福により、仏の出世に会うことができました。我々は精進しなければなりません。仏に見えるのは稀有なことであり、その經法を聞くことも稀有なことです。」

みなは立ち上がり、十方仏及び釈迦牟尼に礼拝した。長者と五百賈人は仏につき従い、戒を説いて欲しいと願った。仏は彼らに三百帰依を授け、彼らが無数劫の間に犯した罪咎を取り除こうとした。仏は提謂・波利と五百賈人らに告げた。

「大いに香を焚き、散華して、十方仏を供養しなさい。そして散髪をし、五体投地して、各々自らの本名を称えなさい。

『某甲は、仏に帰命し、法に帰命し、比丘僧に帰命します。過去仏に帰命し、現在仏に帰命し、当来仏に帰命します。某甲は、過去七仏に帰命し、過去七仏の弟子に帰命し、過去の師に帰命し、現在の師に帰命し、未来の師に帰命します。某は過去無数劫より今日に至るまで、五道の中に在り、愚癡であり、憎悪し、他人を妬みまじりました。仏時を知らず、法時を知らず、比丘僧時を知らず、悪しき行いをすれば罪を得ることを知らず、善き行いをすれば福を得ることを知らず、聖道が有ることを知らず、悪意を起こして仏に向け、塔寺を破り、仏像を壊し、三尊物を盗み、真人を殺し、サンガを鬪乱させ、叛逆して父母を傷つけ、あるいはまた師や父を殺し、あるいは郡主を殺し、あるいは兄弟や妻子を殺し、聖道を誹謗し、仏法を断ち、功德を断ち、師や父母を謗り、国家の悪口を言い、禁止して人を仏道に入れないようにし、自ら五逆の大罪を犯しました。また人に（これらの悪事を）教えて勧め、その手助けをすることを喜びました。今、私は重罪を背負っております。今、自首をし、これまでの行いを改めてこれからのために身を修め、懺悔致します。』

このように三度懺悔をしてから、立ち上がって十方仏に礼拝し、焼香散華し、心をつくして三度悔過し、次のように言いなさい。

『十方の現在仏、比丘僧、某甲の懺悔をお聞き受けください。三尊の前で五不請罪を告白いたします。諸天龍鬼神よ、どうか証知してください。某甲は、今日仏の御前にて五逆罪を告白致します。』

（そうやって）また五体投地しなさい。

『某甲は、仏に帰命し、法に帰命し、比丘僧に帰命します。某甲は、過去七仏に帰命し、過去七仏の弟子に帰命し、過去の諸師に帰命し、現在の諸師に帰命致します。願わくば偉大なる威力を用いて某甲の懺悔を受け入れ、無数劫における私の罪過を取り除いて下さいませ。某甲は愚痴であり、大福が有ることを知らず、地獄が有ることを知らず、畜生・奴婢・餓鬼道が有ることを知らず、死後にまた生まれ変わることを知らず、今世と後世が有ることを知らず、罪悪や福德に報いが有ること知りませんでした。道徳を軽んじて、善良な者を誹謗し、騙して人の財を奪い、貪・婬・瞋・恚・愚・癡・嫉・妬・呪・咀、身に三つ、口に四つ、心に三つ、それぞれ犯した二十の罪の罪を、今すべて告白致します。決して再び犯すことは致しません。過去世に愚痴であったことを懺悔いたします。ある時は祖父父母を殺し、ある時は祖母の姉妹を姪し、ある時は母の姉妹を姪し、ある時は外戚を姪しました。これらの行いを恥じて、懺悔致します。包み隠しはしません。今、十方仏に従い、哀憫を求め罪を除くため懺悔致します。』

再び立ち上がって供養・禮拜し、それが終わればまた五体投地し、仏に帰命し、法に帰命し、比丘僧に帰命しなさい。

『某甲は自ら殺生し、また人に殺生を教えて、その手助けをして喜びました。自ら盗みをはたらき、人に盗みを教え、人に盗みを勧め、その手助けをして喜びました。自ら強盗をし、無理やり人の財産を奪いました。軽く調節した秤はかり・短く作った物差しますを用いて人

(に差し出すものの分量を少なくして)欺くことを盗と言ひ、重く調節した秤はかり・長く作った物差します・大きな斗ますを用いて(人から多くのものを)取ることを劫と言う。人は、自ら劫盜し、またそれを人に教えて人に勧めるものです。諸天善神を軽んじておごり、人を騙して金品や財産を奪い、道で他人のものを拾い、またそれを人に教えて勧め、そうしてその手助けをすることを喜びました。自ら妄言・兩舌・悪口・罵詈を口にしました。自ら情欲を貪り、他人の婦女・婢使・畜生・龍鬼神を姦淫しました。そうした行為を人に教えて勧め、その手助けをすることを喜びました。自ら妄言・兩舌・悪口・罵詈・呪咀を口にし、証言して人に罪を着せ、そうした行為を人に勧めて、それを手助けすることを喜びました。自ら飲酒し、酔って乱闘・凶逆・愚惑・自欺をして、そうした行為を人に教えて勧め、それを手助けすることを喜びました。であつて世俗に随ひ、長く病を患ひ、六欲に傾倒して、世俗の生活が習慣となつて真理を見失いました。今、みなで自ら罪を告白し、犯した悪事を吐露致します。全ての悪事を告白し、包み隠しはしません。』

懺悔して三たび叩頭し投地し、それが終われば再び立ち上がつて十方仏に礼拝し、心をつくして慙愧し、口に出したことは訂正してはならない。散華焼香して、懇々と心をつくしなさい。」

〔校訂文〕

- 314 復還五體投地。某甲歸命佛、歸命法、歸命比丘僧、歸命諸天僧、歸命諸師。某從無數劫以來、或作天、或作人、或作六畜、或作鬼神。或在^{※1}地獄餓鬼中、或在天龍阿須輪中、或在蟲狩^①飛鳥中。諸此受身所、更之處、身行惡、口言惡、心念惡。六情所犯惡、手足所犯惡。或行毒殺人畜狩、或行音惡墮人腹中子、呪咀天神。咀天、日、月、星辰、雷^{※2}、風、雨、露。身形清、便水、火、日、月、星辰、對井竈、社稷呪咀^②。不淨與人、毒痛施人、焚燒山澤、乾決^③江海、沒溺城社塢落^④人民。衆生之類、破壞成功^⑤射獵^⑥、羅網捕魚、籠繫飛鳥、採巢破卵。殘賊^⑦衆生、斬伐不時。身自犯是、復教人見人、爾助其喜。前世今世所犯罪、晝日所作罪、夜所作罪、一皆向十方、十方佛懺悔。自不敢藏匿。十方佛皆天眼徹視、知人心所念。是故不敢藏匿。設忘未說者、皆在懺中、身自懺悔。
- 329 復爲父母、兄弟、妻子、外家、五親、朋友、知識、怨家^⑧、責主懺^{※3}悔^{※4}。令一切人民及七世父母、兄弟、妻子、外家^{※5}、皆令解脫憂苦。叩^{※6}頭懺悔^{※7}、復起禮拜十方佛、散華燒香、禮謝言。受佛大恩。受師^{※9}大恩。苦哉苦哉^{※10}。世尊、今乃更生爲人。願佛布施五戒、以治罪根^{※11}。

【T.U.No.30 (v)】

知識、怨家、責主懺。令一切人民及七世父母、皆令解脫憂苦。三叩頭懺、復起禮拜十方佛、散華燒香、禮謝言。受佛大恩。受師大恩。苦哉苦哉。世尊、今乃更生爲人。願佛布施五戒、以治罪根。

〔校注〕

- ※1 原文「作」。意に拠りて「在」と改む。
- ※2 原文判読不能の一字、淡墨にて「雷」と訂正あり。
- ※3 「讖」、I.U.No.30(㉔)は「讖」とする。
- ※4 I.U.No.30(㉔)は「悔」を欠く。
- ※5 I.U.No.30(㉔)は「兄弟妻子外家」の六字を欠く。
- ※6 「叩」、I.U.No.30(㉔)は「三叩」とする。
- ※7 原文「讖讖」、淡墨にて「讖悔」と訂正あり。意に拠りて「讖悔」と改む。
- ※8 「讖悔」、I.U.No.30(㉔)は「讖讖」とする。
- ※9 原文「怖」、I.U.No.30(㉔)は「師」とする。意に拠りて「師」と改む。

〔注釈〕

- ①【狩】「狩」は「獸」に通ず。以下、「獸」の意味で「狩」が使われる場合、「校訂文」・「訓読」では「狩」と表記し、「訳文」でのみ「獸」と表記する。
- ②【對井竈社稷呪詛】未詳。
- ③【乾決】「乾」は「かわかす」、「決」は「詰まりを取り除いて水を流す」の意。
- ④【塙落】村。
- ⑤【破壊成功】『梵網經』卷二、
若佛子、不得畜刀仗弓箭、販賣輕秤小斗、因官形勢取人財物、害心繫縛破壞成功、長養猫狸猪狗。

〔訓読〕

「復還^また五體投地せよ。

※10 I.U.No.30(㉔)の原文では「苦哉苦哉」を「苦^レ哉^レ」とする。I.U.No.30(㉔)では以下の経文においても、繰り返される文言を「五^レ戒^レ」(五戒五戒)、「不^レ持^レ戒^レ」(不持戒不持戒)と表記するが、煩を避けるため特に断りなく()内のような表記に直して示す。

※11 行末「根」の三字ほど下に擦り消し跡あり。本文とは異なる筆跡で「佛説提謂經卷下」と読み取れる。また次行である336行の天界部分に、篇名や段落を示す印として付される「△」符号が見られる。

(大正二四、一〇〇七頁中)

- ⑥【射獺】「獺」は「獵」に通ず。「射獵」は、弓矢で獵をするの意。以下、「獵」の意味で「獺」が使われる場合、「校訂文」・「訓読」では「獺」と表記し、「訳文」でのみ「獵」と表記する。
- ⑦【殘賊】凶悪で残忍な人。
- ⑧【怨家】仇。恨みを持つ相手。

『某甲は佛に歸命し、法に歸命し、比丘僧に歸命し、諸天僧に歸命し、諸師に歸命す。某は無數劫従り以來、或いは天と作り、或いは人と作り、或いは六畜と作り、或いは鬼神と作る。或いは地獄餓鬼中に在り、或いは天龍阿須輪中に在り、或いは蟲狩飛鳥中に在り。諸の此の身を受くる所、更に之く處にて、身は惡を行い、口は惡を言い、心は惡を念じたり。六情の犯す所の惡、手足の犯す所の惡。或いは毒を行じて人畜狩を殺し、或いは音の惡しきを行じて人の腹中の子を墮し《未詳》、天神を呪咀す。天・日・月・星辰・雷・風・雨・露を咀う。身形清ければ、便ち水・火・日・月・星辰は、井竈・社稷に對し呪咀す《未詳》。不淨を人に與え、毒痛を人に施し、山澤を焚燒し、江海を乾決し、城社塙落の人民を沒溺せしむ。衆生の類、破壞を功と成し、射獵し、羅網もて魚を捕え、飛鳥を籠繫し、巢を採りて卵を破る。殘賊の衆生、斬伐するに時不し。身自らはれを犯し、復た人に教えて人に見め、爾く助けて其れを喜べり。』

前世今世に犯す所の罪、晝日に作す所の罪、夜に作す所の罪、一皆に十方に向かい、十方佛に懺悔せよ。自ら敢えて藏匿せざれ。十方佛は皆な天眼もて徹視し、人心の念ずる所を知る。是の故に敢えて藏匿せざれ。設い忘して未だ説かざる者も、皆な懺中に在りて、身自ら懺悔すべし。復た父母・兄弟・妻子・外家・五親・朋友・知識・怨家・責主をして懺悔せしむ。一切人民及び七世の父母・兄弟・妻子・外家をして、皆な憂苦より解脱せしむ。叩頭して懺悔し、復た起ちて十方佛に禮拜し、散華燒香して、禮謝して言わく。

『佛の大神を受けり。師の大神を受けり。苦なるかな苦なるかな。世尊、今乃ち更に生じて人と爲れり。願わくば佛、五戒を布施し、以て罪根を治めんことを。』

〔訳文〕

「また五体投地し、

『某甲は仏に歸命し、法に歸命し、比丘僧に歸命し、諸天僧に歸命し、諸師に歸命します。某は過去無數劫より以來、ある時は天に生まれ、ある時は人として生まれ、ある時は六畜に生まれ、ある時は鬼神に生まれました。またある時は天龍阿須輪中にあり、ある時は虫や獣や鳥であつたこともありました。諸々のこの身が生を受けたものや、また再び生まれてゆく処において、私は身には惡行を行い、口には惡口を言い、

心には悪事を念じました。六情が犯す悪、手足の犯す悪。またあるいは毒を用いて人畜を殺し、あるいは悪い音を出して人の腹中の子を墮ろし《未詳》、天神を呪咀しました。天・日・月・星辰・雷・風・雨・露を呪いましたが、それらは清浄であるので、代わりに井竈・社稷を呪いました《未詳》。不浄を人に与え、毒痛を人に施し、山沢を焼き、江海を干上がらせ、また汜濫させ、町や村落の人民を溺れさせました。衆生はみな破壊することを手柄とし、射獵をし、網で魚を捕え、飛ぶ鳥を籠に繋ぎ、巢を採って卵を破ります。凶悪な者は、時を選ばず殺戮をします。私は自らこれらの罪を犯し、また人に（犯罪を）教えて勧め、それを手助けすることを喜びました。』

前世および今世で犯した罪、昼間に犯した罪、夜に犯した罪を、十方を向き十方の仏にすべて懺悔しなさい。自ら敢えて罪を隠してはならない。十方仏はみな天眼をもちいて衆生を見通し、人の心の念ずる所を知る。だから敢えて隠してはならないのである。罪を犯したことを忘れてまだ告白していない者も、みな懺悔の場において自ら懺悔しなければならぬ。また父母・兄弟・妻子・外戚・五親・朋友・知識・怨家・債主に懺悔し、一切人民および七世の父母・兄弟・妻子・外家ら、みなを憂苦より解脱させなさい。叩頭して懺悔し、また起き上がって十方仏に礼拝して、散華焼香し、礼謝してこう述べなさい。

『仏の大恩を賜り、師の大恩を賜りました。まことに苦しいことに、世尊よ、今再びこの世に人として生まれました。願わくば仏よ、どうか私に五戒を施して、罪根を癒してくださいませ。』

〔校訂文〕

- 336 佛告長者提謂^{※1}波利等五百人。善聽思念^{※2}。內
 337 著心中^①。佛戒天地之根、萬物^{※3}之主、衆生之母、
 338 太一之子、道之始。從五戒養之、自致得佛。佛
 339 戒至^{※4}重。非凡人所能守持也。公侯、國主、王者、
 340 道德重人、乃能持佛戒耳。若有人能持五戒、
 341 今^{※5}完不犯如毛分者、當知、是人過去諸佛弟
 342 子、宿命曾更奉持五戒、爲佛弟子。今續復持
 343 五戒、是當來佛弟子、當爲諸天所擁護。現世
 344 侶^{※6}利。士進、高遷^②長吏^③、歡喜。家業諧偶^④、所向如願、
 345 後尚^{※7}當得作佛。何況福德^{※8}。受戒已後、當如佛
 346 弟子法。當改^{※9}心易行^⑤。棄惡守善、盡畢形壽^⑥。不
 347 可^{※10}如銓乍低乍仰。持戒當行忠孝。不行忠孝者、爲
 348 不持戒。不持戒者、罪屬五刑^{※11}。何等爲^{※12}五刑。東
 349 方^⑦爲臏^⑧木刑^{※13}。正法^⑨五十^{※14}、屬五百。南方墨刑^⑩。
 350 爲火。正法百、屬千。西方爲割刑^⑪。金亦剋割、誅
 351 木枝杆^{※15}。割刑亦去人枝杆^{※16}。正法百、屬千。北方
 352 大辟刑^⑫。水滅火、盡其性命。辟刑亦殺人、滅人
 353 性^{※17}命。正法二十、屬二百。中央宮割刑^⑬。土塞水、
 354 不得流溢。宮割刑亦禁人情態不得姪姝。正
 355 法三十、屬三百。合三千。三千之罪、皆屬五刑。五
 356 刑屬五官。五官分治五戒。

【I.U.No.30 (☆)】

■者提謂波利等五百人。善聽思。內著心中。佛戒天地之根、萬神之主、衆生之母、太一之子、道之始。從五戒養之、自致得佛。佛戒之重、非凡人所能守持也。公侯、國主、王者、道德重人、乃能持佛戒耳。■有人能持五戒、今完不犯如毛分者、當知、是人過去諸佛弟子、**宿命曾更奉持五戒**、爲佛弟子。今續復持五戒、是當來佛弟子、■爲諸天所擁護。現世侶利。士進、高遷長吏、歡喜。家業諧偶、所向如願、常當得作佛。何況福德也。受戒已後、當如佛弟子法。當破心■行。棄惡守善、盡畢形壽。不可如銓乍低乍仰。持戒當行忠孝。不行忠孝者、爲不持戒。不持戒者、罪屬五刑。何等五刑。東方^⑦爲臏木刑。正法五千、屬五百。南方墨刑。爲火。正法百、屬千。西方爲割刑。金亦剋割、誅木枝杆。割刑亦去人枝杆。正法百、屬千。北方大辟刑。■**盡其性命**。辟刑亦殺人、滅人性命。正法二十、屬二百。中央宮割刑。土塞水、不得流溢。宮割刑亦禁人情態不得姪姝。正法三十、屬三百。合三千。三千之罪、皆屬五刑。五官分治五戒。

〔校注〕

※1 I.U.N.30(念)は「謂」をすべて「渭」とする。以下は煩を避けるため、注記しない。

※2 I.U.N.30(念)は「念」を欠く。

※3 「物」、I.U.N.30(念)は「神」とする。

※4 「至」、I.U.N.30(念)は「之」とする。

※5 原文「合」、I.U.N.30(念)は「今」とする。意に抛りて「今」と改む。

※6 原文「呂」、I.U.N.30(念)は「侶」とする。意に抛りて「侶」と改む。

※7 「後尚」、I.U.N.30(念)は「常」とする。

※8 「福德」、I.U.N.30(念)は「福德也」とする。

※9 「改」、I.U.N.30(念)は「破」とする。

〔注釈〕

①【内著心中】『浄度三昧経』卷一（京都大学所蔵本）、

佛告法自在菩薩及衆生。大士皆悉明聽。善思念之、内著心中。

〔中国撰述経典（其之二）〕三六頁

『戸迦羅越六方礼経』

佛言。聽之、内著心中。

（大正一、二五〇頁下）

②【高遷】身分が高くなる。位が上がる。

③【長吏】官吏。

④【諧偶】和合する。ここでは順調にいく、安定したという意味か。

⑤【改心易行】『出曜経』卷二五、

※10 原文「不不」、I.U.N.30(念)は「不可」とする。意に抛りて「不可」と改む。

※11 「刑」、I.U.N.30(念)は「形」とする。

※12 I.U.N.30(念)は「爲」を欠く。

※13 「刑」、I.U.N.30(念)は「形」とする。

※14 「十」、I.U.N.30(念)は「干」とする。

※15 「杆」、I.U.N.30(念)は「干」とする。

※16 「杆」、I.U.N.30(念)は「干」とする。

※17 原文「姓」、I.U.N.30(念)は「性」とする。意に抛りて「性」と改む。

鬼王聞之内懷慚愧、改心易行、思脩善本。

（大正四、七四七頁中）

⑥【盡畢形壽】『浄度三昧経』卷二（七寺本）、

士女持齋戒、常令究竟、盡畢形壽。

〔中国撰述経典（其之二）〕五八頁

⑦【劓】五刑のひとつ。鼻を切る刑。

⑧【膞】膝蓋骨を切り取る刑。

⑨【正法】正しい法律。

⑩【墨刑】五刑のひとつ。額に入れ墨をする刑。

⑪【割刑】用例見られず。「割刑亦去人枝杆」とあることから、五刑の剝（アキ

レス臚を切る刑) にあたるものか。

⑫【枝杆】「杆」は「細長い棒、さお」の意。木の枝の意か。

⑬【大辟刑】五刑のひとつ。死刑。

〔訓読〕

佛、長者提謂波利等五百人に告ぐ。

「善く聽きて思念せよ。内は心中に著けよ。佛の戒は天地の根、萬物の主、衆生の母、太一の子、道の始めなり。五戒之れを養うに従りて、自ずと佛を得るに致る。佛戒は至つて重し。凡人の守持すること能う所にあらざるなり。公侯・國主・王者・道德に重き人、乃ち能く佛戒を持つのみ。若し人有りて能く五戒を持ち、今、完全に犯さざること毛分の如くせば、當に知るべし、是の人、過去諸佛の弟子にして、宿命に

て曾て五戒を奉持するを更、佛弟子と爲ることを。今續いで復た五戒を持たば、是れ當來の佛弟子にして、當に諸天の擁護する所と爲るべし。

現世に侶に利あり。士に進み、長吏に高遷し、歡喜す。家業諧偶なりて、向かう所は願の如く、後には尚お當に佛と作るを得べし。何ぞ況んや福德をや。受戒して已後、當に佛弟子の法の如くすべし。當に心を改め行を易うるべし。惡を棄て善を守ること、形壽の盡畢くまで。銓の

乍ち低く乍ち仰ぐが如きは不可なり。戒を持つは忠孝を行ずるに當る。忠孝を行ぜざるは、戒を持たざると爲す。戒を持たざれば、罪は五刑に屬す。

何等を五刑と爲す。

【東方剽爲臚木刑】《P.3732・I.UT.10.30 いずれも「東方剽爲臚木刑」とするが、次の墨刑の記述では「南方墨刑。爲火。」とあることから、「東方剽臚刑。爲木。」(東方は剽・臚。木と爲す) が正しいか。正法五十、五百が屬す。

南方は墨刑。火と爲す。正法百、千が屬す。

西方は割刑爲す。金は亦た剗割し、木の枝杆を誅す。割刑も亦た人の枝杆を去る。正法百、千屬す。

⑭【宮割刑】宮刑。五刑のひとつ。生殖器を切る刑。

北方は大辟刑。水は火を滅し、其の性命を盡く。辟刑も亦た人を殺し、人の性命を滅す。正法二十、二百屬す。中央は宮割刑。土は水を塞ぎ、流溢すること得ず。宮割刑も亦た人の情態を禁じて姪姪することを得ざらしむ。正法三十、三百屬す。合して三千。三千の罪、皆な五刑に屬す。五刑は五官に屬す。五官は分かちて五戒を治む。」

〔訳文〕

佛は、長者提謂波利等五百人に告げたまうた。

「善く聴いて思念しなさい。心の中に留めなさい。仏戒は天地の根であり、万物の主、衆生の母、太一の子、道の始めである。五戒がこれを養うことで、自ずと仏となることができる。仏戒は非常に厳しいものであり、凡人が守持できるものではない。公侯・国主・王者・道徳を重んじる人のみが仏戒を守持することができるのである。もしも今までわずかたりとも五戒を犯さず守持している人いたならば、その人は過去に諸仏の弟子であつて、五戒を奉持して仏弟子となつた者である。今もそれを受け継いで五戒を守持すれば、まさに当來の仏弟子にして、諸天の擁護するところとなるのである。現世では良い伴侶を得ることができる。役人になり、官吏に昇進して歎喜する。家業は安定し、向かう所は願い通りとなり、後には仏にすらなれる。ましてや（得られる）福德は言うまでもない。受戒して以降は、仏弟子の法に従つて振舞いなさい。心を改めて行いを変えなさい。命が尽きるまで悪を棄て善を守りなさい。秤が下がつては上がるように揺らいではいけない。戒を守持することは忠孝を行ずるのと同じである。忠孝を行わないことは、戒を守持しないのと同じである。戒を守持しなければ、その罪は五刑に歸屬する。」

五刑とは何であるか。

【東方劓爲臙木刑】《P.3732・I.UL.No.30》いづれも「東方劓爲臙木刑」とするが、次の墨刑の記述では「南方墨刑。爲火。」とあることから、「東方劓臙木刑。爲火。」（東方は劓・臙、木と爲す）、「東方は劓と臙である。木にあたる。」が正しいか。五十の正法に五百（の罪が）が屬する。

南方は墨刑である。火にあたる。百の正法に千（の罪が）が屬する。

西方は割刑である。（西方にあたる）金はものを切断し、木の枝をおとす。割刑もまた人の枝（四肢）を取り払う。百の正法（正しい法律）に、千（の罪が）屬する。

北方は大辟刑である。（北方にあたる）水は火を消してその命を尽き果てさせる。辟刑もまた人の命を奪う。二十の正法に、二百（の罪が）屬する。

中央は宮割刑である。(中央にあたる)土は水を塞ぎ止めて、流れ出さないようにする。宮割刑も亦た人の欲望を禁じて、姪洩を禁止する。三の正法に、三百(の罪が)が属する。
(それぞれの罪を)合わせると三千になる。三千の罪はみな五刑に属するのである。五刑は五官に属する。五官は分かれて五戒を治める。」

〔校訂文〕

- 357 佛言。人不持五戒者、爲無五行。殺者爲無仁。 【I.U.No.30(△)】
- 358 飲酒者^{※1}爲無禮。姪^{※2}者爲無義。盜者爲無智^{※3}。兩舌
- 359 者爲無信。罪屬三千。先能行忠孝、乃能持五
- 360 戒。不能行忠孝者、終不能持五戒。不忠、不義、
- 361 不孝^{※4}、不至、非佛弟子。
- 362 佛言。三千之罪^{※5}者、生屬五刑、死屬五官。刑在地
- 363 獄。俗人不行五事。不持佛戒亦屬五刑。死入
- 364 地獄、五毒^①兼備。不可申說^②也。人無貴賤、有持
- 365 佛戒、如佛語者、生則不憂、死則不恐。人之罪
- 366 福、莫大於此。五戒^{※6}持之則爲福、失之則爲罪。
- 367 罪大無過五逆、福大亦無過五戒。化義導之^{※7}、
- 368 刑^{※8}。罔^③制之、防人反^{※9}。恩。反恩者則入刑。福之所去、
- 369 罪之所取、禮之所^{※10}放^{※11}、刑之所錄。其根一法。戒具
- 370 乃成爲道。戒行爲信、爲清、爲貞。故號清信士。
- 371 女曰清信女。

〔校注〕

- ※1 原文「酒」、I.U.No.30(△)は「酒者」とする。意に抛りて「者」を補う。
- ※2 「姪」、I.U.No.30(△)は「姪妹」とする。
- ※3 原文「知」、I.U.No.30(△)は「智」とする。意に抛りて「智」と改む。
- ※4 「不孝」、I.U.No.30(△)は「大孝」とする。
- ※5 原文「千罪」、I.U.No.30(△)は「千之罪」とする。意に抛りて「之」を補う。

■ 人不持五戒者、爲無五行。殺者爲無仁。

飲酒者爲無禮。姪者爲無義。盜者爲無智。兩舌者爲無信。

罪屬三千。先能行忠孝、乃能持五戒、不能行忠孝者、終不能持五戒。不忠、不義、大孝、不至、非佛弟子。

■ 言。三千之罪者、生屬五刑、死屬五官。刑在地獄。俗人不行為五事。不持佛戒亦屬五刑。死入地獄、五毒兼備。不可申說也。人無貴賤、有持佛戒、如佛語者、生則不憂、死則不恐。人之罪福、莫大於此。五持之則爲福、失之則爲罪。罪大無過五福、無過五禮義成之、刑罔制之、防人反恩。反恩則入刑。福之所去、罪之所取、禮之所放、刑之所錄。其根一法。戒具乃成爲道。戒行爲信、爲清、爲貞。故號清信士。女曰清信女。

- ※6 I.U.No.30(△)は「戒」を欠く。
- ※7 「五逆福大亦無過五戒化義導之」、I.U.No.30(△)は「五福無過五禮義成之」とする。
- ※8 原文「形」、淡墨にて「刑」と訂正あり。I.U.No.30(△)も「刑」とする。意に抛りて「刑」と改む。

※9 原文「及」、I.U.No.30(6)は「反」とする。意に抛りて「反」と改む。

※11 原文「杖」、I.U.No.30(6)は「放」とする。意に抛りて「放」と改む。

※10 原文「禮所」、I.U.No.30(6)は「禮之所」とする。意に抛りて「之」を補う。

〔注釈〕

①【五毒】『雜譬喻經』では五毒として、貪婬心・瞋恚心・愚痴心・嫉妬心・剋虐心の五つを挙げる。『雜譬喻經』

(大正四、五〇〇頁中)

王問諸師曰。其藥名何等。世無五毒人其肉中作湯。服此便得差。何等爲五

②【申説】説明する。
③【刑罔】刑網。法による規制。

毒。一者無貪婬心、二者無瞋恚心、三者無愚痴心、四者無妬嫉心、五者無剋虐心。

〔訓読〕

佛言わく。

「人の五戒を持たざるは、五行無しと爲す。殺は仁無しと爲す。飲酒は禮無しと爲す。婬は義無しと爲す。盜は智無しと爲す。兩舌は信無しと爲す。罪三千屬す。先ず忠孝を行ずること能わば、乃ち五戒を持つこと能う。忠孝を行ずること能わざれば、終に五戒を持つこと能わず。不忠・不義・不孝・不至は、佛弟子に非ず。」

佛言わく。

「三千の罪、生きては五刑に屬し、死しては五官に屬す。刑は地獄に在り。俗人は五事を行ぜず。佛戒を持たざるも亦た五刑に屬す。死して地獄に入り、五毒を兼備す。申説すべからざるなり。人に貴賤無く、佛戒を持つ有りて、佛語の如くせば、生きて則ち憂えず、死して則ち恐れず。人の罪福、此に於いて大なること莫し。五戒之れを持てば則ち福と爲り、之れを失わば則ち罪と爲る。罪の大なるは五逆を過ぎること無く、福の大なるも亦た五戒を過ぎること無し。義を化して之れを導き、刑罔もて之れを制し、人の恩に反くを防ぐ。恩に反けば則ち刑に入る。福の去る所、罪の取る所、禮の放つ所、刑の録する所なり。其の根は一法なり。戒を具せば乃ち成じて道と爲る。戒を行ぜば信と爲り、

清と爲り、貞と爲る。故に清信士と號す。女は清信女と曰う。」

〔訳文〕

仏は仰った。

「人が五戒を守持しないことは、五行を具えていないのと同じである。殺は仁がないのと同じである。飲酒は礼がないのと同じである。姪は義がないのと同じである。盗は智がないのと同じである。両舌は信がないのと同じである。三千の罪は五戒に属す。まず忠孝を行うことができれば、五戒を守持することができる。忠孝を行うことができなければ、最後まで五戒を守持することはできない。不忠・不義・不孝・不至を行う者は、仏弟子ではない。」

仏は仰った。

「三千の罪は、生きているうちは五刑に帰属し、死後は五官に帰属する。その刑罰は地獄で受けることになる。俗人は五事（仁・義・礼・智・信）を行じない。仏戒を守持しないこともまた五刑に帰属する。死後は地獄に入り、五毒をすべて具える。（その苦しみを）ことばで説明することはできない。人に貴賤は無く、仏戒を守持する者が仏の教えの通りにすれば、生きているうちは憂いなく、死後の恐れもない。人の罪福としてこれ以上大きいものはない。五戒を守持すれば福に転じ、五戒を失えば罪に転じる。罪は五逆を犯すことより大きいものではなく、福もまた五戒を守持することより大きいものはない。教化して導き、法の網をもつて従わせ、人が恩に背くのを防ぐ。恩に背けば刑を受けることになる。福が離れ、罪がつきまとい、礼が放棄し、刑が記録する所となる。その根本は一つである。戒を具えれば道となる。戒の通り行えば信となり、清となり、貞となる。だから清信士と名付けるのである。女であれば清信女という。」

〔校訂文〕

- 372 長者提謂白佛言。五戒甚大、其義甚深、禮義
 373 所成、刑罔所禁、斷割不義、其意云何。佛言。殺
 374 戒^{※1}治東方。木爲諸侯、民之父母也^{※2}。仁惠恩^{※3}施於人
 375 民^{※4}故也。酒戒治^{※5}南方。火爲三公^①。輔王者。高
 376 明道德故也^{※6}。姪^{※7}戒治西方。金爲大夫^②。主爲王者、
 377 誅罰^{※8}不義。盜戒治北方。水流行、人^{※9}民爲王者
 378 走使。兩舌戒治中央。土爲四方王。王爲天下
 379 主故、在中央。以是治五行。絶五道^③、立五根^④、建
 380 五力^⑤、滅五罪^⑥、得五福^⑦。閉五道^⑧、開五門^{※10}、入五慧^⑩、
 381 除五暮^{※11}、得五眼^{※12}。見五法^⑬、證入道要、成法橋^⑭、得
 382 度脫。^{※13}無愁憂、畢苦惱、無三毒^⑮、災不生、四痛^⑯愈、
 383 得長生。長生之[■]樂。是爲佩^{※14}長生之符、服不死之藥、持長樂^{※15}之印。
- 長者提謂白佛言。五戒甚大、其義甚深、禮義所成、
 刑罔所禁、斷割不[■]意云何。佛言。殺戒治東方。
 木爲諸侯、民之父母也。仁惠施於人民故也。酒戒治
 南方。火爲三公。輔王者。高明道德故也。淫戒治西方。
 金爲大夫。主爲王者、誅罰不義。盜戒治北方。水流行、
 民爲王者走使。兩舌誠治中央。土爲四方王。王爲天下
 主故、在中央。以是治五行。絶五道、立五根、建五力、
 滅五罪、得五福。閉五道、開五門、入五慧、除五暮、
 得五明。見五法、證入道要、成法橋、得度脫。無愁憂、
 畢苦惱、無三毒、災不生、四痛愈、得長生。長生之
[■]樂。是爲佩長生之符、服不死之藥、持長生之印。

〔校注〕

- ※1 「殺戒」、I.U.No.30(㉜)は「殺誠」とする。なおI.U.No.30(㉜)は以下「酒
 誠」・「姪誠」・「盜誠」・「兩舌誠」の四箇所のみ「戒」を「誠」とするが、煩を避
 けるため本項で記すにとどめ、一々に注記はしない。
- ※2 原文「父母」、I.U.No.30(㉜)は「父母也」とする。意に抛りて「也」を補う。
- ※3 I.U.No.30(㉜)は「恩」を欠く。
- ※4 原文「民」、I.U.No.30(㉜)は「人民」とする。意に抛りて「人」を補う。
- ※5 原文「酒戒治在南方」、I.U.No.30(㉜)は「在」を欠く。前後の他四戒の記述
 を鑑みて、I.U.No.30(㉜)に従って「在」を削除する。
- ※6 原文「故」、I.U.No.30(㉜)は「故也」とする。意に抛りて「也」を補う。
- ※7 「姪」、I.U.No.30(㉜)は「淫」とする。
- ※8 原文「罪」、I.U.No.30(㉜)は「罰」とする。意に抛りて「罰」と改む。
- ※9 I.U.No.30(㉜)は「人」を欠く。
- ※10 原文「五道」、I.U.No.30(㉜)は「五門」とする。直前に「閉五道」とあるた
 め、「五門」と改む。
- ※11 「五暮」、I.U.No.30(㉜)は「五冥」とする。
- ※12 原文「五眼」、I.U.No.30(㉜)は「五明」とする。

※13 「無愁憂」から389行「佛於是」までの一部の経文を有する写本として Ch.2317 (天地欠) があるが、P.3732との間に異同は見られない。Ch.2317の 詳細および翻刻は第一章「はじめに」を参照。

※14 原文「四痛愈得長生之符」、I.U.No.30(☆)は「四痛愈得長生長生之■樂是

〔注釈〕

①【三公】中国における三つの大臣職。何を三とするかは時代により異なるが、本経中にも見られる司徒・司馬・司空 (P.3732、104—105行) の三つを指すか。
②【大夫】中国における官吏の身分のひとつ。中央の要職や顧問など、重要な地位にあたる。

③【五道】五趣ともいう。地獄・餓鬼・畜生・人間・天上の五つの迷いの境界。

④【五根】三十七道品の一つ。信根・精進根・念根・定根・慧根の五つ。『長阿含経』卷八、
復有五法、謂五根。信根、精進根、念根、定根、慧根。

⑤【五力】三十七道品の一つ。五力・信力・精進力・念力・定力・慧力の五つ。
復有五法、謂五力。信力、精進力、念力、定力、慧力。

⑥【五罪】不詳。
復有五法、謂五力。信力、精進力、念力、定力、慧力。

⑦【五福】不詳。本経下巻には、五戒のうちの一戒を保持するにつき五福が得られるとあるが (S.2051、259—306行を参照)、ここでいう五福はまた別のものか。

⑧【閉五道】379行には「絶五道」とある。何らかの誤りか。

爲佩長生之符」とする。P.3732は「長生長生之■樂是爲佩」の一字を欠くものとみて、これを補う。

※15 「長樂」、I.U.No.30(☆)は「長生」とする。

⑨【五門】ここでいう五門が何を指すかは不詳。『妙法蓮華経憂波提舍』は「証門・信門・供養門・聞法門・讀誦持説門」の五つを挙げ、また『釈摩訶衍論』は「挙人顕示殊勝門・顕示染縁決疑門・挙障示治配当門・顕微応不応差別門・立二礙別障用門」の五つを挙げる。『妙法蓮華経憂波提舍』卷二、
五門示現。一者證門、二者信門、三者供養門、四者聞法門、五者讀誦持説門。

『釈摩訶衍論』卷四、
論曰。即此文故有五門。云何爲五。一者舉人顯示殊勝門。二者顯示染縁決疑門。三者舉障示治配當門。四者顯應不應差別門。五者立二礙別障用門。是名爲五。
(大正二六、九頁下)

⑩【五慧】未詳。
⑪【五眷】未詳、他経に用例見られず。I.U.No.30(☆)は「五冥」とするが、これも用例は見られず。

⑫【五眼】ここでいう五眼が何を指すかは不詳。『放光般若経』は、「肉眼・天眼・智眼・法眼・佛眼」の五つを挙げる。『放光般若経』卷一、

菩薩摩訶薩欲立五眼者、當學般若波羅蜜。何等爲五眼。肉眼、天眼、智眼、

法眼、佛眼。

⑮【三毒】貪・瞋・痴の三つの煩惱。

⑯【四痛】「生痛・老痛・病痛・死痛」の四つを指すか。『仏般泥洹經』卷一、

(大正八、三頁下)

佛言。天下有四痛。佛所知、人皆不知。用人不知故生死不止、無休息時。

何等爲四。生痛、老痛、病痛、死痛。

(大正一、一六二頁中)

⑬【五法】ここでいう五法が何を指すかは未詳。
⑭【法橋】仏法が人に生死の大河を渡らせることを、大河にかかる橋に譬えたもの。

〔訓読〕

長者提謂、佛に白して言さく。

「五戒は甚大にして、其の義は甚深、禮義の成す所、刑罔の禁ずる所にして、不義を斷割するとは、其の意や云何。」
佛言わく。

「殺戒は東方を治む。木は諸侯爲りて、民の父母なり。仁惠を人民に施すが故なり。

酒戒は南方を治む。火は三公爲りて、王者を輔く。道德の高明なるが故なり。

姪戒は西方を治む。金は大夫爲り。主は王者爲りて、不義を誅罰す。

盜戒は北方を治む。水は流行し、人民は王者の爲めに走使す。

兩舌戒は中央を治む。土は四方の王爲り。王は天下の主爲るが故に、中央に在り。

是れを以て五行を治む。五道を絶ち、五根を立て、五力を建て、五罪を滅し、五福を得。五道を閉ざし、五門を開き、五慧に入り、五暮を

除き、五眼を得。五法を見、入道の要を證し、法橋を成し、度脱を得。愁憂無く、苦惱畢り、三毒無く、災い生ぜず、四痛愈え、長生を得。

【長生之■樂】。是れ長生の符を佩び、不死の藥を服し、長樂の印を持すると爲す。」

〔訳文〕

長者提謂は仏に申し上げた。

「五戒は甚大であり、その有する意義は甚深であり、礼義が生み出すものであり、法の網が取り締まるところであり、不義を斷割するとは、

どういったわけでしょうか。」

仏は仰った。

「殺生戒は東方を治める。(東方にあたる) 木は諸侯であり、民の父母である。人民に仁恵を施す役割を持つからである。

酒戒は南方を治める。(南方にあたる) 火は三公であり、王者を補佐する。徳が高く道理に明るいからである。

姪戒は西方を治める。(西方にあたる) 金は大夫である。王者に仕える者として、不義を誅罰する。

盜戒は北方を治める。(北方にあたる) 水は流れて移動するものであり、人民は王者のために走り使いする。

兩舌戒は中央を治める。(中央にあたる) 土は四方の王である。王は天下の主であるから、中央に居るのである。

これらのことをもって五行を治めるのである。(これによって) 五道は絶たれ、五根が立ち、五力を建て、五罪は滅し、五福を得ることができ、五道は閉ざされ、五門が開き、五慧に入り、五暮は除かれ、五眼を得る。五法を見ることができ、入道の綱要があかさされ、法橋が完成し、度脱を得る。愁憂はなくなり、苦悩はおわり、三毒は消え、災いは生じず、四痛は癒え、長生を得る。【長生之■樂】。これらが長生の護符を帯び、不死の薬を服し、長樂の印を手に入れるということである。」

〔校訂文〕

- 384 長者提謂、白佛言。五戒實是天地之根、萬物
- 385 之母、天下之父。天中天。佛言。人不^{※1}持五^{※2}戒者、如
- 386 天地之無^{※3}根、嬰兒無母、魚脫^{※4}于^{※5}淵^{※6}①。如樹無根。如
- 387 斷花著日中、能有幾時鮮^②。人無戒信、如車無
- 388 輓^③不可行。如使者^{※7}無傳^④不可信。如種腐望果實。
- 389 是爲空耗行。佛於是說頌曰。
- 390 若人生百歲 盲^{※8}冥不見佛 不如生須臾 得觀三界尊^⑤
- 391 若人生百歲 愚癡不奉戒 不如生一時 點慧^⑥守持戒^{※9}
- 392 若人生百歲 懈^{〔トト怠〕}不精進 不如生一日 敬意行精進
- 393 若人生百歲 不曉三自歸 不如生一日 得聞三自歸

〔校注〕

- ※1 原文「言不」、I.U.No.30(㉞)は「言人不」とする。意に抛りて「人」を補う。
- ※2 I.U.No.30(㉞)は「五」を欠く。
- ※3 I.U.No.30(㉞)は「無」を欠く。
- ※4 原文「奪」、I.U.No.30(㉞)は「脱」とする。意に抛りて「脱」と改む。
- ※5 「于」、I.U.No.30(㉞)は「乎」とする。
- ※6 原文「淵」、I.U.No.30(㉞)は「淵」とする。意に抛りて「淵」と改む。

〔注釈〕

- ①【嬰兒無母、魚脱于淵】『四願經』後序[※]、
諸爲道者、當信經戒守善以死。不犯惡生、道不可失、德不可離。遠道失德

長者提謂、白佛言。五戒實是天地之根、萬物之母、天下之父。天中天。佛言。人不持戒者、如天地之根、嬰兒無母、魚脱于淵。如樹無根。如斷花著日中、能■■■鮮。人無戒信、如車無輓不可行。如使者無傳不可信。如種腐望果實。是爲空耗行。佛於是說頌曰。

若人生百歲 盲冥不見佛 不如生須臾 得觀三界尊
〔若〕人生百歲 愚癡不奉戒 不如生一時 點慧守持戒

- ※7 原文「使」、I.U.No.30(㉞)は「使者」とする。意に抛りて「者」を補う。
- ※8 原文「皆」、I.U.No.30(㉞)は「盲」とする。意に抛りて「盲」と改む。
- ※9 I.U.No.30(㉞)は、「若人生百歲 懈〔トト怠〕不精進(…中略…) 得聞三自歸」(P.3732の392—393行の二行にあたる箇所)を欠く。

如兒生無母、魚脱於淵。

※ 後序を有するのは宋・元・明のみ。

(大正一七、五三七頁中)

②【如斷花著日中、能有幾時鮮】『尸迦羅越六方礼経』

賢者不精進 譬如樹無根

根斷枝葉落 何時當復連

採華著日中 能有幾時鮮

③【輓】牛車の轅(車体と牛とを繋ぐ木の棒)と衡(牛の首につけられる横木)

とを連結させる金具。

④【傳】手形、割符。

⑤【三界尊】仏の敬称。三界で最も尊い、という意。

⑥【點慧】智慧。

(大正一、二五一頁下)

〔訓読〕

長者提謂、佛に白して言さく。

「五戒實に是れ天地の根、萬物の母、天下の父なり。天中天よ。」

佛言わく。

「人の五戒を持たざるは、天地の根無く、嬰兒に母無く、魚を淵より脱するが如し。樹に根無きが如し。如し花を斷ち日中に著すれば、幾時ぞ鮮有ること能わんや。人の戒を信ずること無きは、車に輓無くば行くべからざるが如し。使者に傳無くば信ずるべからざるが如し。種腐りて果實を望むが如し。是れ空耗の行爲り。」

佛、是に於いて頌を説きたもうて曰く。

若し人ありて百歳生きるも 盲冥にして佛に見えざるは

若し人ありて百歳生きるも 愚癡にして戒を奉ぜざるは

若し人ありて百歳生きるも 懈「懈怠」して精進せざるは

若し人ありて百歳生きるも 三自歸を曉ぜざるは

須臾に生じて三界尊まみに觀ゆるを得るに如かず

一時に生じて點慧もて戒を守持するに如かず

一日に生じて敬意もて精進を行うに如かず

一日に生じて三自歸を聞くことを得るに如かず

〔訳文〕

長者提謂は仏に申し上げた。

「五戒はたしかに天地の根であり、万物の母、天下の父です。天中天よ。」
佛は仰った。

「人が五戒を所持しないのは、天地に根がなく、乳飲み子に母がなく、魚を水辺からとり上げるようなものである。樹に根がないようなものである。もし花を切り取って日なたに置いたら、いったいどれぐらいの時間新鮮さを保つことができるだろうか。人が戒を信じないことは、牛車に輓がなければ車が進めないと同じである。使者が手形を所持していなければ信用できないのと同じである。種が腐っているのに果実を望むかのようなものである。まことにむなしい行いである。」

仏はこの時、偈頌を説きたもうた。

もし百歳生きる人がいたとしても	盲冥であり仏に会えないのであれば	たった一瞬生きて三界尊に見えるには及ばない
もし百歳生きる人がいたとしても	愚癡であり戒を忠実に守らないのであれば	たった一時生きて點慧を以て戒を所持するのには及ばない
もし百歳生きる人がいたとしても	懈怠して精進しないのであれば	たった一日生きて敬意を以て精進するのには及ばない
もし百歳生きる人がいたとしても	三自帰を曉悟しないのであれば	たった一日生きて三自帰を聞くことには及ばない

- 394 長者提謂及五百賈人、聞佛說要法、皆大歡
395 喜。諸天龍神王亦大歡喜。皆稱善哉、從佛受
396 三自歸、叩頭求戒^{※1}。皆^{※2}言。我等習惡大久。今始
397 見佛、聞^{※3}無上甘露之慧。從今以^{※4}去、當改心易
398 行。如佛教、戒行忠孝。持五重戒。佛言。能爾不
399 乎。長者皆言。審爾^{※5}、天中天。自當知^{※6}之。佛眼見
400 諸天龍鬼神、知五百人心。各各聞經、心開結解^{※7}。皆
401 入道場即受^{※8}五戒。佛復教長者等燒香散花^{※9}、
402 方方禮^{※10}拜、復三自歸命十方諸佛。世尊慈哀
403 聽某等、受五戒。十方諸佛、百^{※11}有千億萬佛、各
404 放眉間白毫相五色光。煜煜晃晃百千光明、其
405 一光上有一坐佛。諸佛皆言。聽與五戒、釋迦
406 文。佛即授長者及諸天龍鬼神戒。長者等、得
407 觀百千萬佛、甚大歡喜、重復禮拜、燒香散華^{※12}
408 供養。皆言。受佛大恩。佛告^{※13}長者等五百人。皆
409 斂^{※14}髮正服、又手長跪。佛便即時^{※15}授長者等五
410 百人戒、四天王、諸天官屬、諸龍鬼神五戒
411 十善。諸天受大戒^{※16}、人及鬼神受五戒十善之
412 行。佛告長者提謂波利等五百人。各稱生時
413 名字。佛言。某甲歸命佛、歸命法、歸命比丘僧
414 某。已三自歸悔過、首無數劫中罪過。洗心淨
415 意、身口供、慙自守、求受戒、爲優婆塞。

長者提謂及五百賈人、聞佛說要法、皆大歡[■]。諸天龍神王亦大歡喜。皆稱善哉、從佛受三[■]歸、叩頭求哀戒。言。我等習惡大久。今始見佛、得聞無上甘露之慧。從今已去、當改心易行。如佛教、[■]行忠孝。持五重戒。佛言。能審爾不。天中天。自當之。佛眼見諸天龍鬼神、知五百人心。各各聞經、心開結解。皆入道場即授五戒。佛復教長者等燒香散華、拜復三自歸命十方諸佛。世尊慈哀聽某等[■]。十方諸佛、百有千億萬佛、各放眉間白毫相五色光。煜煜晃晃百千光明、其一光上有一坐佛。諸佛[■]。聽與五戒、釋迦文。佛即授^長者及諸天^龍[■]。長者等、得觀百千萬佛、甚大歡喜、重復禮拜、燒香散花供養。皆言。受佛大恩。長者等五[■]人。皆檢髮正服、又手長跪。佛即便授長者[■]：人戒、四天王、諸天官屬、諸龍鬼神五戒十善。諸受天戒、人及鬼神受五戒十善之行。佛告長者提謂波利等五百人。各稱生時[■]：佛言。某甲歸命佛、歸命法、歸命比丘僧某。歸命比丘僧某。……首無數劫中罪過。洗心淨[■]……優婆塞。

〔校注〕

- ※1 「求戒」、I.U.No.30(㉔)は「求哀戒」とするが、「哀」の右傍には削除記号がある。
- ※2 I.U.No.30(㉔)は「皆」を欠く。
- ※3 「佛聞」、I.U.No.30(㉔)は「佛得聞」とする。
- ※4 「以」、I.U.No.30(㉔)は「已」とする。
- ※5 「能爾不平長者皆言審爾」、I.U.No.30(㉔)は「能審爾不」とする。また「不」の右傍には削除記号がある。
- ※6 I.U.No.30(㉔)は「知」を欠く。
- ※7 原文「結解」、I.U.No.30(㉔)は「心開結解」とする。「心開」を脱字とみて、これを補う。
- ※8 「受」、I.U.No.30(㉔)は「授」とする。
- ※9 「花」、I.U.No.30(㉔)は「華」とする。
- ※10 I.U.No.30(㉔)は「方方禮」を欠くか。
- ※11 原文「面」、I.U.No.30(㉔)は「百」とする。意に抛りて「百」と改む。
- ※12 「華」、I.U.No.30(㉔)は「花」とする。
- ※13 I.U.No.30(㉔)は「佛告」を欠く。
- ※14 「斂」、I.U.No.30(㉔)は「檢」とする。
- ※15 「佛便即時」、I.U.No.30(㉔)は「佛即便」とする。
- ※16 「諸天受大戒」、I.U.No.30(㉔)は「諸受天戒」とする。

〔注釈〕

- ① 【心開結解】『六度集經』卷七、
 胞爾聞之、心開結解。其喜無量。
 (大正三、四三頁上)

〔訓読〕

長者提謂及び五百賈人、佛の要法を説くを聞きて、皆な大いに歡喜せり。諸天龍神王も亦た大いに歡喜す。皆な善哉と稱え、佛従り三自歸を受けんと、叩頭して求戒す。皆な言わく。

「我等惡を習^{かき}ねること大いに久し。今、始めて佛に見え、無上なる甘露の慧を聞けり。今従り以去、當に心を改め行を易うるべし。佛の教うるが如く、戒もて忠孝を行ぜん。五重戒を持たん。」
 佛言わく。

「能く爾るや不や。」

長者皆な言わく。

「審まじに爾り、天中天。自ら當に之れを知るべし。」

佛眼もて諸天龍鬼神を見、五百人の心を知れり。各おの經を聞き、心を開きて結解せり。皆な道場に入りて即ち五戒を受けたり。

佛、復た長者等をして燒香散花せしめ、方方に禮拜せしめ、復た十方諸佛に三自歸命せしめたり。世尊は慈哀もて某等を聽し、五戒さずを受けたり。十方諸佛、百有千億萬の佛、各おの眉間白毫相より五色の光を放てり。煜煜晃晃たる百千の光明、其の一光上に一坐佛有り。諸佛皆な言わく。

「五戒を與うるを聽したまえ、釋迦文。」

佛、即ち長者及び諸天龍鬼神に戒を授けたり。長者等、百千萬の佛に觀まゆを得、甚だ大いに歡喜して、重ねて復た禮拜し、燒香散華もて供養せり。皆な言わく。

「佛の大神を受けり。」

佛、長者等五百人に告げたまう。

「皆な髮としを斂え服を正し、又手長跪せよ。」

佛、便すな即ち時に長者等五百人に戒を、四天大王・諸天官屬・諸龍鬼神に五戒十善を授けたり。諸天は大戒を受け、人及び鬼神は五戒十善の行を受けたり。佛、長者提謂波利等五百人に告げたまう。

「各おの生時の名字を稱えよ。」

佛言わく。

『某甲佛に歸命し、法に歸命し、比丘僧某に歸命す。』

三自歸や已めば悔過し、無數劫中の罪過を首つげよ。洗心淨意し、身口にて供し、懃つとろに自守し、受戒を求むるを、優婆塞と爲す。」

〔訳文〕

長者提謂および五百賈人らは、仏の説かれた重要な法を聞き、みな大いに歓喜した。諸天龍神王も大いに歓喜した。みな「善哉」と称え、仏から三自歸を受けようと、叩頭して戒を求めた。そしてみな次のように言った。

「我らは悪行を重ねてすでに大いに久しい。今、はじめて仏に見え、無上なる甘露の慧を拝聴しました。これよりすぐに心を改めて行いを変えましょう。仏が教えたもうたとおり、守戒することで忠孝を行います。五つの重要な戒を守持します。」

仏は仰った。

「たしかに（五戒を守持）できるのか。」

長者らはみな申し上げた。

「かならずや守ります。天中天よ。そのことを、自らお確かめください。」

仏は仏眼をもって諸天龍鬼神を見て、五百人の心の内を知った。各々は経を聞き、心を開いて結解した。みな道場に入ってただちに五戒を受けた。

（仏は）また長者らに焼香散花させ、方々に礼拝させて、また十方諸仏に三自歸させた。世尊は慈哀をもって某等を許し、五戒を授けた。十方諸佛、百有千億万の仏は、各々眉間の白毫相より五色の光を放った。煌々と輝く百千の光明、そのうちの一つの光の上に一坐仏が在した。諸仏はみな仰った。

「五戒与えることをお許しください、釈迦文よ。」

仏はただちに長者および諸天龍鬼神に戒を授けた。長者らは百千万の仏に見えることができ、甚だ大いに歓喜して、重ねて礼拝し、焼香散華して供養し、みなで申し上げた。

「仏の大神を賜りました。」

仏は長者ら五百人に告げたもうた。

「みな髪を整え服を正して、叉手長跪しなさい。」

仏はただち長者ら五百人に戒を、四天王・諸天官屬・諸龍鬼神に五戒十善を授けた。諸天は大戒（具足戒）を受け、人および鬼神は五戒十善の行を受けた。仏は長者提謂波利ら五百人に告げたもうた。

「各々、生まれた時の名を称えなさい。」
仏は仰った。

『某甲は仏に帰命し、法に帰命し、比丘僧某に帰命します。』

三自帰を称えたら悔過し、無数劫中に犯した罪咎を告白しなさい。洗心淨意し、行いと言葉でもって供養し、懃ろに自力でそれを守り、受戒することを求める者を、優婆塞というのである。」

〔校訂文〕

- 416 佛言。居家脩道、名爲優婆塞。漢言清信士。常
 417 行五事。歳三齋^①、月六齋^②、純行五事。一者不得
 418 殺生禽狩蟲蠹、焚燒山澤、傷害水姓^③、蚊、蠅、蠅^{※1}、
 419 「虫+蚤」、蠕動^④之類。一不得念怨家惡。不得念報殺。
 420 不得瞋怒殺。不得請^{※2}人殺。不得雇人殺。不得
 421 雇人報怨。不得行毒藥殺。不得呪咀殺。不得
 422 墮人腹中子。不得羅網魚、獺飛鷹走狗、彈射
 423 禽狩、探櫟破卵。不得食鷄子。不得隨分殺受
 424 分。不得教請^{※3}人殺。不得與殺者同謀。不得與
 425 殺者爲友。見殺者止之。不得思殺。不得念殺。
 426 常行慈心、愍傷一切衆生之類、盡形^{※4}壽。是爲
 427 優婆塞持佛一戒。

〔校注〕

※1 原文「■+(蠅+虫)」、淡墨にて訂正しているが、判読困難。前後の文から「蠅」と推測する。

※2 原文「倩」、淡墨にて「請」と訂正あり。意に拠りて「請」と改む。

※3 原文「倩」、淡墨にて「請」と訂正あり。意に拠りて「請」と改む。

※4 原文「刑」、意に拠りて「形」と改む。

〔注釈〕

- ① 【歳三齋】三長歳。本経卷下、及び引文⑩に出づ。卷下訳注冒頭の引文⑩及びS.2051 1—13 行を参照。
 ② 【月六齋】本経引文⑩に出づ。卷下訳注冒頭の引文⑩を参照。

- ③ 【水姓】未詳。水生生物を指すか。
 ④ 【蠕動】虫がうごめくこと。

〔訓読〕

佛言わく。

「家に居りて脩道するを、名づけて優婆塞と爲す。漢には清信士と言う。常に五事を行ず。歳三齋、月六齋し、純もつぱらら五事を行ず。一は禽狩蟲蠶を殺生し、山澤を焚焼し、水姓・蚊・虻・蠅・「虫十蚤」・蠕動の類を傷害することを得ざれ。一は怨家と惡を念ずることを得ざれ。報殺を念ずることを得ざれ。瞋怒して殺すことを得ざれ。人に請うて殺すことを得ざれ。人を雇いて殺すことを得ざれ。人を雇いて報殺することを得ざれ。毒藥を行じて殺すことを得ざれ。呪咀もて殺すことを得ざれ。人の腹中の子を墮することを得ざれ。魚を羅網し、飛鷹走狗を獵し、禽狩を彈射し、櫟を探りて卵を破ることを得ざれ。鶏の子を食することを得ざれ。【不得隨分殺受分】《未詳》。人に請いて殺さしむことを得ざれ。殺者と謀を同じくすることを得ざれ。殺者と友と爲ることを得ざれ。殺者を見れば之れを止めよ。殺さんと思ふことを得ざれ。殺さんと念ずることを得ざれ。常に慈心を行じ、一切衆生の類を愍傷すること、形壽の盡くるまで。是れ優婆塞の佛の一戒を持つと爲す。」

〔訳文〕

仏は仰った。

「家に居て脩道する者を名づけて優婆塞という。中国では清信士と言う。常に五事を行う。歳三齋、月六齋を行い、もつぱら五事を行ず。一つは禽獸や虫蠶《未詳》を殺生したり、山澤を焚焼したり、水生動物や蚊・虻・蠅・「虫十蚤」《未詳》・這う虫の類を害してはならない。一つは仇敵や憎い相手を念じてはならない。報復して殺すことを念じてはならない。瞋怒して殺生してはならない。人に依頼して人を殺させてはならない。人を雇って殺させてはならない。人を雇って報復してはならない。毒藥を使って殺生してはならない。呪咀をもちいて殺生してはならない。人の腹中の子を墮してはならない。魚を捕まえたり、飛鷹や走狗を狩ったり、禽獸を彈射したり、巢を探つて卵を破つてはならない。鶏の子を食してはならない。【不得隨分殺受分】《未詳》。人に依頼して人を殺させてはならない。殺生する者と謀計してはならない。殺生する者と友になつてはならない。殺生しようとする者を見たら止めなさい。殺生しようと思つてはならない。殺生しようと考えをめぐらせてはならない。常に慈心を行い、一切衆生の類を愍傷すること、命の尽きるまで。これが我が優婆塞の、仏の一戒を守持するという事である。」

〔校訂文〕

- 428 佛言。優婆塞持佛二戒。不得盜。不得偷。不得
429 貪利他人財物。不得迫恐^①人取錢財。不得力
430 勢^②恐人取錢財。不得因官迫怯取錢物^③。不得
431 誣人取錢財。不得枉法受賕^{※1}。不得和仇受人
432 錢物。不得道中拾^{※2}遺。不得用輕銓、小斗、短尺
433 欺人。不得長尺、大斗、重銓侵人。受與心當平
434 直。不得詐詒^⑤人取錢財。升斗尺寸不得欺人、
435 不得持是用、欺人一錢以上。不得貪利。不得
436 教人作賊。不得貪利^{※3}。不得教人欺中^⑥。不得思
437 盜。不得念盜。不得與盜者爲友。身自不得犯
438 戒。亦不得教人犯戒。若見人犯、當止之。常當
439 念有惠施之心。當念三苦。一者飢窮苦、二者
440 貧賤苦、三者三惡道苦。欲滅是三苦者、一歲
441 三布施爲除三毒、亦滅三苦、得三福。一者生
442 天上衣食自然。二者得豪富。三者閉三惡道。
443 不得慳惜財貨。如是行者、是爲我優婆塞。盡
444 形壽持佛二戒。

〔校注〕

※1 原文「受求」、意に抛りて「受賕」と改む。『漢書』卷三三「刑法志第三」、
當斬右止、及殺人先自告、及吏坐受賕枉法、守縣官財物而卽盜之、已論命
復有笞罪者、皆棄市。

(中華書局本『漢書』第四冊、一〇九九頁)
※2 原文「什」。本經下卷では、BD.3715が「什遺」とするところを、S.2051
が「拾遺」とする事例がある(S.2051 277行と BD.3715 086行、S.2051 322行と

BD.3715128行)。意に抛りて「拾」と改む。

※3 435行にも「不得貪利」とある。衍文か。

〔注釈〕

①【迫恐】迫脅（威力で強迫する）と同義か。

②【力勢】集団が発揮する威力。勢力。

③【因官迫怯取錢物】『梵網經』卷二、

若佛子。不得畜刀仗弓箭、販賣輕秤小斗、因官形勢取人財物、害心繫縛破壞成功、長養猫狸猪狗。

⑤【詐詿】騙し欺くの意か。『惟教三昧經』卷下、
沙門不得盜、不得偷、不得貪人財物、不得念盜、不得詐詿人取錢物。
(BD.8869' 三三四行。[INTERNATIONAL DUNHUANG PROJECT]
http://dp.bl.uk/database/oo_scroll_h.a4d?uid=17112727;ecnum=1463333;index=3二〇一九年二月四日アクセス最終確認 掲載の画像より)

④【受賕】賄賂を受け取ること。

(大正二四、一〇〇七頁中)

⑥【欺中】騙す、欺くの意か。

〔訓読〕

佛言わく。

「優婆塞、佛の二戒を持つ。盗することを得ざれ。偷することを得ざれ。他人の財物を貪利することを得ざれ。人を迫恐して錢財を取ることを得ざれ。力勢もて人を恐し錢財を取ることを得ざれ。官に因りて迫怯し錢財を取ることを得ざれ。人を誣いて錢財を取ることを得ざれ。

法を枉げて受賕することを得ざれ。仇と和して人の錢物を受くることを得ざれ。道中にて拾遺することを得ざれ。輕銓・小斗・短尺を用いて人を欺くことを得ざれ。長尺・大斗・重銓もて人を侵すことを得ざれ。受くるも與うるも心は當に平直にすべし。人を詐詿して錢財を取るを得ざれ。升斗尺寸もて人を欺くことを得ざれ。是れを持して用い、人を欺くこと一錢以上なることを得ざれ。貪利することを得ざれ。人をして賊と作さしむることを得ざれ。貪利することを得ざれ《衍文か。〔校注〕※3参照》。人をして欺中することを得ざれ。盗せんと思ふことを得ざれ。盗せんと念ずることを得ざれ。盜者と友と爲ることを得ざれ。身自ら戒を犯すことを得ざれ。亦た人をして戒を犯さしむることを得ざれ。

れ。若し人の犯すを見れば、當に之れを止むべし。常に當に惠施の心有らんと念ずべし。當に三苦を念ずべし。一は飢窮苦、二は貧賤苦、三は三惡道苦なり。是の三苦を滅さんと欲すれば、一歳に三布施して三毒を除き、亦た三苦を滅さんと爲し、三福を得よ。一は天上に生じて衣食自然たり。二は豪富たるを得。三は三惡道を閉づるなり。財貨を慳惜することを得ざれ。是くの如く行ずる者、是れ我が優婆塞と爲る。形壽の盡くるまで佛の二戒を持つべし。」

〔訳文〕

仏は仰った。

「優婆塞は仏の二戒を守持する。盗んではならない。偷んではならない。他人の財物を貪つてはならない。人を脅迫して錢財を奪つてはならない。集団の威力をもつて人を脅して錢財を奪つてはならない。公權力に頼つて人を脅迫し、金品を奪つてはならない。人をだまして錢財を奪つてはならない。法を枉げて賄賂を受け取つてはならない。仲間と組んで他人の財産を受け取つてはいけない。道中で他人のものを拾つてはならない。軽く調節した秤はかり・小さく作った斗ます・短く作った物差しを用いて人を欺いてはならない。長く作った物差し・大きく作った斗ます・

重く調節した秤はかりを用いて他人（の財産）を侵害してはならない。手に入れるにも人に与えるにも、平等を心掛けなければならない。人を騙して錢財を奪つてはいけない。升・斗・尺・寸をもって人を欺いてはならない。この升・斗・尺・寸を持ち、使用して一錢たりとも人を騙してはいけない。利益を貪つてはならない。人を盜賊にしてはならない。利益を貪つてはならない。《衍文か。〔校注〕※3参照》。人に人を騙させてはならない。盗もうと心に念じてはならない。盗もうと考えをめぐらせてはいけない。盜人と友になつてはならない。自ら戒を犯してはならない。また人に戒を犯させてもいけない。もし人が犯そうとするのを見たら、すぐに止めなさい。常に惠施の心を持つことを心掛けねばならない。三苦を念じなければならぬ。一つは飢窮苦、二つは貧賤苦、三つは三惡道苦である。この三苦を滅したいと望むならば、一年に三たび布施をして三毒を除き、三苦を滅そうと心掛けて、三福を得なさい。一つは天上に生まれて衣食が自ずと手に入ること、二は豪富となること、三は三惡道を閉ざすことである。財貨を慳惜してはならない。このような行いをする者が、我が優婆塞なのである。命尽きるまで仏の二戒を守持しなさい。」

〔校訂文〕

- 445 佛言。優婆塞持佛三戒、盡形壽。不得姪姪犯
446 他人婦女。不得形相^①他人婦女顏色、分別好
447 醜。不得聽他人婦女歌、音聲。不得顧作因緣
448 呼他人婦女、共相觀看。不得鼓琴、音樂、歌舞、
449 男女相聚合眉語^②。不得言我善與我同歡可
450 得其福。不得調「言+疑」^③他人婦女。若行道中與女
451 人相見者、佯頭且行、不舉頭。視顏色形貌、起
452 意相利。與女人相見者、當念女人汚露、諸不
453 淨。自有婦者、自守其婦。與婦人合會^④時、不得
454 念他人婦女善可意。不得導說^⑤他人婦女好
455 惡。不得思念他人婦女端政^⑥好。汝欲形相人、
456 人亦形相汝。不得教人姪。見人姪、當止之。慎
457 莫與姪人爲友。無止宿^⑦他人婦女床臥被枕^⑧
458 中。素聞不端、不得往來借求。若遠行、不得獨
459 宿寮^⑨婦人舍。若他人男子不在、亦不得止宿。
460 常當念貞潔之行。姪姪者不淨、爲種生死。根
461 機^⑩此敗。高節^⑪、之行、身自不得犯。亦不得教人。
462 是爲我優婆塞。持佛三戒、盡形壽。

〔注釈〕

- ① 【形相】念入りに見る。細かく窺う。
② 【眉語】眉を動かすことで相手に意を伝えること。

- ③ 【調「言+疑」】嘲弄する。
④ 【合會】会う。

- ⑤【導説】「道説」（話すの意）と同義か。
- ⑥【端政】「端正」（容姿や態度が整っているさま）と同義か。
- ⑦【止宿】宿に泊まること。
- ⑧【床臥被枕】「床」は寝台、「臥」は寢室、「被枕」は布団と枕。総じて寢室の意か。
- ⑨【宿寮】宿泊するという意か。
- ⑩【根機】仏法を聞いて修行しうる能力。機根。
- ⑪【高節】高潔な節操。

〔訓読〕

佛言わく。

「優婆塞の佛の三戒を持つこと、形壽の盡くるまで。姪姪して他人の婦女を犯すことを得ざれ。他人の婦女の顔色を形相し、好醜を分別することを得ざれ。他人の婦女の歌・音聲を聴くことを得ざれ。他人の婦女を呼び、共に相い觀看する因縁を作るを顧みることが得ざれ。鼓琴・音樂・歌舞し、男女相い聚合して眉語することを得ざれ。【不得言我善與我同歡可得其福】。他人の婦女を調〔言+疑〕することを得ざれ。若し行道中に女人と相い見えば、頭をひくくし且しほく行じ、頭を舉せざれ。顔色形貌を視れば、意を起こして相い利する。女人と相い見えば、當に女人の汚露、諸もろの不淨を念ずべし。自らに婦有らば、自ら其の婦を守れ。婦人と合會する時、他人の婦女の善きを意に可なりと念ずることを得ざれ。他人の婦女の好惡を導説することを得ざれ。他人の婦女の端政よ好きを思念することを得ざれ。汝、人を形相せんと欲せば、人も亦た汝を形相す。人をして姪せしむることを得ざれ。人の姪するを見れば、當に之れを止むべし。慎みて姪人と友と爲ること莫かれ。他人の婦女の床臥被枕中に止宿すること無かれ。【素問不端、不得往來借求】《未詳》。若し遠行するも、獨り婦人の舍に宿寮することを得ざれ。若し他人男子在らざれば、亦た止宿することを得ざれ。常に當に貞潔の行を念ずべし。姪姪は不淨にして、生死を種うえんと爲す。根機こ此に敗る。高節、之れを行じ、身自ら犯すことを得ざれ。亦た人をしてせしめることを得ざれ。是れ我が優婆塞と爲り。佛の三戒を持つこと、形壽の盡くるまで。」

〔訳文〕

仏は仰った。

「優婆塞は、命尽きるまで仏の三戒を守持しなければならぬ。姪姪して他人の婦女を犯してはならない。他人の婦女の顔つきをじっくり見たり、美醜を判断してはならない。他人の婦女の歌声を聞いてはならない。他人の婦女を呼び出して会う機会を作ること考えてはならない。琴を弾いたり・音楽を（演奏）したり・歌舞をしたり、男女が相い集まり目くばせして通じ合ってはならない。【不得言我善與我同歡可得其福】《未詳》。他人の婦女を嘲りからかつてはならない。もし行道中に女人と相い見えたら、頭を低くしてしばらく行じ、頭を上げてはならない。顔つきや形貌を見れば、邪念を起こして互いに求め合う。女人と相い見えたら、女人の汚露や諸もろの不淨を念じなさい。自分に妻がいるならば、自ら妻を守りなさい。女性と会う時は、他人の婦人を気に入ってはいけない。他人の婦女の美醜を口にしてはならない。他人の婦女の容姿の良さを思念してはならない。あなたが人の顔色を窺おうとすれば、人もまたあなたの顔色を窺う。人に姪らな行いをさせてはならない。人が姪姪するのを見たら、すぐに止めなければならぬ。決して姪人と友となってはならない。他人の婦女の寢室に泊まってはならない。【素問不端、不得往來借求】《未詳》。もし遠行することがあっても、独りで婦人の住まいに宿泊してはならない。もし他の男子が不在ならば、宿泊してはならない。常に貞潔の行を念じなければならぬ。姪姪は不淨であり、生死の種を植えるものである。機根はここにおいて敗れる。高潔な行動をし、自ら犯してはならない。また、人にそうさせてもならない。これが我が優婆塞である。命尽きるまで仏の三戒を守持しなさい。」

〔校訂文〕

- 463 佛言。優婆塞持佛四戒、盡形壽。不得兩舌。不
 464 得妄言^{※1}入人罪法^①中。見^{※2}者言見、不見者言不
 465 見。心亦當至誠語。不得中傷人。意欲語、安^{※3}、心
 466 擇^{※4}語徐徐語。語時、不得瞋怒^②。不得讒人。不
 467 得傳舌^③相鬪。不得媚辭^④自與。不得私癩^⑤說人
 468 長短。不得忘證人事。不得先人語。不得諍語
 469 求勝。不得輕易口言。不得相調故。不得惡口、
 470 綺語、兩舌、罵詈、呪咀。不得欺中君主、師、父母、
 471 知識。不得道說國家、師、父母、妻子之惡。不得
 472 說道沙門隱士。不得受目下婦女、小兒、僕使、
 473 虛言、諂諂、媚^{※5}辭、有所枉。不得思妄^{※6}言。不得念
 474 妄^{※7}語。不得教人。見人犯口過^⑥、當止之。不得與
 475 妄^{※8}。語人爲友。不得稱譽妄^{※9}言人。不得賣舌^⑦。當
 476 念至誠。欲語當念佛、念戒、念師。守持心口、無
 477 犯禁戒^⑧。口爲禍門、言出患入。所以滅身由其
 478 惡言。堅持莫失。是爲我優婆塞。持佛四戒、盡
 479 形壽。

〔校注〕

※1 原文「忘」、淡墨にて「妄」と訂正あり。また、類似の文を有する『惟教三昧經』は「忘言」とする。意に抛りて「忘」を「妄」と改め、「言」を補い「妄言」とする。なお、『惟教三昧經』の文は「注釈」、②【優婆塞……不得瞋怒】を

参照。

※2 原文「見言者言見」。同文を有する『惟教三昧經』は「見者言見」とする。傍線部「言」を衍字とみて、これを削除する。なお、『惟教三昧經』の文は「注

「積」、②【優婆塞……不得瞋怒】を参照。

※3 原文「妄」、同文を有する『惟教三昧經』は「安」とする。意に拠りて「安」と改む。なお、『惟教三昧經』の文は「注釈」、②【優婆塞……不得瞋怒】を参照。

※4 原文「澤」、同文を有する『惟教三昧經』は「擇」とする。意に拠りて「擇」と改む。なお、『惟教三昧經』の文は「注釈」、②【優婆塞……不得瞋怒】を参照。

〔注釈〕

①【罪法】罪と刑罰。

②【優婆塞持佛四戒、盡形壽。不得兩舌。不得妄入人罪法中。見者言見、不見者言不見。心亦當至誠語。不得中傷人。意欲語、妄心擇語徐徐語。語時、不得瞋怒】

『惟教三昧經』に類似の文あり。『惟教三昧經』巻下、

沙門不得妄語。不得妄言證入人罪。見者言見、不見者言不見。心亦當至誠語。亦當至成。不得中傷人。意語言、當安心擇語徐徐語。語時、不得瞋怒、不得念忘語、不得思忘語。

(BD.8869) 一五一一八行。[INTERNATIONAL DUNHUANG PROJEC
T] (http://idp.bl.uk/database/oo_scroll_h.44d?uid=17112727;reenum=14633)

〔訓読〕

佛言わく。

「優婆塞、佛の四戒を持つこと、形壽の盡くるまで。兩舌することを得ざれ。妄言もて人を罪法中に入れることを得ざれ。見れば見たと言い、見ざれば見ざると言え。心も亦た當に至誠にして語るべし。人を中傷することを得ざれ。意の語らんと欲するに、心を安んじ語を擇びて徐徐に語れ。語る時、瞋怒することを得ざれ。人を讒することを得ざれ。傳舌し相い闘わすことを得ざれ。媚辭もて自ら與くみすることを得ざれ。

※5 原文「眉」、淡墨にて「媚」と訂正あり。意に拠りて「媚」と改む。

※6 原文「忘」、淡墨にて「妄」と訂正あり。意に拠りて「妄」と改む。

※7 ※6と同じ。

※8 ※6と同じ。

※9 ※6と同じ。

3:index13二〇一九年二月四日アクセス最終確認 掲載の画像より)

③【傳舌】言いふらすこと。

④【媚辭】媚びへつらう言葉。

⑤【私癩】「癩」は「こぶ、高峻なさま」の意。「私癩」は「えらそうな、高慢な」という意か。

⑥【口過】言葉により生じる災い。

⑦【賣舌】口先、弁舌をもって出世すること。

⑧【禁戒】戒律。非を禁じ、悪を戒めたもの。

私癩して人の長短を説くことを得ざれ。人事を證する《未詳》を忘るることを得ざれ。人の語るに先んずることを得ざれ。諍語もて勝を求むることを得ざれ。輕易に口言することを得ざれ。【相調故】《未詳》することを得ざれ。惡口・綺語・兩舌・罵詈・呪咀することを得ざれ。君主・師・父母・知識を欺中することを得ざれ。國家・師・父母・妻子の惡を道説することを得ざれ。沙門隱士に道を説くことを得ざれ。目下の婦女・小兒・僕使の虚言・論諂・媚辭、枉る所有るを受くることを得ざれ。妄言を思ふことを得ざれ。妄語を念じることを得ざれ。人をしめてせしむることを得ざれ。人の口過を犯すを見れば、當に之れを止むべし。妄語をなす人と友と爲ることを得ざれ。妄言をなす人を稱譽することを得ざれ。賣舌することを得ざれ。當に至誠を念ずべし。語らんと欲さば當に佛を念じ、戒を念じ、師を念ずべし。心口を守持し、禁戒を犯すこと無かれ。口は禍門爲りて、言が出で患が入る。身を滅するの所以は其れ惡言に由る。堅持して失うこと莫かれ。是れ我が優婆塞爲り。佛の四戒を持すること、形壽の盡くるまで。」

「訳文」

仏は仰った。

「優婆塞は、命尽きるまで仏の四戒を守持しなければならぬ。兩舌をしてはいけない。妄言によって人に罪をきせてはならぬ。見たならば見たと言ひ、見ていないのなら見ていないと言ひなさい。心もまた誠実にして語りなさい。人を中傷してはならぬ。話そうと思った時には、心を落ち着け言葉を選んで、ゆっくりと話しなさい。話す時には、瞋怒してはならぬ。人を讒つてはならぬ。媚辭を使つて自ら他人に与してはならぬ。驕つて人の長所短所をあげつらつてはならぬ。人事を証する《未詳》ことを忘れてはならぬ。人が言う前に先制してはならぬ。言い争ひによつて勝利を求めてはならぬ。軽々しく言葉を口にしてはならぬ。【相調故】《未詳》してはならぬ。惡口・綺語・兩舌・罵詈・呪咀をしてはならぬ。君主・師・父母・知識を騙してはならぬ。國家・師・父母・妻子の惡口を言つてはならぬ。沙門や隱者に道を説いてはならぬ。目下の婦女・子供・召使いの、虚言・論諂・媚辭・正しくないことばを受け入れてはならぬ。妄言を心に思つてはならぬ。妄言を念じてはならぬ。人に（それらのことを）させてはならぬ。人が口過を犯しそうになるのを見れば、すぐに止めなければならぬ。妄語をなす人と友になつてはならぬ。妄言をなす人を褒めたたえてはならぬ。口先を使つて出世してはならぬ。誠実さを心に留めなさい。語らんとする時には仏を念じ、戒を念じ、師を念じなさい。心と口を守持して、禁戒を犯さないようにしなさい。口は禍の門であり、言葉が出でて災いが入る。身を滅ぼす原因は惡口である。四戒を堅持して失うことのないようにしなさい。これが我が優婆塞である。命尽きるまで仏の四戒を守持しなさい。」

〔校訂文〕

- 480 佛言。優婆塞持佛五戒、盡形壽。不得飲酒。
481 不得嘗酒。不得思酒。不得持酒作味。不得
482 以酒施人。不得教人飲酒。不得入酒舍^①。不得
483 與嗜酒人爲友。不得與酒客^②相故。不得過從
484 鬼神家飲食。不得食鬼神^③殘^④。不得教人祭鬼
485 神。不得拜天求福。不得棄酒飯與鬼。不得破
486 鬼神舍。不得輕易天龍鬼神。不得過婆羅門
487 飲食。不得輕易婆羅門。勸制有餘行不足。不
488 足者、仁、義、禮、智、信。有餘者貪欲也。當念點慧。
489 無醉亂。無失禮。無失義。無失仁。無失慈。無悖
490 逆^⑤。酒爲狂水。衆失之原、注成諸惡。酒有三十六
491 失。大失者失志。失志者失仁。失仁者失義。失義
492 者失禮。失禮者失信。失信者爲失五戒。失五
493 戒者則非佛弟子。飲酒鬪亂致怨禍。皆從酒
494 起。見嗜酒者、急當離之。堅持五戒、盡形壽。若
495 得士官、亦當持五戒。入軍亦當持五戒。欲出
496 家學、亦當持五戒。若作沙門、亦當持五戒。作
497 具足沙門^⑥、亦當持五戒。欲求沙門四道、亦當
498 持五戒。求菩薩道、亦當持五戒。戒具道根。衆
499 行之主。爲衆德本。不可失、不可離。是諸佛母、
500 諸佛持五戒。積德本^⑦自致得佛道。有犯五戒
501 者、非佛弟子。

〔注釈〕

①【酒舍】酒屋。

②【酒客】酒飲み。

③【鬼神】ここでは死者の霊の意か。

④【不得食鬼神殘】『陀羅尼集經』卷一、

不得食我世尊殘食。不得食一切賢聖殘食。不得食一切鬼神殘食。不得食師

僧父母殘食。不得食一切衆人殘食。又不得食國王官人殘食。

(大正一八、七八六頁中)

⑥【作具足沙門】ここでいう「沙門」は、「沙門の守るべき法」をいうものか。
『雜阿含經』卷二八、
何等爲沙門法。謂人聖道正見乃至正定。何等爲沙門。若成就此法者、是名沙門。

⑦【德本】善のもと、功德。

(大正二、二〇五頁中)

⑤【悖逆】道理にそむく。

〔訓読〕

佛言わく。

「優婆塞、佛の五戒を持つこと、形壽の盡くるまで。飲酒することを得ざれ。酒を嘗めることを得ざれ。酒を思ふことを得ざれ。酒の味を作すものを持つことを得ざれ。酒を以て人に施すことを得ざれ。人をして飲酒せしむることを得ざれ。酒舎に入ることを得ざれ。酒を嗜む人と友と爲ることを得ざれ。酒客と相い故することを得ざれ。鬼神の家の飲食に従いて過ぐることを得ざれ。鬼神の殘を食することを得ざれ。人をして鬼神を祭らしむことを得ざれ。天を拜みて福を求むることを得ざれ。酒飯を棄て鬼に與うることを得ざれ。鬼神の舎を破ることを得ざれ。天龍鬼神を輕易することを得ざれ。婆羅門の飲食を過ぐることを得ざれ。婆羅門を輕易することを得ざれ。勲ろに有餘を制して不足を行ぜよ。不足とは、仁・義・禮・智・信。有餘とは貪欲なり。當に點慧を念ずべし。醉亂すること無かれ。禮を失すること無かれ。義を失すること無かれ。仁を失すること無かれ。慈を失すること無かれ。悖逆すること無かれ。酒は狂水爲り。衆失の原にして、注げば諸惡と成る。酒に三十六失あり。大失は志を失するなり。志を失すれば仁を失す。仁を失すれば義を失す。義を失すれば禮を失す。禮を失すれば信を失す。信を失するは五戒を失すると爲す。五戒を失すれば則ち佛弟子に非ず。飲酒し鬪亂せば怨禍を致す。皆な酒従り起こる。酒を嗜む者を見れば、急ぎ當に之れを離るべし。五戒を堅持すること、形壽の盡くるまで。」

若し士官を得れば、亦た當に五戒を持つべし。入軍せば亦た當に五戒を持つべし。出家して學ばんと欲せば、亦た當に五戒を持つべし。若し沙門と作らば、亦た當に五戒を持つべし。沙門を具足せんと作すならば、亦た當に五戒を持つべし。沙門の四道を欲求せば、亦た當に五戒を持つべし。菩薩道を求むれば、亦た當に五戒を持つべし。戒を具するは道根なり。衆行の主なり。衆徳の本爲り。失うべからず、離るるべからず。是れ諸佛の母にして、諸佛も五戒を持つ。徳本を積めば自ずと佛道を致得る。五戒を犯すこと有らば、佛弟子に非ず。」

〔訳文〕

仏は仰った。

「優婆塞は、命尽きるまで仏の五戒を守持しなければならない。飲酒してはならない。酒を嘗めてはならない。酒をのことに思つてはならない。酒の味（あるいは香り）がするものを所持してはならない。酒を人に施してはならない。人に飲酒させてはならない。酒屋に入つてはならない。酒を嗜む人と友となつてはならない。酒飲みとなじみになつてはならない。鬼神の家の飲食に携わり過ぎてはならない。鬼神の残したものを食してはならない。人に鬼神を祭らせてはならない。天を拜んで福を求めてはならない。酒飯を棄てて鬼に与えてはならない。鬼神の舎を壊してはならない。天龍鬼神を軽んじてはならない。婆羅門に過剰に飲食を供してはならない。婆羅門を軽んじてもならない。懇ろに有余を制御して不足を行じなさい。不足とは、仁・義・礼・智・信である。有余とは貪欲である。黠慧を念じなさい。酔乱してはならない。礼を失つてはならない。義を失つてはならない。仁を失つてはならない。慈を失つてはならない。道理にそむいてはならない。酒は狂水である。あらゆるものを失う原因であつて、注げば諸悪と成る。酒には三十六失がある。その最大の損失は、志を失うことである。志を失えば仁を失う。仁を失えば義を失う。義を失えば礼を失う。礼を失えば信を失う。信を失うことは五戒を失うことである。五戒を失えば仏弟子ではなくなる。飲酒して乱闘すれば怨禍をまねき寄せる。みな酒によつて起こるのである。酒を嗜む者を見たら、急いで離れなければならない。命尽きるまで五戒を堅く守持しなさい。」

もし士官することができても、五戒を守持しなさい。入軍しても五戒を守持しなさい。出家して學ぼうと志しても、五戒を守持しなさい。もし沙門となつたとしても、五戒を守持しなさい。もし沙門（が持するべき法）を具足するならば、五戒を守持しなさい。沙門の四道を欲するならば、五戒を守持しなさい。菩薩道を求めるとしても、五戒を守持しなさい。戒を具足することは、道の根本である。あらゆる行の主である。あらゆる徳の本である。失つてはならない、離れてはならない。（五戒は）諸佛の母であり、諸佛もまた五戒を守持しているのだ。功德を

積みば自ずと仏道を得ることが出来る。五戒を犯すことがあれば、仏弟子ではなくなる。」

〔校訂文〕

- 502 佛言。優婆塞已受五戒、度世道者、當持七日
503 齋。思惟念罪、考躬責己。三時禮拜十方諸佛、
504 燒香、燃燈、散華、至誠叩頭伏地、通辭^①首過懺
505 悔。一陳辭、三叩頭、三自陳、九叩頭、晝夜各三
506 時。當讀經行道、捨棄一切百種作事。死死^②無
507 犯七日齋。新受戒者、一天遣二十五神來下、監
508 察覆視^③、知爲至誠諛諂^{※1④}耶。上至六天、凡有百
509 五十天神護之^⑤。司命校定罪福、錄籍上天。天
510 曹^⑥移閻羅、拔籍除死、定生除魔。鬼神名籍署
511 爲清信士、清信女、名入黃歷簿^⑦。守戒爲善、名
512 繫天曹。爲惡者名入四冥室^⑧。七日夜半、諸神、
513 竈君^⑨、左右契^⑩、皆還上天、具奏帝釋。精進如師
514 教者、釋與鎮臣三十二人^⑪、參議卽勅司命增年
515 益壽、差天善神。一戒令五神救助、持五戒完
516 者、令二十五神營護門戶、所向諧偶。七日齋竟、
517 當報恩作福、施呪願、令諸天神得福力、歡喜
518 并祠鬼神母。已後當持九齋。九齋^{※2}者、應九神所
519 止^⑫、處除九惱^{※3⑬}、滅九思^⑭、愈九病^{⑮⑯}。故持九齋。何等
520 爲九齋。歲三齋、月六齋、是爲九齋。歲三齋者、
521 滅三界想^⑰、制三流殃^⑱、斷苦習入盡道^⑲。治三毒、
522 出三界、求三道、出三塗、應三尊。用是故、持歲
523 三齋救三世[■]。六齋者、制六情[■]■[■]■[■]■

〔校注〕

※1 原文「諭諂」、意に拠りて「諛諂」と改む。なお、下巻 S.2051、107行・127行の原文では「諭諂」とされる。

※2 原文「九九齋」、意に拠りて「齋」を補い、「九九齋九齋」と改む。

〔注釈〕

①【通辭】言葉で伝えること。

②【死死】かたく、しっかりと。

③【覆視】繰り返して調べること。

④【諛諂】こびへつらうこと。

⑤【新受戒者、一天遣二十五神來下、監察覆視、知爲至誠諛諂耶。上至六天、凡有百五十天神護之】五戒のうち一戒を所持すれば五神が来下してその者を守護し、五戒全てを所持することで合計二十五神が守護するという説は、本經の他に『淨度三昧經』や、道家の『太上老君戒經』などに見られる。池平紀子「仏・道における五戒の所持と二十五神の守護について」『東方学』一一六、二〇〇八、一一一八頁) 参照。

また本經においては、下巻にも二十五神について説かれる箇所がある。

佛言。人持一戒完具者有五福。五戒完具者有二十五福。失一戒有五惡、五善神去之。犯五戒得二十五惡。二十五善神去之。

『淨度三昧經』卷二(七寺本)、

(S.2051、259—261行)

※3 原文「愍」、「愍」は「惱」の異体字として用いられる。意に拠りて「愍」を採る。

持一戒完者、天令五福護之。持五戒具者、令二十五神榮採門戶。上至六天、凡有百五十神、幡代擁護、不令衰耗。

『中国撰述經典(其之二)』五三頁。翻刻文右傍の「」は翻刻者による写本の誤字訂正、() は翻刻者が推測により改めた字)

⑥【天曹】天の神々。

⑦【黃歷薄】未詳。

⑧【四冥室】未詳。『妙法蓮華經馬明菩薩品第三十』、其行善者、入天曹。行惡業者、名人四冥室。

(大正八五、一四二八頁中)

⑨【竈君】竈神ともいう。かまどの神。陰曆十二月二十四日に各家のかまどの神が天に昇り、その家の人の善悪を天帝に報告するといわれる。

⑩【左右契】『淨度三昧經』卷二(七寺本)に、次のようにある。

八王日者、當先前一、男女異處守持十法。齋竟後一日夜半、所以爾者、諸天諦釋、四鎮、輔臣、司命、使者、當下思竈君。人左右肩上、左

右勢。^(其上六) 左神男、右神女。男神疏善、女神記惡。先前一日夜半、盡告天上。

〔中国撰述經典（其之二）〕四六一—四七頁。翻刻文右傍の「」は、翻刻者による写本の誤字訂正及び補入

これによれば左右の契（あるいは勢）とは、人の左右の肩にいて、その人の行いの善惡を記録する男女の神、いわゆる俱生神をさすものと思われる。

⑪【釋與鎮臣三十二人】『妙法蓮華經馬明菩薩品第三十』、

第二天名切利天。名釋提桓因。其四鎮大臣者、四天王是也。三十天者。釋有三十二臣。通釋之身故、有三十三天。

（大正八五、一四二八頁下）

⑫【九神所止】『長阿含十報法經』卷二、

第三、九法。當知九神止處。何等爲九。

有色象神止處、若干身若干想非一。譬名爲人、亦一輩天。是爲一神止處。

有色神止處、若干身非一一想、譬天名爲梵、意命上頭致。是爲二神止處。

有色神止處、一身若干想、譬天名爲樂明。是爲三神止處。

有色神止處、一身一想、譬天名爲遍淨。是爲四神止處。

有色神止處、不受想不更想、譬天名爲無有想。是爲五神明止處。

有無有色神止處、一切度色滅恚不可不念、若干身無有量空受行、譬天名爲空慧。是爲六神明止處。

有無色神止處、一切竟度空、無有量識慧行意止、譬天名爲識慧行。是爲七神明止處。

有不在色神止處、一切從識慧竟度、無所有慧受行度、譬天名爲無所念慧。

是爲八神明止處。

有無有色神止處、一切從無所欲慧竟度、無有思想亦不得離思想受竟止、譬天名爲無有思想亦不離思想。是爲九神明止處。

（大正一、二三八頁下—二三九上）

⑬【處除九惱】『長阿含十報法經』卷三、

第五、九法。當滅九惱本。何等爲九。

若行者有欲施惡、施令不安、施令侵、亦念餘惡、若行者向念是、從是生惱、是爲一惱。

若行者、已有作惡、已施惡、已不安、已侵亦餘惡已施、若行者向念是、從是生惱、是爲二惱。

若行者、後復欲施惡、欲施令不安、欲施侵、欲施餘惡、若行者向念是、從是生惱。是爲三惱。

若行者有親厚、有欲施行者親厚惡、欲施惡、欲施不安、欲施侵、欲餘惡、若行者向念是、從是復生惱、是爲四惱。

若行者有親厚、有者已施惡、已施不安、已施侵、已施餘惡、若行者向念是、從是生惱、是爲五惱。

若行者有親厚、後復欲施行者親厚惡、欲施不安、欲施侵、欲施餘惡、若行者向念是、從是生惱、是爲六惱。

若行者有恐不相便、有者助行者恐不相便、欲施安、欲解侵、不欲令有餘惡、若行者向念不可是、從是生惱、是爲七惱。

若行者有恐不相便、有者欲助行者不相便、已施安、已解侵、不欲令有餘惡、若行者向念不可是生、從是生惱、是爲八惱。

若行者有恐不相便、有者爲行者恐不相便、已助、已安、已解侵亦餘惡、若

行者向念不可是、令不相便者令安、從是生惱、是爲九惱。

(大正一、二三九頁上—中)

⑭【九思】未詳。

⑮【九病】『六度集經』卷八では、「九種病」として以下の九つを挙げる。

時、人皆壽八萬四千歲、都有九種病。寒、熱、飢、渴、大小便利、愛欲、食多、年老、體羸。有斯九病。

(大正三、四九頁下)

⑯【九齋者、應九神所止、處除九惱、滅九思、愈九病】『淨度三昧經』卷二(七寺本)、

佛授人戒、欲度脫。居家修道、當持五戒行。歲三齋除三毒、月六齋制六賊、

九齋除九惱、滅九思、愈九病、開絶十二惡道、開十二門、令至泥洹。

〔中国撰述經典(其之二)〕五八頁。翻刻文右傍の【】は、写本行外に

〔訓読〕

佛言わく。

「優婆塞已に五戒を受け、世道を度さんとせば、當に七日齋を持するべし。思惟して罪を念じ、躬みずからを考じ己を責し、三時に十方諸佛を

禮拜し、焼香・燃燈・散華し、至誠に叩頭伏地し、通辭にて首過懺悔せよ。一たび辭を陳べ、三たび叩頭し、三たび自ら陳べ、九たび叩頭すること、晝夜各おの三時。當に讀經行道し、一切百種の作事を捨棄すべし。死死に七日齋を犯すこと無かれ。新たに戒を受くる者、一天、二十五神を來下せしめ、監察覆視して、至誠なるか、爲た諛諂なるかを知る。上は六天に至るまで、凡そ百五十天神の之れを護る有り。司命は罪福を校定し、録籍して天に上る。天曹は閻羅に移り、籍を抜きて死を除き、生を定め魔を除く。鬼神の名稱に署して清信士・清信女と爲し、名は黃歷薄《未詳》に入る。守戒は善爲りて、名を天曹に繋ぐ。惡を爲さば名は四冥室《未詳》に入る。七日夜半、諸神・竈君・左右契、皆な上天に還り、具さに帝釋に奏す。精進すること師教の如き者、釋と鎮臣三十二人、參議し即ち勅して司命に増年益壽させ、天の善神を差わかわし

記された誤字訂正。「閉」の異体字か

⑰【三界想】未詳。『超日明三昧經』卷二、

無去來今三世之限、於三塗等、無三界想、無泥洹念、無道無俗、不附不捨、是者乃謂博聞多知。

(大正一五、五四二頁下)

⑱【三流殃】未詳。

⑲【斷苦習入盡道】「苦習」は「苦集」、「盡道」は「滅道」と同じ。苦(苦しみ)・集(苦しみの成立する原因)・滅(苦しみの消滅)・道(苦しみの消滅に至る道)の四諦。『出曜經』卷八、

諸佛世尊、常所說法。苦習盡道四諦真如、盡爲彼梵志一一說之。

(大正四、六五〇頁中)

む。一戒に五神をして救助せしめ、五戒を持つこと完きなれば、二十五神をして門戸を營護せしめ、向かう所は諧偶なり。

七日齋竟らば、當に恩に報いて福を作し、呪願を施し、諸天神をして福力を得さしめ、歡喜して并びに鬼神母を祠るべし。

已後當に九齋を持つべし。九齋とは、應に九神の止まる所にして、九惱を除き、九思を滅し、九病を愈やす處なり。故に九齋を持て。何等を九齋と爲す。歳三齋・月六齋、是れ九齋と爲す。歳三齋とは、三界想を滅し、三流殃を制して、苦習を斷じて盡道に入る。三毒を治め、三界より出で、三道を求め、三塗を出で、三尊に應ず。是れを用つての故に、歳三齋を持ちて三世を救う【■】。六齋とは、【制六情■】六■【中有】（以下欠損）

「訳文」

仏は仰った。

「優婆塞が五戒を受けて、度世したいと願うならば、七日齋を設けなさい。よく考えて自身の罪を思い浮かべ、自らを審査して己を責めなさい、三時に十方諸仏を礼拝し、焼香・燃燈・散華して、至誠に叩頭伏地し、過ちを述べて懺悔しなさい。一たび懺悔の言葉を述べ、三たび叩頭し、三たびまた述べて、九たび叩頭することを昼夜それぞれ三時に行いなさい。読経・行道して、（日常生活の）一切百種の作業を放棄しなさい。決して七日齋を犯すことのないように。新たに受戒した者には、一天が二十五神を来下させ、（その者の行いを）監察し繰り返しよく調べ、その人が軽薄で媚びへつらう者か、誠実な者かを判断する。上は六天に至るまで、およそ百五十天の神がいてその人を護る。司命は罪福を校定し、（善か悪かを）名簿に記録して天に上る。天曹は閻魔王のもとへ移り、（閻魔王の名簿から）籍を抜いて死を取り去り、生存を決定して魔を除く。死者の名簿に清信士・清信女と署名して、その名は黄曆簿《未詳》に入る。守戒することは善であつて、その名を天曹に繋ぐ。悪事を行えば、その名は四冥室《未詳》に入る。七日の夜半、諸神・竈君・左右契（いわゆる俱生神）はみな上天に帰つていき、（記録したことを）具さに帝釈天に奏上する。師教のように精進した者には、帝釈天と鎮臣三十二人が参議し、勅を下して司命に寿命を増すように命じ、天の善神を遣わせる。一つの戒（を守ること）に五神を遣わして救助し、五戒とも完璧に守持すれば、二十五神を遣わしてその門戸を護り繁榮させ、これから向かう先を安定させる。

七日齋が終われば、恩に報いて福をなし、呪願を施し、諸天神に福德を与えて、歡喜して鬼神の母を祀りなさい。

その後には九齋を設けなさい。九齋とは、まさに九神のとどまる所であり、九惱を除き、九思を滅し、九病を愈やすところである。だから九齋を設けなさい。九齋とは何か。歳三齋と月六齋、これを九齋とするのである。歳三齋とは、三界想《未詳》を滅し、三流殃《未詳》を制し

て、苦・習を断つて尽・道に入る。三毒を治め、三界より出で、三道を求め、三塗を出で、三尊に應じる。そういうわけで、歳三齋を設けて三世を救う【■】。六齋とは、【制六情■■■六■中有】…（以下欠損）

『提謂波利経』卷下 校訂・訳注

〔凡例〕

- ・本稿は現存する『提謂波利経』卷上写本のうち最も多い分量を有するS.2051(巻尾欠)を底本とし、Jk.1657・BD.3715を校本に用いて訳注を試みたものである。
- ・首欠であるS.2051の首部と重複する引文として、引文⑩『法苑珠林』所引)がある。本引文はS.2051の欠部を補う部分を有するため、S.2051同様に訳注を行う。
- ・内容上適宜区切りを入れて「校訂文」を示し、区切りごとに「校注」・「注釈」・「訓読」・「訳文」を付した。
- ・本論第一章に掲載した翻刻文(原文)に校訂を加え、句読点を付して「校訂文」に示した。校本または本文と重複する引文がある場合は「校訂文」の下に示した。
- ・校訂文の行取りはS.2051に従い、各行頭に行数を示した。
- ・校訂文と訓読の字体には概ね旧字体を用い、注釈や訳文には新字体を用いた。
- ・校注番号は「※1」、注釈番号は「①」で示した。
- ・破損等により判読不能な文字は「■」で示し、残画や前後の文脈から推測可能な文字は「□」内に示した。
- ・「訓読」・「訳文」において読解上の注記が必要な場合は「≧」内に示した。
- ・また、前後の本文の欠損や、語義が未詳で訓読が困難な箇所等については、「【】」内に原文のまま示した。
- ・「訳文」において文言を補う必要がある場合は、「()」内に示した。
- ・『大正蔵』からの引用の際、底本(高麗版。「麗」と略称する)と校本(宋版・元版・明版・宮内庁図書寮本ほか。それぞれ「宋」・「元」・「明」・「宮」と略称する)に異同がある場合、原則として底本を採用する場合は断らず底本の文のみを載せ、校本を採用する場合やその他必要がある場合のみ、校本の異同を注記することとした。

【引文⑬】 唐道世『法苑珠林』卷八八

〔校訂文〕

(又提謂經云。)

提謂長者白佛言。

世尊。歲三齋、皆有所因。何以正用正月、五月、九月、六月齋用月八日、十四日、十五日、二十三日、二十九日、三十日。佛言。

正月者少陽用事^①。萬神代位、陰陽交精、萬物萌生、道氣養之。故使太子正月一日持齋。寂然行道、以助和氣^②。長養萬物。故使、竟十五日。五月者太陽用事。萬物代位、草木萌類^③生畢、百物^④懷妊未成。成者未壽。皆依道氣。故持五月一日齋、竟十五日。以助道氣、成長萬物。九月者少陰用事。乾坤^⑤改位、萬物畢終。衰落無牢。衆生蟄藏、神氣歸本。因道自寧。故持九月一日齋、竟十五日。春者萬物生、夏者萬物長、秋者萬物收^{※1}、冬者萬物藏。依道生沒。天地有大禁。故使弟子樂善者、避禁持齋救神。故爾。長者提謂、白佛言。三長齋、何以正用一日至十五日。復言。如何名禁。佛言。四時交代、陰陽易位。歲終三覆八校、一月六奏^⑥。三界皓皓、五處^⑦錄籍衆生行異。五官典領^⑧、校定罪福。行之高下品格萬途。諸天、帝釋、太子、使者、日月、鬼神、地獄閻羅、百萬神衆等、俱(001行目に続く)

〔校注〕

※1 宋・元・明・宮は「秋者萬物收」を欠く。

〔注釈〕

- ① 【用事】 政治や祭祀を行う。
- ② 【和氣】 陰と陽が和合した気。
- ③ 【萌類】 芽吹くもの、の意か。
- ④ 【百物】 直前に「草木萌類生畢」とあることを踏まえると、ここでは草木の対
- ⑤ 【乾坤】 易の八卦のなかの乾と坤。乾は天、坤は地をあらわす
- ⑥ 【一月六奏】 『浄度三昧経』卷一(京都大学所蔵本)、
- ⑦ 神明聽察、疏記罪福、不^四尊卑。一月六奏、一歳四覆。

『中国撰述経典（其之二）』四〇頁。翻刻文右傍の□は写本の欠損箇所であ

り、その右傍の「」内は翻刻者が推測した字

四處在龍鬼神中、五處在地獄中。五官皆王治諸天人民、皆籍屬五官。五官亦司善捕惡。

⑦【五處】本經上卷 P.3732 076—080 行に次のようにある。

⑧【典領】つかさどり、統べる。

長者白佛言。何謂五官。所住遠近云何。在人身中官府在何許。佛言。五官之神分在五處治。一處者在欲界中、二處者在人衆生五藏中、三處在陰陽中、

〔訓読〕

（又た提謂經に云わく。）

提謂長者、佛に白して言さく。

「世尊。歳三齋、皆なの因る所有り。何を以て正に正月・五月・九月を用い、六日齋月の八日・十四日・十五日・二十三日・二十九日・三十日を用う。」

佛言わく。

「正月は少陽用事す。萬神位を代え、陰陽交精し、萬物萌生し、道氣之れを養う。故に太子をして正月一日に齋を持さしむ。寂然として行道し、以て和氣を助け萬物を長養す。故に使い、十五日に竟んぬ。

五月は太陽用事す。萬物位を代え、草木萌類生じ畢わり、百物懷妊するも未だ成らず。成者も未だ壽からず。皆な道氣に依る。故に五月一日齋を持し、十五日に竟んぬ。道氣を助け、以て萬物成長す。

九月は少陰用事す。乾坤位を改め、萬物畢終す。衰落して牢なるもの無し。衆生は蟄藏し、神氣は本に歸す。道に因りて自から寧んず。故に九月一日齋を持し、十五日に竟んぬ。

春には萬物生じ、夏には萬物長じ、秋には萬物收し、冬には萬物藏す。道に依りて生没す。天地に大禁有り。故に弟子の善を樂わんとする

者をして、禁を避け齋を持さしめ神を救わしむ。故に爾り。」

長者提謂、佛に白して謂わく。

「三長齋、何を以て正つねに一日より十五日に至るを用う。」

復た言わく。

「如何が禁と名づく。」

佛言わく。

「四時は交代し、陰陽は位を易う。歳終に三覆八校し、一月に六奏す。三界皓皓たりて、五處にて衆生の行の異なるを録籍す。五官典領し、罪福を校定す。行の高下の品格萬途なり。諸天・帝釋・太子・使者・日月・鬼神・地獄閻羅・百萬神衆等、俱に（〇〇）行目に続く。」

〔訳文〕

（又た提謂經には次のようにある。）

提謂長者は仏に申し上げた。

「世尊よ。歳三齋はみなのもよりどころです。（歳三齋には）きまつて正月・五月・九月を用い、六日齋には月の八日・十四日・十五日・二十三日・二十九日・三十日を用いるのは何故でしょうか。」

仏は仰った。

「正月は少陽が用事するという。万神が代替わりをし、陰陽はその精気を交え、万物は芽生え、道気がそれらを保養する。だから太子をして正月一日に齋を行わせるのである。寂然として行道することで、和氣（交わった陰陽の氣）を助けて万物を育て養う。だから（正月一日を）用い、十五日に終わるのである。」

五月は太陽が用事する。万物が代替わりをし、草木など芽吹くものは生じおわり、すべての有情は身籠るが、まだ生まれてはいない。生まれたとしても、まだ若い。これらはみな道氣（のはたらき）に依る。だから五月一日に齋を行い、十五日に終えるのである。道気を助けることで万物は成長する。」

九月は少陰が用事する。乾坤が位を改め、万物は終わりをむかえる。(万物は) 衰落して、堅く形を保つものはなくなる。衆生は冬ごもりし、神気は元の場所へ帰る。道理に従って自然と安寧がおとずれる。だからに九月一日齋を行い、十五日に終えるのである。

春には万物が生じ、夏には万物が成長し、秋には万物を収穫し、冬には万物を貯蔵する。(万物は) 道理に従って、生じては没する。天地には大禁がある。そのため、仏徒でありかつ善を積もうとする者には、その禁を避けさせ齋を行わせ、魂を救ってやるのである。だからそう(正月・五月・九月を用いる)するのである。」

長者提謂は仏に申し上げた。

「三長齋は、なぜきまって一日から十五日の間とされるのでしょうか。」

また、さらに申し上げた。

「どうして禁と名付けるのでしょうか。」

仏は仰った。

「四時は交代していき、陰陽は互いにその位置を変えて運動する。一年の終わりに三覆八校し、一月に六奏する。三界は皓皓としており、五処において衆生のそれぞれ異なる行いを記録する。五官がそこを統べ、罪福を校定する。行いの優劣の品格は千差万別である。諸天・帝釈・太子・使者・日月・鬼神・地獄閻羅・百万神衆等は、ともに(101行目に続く)…」

【S.2051】

〔校訂文〕

- 001 用正月一日、五月一日、九月一日、四布^①案行^②、
- 002 帝王、臣民、八夷^③、飛鳥、走狩^{※1}、鬼神^{※2}、龍行之善惡、
- 003 知與四天王。月八日、十五日、盡三十日。所奏同
- 004 不。平均^④天下、使無枉錯。覆校^⑤三界衆生罪福
- 005 多少、所屬福多者^{※3}、即生天。上即^{※4}勅下^{※5}四鎮、五羅
- 006 大王、司命等^{※6}增壽益算^⑥、下閻羅王、攝五官、除
- 007 罪名定福祿。^{※7}諸四鎮、三公、九卿、五大夫、司徒、
- 008 司空、司馬、大將軍、四天王等、承天統命、即遣
- 009 竺使銅虎符^⑦八王使者風伯雨師^⑧、下地獄攝
- 010 五官^⑨、除死定生、除罪益福。遣諸善神榮護之。
- 011 罪多者、減壽奪算、移名下閻羅王。十五日乃
- 012 竟。用是故、欲避大尊、天神、天之監司。故使持
- 013 是三長齋。是爲^{※8}三覆。

〔校注〕

- ※1 「狩」、『法苑珠林』は「獸」とする。「狩」は「獸」に通ず。「校訂文」・「訓読」では「狩」と表記し、「訳文」でのみ「獸」とする。
- ※2 『法苑珠林』は「神」を欠く。
- ※3 『法苑珠林』は「者」を欠く。
- ※4 原文「即」、『法苑珠林』は「上即」とする。意に抛りて「上」を補う。

〔引文^⑥続き〕

用正月一日、五月一日、九月一日、四布案行、帝王、臣民、八夷、飛鳥、走獸、鬼龍行之善惡、知與四天王。月八日、十五日、盡三十日。所奏同不。平均天下、使無枉錯。覆校三界衆生罪福多少、所屬福多、即生天。上即勅四鎮、五羅大王、司命增壽益算、下閻羅王、攝五官、除罪名定福祿。…〔以下脱文、013行に続く〕

∴故使持是三長齋。是故三覆。

- ※5 『法苑珠林』は「下」を欠く。
- ※6 『法苑珠林』は「等」を欠く。
- ※7 『法苑珠林』は「諸四鎮」から「之監司」（012行）までを欠く。
- ※8 『法苑珠林』は「爲」を「故」とする。

〔注釈〕

①【四布】四方にのび広がる。

②【案行】巡察する。

③【八夷】八維（東・東南・南・南西・西・西北・北・北東）のことか。

④【平均】平等に割り当てる。等しく配る。

⑤【覆校】繰り返しよく調べること。

⑥【益算】加える。

⑦【銅虎符】軍隊を出すときに使者の証明に用いる、虎型の割符。

⑧【風伯雨師】風伯は風の神、雨師は雨の神。

⑨【諸四鎮、三公、九卿、五大夫、司徒、司空、司馬、大將軍、四天王等、承天

統命。即遣竺使銅虎符八王使者風伯雨師、下地獄攝五官】『妙法蓮華經馬明菩薩品第三十』が帝釈天の下の官僚組織として挙げる一連の官名の中に、多々類似の

〔訓読〕

「（：俱に）正月一日・五月一日・九月一日を用つて四布案行し、帝王・臣民・八夷・飛鳥・走狩・鬼神・龍の之れ行ずる善惡を、四天王に知らす。月の八日・十五日・三十日にして盡く。奏する所、同じか不か。天下に平均して、枉錯無からしむ。三界の衆生の罪福の多少を覆校し、屬する所の福多ければ、即ち天に生ず。上は即ち勅を四鎮・五羅大王・司命等に下して増壽益算し、下は閻羅王、五官を攝して、罪名を除き福祿を定む。諸の四鎮・三公・九卿・五大夫・司徒・司空・司馬・大將軍・四天王等、天を承け命を統べ、【即遣竺使銅虎符八王使者風伯雨師】《未詳》、地獄に下りて五官を攝して、死を除き生を定め、罪を除き福を益す。諸善神を遣わし之れを榮護す。罪多ければ、壽を減じ算を奪い、名を下し閻羅王に移す。十五日にして乃ち竟わる。是れを用うるが故に、大尊・天神・天の監司を避けんと欲す。故に是の三長齋を持せしむ。是れ三覆爲り。」

官名が見られる。

第二天名切利天。名釋提桓因。其四鎮大臣者、四天王是也。三十天者、釋有三十二臣。通釋之身故、有三十三天。釋提桓因在摩尼寶殿上坐時、前面有八臣、後面有八臣、左面有八臣、右面有八臣。四八三十二故、有三十二輔臣。三公者、司徒公、司空公、司馬公。九卿者、八大尚書、八王使者。左社右稷。風伯、雨師、雷公、磔磔。左將軍、右將軍。前將軍、後將軍。四輔武衛、四鎮天王。五羅大王。太子使者。日月、五星、二十八宿、鬼神、將軍、悉帝釋之官僚也。

（大正八五、一四二八頁下）

〔訳文〕

「(…とともに) 正月一日・五月一日・九月一日に四方に散らばって巡察し、帝王・臣民・八夷・飛鳥・走獸・鬼神・龍が行なった善悪の行為、四天王に知らせる。月の八日・十五日(に行われ)、三十日で終わる。奏上は平等に行われるか否か? 天下に等しく行われ、不正や誤りがないようにさせる。三界の衆生の罪福の多少をくわしく調べて、その身にそなわる福が多ければ天に生じる。上は勅を四鎮・五羅大王・司命らに下して寿命を増やし、下では閻羅王が五官を佐けて、罪名を除き福祿(の多少を)を定める。諸もろの四鎮・三公・九卿・五大夫・司徒・司空・司馬・大將軍・四天王らは、天の意を受けてその命をつかさどり、【即遣竺使銅虎符八王使者風伯雨師】《未詳》、地獄に下って五官を佐け、罪を除いて生を定め、罪を除いて福を増やす。諸善神を遣わして、その者を守護し繁栄させる。罪が多ければ寿命を減らして、その名を下して閻羅王のもとへ移す。これらは十五日で終わる。このようなことがなされるので、(人々は) 大尊・天神・天の監司を避けたがる。だからこの三長齋を行わせるのである。これが三覆である。」

〔校訂文〕

- 014 八校者、八王日は是也。亦是天帝釋^{※1}、輔鎮、五羅四
- 015 王、地獄王、阿須輪^{※2}諸天、案行比校定生死^{※3}、增
- 016 減罪福多少。有^{道意}^①無^{道意}^②。大意小意。開解^③
- 017 不開解。出家不出家。案比^④口數、皆用八王日。
- 018 何等爲^{※4}八王日。八王日者^{※5}、立春、春分、立夏、夏
- 019 至、立秋、秋分、立冬、冬至、是爲八王日。天地諸
- 020 神、陰陽交代故名八王日。月八日、十四日、十
- 021 五日、二十三日、二十九日、三十日、皆是天地用事之
- 022 日。上下弦^{※6}、望、朔、晦^④、皆是^{※7}錄命上計之日。故使
- 023 於此日自守持齋、以道^{※8}自救^{※9}、使不犯禁、自致
- 024 生善處。諸此之日、皆稱南無佛。南者歸、無者
- 025 身^{※10}、佛者覺。故言南無佛。南者側、無者善、佛者
- 026 智。故言南無佛^{※11}。南者禮、無者持^{※12}、佛者爲受教^{※13}。
- 027 故言南無佛。南者歸。無者身、佛者明。故言南
- 028 無佛。南無者爲驚怖。佛者爲覺意^⑤、三藐三佛^⑥。
- 029 爲尊佛、急卒^⑦三稱南無佛、卽得安穩。

〔校注〕

- ※1 原文「帝」、《法苑珠林》は「帝釋」とする。意に抛りて「釋」を補う。
- ※2 「倫」、《法苑珠林》は「輔」とする。
- ※3 「定生死」、《法苑珠林》は「定生注死」とする。
- ※4 《法苑珠林》は「爲」を欠く。

〔引文⑩續き〕

八校者、八王日は是也。亦是天帝釋、輔鎮、五羅四王、地獄王、阿須輪諸天、案行比校定生注死、增減罪福多少。有^{道意}無^{道意}。大意小意。開解不開解。出家不出家。案比口數、皆用八王日。何等八王日。謂立春、春分、立夏、夏至、立秋、秋分、立冬、冬至、是爲八王日。天地諸神、陰陽交代故名八王日。月八日、十四日、十五日、二十三日、二十九日、三十日、皆是天地用事之日。上下弦、望、朔、晦、皆錄命上計之日。故使於此日自守持齋、以還自校、使不犯禁、自致生善處。

(引文⑩) 唐道世《法苑珠林》卷八八(提謂經云) 南者歸、無者命、佛者覺(此云歸命覺也)。(又) 南者禮、無者大、佛者壽(此云禮大壽也)。(引文⑪) 唐道宣《四分比丘尼鈔》卷中之下

- ※5 「八王日者」、《法苑珠林》は「謂」とする。
- ※6 原文「玄」、《法苑珠林》は「弦」とする。意に抛りて「弦」と改む。
- ※7 《法苑珠林》は「是」を欠く。
- ※8 「道」、《法苑珠林》は「還」とする。

- ※9 「救」、『法苑珠林』は「校」とする。
- ※10 「身」、『四分比丘尼鈔』は「命」とする。
- ※11 『四分比丘尼鈔』、「故言」く「故言南無佛」までを記さず。

〔注釈〕

- ①【道意】悟りを目指す心。菩提心。
- ②【開解】道理を理解すること。
- ③【案比】人の年齢や戸籍を調べて確認すること。
- ④【上下弦、望、朔、晦】弦は弦月を指し、上弦は陰暦で月の七・八日頃、下弦は二二・二三日頃をいう。望は陰暦で月の十五日、朔は一日、晦は月の最後の日をさす。

- ※12 「持」、『四分比丘尼鈔』は「大」とする。
- ※13 「爲受教」、『四分比丘尼鈔』は「壽」とする。

⑤【覺意】悟り。

⑥【三藐三佛】「三藐三佛陀」、仏の十号の一つである「正遍知 (samyak-sambuddha)」の異訳。

⑦【急卒】あわただしい。急な。

〔訓読〕

「八校とは、八王日は是れなり。亦た是れ天帝釋・輔鎮・五羅四王・地獄王・阿須倫[※]諸天、案行し比較して生死を定め、罪福の多少を増減す。道意有るか道意無きか。大意か小意か。開解か不開解か。出家か不出家か。口敷を案比するに、皆な八王日を用う。何等を八王日と爲す。八王日とは、立春・春分・立夏・夏至・立秋・秋分・立冬・冬至、是れ八王日と爲す。天地の諸神、陰陽を交代するが故に八王日と名づく。月の八日・十四日・十五日・二十三日・二十九日・三十日、皆な是れ天地用事するの日なり。上下の弦・望・朔・晦、皆な是れ命を録し計を上せるの日なり。故に此の日に於いて自守持齋せしめ、道を以て自ら救わしめ、禁を犯さざらしめ、自ら善處^{みずか}に生ずるを致す。

諸の此の日、皆な南無佛と稱う。

南とは歸、無とは身、佛とは覺なり。故に南無佛と言う。

南とは側、無とは善、佛とは智なり。故に南無佛と言う。

南とは禮、無とは持、佛とは教を受く^{きず}を爲す。故に南無佛と言う。

南とは歸、無とは身、佛とは明なり。故に南無佛と言う。

南無とは驚怖爲り。佛とは覺意、三藐三佛爲り。佛を尊ばんと爲し、急卒に三たび南無佛と稱うれば、即ち安穩を得。」

〔訳文〕

「八校とは、八王日のことである。天帝釈・輔鎮・五羅四王・地獄王・阿須倫ら諸天が、巡察し比較して生死を定め、罪福を増やしたり減らしたりする。菩提心があるかないか。志が大きい小さいか。道理をわかまえているかないか。出家しているかないか。それぞれの人数を調べるのに、みな八王日を用いる。何を八王日とするのか。八王日とは、立春・春分・立夏・夏至・立秋・秋分・立冬・冬至、これらを八王日とする。天地の諸神が陰陽を交代させるため、八王日と名づけるのである。月の八日・十四日・十五日・二十三日・二十九日・三十日は、いずれもすべて天地が用事する日である。上弦（陰曆で七・八日頃）・下弦（二二・二三日頃）・望（十五日）・朔（一日）・晦（月の最後の日）に、みな命（の長短）を計算して（その結果を天に）報告する日なのである。だからこの日に自守して齋を行わせ、道理をもって自力救済させ、禁を犯さないようにさせて、自力で善処に生じるといふ結果に導くのである。

これらのすべての日には、みな南無仏と唱える。

南とは歸、無とは身、仏とは覺である。だから南無仏というのである。

南とは側、無とは善、仏とは智である。だから南無仏というのである。

南とは礼、無とは持、仏とは教えを授ける。だから南無仏というのである。

南とは帰、無とは身、仏とは明である。だから南無仏というのである。

南無とは驚怖である。仏とは覺意、三藐三仏である。仏を尊び、急ぎ三たび南無仏と唱えれば、安穩を得ることができる。」

〔校訂文〕

- 030 佛言。欲求後世富貴者、讀是經。欲求後世衰^{※1}
- 031 壽者、讀是經。欲求生天上者、讀是經。欲求尊
- 032 貴者、讀是經。^{※2}欲求佛道者^{※3}、讀是經。欲求羅漢
- 033 道者^{※4}、讀是經。欲求點慧者、讀是經。欲求端政
- 034 好者、讀是經。欲得閉三惡道者、讀是經。欲得
- 035 無怨惡者、讀是經。不欲作鬼神龍者、讀是經。
- 036 欲却生老病死者、讀是經。欲得泥洹道者、讀
- 037 是經。奉行如法、所願悉可得。天神祐之。

(又彼經云。)五戒爲諸佛之母。欲求佛道、讀是經。欲求阿羅漢、讀是經。

(引文⑱ 隋智顛『妙法蓮華經玄義』卷一〇)

〔校注〕

※1 「衰」は「長」の異体字、あるいは誤写か。S.2031は他の箇所でも「長」を「衰」とすることが多い。以降、「校訂文」・「訓読」では「衰」と表記し、「訳文」では「長」と表記する。

※2 『妙法蓮華經玄義』には「欲求佛道…」の前に「五戒爲諸佛之母」七字が

ある。

※3 『妙法蓮華經玄義』は「者」を欠く。

※4 「羅漢道者」、「妙法蓮華經玄義」は「阿羅漢」とする。

〔訓読〕

佛言わく。

「後世の富貴を欲求せば、是の經を讀め。
 後世の衰壽を欲求せば、是の經を讀め。
 天上に生ぜんと欲求せば、是の經を讀め。
 尊貴なるを欲求せば、是の經を讀め。
 佛道を欲求せば、是の經を讀め。

羅漢道を欲求せば、是の經を讀め。

點慧を欲求せば、是の經を讀め。

端政の好なるを欲求せば、是の經を讀め。

三惡道を閉ざすことを得んと欲すれば、是の經を讀め。

怨惡無きことを得んと欲せば、是の經を讀め。

鬼神龍と作るを欲せざれば、是の經を讀め。

生老病死を却けんと欲せば、是の經を讀め。

泥洹道を得んと欲せば、是の經を讀め。

如法に奉行せば、願う所悉く得べし。天神、之れを祐く。」

「訳文」

仏は仰った。

「後世の富貴を求めるならば、この經を讀みなさい。

後世の長寿を求めるならば、この經を讀みなさい。

天上に生まれたいと求めるならば、この經を讀みなさい。

尊貴でありたいと求めるならば、この經を讀みなさい。

仏道を求めるならば、この經を讀みなさい。

阿羅漢道を求めるならば、この經を讀みなさい。

點慧を求めるならば、この經を讀みなさい。

良い容姿を求めるならば、この經を讀みなさい。

三惡道を閉ざしたいならば、この經を讀みなさい。

怨みや憎惡をなくしたいならば、この經を讀みなさい。

鬼神龍になりたくなければ、この經を讀みなさい。

生老病死をしりぞけたいならば、この経を読みなさい。

泥洹道を得たいのなら、この経を読みなさい。

この経の教え通りにすれば、願うものをすべて得ることができ、天神がその手助けをする。」

〔校訂文〕

- 038 長者提謂、聞佛所說天地神祇聽察、驚喜白
039 佛言。幸賴^①得值佛、興聞其法鼓、得遠三界苦。
040 願發無上正真道意。諸天龍鬼神及賈人、一
041 皆歡喜言。蒙佛大恩、乃知大禁。長者提謂等、
042 乞聽^②作七日施。佛默然聽許。梵天知佛意、告
043 提謂曰。佛默然以爲相許。惟宜用。時長者提
044 謂及五百賈人、歡喜作百味饌具甘肥^③脆美^④、
045 奉上世尊并及諸天龍鬼神。天龍鬼神、皆化
046 身作沙門、光衛^⑤世尊七日。七日施訖、長者提
047 謂白佛言。五戒爲度無極。爲度無邊。除生死
048 之難、爲度恐懼。我國人、皆樂爲善。佛未到之
049 頃、若有善男子善女人、聞佛五戒歡喜信樂、
050 行者、爲可轉授與人。願告其意。

〔注釈〕

- ①【幸賴】さいわい、幸せ。
②【乞聽】許しを乞うこと。
③【甘肥】よく肥えて美味なもの。
④【脆美】やわらかくて美味なもの。
⑤【光衛】護衛して栄えさせるの意か。

〔訓読〕

長者提謂、佛の説きたもう所の天地の神祇聽察するを聞き、驚喜し佛に白して言さく。

「幸賴にして佛に値い、其の法鼓を聞くことを興び、三界の苦を遠ざくを得たり。願わくば無上正真道意を發せんことを。」

諸天龍鬼神及び賈人、一皆に歡喜して言さく。

「佛の大神を蒙り、乃ち大禁を知れり。」

長者提謂等、七日施を作すを乞聽せり。佛、默然もて聽許せり。梵天、佛の意を知り、提謂に告げて曰わく。

「佛、默然を以て相い許さんと爲す。惟だ宜しく用うべし。」

時に長者提謂及び五百賈人、歡喜して甘肥脆美を具する百味の饌を作り、世尊並びに諸天龍鬼神に及ぶまで奉上せり。天龍鬼神、皆な化身して沙門と作り、世尊を光衛すること七日。七日施訖りて、長者提謂、佛に白して言さく。

「五戒は無極を度する爲り。無邊を度する爲り。生死の難を除き、恐れを度する爲り。我が國の人、皆な善爲らんと樂う。佛、未だ到らざる頃、若し善男子善女人有りて、佛の五戒を聞きて歡喜信樂せば、行者、轉じて人に授與すべき爲るや不や。願わくば其の意を告げたまえ。」

〔訳文〕

長者提謂は仏が説かれた天地の神祇が（人々の行いの善悪を）聴察することを聞いて、驚喜して仏に申し上げた。

「幸いなことに仏に会うことができ、その法鼓を聞くことをたのしみ、三界の苦を遠ざけることができました。無上正真道意を起こしたいです。」

諸天龍鬼神および賈人らは、みな歡喜して申し上げた。

「仏の大神をこうむり、大禁を知りました。」

長者提謂らは七日間の施を設ける許可を請うた。仏はこれに対し、默然をもつて許した。梵天は仏の心の内を知り、提謂に告げた。

「仏は默然をもつてお許しになられた。そうするのが良いでしょう。」

そして長者提謂および五百賈人らは、歡喜して贅をつくしたたくさんの食事を作り、世尊ならびに諸天龍鬼神に及ぶまでみな奉った。天龍鬼神はみな化身して沙門となり、七日間世尊を護衛した。七日間の施が終わると、長者提謂は仏に申し上げた。

「五戒は無極を度します。無辺なるものを度します。生死の難を除き、恐れを度します。我が國の人はみな、善良でありたいと願っています。仏がまだ（その土地に）到らない状況で、もしも善男子善女人がいて、仏の説かれた五戒について伝え聞き歡喜信樂したならば、行者は轉じて人に（五戒を）授与してもよいのでしょうか。お教えてください。」

〔校訂文〕

- 051 佛言。戒者如船。戒師如船師。自相^①能善擲船、
052 曉解水意、望風舉帆、候知水道、能不迷者、乃
053 可作船師。不能者、莫自強健并沒溺死。海水
054 中、了無有救、亦無救者。若能自守持佛五戒、
055 不犯如毛分者、能了解說中行、如中事者、
056 乃可授與他人戒。授戒之法、先當曉爲弟子
057 懺除^②三品之罪。閻浮利地、皆是他方清淨佛
058 國輕繫^③泥犁^④。此中人、宿命皆在他方犯戒之
059 人。罪不逮墮地獄、福不逮生天。摘來生是。是
060 故師當爲弟子、除宿命罪、至于今日、生長以
061 來愚癡所作罪過。先授三品懺悔法、然後乃
062 授五戒。如法與之、勿令少短誤脫。誤脫顛倒、
063 上著下、下著上、授戒文不了了。又不曉分別
064 十二惡道^⑤及十二因緣^⑥。五道中事不曉。護行
065 未達。五戒義不了。根門^⑦不解。鵝鴨、蟲、蟻、蚤、盲
066 蠅、「虫+蚤」、何行、致之。是皆平生爲人時、違戒行耶。
067 但坐師不明授戒文不了了、或其人性強、不
068 用師教。師不相、人趣^⑧求名譽用供養、故不思
069 惟五道。厄難之時、身不能自救、安能救人。妄
070 授人戒、俱墮厄難。猶如兩病人終不能相救。
071 授人戒爲重任大難。

〔注釈〕

①【自相】ここでは「自ら」の意か。

②【懺除】懺悔して罪を除くこと。

③【輕繫】軽い罪を犯して牢屋に繋がれた人。

④【泥墜】地獄のこと。

⑤【十二惡道】本經 S.2051 の 119—123 行において、十二惡道として次の十二項目が挙げられる。

- 一者地獄道、二者畜生道、三者餓鬼道、四者鬼神道、五者奴婢道、六者毒獸道、七者飛鳥道、八者蚊盲蠅蛾蟲蟻道、九者「虫十蚤」「虫十風」道、十者猪狗道。復有二種苦。一者龍中苦、二者阿須倫中苦。是爲十二惡道、用之則度。

また他經においては、『淨度三昧經』に一箇所の用例が見られるのみである。『淨

〔訓読〕

佛言わく。

「戒とは船の如し。戒師は船師の如し。自相善く船を擣すること能い、水意を曉解し、風に望みて帆を擧げ、水道を候い知り、能く迷わざる者、乃ち船師と作すべし。能わざる者、強健と自らも併びに溺死すること没きもの莫し。海水の中、了に救い有ること無く、亦た救う者無し。

若し能く自ら佛の五戒を守持して、毛分の如きも犯さざる者の、能く了了に中行《未詳》を解説し、中事《未詳》の如くせば、乃ち他人に戒を授與すべし。授戒の法、先ず當に弟子をして三品の罪を懺除せしむることと曉すべし。閻浮利地、皆な是れ他方清淨佛國の輕繫の泥墜なり。此の中の人、宿命に皆な他方に在りて犯戒の人なり。罪は墮地獄に逮はず、福は生天に逮はず。摘みて是に來生するなり。是の故に師は當に

度三昧經』卷二（七寺本）、

佛授人戒、欲度脫。居家修道、當持五戒行。歲三齋除三毒、月六齋制六賊、

九齋除九惱、滅九思、愈九病、開絶十二惡道、開十二門、令至泥洹。

『中国撰述經典（其之二）』五八頁。翻刻文右傍の【】は、写本行外に

記された誤字訂正。「閉」の異体字か）

⑥【十二因緣】苦が生じる原因を、十二の項目を立てて追及したもの。無明・行・識・名色・六処・觸・受・愛・取・有・生・老死の十二。

⑦【根門】眼・耳・鼻・舌・身・意の六根をさす。煩惱を外に出し知覚したものを内に入れる門であることから。

⑧【人趣】五趣の一つ。人間界。

弟子の爲め、宿命の罪、今日に至るまで生長以來、愚癡にして作る所の罪過を除くべし。

先ず三品懺悔の法を授け、然る後に乃ち五戒を授く。法の如く之れを與え、少短誤脱せしむること勿かれ。誤脱顛倒し、上を下に著け、下を上著かば、授戒文、了了ならず。又た十二惡道及び十二因縁の分別を曉せず。五道中の事を曉せず。護行未だ達せず。五戒の義を了せず。根門を解せず。鵝・鴨・蟲・蟻・蚤・盲蠅〔未詳〕・「虫+蚤」、何れの行、之れに致るか。是れ皆な平生に人爲りし時、戒行に違すや。但だ師の不明にして授戒文了了ならざるに坐し、或いは其の人の性強くして、師の教うるを用いず。師、相たすけず、人趣に名譽を求めて供養を用い、故より五道を思惟せず。厄難の時、身は自ら救うこと能わずして、安ぞ人を救うこと能うや。妄りに人に戒を授けば、俱に厄難に墮す。猶お兩病人の終に相たすい救うこと能わざるが如し。人に戒を授くるは重任大難爲り。」

「訳文」

仏は仰った。

「戒とは船、戒師とは船師のようなものである。自らのよく船をあやつることができ、水の流れをよく理解し、風に向かつて帆を揚げ、水路を窺い知り、迷わずにゆけるのならば、船師となることができる。それらができない者は、たとえ身体が頑強であつても溺死しない者はいない。海水の中でついに救いがあることはなく、また救助者も現れない。」

もしも自ら仏の五戒を守持して毛分ほども犯さない者が、明瞭に中事〔未詳〕を説いて、中事〔未詳〕のとおりにすることができたなら、ここではじめて他人に戒を授与することが許される。授戒の法は、はじめに弟子に三品の罪を懺除させることと理解しなさい。閻浮利地はすべて、他方清淨仏国において軽い罪を犯した者の地獄である。その中の人は、前世ではみな他方仏国土において、犯戒した人である。その罪は地獄に墮ちるほどのものではなく、その福は天に生まれるほどのものではない。選んでここへ生まれたのである。こういうわけで、師は弟子のために過去世の罪、生まれて以来今日に至るまで愚痴であつたために犯してしまつた罪過を除かなければならないのである。

まず三品懺悔の法を授け、そうした後にはじめて五戒を授ける。法に従つて授け、省略や誤脱をしてはならない。誤脱や顛倒をして、上を下に移動させ、下を上に移たす動させてしまつては、授戒文が明瞭はなくなつてしまふ。また十二惡道と十二因縁の違いを知らない。五道の中の掬りどころを知らない。行を護れず、五戒の意義を理解せず、六根を守ることの重要さを理解しない。ガチョウ・鴨・虫・蟻・蚤・盲蠅〔未詳〕・「虫+蚤」〔未詳〕は、どのような行いをすればこれらの報いを得るのか。それらはすべて、かつて人であつた時に戒行に背いたからである。

愚かで授戒文をはつきり覚えていない師にむなしく従ったか、あるいは強情で師の教えに従わなかったからである。また師はそれを助けず、この世での名誉を求めて供養を行い、全く五道のことを考えない。厄難の時に、自分の身を救うことができなくて、どうして人を救うことができるだろうか。妄りに人に戒を授ければ、両者とも厄難に陥る。二人の病人がどうとうお互いに助かることができないうようなことである。人に戒を授けることは、責任が重く、非情に困難なことである。」

〔校訂文〕

- 072 正使沙門持戒、持戒不入法律^①、行違法律、猶
073 不當爲他人師。何況戒不了了。爲不曉持戒、
074 不知所行。爲不曉求度世道、猶如盲人不見
075 道。復云何欲示人道。智所不信不持戒者、不
076 曉行之所趣。不當妄信弟子亦不當趣受佛
077 戒、自大言。在我所行耳。不在師也。是爲兩癡
078 俱不得度。兩人惡道、如人私矯稱爲吏、私相
079 署置官爵。不行沙門、慢戒不承至法、趣授人
080 戒、如人私相署置。王者覺之、俱兩得罪。慢法
081 弟子更相授戒、亦復如是。何況優婆塞。若國
082 中無沙門、男女樂爲善、樂戒、優婆塞戒俱了
083 了、曉解行事、有慧慮、有權宜、曉度人、如是具
084 足者、自可授與人戒。但可教化十方。佛比丘
085 僧、自可受俗禮。老者^②、不宜受禮、不得受和南^③
086 禮。當數教令持戒、護意、守行、令脫十惡地、得
087 生三善處。若後有持律行沙門、當牽手授與
088 道人、使更受戒、後則無憂^{※1}。俱兩得度、是爲助
089 佛化愚。亦人之師導善本。本立而道生^④。是故
090 知五戒師爲重。

〔校注〕

※1 原文「優」、意に抛りて「憂」と改む。

〔注釈〕

①【法律】法と戒律。

②【老者】道家の者をさすか。

③【和南】*vandana*の音訳語。礼拝、敬礼、稽首を指す。

④【本立而道生】『論語』学而第一、

有子曰（孔安國曰。弟子有若）。其爲人也、孝悌而好犯上者鮮矣（鮮少也）。

上謂凡在已上者言孝悌之人、必有恭順。好欲犯其上者少也。不好犯上而好作亂未之有也。君子務本。本立而道生（本基也。基立而後可乃仁成也）。孝悌也者、其爲仁之本與。

（四部叢刊諸編本『論語集解』卷一、二頁）

〔訓読〕

「正たと使いい沙門持戒するも、持戒して法律に入らず、行、法律に違わば、猶お他人の師爲るに當らず。何ぞ況んや戒に了了なざらるをや。持戒に不曉なるが爲め、行ずる所を知らず。不曉爲りて度世の道を求むるは、猶お盲人の道を見ざるが如し。復た云何が人に道を示さんと欲するや。智の信ぜざる所の持戒せざる者、行の趣く所に不曉なり。不當なる妄信の弟子も亦た不當に趣いそぎ佛戒を受け、自ら大言す。

『我の行ずる所在のみ。師に在らざるなり。』

と。是れ兩癡の俱に得度せざるなり。兩人の惡道、人の私に矯いっわり稱して吏と爲り、私に相えらびて官爵を署置するが如し。不行の沙門、戒を慢おこたりて至法を承いそげず、趣いそぎ人に戒を授くは、人の私に相えらびて署置するが如し。王者之れを覺えれば、俱に兩ふたり罪を得。慢法の弟子の更こも相あい授戒すること、亦復た是くの如し。何ぞ況や優婆塞をや。若し國中に沙門無く、男女、善爲らんと樂い、戒を樂い、優婆塞の戒を俱すること了了なりて、行事を曉解し、慧慮有り、權宜ありて、人を度するに曉なりて、是くの如きを具足せば、自ら人に戒を授與するも可なり。但だ十方を教化すべし。佛の比丘僧、自ら俗禮を受くべし。老者、禮を受くるに宜しからず、和南の禮を受くるを得ず。當に數しばしば持戒・護意・守

行せしめば、十惡地を脱せしめ、三善處に生ぜしむるを得。若し後に持律行の沙門有らば、當に牽手して道人に授與し、更に受戒せしめば、後に則ち憂い無し。俱に兩り得度せば、是れ佛の愚を化するの助と爲る。亦た人の師は善に導く本たり。本立ちて道生ず。是の故に五戒師を重しと爲すを知る。」

〔訳文〕

「たとえ持戒した沙門でも、持戒しながら法と戒律の規範に入らず、その行が法と戒律に違反していたら、他人の師となるのにふさわしくない。ましてや戒をよく知らない者はなおさらである。戒を持つことをよく知らないために行ずるべきことを知らないのである。それをよく知らずして度世の道を求めることは、盲人に道が見えないのと同じである。いったいどうして人に道を示そうとできるだろうか。智者が信用を置かない持戒せざる者は、行の趣く先をよく知らない。不当であり（そのような師を）妄信する弟子もまた不当に急いで仏戒を受け、自ら声高に、

『（正しい）行は我のところのみある。師のところではない。』

と言う。二人の痴者はともに得度することができない。二人の悪しき行いによって趣く先は、人が不正に偽って官吏と称し、不正に人を選び官爵を置くのと同じである。行をつとめない沙門が、守戒を怠って至上なる法を承けず、急いで人に戒を授けることは、人が不正に人を選んで官職に置くのと同じである。王者がそれに気づけば、二人とも有罪となる。仏法を慢る弟子が互いに戒を授け合うことも、また同様である。まして優婆塞ならなおさらである。もしも国に沙門がない状況で、男女が善人になりたいと願い、戒を求めていたとして、よく戒を具足する優婆塞がおり、儀式作法に通じ、智慧と思慮があり、臨機応変な処置ができ、人を度することに明るく、これらすべてを満たしていれば、その優婆塞は自ら人に戒を授与してもよい。ただただ十方を教化しなさい。仏徒は進んで俗礼を受けなさい。道家は礼を受けることをよしとせず、和南の礼を受けてはいない。たびたび持戒させ、心を護らせ、行を守らせれば、十惡地を脱させ、三善處に生まれさせることができる。もし後に、律と行を保つ沙門がいて、牽手して道家に（律と行を）授け、さらに受戒させたなら、後世に憂いはない。（沙門と道家の）両者が得度すれば、仏が愚癡なる者を教化する助けとなる。また、人の師とは善に導く根本である。根本が定まって、はじめて進むべき道がはっきりする。これらことから、五戒を授ける師が重要であることを知ることができる。」

〔校訂文〕

- 091 佛言。持五戒大難。懃守護心意、令不犯道禁^①。
- 092 不可^{※1}前却、如稱乍低乍仰^②。持五戒、猶如持五
- 093 利劍^③。失一劍五劍盡投地傷破人身。失一戒
- 094 爲失五戒。傷人神入三惡道、無復出期。戒師、
- 095 爲生行從三惡道中拔度弟子。授人五戒、爲
- 096 已閉三惡道。爲生從亂劍下救脫弟子。爲生
- 097 從大火中、大獲^④中、手牽弟子出之。五戒十善
- 098 師爲重、爲以度人。若後弟子出家、不得宿命
- 099 本師、終不得度。雖得餘師、終不成就受戒而
- 100 已。行不入律、非佛弟子。師與弟子俱不相信、
- 101 終不得度。

〔校注〕

※1 原文「可」。前後の「懃ろに心意を守護し、道禁を犯さざらしめよ」「稱^{はかり}の乍^{たちま}ち低れ乍^たち仰ぐるが如し」という文脈や、本経卷上に、

不可如銓乍低乍仰。持戒當行忠孝。

(P.373) 346—347行)

とあることから、「不可」と改む。

〔注釈〕

- ① 【道禁】 仏道における禁忌。
- ② 【如稱乍低乍仰】 『道行般若経』卷五、
若復有菩薩、有時欲聞般若波羅蜜、或不欲聞。其心亂數數轉、如稱乍低乍

仰。是輩人適學未發故、使少信不樂得深般若波羅蜜。便厭不欲學棄捨去、如是終不成就、墮羅漢、辟支佛道中。

(大正八、四五—頁中—下)

③【利劍】鋭利な劍。

④【大瀆】「瀆」は激しく水が流れるさま。激流の意か。

〔訓読〕

佛言わく。

「五戒を持するは大いに難し。懃ろに心意を守護し、道禁を犯さざらしめよ。前却すべからざること、稱はかりの乍たちまち低たれ乍たちまち仰たぐるが如し。五戒を持するは、猶お五利劍を持するが如し。一劍を失すれば五劍盡く投地して人身を傷破す。一戒を失するは五戒を失すると爲す。人を傷すれば神は三惡道に入り、復た出期すること無し。戒師、生の爲めに行きて三惡道中從り弟子を拔度す。人に五戒を授かば、爲すなわち已に三惡道閉ず。生の爲めに亂劍の下從り弟子を救脱す。生の爲めに大火の中、大瀆の中從り、手牽して弟子を之れより出だす。五戒十善の師を重しと爲すは、人を度するを以ての爲めなり。若し後に弟子出家するも、宿命の本師を得ざれば、終に得度せざるなり。餘師を得ると雖も、終に受戒成就せざるのみ。行の律に入らざれば、佛弟子に非ず。師と弟子の俱に相い信ぜざれば、終に得度せざるなり。」

〔訳文〕

仏は仰った。

「五戒を保持することは非常に困難である。懃ろに心意を守護し、禁忌を犯してはならない。秤が下がってはまた上がるように進退してはならない。五戒を保持することは、まさに五つの鋭利な劍を所持することのようである。そのうち一劍を失えば、五劍すべてが地に投じて、人身を傷つける。一戒を失うことは五戒を失うことなのである。人を傷つけければ靈魂は三惡道に入り、再び出ることはできない。戒師は生ここでは「弟子」の意味かゑのために三惡道へ行き、弟子を救う。人に五戒を授けたのであれば、すでに三惡道は閉じる。生ここでは「弟子」かゑのために乱劍の下から弟子を救出する。生ここでは「弟子」かゑのために大火の中、激流の中から、弟子の手を牽き救い出す。五戒十善の師が非常に大切なのは、（これらの苦の中から）弟子を救出するからである。もしその弟子が後世に出家しても、前世に付き従っていた師匠を再び師とすることができなければ、ついに得度することはできない。他の師につくことができても、ついに受戒は成就しない。行いが律に背くなら、仏弟子ではな

い。師と弟子がお互いともに信じなければ、ついに得度することはできない。」

〔校訂文〕

- 102 佛告提謂。我現身般泥洹滅度後、世名五亂^①。
103 一者王道亂、二者人民亂、三者鬼神亂、四
104 者九十六種道與佛道奄弊亂^{※1}、五者正法亂。其
105 時沙門、不行法戒、遊行入出、放心無禁。設有
106 奉戒沙門自守者、衆共非之。妄合無端、詐誣
107 清白^②云。此沙門、私行犯戒、外揚清白。此爲諛
108 諂^{※2}、^③。白衣人民、外學之士、因共信之。衆言^④能沈
109 木浮石^⑤、壞人心、惑^{※3}人意。帝王人民中有黠者^⑥、
110 乃識真人、癡者信之衆言。異口同音謗訕^⑦守
111 戒清淨之人、令守戒者心不得、令魔因得其
112 便、助動作之。遂共鬪諍、更相陷墮^⑧。欲令陷墮
113 惡道、令清白意疑。不信佛道、誹謗沙門。因是
114 皆墮地獄。受形無竟。是爲五亂令法毀滅。諸
115 天不悅、人民不得大福、弟子皆當入淵^⑨。受形
116 無數劫上。智者教守戒、自許^⑩云、我行菩薩道。

〔校注〕

※1 原文「弊」、意に拠りて「亂」を補い、「弊亂」とする。

※2 原文「論諂」、意に拠りて「諛諂」と改む。なお、上卷 P.3732、508 行の原

〔注釈〕

文では「偷諂」とされる。

※3 原文「惑」、意に拠りて「惑」と改む。

①【五亂】ここでは、世尊の滅度後に起こる五乱として、「王道乱・人民乱・鬼神乱、九十六種道与仏道奄弊乱・正法乱」の五つを挙げる。類似の用例としては、管見の限り、『決罪福経』に「五乱世」として「人民乱・王道乱・鬼神乱・人心憂怖乱・道法乱」を挙げる例が唯一である。

慧法菩薩、白佛言。世尊佛泥洹後、當五亂世。一者人民亂。二者王道亂。三者鬼神亂。四者人心憂怖亂。五者道法亂。

(大正八五、一三二八頁下)

②【清白】潔白な、汚れない。

③【諛諂】こびへつらう。

④【衆言】多くの人の言葉。

⑤【沈木浮石】「浮石沈木」、一般大衆の無責任な言論が道理に反して威力を持つこと。

⑥【黠者】わるがしい人。

⑦【謗訕】誇る、非難する。

⑧【陷墮】墮落する。

⑨【入淵】地獄に墮ちるの意。『付法藏因縁伝』卷六、

爲善生天、爲惡入淵。

(大正五〇、三二二頁上)

⑩【自許】自負する。

〔訓読〕

佛、提謂に告げたまう。

「我が現身の般泥洹滅度の後、世に五亂と名づくあり。一は王道亂、二は人民亂、三は鬼神亂、四は九十六種道の佛道を與て奄弊うの亂、五は正法亂なり。其の時沙門、法戒を行ぜず、遊行して入出し、安心して禁無し。設し奉戒の沙門の自ら守る者有るも、衆は共に之れに非ず。妄りに合すること無端にして、清白を詐誣して云わく。

『此の沙門、私かに犯戒を行じ、外には清白を揚ぐ。此れ諛諂爲り。』

白衣の人民、外學の士、因りて共に之れを信ず。衆言は能く木を沈め石を浮かせ、人意を壊し、人心を惑わす。帝王人民中に黠者有りて、乃ち眞人を識るも、癡者は之の衆言を信ず。異口同音に守戒清淨の人を謗訕し、守戒者をして心を得ざらしめ、魔因をして其の便を得さしめ、之れを動作するを助く。遂に共に鬪諍して、更相こしもあい陷墮す。惡道に陷墮せしめんと欲し、清白をして意を疑わしめんと欲す。佛道を信じず、

沙門を誹謗す。是れに因りて皆な地獄に墮す。形を受くること無竟なり。是れ五亂の法をして毀滅せしめる爲り。諸天悦ばず、人民大福を得ず、弟子皆な當に淵に入るべし。形を受くること無數劫に上し。智者は守戒を教え、自許して云わく、

『我れ菩薩道を行ず』

と。」

〔訳文〕

仏は提謂に告げたまうた。

「我が現身が般泥洹滅度した後に、世の中に五亂がおこる。一は王道乱、二は人民乱、三は鬼神乱、四は九十六種の外道が仏法を覆い隠す乱、五は正法乱である。その時に沙門は仏法と戒律を行わず、遊行していろいろな所に入りし、勝手気ままに掟を守らない。もし戒を奉り自ら守戒する沙門がいても、多くの人々はそうではない。妄りに集団を成しては、清廉潔白な者を騙して、

『あの沙門は密かに戒を破っていないながら、表面には清廉潔白であるように振舞っている。これは諛諂である。』

と吹聴する。世俗の人民や外学の学者は、みなその言葉を信じてしまう。大衆の言葉は木を沈めて石を浮かせ、人々の心を壊し、惑わす。帝王や人民の中には賢明な者もいて、その者は真人を見分けることができるが、癡者は大衆の言葉を信じてしまう。異口同音に守戒清浄の沙門を誹謗し、守戒者をして心を得ざらしめ《未詳》、魔因《未詳》をもってそのはたらきを助ける。遂には共に争い合つて、お互い墮落してゆく。(大衆の言葉は、人を)悪道に墮とさんとして、清廉な人を懷疑させる。仏道を信じず、沙門を誹謗する。これによってみな地獄に墮ち、際限なくこの世に生を受け続ける。これが、五亂が仏法を毀滅させるということである。諸天は悦ばず、人民は大福を得ず、弟子はみな地獄へ墮ちる。この世に生を受けて、すでに無數劫も久しい。智者は守戒を教え、自負して言う。

『私は菩薩道を行じる』

と。」

〔校訂文〕

- 117 長者提謂、白佛言。甚難甚難。天中天。持五戒
118 爲度一切。爲閉絕三惡道。佛言。爲閉絕十惡
119 道。一者地獄道、二者畜生道、三者餓鬼道、四
120 者鬼神道、五者奴婢道、六者毒獸道、七者飛
121 鳥道、八者蚊蠅蠍蟲蟻道、九者〔虫+蚤〕〔虫+風〕^①道、十
122 者猪狗道。復有二種苦。一者龍中苦、二者阿
123 須倫中苦。是爲十二惡道^②、用之則度。不用之
124 墮惡道、隨行受報。持五戒完者、得三善道。一
125 者生天上、二者生人中、三者生十方佛前。犯
126 戒者有十二邪行。愚癡致之。布施瞋恚、墮龍
127 中^③。行五度^④具足、心悔愁毒、墮阿須倫中。喜諛
128 諂^{※1}、墮鬼神中。喜姪逸犯他人婦女爲飛鳥、姪
129 親族爲鷄鴨。喜劫人剝脫他人衣服、墮蟲中。
130 匿慧不語人、爲土木中蟲。好帶弓刀騎乘、後
131 爲夷人。夷人好獍殺^⑤、後爲豺狼。人好觥突^⑥、負
132 責不償、後爲六畜。喜著釵華^⑦、後爲載角蟲。喜
133 著長衣、後爲長尾蟲。喜著木歧^⑧、後作有甲蟲。人
134 喜盜竊惡口、後作狗。人喜樂牀坐臥食、供養
135 無所用心、後作猪。人喜貪咽、後生爲〔虫+蚤〕。人喜
136 樂綵服^⑨、後生爲斑鳥^⑩。人喜赤口^⑪、後爲赤〔口+（携手）〕鳥。
137 人喜野盜藏去^⑫所有、後生爲鼠。人喜野田作
138 藏、後爲野鼠。人喜盜人物、後爲野獸。人喜負

- 139 責不償、後爲牛馬。人喜水中藏物、後爲鮫魚。
- 140 人喜含毒惡口、喜以水沛人、則爲水中毒惡
- 141 蟲。人喜持不淨糟糠之物、施人及奴婢、後作
- 142 溷中^⑬蟲。惡性喜效伎樂、後爲彌猴。教人布施、
- 143 不可意^⑭則怒、後爲師子。人喜脫人衣冠、持頭
- 144 舐突人^⑮、及罵詈沙門形、笑禿人^⑯、後使白禿^{⑰⑱}。喜
- 145 臥熱沙上、復教人、則爲蝸蟻^⑲、亦墮龍中。人喜
- 146 匿深室^⑳惡口讒人、人無犯者橫自讒人、不自
- 147 引負、復惡口刺人、後爲「虫+罔」蛇惡「虫+風」。又有三事。
- 148 一者從本無中來、二者魔中來作惱惱^{※2}人、三
- 149 者人喜相低「直+曜日」。後爲懷惱^{※3}蟲、罪竟爲「虫+風」。人喜
- 150 相搔^⑳、後爲土「虫+風」。人喜故放上下風、後爲虻
- 151 「虫+槃」蟲^㉑。人喜通惡聲^㉒、後爲鴉鼻^㉓鳥。人喜禍語、後
- 152 爲野狐。負責不償、借貸不歸、後爲奴婢。人故
- 153 強乞、後爲終身客。人喜睡臥、後爲螺蚌蚶蠹
- 154 蟲。凡此三十事并地獄餓鬼、合爲五十二事、爲
- 155 微妙惡行。五戒中事曉解、五道中有形之類
- 156 曉解、行事了了、乃可中爲人師。乃可授人戒。

「校注」

※1 原文「論諂」、意に拠りて「諛諂」と改む。なお、上巻P.3732、508行の原文では「偷諂」とされる。

※2 原文「惚惚」、「惚」は「惱」の異体字として用いられる。本経において「惚」

は「惱」の意で使用されている(P.3732 591行、S.2051 149行など)ことから、「惱」と改める。

※3 原文「惚」、「惚」は「惱」の異体字として用いられる。意に拠りて「惱」

を採る。

〔注釈〕

- ① 【虫十蚤】「虫十風」未詳。「虫十風」は「虫の穴」の意。
- ② 【爲閉絶十惡道】一者地獄道、二者畜生道、三者餓鬼道、四者鬼神道、五者奴婢道、六者毒獸道、七者飛鳥道、八者蚊盲蠅蠍蟲蟻道、九者「虫十蚤」「虫十風」道、十者猪狗道。復有二種苦。一者龍中苦、二者阿須倫中苦。是爲十二惡道。他經において、『淨度三昧經』に一箇所の用例が見られるのみである。『淨度三昧經』卷二（七寺本）、
佛授人戒、欲度脱。居家修道、當持五戒行。歲三齋除三毒、月六齋制六賊、九齋除九惱、滅九思、愈九病、^{〔註〕}閉絶十二惡道、開十二門、令至泥洹。
〔中国撰述經典（其之二）〕五八頁。翻刻文右傍の【】は、写本行外に記された誤字訂正。「閉」の異体字か）
- ③ 【布施瞋恚、墮龍中】『大智度論』卷一六、
大作布施、瞋恚曲心、以此因緣故、受諸龍身。
（大正二五、一七五頁上）
- ④ 【五度】布施・持戒・忍辱・精進・禪定の五波羅蜜。
- ⑤ 【猶殺】「猶」は「狩りをする」の意、「獵」に通ず。狩獵して殺生するという意か。
- ⑥ 【觥突】猛牛が人につきかかるように、怒りの心をもって人を害すること。
- ⑦ 【釵華】かんざしや花飾りのことか。
- ⑧ 【木跂】「跂」は「足」の意味を持つことから、木製の履物の類のことか。
- ⑨ 【綵服】彩りのある絹織物。

⑩ 【斑鳥】「斑鳩」（鳩の一種）のことか。

⑪ 【赤口】悪口、人を傷つける言葉。

⑫ 【藏去】収蔵する。

⑬ 【溷中】廁の中。

⑭ 【可意】心にかなう、気に入る。

⑮ 【持頭觥突人】『淨度三昧經』卷三（七寺本）、
喜著步搖華樹巾角、持頭觥觸人、死後入大鷲獄。鷲立人兩肩上、「口十（携一才）」如鐵錐、啄人頭、發骨食腦。
〔中国撰述經典（其之二）〕一〇〇頁）

友父影、火燒人頭、故致此殃。
〔中国撰述經典（其之二）〕三九—四〇頁。翻刻文右傍の（）は文意が取れない箇所を翻刻者が推測したものであり、「一」は翻刻者による写本の誤字訂正）

⑯ 【白秃】未詳。はげ頭の意か。

⑰ 【秃人】はげ頭の人。

⑱ 【人喜脱人衣冠、持頭觥突人、及罵詈沙門形、笑秃人、後便白秃】『淨度三昧經』卷一（疑經。京都大学所蔵本）、
第三十原都王、主治鐵輪獄。燒輪正赤、自然出人頭上。但坐騎度父母、師友、君王、夫主及所尊、持頭極觸人、持沙門頭形、咲蹇吃秃人、蹈師

⑱【蝌蚪】未詳。「蝌」はオタマジャクシ、「蚪」は「蜥蜴」の二字でトカゲの意を持つ。爬虫類の一種か。

⑳【深室】牢獄。

㉑【懊惱】憂い悩む。

㉒【搔痒】未詳。

㉓【蚍「虫+蟻」蟲】「蚍「虫+蟻」は未詳だが、「蚍」は蟻、「虫+蟻」は「蟻（わらし虫）」の意。

唐代の韓愈の詩に、「蚍蜉撼大樹（蚍蜉、大樹を撼かす。見識が乏しいものが

〔訓読〕

長者提謂、佛に白して言さく。

「甚だ難し、甚だ難し。天中天よ。五戒を持ちて一切を度すると爲さん。三惡道を閉絶すると爲さん。」

「十惡道を閉絶すると爲す。一は地獄道、二は畜生道、三は餓鬼道、四は鬼神道、五は奴婢道、六は毒獸道、七は飛鳥道、八は蚊盲蠅蛾蟲蟻道、九は「虫+蚤」「虫+風」道、十は猪狗道なり。復た二種の苦有り。一は龍中苦、二は阿須倫中苦なり。是の十二惡道の爲に、之れを用いて則ち度す。之れを用いざれば惡道に墮ち、行に隨いて報いを受く。

五戒を持つること完きなれば、三善道を得。一は天上に生じ、二は人中に生じ、三は十方佛の前に生ずるなり。犯戒には十二邪行有り。愚癡なれば之れを致す。布施するも瞋恚せば、龍中に墮つ。五度を具足し行ずるも、心悔みて愁毒せば、阿須倫中に墮つ。諛諂を喜べば、鬼神中に墮つ。姪逸を喜びて他人の婦女を犯せば飛鳥と爲り、親族を姪すれば鷄鴨と爲る。人より劫めるを喜びて他人の衣服を剝脱せば、蟲中に墮つ。慧を匿して語らざる人、土木中の蟲と爲る。弓刀を帶して騎乗するを好めば、後に夷人と爲る。夷人、獮殺を好み、後に豺狼と爲る。人の觥突を好み、負責して償わざるは、後に六畜と爲る。釵華を著けるを喜べば、後に載角の蟲と爲る。長衣を著るを喜べば、後に長尾の蟲

妄りに自分より優れたものを之すという意。蚍蜉は大蟻のこと」とあること、

さらに、「人、喜故放上下風、後爲蚍「虫+蟻」蟲（人、故に上下の風を放つて喜ぶは、後に蚍「虫+蟻」蟲と爲る。すなわち、故意に目上や目下にうわさを風評する人は、後世では蚍「虫+蟻」蟲となる）」という文脈から、「蚍「虫+蟻」は蟻の仲間と思われる。

㉔【惡聲】悪いうわさ。

㉕【鵝鼻】ふくろう。

と爲る。木跂を著けるを喜ばば、後に甲有る蟲と作る。人の盜竊惡口を喜ぶは、後に狗と作る。人の牀坐臥食を喜樂し、供養するに用心する所無くば、後に猪と作る。人の貪咽するを喜ぶは、後生に「虫+蚤」と爲る。人の綵服を喜樂するは、後生に斑鳥と爲る。人の赤口を喜ぶは、後に赤「口+（携手）」鳥と爲る。人の野盜して所有を藏去するを喜ぶは、後生に鼠と爲る。人の野田に藏を作るを喜ぶは、後に野鼠と爲る。人、人の物を盜むを喜ぶは、後に野獸と爲る。人の負責して償わざるを喜ぶは、後に牛馬と爲る。人の水中に物を藏するを喜ぶは、後に鮫魚に爲る。人の毒惡を口に含むを喜び、水を以て人に沛することを喜ぶは、則ち水中の毒惡蟲と爲る。人の不淨糟糠の物を持ち、人及び奴婢に施すを喜ぶは、後に溷中の蟲と爲る。惡性なる伎樂なからを效うことを喜ばば、後に彌猴と爲る。人をして布施せしめ、可意ならざりて則ち怒れば、後に師子と爲る。人、人の衣冠を脱し、頭を持ちて人に舐突し、及び沙門の形を罵詈し、禿人を笑わば、後に便ち白禿と爲る。熱沙の上に臥し、復た人をしてせしむるを喜ばば、則ち蝸蟻と爲り、亦た龍中に墮つ。人の深室に匿いて惡口もて人を讒することを喜び、人の犯すこと無き者を横さんと自ら人を讒り、自らは負を引かず、復た惡口もて人を刺せば、後に「虫+罔」蛇惡「虫+風」と爲る。

又た三事有り。一は【從本無中來】《未詳》、二は【魔中來作惱惱人】《未詳》、三は【人喜相低「直+（曜日）」】《未詳》。後に懊惱の蟲と爲り、罪竟らば「虫+風」と爲る。人の相い搔搔《未詳》することを喜ぶは、後に土「虫+風」と爲る。人の故こに上下の風を放つを喜ぶは、後に虻「虫+𧈧」蟲と爲る。人の惡聲を通すを喜ぶは、後に鴉鼻鳥と爲る。人の禍語を喜ぶは、後に野狐と爲る。負責して償わず、借貸して歸せざれば、後に奴婢と爲る。人の故より強いて乞うは、後に終身客と爲る。人の睡臥を喜ぶは、後に螺蚌蚶蠹蟲《未詳》と爲る。凡そ此の三十事並びに地獄餓鬼、合して五十二事と爲す。微妙なる惡行爲り。五戒中の事に曉解なりて、五道中の有形の類に曉解なりて、行事に了了なれば、乃ち人師と爲るに中あたるべし。乃ち人に戒を授くべし。」

【訳文】

長者提謂は仏に申し上げた。

「非常におそろしい、非常におそろしいことです。天中天よ。五戒を守持して一切を濟度します。三惡道を閉絶します。仏は仰った。」

「(五戒を守持すれば) 十悪道を閉絶することができ。一は地獄道、二は畜生道、三は餓鬼道、四は鬼神道、五は奴婢道、六は毒獸道、七は飛鳥道、八は蚊盲蠅蛾虫蟻道、九は「虫+蚤」[「虫+風」]《未詳》道、十は猪狗道である。また、二種の苦がある。一は龍中苦、二は阿須倫中苦である。この十二悪道を、五戒を用いて度するのである。五戒を用いなければ悪道に墮ち、その行いに随って報いを受ける。

五戒を完璧に守持すれば、三善道を得る。一は天上に生じ、二は人中に生じ、三は十方仏の前に生じる。犯戒には、十二の邪行がある。愚痴であればそれらの邪行をまねき寄せる。布施をしても怒りに駆られることがあれば、龍中に墮ちる。五波羅蜜を具足して行をしても、心に悔いがあつて思い悩めば、阿須倫中に墮ちる。媚びへつらうことを好めば鬼神中に墮ちる。姪逸を好んで他人の婦女を犯せば飛鳥となり、親族に姪汰な行いをすれば鶏や鴨となる。人から強奪することを好んで他人の衣服を剝脱すれば、虫中に墮ちる。知慧があるのに隠して黙っている人は、土や木の中の虫となる。弓や刀を帯びて騎乗することを好めば、後世では夷人となる。夷人とは狩獵して殺生することを好むものであり、後世では豺狼となる。荒つぽく人を攻撃しておいて、その責を償わない人は、後世では六畜になる。かんざしや花飾りを身に付けることを好めば、後世では角のある虫になる。裾の長い服を着ることを好めば、後世では尾の長い虫になる。木靴を履くことを好めば、後世では甲虫となる。盗みや悪口を好む人は、後世では犬となる。寝ては食べてを繰り返して、供養に心を配ることのない人は、後世では猪となる。貪咽することを好む人は、後世に「虫+蚤」《未詳》となる。色鮮やかな服を(着ることを)楽しむ人は、後世に斑鳥となる。言葉で人を傷つけることを好む人は、後に赤「口+(携手)」鳥《未詳》なる。野盗して得たものを隠し蓄えることを好む人は、後に鼠となる。野田に蔵を作ること好む人は、後世では野鼠となる。人の物を盗むことを好む人は、後世では野獸となる。いつも責任を果たさない人は、後世では牛馬となる。水中に物を蓄えることを好む人は、後世では鮫となる。いつも悪口を言い、水を勢いよく吐き出す(ように、とめどなく悪口を言う)人は、水中の毒虫と爲る。汚れた粗末な食物を人や奴婢に施すことを好む人は、後世では廁の中の虫となる。よろしくない伎樂を習うことを好めば、後世では猿となる。人に布施を強いて、気に入らないと言つて怒れば、後世では獅子となる。人の衣冠を奪つたり、頭を人にぶついたり、また沙門の姿を罵倒して、はげ頭の人を笑う人は、後に白禿《未詳》となる。熱沙の上に臥し《未詳》、また人にそうさせることを好めば、蝸蟻《未詳》。爬虫類の一種か《未詳》となり、また龍中に墮ちる。牢獄に人を匿つて、悪口を言い讒することを好み、無罪の人を中傷して罪をきせて自分は罪を負わず、また悪口をもつて人を批判すれば、後世では「虫+罔」蛇惡「虫+風」《未詳》となる。

また、三事がある。一は【従本無中來】《未詳》、二は【魔中來作惱惱人】《未詳》、三は【人喜相低「直+(曜+日)」】《未詳》。後世では懊惱の虫《未詳》となり、罪がつきれば「虫+風」《未詳》となる。相い搔控《未詳》することを喜ぶ人は、後世では土「虫+風」《未詳》になる。故意に目上や目下にうわさを流す人は、後世では虻「虫+螫」虫《未詳》の一種か《未詳》となる。悪いうわさを流すことを好む人は、後世ではフクロウとなる。災い

をまねく言葉（呪言）を好む人は、後世では野狐となる。責任を負いながら果たさず、借貸して返さなければ、後世では奴婢となる。常日頃より強引に乞食をする人は、後世では生涯寄る辺のない旅人となる。眠ってばかりの人は、後世では螺蚌蚘蟻虫（《未詳》）となる。およそこれらの三十事、ならびに地獄・餓鬼を合わせた五十二事は、細かく複雑な悪行である。五戒中の事によく通じており、五道中の肉体を持つ者のことをよく理解し、行事を明瞭に理解して、はじめて人の師となるにふさわしいと言える。そうしてようやく人に戒を授与できるのである。」

〔校訂文〕

- 157 佛言。千歲欲末時我弟子、自共破我法、不肯
158 諦學、不隱密道、性粗略行之、行不入法律、終
159 不得免^{※1}三塗之難。身自不持戒、不行威儀、設
160 見智者說戒威儀、入律之行、皆言。今日世人、
161 何時能知如是行耶。求道甚遠、不可爾也。便
162 共更相訪效、放心散意、犯戒慢法、已爲作罪。
163 復作法中大魔增^{※2}上。奉法自守戒者、當衆雷
164 同、四輩^①更相謗訕、不自知行違、流入三牢、迷
165 行致之。復於罪中作罪。何以故。自犯戒、復憎
166 守戒清白者、是爲罪中之罪、惡中之惡者。我
167 般泥洹後、弟子雜外學、不能專一心。不看正
168 經、行不究戒。因共往往抄鈔^②聖典、藏本略、現
169 經抄、令後學者不知經頭尾、不知句義。令人
170 不度、亦不得道。但用不了故、後人不見經本、
171 依抄授人戒。戒文不了了、不知佛口所出、終
172 不得脫。是十二惡道。師與弟子、自謂得度、不
173 知行違、死後俱墮惡道、終不得度。或師不明、
174 或弟子不奉師戒、是故入三惡道。

〔校注〕

※1 原文「勉」、意に抛りて「免」と改む。

※2 原文「憎」、意に抛りて「增」と改む。

〔注釈〕

①【四輩】出家・在家の男女。すなわち比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷のこと。

②【抄鈔】少なくするという意か。

〔訓読〕

佛言わく。

「千歳の末時に我が弟子たらんと欲するも、自ら共に我が法を破し、諦學を肯ぜず、密道を隠さず、性の粗略にして之れを行じ、行の法律に入らざれば、終に三塗の難を免がるることを得ず。

身みずか自ら持戒せず、威儀を行ぜず、設い智者の威儀・入律の行を説戒するに見えるも、皆な言わく。

『今日の世人、何時ぞ是くの如き行を知ること能う。』

求道は甚遠にして、不可なるのみなり。

便たとい共に更こも相あい訪ならね效なわんとするも、放心散意なりて、戒を犯し法を慢り、已に罪を作す爲り。復た法の中に大魔増上を作す。法を奉り

自ら守戒する者、衆に當たりて雷同し、四輩更こも相あい謗訕し、自ら知らずに違を行じ、三牟こに流入し、迷行こ之に致る。復た罪中に罪を作す。何を以ての故に。自ら戒を犯し、復た守戒清白なる者を憎むは、是れ罪中の罪、惡中の惡者爲り。

我れ般泥洹の後、弟子は外學を雜え、専ら一心なること能わず。正經を看ずして、行は戒を究めず。共に往往に聖典を抄鈔し、藏本を略し、現經を抄するに因りて、後學の者をして經の頭尾を知らざらしめ、句義を知らざらしむ。人をして度せしめず、亦た得道せしめず。但だ不了なるを用いるが故に、後人經本を見ず、抄に依りて人に戒を授く。戒文了了ならざれば、佛の口より出づる所を知らず、終に得脱せず。是れ十二惡道なり。師と弟子、自ら得度せりと謂うも、行の違うを知らざれば、死後俱に惡道に墮ち、終に得度せず。或いは師、明ならず、或いは弟子、師の戒を奉じざれば、是の故に三惡道に入る。」

〔訳文〕

仏は仰った。

「千年後のその末時まで我が弟子でありたいと欲しながら、自ら我が法を破り、真理を肯定せず、密道《未詳》を隠さず、いいかげんに行を行い、その行が法と律から外れていたら、とうとう三途の難を免がれることはできない。自ら持戒せず、威儀を行ぜず、たとえ智者が威儀と入律の行を説戒する場面に出会っても、みなこう言う。

『今の世の人は、一体いつそのような（律に適った）行を知ることができるのだろうか。』
（これでは）求道への道のりは長く、不可能である。

たとえだれかと互いに（律行を）たずね合い習得しようとしても、（みな）心の向くまま散漫で、戒を犯し法を慢っており、すでに罪を犯している。さらに法の中に増上という大魔をなす。仏法を遵奉し自ら守戒する者でも、大衆に同調し、比丘・比丘尼、優婆塞・優婆夷は互いに謗りあい、気付かないうちに戒を犯し、三宰《未詳》に流入して、迷味の行はここに極まる。さらに罪の中で重ねて罪を犯す。何故そうになってしまうのか。自ら戒を犯し、さらに戒を守る清廉な者を憎むことが、まさに罪中の罪であり、悪中の悪だからである。

私が般涅槃した後には、弟子は外学をも学ぶようになり、ただ仏法のみ専心することがなくなってしまう。正しい経典を見ないため、行には戒がそなわらない。みな常に聖典の文を省略し、経蔵の本を不足させ、経文を省略して、後学の者に経典の首尾や語句の意味を分からなくさせる。人を済度させず、また得道させないようにする。ただ不明瞭な経典を用いるほかないため、後の人はもとの経本を見ずに、抄出経によって人に戒を授けるようになる。戒文が明瞭でなければ、仏の金口を知ることではなく、とうとう得度解脱することはない。これが十二悪道である。師と弟子が自ら得度したと自称しても、行が（仏法に）背いていることに気付かなければ、死後は両者ともに悪道に墮ち、ついに得度することはない。あるいは師が（戒律に）通じていなかったり、あるいは弟子が師の戒を遵奉しなければ、それにより三悪道に入る。」

〔校訂文〕

- 175 佛言。譬如兩病人終不能相扶持^①。師與弟子、
 176 不行戒威儀者、如兩病人終不能相擔救。亦
 177 不能相度脫。長者提謂白佛言。甚深^{※1}微妙。與
 178 人五戒、爲甚難。天中天。爲人重任大難。天中
 179 天。輒如教奉行^{※2}、不敢違失一事。五百賈人、
 180 聞經歡喜、一一內著心中。皆白佛言。一切衆
 181 生、欲作行、求保人道、如佛言者、甚難甚難。天
 182 中天。人心一念去^{※3}、一念來、一適滅一復生。心
 183 之狡猾。造作無端、百心百念以成百^{※4}身。人意^②難
 184 護心爲身^{※5}。本心不可見、不可信。是故知人
 185 身難得、度世甚危甚難。天中天。佛言。如汝^{※6}所
 186 言、佛語無有異^{※7}。人身實難得。譬如二人、一人^{※8}。
 187 在須彌山上織縷^{※9}。下之、一人在山下持針仰^{※10}。
 188 迎、縷使入針鼻中。相去三百三十六萬里、復有
 189 隨風^④猛^{※11}風吹之。寧能使縷值^{※12}針鼻孔^{※13}中不。長
 190 者提謂五百人等^{※14}、皆言。不可^{※15}相值。天中天。十
 191 劫百千億萬劫^{※16}、終不能使縷值針鼻中^{※17}。天中
 192 天。佛言。億億萬劫、不可計劫會、復值針鼻^{※18}孔
 193 中、如是易耳。求人身難得^{※19}、於此百千萬億倍、
 194 不可計倍不可爲喻。人身實難得、身死欲使
 195 還服^{※20}。人身、甚大難。譬如瓦器^⑤。工^{※22}取好細赤土
 196 以爲器、燒成可用。久久破^{※22}以^{※23}棄之。欲令還合

【J1x:1657】

佛言。譬如兩病人終不能相扶持。師與弟子、

■ 行戒威儀者、如兩病人終不能相……

能相度脫。長者提謂白佛言。甚微妙。與

人五戒、爲甚難。天中天。爲人重任大難。天中

天。■ 教奉行、不敢違失一事。■ 人聞……

■ 一內著心中。皆白佛言。■ ……求保人道、如佛言者、

甚難甚難。天中天。人心…念法一念來、一適滅一復生。

心之狡猾。造作無端、百心百念以身。人意難護身爲心。

本心不…不可信。是故知人身難得、度世甚危…■

天中天。佛言。如如所言、佛語不異…■得。

譬如二人、在須彌山上僉縷下之、一人

【BD:3716】

在下持系針迎、縷使入針鼻中。

相去三百三十六萬里、復有風風吹之。寧能使縷入針

鼻中不。長者等五百人、皆言。不相值。天中天。十

劫百劫千劫萬萬劫、終不能使縷入針鼻。天中天。

佛言。億億萬劫、不可計劫會、復值針孔中、如是易耳。

求人身難、於此百千萬億倍、不可計倍不可爲喻。

人身實難得、身死欲使還生生服人身、甚大難。譬如瓦器。

工取好細赤土以爲器、燒成可用。久破久破已棄之。欲令

還合爲本土、可得合不。曰。不可合。佛言。棄破器、

置無人處、日炙風吹久久數千萬劫會、還本土合。

- 197 爲本土、可得合不。曰。不可合。佛言。棄是^{※24}破器、
 198 著^{※25}無人之^{※26}處、日夜^{※27}風吹久久數千億^{※28}萬劫會、
 199 還與^{※29}本土合。人死欲還服本^{※30}人身難、於此百
 200 千萬倍^{※31}不可爲喻。行戒者少、不持戒者多。受
 201 而不行、行而不具。故致百畜身。皆由其心意
 202 難制御。故人少百畜多。貴人少賤人多。好人
 203 少醜人多。用^{※32}行戒德者^{※33}少故也。

〔校注〕

- ※1 Jx.1657は「深」を欠く。
 ※2 Jx.1657は「之」を欠く。
 ※3 「去」Jx.1657は「法」とする。
 ※4 Jx.1657は「成百」を欠く。
 ※5 「護心爲身」Jx.1657は「護身爲心」とする。
 ※6 「如汝」Jx.1657は「如如」とする。
 ※7 「無有異」Jx.1657は「不異」とする。
 ※8 Jx.1657は「一人」を欠く。
 ※9 「織縷」Jx.1657は「僉縷」とする。
 ※10 「針仰」BD.3715は「糸針」とする。
 ※11 「隨嵐猛」BD.3715は「嵐」とする。
 ※12 「値」BD.3715は「入」とする。
 ※13 BD.3715は「孔」を欠く。
 ※14 「長者提謂五百人等」BD.3715は「長者等五百人」とする。

人死欲還本復人身難、於此百千萬不可爲喻。行戒者少、
 不持戒者多。受而不行、行而不具故、致百畜身。
 皆由其心意難制御。故人少百畜多。貴人少賤人多。
 好人少醜人多。乃用行戒德行者少故也。

- ※15 BD.3715は「可」を欠く。
 ※16 「十劫百千億萬劫」BD.3715は「十劫百劫千劫萬萬劫」とする。
 ※17 「値針鼻中」BD.3715は「入針鼻」とする。
 ※18 BD.3715は「鼻」を欠く。
 ※19 BD.3715は「得」を欠く。
 ※20 「還服」BD.3715は「還生生服」とする。
 ※21 原文「互」BD.3715は「工」とする。意に抛りて「工」と改む。
 ※22 「久久破」BD.3715は「久破久破」とする。
 ※23 「以」BD.3715は「已」とする。
 ※24 BD.3715は「是」を欠く。
 ※25 「著」BD.3715は「置」とする。
 ※26 BD.3715は「之」を欠く。
 ※27 「夜」BD.3715は「炙」とする。
 ※28 BD.3715は「億」を欠く。

※ 29 BD.3715 は「興」を欠く。

※ 30 「服本」BD.3715 は「本復」とする。

※ 31 BD.3715 は「倍」を欠く。

※ 32 「多用」BD.3715 は「多乃用」とする。

※ 33 「德者」BD.3715 は「徳行者」とする。

〔注釈〕

①【扶持】助ける、救護する。

②【人意】人の意志。

③【織縷】細い糸の意か。

④【隨風】大風。隨藍ともいう。

⑤【瓦器】泥土を焼いて作る器。

〔訓読〕

佛言わく。

「譬うるに兩病人の終に相い扶持すること能わざるが如し。師と弟子、戒と威儀を行ぜざるは、兩病人の終に相い擔ぎ救うこと能わざるが如し。亦た相い度脱すること能わず。」

長者提謂、佛に白して言さく。

「甚深微妙なり。人に五戒を與うるは、甚だ難しと爲す。天中天。人爲るは重任大難なり。天中天。輒ち教への如く之れを奉行し、敢えて一事も違失せず。」

五百賈人、經を聞きて歡喜し、一一を内は心中に著けり。皆な佛に白して言さく。

「一切衆生、行を作さんと欲し、人道を保たんと求め、佛言の如くすること、甚だ難し、甚だ難し。天中天。人心は一念去れば一念來たりて、一つ適に滅すれば一つ復た生ず。心は之れ狡猾なり。造作すること無端にして、百心百念以て百身を成す。人意、心を護り身を爲すこと難し。

本心見るべからず、信ずるべからず。是の故に人身は得難く、度世は甚だ危うく甚だ難しと知る。天中天。」

佛言わく。

「汝の言うが如きは、佛語と異有ること無し。人身、實に得難し。譬うるに二人ありて、一人須彌山上に在りて織縷之れを下し、一人山下に

在りて針を持って仰ぎ迎え、縷をして針鼻中に入らしめるが如し。相い去ること三百三十六萬里、復た隨嵐猛風有りて之れを吹く。寧ぞ縷をして針鼻孔中に値あわすこと能うや不や。」

長者提謂五百人等、皆な言さく。

「相い値うべからず。天中天。十劫百千億萬劫、終に縷をして針鼻中に値わしむること能わず。天中天。」
佛言わく。

「億億萬劫、不可計劫會、復た針鼻孔中に値わすこと、是くの如く易きのみ。人身を求むるは得難く、此に於いて百千萬億倍、不可計倍も不可なることの喩え爲り。人身實に得難く、身死して還た人身を服せしめんと欲するも、甚だ大いに難し。譬うるに瓦器の如し。工、好細なる赤土を取りて以て器を爲し、焼成して用うべし。久久ひさしくして破れ以れ之れを棄つ。還た合して本との土と爲さしめんと欲するに、合すこと得べしや不や。」

曰わく。

「合すべからず。」

佛言わく。

「是れを棄て器を破り、人無き處に著き、日夜風吹ふくこと久久ひさしく數千億萬劫會にして、還りて本との土と合す。人、死して還た本との人身を服さんと欲するも難きこと、此に於いて百千萬倍も不可なることの喩え爲り。戒を行ずる者少なく、戒を持たざる者多し。受して行ぜず、行じて具さず。故に百畜の身を致す。皆な其の心意を制御すること難きに由る。故に人少なく百畜多し。貴人少なく賤人多し。好人少なく醜人多し。用て戒徳を行ずる者少なきが故なり。」

「訳文」

仏は仰った。

「譬えるならば、二人の病人がとうとうお互い相手を助けることができないようなものである。師と弟子が戒と威儀を行わないことは、二人の病人がとうとうお互いを担ぎ救護することができないようなものである。いずれも互いに度脱することができない。」
長者提謂は、仏に申し上げた。

「甚だ奥深く微妙なことです。人に五戒を授与することは、非常に難しいことです。天中天よ。人であることは責任重大であり、困難なことです。天中天よ。直ちに教への通りに五戒を奉行し、決して一事たりとも違えず遺漏のないように致します。」
五百賈人は仏の説かれた教えを聞いて歓喜し、その一つ一つを心の中に留めた。みなは仏に申し上げた。

「一切の衆生が行をなそうと欲し、人道を保とうと求めて、仏の仰る通りにすることは、非常に困難です。天中天よ。人心というものは、一念が去ればまた一念が生じ、たった今一つの念が滅してもまたすぐに一つの念が生じます。心はまことに狡猾です。際限なく(念を)作り出し、数多の心・数多の念をもつて数多の身体を成します。人の意志では、心を護つて身を成すことは困難です。本心を見てはならない、信じてはならない。これらのことから、人身は得難く、度世は非常に危うく非常に困難であると理解しました。天中天よ。」
仏は仰った。

「汝の申したことは、仏の語るところと異なる。人身は実に得難い。譬えるならば、二人の者のうち、一人は須弥山の上において細い糸を垂れ下ろし、もう一人は山の下において、針を持ってそれを仰ぎ迎え、糸を針穴の中に入れるようなものである。両者の間の距離は三百三十六万里あり、また大風猛風が吹きつける。どうして細い糸を針中に入れてることができるだろうか。」
長者提謂と五百人らは、みな申し上げた。

「あてることができません。天中天よ。十劫百千億万劫かけても、とうとう細い糸を針中にあわせることはできません。天中天よ。」
仏は仰った。

「億億万劫、不可計劫会、針穴にあてることなど、その程度の容易なことである。人身を求めることはその百千万億倍、不可計倍も叶いにくくという喩えである。人身は実に得難く、死後に再び人身を得ようとしても、非常に難しい。譬えるならば、瓦器のようなものである。職人が上質で繊細な赤土で器を形成し、焼いて完成させて使用した。それからしばらくして器は割れてしまい、棄てることとなった。再び(その破片を)もとの土に合わせようとしたら、はたして合わせることができるか否か。」

(みなは) 申し上げた。

「合わせることはできません。」

仏は仰った。

「破片を棄てて器を（さらに細かく）砕き、人のいないところに置き、しばらく日夜風にさらし、数千億万劫会を経てやっと、もとの土にもどる。人が死後に再び人身を得たいと願うことは、その百千万倍も叶いにくいという喩えである。戒を行ずる者は少なく、戒を守らない者が多い。受戒しながら戒を行わず、戒を行じていても充分に具わっていないければ、（後世では）数多い畜生の身となる。みなその意志を制御することが難しいからである。だから人は少なく、畜生は多いのである。貴人は少なく賤人が多い。良い人は少なく醜い人が多い。戒徳を行ずる者が少ないからである。」

〔校訂文〕

- 204 佛言。五道之報、皆由心生。心^{※1}念佛則有佛報。
- 205 心念人則有人報。想畜獸^{※2}作畜獸^{※3}。想飛鳥作
- 206 飛鳥。念惡得惡報、念善得善報。種病得病報^{※4}、
- 207 種痛得痛報^{※5}。不種不得。種衰^{※6}。命得衰^{※7}。命、種短
- 208 命得短命。種好得好、種醜得醜。種富得富、種
- 209 貧得貧。種苦得苦、種樂得樂。種福得福^{※8}、種罪
- 210 得罪。作^{※9}五道行則^{※10}生五道、不作五道行^{※11}則無
- 211 五道報^{※12}。作是則得^{※13}是報、不作是則無是報^{※14}。罪福
- 212 自追、如影隨形。罪福錄人、毛分不差。然人以
- 213 知、罪福有報。猶如人^{※15}種五穀。種麥得麥、種麻
- 214 得麻^①。如人負責、要當償。不得不償^{※16}。端見死者。
- 215 故殺不止。端見六畜。奴婢來償責不得^{※17}止。故
- 216 復貪盜不知足。端知有頑闇^②、瘖瘂^{※18}、癡人。故飲
- 217 酒不止。當^{※19}知、是人心迷意閉、三毒自隨、不^{※20}得
- 218 離三惡道苦^{※21}。

〔校注〕

- ※1 BD.3715は「心」を欠く。
- ※2 BD.3715は「獸」を「狩」とする。
- ※3 BD.3715は「獸」を「狩」とする。
- ※4 BD.3715は「報」を欠く。
- ※5 BD.3715は「報」を欠く。

【BD.3715】

佛言。五道之報、皆由心生。念佛則有佛報。

■人則有人報。想畜狩作畜狩。想飛鳥作

飛鳥。念惡得惡報、念善得善報。種病得病、

種痛得痛。不種不得。種長命得長命、種短

命得短命。種好得好、種醜得醜。種福得福、

種富得富。種貧得貧。種苦得苦、種樂得樂。

種罪得罪。種五道行生五道、不作五道則無

五道。作是則得是報、不作是則無是。罪福

自追、如影隨形。罪福錄人、毛分不差。然人以

知、罪福有報。猶如種五穀。種麥得麥、種麻

得麻。如人負責、要當償。不得不止。端見死者。

故殺不止。端見六畜。奴婢來償責不止。故復貪盜

不知足。端知有頑闇、瘖、癡人。故飲酒不止。

知是人心迷意閉、三毒自隨、未得離三惡道。

※9 BD.3715は「長」とする。

※7 BD.3715は「衰」を「長」とする。

※8 S.2051とBD.3715とで「種福得福」が入る場所が異なり、

S.2051…種富得富。種貧得貧。種苦得苦、種樂得樂。種福得福。

BD.3715…種福得福。種富得富。種貧得貧。種苦得苦、種樂得樂。

となつてゐる。

- ※9 「作」 BD.3715 は「種」とする。
- ※10 BD.3715 は「則」を欠く。
- ※11 BD.3715 は「行」を欠く。
- ※12 BD.3715 は「報」を欠く。
- ※13 原文「作是得」、BD.3715 は「作是則得」とする。意に抛りて「則」を補う。
- ※14 BD.3715 は「報」を欠く。

【注釈】

①【不種不得、種甚命得長命。……種麥得麥、種麻得麻】『淨度三昧經』卷二（七寺本）に類似の文あり。

至其德熟、自受其福。殃福自追、如形影逐人。都無與者。作是得是、自作

自得。不作是即無對。亦無所得。一切皆由因緣生。咳（後）兒無過、而有病者、

死（亡）六者。當知是人宿命故世魚獵、探撈、破印、殺生衆多。故得短命、過

生而去。一切罪福、命之長短、苦樂憂喜、皆由種生獲其類報。種福得福、

【訓読】

佛言わく。

「五道の報、皆な心由り生ず。心に佛を念ずれば則ち佛の報有り。心に人を念ずれば則ち人の報有り。畜獸を想えば畜獸と作り、飛鳥を想えば飛鳥と作る。惡を念ずれば惡報を得、善を念ずれば善報を得。病を種うれば病報を得、痛みを種うれば痛報を得。種えざれば得ず。甚命を

- ※15 BD.3715 は「人」を欠く。
- ※16 原文「不償」、BD.3715 は「止」とする。
- ※17 BD.3715 は「得」を欠く。
- ※18 「瘡瘻」、BD.3715 は「痾」とする。
- ※19 BD.3715 は「當」を欠く。
- ※20 「不」、BD.3715 は「未」とする。
- ※21 BD.3715 は「苦」を欠く。

種罪得罪、種長命得長命、種短命得短命、種好得好、種醜得醜。如人種麥得麥、種粟得粟、種麻得麻。隨其本種生其類報。

『中国撰述經典（其之二）』五三頁。翻刻文右傍の（ ）は、文意が取れない箇所を翻刻者が推測したものであり、「」は翻刻者による写本の誤

字訂正）

②【頑闇】道理に暗い者。

種うれば衰命を得、短命を種うれば短命を得。好を種うれば好を得、醜を種うれば醜を得。富を種うれば富を得、貧を種うれば貧を得。苦を種うれば苦を得、樂を種うれば樂を得。福を種うれば福を得、罪を種うれば罪を得。五道行を作せば則ち五道に生じ、五道行を作さざれば則ち五道の報無し。是れを作せば則ち是の報を得、是れを作さざれば則ち是の報無し。罪福の自ら追うこと、影の形に隨うが如し。罪福の人を録するに、毛分も差なし。然るに人以て知りぬ、罪福に報い有りと。猶お人の五穀を種うるが如し。麥を種うれば麥を得、麻を種うれば麻を得。如し人、負責すれば、要らずや當に償うべし。償わざることを得ざれ。端に死者を見る。故に殺止まず。端に六畜を見る。奴婢來たりて責を償うも止むこと得ず。故に復た貪り盜みて足るを知らず。端に頑闇・瘖瘂・癡人有るを知る。故に飲酒止まず。當に知るべし、是の人心迷い意閉じ、三毒自ら隨い、三惡道苦を離るること得ずと。」

「訳文」

仏は仰った。

「五道の報は、みな心から生じる。心に仏を念じれば、仏の報がある。心に人を念じれば、人の報がある。畜獸を想えば畜獸となり、飛鳥を想えば飛鳥となる。悪しきことを念じれば惡報を得て、善きことを念じれば善報を得る。病を種えれば病報を得て、痛みを種えれば痛報を得る。種えなければ得ることはない。長命を種えれば長命を得て、短命を種えれば短命を得る。好を種えれば好を得て、醜を種えれば醜を得る。富を種えれば富を得て、貧を種えれば貧を得る。苦を種えれば苦を得て、樂を種えれば樂を得る。福を種えれば福を得て、罪を種えれば罪を得る。五道行をなせば五道に生じ、五道行をなさなければ五道の報はやってこない。何かをすればその報を受け、しなければ報いはやってこない。罪と福とが自然とついてくることは、影がものについてくるようなものである。罪福が人(の行い)を記録する際には、わずかたりとも誤差はない。そういうわけで、人は罪福に報いがあることを知るのである。まさに人が五穀を種えるようなものである。麥を種えれば麥を得て、麻を種えれば麻を得る。もし人が責を負えば、必ず償わなくてはならない。償わないことは許されない。死者を見たがために、殺人を犯すのである。六畜を見たがために、貪り盗んで足るを知らず、(自分の代わりに)奴婢に罪を償わせようにもそれは叶わない。道理に暗い者・

話すことができない者・痴者がいることを知ったがために、飲酒をやめることができない。その人の心は迷い意は閉じ、三毒が自然とつき随い、三悪道苦を離れることができないと知るのである。」

〔校訂文〕

- 219 佛言。人在五道墮^{※1}大生死厄難之地處^{※2、※3}、逢大
 220 逆賊劇^{※4}甚^①於牢獄。是故人、當求明師善友、孝
 221 事^②三尊。信敬善師、隨喜善師。教^{※5}當以佛意教
 222 弟子、令曉遠罪^③、了理句義。教使行戒威儀、令
 223 入^{※6}法律。入律行者、十萬佛乃受作弟子。持戒
 224 不完、不行戒^{※7}威儀者^{※8}、是人行^{※9}、不入律。不入律
 225 者、十方佛不受、為非佛弟子。不免^{※10}三苦毒^{※11}、不
 226 離十二惡道。是為世間小善人耳。若人得奉
 227 道^{※12}明師、守戒清淨、無欲道士承事^{※13}、供養者、譬
 228 如有^{※14}不肖之^{※15}人犯大罪者^{※16}知某^{※17}。長者與王親
 229 厚、王大敬之。若有所啓、王皆用語。有罪之人、
 230 點慧^{※18}。知長者言行語用。便^{※19}歸命長者、從其^{※20}求
 231 哀。長者慈心、教罪人言。土俗^⑦、財貨、飲食、為之^{※21}
 232 重惠^⑧。當具禮^{※22}費。吾當為汝、白王請汝^{※23}命。罪人
 233 即具所、當長者。即行啓王。王即聽之。人^{※24}得奉
 234 事明師、持戒律道士、亦如罪人事於^{※25}長者。雖
 235 復^{※26}有罪所因者強^{※27}、但當隨師教^{※28}。師教弟子作
 236 福^{※29}。除殃滅罪、弟子不憂三塗^{※30}之苦、不慮無常慳
 237 貪^{※31}。但云無所有、不肯奉師教、死後入地獄。悔
 238 毒^⑨不可言。生時不承用師教、不益作善。我本^{※32}
 239 愚癡、愛惜財物、遺與妻子、恨不益作福。我之所
 240 有妻子、錢財、田宅、珍寶、盡留世間、不能追隨

【BD.3715】

- 佛言。人在五道大生死之地、厄難厄處地、
 逢大逆賊處甚於牢獄。是故人、當求明師善友、孝事三尊。
 信敬善師、隨師。教令師、當以佛意教弟子、令曉遠罪、
 了理句義。教使行戒威儀、令人入法律。入律行者、十萬佛乃
 受作弟子。持戒不完、不行威儀、是不入律。不入律者、
 十方佛不受、為非佛弟子。不勉三苦處、不離十二惡道。
 是為世間小善人耳。若人得值奉明師、守戒清淨、無欲道士
 承事供養者、譬如不肖人犯大罪知其。長者與王親厚、王大
 敬之。若有所啓、王皆用語。有罪之人、點慧知長者言行、
 語用。使歸命長者、求哀。長者慈心、教罪人言。
 土俗、財貨、飲食、之屬重惠。當具犯費。吾當為汝、
 白王請命。罪人即具所、當長者。即行啓王。王
 即聽之。得奉事明師、持戒律道士、亦如罪人事長者。
 雖有罪所因者強、但當隨師。師教弟子作除殃
 滅罪、弟子不憂三途之苦、不慮無常課〔言上需〕。
 但云無所有、不肯奉師教、死後入地獄。悔毒不可言。
 生時、不承用師教、不益作善。我愚癡、愛惜財物、遺與妻子、
 恨不益作福。我之所有妻子、錢財、田宅、珍寶、盡留世間、
 不能追隨我。我今獨於此受罪愁毒。都無知者、
 無有來救我者。師往語之。卿平生時、不相信不用師教。
 當如今日誰有益卿者。其人言。我實不宣。父母、妻子、
 兄弟、宗親、奴婢、財寶、盡在世間。我生時侍於師

241 我。我今獨於是^{※33}受罪愁毒。都無知者、亦^{※34}無有
 242 來救我者。師往語之。卿平生時、而^{※35}不相信不
 243 用吾^{※36}教。當知^{※37}今日誰有益卿者。其人言。我實
 244 不值^{※38}。我但念^{※39}父母、妻子、兄弟、宗親[㊦]、奴婢、財寶、
 245 盡在世間、不能救我^{※40}。我生時視^{※41}於師如他人。
 246 如今日、師親於父母妻子百億^{※42}千倍萬倍。唯
 247 有三人隨我來。師曰。何等爲^{※43}三人。其人言^{※44}。一
 248 者福、二者罪、三者師。是三者、與我相隨。父母、妻子、
 249 兄弟^{※45}、財寶、盡留世間、不能追救我。我悔不奉
 250 師教。師是我累劫親父母眞師。當救我。如是
 251 悔無所耳^{※46}。

如他人。如今日、師親於父母妻子百億千倍萬倍。唯有
 三人隨我來。師曰。何等三人。其人曰。一者福、二者罪、
 三者師。是三者、與我相隨。父母、兄弟、妻子、財寶、
 盡留世間、不能追救我。我悔不奉師教。師是我累劫
 親父母眞師。當救我。如是悔無所益。

〔校注〕

- ※1 BD.3715は「墮」を欠く。
 ※2 原文「劇」、意に抛りて「處」と改む。
 ※3 「厄難之地處」、BD.3715は「之地厄難厄處地」とする。
 ※4 「劇」、BD.3715は「處」とする。
 ※5 「隨喜善師教」、BD.3715は「隨師教令師」とする。
 ※6 「令人」、BD.3715は「令人入」とする。
 ※7 BD.3715は「戒」を欠く。
 ※8 BD.3715は「者」を欠く。
 ※9 BD.3715は「人行」を欠く。
 ※10 原文「勉」、意に抛りて「免」と改む。
- ※11 「毒」、BD.3715は「處」とする。
 ※12 「奉道」、BD.3715は「值奉」とする。
 ※13 「事」、BD.3715は「士」とする。
 ※14 BD.3715は「有」を欠く。
 ※15 BD.3715は「之」を欠く。
 ※16 BD.3715は「者」を欠く。
 ※17 「某」、BD.3715は「其」とする。
 ※18 「慧」、BD.3715は「惠」とする。
 ※19 「便」、BD.3715は「使」とする。
 ※20 BD.3715は「從其」を欠く。

- ※ 21 「爲之」 BD.3715 は「之屬」を欠く。
 ※ 22 「禮」 BD.3715 は「犯」とする。
 ※ 23 BD.3715 は「汝」を欠く。
 ※ 24 BD.3715 は「人」を欠く。
 ※ 25 BD.3715 は「於」を欠く。
 ※ 26 BD.3715 は「復」を欠く。
 ※ 27 「強」 BD.3715 は「疆」とする。
 ※ 28 BD.3715 は「教」を欠く。
 ※ 29 BD.3715 は「福」を欠く。
 ※ 30 「塗」 BD.3715 は「途」とする。
 ※ 31 「慳貪」 BD.3715 は「譟」[言+需]とする。
 ※ 32 BD.3715 は「本」を欠く。
 ※ 33 「是」 BD.3715 は「此」とする。
 ※ 34 BD.3715 は「亦」を欠く。
- ※ 35 BD.3715 は「而」を欠く。
 ※ 36 「吾」 BD.3715 は「師」とする。
 ※ 37 「知」 BD.3715 は「如」とする。
 ※ 38 「値」 BD.3715 は「宣」とする。
 ※ 39 BD.3715 は「我但念」を欠く。
 ※ 40 BD.3715 は「不能救我」を欠く。
 ※ 41 「視」 BD.3715 は「侍」とする。
 ※ 43 「億」 BD.3715 は「倍」とする。
 ※ 44 BD.3715 は「爲」を欠く。
 ※ 44 「言」 BD.3715 は「曰」とする。
 ※ 45 「妻子兄弟」 BD.3715 は「兄弟妻子」とする。
 ※ 46 「耳」 BD.3715 は「益」とする。

〔注釈〕

- ① 【劇甚】 通常は程度が激しいという意味だが、ここでは「酷い」「過酷な」という意味合いを持つか。
 ② 【孝事】 うやまつて仕えるという意か。
 ③ 【遠罪】 罪悪を遠ざけること。
 ④ 【承事】 側に仕えること。
 ⑤ 【知某】 「智某」ともいう。優れたはかりこと。
- ⑥ 【點慧】 ここでは「ずる賢い」という意。
 ⑦ 【土俗】 ここでは土地と人という意か。
 ⑧ 【重惠】 手厚く与える。
 ⑨ 【悔毒】 悔やみ、残念に思う。
 ⑩ 【宗親】 同じ宗族に属する人。

〔訓読〕

佛言わく。

「人、五道に在りて大生死の厄難の地處に墮ち、大逆賊の劇甚の牢獄に逢う。是の故に人、當に明師・善友を求め、三尊に孝事すべし。善師を信敬し、善師に隨喜せよ。教うるには當に佛意を以て弟子に教え、遠罪を曉らしめ、句義を了理せしむべし。戒威儀を行ぜしめ、法律に入らしめよ。律行に入らば、十萬佛乃ち受けて弟子と作る。戒を持つこと完きならず、戒威儀を行ぜざれば、是の人の行、律に入らず。律に入らざれば、十方佛受けず、佛弟子に非ざると爲す。三苦毒を免れず、十二惡道を離れず。是の爲めに世間に善人、小なるのみ。

若し人の奉道の明師を得、守戒清淨するも、道士に承事して、供養せんと欲せざるは、譬うるに不肖の人有りて大罪を犯さば知某するが如し。長者と王と親厚にして、王、大いに之れを敬う。若し啓す所有らば、王、皆な語るを用う。有罪の人、點慧にして長者の言行、語の用いられるを知る。便ち長者に歸命し、従りて其れ求哀す。長者慈心にして、罪人に教えて言わく、

『土俗・財貨・飲食を、之れの爲め重惠す。當に禮を具する費となすべし。吾れ當に汝の爲め、王に白して汝の命を請わんとす。』
と。罪人、即ち具する所、長者の當し。即ち行きて王に啓す。王、即ち之れを聽す。

人の明師を奉事し、戒律を持つ道士を得るも、亦た罪人の長者に事うるが如し。復た罪有りて因となる所強しと雖も、但だ當に師教に隨うべし。師、弟子をして作福・除殃・滅罪せしめば、弟子、三塗の苦を憂えず、無常の慳貪を慮らず。

但だ云し所有無く、肯えて師教を奉じざれば、死後は地獄に入る。悔毒言うべからず。

『生時、師の教えを承用せず、作善益さず。我れ本と愚癡にして、財物を愛惜し、遺して妻子に與え、恨みて作福を益さず。我の有する所の妻子・錢財・田宅・珍寶、盡く世間に留まりて、我に追隨すること能わず。我れ今、獨り是に於いて罪を受け愁毒す。都て知者も無く、亦た來たりて我れを救う者有ること無し。』
師、往きて之れに語る。

『卿、平生の時、相い信ぜず、吾の教えを用いず。當に知るべし、今日誰ぞ郷を益する者有るやと。』
其の人言わく。

『我れ實に値わず。我れ但だ父母・妻子・兄弟・宗親・奴婢・財寶を念じるも、盡く世間に在りて、我れを救うこと能はず。我、生時に師を視ること他人の如くせり。今日、師に親しむは父母妻子の百億千倍萬倍の如し。唯だ三人我れに隨い來たる有り。』
師曰わく。

『何等を三人と爲す。』

其の人言わく。

『一は福、二は罪、三は師。是の三者、我れと相い隨う。父母・妻子・兄弟・財寶、盡く世間に留まりて、我れを追救すること能わず。我れ師の教えを奉ぜざるを悔やむ。師は是れ我が累劫の親父母、眞師なり。當に我れを救うべし。是くの如く悔やむも所無きのみ。』

「訳文」

仏は仰った。

「人は、五道において大生死という厄難の地に墮ち、大逆賊に苛まれる過酷な牢獄に逢う。そのため人は明師や善友を求めて、三尊を敬い仕えるべきなのである。善師を信敬し、善師に随喜しなさい。人に教える時にはまさに仏の心をもって弟子に教え、罪を遠ざけるようさとし、言葉の意義を理解させなければならぬ。戒や威儀を行じさせ、仏法と律に合った行いをさせなさい。律行に入つてようやく、十方仏が受け入れて弟子となる。戒を完璧に持つことができず、戒や威儀を行じることができなければ、その人の行は律に適っているとはいえない。律に適合しなければ、十方仏は受け入れず、仏弟子にはなれない。三苦毒を免れず、十二悪道を離れられない。だから世間に善人は少ないのである。もし人が仏道に奉ずる明師を得て、守戒清浄したとしても、道士に仕えて供養したいと願わなければ、それは譬えるなら不肖の人が大罪を

犯して、はかりごと謀をすることのようである。長者と王は非常に親しく、王は大いに長者を敬っていた。もし長者がものを申せば、王はそれをす

べて採用していた。有罪の者はざる賢く、長者の言動や言葉が王に用いられることを知っていた。そこで長者に服従し、哀憫をもとめた。長者は慈悲の心から、罪人に、

『土地と人・財貨・飲食を、あなたのために手厚く与えよう。礼をそなえるための費えとします。私はあなたのため、王に進言してあなたの命を請いましょう。』

と教えた。罪人は長者と同じように（礼を）そなえた。そして王のもとへ詣でて進言し、王は罪人を許したのである。

人が明師に奉事して、戒律を守持する道士を得ることも、また罪人が長者に仕えるのと同じである。すでに罪を犯して強い悪因があったとしても、ただ師の教えに随うべきである。師が弟子に作福・除殃・滅罪させれば、弟子は三塗の苦を憂えず、無常の慳貪を心配しなくてよくなる。

しかし、もし師を持たなかったり、あるいは師の教えを遵奉したいと願わなければ、死後には地獄に入る。その後悔の念は言葉にできない。

『生前に師の教えを承けず守らず、善行に励みませんでした。私は元来愚痴であり、財物を愛惜して妻子に遺産として与え、不満を懐いて善行に励みませんでした。私が所有していた妻子・錢財・田宅・珍宝は、すべて世間に留まったままであり、(死後)私に付き従うことはありませんでした。私は今、独り罪を受けて愁い悩んでいます。一人も知者はなく、やって来て私を救う者は決していません。』

師は、その者のもとへ行つて語った。

『あなたは平生、私とお互い信じ合うことがなく、私の教えを用いなかった。今、いったい誰があなたを助けてくれますか。』
その人は言った。

『確かに私は、今の私を助けてくれる人に会っておりません。私はただ父母・妻子・兄弟・宗親・奴婢・財宝のことを念じましたが、それらはすべて世間にあり、私を救ってはくれません。私は生前、師を他人のように見ていました。しかし今、師を親しく思うことは父母・妻子の百億千倍万倍です。ただ私に随つて来るものは三人のみです。』

師は言う。

『三人とは何か。』

その人は言う。

『一は福、二は罪、三は師です。この三者が、私に随い来るものです。父母・妻子・兄弟・財宝はすべて世間に留まり、私を追って救うことはできません。私は師の教えを奉じなかったことを悔やんでおります。師はまさに私の累劫の父母、真実の師です。どうか私を救ってくださいと、このように悔恨しても、どうしようもありません。』

〔校訂文〕

- 252 佛以爪^{※1}取地少土、語長者曰^{※2}。地土多耶^{※3}、我所
- 253 取爪^{※4}上土多也^{※5}。長者白佛言。地土甚多。奈何
- 254 比爪^{※6}上土^{※7}。佛言。後世間^{※8}人、作^{※9}我弟子者、如閻
- 255 浮利地土^{※10}。持戒^{※11}得度者、如我爪^{※12}上土^①。皆入三
- 256 惡道中^{※13}。是故未來世^{※14}時人、少有能忍謙苦^{※15}守
- 257 戒者耳。設有能守戒行威儀者、此非凡人。人^{※16}
- 258 所不識、反^{※17}共非之。

【BD.3715】佛以介取地少土、語長者言。地土多、我介上土多耶。

長者白佛言。地土多。奈比介上土也。佛言。後世人、不作我弟子者、如閻浮利地土也。持戒者得度者、如我介上土。皆入惡道。是故末世時人、少有能忍兼苦者、守戒者耳。設有能守戒行威儀者、此非凡人。所不識、及共非之。

〔校注〕

- ※1 原文「抓」。「抓」(ひっかく、つまむの意)は「爪」の異体字としても用いられるため、ここでは意に拠りて「爪」と改む。なお、BD.3715は「介」とする(「爪」の異体字に「オ十介」がある)。
- ※2 「曰」、BD.3715は「言」とする。
- ※3 BD.3715「耶」を欠く。
- ※4 ※1と同じ。
- ※5 「所取爪上土多也」、BD.3715は「介上土多取」とする。
- ※6 ※1と同じ。
- ※7 「甚多奈何比爪上土」、BD.3715は「多奈比介上土也」とする。
- ※8 BD.3715は「間」を欠く。

- ※9 「作」、BD.3715は「不作」とする。
- ※10 「土」、BD.3715は「土也」とする。
- ※11 「持戒」、BD.3715は「持戒者」とする。
- ※12 ※1と同じ。
- ※13 「三惡道中」、BD.3715は「惡道」とする。
- ※14 「未來世」、BD.3715は「末世」とする。
- ※15 「謙苦」、BD.3715は「兼苦者」とする。
- ※16 「人人」、BD.3715は「人」一字を欠く。
- ※17 「反」、BD.3715は「及」とする。

〔注釈〕

①【佛、以爪取地少土……如我爪上土】『雜阿含經』卷一六、

其形微細、不可見者如大地土。

(大正二、一一四頁上)

爾時世尊、以爪甲擊土已、告諸比丘。於意云何。我爪甲上土爲多、此大地土多。諸比丘白佛言。世尊甲上土甚少耳。此大地土甚多無量、乃至算數譬類不可爲比。佛告比丘。如甲上土者、若諸衆生、形可見者、亦復如是。

〔訓読〕

佛、爪を以て地の少土を取り、長者に語りて曰わく。

「地の土多きか、我れ取る所の爪上の土多きか。」

長者、佛に白して言さく。

「地の土、甚だ多し。奈何んぞ爪上の土と比ぶるや。」

佛言わく。

「後の世間の人、我が弟子と作る者、閻浮利地の土の如し。持戒得度する者、我が爪上の土の如し。皆な三惡道中に入る。是の故に未來世の時の人、少しく能く忍び謙苦守戒する者有るのみ。設い能く守戒し威儀を行ずる者有れど、此れ非凡の人なり。人の識らざる所にして、反つて共に之れを非^{そし}る。」

〔訳文〕

仏は爪で地の土を少し取り、長者に語りたもうた。

「地上の土が多いか、それとも私が取った爪上の土が多いか。」

長者は仏に申し上げた。

「地上の土のほうが多すぎます。どうして爪の土と比べることができましようか。」

仏は仰った。

「後の世間の人で、私の弟子となる者は、閻浮利地の土のよう（に多い）。だが持戒し得度する者は、私の爪の土のよう（に少ないの）であ

る。みな三悪道中に入る。そのため未来世の時の人で、忍耐してつつしみ守戒できる者は少ないのである。たとえ守戒して威儀を行ずる者がいても、それは非凡の人である。凡人の理解できるものではなく、かえってみなその人を非難する。」

〔校訂文〕

- 259 佛言。人持一戒完具^{※1}者有五福、五戒完具^{※2}者
 260 有二十五福。失一戒有五惡、五善神^{※3}去之。犯五
 261 戒得二十五惡、二十五善神^①去之。諸天善神^{※4}愁憂
 262 不樂、司命減壽。諸惡^{※5}鬼神屯守門戶、因衰病^②
 263 之。更相注續、更臥更起。遂行卜問^③解奏^{※6}鬼神、
 264 鬼神遂深入、死亡不絕。世俗凡人、不解法者、
 265 謂呼^{※7}事佛已、反更衰喪。不知其人作行自違、
 266 不親明師、不用禁戒、著意^⑤自致禍殃、反更怨^{※8}
 267 佛^⑥。佛三界至^{※9}尊、欲令一切得福得度、不欲令
 268 得罪。長者白佛言。何等爲五福五惡。願加大
 269 恩^{※10}解說、令得奉行之。

〔校注〕

- ※1 BD.3715は「具」を欠く。
 ※2 BD.3715は「具」を欠く。
 ※3 「神」BD.3715は「福」とする。
 ※4 BD.3715は「善神」を欠く。
 ※5 BD.3715は「惡」を欠く。
 ※6 「解奏」BD.3715は「解除奉」とする。

【BD.3715】

佛言。人持一戒完者有五福、五戒完者有二十五福。
 失一戒有五惡、五善福去之。犯五戒得二十五惡、
 二十五善神去之。諸天愁憂不樂、司命減壽。諸鬼神
 屯守門戶、因衰病之。更相注續、更臥更起。遂行
 卜問解除奉鬼神、鬼神遂深入、死亡不絕。世俗凡人、
 不解法者、謂事佛已、反更衰喪。不知其人作行自違、
 不親明師、不用禁戒、著意自致禍殃、反更怨佛。
 佛三界尊、欲令一切得福得度、不欲令得罪。
 長者白佛言。何等爲五福五惡。願加解說、令得奉行之。

- ※7 BD.3715は「呼」を欠く。
 ※8 「怨」BD.3715は「怒」とする。
 ※9 BD.3715は「至」を欠く。
 ※10 BD.3715は「大恩」を欠く。

〔注釈〕

①【二十五善神】本經上卷509行の注⑤【新受戒者、一天遣二十五神來下…護之】

を参照。

②【衰病】体が弱って病にかかること。

③【卜問】占いによって物事を問うこと。

④【解奏】祭祀や占いによって魔を払うという意味か。『仏名経』(二〇巻本) 卷一〇、

弟子等、自從無始已來至于今日、或信邪倒見、宰殺衆生、解奏魑魅魍魎鬼神、欲希延年終不能得、或妄言見鬼假稱神語。如是等罪無量無邊、今日慚愧發露懺悔。

(大正一四、二二五頁中)

なお、BD.3715は「解除」とするが、「解除」には祭祀や占いによって災厄を除く意味がある。『論衡』卷七「解除篇」、

世信祭祀、謂祭祀必有福。又然解除、謂解除必去凶。

⑤【著意】わざと。故意に。

⑥【人持一戒完具者有五福……反更怨佛】『浄度三昧経』にも類似の文が見られる。『浄度三昧経』卷二、

戒不完者、諸天善神稍遠離之。犯一戒者、二十五神去之。犯五戒者、百五十神盡棄離遠之。惡鬼稍燒近、因衰病之、耗亂其家。遂致衰喪不利、財物

〔訓読〕

佛言わく。

「人、一戒を持すること完具なれば五福有り、五戒を完具せば二十五福有り。一戒を失えば五惡有りて、五善神之れを去る。五戒を犯せば二十五惡を得、二十五善神之れを去る。諸天善神、愁憂して樂しまず、司命減壽す。諸惡鬼神、門戸を屯守し、因りて之れ衰病す。更相こもい注あし續け、更こも臥あせ更起つ。遂に卜問を行じて鬼神を解奏するも、鬼神遂に深く入り、死亡絶えず。

不聚、所向不偶、死人地獄。

『中国撰述経典(其之二)』五四頁。翻刻文右傍の【】は、写本行外に記された誤字訂正。

また『慢法経』において、經典を粗末に扱えば善神が離れ悪鬼妖怪が寄りつくことを説く中にも、本経と類似の文が見られる。『慢法経』、

若其有經、趣掛著壁、或擲床席之上、或著故衣被弊筐器中、或以妻子小兒不淨手弄之、烟熏屋漏、不復瞻視、亦不燒香、燃燈向之作禮、與外經書無異。善神離之、惡鬼得其便、隨逐不置、因衰病之。適得疾病、恐怖猶豫自念言。我初事佛、云何故復疾病也。不能自信、呼使至醫師。醫師卜問解除、鎮厭無益、遂使禱賽邪神、衆過遂增。妖魅惡鬼屯守其門、遂使喪衰死亡、不離門戶。財產衰耗、家室病疾、更相注續、不離床席。命終罪辜、墮泥犁中。當被考治譴罰、無有歲數。

(大正一七、五四三頁上)

世俗の凡人、法を解せざる者、佛に事うるを已むと謂呼、反つて更に衰え喪ぶ。其の人の行を作すに、自ら違えしことを知らず、明師に親しまず、禁戒を用いず、著意に自ら禍殃を致し、反つて更に佛を怨む。佛は三界の至尊にして、一切をして福を得さしめ得度せしめんと欲し、罪を得さしめんとは欲さず。」

長者佛に白して言さく。

「何等を五福五惡と爲す。願わくば大恩を加え解説し、之れを奉行することを得さしめんことを。」

「訳文」

仏は仰つた。

「人が一戒を完璧に守持すれば五福がそなわり、五戒を完璧に具足すれば二十五福がそなわる。一戒を失えば五惡がつきまとい、五善神が去つていく。五戒を犯せば二十五惡がつきまとい、二十五善神が去つてしまう。諸天善神は愁いて樂しまず、司命は壽命を減らす。諸惡鬼神が（その人の家の）門戸を屯守するので、その人は体が衰えて病にかかる。諸惡鬼神は交互に意をそそぎ続け、かわるがわる寢起き（して監視）する。とうとうト問を行じて鬼神を祓おうとするが、鬼神はあろうことか深く入りこみ、（家人の）死が絶えない。

世俗の凡人や仏法を理解しない者は、仏に仕えることをやめると言い、かえつてさらに衰え滅ぶ。その人が行をなすにあたって、自らが（戒に）違反していることを知らず、明師に親しまず、禁戒を守らず、故意に自ら災厄をまねいては、かえつて更に仏を怨む。仏は三界で最も尊く、すべてのものに福を得させ得度させようと願うのであつて、罪を得させることは望まない。」

長者は仏に申し上げた。

「何を五福五惡と言うのでしょうか。願わくば深いご恩をもってご解説ください。私に五戒を守らせてください。」

〔校訂文〕

- 270 佛言。人於世間慈心不殺^{※1}生。從不殺生^{※2}得五
 271 福。何等爲五福。一者^{※3}得長^{※4}壽。二者世世得^{※5}安
 272 隱。三者世世不爲兵刃^{※6}、虎狼、毒蟲之^{※7}所傷害。
 273 四者死得上天。天上壽、無極福^{※8}。五者從天上
 274 來下生世間、即得^{※9}長壽。今現有百歲無病者、
 275 皆故世宿命。不殺所致。樂死不如苦生、如是
 276 分明^①。慎莫犯殺也。

【BD.3715】

佛言。人於世間慈心不殺衆生。從不殺得五
 福。何等爲五福。一者身得長壽。二者世世安
 隱。三者世世不爲兵刃、虎狼、毒蟲所傷害。
 四者死得上天。天上壽無極。五者從天上來下生
 世間、即長壽。今現有百歲無病者、皆故世宿命。
 不殺所致。樂死不如苦生、如是分明。慎莫犯殺也。

〔校注〕

- ※1 「殺生」、BD.3715は「殺衆生」とする。
 ※2 BD.3715は「生」を欠く。
 ※3 「者得」、BD.3715は「者身得」とする。
 ※4 「長」、BD.3715は「長」とする。
 ※5 BD.3715は「得」を欠く。

- ※6 「刃」、BD.3715は「刀」とする。
 ※7 BD.3715は「之」を欠く。
 ※8 BD.3715は「福」を欠く。
 ※9 BD.3715は「得」を欠く。

〔注釈〕

①【分明】明らかである。

〔訓読〕

佛言わく。

「人、世間に於いて慈心もて殺生せざれ。殺生せざるに従りて五福を得。何等をか五福と爲す。一は長壽を得。」

二は世世に安隱を得。

三は世世に兵刃・虎狼・毒蟲の傷害する所爲らず。

四は死して天に上るを得。天上いのちなが壽く、福極まること無し。

五は天上従り來たりて世間に下生し、即ち長壽を得。

今、現に百歳にして無病の者有るは、皆なふる故き世の宿命なり。不殺にして致す所なり。死をねが樂うは生をいと苦うに如かざること、是くの如く分明なり。慎みて殺を犯すこと莫かれ。」

〔訳文〕

仏は仰った。

「人は世間において慈心を持ち、殺生してはならない。殺生しなければ、それによって五福を得る。五福とは何か。

一は長命を得る。

二は代々安穩を得る。

三は何代にもわたり、兵刃・虎狼・毒虫に害されることがない。

四は死後に天に上ることができ。天上では寿命が長く、福は極まることがない。

五は天上から世間へ下生して、長壽を得ることができ。

今、現に百歳で無病の者がいるのは、みな前世の因縁による。殺生をしなかった者の現在の姿なのである。死を願うことが生を厭うことに及ばないことは、このように明らかである。慎んで殺生をしないようにしなさい。」

〔校訂文〕

277 佛言。人於世間不盜取他人^{※1}財物、道不捨^{※2}遺、
 278 心不貪利、從是得五福。何等爲五福^{※3}。一者財
 279 物日增^{※4}。二者不亡遺^①。三者無所畏。四者得生^{※5}
 280 天。天上多珍寶。五者從天上來下生世間、常
 281 保守其財物、縣官^②盜賊不得侵取。今現有保
 282 守財物至老者、皆是故世宿命。不盜取^{※6}他人
 283 財物所致。亡無^③多少、令人憂惱^{※7}。少^{※8}亡遺不如
 284 保在、如是分明。慎莫^{※9}盜取他人財物也^{※10}。

〔校注〕

※1 BD.3715は「人」を欠く。
 ※2 「捨」、BD.3715は「什」とする。
 ※3 BD.3715は「福」を欠く。
 ※4 原文「憎」、BD.3715は「増」とする。意に抛りて「増」と改む。
 ※5 「生」、BD.3715は「上」とする。
 ※6 BD.3715は「取」を欠く。
 ※7 原文「慙」、「慙」は「惱」の異体字として用いられる。本経において「慙」

【BD.3715】

佛言。人於世間不盜取他財物、道不什遺、心不貪利、
 從是得五福。何等爲五。一者財物日増。二者不亡遺。
 三者無所畏。四者得上天。天上多珍寶。五者從天上來
 下生世間、常保守其財物、縣官盜賊不得侵取。今
 現有保守財物至老者、皆是故世宿命。不盜他人財物所致。
 亡無多少、令人憂惱。亡遺不如保在、如是分明。慎勿盜取
 他人財物。

は「惱」の意で使用されしこと(P3732 519行、S.2051 149行など)のことから、「惱」と改める。
 ※8 BD.3715「少」を欠く。
 ※9 「莫」、BD.3715は「勿」とする。
 ※10 BD.3715は「也」を欠く。

〔注釈〕

① 【亡遺】なくすこと。
 ② 【縣官】県の地方長官。県令。
 ③ 【亡無】なくすことの意味か。

④ 【亡無多少、令人憂惱】『漸備一切智徳経』卷一、
 何謂爲二。乏少財業、怨賊劫取。亡無多少、令人憂惱。

(大正一〇、四六六頁下)

〔訓読〕

佛言わく。

「人、世間に於いて他人の財物を盜取せず、道にて拾遺せず、心に貪利せざれば、是れに従りて五福を得。何等をか五福と爲す。

一は財物日に増す。

二は亡遺せず。

三は畏れる所無し。

四は天に生ずるを得。天上、珍寶多し。

五は天上従り來たりて世間に下生し、常に其の財物を保守し、縣官・盜賊の侵取することを得ず。

今、現に財物を保守し老に至る者有るは、皆な是れ故き世の宿命なり。他人の財物を盜取せざるによりて致す所なり。亡無の多少、人をし
て憂惱せしむ。亡遺すること少なきは保つ在るに如かざること、是くの如く分明なり。慎みて他人の財物を盜取すること莫かれ。」

〔訳文〕

仏は仰った。

「人は世間において他人の財物を盜まず、道で物を拾わず、欲深い心を持たなければ、それによつて五福を得る。五福とは何か。

一は財物が日ごとに増す。

二は物を失わない。

三は畏れがなくなる。

四は天に生じることができる。天上には多くの珍寶がある。

五は天上から世間へ下生すれば、常に所有の財物は守られ、県令や盜賊に侵されることがなくなる。

今、現に老人となるまで財物を保守している者がいるのは、みな前世の因縁による。他人の財物を盜むことのなかつた者の現在の姿なのである。失うものが多いか少ないかということ、人を憂い悩ませる。失うものが少ないことが、ものを失くさないことに及ばないのは、この

ように明らかである。慎んで他人の財物を盗まないようにしなさい。」

〔校訂文〕

- 285 佛言。人於世間不犯他人婦女、心不念姪、從
 286 是得五福。何等爲五福^{※1}。一者不亡^{※2}錢財。二者
 287 不畏縣官。三者不畏人。四者得上生天^{※3}、天上
 288 玉女作婦。五者從天上^{※4}來下生世間、得端政
 289 好婦^{※5}。今世現^{※6}有若干^{※7}婦皆端政好、皆由^{※8}故
 290 世宿命。不犯他人婦女所致、現在分明。
 291 慎莫犯他^{※9}人婦女也^{※10}。

【BD.3715】

佛言。人於世間不犯他人婦女、心不念姪、從
 是得五福。何等爲五。一者不忘錢財。二者不畏縣官。
 三者不畏人。四者得生天上、天上玉女作婦。五者
 從天來下生世間、得端政。今尊者頓有若干婦皆端政好、
 皆故世宿命。不犯他人婦女所致、現在分明。慎莫犯人婦女。

〔校注〕

- ※1 BD.3715は「福」を欠く。
 ※2 「亡」、BD.3715は「忘」とする。
 ※3 「上生天」、BD.3715は「生天上」とする。
 ※4 BD.3715は「上」を欠く。
 ※5 BD.3715は「好婦」を欠く。
 ※6 「世現」、BD.3715は「尊者頓」とする。

- ※7 原文「干」、BD.3715は「干」とする。意に抛りて「干」と改む。
 ※8 BD.3715は「由」を欠く。
 ※9 BD.3715は「他」を欠く。
 ※10 BD.3715は「也」を欠く。

〔訓読〕

佛言わく。

「人、世間に於いて他人の婦女を犯さず、心に姪を念じざれば、是れに従りて五福を得。何等をか五福と爲す。

一は錢財を亡わす。

二は縣官を畏れず。

三は人を畏れず。

四は上せて天に生ずるを得、天上にて玉女を婦と作す。

五は天上従り來たりて世間に下生し、端政好き婦を得。

今世に現に若干の婦の皆な端政好きことを有つは、皆な故き世の宿命に由る。他人の婦女を犯さざるは致す所、現在分明なり。慎みて他人の婦女を犯すこと莫かれ。」

〔訳文〕

仏は仰った。

「人は、世間において他人の婦女を犯さず、みだらなことを思わなければ、それによって五福を得る。五福とは何か。

一は錢財を失わない。

二は巢令を畏れることがなくなる。

三は人を畏れることがなくなる。

四は天上に生じて、玉女を妻とすることができる。

五は天上から世間に下生すれば、容姿端麗な婦人を得ることができる。

今世に現に若干の婦人が端正な容姿を持っているのは、みな前世の因縁による。他人の婦女を犯さなかつた者の現在の姿は、明らかである。慎んで他人の婦女を犯さないようにしなさい。」

〔校訂文〕

- 292 佛言。人於世間不兩舌、讒人、不^{※1}惡口、不^{※2}妄^{※3}言、
 293 不^{※4}綺語、從是得五福。何等爲^{※5}五。一者語言見
 294 信。二者爲人所愛敬。三者口氣^①香好。四者死
 295 得生^{※6}天、爲諸天所敬。五者從天上來下生世
 296 間爲人、好口齒^②、他人不敢持惡口汚之。今現
 297 有從生至老不被口語^③者、皆是故世宿命^{※7}。護
 298 口善言所致、如是分明。亦可慎^{※8}口^{※9}。

〔校注〕

- ※1 BD.3715は「不」を欠く。
 ※2 BD.3715は「不」を欠く。
 ※3 「妄」、BD.3715は「忘」とする。
 ※4 BD.3715は「不」を欠く。
 ※5 BD.3715は「爲」を欠く。

〔注釈〕

- ① 【口氣】口臭。
 ② 【口齒】(口)では言葉、話術の意味か。

〔訓読〕

佛言わく。

「人、世間に於いて兩舌・讒人せず、惡口せず、妄言せず、綺語せざれば、是れに従りて五福を得。何等をか五と爲す。

【BD.3715】

佛言。人於世間不兩舌、讒人、惡口、忘言、
 綺語、從是得五福。何等五。一者語言見信。二者
 爲人所愛敬。三者口氣香好。四者死得上天、爲諸天
 所敬。五者從天上來下生世間爲人、好口齒、他人
 不敢持惡口汚之。今現有從生至老不被口語者、
 從故世宿。護口善言所致、如是分明。亦可慎口也。

- ※6 「生」、BD.3715は「上」とする。
 ※7 「皆是故世宿命」、BD.3715は「從故世宿」とする。
 ※8 原文「順」、BD.3715は「慎」とする。意に抛りて「慎」と改む。
 ※9 「口」、BD.3715は「口也」とする。

- ③ 【口語】言論。議論。

- 一は語言、信じらる。
 - 二は人の愛敬する所と爲る。
 - 三は口氣の香好し。
 - 四は死して生天するを得、諸天の敬う所と爲る。
 - 五は天上従り來たりて世間に下生し人と爲りて、口齒好く、他人敢て惡口を持って之れを汚さず。
- 今、現に生じて従り老に至るまで口語を被らざる者有るは、皆な是れ故き世の宿命なり。善言を護るは致す所、是くの如く分明なり。亦た口を慎しむべし。」

〔訳文〕

仏は仰った。

「人は世間において両舌せず、人を讒らず、惡口を言わず、妄言を言わず、綺語を言わなければ、それによって五福を得る。五とは何か。

一は發言に信用をおかれる。

二は人に敬愛される。

三は口臭が良くなる。

四は死後に天に昇ることができ、諸天に尊敬される。

五は天上から世間へ下生して人となり、弁舌のすぐれた人となって、他人がその人のことを惡口で汚すことがなくなる。

今、現に生まれてから老いるまで、論難を被ったことのない者がいるのは、みな前世の因縁によるものである。善言を守る者の現在の姿は、このように明らかである。また口を慎むべきである。」

〔校訂文〕

299 佛言。人於世間不飲酒醉^{※1}。從不醉^{※2}得五福。何等爲五福^{※3}。一者傳言^①上事^②、進見長吏語言^{※4}不誤、
 300 士官如意。二者家事脩理^③、常有餘財。三者賈^{※5}
 301 借求利疾得、常爲人所愛敬。四者死得上天、
 302 爲諸天所尊敬^{※6}。五者從天上^{※7}來下生世間爲
 303 人、淨潔自喜^④、點慧曉事。人不飲酒得若干善。
 304 今現有曉事人自喜^{※8}、皆從故世宿命。不飲酒
 305 所致、如是分明。亦可慎酒^{※9}。

〔校注〕

- ※1 BD.3715 は「醉」を欠く。
- ※2 「醉」BD.3715 は「飲酒」とする。
- ※3 原文「五」、BD.3715 は「五福」とする。意に拠りて「福」を補う。
- ※4 「語言」、BD.3715 は「言語」とする。
- ※5 「賈」、BD.3715 は「假」とする。

〔注釈〕

- ①【傳言】言葉を発する。
- ②【上事】事を申し上げる。
- ③【脩理】修理。整ったさま。
- ④【淨潔自喜】『四分律』卷二二、

〔BD.3715〕

佛言。人於世間不飲酒。從不飲酒得五福。何等爲五福。一者傳言上事、進見長吏言語不誤、士官如意。二者家事脩理、常有餘財。三者假借求利疾得、常爲人所愛敬。四者死得上天、爲諸尊所重。五者從天來下生世間爲人、淨潔自喜、點慧曉事。人不飲酒得若干善。今現有曉事自喜人、皆從故世宿命。不飲酒所致、如是分明。亦可慎之也。

- ※6 「諸天所尊敬」BD.3715 は「諸尊所重」とする。
- ※7 BD.3715 は「上」を欠く。
- ※8 「人自喜」、BD.3715 は「自喜人」とする。
- ※9 「酒」、BD.3715 は「之也」とする。

十七群比丘淨潔自喜、入寺裏掃灑房舍令淨、敷好臥具於中止宿。

(大正二二、六四五頁下)

〔訓読〕

佛言わく。

「人、世間に於いて飲酒して酔うことなかれ。酔わざるに従りて五福を得。何等をか五福と爲す。

一は傳言上事するに、進みて長吏に見ゆるも語言誤たず、士官は意の如し。

二は家事脩理なりて、常に餘財有り。

三は賈借求利せば疾く得、常に人の愛敬する所と爲る。

四は死して天に上るを得、諸天の尊敬する所と爲る。

五は天上従り來たりて世間に下生し人と爲らば、淨潔にして自喜し、黠慧にして曉事す。人、飲酒せざれば若干の善を得。

今、現に曉事の人有りて自喜するは、皆な故き世の宿命に従る。飲酒せざるは致す所、是くの如く分明なり。亦た酒を慎むべし。」

〔訳文〕

仏は仰った。

「人は世間において飲酒して酔ってはならない。酒に酔うことがなければ五福を得る。五福とは何か。

一は意見を申し述べるにあたって、官吏の前へ出て言葉も言葉を誤らず、仕官も意のままとなる。

二は家内の事が整い、常に財産に余裕が生まれる。

三は売買・貸借で利益を求めればすぐに得られ、常に人に敬愛される。

四は死後に天に昇ることができ、諸天に尊敬される。

五は天上から世間へ下生して人となれば、清廉潔白で人の喜びを自らも喜び、智慧をそなえあらゆる物事に精通した人となれる。人は、飲

酒しなければ若干の善を得る。

今、現に物事に精通して、人の喜びを自分の喜びとする人がいるのは、みな前世の因縁によるものである。飲酒しない者の現在の姿は、このように明らかである。酒を慎みなさい。」

〔校訂文〕

- 307 佛言。人於世間喜^{※1}殺生、無慈心、從是^{※2}得五惡。
- 308 何等爲五。一者壽命短。二者多驚怖。三者多
- 309 怨仇^{※3}。四者死後^{※4}魂魄當入太山地獄中。毒痛
- 310 考治、燒炙脯煮、斫刺^①肌肉、屠剝^②破骨^{※5}、求死不
- 311 得、求生不得。殺生罪、大久久乃出。五者從地
- 312 獄中來出生爲人、常^{※6}當短命。又從胎傷^{※7}而死、
- 313 或墮地而^{※8}死、或數十日死、或數^{※9}百日死、或一
- 314 年死、或數年死^{※10}。今現有短命人、若刑^{※11}殘弊^{※12}創^③
- 315 身體不完具、或跛禿癩^{※13}、或盲、聾、瘖瘂^{※14}、或雹^{※15}鼻
- 316 塞癰、或無手足孔竅不通利^{※16}、皆由^{※17}故世宿命。
- 317 屠殺射獮、羅網捕魚、殘^{※18}殺所致、如是分明。慎^{※19}
- 318 莫犯殺。

〔校注〕

- ※1 BD.3715は「喜」を欠く。
- ※2 BD.3715は「是」を欠く。
- ※3 「怨仇」、BD.3715は「仇惡」とする。
- ※4 BD.3715は「後」を欠く。
- ※5 BD.3715は「屠剝破骨」を欠く。
- ※6 BD.3715は「常」を欠く。
- ※7 「又從胎傷」、BD.3715は「或傷胎」とする。
- ※8 BD.3715は「而」を欠く。

【BD.3715】

- 佛言。人於世間殺生、無慈心、從得五惡。
- 何等爲五。一者壽命短。二者多驚怖。三者多
- 仇惡。四者死魂魄當入太山地獄中。毒痛考治、
- 燒炙脯煮、斫刺肌肉、求死不得、求生不得。
- 殺生罪、大久久乃出。五者從地獄中來出生爲人、當
- 短命。或傷胎而死、或墮地死、或數十日死、
- 或百日死、或一年數歲死。今現有短命人、
- 若刑殘膝創身體不完具、或免缺、或盲、聾、音疴、
- 劓鼻塞癰、或無手足孔竅不通、皆故世宿命。
- 屠殺射獮、羅網捕魚、賊殺所致、如是分明。
- 慎莫犯殺。

- ※6 BD.3715は「數」を欠く。
- ※10 「或一年死或數年死」、BD.3715は「或一年數歲死」とする。
- ※11 原文「形」、BD.3715は「刑」とする。意に抛りて「刑」と改む。
- ※12 「弊」、BD.3715は「膝」とする。
- ※13 「跛禿癩」、BD.3715は「免缺」とする。
- ※14 「瘖瘂」、BD.3715は「音疴」とする。
- ※15 「或雹」、BD.3715は「劓」とする。
- ※16 BD.3715は「利」を欠く。

※17 BD.3715 は「由」を欠く。

※18 「殘」BD.3715 は「賊」とする。

※19 原文「慎」BD.3715 は「愼」とする。意に拠りて「愼」と改む。

〔注釈〕

①【斫刺】切り殺す。

②【屠剝】殺して皮を剥ぐ。

③【槃創】傷の意か。「槃」と「創」はいずれも傷の意を持つ。

〔訓読〕

佛言わく。

「人、世間に於いて殺生を喜び、慈心無くば、是れに従りて五惡を得。何等をか五と爲す。

一は壽命短し。

二は驚怖多し。

三は怨仇多し。

四は死後に魂魄、當に太山地獄中入るべし。毒痛もて考治され、燒灸脯煮され、肌肉斫刺され、屠剝破骨され、死を求むるも得ず、生を求むるも得ず。殺生の罪、大いに久久しくして乃ち出づ。

五は地獄中従り來たりて出生し人と爲るも、常に當に短命なるべし。又た胎を傷なうに従りて死し、或いは地に墮ちて死し、或いは數十日にして死し、或いは數百日にして死し、或いは一年にして死し、或いは數年にして死す。

今、現に短命の人、若しは刑され槃創を殘す、もしは身體完具せず、或いは跛禿癩《未詳》、或いは盲・聲・瘖瘂、或いは霍鼻塞癰《未詳》、或いは手足無く孔竅通利せざる有るは、皆な故き世の宿命に由る。屠殺射獵し、羅網もて魚を捕え、殘殺するは致す所、是くの如く分明なり。慎みて殺を犯すこと莫かれ。」

〔訳文〕

仏は仰った。

「人は世間において殺生することを好んで慈心を持たなければ、それによって五悪を得る。五とは何か。

一は寿命が短くなる。

二は驚怖することが多くなる。

三は怨む相手が多くなる。

四は死後に魂魄が太山地獄中に入る。激しい痛みによる拷問を受け、焼かれ、炙られ、干され、煮られ、筋肉を切られ、皮を剥がれ骨を折られ、死を望んでも得られず、生を望んでも得られなくなる。殺生の罪を犯せば、地獄から出るには非常に長い時間がかかる。

五は地獄から出生して人となっても、常に短命となる。さらには胎児のうちに傷ついて死に、あるいは（生まれた時に）地面に堕ちて死に、あるいは（生まれて）数十日で死に、あるいは数百日で死に、あるいは一年で死に、あるいは数年で死ぬ。

今、現に短命の人や、あるいは刑罰を受けて傷を負った者や、五体満足でない者、あるいは跛禿癩《未詳》であったり、盲目や聾啞であったり、霍鼻塞癰《未詳》であったり、手足がなかつたり体の孔が通っていない者がいるのは、みな過去の因縁による。屠殺や射獵、網で魚を捕えるなどして生物を惨殺する者の現在の姿は、このように明らかである。慎んで殺生をしないようにしなさい。」

〔校訂文〕

- 319 佛言。人於世間喜偷盜、劫人強取他^{※1}人財物、
- 320 不以道理詐欺^{※2}取人財物。輕稱^{※3}、小升^{※4}、短尺欺
- 321 人、謂之盜。長尺、大升^{※5}、重稱^{※6}、謂之劫。道中
- 322 拾^{※7}遺、取非^{※8}其物、負責不償、借貸不歸、持頭低
- 323 觸人^①、詐誣^{※9}人^{※10}、因官勢力恐怯^{※11}人、從是得五惡。
- 324 何等爲五。一者財物日耗減。二者王法所疾。
- 325 覺得、當償^{※12}辜、多得少脫。三者身未曾安穩、常^{※13}
- 326 懷恐怖、亦爲自欺身。四者死後魂神^{※14}當入太
- 327 山地獄中。考治^③無數歲、隨所^{※15}作受罪。五者從
- 328 太山地獄中來出生^{※16}、隨其所^{※17}負輕重償其宿責^④。
- 329 或有作奴婢償者^{※18}、或作牛、馬、驢、騾、駱駝^{※19}、鳥、犬、
- 330 猪、羊、鷄、鴿償者、諸下賤、禽獸、飛鳥、魚鱉^⑤之屬、
- 331 皆是負責者。故經言、責不腐朽。此之謂也^{※20}。今世^{※21}
- 332 現下有下賤畜生之屬、皆從故世宿命。貪利^{※22}強
- 333 取他人財物所致、畜生勤苦^⑥。如是現在^{※23}分明。
- 334 慎^{※24}莫犯^{※25}取他人財物^{※26}。

【BD.3715】

佛言。人於世間喜偷盜、劫人強取人財物、
 不以道理誣取人財物。輕銓、小斗、短尺欺人、
 謂之盜。長尺、大斗、重銓、謂之劫。道中什遺、
 取其物、負責不償、借貸不歸、持頭低觸人、詐誣
 人物、因官勢力恐劫人、從是得五惡。何等爲五。
 一者財物日耗減。二者王法所疾。覺得、當保辜、
 多得少脫。三者身未曾安穩、多懷恐怖、亦爲自欺身。
 四者死後魂魄當入太山地獄中。考治無數歲、隨作
 受罪。五者從太山地獄中來出、隨負輕重償其宿責。
 或有作奴婢償、或作牛、馬、驢、騾、駱駝、鳥、
 犬、猪、羊、鷄、鴿償者、諸下賤、禽獸、飛鳥、
 魚鱉之屬、皆是負責者。故經言、責不腐朽。此之謂也。
 今現下有下賤畜生之屬、皆從故世宿命。強取他人財物
 所致、畜生勤苦。如是分明。慎莫取他財物也。

〔校注〕

- ※1 BD.3715は「他」を欠く。
- ※2 「詐欺」、BD.3715は「誣」とする。
- ※3 「稱」、BD.3715は「銓」とする。
- ※4 「升」、BD.3715は「斗」とする。

- ※5 「升」、BD.3715は「斗」とする。
- ※6 「稱」、BD.3715は「銓」とする。
- ※7 「拾」、BD.3715は「什」とする。
- ※8 BD.3715は「非」を欠く。

- ※9 「誣」 BD.3715 は「詒」とする。
- ※10 「人」 BD.3715 は「人物」とする。
- ※11 「怯」 BD.3715 は「劫」とする。
- ※12 「償」 BD.3715 は「保」とする。
- ※13 「常」 BD.3715 は「多」とする。
- ※14 「神」 BD.3715 は「魄」とする。
- ※15 BD.3715 は「所」を欠く。
- ※16 BD.3715 は「生」を欠く。
- ※17 BD.3715 は「其所」を欠く。
- ※18 BD.3715 は「者」を欠く。
- ※19 「驢騾駱駝」 BD.3715 は「騾驢駱駝」とする。
- ※20 原文「謂」 BD.3715 は「謂也」とする。意に抛りて「也」を補う。
- ※21 BD.3715 は「世」を欠く。
- ※22 BD.3715 は「貪利」を欠く。
- ※23 BD.3715 は「現在」を欠く。
- ※24 原文「順」 BD.3715 は「慎」とする。意に抛りて「慎」と改む。
- ※25 BD.3715 は「犯」を欠く。
- ※26 「他人財物」 BD.3715 は「他財物也」とする。

〔注釈〕

- ①【**負責不償**、**借貸不歸**、**持頭低觸人**】『淨度三昧經』卷一（京都大学所蔵本）、
（負債） 負責不償、借貸不歸、持頭極觸人、後爲畜生。
 『中国撰述經典（其之二）』三三三頁。翻刻文右傍の（ ）は、文意が取れない
 箇所を翻刻者が推測したもの。
- ②【**魂神**】靈魂。
- ③【**考治**】拷問によって罪を調べる。
- ④【**宿責**】前世に犯した罪の意か。『決罪福經』卷二、
今所作福、用償宿責。
- ⑤【**魚鼈**】魚とスッポン。魚類の総称。
 （大正八五、一三三〇頁下）
- ⑥【**勸苦**】あれこれ苦しむこと。

〔訓読〕

佛言わく。

「人、世間に於いて偷盜し、人を劫し強いて他人の財物を取り、道理を以てせず詐欺して人の財物を取るを喜ぶ。輕稱・小升・短尺もて人

を欺く、之れを盗と謂う。長尺・大升・重稱もて人を侵す、之れを劫と謂う。道中にて拾遺し、其の物に非ざるを取り、負責して償わず、借貸するを歸さず、【持頭低觸人】《未詳》、人を詐誣し、官の勢力に因りて人を恐怖せば、是れに従りて五惡を得。何等をか五と爲す。

一は財物、日に耗減す。

二は王法に疾せらる。覺し得るも、辜を償うに當たりて、多くを得て少くを脱す。

三は身の未だ曾て安穩ならず、常に恐怖を懷き、亦た自ら身を欺くと爲す。

四は死後に魂神、當に太山地獄中に入るべし。考治せらること無數歳、作す所に隨いて罪を受く。

五は太山地獄中従り來たりて出生するも、其の負う所の輕重に隨いて其の宿責を償う。或いは奴婢と作りて償う者、或いは牛・馬・驢・騾・駱駝・鳥・犬・猪・羊・鶏・鵠と作りて償う者、諸の下賤・禽獸・飛鳥・魚鼈の屬有るは、皆な是れ責を負う者なるが故なり。經に言わく、『責は腐朽せず』。此れを之れ謂うなり。

今世に現に下賤畜生の屬有るは、皆な故き世の宿命に従る。貪利し強いて他人の財物を取るは致す所、畜生の懃苦なり。是くの如く現在分明なり。慎みて他人の財物を犯し取ること莫かれ。」

〔訳文〕

仏は仰った。

「人は世間において偷盜し、人を脅して強引に他人の財物を取り、道理によらずに詐欺をはたらき、人の財物を詐取することを好む。軽く調節した秤はかり・小さく作った升・短く作った物差しを用いて人を欺くことを、盜と言う。長く作った物差し・大きく作った升・重く調節した秤はかりを用いて人（の財物）を侵害することを、劫と言う。道で物を拾い、その人の所有ではない物を取り、責任を負いながら果たさず、借貸しながら返さず、【持頭低觸人】《未詳》、人を騙し、公権力によって人を脅迫すれば、それによって五惡を得る。五とは何か。

一は財物が日に耗減する。

二は王法（国家の法律）によって苛まれる。それに気づいても、罪を償うにあたって多くの罰を受け、免れることは少ない。

三はその身が安穩なることはなく、常に恐怖を懷き、また自分で自分の身を欺く。

四は死後に靈魂が太山地獄中に入る。拷問され取り調べられること無数年、行為に随つて罪を受けねばならない。

五は太山地獄から世間に出生しても、その人が負う前世の罪の軽重にしたがつて、それを償うことになる。あるいは奴婢となつて償う者、あるいは牛・馬・ロバ・ラバ・駱駝・鳥・犬・猪・羊・鶏・鳩となつて償う者、もろもろの下賤の者・禽獸・飛鳥・魚類のがいるのは、みな前世の罪を背負っているからである。經典には、『責任は腐朽しない』とある。それはこのことを言うのである。

今世に現に下賤の者や畜生の類があるのは、みな前世の因縁による。欲深く他人の財物を奪う者の行く末は、畜生の苦しみである。(過去の盗人の)現在の姿は、このように明らかである。慎んで他人の財物を犯し取ることをないようになさい。」

〔校訂文〕

- 335 佛言。人於世間喜姪^{※1}。犯他人婦女、從是得
- 336 五惡。何等爲五。一者家室^①不和、夫婦數鬪^{※2}、諍
- 337 亡失財物。二者常畏^{※3}、縣官拷治^②、^{※4}鞭杖、從事^{※5}、王
- 338 法所疾身自、當辜拷治鞭榜^③、多得少脫^{※6}。二者
- 339 亦自欺身、常^{※7}恐畏人。四者死後魂神^{※8}、當入太
- 340 山地獄。獄中鬼神^{※9}、燒鐵柱、正赤身^④、當^{※10}抱之。但^{※11}
- 341 坐犯^{※12}他人婦女故、致是極殃^⑤。如是數千萬萬
- 342 歲^{※13}、受刑^{※14}乃竟。五者從太山地獄^{※15}、中出生、當爲鷄
- 343 鷲獸^{※16}。人神無形、所著爲名。今現有鷄鴿^{※17}、當路
- 344 而姪^{※18}。不避^{※19}、母子、亦無節度^{※20}。畜生之屬、皆有厭^{※21}
- 345 足^⑥、鷄鷲^{※22}、姪^{※23}、獨無厭^{※24}。皆從^{※25}、故世宿命。犯他
- 346 人婦女故致是。鷄鷲鴿^{※26}之身、當爲人所食
- 347 嗽。如是懃苦、不可申說。現在分明。慎^{※27}、莫犯他
- 348 人婦女^{※28}。

【BD.3715】

佛言。人於世間喜姪。犯他人婦女、從是得五惡。何等爲五。一者家室不和、夫婦數諍、亡失財物。二者縣官得鞭杖、從是王法所疾身自、當辜多死少生。三者亦自欺身、當恐畏人。四者死後魂魄當入太山地獄。獄鬼燒鐵柱、正赤身自抱之。坐抱他人婦女故、致是極殃。如是數千萬劫、受刑乃竟。五者從太山地獄中出生、當爲鷄鷲鳥獸。人神無形、所著爲名。今現有鷄鴿當路而姪。不比母子、亦無節禮。畜生之屬、皆有信足。鷄鴿姪^{※21}獨無信足。皆由故世宿命。犯他人婦女故致是。鷄鴿鴿之身、當爲人所食嗽。如是懃苦、不可申說。現在分明。莫犯他人婦女也。

〔校注〕

- ※1 「洪」^{BD.3715}は「姪」とする。
- ※2 ^{BD.3715}は「鬪」を欠く。
- ※3 ^{BD.3715}は「常畏」を欠く。
- ※4 「拷治」^{BD.3715}は「得」とする。
- ※5 「事」^{BD.3715}は「是」とする。
- ※6 「拷治鞭榜多得少脫」^{BD.3715}は「多死少生」とする。

- ※7 「常」^{BD.3715}は「當」とする。
- ※8 「神」^{BD.3715}は「魄」とする。
- ※9 「獄中鬼神」^{BD.3715}「獄鬼」とする。
- ※10 「當」^{BD.3715}は「自」とする。
- ※11 ^{BD.3715}は「但」を欠く。
- ※12 「犯」^{BD.3715}は「抱」とする。

- ※ 13 「萬歳」BD.3715は「劫」とする。
- ※ 14 原文「形」BD.3715は「刑」とする。意に拠りて「刑」と改む。
- ※ 15 原文「獄」BD.3715は「地獄」とする。意に拠りて「地」を補う。
- ※ 16 「驚獸」BD.3715は「驚鳥獸」とする。
- ※ 17 「鴿」BD.3715は「驚」とする。
- ※ 18 「姪」BD.3715は「姪洗」とする。
- ※ 19 「避」BD.3715は「比」とする。
- ※ 20 「度」BD.3715は「禮」とする。
- ※ 21 「厭」BD.3715は「信」とする。
- ※ 22 「驚」BD.3715は「鴿」とする。
- ※ 23 「厭」BD.3715は「信」とする。
- ※ 24 「從」BD.3715は「由」とする。
- ※ 25 「鴿」BD.3715は「鴨」とする。
- ※ 26 BD.3715は「慎」を欠く。
- ※ 27 「女」BD.3715は「女也」とする。

〔注釈〕

- ①【家室】家庭、妻。
- ②【拷治】「考治」（拷問によって罪を調べる）と同義か。
- ③【鞭榜】鞭で打つの意か。
- ④【赤身】裸の身。
- ⑤【極殃】大きな災難。
- ⑥【厭足】満足すること。

〔訓読〕

佛言わく。

「人、世間に於いて姪洗を喜ぶ。他人の婦女を犯せば、是れに従りて五惡を得。何等をか五と爲す。

一は家室不和にして、夫婦數鬪諍し、財物を亡失す。

二は常に縣官の拷治鞭杖を畏れ、王法に従事して身自を疾せられ、辜に當たりて拷治鞭榜せらること、多くを得て少なくを脱す。

三は亦た自ら身を欺き、常に人を恐畏す。

四は死後に魂神、當に太山地獄に入るべし。獄中にて鬼神、鐵柱を燒き、正に赤身にて當に之れを抱くべし。但だ他人の婦女を犯すに坐す

が故に、是の極殃を致す。是くの如くすること數千萬萬歳にして、刑を受くること乃ち竟わる。

五は太山地獄中従り出生するも、當に鷄・鶩・獸と爲るべし。人の神の形無く、著する所の名と爲る。

今、現に鷄鶩の路に當りて姪すること有り。母子を避けず、亦た節度無し。畜生の屬、皆な厭足すること有れど、鷄鶩は姪決して獨り厭足すること無し。皆な故き世の宿命に従る。他人の婦女を犯すが故に是れを致す。鷄鶩の身、當に人の食噉する所と爲る。是くの如き懃苦、申説すべからず。現在分明なり。慎みて他人の婦女を犯すこと莫かれ。」

〔訳文〕

仏は仰った。

「人は、世間において姪決して好む。他人の婦女を犯せば、それによって五悪を得る。五とは何か。

一は家庭内が陰悪になり、夫婦間で争いが絶えず、財物を失う。

二は常に県令による拷問や鞭打ちをおそれ、王法（国家の法律）に縛られてその身をさいなまれ、拷問され鞭打たれることが多く、それを免れることは少ない。

三は自分で自分の身を欺き、常に他人を畏れる。

四は死後に靈魂が太山地獄に入る。獄中では、鬼神が焼いた鉄柱を常に裸で抱かなければならない。ただ他人の婦女を犯した罪によって、このような災難を受けるのである。そうして數千万万年ものあいだ罰を受け、ようやく刑が終わるのである。

五は太山地獄から出生しても、鷄・アヒル・獸になる。人の靈魂という形はなく、形となつてあらわれてはじめて名がつくのである。

今、現に鷄や鳩は路上で姪決してする。母や子も見境なく、節操を持たない。畜生の類はみな満足をおぼえるが、鳥類だけは姪決して満足することがない。それはみな前世の因縁による。他人の婦女を犯したためにそうなつてしまったのである。（さらに）鷄・アヒル・ガチョウ・鳩は、人に食われる（苦しみをもち）ものである。このような苦しみは、口で説明することはできない。（因果は）今このように明らかである。慎んで他人の婦女を犯さないようにしなさい。」

〔校訂文〕

- 349 佛言。人於世間喜^{※1}兩舌、讒人^{※2}、惡口、妄^{※3}言、自貢
- 350 高^①、綺語、誹謗聖道、嫉^{※4}賢妬能、啤「口+此」^②高士^{※5}、從是
- 351 得五惡。何等爲五。一者多怨憎^{※6}。二者爲自欺
- 352 身^{※7}、從是人皆不信。三者數逢非禍^③。四者死^{※8}。後
- 353 當入太山地獄。獄鬼從項中拔出其舌、若燒
- 354 鐵鉤、鉤斷^{※9}其舌。求死不得、求生不得。久久數
- 355 千萬歲、受^{※10}刑^{※11}乃竟。五者從地獄中來出生爲
- 356 人、常當^{※12}惡口。口^{※13}齒兔缺^④、蹇^{※14}吃^⑤、重語、瘖瘂^{※15}、不能
- 357 言。今現有是曹人輩^{※16}、皆從故世宿命。兩舌、讒^{※17}
- 358 人、誹謗聖道所致、如是分明。亦可慎口。
- 佛言。人於世間兩舌、惡口、忘言、自貢高、
綺語。誹謗聖道、嫉賢妬能、啤「口+此」言、
從是得五惡。何等爲五。一者多怨憎。二者爲自欺、
從是人皆不信。三者數逢非禍。四者後當入太山
地獄。獄鬼從項中拔出其舌、若燒鐵句、句其舌。
求死不得、求生不得。久久數千萬歲、形乃竟。
五者從地獄中來出生爲人、常惡口。齒兔缺、譽吃、
重語、或音痾、不能言。今現有是曹人、皆從
故世宿命。兩舌、説人、誹謗聖道所致、如是分明。
亦可慎口。

〔校注〕

- ※1 BD.3715は「喜」を欠く。
- ※2 BD.3715は「讒人」を欠く。
- ※3 「妄」¹、BD.3715は「忘」とする。
- ※4 原文「疾」¹、BD.3715は「嫉」とする。意に抛りて「嫉」と改む。
- ※5 「高士」¹、BD.3715は「言」とする。
- ※6 「憎」¹、BD.3715は「増」とする。
- ※7 BD.3715は「身」を欠く。
- ※8 BD.3715は「死」を欠く。
- ※9 「鉤鉤斷」¹、BD.3715は「句句」とする。
- ※10 BD.3715は「受」を欠く。
- ※11 原文「形」、意に抛りて「刑」と改む。
- ※12 BD.3715は「當」を欠く。
- ※13 BD.3715は「口」を欠く。
- ※14 「蹇」¹、BD.3715は「譽」とする。
- ※15 「瘖瘂」¹、BD.3715は「或音痾」とする。
- ※16 BD.3715は「輩」を欠く。
- ※17 「讒」¹、BD.3715は「説」とする。

〔注釈〕

- ①【自貢高】自ら驕り高ぶること。自矜高ともいう。
- ②【啤「口+此」】未詳。「誘る」、「悪しざまに言う」というような意味の語か。
- ③【非禍】災いの意か。
- ④【免缺】上唇がウサギのように裂けているさま。口唇裂。
- ⑤【蹇吃】どもること。
- ⑥【瘖瘂】言葉が話すことができない病氣。

〔訓読〕

佛言わく。

「人、世間に於いて兩舌・讒人・悪口・妄言・自貢高・綺語を喜ぶ。聖道を誹謗し、賢を嫉み能あるを妬み、高士を啤「口+此」し、是れに従りて五惡を得。何等をか五と爲す。

一は怨憎多し。

二は自ら身を欺かんと爲し、是れに従りて人、皆な信ぜず。

三は數しばしば非禍に逢う。

四は死後、當に太山地獄に入るべし。獄鬼、項中従り其の舌を抜き出し、若すなわち鐵鉤を燒き、鉤もて其の舌を斷ず。死を求むるも得ず、生を求むるも得ず。久久ひさしく數千萬歳にして、刑を受くること乃ち竟わる。

五は地獄中従り來たりて出生し人と爲るも、常に當に惡口すべし。口齒は免缺、蹇吃し、重語し、瘖瘂なりて、言うこと能わず。今、現に是れ曹人輩有るは、皆な故き世の宿命に従る。兩舌・讒人、聖道を誹謗するは致す所、是くの如く分明なり。亦た口を慎むべし。」

〔訳文〕

仏は仰った。

「人は、世間に於いて兩舌・讒人・悪口・妄言・驕慢・綺語を好む。聖道を誹謗し、賢者を嫉み能ある者を妬み、高潔な人を啤〔口＋此〕《未詳。誇る、の意か》し、それによつて五悪を得る。五とは何か。

一は怨憎することが多くなる。

二は自分で自分を欺き、そのせいでみなに信用されなくなる。

三はしばしば災いに遭遇する。

四は死後に太山地獄に入る。獄鬼が項中《未詳》からその舌を抜き出して、鉄のカギを焼き、そのカギで舌を断つ。死ぬこともできず、生きることもできない。数千万年もの歳月をかけて、ようやく刑が終わるのである。

五は地獄から出生して人となつても、常に悪口を言うようになる。兔欠（口唇裂）になったり、どもったり、重舌《未詳》や瘡癩になったりして、話すことができなくなる。

今、世に現に曹人輩《未詳》それらの人々、の意か《が》いるのは、みな前世の因縁による。両舌・讒人・聖道を誹謗した者の（現在の）姿は、このように明らかである。口は慎むようにしなさい。」

〔校訂文〕

- 359 佛言。人於世間喜飲酒醉。從¹是²犯三十六失¹。何
 360 等三十六失。一者人³飲酒醉、便子不敬父母、臣
 361 不敬君、君臣父子無有上下。二者醉便言語⁴
 362 常多⁵亂誤。三者醉便兩舌多口⁶語。四者⁷人
 363 有陰⁸私²伏匿之事、醉便導⁹之。五者醉便哭天
 364 扇¹⁰社、不避忌諱。六者醉¹¹便臥道中、不能復歸、
 365 亡¹²失所持財物。七者醉便坐起不能自端政。
 366 八者醉便低仰其¹³頭橫行、或墮溝坑。九者醉
 367 便頓赴復起¹⁴、破傷¹⁵面目。十者醉便賣買、常當亂
 368 誤。十一者醉便多失¹⁶事³、不¹⁷憂治生⁴。十二者醉便
 369 所有財物、日日¹⁸消散耗減¹⁹。十三者醉便不憂
 370 念妻子飢寒。十四者醉便惡²⁰罵不避²¹王法。十
 371 五者醉便妄入人舍²²牽人婦女、語言干悞²³、其
 372 過無狀⁶。十六者醉便解衣脫褲袴、裸²⁴形而走。
 373 十七者醉使人、過其傍²⁵、欲與其²⁶鬪。十八者醉
 374 便²⁷踢地⁷、嚙呼⁸、驚動²⁸四隣¹⁰。十九者醉便妄²⁹殺蟲
 375 蠱。二十者醉便打撲³⁰舍中什物壞³¹之。二十一者醉
 376 便不別知識³²、親屬、尊卑。二十二者醉便爲兒客¹¹
 377 奴婢之所輕慢³³。二十三者醉便家室視之、猶如
 378 醉³⁴囚。語言³⁵衝口而³⁶出。二十四者醉便臥睡³⁷覺時、
 379 身體如被病。二十五者醉便吐逆惡露¹⁰、妻子惡³⁸
 380 見其狀。二十六者醉便欲前蕩³⁹、虎狼無所畏避。

【BD:3715】

- 佛言。人於世間喜飲酒。從醉犯三十六失。
 何等三十六失。一者飲酒醉、便子不敬父母、臣
 不敬君、君臣父子無有上下。二者醉便語言
 常當亂誤。三者醉便兩舌多語。四者人有音
 私伏匿之事、醉便道之。五者醉便哭天溺社、
 不避忌諱。六者便臥道中、不能復歸、或亡失
 所持財物。七者醉便坐起不能自端政。八者醉便
 低仰頭橫行、或墮溝坑。九者醉便頓赴復起、傷破
 面目。十者醉便賣買、常當亂誤。十一者醉便多失
 事、憂治生。十二者醉便所有財物、日耗散減。
 十三者醉便不憂念妻子飢寒。十四者醉便嚙罵、
 不比王法。十五者醉便妄入人舍中牽人婦女、
 語言干悞、其過無狀。十六者醉便解衣脫褲袴、
 裸形而走。十七者醉使人、過其傍故、欲共鬪。
 十八者醉踢地嚙呼、驚怖四隣。十九者醉便忘殺
 蟲蠱。二十者醉便搗擊舍中什物破壞之。二十一者
 醉便不別親屬、尊卑。二十二者醉便爲兒客所輕易。
 二十三者醉便家室視之、如酒囚。言語衝口出。
 二十四者醉便臥覺時、身體如被病。二十五者醉便吐逆
 惡露、妻子汚見其狀。二十六者醉便前欲湯、虎狼無所
 畏避。二十七者醉便不敬佛、不敬經法、不敬明經賢者、
 不敬沙門道人。二十八者醉便姪洩、無所畏避。

381 二十七者醉便不敬佛、不敬經法^{※40}、不敬明經賢者、不敬
 382 沙門道人。二十八者醉便姪洗、無所畏避。二十九
 383 者醉便如^{※41}狂顛^{※42}人。人見之皆走。三十者醉便
 384 臥^{※43}時如死人。無所識知。三十一者醉便^{※44}或得靨
 385 面^⑭、或得酒疽^⑮、痿黃^⑯、熱病^{※45}。三十二者醉便天龍鬼
 386 神、皆^{※46}用酒爲惡。三十三者醉便親厚知識、日遠
 387 離之。三十四者醉便倨^{※47}視長吏、或得鞭榜、或得
 388 塔耳^{※48}。三十五者醉便死後魂魄當入太山地獄
 389 中。當^{※49}於^{※50}獄中常^{※51}飲消銅^⑰。消銅^{※52}入口口焦、入腹
 390 腹焦、銅下過^{※53}去。如是求生不得、求死不得。如
 391 是數千億萬歲、受刑^{※54}乃竟^{※55}。三十六者從^{※56}地獄中
 392 來出生爲人、常當愚癡無所識知。今現有愚
 393 癡無所識知人輩^{※57}、皆從故世^{※58}宿命。飲酒醉^{※59}所
 394 致、如是分明。亦可慎^{※60}酒。酒有三十六失。飲酒醉
 395 者、皆犯三十六失。佛說經訖^{※61}。諸天、梵釋、諸天龍鬼神^{※62}、
 396 四輩弟子、聞佛所說皆大歡喜、作禮而去。
 397
 398 佛說提謂經卷下

二十九者醉便顛狂人。人見之皆走。三十者醉便
 臥時如死人。無所識知。三十一者或得靨面、
 或得酒疽、酒痿、黃熱。三十二者醉便天龍鬼神、
 皆共用酒爲惡。三十三者醉便親厚知識、日遠離之。
 三十四者醉便倨視長吏、或得鞭榜、或得合明。
 三十五者醉便死後魂魄當入太山地獄中。於地獄中
 當飲銷銅。銅入口口焦、入腹腹焦、銅下去。如
 是數千萬歲、形乃竟。三十六者醉從地獄中來出生
 爲人、常當愚癡無所識知。今現有愚癡無所識知人、
 皆從故世中宿命。飲酒喜醉所致、如是分明。亦可
 慎酒。酒有三十六失。飲酒醉者、皆犯三十六失。
 佛說經已。諸天、梵釋、諸天龍鬼神、四輩弟子、
 聞佛所說皆大歡喜、作禮而去。

〔校注〕

※1 「醉從」、BD.3715は「從醉」とする。
 ※2 BD.3715は「是」を欠く。
 ※3 BD.3715は「人」を欠く。

※4 「言語」、BD.3715は「語言」とする。
 ※5 「多」、BD.3715は「當」とする。
 ※6 BD.3715は「口」を欠く。

- ※7 原文「醉人」、BD.3715は「醉」を欠く。意に抛りて「醉」を削除する。
- ※8 「陰」、BD.3715は「音」とする。
- ※9 「導」、BD.3715は「道」とする。
- ※10 「扇」、BD.3715は「溺」とする。
- ※11 BD.3715は「醉」を欠く。
- ※12 「亡」、BD.3715は「或亡」とする。
- ※13 BD.3715は「其」を欠く。
- ※14 原文「便項覆起」、BD.3715は「便頓赴復起」とする。意に抛りて「便頓赴復起」と改む。
- ※15 「破傷」、BD.3715は「傷破」とする。
- ※16 原文「失」、BD.3715は「多失」とする。意に抛りて「多」を補う。
- ※17 BD.3715は「不」を欠く。
- ※18 「日」、BD.3715は「日」一字を欠く。
- ※19 「消散耗滅」、BD.3715は「耗散滅」とする。
- ※20 「惡」、BD.3715は「囉」とする。
- ※21 「避」、BD.3715は「比」とする。
- ※22 「舍」、BD.3715は「舍中」とする。
- ※23 「悞」、BD.3715は「悞」とする。
- ※24 「裸」、BD.3715は「裸」とする。
- ※25 「傍」、BD.3715は「傍故」とする。
- ※26 「與其」、BD.3715は「共」とする。
- ※27 BD.3715は「便」を欠く。
- ※28 「動」、BD.3715は「怖」とする。
- ※29 「妄」、BD.3715は「忘」とする。
- ※30 「打撲」、BD.3715は「搗擊」とする。
- ※31 「壞」、BD.3715は「破壞」とする。
- ※32 BD.3715は「知識」を欠く。
- ※33 「奴婢之所輕慢」、BD.3715は「所輕易」とする。
- ※34 「猶如醉囚」、BD.3715は「如酒囚」とする。
- ※35 「語言」、BD.3715は「言語」とする。
- ※36 BD.3715は「而」を欠く。
- ※37 BD.3715は「睡」を欠く。
- ※38 「惡」、BD.3715は「汚」とする。
- ※39 原文「欲前蕩」、BD.3715は「前欲蕩」とし、同文を有する『分別善惡所起經』は「欲前蕩」とする。意に抛りて『分別善惡所起經』の文を採り、「欲前蕩」と改む。
- ※40 原文「醉便不敬經法」、BD.3715は「醉便不敬佛不敬經法」とする。「不敬佛」を脱文とみて、これを補う。
- ※41 BD.3715は「如」を欠く。
- ※42 「狂顛」、BD.3715は「顛狂」とする。
- ※43 原文「臥臥」、BD.3715は「臥」を一字欠く。意に抛りて「臥」一字を削除する。
- ※44 BD.3715は「醉便」を欠く。
- ※45 「痿黃熱病」、BD.3715は「酒黃痿疽」とする。
- ※46 「皆」、BD.3715は「皆共」とする。
- ※47 原文「踞」、BD.3715は「倨」とする。意に抛りて「倨」と改む。

- ※ 48 「塔耳」^{BD.3715}は「合明」とする。
- ※ 49 ^{BD.3715}は「當」を欠く。
- ※ 50 「於獄」^{BD.3715}は「於地獄」とする。
- ※ 51 「常」^{BD.3715}は「當」とする。
- ※ 52 「消銅消銅」^{BD.3715}は「銷銅銅」とする。
- ※ 53 ^{BD.3715}は「過」を欠く。
- ※ 54 原文「形」、意に抛りて「刑」と改む。
- ※ 55 「如是求生不得求死不得如是數千萬歲受刑乃竟」^{BD.3715}は「如是數千萬歲形乃竟」とする。

〔注釈〕

- ① 【三十六失】 飲酒三十六失については、本論第二章の第二節・第三節を参照。
- ② 【陰私】 秘密の事柄。
- ③ 【失事】 失敗。
- ④ 【治生】 生計を立てること。
- ⑤ 【干悞】 「干」は「犯す」、「悞」は「間違う、誤る」の意。「間違いを犯す」の意か。
- ⑥ 【無狀】 礼儀を欠くさま。
- ⑦ 【蹋地】 地を踏む。
- ⑧ 【嚙呼】 叫ぶ、うるさくする。
- ⑨ 【驚動】 人を驚かす。

- ※ 56 「從」^{BD.3715}は「醉從」とする。
- ※ 57 ^{BD.3715}は「輩」を欠く。
- ※ 58 「宿命」^{BD.3715}は「中宿命」とする。
- ※ 59 「醉」^{BD.3715}は「喜醉」とする。
- ※ 60 原文「順」^{BD.3715}は「慎」とする。意に抛りて「慎」と改む。
- ※ 61 「訖」^{BD.3715}は「已」とする。
- ※ 62 原文「諸鬼神」^{BD.3715}は「諸天龍鬼神」とする。「天龍」を脱文とみて、これを補う。

- ⑩ 【四隣】 となり近所。
- ⑪ 【兒客】 奴隸のこども。
- ⑫ 【惡露】 ここでは嘔吐物を指すか。
- ⑬ 【狂顛】 狂人、精神異常。
- ⑭ 【靨面】 未詳。顔面にあらわれる皮膚疾患の類か。
- ⑮ 【酒疽】 未詳。飲酒によってあらわれる皮膚疾患の類か。
- ⑯ 【痿黃】 皮膚が黄色くなり、つやがなくなる症状。
- ⑰ 【消銅】 熔けた銅のことか。

〔訓読〕

佛言わく。

一人、世間に於いて飲酒して酔うを喜ぶ。是れに従りて三十六失を犯す。何等三十六失とは。

一は、人、飲酒して酔えば、便ち子は父母を敬わず、臣は君を敬わず、君臣父子に上下有ること無し。

二は、酔えば便ち言語に常に亂誤多し。

三は、酔えば便ち兩舌して口語多し。

四は、人に陰私伏匿の事有るを、酔いて便ち之れを導く。

五は、酔えば便ち哭天扇社（未詳）し、忌諱を避けず。

六は、酔えば便ち道中に臥し、復歸すること能わず、所持の財物を亡失す。

七は、酔えば便ち坐起するに自ら端政なること能わず。

八は、酔えば便ち其の頭を低仰して横行し、或いは溝坑に墮つ。

九は、酔えば便ち赴くに、頓つまずきては復た起き、面目を破傷す。

十は、酔えば便ち賣買するに、常に當に亂誤すべし。

十一は、酔えば便ち失事多く、治生を憂えず。

十二は、酔えば便ち所有の財物、日に消散耗減す。

十三は、酔えば便ち妻子の飢寒を憂念せず。

十四は、酔えば便ち惡罵すること、王法を避けず。

十五は、酔えば便ち妄りに人舎に入りて人の婦女を牽き、語言を干悞し、其れ無狀なること過ぐ。

十六は、酔えば便ち衣を解き禪袴を脱ぎ、裸形で走る。

十七は、酔えば便ち人、其の傍を過ぐるに、其れと與に闘わんと欲す。

十八は、酔えば便ち蹋地嚙呼して、四隣を驚動す。

十九は、酔えば便ち妄りに蟲蠱を殺す。

二十は、酔えば便ち舎中の什物を打撲して之れを壞す。

二十一は、酔えば便ち知識・親屬・尊卑を別たす。

二十二は、酔えば便ち兒客奴婢の輕慢する所と爲る。

二十三は、酔えば便ち家室之れを視ること、猶お醉囚《未詳》の如し。語言、口を衝いて出づ。

二十四は、酔えば便ち臥睡より覺むる時、身體被病するが如し。

二十五は、酔えば便ち惡露を吐逆し、妻子、其の狀を見て惡む。

二十六は、酔えば便ち前蕩ササまんと欲するに、虎狼を畏避する所無し。

二十七は、酔えば便ち仏を敬わず、經法を敬わず、明經の賢者を敬わず、沙門道人を敬わず。

二十八は、酔えば便ち姪洩し、畏避する所無し。

二十九は、酔えば便ち狂顛の人の如し。人、之れを見て皆な走る。

三十は、酔えば便ち臥す時、死人の如し。識知する所無し。

三十一は、酔えば便ち或いは靨面を得、或いは酒疸・痿黃・熱病を得。

三十二は、酔えば便ち天龍鬼神、皆な酒を用いて惡を爲す。

三十三は、酔えば便ち親厚知識、日ひび之れを遠離す。

三十四は、酔えば便ち倨むじりて長吏を視、或いは鞭撻を得、或いは塔耳《未詳》を得。

三十五は、酔えば便ち死後に魂魄當に太山地獄中に入るべし。當に獄中に於いては常に消銅を飲むべし。消銅、口に入らば口焦げ、腹に入らば腹焦げ、銅下りて過ぎ去る。是くの如く、生を求むるも得ず、死を求むるも得ず。是くの如くすること數千億萬歲、刑を受くること乃ち竟わる。

三十六は、地獄中従り來たりて出生し人と爲るも、常に當に愚癡にして識知する所無し。

今、現に愚癡にして識知する所無き人輩有るは、皆な故き世の宿命に従る。飲酒して酔うは致す所、是くの如く分明なり。亦た酒を慎むべし。酒に三十六失有り。飲酒して酔えば、皆な三十六失を犯す。」

佛、説經し訖る。諸天・梵釋・諸天龍鬼神・四輩の弟子、佛の説く所を聞きて皆な大いに歡喜し、作禮して去る。
佛説提謂經卷下

〔訳文〕

仏は仰った。

一人は、世間において飲酒して酔うことを好む。それによって三十六失を犯す。三十六失とは何か。

一は、人は飲酒して酔えば、子は父母を敬わなくなり、臣は君を敬わなくなり、君臣や父子の間に上下の別がなくなる。

二は、酔えば言葉に乱れが多くなる。

三は、酔えば発言に食いちがいが生じて、言葉が多くなる。

四は、人には秘密や隠し事があるものだが、酔えばそれを口にしてしまう。

五は、酔えば哭天扇社《未詳》して、おそれ避けるべきものを避けなくなる。

六は、酔えば道中に寝転がって起きあがれなくなり、所持している財物を失くす。

七は、酔えば座ったり立ち上がりたりする際、正しい姿勢を保つことができなくなる。

八は、酔えばその頭を上下して横歩きたうえ、溝坑に落ちてしまう。

九は、酔って外に出ればつまずき、また立ち上がって（を繰り返し）、顔面を破傷する。

十は、酔えば売買をする時に、誤りが多くなる。

十一は、酔えば失敗が多くなり、生計を懸念しなくなる。

十二は、酔えば所有の財物が日ごとに減っていく。

十三は、酔えば妻子が飢え凍えることを憂慮しなくなる。

十四は、酔えば罵言を口にし、その対象は王法にまで及ぶ。

十五は、酔えば妄りに他人の住居に入って他人の婦女の手を牽き、言葉を誤り、礼儀を欠くことが度を超える。

- 十六は、酔えば着物を解いて袴を脱ぎ、裸になって走る。
- 十七は、酔えば通りすがりの人と喧嘩をしたくなる。
- 十八は、酔えば地団太を踏んで騒ぎ、となり近所を驚かす。
- 十九は、酔えば妄りに虫蠱《未詳》を殺す。
- 二十は、酔えば家屋の物を叩いて壊す。
- 二十一は、酔えば知識・親族・尊卑を区別しなくなる。
- 二十二は、酔えば奴隸の子や奴婢に軽慢される。
- 二十三は、酔えば妻が酔囚《未詳》を見るかのようにその人を見る。言葉が口を衝いて出る。
- 二十四は、酔えば睡眠から醒める時、身体が病気にかかったように感じる。
- 二十五は、酔えば嘔吐して、妻子はその状態を見て嫌悪する。
- 二十六は、酔えば進む先に虎や狼がいても、畏避せずに進行する。
- 二十七は、酔えば仏を敬わず、経法を敬わず、沙門道人を敬わなくなる。
- 二十八は、酔えば見境なく姪洩する。
- 二十九は、酔えば狂人のようになる。それを見た人はみな走り逃げてしまう。
- 三十は、酔えば死人のように眠り、前後不覚になる。
- 三十一は、酔えば靨面《未詳》を患ったり、酒疸《未詳》・痿黄・熱病を患ったりする。
- 三十二は、酔えば天龍鬼神がみな酒を用いて悪事をする。
- 三十三は、酔えば親しい人や知識が日ごとに離れてゆく。
- 三十四は、酔えば驕った態度で長吏を見て、鞭打ちされたり、塔耳《未詳》を得たりする。
- 三十五は、酔えば死後に魂魄が太山地獄に入る。獄中においては常に消銅（熱して溶かした銅）を飲まされる。消銅は口に入れば口が焦げ、腹に入れば腹が焦げ、銅は（体内を）下って過ぎ去る。このように、生を求めても得られず、死を求めても得られない。数千億万年かかってようやく、刑が終わるのである。
- 三十六は、地獄から出生して人となっても、常に愚癡であって知識もなくなる。

今、現に愚癡であつて知識のない者たちがいるのは、みな前世の因縁による。飲酒して酔う者（現在の姿）は、このように明らかである。酒を慎むようにしなさい。酒には三十六失がある。飲酒して酔えば、みなそれを犯すのである。」

仏は説経を終えられた。諸天・梵釈・諸天龍鬼神・四輩（比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷）の弟子たちは、仏の説かれたことを聞いてみな大いに歓喜し、作礼して去つていった。

仏説提謂經卷下

参考文献

※ 排列は著者名五〇音順とする。

論文

- ・池平紀子 「道教と中国撰述経典」 『道教研究の最先端』 大河書房、二〇〇六、三六―六三頁)
- ・池平紀子 「仏・道における五戒の受持と二十五神の守護について」 『東方学』 一一六、二〇〇八、五五―七三頁)
- ・大内文雄 『浄度三昧経』 解題」 (牧田諦亮監修、落合俊典編集『中国撰述経典(其之二)』七寺古逸経典研究叢書第二卷、大東出版社、一九九六、三二五―三四九頁)
- ・兼子秀利 「北魏前期の仏教」 (田村博士頌寿 東洋史論叢 田村博士退官記念事業会、一九六八、二二―三三―三四頁)
- ・侯広信 『提謂波利経』 における儒家思想の影響―五行説を例として―」 『東アジア仏教学論集』 五、二〇一三、三三三―三五七頁)
- ・侯広信 『提謂波利経』 の道教経典に対する影響―『太上老君戒経』 を例として―」 『武蔵大学人間科学研究所年報』 四、二〇一五、一一―一三〇頁)
- ・侯広信 「提謂波利経」 敦煌写本基礎研究」 『宗教研究』 二〇一五(春)、中国人民大学仏教与宗教学理論研究所主編、七六―一三四頁)
- ・侯広信 「提謂波利経」 研究」 (博士学位論文、中国人民大学、二〇一六)
- ・定方晟 「二商人奉食の伝説について」 『東海大学紀要 文学部』 七六、二〇〇二、七五―一八頁)
- ・田戸大智 『大乘義章』 三十講について」 『印度学仏教学研究』 六一―一、二〇一二、一五七―一六三頁)
- ・田戸大智 『大乘義章』 の修学について―論議関連資料を中心に―」 (国際シンポジウム報告書 2014 『東アジア仏教写本研究』 国際仏教学大学院大学日本古写経研究所、文科省戦略プロジェクト実行委員会、二〇一五、三九―五九頁)

- ・ 田戸大智 「日本における『大乘義章』の受容と展開——附 身延文庫蔵「大乘義章第八抄」所収「二種生死義」翻刻」(『地論宗の研究』国書刊行会、二〇一七、六一一—六五二頁)
- ・ 塚本善隆 「中国の在家仏教特に庶民仏教の一經典——提謂波利經の歴史——」(『北朝仏教史研究』塚本善隆著作集第二卷、大東出版社、一九七四、一八七—二四〇頁。初出は「支那在家仏教特に庶民仏教の一經典——提謂波利經の歴史——」『東方学報』京都二二—三、一九四一、二九三—三五三頁。次に「支那の在家仏教特に庶民仏教の一經典——提謂波利經の歴史——」『支那仏教史研究』北魏篇、清水弘文堂書房、一九六九、二九三—三五四頁に収録)
- ・ 土橋秀高 「敦煌資料「仏説提謂五戒經并威儀卷下」について」(『印度学仏教学研究』二五—一、一九七六、一一三—一一七頁)
- ・ 直海玄哲 「北魏太武帝廢仏考」(『仏教史研究』一九・二〇、一九八四、二二—三八頁)
- ・ 中嶋隆蔵 「疑經に見える疾病・養生觀の一側面——『提謂經』とその周辺——」(坂出祥伸編『中国古代養生思想の総合的研究』平河出版社、一九八八、六四九—六七三頁)
- ・ 春本秀雄 「『提謂波利經』と讖緯思想」(『仏教論叢』三三、一九八八、九—一九四頁)
- ・ 春本秀雄 「提謂波利經と五行思想」(『宗教研究』二七九、一九八九、二二六—二二八頁)
- ・ 春本秀雄 「『提謂波利經』と中華思想」(『宗教研究』二八三、一九九〇、一二六—一二八頁)
- ・ 春本秀雄 「疑經と讖緯思想——特に『提謂波利經』について——」(『塩入良道先生追悼論文集 天台思想と東アジア文化の研究』山喜房仏書林、一九九一、四二—四三三頁)
- ・ 春本秀雄 「北魏太武帝の廢仏と凶讖禁絶についての一試論」(『緯学研究論叢——安居香山博士追悼——』平河出版社、一九九三、二九九—三二四頁)
- ・ 福井康順 「魏書釈老志「老」部(対訳)」(横超慧日編『北魏仏教の研究』平楽寺書店、一九七〇、四五—四九二頁)
- ・ 牧田諦亮 「中国仏教における疑經研究序説——敦煌出土疑經類をめぐって——」(『東方学報』京都三五、一九六四、三三七—三九六頁)
- ・ 牧田諦亮 「敦煌本提謂經の研究(上)——安世高譯分別善惡所起經との類似——」(『仏教大学院研究紀要』一、一九六八、一三七—一八五頁)
- ・ 牧田諦亮 「北魏の庶民經典について」(横超慧日編『北魏仏教の研究』平楽寺書店、一九七〇、三七五—四〇六頁)
- ・ 牧田諦亮 「敦煌本提謂經の研究(下)——安世高譯分別善惡所起經との類似——」(『仏教大学院研究紀要』二、一九七一、一六五—一九七頁)
- ・ 牧田諦亮 「ペリオ本「提謂經」について」(『藤原弘道先生古稀記念 史学仏教学論集』一九七三、一一四—一二二頁)

- ・松下憲一「北魏崔浩国史事件―法制からの再検討―」『東洋史研究』六九―二、二〇一〇、二〇五―二三二頁)
- ・道端良秀「中国仏教に於ける五戒と五常の問題」『印度学仏教学研究』四―二、一九五六、四四四―四五三頁)
- ・安居香山「漢魏六朝時代に於ける凶讖と仏教―特に僧伝を中心として―」『塚本博士頌寿記念 仏教史学論集』一九六一、八五五―八六八頁)
- ・山口大輔(意眞)「宋代十一世紀にみえる『提謂波利経』の真偽問題」『龍谷大学大学院文学研究科紀要』三一、二〇〇九、九九―一一九頁)
- ・山口大輔(意眞)『提謂波利経』佚文補遺」『仏教学研究』六七、二〇一一、七一―九三頁)
- ・山口大輔(意眞)『提謂波利経』散佚部分の教説」『印度学仏教学研究』六〇―二、二〇一二、七六五―七六八頁)
- ・呂宗力著、李雲・中村敏子訳「両晋南北朝より隋に至る凶讖を禁絶する歴史の真相」『中村璋八博士古稀記念 東洋学論集』汲古書院、一九九六、二四三―三〇一頁)

著作

- ・石松日奈子『北魏仏教造像史の研究』(ブリュッケ、二〇〇五)
- ・鎌田茂雄『中国仏教史』第四卷 南北朝の仏教(下)(東京大学出版会、一九九〇初版、二〇〇二第二刷)
- ・川本芳昭『中華の崩壊と拡大 魏晋南北朝』(中国の歴史五、講談社、二〇〇五)
- ・久保田量遠『中国儒道仏三教史論』(国書刊行会、一九八六。一九三七原本発行)
- ・佐藤智水『北魏仏教史論考』(岡山大学文学部研究叢書一五、岡山大学文学部、一九九八)
- ・島邦男『五行思想と礼記月令の研究』(汲古書院、一九七一)
- ・曹凌『中国仏教疑偽経綜録』(上海古籍出版社、二〇一一)
- ・塚本善隆『魏書积老志の研究』(塚本善隆著作集第一卷、大東出版社、一九七四)
- ・湯用彤『漢魏両晋南北朝仏教史』(二〇世紀仏学経典文庫、麻天祥主編、武漢大学出版、二〇〇八)
- ・中村璋八『五行大義』(中国古典新書、明德出版社、一九七三年初版、二〇〇九年第一五版)

- ・西脇常記『イスタンブール大学図書館所蔵トルファン出土漢語断片研究』（同志社大学文学部文化史学科西脇研究室編集発行、二〇〇七）
- ・任継愈主編『定本中国仏教史Ⅲ』（柏書房、一九九四）
- ・船山徹『仏典はどう漢訳されたのか―スートラが経典になるとき』（岩波書店、二〇一三）
- ・牧田諦亮『疑経研究』（牧田諦亮著作集第一巻、臨川書店、二〇一四）
- ・牧田諦亮監修、落合俊典編集『中国撰述経典（其之二）』（七寺古逸経典研究叢書第二巻、大東出版社、一九九六）
- ・三崎良章『五胡十六国 中国史上の民族大移動「新訂版」』（東方選書④③、東方書店、二〇一二第一刷、二〇一三第二刷）
- ・道端良秀『中国仏教史の研究』（法蔵館、一九七〇）
- ・望月信亨『仏教経典成立史論』（法蔵館、一九四六）
- ・安居香山『緯書と中国の神秘思想』（平河出版社、一九八八第一刷、一九九四第二刷）
- ・『道蔵輯要』と明清時代の宗教文化』（平成20年度～平成23年度科学研究費補助金基盤報告（A）『道蔵輯要』と明清時代の宗教文化』研究成果報告書、研究代表者 麥谷邦夫、二〇一二）

謝辞

『提謂波利経』Ch.2317の存在を御教示くださいました定源（王招國）先生

「大乘義章抄」翻刻文の掲載に際し御高配を賜りました身延山久遠寺身延文庫文庫長 松村潮隆様、同文庫主事 渡辺永祥様、並びに御当局「大乘義章抄」引文の存在の御教示及び画像閲覧に際し御高配を賜りました田戸大智先生

ここに記して心より感謝の意を表します。

また本研究を始めるきっかけをくださり、指導教官として長年御指導を賜りました落合俊典先生に心より感謝申し上げます。